野々市市地域防災計画（案）

野々市市防災会議

野々市市地域防災計画

第１編　一般災害対策

（修正案）

目　次

第１章　総 則

第 1 節　目的 ····· 1-1-1
第 2 節　市及び防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱····· 1-2-1
第 3 節　市民等の基本的責務····· 1-3-1
第 4 節　地域の特質と既往の災害····· 1-4-1

第２章　一般災害予防計画

第 1 節　防災知識の普及····· 2-1-1
第 2 節　市民及び事業者等のとるべき措置····· 2-2-1
第 3 節　自主防災組織の育成····· 2-3-1
第 4 節　防災ボランティアの活動環境の整備····· 2-4-1
第 5 節　防災訓練の充実····· 2-5-1
第 6 節　防災体制の整備····· 2-6-1
第 7 節　通信施設等の災害予防····· 2-471
第 8 節　水害予防 ····· 2-8-1
第 9 節　季節風・台風等に対する風害予防····· 2-9-1
第 10 節　火災予防····· 2-10-1
第 11 節　避難体制の整備····· 2-11-1
第 12 節　要配慮者対策····· 2-12-1
第 13 節　緊急輸送体制の整備····· 2-13-1
第 14 節　医療体制の整備····· 2-14-1
第 15 節　健康管理活動体制の整備····· 2-15-1
第 16 節　こころのケア活動体制の整備····· 2-16-1
第 17 節　食料及び生活必需品等の確保····· 2-17-1
第 18 節　豪雪に対する雪害予防····· 2-18-1
第 19 節　干ばつに対する災害予防····· 2-19-1
第 20 節　防災パトロール等による災害予兆の早期発見····· 2-20-1
第 21 節　危険物に対する災害予防····· 2-21-1
第 22 節　建築物等災害予防····· 2-22-1
第 23 節　公共施設災害予防····· 2-23-1
第 24 節　防災上必要な施設及び資機材等の点検整備····· 2-24-1

第３章　一般災害応急対策計画

第 1 節　初動体制の確立 3-1-1
第 2 節　事前措置及び応急措置 3-2-1
第 3 節　災害、気象等に関する予報・注意報・警報等の細分区域
及び種類並びに発表基準 3-3-1
第 4 節　災害予警報の伝達体制 3-4-1
第 5 節　災害情報の収集・伝達 3-5-1
第 6 節　通信手段の確保 3-6-1
第 7 節　災害広報 3-7-1
第 8 節　消防活動 3-8-1
第 9 節　救援隊等の派遣要請と受入体制 3-9-1
第 10 節　避難誘導等 3-10-1
第 11 節　要配慮者の安全確保 3-11-1
第 12 節　災害医療及び救急医療 3-12-1
第 13 節　健康管理活動 3-13-1
第 14 節　救助・救急活動 3-14-1
第 15 節　水防活動 3-15-1
第 16 節　災害救助法の適用 3-16-1
第 17 節　災害警備及び交通規制 3-17-1
第 18 節　行方不明者の捜索、遺体の収容・埋葬 3-18-1
第 19 節　ライフライン施設の応急対策 3-19-1
第 20 節　公共土木施設等の応急対策 3-20-1
第 21 節　給水活動 3-21-1
第 22 節　食料の供給 3-22-1
第 23 節　生活必需品その他物資の供給 3-23-1
第 24 節　障害物の除去 3-24-1
第 25 節　輸送手段の確保 3-25-1
第 26 節　こころのケア活動 3-26-1
第 27 節　防疫及び保健衛生活動 3-27-1
第 28 節　ボランティア活動の支援 3-28-1
第 29 節　し尿、生活ごみ、がれき及び産業廃棄物の処理 3-29-1
第 30 節　住宅の応急対策 3-30-1
第 31 節　文教対策 3-31-1
第 32 節　除雪活動 3-32-1

第４章　災害復旧・復興計画

第 1 節　公共施設の災害復旧‥‥‥

野々市市地域防災計画（修正案）

第Ⅰ編　一般災害対策編　　第１章　総則

野々市市地域防災計画	

第１章　総則

第１節　目的

野々市市地域防災計画は、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、野々市市防災会議が作成する計画であり、野々市市及び関係機関等が協力して、様々な対策を組み合わせた総合的な防災対策を講じ、地震、洪水等の災害から市民の生命、身体及び財産を保護するために必要な事項について定め、防災対策に万全を期し、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめることを目的とする。

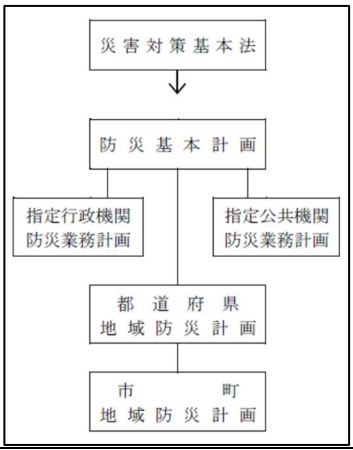
また、災害対策の実施に当たっては、市及び関係機関等は、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に緊密な連携を図る。

併せて、市を中心に、市民一人ひとりが自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために消防団、自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、市、県、防災関係機関、事業者及び市民等が一体となって最善の対策をとらなければならない。

なお、市は、施策を実施するため、災害応急対策のための災害救助関係費用の支弁に要する財源はもとより、災害対策全般に要する経費の財源にあてるため、財政調整基金等の積立、運用等に努める。

１　市、本市の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務及び業務の大綱
２　災害発生の未然防止又は被害の軽減を図るため、防災施設の整備及び市民への防災知識の普及等に関する災害予防計画
３　災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するための災害応急対策に関する計画
４　災害発生後、被災した諸施設を復旧するなど、将来の災害に備える災害復旧・復興計画その他必要な計画

市地域防災計画の位置づけ



第２節　市及び防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

市の区域を管轄する各防災関係機関及び区域内の防災上重要な施設の管理者は、それぞれの所掌事務又は業務を通じ、全機能を有効に発揮し、相互協力して市の地域に係る防災に寄与すべきものとし、それぞれが防災に関し処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
野々市市	（１）野々市市防災会議に関する事務に関すること。 （２）防災に関する施設の整備に関すること。 （３）防災思想の普及、教育及び訓練に関すること。 （４）自主防災組織の育成及び指導に関すること。 （５）災害に関する情報の収集及び伝達に関すること。 （６）警報の伝達及び避難指示に関すること。 （７）災害の防御及び拡大防止の対策に関すること。 （８）県及び自衛隊の応援要請に関すること。 （９）被災者の救助及び医療に関すること。 (10) 災害応急対策及び災害復旧資材の確保に関すること。 (11) 災害時における文教対策に関すること。 (12) 市の管理に属する被災施設の応急対策及び復旧対策に関すること。 (13) 被災施設の復旧対策に関すること。 (14) 被災産業に対する融資等の対策に関すること。 (15) 管内関係機関が実施する災害応急対策等の調整に関すること。 (16) 災害対策に関する他の自治体との相互応援協力に関すること。 (17) 災害に関する広報に関すること。 (18) 災害による被害状況の調査及び報告に関すること。 (19) 災害時の清掃、防疫その他保健衛生に関すること。 (20) 警戒区域の設定、交通対策及び輸送に関すること。 (21) 避難所の開設及び運営に関すること。
白山野々市広域事務組合 野々市消防署	（１）消防力の整備に関すること。 （２）災害の予防、警戒及び鎮圧に関すること。 （３）救出救助及び救護措置に関すること。 （４）防災に関する訓練の実施及び教育に関すること。
白山警察署 野々市交番 野々市北交番 野々市南交番	（１）災害時における犯罪予防など社会秩序の維持に関すること。 （２）災害時における交通の確保及び規制に関すること。 （３）情報の収集及び連絡に関すること。 （４）救出救助及び避難誘導に関すること。 （５）遺体の検視及び身元確認に関すること。
石川県	（１）災害に関する行政機関、公共機関及び市町相互間の連絡調整に関すること。 （２）市町が処理する事務、事業の指導及び総合調整に関すこと。 （３）災害救助法適用時の諸対策に関すること。
石川土木総合事務所	（１）管内県道の除雪など維持管理及び災害予防並びに災害復旧に関すること。 （２）管内公共土木施設の防災対策に関すること。 （３）管内県道、橋りょう等の被害調査及び応急対策に関すると。

		（４）管内県道、橋りょう等の災害復旧に関すること。
石川中央保健福祉センター		（１）災害時の医療、防疫及び衛生管理に関すること。 （２）災害時の健康管理活動に関すること。 （３）食品衛生に関すること。
（社福）野々市市社会福祉協議会		（１）ボランティアの受け入れ等に関すること。 （２）災害ボランティアセンターの開設及び運営に関すること。
指定地方行政機関	北陸財務局	（１）地方公共団体に対する災害融資に関すること。 （２）災害時における金融機関に対する緊急措置の指示に関すること。 （３）主務省の要請による災害復旧事業費査定の立会に関すること。 （４）提供、使用可能な国有財産（未利用地等、庁舎及び宿舎）の情報提供に関すること。（平時における定期又は随時の情報提供を含む） （５）国有財産（未利用地等、庁舎及び宿舎）の津波避難ビル等避難場所の指定に係る相談対応及び各種調整に関すること。（災害時の避難に必要な物資の備蓄等に関する対応を含む） （６）災害等発生時における国有財産（未利用地等、庁舎及び宿舎）の無償貸付等に関すること。（各省庁所管財産を含めた広範対応を含む）
	北陸農政局 農林水産省政策統括官（災害用米穀）	（１）災害時おける応急食料の緊急引渡しに関すること。 （２）災害時における病害虫の防除及び種苗の需給計画、生鮮食品等の需給計画の作成の指導に関すること。
	北陸地方整備局 金沢河川国道事務所 加賀国道維持出張所	（１）一般国道指定区間の除雪など維持管理及び災害予防並びに災害復旧に関すること。 （２）管内公共土木施設の防災対策に関すること。 （３）管内国道、橋りょう等の被害調査及び応急対策に関すること。 （４）管内国道、橋りょう等の災害復旧に関すること。
	大阪航空局 小松空港事務所	（１）飛行場、航空保安施設の整備及び防災管理に関すること。 （２）災害時における航空についての措置に関すること。
	東京管区気象台 金沢地方気象台	（１）気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。 （２）気象業務に必要な観測、予報及び通信施設整備に関すること。 （３）気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること。 （４）市が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。 （５）防災気象情報の理解促進及び防災知識の普及啓発に関すること。
	北陸総合通信局	（１）災害時における非常通信の確保に関すること。

	石川労働局	（１）災害時における産業安全に関すること。
自衛隊		（１）災害時おける人命及び財産保護のための予防活動並びに救援活動に関すること。 （２）災害時における応急復旧活動に関すること。
指定公共機関	日本郵便（株） 新金沢郵便局 金沢南郵便局	（１）災害時における郵便業務の確保に関すること。 （２）災害時における郵便貯金、簡易保険等の非常取扱いに関すること。
	北陸電力（株）（石川支店） 北陸電力送配電（株）（石川支社）	（１）災害時の電力需給確保及び災害復旧に関すること。 （２）電力施設の整備及び防災対策に関すること。
	ＮＴＴ西日本（株） 北陸支店	（１）通信施設の整備及び災害復旧に関すること。 （２）災害時における緊急通話の確保及び気象特別警報、警報、注意報等の伝達に関すること。
	ＫＤＤＩ（株）北陸総支社	
	（株）ＮＴＴドコモ 北陸支社	
	エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ（株）北陸営業支店	
	ソフトバンク（株）地域総務部（北陸）	
	楽天モバイル（株） 金沢支社	
	西日本旅客鉄道（株） 金沢支社	（１）鉄道施設の安全対策に関すること。 （２）災害時における鉄道等による人員及び物資の輸送確保に関すること。 （３）旅客の避難及び救護に関すること。
	日本鉄道貨物（株） 金沢支店	（１）災害時における鉄道貨物による緊急物資の輸送確保に関すること。
	日本銀行 金沢支店	（１）災害時における金融機関に対する金融緊急措置の指導に関すること。
	日本赤十字社 石川県支部	（１）災害時等における救護班による医療救護、助産活動、遺体の取り扱い等に関すること。 （２）義援金の募集及び配分に関すること。 （３）日赤奉仕団の編成及び派遣のあっせん並びに防災ボランティア活動の連絡調整に関すること。 （４）輸血用血液の確保及び供給に関すること。 （５）救護所の開設に関すること。
	日本放送協会 金沢放送局	（１）気象等予警報の放送に関すること。 （２）災害時における広報活動に関すること。
	中日本高速道路(株) 金沢支社	（１）高速道路の維持管理及び防災対策の実施に関すること。 （２）災害時の高速自動車道の輸送路の確保に関すること。 （３）高速自動車道の早期災害復旧に関すること。
	日本通運（株） 金沢支店	（１）災害時における陸路の緊急輸送の確保に関すること。
	福山通運（株） 金沢支店	
	佐川急便（株） 北陸支店	

	指定公共機関	ヤマト運輸（株） 金沢主管支店		
		イオン（株）	（１）災害時における物資の調達及び供給確保に関すること。	
		ユニー（株）		
		（株）セブンーイレブン・ジャパン		
		（株）ローソン		
		（株）ファミリーマート		
		（株）セブン&アイ・ホールディングス		
	指定地方公共機関	北陸鉄道（株）	（１）災害時における鉄道及び陸路の緊急輸送に関すること。	
		ＩＲいしかわ鉄道（株）		
		(株)北國新聞社	（１）災害時における広報活動に関すること。	
		(株)中日新聞 北陸本社		
		北陸放送(株)	（１）気象特別警報、警報、注意報等の放送に関すること。 （２）災害時における広報活動に関すること。	
		石川テレビ放送(株)		
		(株)テレビ金沢		
		(株)エフエム石川		
		北陸朝日放送(株)		
		（公社）石川県医師会	（１）医師会救護班の編成及び連絡調整に関すること。 （２）災害時における医療救護活動に関すること。	
		（公社）石川県看護協会	（１）災害時における看護活動に関すること。	
		石川県治水協会	（１）河川、海岸、水防及び災害復旧事業に関すること。	
		（一社）石川県エルピーガス協会	（１）災害時におけるＬＰガス施設の応急復旧に関すること。 （２）災害時におけるＬＰガスの安定供給に関すること。	
		（一社）石川県歯科医師協会	（１）災害時における歯科医療救護活動に関すること。	
		（公社）石川県薬剤師協会	（１）災害時における薬剤師活動や医薬品供給に関すること。	
		（公社）石川県栄養士会	（１）災害時における栄養管理に関すること。	
		（一社）石川県建設業協会	（１）災害時における応急対策工事に関すること。	
		金沢エナジー株式会社	（１）災害時における都市ガスの安定供給の確保に関すること。 （２）災害時における電力供給の確保に関すること。	
	公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	野々市農業協同組合	（１）市が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関すること。 （２）食料など物資確保についての協力に関すること。 （３）農作物の災害応急対策の指導に関すること。 （４）被災組合員に対する融資又はあっせんに関すること。 （５）農業生産資材の確保又はあっせんに関すること。 （６）農産物の需給調整に関すること。	

	商工会	（１）被災商工業者に対する融資又はあっせんに関すること。 （２）災害時における物価安定についての協力に関すること。 （３）救助用物資及び復旧資材の確保についての協力並びにあっせんに関すること。
	医師会及び 病院等医療機関	（１）避難施設の整備と避難等の訓練に関すること。 （２）災害時における受入患者に対する医療の確保に関すること。 （３）災害時における負傷者等の医療、助産、救助及び救護に関すること。
	高齢者及び 障害者福祉施設	（１）災害時における施設利用者の安全確保について （２）災害時における要援護者の受入についての協力又はあっせんに関すること。
	野々市市建設業協同組合 野々市市管工事協同組合 野々市市造園業協同組合	（１）それぞれの業務に関する防災管理及び応急対策並びに災害復旧に関すること。
	（株）えふえむ・ エヌ・ワン	（１）気象特別警報、警報、注意報等の放送に関すること。 （２）災害時における広報活動に関すること。
	危険物関係施設の 管理者	（１）災害時における危険物の保安措置に関すること。
	その他重要な施設の 管理者	（１）それぞれの業務に関する防災管理及び応急対策並びに災害復旧に関すること。

なお、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。

第３節　市民等の基本的責務

全ての市民、事業者、団体等が「自分の身は自分で守る」「自分たちの地域は自分たちで守る」自助共助を基本的な責務とし、災害時に人的被害等を軽減させるための備えを充実するよう努めるものとする。

1　災害についての正しい知識と行動力を身に付ける。
2　災害から自分の身を守るために必要な準備を行う。
3　災害に強いまちづくりのために、日頃から地域の活動に積極的に協力する。
4　地域の実情に合わせて、自主防災組織を結成し、訓練など自主防災活動に積極的に参加する。
5　災害時は、消火活動、救出救護活動、避難支援など隣近所で助け合い、被害を軽減させるため、一人ひとりが最大限に努力する。

第４節　地域の特質と既往の災害

１　位置及び地勢

（１）位置の概要

本市は、石川県のほぼ中央に位置し、県都金沢市の中心市街地から南西約５㎞の距離にあり、北東部を金沢市、南西部を白山市に接している。

本市の面積は 13.56 ㎢（県域の 0.32%）、東西 4.5km、南北 6.7km の山や海の無い平坦地であり、本市の区域内の海抜最高は、49.6m（新庄地内の国土地理院基準点）である。

本市の人口は、令和２年国勢調査の確定数で 57,238 人であり、１㎢当たりの人口密度は 4,221 人と県内ではもっとも高い。

野々市市役所の位置を経緯度でみると次のとおりである。

所　　在　　地……野々市市三納一丁目１番地

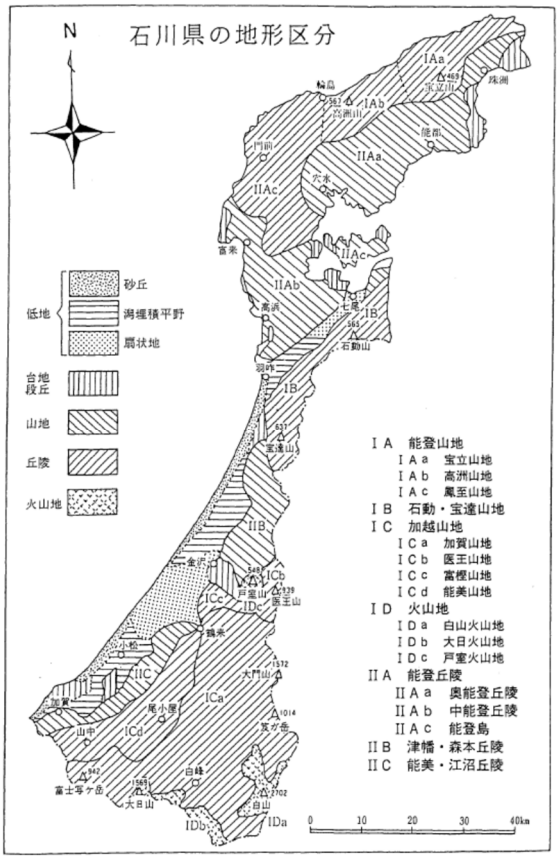
北　　緯……36 度 31 分 01 秒

東　　経……136 度 36 分 48 秒

（２）地形の区分

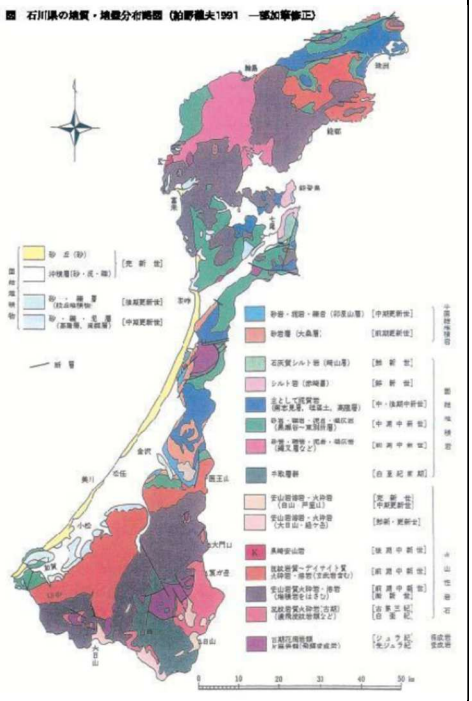
県内の地形区分は下表に示す４つに大別され、本市は「加賀低地区域」に含まれる。

ア 北・中部区域	北部区域	能登山地、能登丘陵、邑知低地帯
	中部区域	石動・宝達山地、津幡・森本丘陵
イ 南部区域		能美・江沼丘陵、加越山地
ウ 加賀低地区域		※ 北・中部区域は能登全域と加賀の北部を含む区域で、南部区域は金沢以南の区域、加越山地は福井・岐阜・石川・富山県にわたる加賀美濃山地の一部に相当する区域をいう。



（３）地質

本市が含まれる「加賀地域」は、南部の山地に基盤の片麻岩類や中生代の地層が露出し、それを覆う第三紀の火山岩類及び堆積岩類が山地から丘陵地にかけて広く分布しており、河川沿いに第四紀の段丘や扇状地の堆積物がみられる。加賀平野には、軟弱な沖積層が厚く堆積し、海岸には、砂丘が発達する。県南部の県境沿いと金沢東方には、活火山白山を含むいくつかの第四紀火山がある。



２　気候

本市に最も近い気象庁の観測地点である金沢地方気象台における本市の年間平均気温の平年値（1991 年～2020 年の 30 年間の平均）は、15.0℃、月別平均気温では最低が１月の 4.0℃、最高は８月の 27.3℃となっている。また、年間平均降水量の平年値は、2,401.0 ㎜であり、日最大降水量は 332.0 ㎜である。

冬は、大陸の優勢な高気圧から吹き出す強い北西の季節風が日本海を吹走中に水蒸気を補給し、県内に雨や雪を降らせる。北陸地方は、日本有数の多雪地で雪害をもたらすが、貴重な水資源でもある。

３月に入るとフェーン現象により空気が乾燥するので火災が発生しやすくなる。

６月になるとオホーツク海高気圧が停滞して強まり、太平洋高気圧との間に梅雨前線が形成され、北陸地方も６月中旬前半に梅雨入りし、梅雨の明ける７月下旬前半まで梅雨空が続き、　特に梅雨末期には、豪雨に見舞われて、被害を引き起こすことがある。

９月に入ると、太平洋高気圧が後退し始め、本州の南岸に秋雨前線が停滞して天気の悪い日が多く、冬季を除くと７月と９月は、降水量が多い。また、台風が日本に上陸するようになる。

11 月になると大陸の高気圧が発達するようになり、しぐれ現象が始まり、やがて平野部でも初雪が降り冬を迎える。（※観測データは、金沢地方気象台資料）

３　社会的要因とその変化

災害は、自然的条件に起因する災害と社会的条件によってもたらされる災害があり、被害を拡大する社会的要因としては、主として次のような点が指摘される。

（１）都市化の進展

本県の人口は、加賀地方の都市部において増加してきており、市街地では過密化、高層化が進展してきている。

このため、オープンスペースの減少等により、災害時には、被災人口の増大や火災の多発、延焼地域の拡大等の危険性を高めている。

一方、能登地方などの過疎地では、人口流出、高齢化等により消防防災活動に支障をきたしているところもみられる。

（２）工業化の進展

本県は、高度経済成長により急速に工業化が進展したが、工場自体が災害発生の危険性を内蔵していることなど地域に及ぼす影響が大きく被害拡大の危険性を高めている。

（３）交流人口の増大・国際化の進展

毎年多くの観光客が本県を訪れるなど、交流人口が増大している。加えて、国境を越えた経済社会活動の拡大とともに、在県・来県外国人も増加している。したがって、災害時に要配慮者としての旅行者や外国人にも十分配慮する必要がある。

（４）生活環境の変化

近代生活を営むに当たっては、電話、電気、水道、ガス等のライフラインに加え、携帯電話やインターネットなどの情報通信ネットワーク等は欠かせないものとなっているが、生活水準の向上に伴い、これらは急速に整備されてきている。

このため、いったん災害が発生すると、生活面及び情報面での不安が増大し、心理的にも危険な状態に陥ることが予想される。

（５）住民の共同意識の変化

今日の社会経済の発展は、物質的には豊かな社会を出現させた反面、生活様式の多様化や都市化の進展に伴い、住民の地域的連帯感が希薄になってきている。

このため、いったん災害が発生すると、混乱を増幅させ、被害が拡大することが予想される。

（６）交通機関の発達

自動車保有台数は、急速に増加してきているが、自動車自体がガソリン等の危険物を内蔵しており、出火、延焼の原因になるとともに、自動車によって引き起こされる交通混乱によって被害が著しく拡大されることが予想される。

（７）新たな感染症への対策

新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。

（８）情報通信技術の発達

効果的・４４効率的な防災対策を行うため、ＡＩ、ＩｏＴ、クラウドコンピューティング技術、ＳＮＳの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る必要がある。

４　野々市市に大きな被害を及ぼした過去の主な災害（風水害・大雨等）

年月日（西暦）	災害の種類	概　　要
昭和25（1950）年９月３日	ジェーン台風	・ジェーン台風は、９月３日、神戸市付近に上陸し、若狭湾にぬけて、夕刻、能登沖を通過した。 金沢：気圧981.5hPa、最大瞬間風速　42.8m/s ・被害状況：死者18、行方不明者6、負傷者298、 住家全壊390、 住家半壊3,868、床上浸水459、床下浸水1,071など 被害総額　414,270万円 ・９月５日、県下全域に災害救助法適用

令和４（2022）年８月４日～９月１日	大　雨	・８月３日から４日にかけて北陸地方を南下した停滞前線や日本の南に中心を持つ高気圧の縁に沿って暖かく湿った空気が流れ込み、大気の状態が非常に不安定になった。この影響で記録的な大雨となり、加賀地方では土砂災害、浸水害、洪水害（梯川氾濫）が発生した。その後も断続的に北陸地方の大気が非常に不安定となり、大雨となった。 ・各地の合計雨量 ３日から５日：輪島9.5㎜、金沢134.0㎜、小松253.0㎜ 16日から18日：輪島143.5㎜、金沢60.0㎜、小松78.0㎜ 20日から21日：輪島33.0㎜、金沢92.0㎜、小松123.0㎜ 31日から１日：輪島124.5㎜、金沢103.0㎜、小松87.5㎜ ・被害状況：全壊５、半壊168、一部損壊23、床上浸水112、床下浸水1,211など 被害総額1,241,745万円 ・８月４日、次の市町に災害救助法適用 金沢市、小松市、白山市、加賀市、能美市、**野々市市**、（能美郡）川北町	

野々市市地域防災計画（修正案）

第Ⅰ編　一般災害対策編　　第２章　一般災害予防計画

野々市市地域防災計画	
第２章　一般災害予防計画 市は、災害から市民の生命と財産を守り、安全で安心なまちづくりを実現するため、県や関係機関等の協力のもと必要な対策を講ずるものとする。 また、災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト対策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせて一体的に災害対策を推進する。 なお、最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図ることとする。	

第１節　防災知識の普及

避難所班

１　基本方針

災害対策においては、人的被害の防止を最優先とするため、市は、平素から防災関係職員はもとより、市民一人ひとりに対して、初等教育段階から社会人教育に至るまでの様々な機会をとらえて、防災知識の普及徹底を図り、もって防災意識の高揚に資する。

また、「自分のことは自分で守る。」「自分たちの地域は自分たちで守る。」という自主防災意識を持った災害に強い市民の育成に努めるとともに、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、市民主体の取組を支援・強化することにより、地域全体の防災意識の向上を図る。

なお、市は、防災関係機関と連携し、住民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報について、普及啓発に努める。

２　職員等に対する防災教育

市は、災害発生時における適正な判断力を養い、防災活動を円滑に推進するため、市及び防災関係機関の全ての職員等に対し、防災教育を取り入れるなど、あらゆる機会を利用して防災教育の普及徹底を図る。

（１）教育の方法

ア　講習会、研修会等の実施

イ　先進地視察、現地調査等の実施

ウ　災害発生時の活動マニュアル等印刷物の配布

エ　非常参集訓練等の実施、市総合防災訓練への参加促進

オ　防災士取得の支援

（２）教育の内容

ア　市地域防災計画及びこれに伴う防災体制

イ　災害についての知識及びその特性

ウ　防災知識と技術

エ　職員動員体制及び任務分担

オ　防災関係法令の運用

カ　本市の地形及び状況等による災害の危険度

キ　災害時に使用するシステムの操作方法や、デジタル技術の活用

ク　その他災害対策に必要な事項

３　学校教育における防災教育

児童生徒が正しい防災知識を身につけることは、災害に強い市民を育成する上で重要であるため、学校における防災訓練等では、消防団員等が参画した体験的・実践的なものにするとともに、学校教育全体を通じて、以下の継続的な防災教育を推進する。特に、水害災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努める。

なお、防災教育を含めた安全教育については、様々な機会における指導を密接に関連付けながら、学校安全計画に位置づけ、教職員の共通理解の下で、学校全体で取り組みを進める。

（１）大規模な災害から児童生徒等の安全の確保を図るため、市、防災関係機関、自主防災組織、市民、保護者等が密接に連携し、より実践的な防災訓練の実施に努める。

（２）児童生徒の発達段階に応じて、地域の実情を踏まえた防災教育用教材、パンフレット等を作成及び活用し、以下の事項等について指導を行う。また、自分の安全を確保するための行

動及び他の人、集団、地域等の安全に役立つことができる態度や能力を養う。

ア　防災知識一般
イ　避難の際の留意事項
ウ　登下校中、在宅中に地震が発生した場合の対処の方法
エ　具体的な危険箇所
オ　要配慮者に対する配慮
カ　本市の地形及び状況等による災害の危険度
キ　その他災害対策に必要な事項

（３）高校及び大学においては、防災知識の普及とともに、災害時に自身の置かれた状況と役割を理解して自主的に行動できるよう、より実践的な防災教育に努める。

４　市民に対する防災知識の普及

市は、防災思想の高揚を図り、自主防災体制の確立を図るため、市民に対して、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等あらゆる機会を利用して防災知識の普及を図り、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知する。

また、防災リーダーの育成や、自助・共助の取組の適切かつ継続的な実施を図るほか、防災と福祉の連携により、高齢者等に関し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。

（１）普及の方法

ア　生涯学習を通じての普及

教育内容の中に防災関係の事項をとりあげるほか、防災関連の講座等を実施して、必要な知識の普及に努める。

イ　広報媒体等による普及

（ア）テレビ、ラジオ、インターネット、メール配信、ＳＮＳ等による普及
（イ）新聞、雑誌による普及
（ウ）広報野々市、ハザードマップ等印刷物による普及
（エ）ビデオ、映画による普及
（オ）広報車の巡回による普及
（カ）図画、作文等の募集による普及
（キ）講演会等の開催による普及
（ク）防災器具、災害写真等の展示による普及

ウ　訓練の実施による普及

（ア）市総合防災訓練の実施による普及
（イ）自主防災組織等が実施する訓練による普及

エ　社会教育施設の活用を通じた普及

公民館等の活用など、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図る。

（２）普及の内容

ア　市地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制
イ　災害についての知識及びその特性
ウ　市民及び事業者等のとるべき措置
エ　要配慮者に対する配慮
オ　自主防災組織の活動
カ　避難所等の情報
キ　市の地形及び状況等による災害の危険度

ク　地域の水害リスクや災害時にとるべき行動 ケ　最低３日分、できれば１週間分の食品、飲料水、携帯トイレ等の家庭内備蓄の促進 コ　拠点避難所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路の確認 サ　災害発生後の性暴力等を防止する意識啓発 シ　広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方 ス　家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動 セ　その他災害対策に必要な事項 **５　防災相談及び意識調査** 市は、その所管する事項について、市民の災害対策の相談に積極的に応じるとともに、防災意識を把握するため、市民に災害対策の意識調査を必要に応じて実施する。 **６　災害教訓の伝承** （１）市は、令和６年能登半島地震など、過去に起こった災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理するとともに、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、市民が災害教訓を伝承する取組を推進する。 （２）市民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとし、市は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、住民が災害教訓を伝承する取組を推進する。	

第２節　市民及び事業者等のとるべき措置

消防班・商工班

１　基本方針

災害時における被害及び混乱を防止するためには、市民及び事業者等の果たす役割が極めて大きいことから、市民一人ひとりが、また、事業者等が自ら防災対策をとり、冷静かつ的確な行動をとる。

２　市民のとるべき措置

（１）平時

ア　日頃から出火の防止に努める。

（ア）火を使う場所の不燃化及び整理整頓を行う。

（イ）ガソリン、アルコール、灯油等の危険物類の容器が破損、転倒しないように措置するとともに、火気を使用する場所から遠ざけて保管する。

（ウ）プロパンガスボンベ等は、固定しておくとともに、止め金具、鎖の緩み、腐食等を点検する。

イ　消火用具を準備する。

消火器や三角バケツ等の消火用具を備え、日頃から点検し、いつでも使用できる場所に設置する。

ウ　住宅用火災警報器を設置する。

火災による逃げ遅れを防止するため、寝室等に住宅用火災警報器を設置するとともに、定期的に点検する。

エ　家具類の転倒、落下防止及び窓ガラスの落下防止の措置を講ずる。

（ア）タンス、食器棚、ピアノ等の家具類は固定する。

（イ）家具の上に物を置かないようにする。

（ウ）ベランダの物品、屋根の工作物、看板等は、落下しないように措置する。

オ　ブロック塀等の点検

ブロック塀、石垣、門柱等を点検し、弱いところは補強するなど転倒防止の措置を講ずる。

カ　側溝や下水を清掃し、流れを良くする。

キ　食料や非常持出品など、次のものを備蓄する。

なお、食料については、普段の食事に利用する食料等を備蓄食料とし、賞味期限がくる前に消費し、消費した分を新しく補充していく方法「循環備蓄」により備蓄する。

（ア）家族が必要とする７日分以上の食料及び飲料水

（イ）携帯トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー等

（ウ）三角巾、ばんそうこう等の医薬品等

（エ）ラジオ、懐中電灯等の防災用品

（オ）ロープ、バール、スコップ等の避難救助用具等

（カ）自動車へのこまめな満タン給油

ク　家族で次の対応措置を話し合う。

（ア）災害発生時の役割分担及び避難場所等の事前確認

（イ）毎日の行動予定及び災害時の連絡先並びに連絡方法

ケ　ペット動物との同行避難や避難所での飼養について準備する。

コ　防災訓練に積極的に参加し、災害時の行動力を身につけ、正しい情報を市民自ら収集する意識を持ち、多様な収集手段の利用に慣れておく。

サ　自宅内避難所を設置する。

大規模災害の発生時には避難所に避難者が殺到すること、また、避難所生活はプライバシ

一等の確保が困難であることを鑑み、自宅が危険な状態でないことを前提に、あらかじめ備えている備蓄物資を利用して、自宅の一室を避難所とみなして生活できるようにする「自宅内避難所」の設置に努める。

シ　保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えを講ずる。

（２）災害時

災害時には、次のことに留意し、落ち着いて行動する。

ア　自分自身の安全を確保する。

イ　ラジオやテレビで気象情報、台風情報、防災上の注意事項等をよく聞く。

ウ　外出をできるだけ見合わせる。

エ　あわてて外に飛び出さないなど周囲の状況を確認し、落ち着いて行動する。

オ　戸を開けて出口を確保する。

カ　すばやく火の始末をする。

キ　電気ブレーカーを遮断する。

ク　火が出たら隣近所で初期消火を実施する。

ケ　浸水のおそれのあるところは、家財道具を安全な場所へ移す。

コ　避難は歩いて行い、荷物は少なくする。

サ　川べりには近づかないようにする。

シ　協力して救助や応急救護を実施する。

ス　乳幼児、身体障害者、知的障害者、精神障害者、傷病者、高齢者、妊産婦及び外国人など要配慮者は、必要な情報を得ることや迅速な避難行動をとることが困難であることから、必要な支援を行う。

セ　ソーシャルネットワーキングサービス（ＳＮＳ）等で配信される情報が、誤報やデマでないかを判断する。

３　事業者等のとるべき措置

（１）事業者等は、自らの防災計画（事業継続計画（ＢＣＰ）、消防計画、予防規程等）に基づくなど、事業継続マネジメント（ＢＣＭ）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。

ア　平時の心得

（ア）建築物の防火を図るとともに、避難上重要な施設及び消防用設備等を点検し、使用準備（消火用水を含む。）等の保安措置を講ずる。

（イ）商品、設備器具、窓ガラス等の転倒落下及び破損防止措置を確認する。

（ウ）事業継続におけるリスク分析を行う。

（エ）食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、市との協定の締結に努める。

（オ）緊急地震速報受信装置等の積極的な活用を図る。

（カ）損害保険への加入など資金の確保に努める。

イ　防災計画作成上の留意事項

（ア）県及び市の地域防災計画に留意するとともに、事業所の立地条件（交通手段、建築構造及び周辺市街地の状況等）、事業内容等を考慮した実効性のあるものとする。

（イ）従業員、顧客及び周辺住民の人命の安全、出火の防止、混乱の防止等を重点に作成する。

（ウ）責任者の不在時について考慮する。

（エ）防災訓練等の実施及び地域の防災訓練への積極的な参加に努める。

（オ）他の防災又は保安等の規定がある場合は、それらの計画と整合性を図る。

（カ）事業所内外の情勢に応じて、逐次見直しを行い、実情にあったものとする。

（２）災害時

災害時には、次のことに留意し、被害及び混乱の防止に努める。

ア　自衛消防組織の出動、対策本部の設置、防災要員の動員及び配備等の体制をとる。

イ　テレビ、ラジオ等により必要な情報を入手し、顧客、従業員等に迅速かつ正確に伝達する。

ウ　指示、案内等に当たっては、事業所の利用状況等により判断し、顧客、従業員等が適切な行動がとれるようにする。

この場合、要配慮者の安全に特に留意する。

エ　火気使用設備、器具など災害発生により出火のおそれのある機器は、原則として使用を中止し、やむを得ず使用する場合は、最小限とし、かつ必要な安全措置を講ずる。

また、薬品等の混触発火及び危険物等の流出、漏えい防止に努める。

オ　不要不急の電話は中止するとともに、特に、県、市、警察、消防、放送局及び鉄道に対する問い合わせは控える。

カ　バス、タクシー、生活物資輸送車両など市民生活上必要な車両以外の使用は、できる限り控える。

キ　救助、救急資機材及び飲料水、非常食料、医薬品、照明器具等応急対策の実施に必要な資機材を配備する。

ク　建築工事、金属溶接作業、高速回転機械の運転など災害発生により危険が予想される作業は原則として中止し、応急補強など必要な措置を講ずる。

ケ　付近の市民から協力を求められた場合は、出来る限り協力する。

コ　交通網が混乱し、帰宅することが困難となった場合には、無理に帰宅せず、事業所等に留まることができるよう施設の開放に努める。

サ　市民生活の確保と混乱防止のため、各事業所等は出来る限り営業を継続し、特に食料品等生活関連物資を販売する事業所等については、営業を継続するよう努める。

シ　屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

ス　災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適切な防災行動をとることが困難であり、災害の犠牲になりやすい要配慮者の安全に特に留意する。

４　市民及び事業者等による地区内の防災活動の推進

市内の一定の地区内の市民及び当該地区に事業所を有する事業者等は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。

この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を共同して作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行う。

なお、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。また、訓練等により，両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

さらに、市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の市民及び当該地区に事業所を有する事業者等から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定める。

第３節　自主防災組織の育成

福祉班

１　基本方針地震等による大規模災害から市民の生命、身体及び財産を守るためには、市等の防災関係機関が総力をあげて対応することは当然であるが、市民一人ひとりが「自分のことは自分で守る。」「自分たちの地域は自分たちで守る。」という認識を持って行動することが、被害の拡大防止を図るためには、極めて重要である。また、地震の発生時など、被害が広範囲に及ぶことが予想される災害時には、行政機関、防災関係機関等の対策と併せて、市民及び各種事業所等の積極的な協力を得て、地域との一体的対応措置を実施する必要がある。災害発生の初期段階においては、市民自らが地域と一体となって、初期消火、救出救護等の地域防災活動を主体的かつ迅速に行うことが、被害を軽減させるため、特に重要である。

このため、本市をはじめとする防災関係機関は、市民、事業所等の防災意識の高揚に努め、「自分たちの地域は自分たちで守る。」という共助の意識のもとに、防災活動を組織的に行う自主防災組織の組織づくりを推進するとともに、その活動について積極的に支援し、組織の育成強化に努め、地域防災体制の確立を図る。

２　地域住民等の自主防災組織

（１）組織の育成

市は、地域住民の自主的な防災組織の重要性を認識し、地域ぐるみの自主防災組織の設立や意識啓発及び防災リーダー等の防災人材育成、強化を図り、組織率の向上、共助意識の向上、活動の活性化及び地域ごとの連携促進、消防団と自主防災組織や防災士等の多様な主体との連携等を通じた地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

その際、自主防災組織が有効に機能し、円滑な避難や避難所運営が行われるためには、地域の実情を把握し、防災知識等を有する防災リーダーが必要であることから、防災士を育成するなど、リーダー育成に努めるとともに、女性の参画を促進し、地域の実情に応じた防災資機材の整備に努めるなど必要な財政措置等を講ずる。

【自警団一覧】（資料編「４ 避難・救護」「（２）救護等」参照）

（２）活動内容

自主防災組織は、地域の実情に応じた活動計画を策定するとともに、この活動計画に基づき、平時及び災害発生時において効果的な防災活動を次により行う。

なお、市は、災害時における自主防災組織の役割について周知し、理解の促進を図る。

ア　平時

（ア）情報の収集伝達体制の確立
（イ）防災知識の普及及び防災訓練の実施
（ウ）火気使用設備器具等の点検
（エ）防災資機材の備蓄及び管理
（オ）避難行動要支援者の把握
（カ）避難所となる学校との連携、情報交換及び協力体制の確立
（キ）避難行動要支援者の避難支援等に関する個別計画の作成
（ク）地域支え合いマップの作成

イ　災害時

（ア）出火防止、初期消火活動
（イ）地域内の被害状況等の情報収集、市民に対する避難命令の伝達
（ウ）救出救護の実施及び協力
（エ）避難所の開錠・開設の実施及び協力

（オ）集団避難の実施
（カ）避難所運営の実施及び協力
（キ）炊き出しや救助物資の配分に対する協力
（ク）避難行動要支援者の避難行動への支援

（３）避難行動要支援者に対する地域協力体制
避難行動要支援者は、地震等の災害が発生した場合には、自力による避難が困難である。
このため、自主防災組織は、市と連携しながら、寝たきりや一人暮らしの高齢者等に対する地域の協力体制づくり及び社会福祉施設等に対する地域の協力体制づくりを推進する。

３　事業所の自衛消防隊等

事業所は、家庭に比べ使用する火気使用設備及び器具や、貯蔵又は取り扱う危険物が質及び量ともに大きく、被害拡大の危険性が高い。また、不特定多数の者を受け入れする遊戯場、デパート等にあっては、地震時のパニック等による被害も予想される。
このため、事業者は県、市及び防災関係機関の防災事業に協力するとともに、その社会的責任を自覚し、地域社会の一構成員として、地域の自主防災組織と相互に連携協力できる体制の整備に努める。
また、各事業所にあっては、自ら防災施設や消防設備を整備するとともに、自衛消防隊を充実及び強化し、その活動能力を高めることにより、被害の軽減及び防止に努める。

第４節　防災ボランティアの活動環境の整備

衛生班・福祉班・建設班

１　基本方針

地震等の災害による被害の拡大を防止するためには、市及び防災関係機関の迅速かつ的確な対応にあわせ、市民による自主的な防災・支援活動が必要である。

阪神淡路大震災の発生以来、幾多の災害を経験し、市民のボランティア活動に対する意識は高まっており、市は、ボランティア（非営利組織（ＮＰＯ）・非政府組織（ＮＧＯ）等のボランティア団体を含む）の防災活動が安全かつ円滑に行われるよう活動環境の整備を図るとともに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会、ボランティア団体、町内会、民生委員・児童委員、防災士、災害ボランティアコーディネーター等との連携強化に努める。

特に、災害支援ＮＰＯ等の民間支援団体と連携できるよう、平時からネットワーク化し、中間支援組織（ＮＰＯ・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携を深める仕組み（中間支援機能）の構築を図る。

また、大規模・広域災害発生時においても、ボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるようコーディネート機能の強化を図るとともに、防災ボランティア活動に対する市民の理解と参画促進のための広報活動に努める。

なお、市は、防災ボランティアの活動環境として、行政・社会福祉協議会・ＮＰＯ・ボランティア等で連携し、平時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進し、実効性向上を図る。

市は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市地域防災計画において、災害ボランティアセンターを運営する市社会福祉協議会と役割分担等を定めるよう努める。

２　防災ボランティアの環境整備

防災ボランティアの活動には、無線通信、医療看護、被災建築物の危険度判定等一定の知識、経験や特定の資格を要するもの、避難所における炊き出し、清掃作業等、特に資格や経験を必要としないものがあるが、次の業務に区分し、被災者ニーズ等の情報提供を適切に行ったうえで、その効果的な活用が図られるよう環境整備を行う。

（１）アマチュア無線通信業務
（２）傷病者の応急手当てなど医療看護業務
（３）被災建築物の応急危険度判定業務及び被災宅地の危険度判定業務
（４）航空機、船舶、特殊車両等の操縦、運転業務
（５）通訳業務
（６）高齢者及び障害のある人等の介護業務
（７）その他の専門的な技術、知識を要する業務
（８）その他の業務

３　防災ボランティアの把握等

（１）防災ボランティアの柔軟な受け入れ

市及び社会福祉協議会は、災害時において１の防災ボランティアを効果的に活用できるよう、氏名、連絡先、活動の種類等を把握し、事前登録に努める。

（２）災害ボランティアセンターの運営訓練

市及び社会福祉協議会は、ボランティア活動の支援に必要な事務用品や各種資材を確保し

ておくとともに、迅速にボランティアへの情報提供、相談体制を構築できるよう、平時より災害ボランティアセンターの運営訓練を行う。

（３）被災宅地危険度判定体制の整備

緊急の判定活動に対応するため、市及び県は、全国被災宅地危険度判定連絡協議会と連携しながら、地域連絡協議会を組織し、被災宅地危険度判定の活動体制の整備を図る。

（４）災害廃棄物等の撤去等に係る連絡体制の構築等

市は、社会福祉協議会、ＮＰＯ等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、市は、地域住民やＮＰＯ・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進める。

３　防災ボランティアの育成

（１）市及び社会福祉協議会等は、平時より防災ボランティアとして支援活動を行う上での知識や技術について講習会、研修会を開催するよう努めるとともに、地域における防災訓練等においても町内会、民生委員・児童委員、防災士など市民と一体となった訓練を実施する。

（２）市及び社会福祉協議会は、防災ボランティア活動に関する普及啓発を行い、市民、事業所、ボランティア団体等に活動参加を呼びかける。

特に、市内に所在する高校及び大学に対して、ボランティア活動への理解促進を図り、ボランティア組織の立ち上げを推進する。

（３）市及び社会福祉協議会は、ボランティア活動が効果的に行えるよう、県と連携して災害ボランティアコーディネーターを育成するなどボランティア活動の体制づくりに努める。

（４）市は、行政・社会福祉協議会・ＮＰＯ・ボランティア等で連携し、平常から以下の取り組みを推進する。

ア　ボランティア団体の事前登録
イ　各種研修の実施
ウ　防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制の確保
エ　防災ボランティア活動の拠点の確保
オ　活動上の安全確保
カ　被災者ニーズ等の情報共有体制の整備・強化

第５節　防災訓練の充実

総務班

１ 基本方針

市は、災害予防の万全を期するため、単独又は共同して災害時における消火、救助、避難、通信等の効果的方策を検討し、能登半島地震や東日本大震災の教訓等を踏まえ、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、具体的計画をたて、より実践的な防災訓練を継続的に実施する。

特に市民に対して、地震発生時の初期消火、避難等をより多くの市民が身をもって体験できるよう努めるとともに、町内会、自主防災組織等に対して、避難行動要支援者の避難支援や避難所の運営など共助についての理解促進を図る訓練を実施する。

なお、訓練の実効性を高めるため、訓練終了後、評価及び課題の整理等を行い、事後の訓練等や防災計画、各種マニュアル等の見直しに反映する。

２　防災訓練計画

訓練は、市、防災関係機関、市民、自主防災組織等がそれぞれの役割に基づき活動できるよう知識及び技能を習得し、災害発生時に迅速かつ的確な対応ができるよう平素から連携協力体制を確立し、より実践的な訓練を実施するよう努める。この際、各機関の救助活動等の連携強化に留意するものとする。

また、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。

さらに、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。

（１）図上訓練

図上訓練は、災害応急対策を地図等を使用して実施するもので、訓練実施項目は次のとおりとする。

ア　迅速、的確な情報の収集、伝達
イ　広域応援の要請
ウ　防災関係機関相互の緊密な連絡、調整
エ　多種多様に発生する非常事態に対応する措置の実施
オ　その他、地震災害対策事務又は業務の迅速的確な処理

（２）実地訓練

災害の発生を想定し、災害応急対策を実地に行う。

ア　総合防災訓練

市は、防災関係機関及び応援協定締結自治体と連携して、地域防災計画の習熟、防災体制の確立、防災技術の向上、市民の防災意識の高揚等を図ることを目的に、防災関係機関や学校、自主防災組織、市民、防災士等の地域に関係する多様な主体の参加を得て、水防、消防、避難、救出・救助、通信、輸送、応急復旧、災害ボランティアセンター開設・運営、避難所運営、福祉避難所開設・運営等の各種訓練を総合的に実施する。また、各種感染症拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。

イ　事業所等の防災訓練

事業所等は、応急対策を実施するため、関係機関と緊密な連絡をとり、それぞれの計画に基づいて、他の訓練と共同又は単独で訓練を年１回以上実施することとする。

なお、訓練に当たっては、地域住民、自主防災組織等との協力関係を構築し、地域と一体となった訓練を実施するよう努める。 ウ　市民及び自主防災組織の防災訓練 大地震発生時における迅速かつ的確な防災行動力を身につけるには、防災訓練を繰り返し実施することが必要である。 このため、市民においては「自分のことは自分で守る。」、自主防災組織においては「自分たちの地域は自分たちで守る。」という防災の基本に立って、平素から自主的に初期消火訓練、救出訓練、応急救護訓練、避難訓練など各種防災訓練を行い、防災活動に必要な知識、技術を習得する。 市及び防災関係機関は、自主防災組織が行う各種訓練の一層の充実を図るため、訓練の技術指導や体験訓練等を行う上で必要な支援を実施する。	

第６節　防災体制の整備

総務班・調査班・相談班・情報班・福祉班
建設班・給水班

１　基本方針

災害時における応急復旧対策を円滑に推進するため、平時から防災に係る組織体制の整備及び充実に努めるとともに、多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策及び方針決定過程及び防災の現場において、女性や高齢者、障害者などの参画を拡大するほか、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。

また、洪水浸水想定区域等に配慮しつつ、防災に関する中枢機能を果たす施設及び設備の充実並びに災害に対する安全性の確保に努めるとともに、自家発電設備（再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電源車の活用を含む）、LP ガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の非常用電源の整備を図り、十分な期間（最低３日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平時からの点検、訓練に努める。

２　市の活動体制

（１）災害対策本部要員等の確保

市は、災害発生時に速やかに災害対策本部を設置できるよう災害対策本部室の場所、設置手順等を定めるとともに、職員の動員、配備、任務等をあらかじめ明確に定めるなど、それぞれの責務を遂行するために必要な活動体制を整備する。

（２）国、県との連絡体制等の整備

市は、避難指示等を発令する際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

また、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。

（３）災害情報の収集

市は、平時から町内会ごとの災害時における情報収集体制を構築するよう努める。

（４）情報発信

市は、避難所、町内会ごとの情報提供体制を点検し、必要な整備を図る。

なお、在宅被災者等、避難所以外における情報提供が十分確保されるよう努めるとともに、本市外に避難する市民のため、他の地方公共団体と情報を共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。

（５）他の地方公共団体や民間事業者等との応援協定締結の推進等

ア　市は、必要に応じて、災害時に周辺市町が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置づけるなど、必要な準備を整える。

イ　市は、応急活動及び復旧活動に関し、他の地方公共団体や企業等との間で相互応援の協定を締結するなど、平時より連携を強化することにより、災害発生時に各機関が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行われるよう努めるものとし、協定締結などの連携強化にあたって

は、訓練を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。なお、応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な地震災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。

また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

ウ　市は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。

エ　市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定を締結するなど、災害発生時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

（６）業務継続計画の策定等

市は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため、食料等必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、代替施設等必要な検討、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

（７）受援計画の策定等

市は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるとともに関係機関との情報の共有に努める。

なお、各種感染症対策として、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースに適切な空間を確保することに配慮するほか、応援職員を派遣する際は、派遣職員の健康管理等に配慮する。

（８）安否不明者の氏名等の公表等

市は、発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、県と連携の上、あらかじめ一連の手続き等について整理し、明確にしておくように努める。

（９）災害対応マニュアルの整備

市は、災害時に迅速かつ的確に対応するため、職員初動マニュアル、避難所運営マニュアルを作成するなど業務に応じた各種災害対策マニュアルを担当部課（局）で整備する。

(10) 市民相談窓口の開設場所等の事前選定

市は、市民相談窓口の開設場所を事前に選定し、速やかな被災者支援に努める。

(11) 罹災証明書交付体制の確立

市は、速やかに罹災証明書を交付できるよう、平時から次の措置を講ずる。

ア　罹災証明書交付のための調査や発行事務の効率化を図るため、石川中央都市圏で共有可能なマニュアルの作成に努めるとともに、先導的な事例を参考にして、地理情報システム（ＧＩＳ）等の活用について検討を行い、所要の体制の整備を図る。

イ　自治体間の支援体制を確立するための協定等を締結する。
ウ　国、県等が実施する罹災証明書交付事務等の研修に対し、職員を積極的に参加させる。
エ　災害協定を締結するなど民間の調査要員の確保策について検討するとともに、住家被害の調査及び罹災証明書の交付担当課と応急危険度判定担当課とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、発災後に応急危険度判定結果等を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努める。
オ　大学と連携した調査方法を検討する。

(12) 安否情報の収集・提供体制の確立

市は、安否情報を速やかに収集し、提供するため、平素より警察、病院と連携するとともに、「武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システム」の運用について検討する。

(13) 応急仮設住宅の建設地等の事前選定

市は、平時から、応急仮設住宅建設戸数及び建設候補地を設定したリストの更新に努める。建設候補地については、周辺の地形や地盤の状況等を考慮し、避難誘導体制の確立やハザード区域における安全対策を検討する。

また、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

(14) 災害廃棄物の仮置き場の確保等

市は、仮置き場の配置や災害廃棄物の処理方法等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を活用する。

また、市は、白山野々市広域事務組合と連携し、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立及び十分な大きさの仮置き場、処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、一定程度の余裕をもった処理施設の能力を維持し、災害廃棄物の多重化や代替性の確保に努める。

(15) 遺体安置所の事前選定

市は、住宅環境等に配慮した上で、事前に遺体安置所の設置場所を選定する。

(16) 被災者生活再建支援制度等の周知

市は、被災者の早期生活再建を図るため、平時から、被災者生活再建支援制度、罹災証明制度及び住宅応急修理制度について、市民にわかりやすい制度の周知に努める。

(17) 情報のバックアップ化

市は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ自ら保有するコンピュータシステムや各種データ（戸籍、住民基本台帳、地籍、公共施設・地下埋設物等の情報及び測量図面等）の総合的な整備保全及びバックアップ体制の整備に努める。

(18) 事業継続計画（ＢＣＰ）の策定支援及び事業継続マネジメント（ＢＣＭ）の構築支援

市は、事業所等の事業継続計画（ＢＣＰ）策定及び事業継続マネジメント（ＢＣＭ）構築を支援するため、情報提供等に努める。

(19) 事業継続力強化支援計画の策定支援

市は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、商工会の事業継続力強化支援計画の策定を支援する。

(20) 災害発生時の中小企業等の被害状況の把握

市は、あらかじめ商工会等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

(21) 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制

市は、男女共同参画の視点から、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当課が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行う。また、平時及び災害時における男女共同参画担当課の役割について、防災担当課と男女共同参画担当課が連携し明確化しておくよう努める。

(22) 代替水源の確保

市は、地域住民や企業が所有する井戸を災害用井戸として活用するための登録制度や、消雪井戸の活用等により、代替水源の確保に努める。

【災害時給水井戸一覧】（資料編　第４章　第３節　「１　災害時給水井戸一覧」参照）
【災害時給水井戸配置図】（資料編　第４章　第３節　「２　災害時給水井戸配置図」参照）

(22) 防災関連システムの整備・利活用

効果的・効率的な防災対策を行うため、ＡＩ、ＩｏＴ、クラウドコンピューティング技術、ＳＮＳの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進し、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備に努める。また、システム操作の習熟を図るため、研修や訓練の実施に努める。

第７節　通信施設の災害予防

総務班

１　基本方針

災害発生時には、通信施設の被害により住民等が災害の各種情報が得られなくなるおそれがあり、また、防災関係機関相互の情報伝達も確保できなくなることが予想されるので、市、県及び防災関係機関は、転倒防止対策を含めた情報通信設備の耐震性の確保に努めるとともに、多ルート化の整備や衛星通信機材の配備など、災害時の迅速な通信手段の確保に向けた体制づくり等必要な措置を講ずる。特に、地域衛星通信ネットワーク等の耐災害性に優れている衛星ネットワークについて、一体的な整備を図る。

なお、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、帰宅困難者等情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

特に、高齢者等における電子機器による防災情報の利活用を平時から推進するほか、災害時には、必要に応じて紙媒体の配布を行うなど、デジタル・アナログの両面での情報発信に努めるものとする。

２　通信施設設備の整備

（１）防災行政無線の活用

災害発生時には、通信網の寸断及び通信の輻輳により、情報の収集伝達が困難となり、迅速な災害応急対策の実施に支障を来たすおそれがあることから、次の防災行政無線の活用を図り、通信の確保に努める。

ア　職員等災害従事者との連絡を図るための移動系防災行政無線

イ　市民への迅速な情報提供を図るための同報系防災行政無線

（２）コミュニティＦＭの活用

市は、コミュニティＦＭ放送局「えふえむ・エヌ・ワン」が非常放送設備の整備促進を図り、地震災害時においても放送施設設備が円滑に機能するよう送信所等の建物の耐震力の強化を図るよう協力を求める。

（３）通信設備の整備

市は、災害時における迅速かつ的確な情報伝達を図るため、防災行政無線、全国瞬時警報システム（Ｊアラート)、テレビ（ケーブルテレビ)、ラジオ、ソーシャルメディア、災害情報共有システム（Ｌアラート)、ホームページ、メール配信（ほっとＨＯＴメール、緊急速報メール等)、携帯端末用防災アプリ（Ｙａｈｏｏ！防災速報）、ＩＰ通信、回覧板アプリ（結ネット）など多様な情報伝達手段の整備と活用を推進するとともに、災害時優先電話、衛星携帯電話、携帯電話、公共安全ＬＴＥ（ＰＳ－ＬＴＥ)、無線等の通信手段の確保に努める。

また、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、帰宅困難者等情報が入手困難な被災者、要配慮者利用施設の施設管理者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るとともに、ＮＴＴ等の電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努める。

第８節　水害予防

福祉班・児童福祉班・保護救護班・復旧班
避難所班

１　基本方針

水害を予防するため、平時から河川など危険箇所の調査、点検及び整備を計画的に実施し、治水事業の促進、河川管理の強化、水防体制の充実強化、水防と河川管理との連携強化等に努める。

豪雨等により河川の水位が上昇するおそれがあると判断したとき、又は水防警報が発せられたときは、毎年度策定する「水防実施計画」により所要の警戒措置を講ずる。

さらに、気候変動による影響を踏まえ、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、手取川・梯川等大規模氾濫に関する減災対策協議会、手取川・梯川水系流域治水協議会等を活用し、国、地方公共団体、河川管理者、メディア関係者、水防管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域治水の取組を推進するための密接な連携体制を構築する。

２　水防計画に基づく危険区域の監視

水防管理者は、地震発生に伴う河川、水路等の堤防亀裂、沈下、崩れ及び、護岸、水門、樋門等の構造物の破損による水害が発生若しくはそのおそれがあるとき、又は地震発生後の豪雨による二次災害が予想されるとき、危険区域の堤防等の巡視を行い、状況に応じて監視のための水防団員又は消防団員を配置する。この団員の配置等危険区域の監視体制については、あらかじめ定めておく。

３　農業用排水路工作物の点検

農業用排水路工作物の管理者は、平時より管理する施設を点検し、災害予防に万全を期するため必要な措置を講ずる。

４　水防資機材の点検配備

防災倉庫内格納資機材の点検を定期的に行うとともに、豪雨等に伴って河川の水位が上昇するおそれがあると判断したときは、出水状況に応じて水防作業のしやすい位置に資機材を配備する。

また、使用後は、直ちに不足分を補充する。

５　水防作業員等の確保

豪雨等に伴って河川の水位が上昇するおそれがあると判断したときは、その状況に応じて消防団に危険箇所の巡視の準備を指示するなど、人員確保のための所要の措置を講ずる。

人員不足を想定し、あらかじめ市内の土木建設業者等の協力要請を考慮した動員計画を定め、水防活動に必要な人員を確保する。

また、河川付近等における危険を伴う水防活動に従事する者の安全確保に配慮する。

６　避難準備措置の確立

（１）避難準備措置

豪雨等に伴って河川の水位が上昇しているときは、その状況に応じて、溢水又は破堤により直接被害を受けるおそれのある地区の住民に対し、別に定める「水害時における避難行動計画及び避難指示等判断・基準マニュアル」に従い、速やかに高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を発令するなど、市民の生命、身体を災害から保護するために必要な措置を講ずる。

（２）浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

市は水防法に基づき、指定された浸水想定区域ごとに次に掲げる事項について定める。

ア　洪水予報、避難判断水位到達情報の伝達方法

イ　避難場所及び避難経路に関する事項、避難訓練に関する事項その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

ウ　浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称、所在地及びこれらの施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法

（ア）要配慮者利用施設（主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮の要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの

（イ）大規模な工場その他の施設であって、国土交通省令で定める基準を参酌して市の条例で定める用途及び規模に該当するものでその洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

（３）洪水ハザードマップの作成

市は、国及び県からの洪水浸水想定区域に関する情報に基づいて県の「洪水等避難計画作成支援マニュアル」等を活用し、水害時における避難行動計画等をあらかじめ作成するとともに、洪水ハザードマップ等を作成し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、市民に周知するものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については、「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努める。

また、水害時における避難行動計画の作成に当たっては、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、安全確保を講ずべきことにも留意するとともに、水害と複数河川の氾濫、台風等による河川洪水との同時発生等複合的な発生を講ずべきことにも留意する。

（４）企業防災の促進

ア　浸水想定区域内に位置し、本計画に施設の名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について市長に報告する。

ただし、市長は、当該要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況について、定期的に確認するよう努め、所有者又は管理者が当該計画を作成していない場合において、利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。また、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

なお、市は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な非難の確保を図るために必要な助言等を行う。

イ　洪水浸水想定区域内に位置し、大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛防災組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「浸水防止計画」という。）を作成するとともに、浸水防止計画に基づく自衛防災組織の設置に努めるものとし、作成した浸水防止計画、自衛防災組織の構成員等について市長に報告する。また、浸水防止計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努める。

（５）上流域管理者との連携

市は、水位周知河川に影響を与える手取川及び手取川ダムを管理する金沢河川国道事務所と連携体制を構築し、ダムの異常洪水時防災操作など上流域の動向を注視する。

７　地下空間の浸水対策

（１）市及び県は、地下街、ビルの地階などの地下空間について、浸水防止施設の設置を推進するため、施設の具体的事例等必要な情報を地下空間の管理者等に提供する。

（２）地下空間の管理者は、浸水防止施設の設置に努めるとともに、円滑な避難誘導ができるよう避難誘導計画等の整備に努める。

（３）道路管理者は、道路の冠水による事故を未然に防止するため、道路情報表示板等必要な施設の整備を図るとともに、警察機関及び消防機関等との連携の下で、適切な道路管理に努めるものとする。

８　自主防災組織の育成

市は、水防活動の拠点となる施設の整備及び水防資機材の充実を図るとともに、町内会や自主防災組織において水防活動を行う者に対し、研修や訓練に参加する機会を提供する。

第９節　季節風・台風等に対する風害予防

総務班

１ 基本方針

季節風、台風等に対する風害予防は、その予想進路、気象情報等により予想し得る気象状況を早期に把握して、市民への広報など必要な措置を講ずる。

家屋など建築物の管理者は、平時より定期的な点検及び整備を行う。

２　電力施設の予防対策

電力施設の風害予防対策については、本章第 23 節「公共施設災害予防計画」に準ずる。

３　通信施設の予防対策

通信施設の風害予防対策については、本章第７節「通信施設の災害予防計画」に準ずる。

４　家屋等建築物の倒壊防止及び緊急措置の徹底

家屋等建築物の倒壊を防止するための緊急措置は、それぞれの家屋管理者が行うものとし、状況に応じて家屋その他建築物の管理者に対して、次の措置の徹底を図る。

（１）はずれやすい戸や窓、弱った壁等には、筋かい、支柱等の補強材による応急的な補強工事を行う。

（２）屋根の補強として、棟木、母屋及び梁をかすがいで止め、トタンは垂木を打ちつけ、棟瓦は上部にも針金を渡して上下で結束する。

（３）倒れるおそれのある煙突、看板、塀等は針金等で補強する。

（４）建築物周囲の倒れるおそれがある立木は枝おろし又は伐採する。

（５）（４）電力引込線を点検し、たるみや破損のあるものは、直ちに電力会社に連絡する。

第 10 節　火災予防

消防班

１　基本方針

都市の過密化、建築物の高層化、危険物需要の拡大等により、火災の延焼防止上の危険要因が増大しているなか、地震に伴う火災の発生により、人的及び物的被害が生じることが予想される。このため、消防力の強化、火災予防のための指導の徹底、危険物等の安全確保等に努める。

火災の予防は、日頃からの防火思想の普及徹底、防火管理の推進及び消防体制の充実によりその効果を期すべきものであるが、強風、異常乾燥等の火災危険気象下、地震発生時においては、特にこれらの措置を一時的に強化して対処するものとし、次の対策を講ずる。

なお、白山野々市広域消防本部（以下「消防本部」という。）及び野々市消防署（以下「消防署」という。）が所掌する事項については、消防本部の定めによる。

【野々市市の消防組織】（資料編　第７章　「１　野々市市の消防組織」参照）

２　出火防止、初期消火

（１）出火防止

ア　火の使用に関する制限等は、「白山野々市広域事務組合火災予防条例」の定めるところであり、火を使用する設備等の所有者及び使用者は、出火の予防についてそれぞれの責任において必要な措置をとる。

イ　防火思想の普及、火気器具の取扱い、消火器具の使用方法等に関し、火災予防運動等を通して指導を行い、出火防止の徹底を図る。

（２）初期消火体制の確立

火災の被害防止又は被害の軽減を図るためには、初期消火が基本であることから、初期消火の目的が十分発揮できるよう、防火用水の確保、可搬式小型動力ポンプの設置等により初期消火体制の確立を図る。特に市民に対して、家庭に小型消火器を常備するよう普及に努める。

また、自主防災組織、自衛消防隊等、市民による初期消火活動が積極的に行われるよう指導育成に努める。

なお、木造住宅密集地域において、地震等により大規模な火災が発生する可能性に備え、市は、関係機関との連携による迅速な避難誘導体制の整備、地域における初期消火意識の醸成に努める。

３　火災警報の発令

市長は、消防法第２２条の規定により知事から火災気象通報を受けた場合のほか、地域的気象の状況が火災の予防上危険である場合の火災警報の発令基準をあらかじめ設定し、有効適切な警報を発令する。

４　所要地域の警戒措置等

（１）所要地域の防火対象物の警戒

市及び消防本部は、大火危険気象下における所要地域の防火対象物の警戒措置が十分行われるよう、必要に応じて消防機関に出動を命ずるほか、木造大規模建築物、危険物等貯蔵所、大量火気使用場等、火災発生危険の大きいものあるいは火災が発生した場合著しく拡大延焼するおそれのある防火対象物又は文化財等については、防火管理者の協力等により特別な警戒措置がとられるよう、あらかじめ指導協議の上、所要の警戒計画を定めておく。

５　消防力の強化

（１）消防団の強化

市は、野々市市消防団（以下「消防団」という。）の消防施設装備等の強化や消防体制の充実、消防水利の多様化及び消防団の活性化を図るなど、消防力の強化に努める。

ア　消防施設装備や消防資機材の科学化及び近代化を図るとともに、消防関係職員の充実を図るなど消防体制の確立に努める。

イ　危険地域における消火栓及び防火水槽等の消防水利の増設に努め、その適正配置を推進する。プール等の水利については、消防ポンプ自動車の水利部署位置の確保について、それぞれの管理者に協力を求める。

【消火栓及び防火水槽設置状況】（資料編　第７章　「２　消火栓及び防火水槽設置状況」」参照）

【防火水槽及び浄化槽転用水槽一覧】（資料編　第７章　「３　防火水槽及び浄化槽転用水槽一覧」参照）

ウ　地域の消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実を図る。

エ　町内会、自主防災組織と連携して団員の確保に努めるとともに、女性及び学生の入団促進、事業所の消防団活動への理解促進、地域への啓発等により、団員定数の増員と充足率の向上を図るとともに、消防団ＯＢ等を活用する機能別団員、特定の活動のみを行う機能別分団制度の導入を検討し、活動の多様化及び活性化を図る。

オ　大規模災害の発生に備えて、救助・救急体制の整備を図るため、エンジンカッターやチェーンソーなど救助用資機材の整備を図るとともに、自動体外式除細動器（ＡＥＤ）等を整備し、講習及び訓練を実施することによる使用方法の熟知を図り、即時対応力の強化に努める。

（２）機械器具の点検

市長は、消防機関に大規模地震など多様な災害にも対応する消防ポンプ自動車等の消防機械器具の点検整備をさせる。

ア　通常点検

消防団各分団において、毎月１回以上機械器具の手入れ、放水試験等を行う。

イ　特別点検

消防団は、年１回以上分団ごとに特別点検を行う。

ウ　現場点検

火災注意報、強風注意報等の発表時における機械器具、人員の配備及び防火など災害防止対策の適正化について、消防署及び消防団が相互に協力して行う。

（３）教育、訓練

消防団員がいかなる災害に対しても、迅速かつ有効適切な処置をなし得るようその資質の向上と学術及び技術の修習並びに心身の練磨を図るため、積極的に次の教育・訓練を実施する。

ア　一般教育

（ア）研修会を開催するなど、消防精神の向上に努める。

（イ）県消防学校教育訓練計画の趣旨に基づき、消防団員の消防知識及び実務能力の向上を図るため、毎年若干名を県消防学校に派遣する。

（ウ）救命率向上を図るため、市民に広く救命講習の指導を行う応急手当普及員講習を受講する。

イ　訓練

一般教育と併行して次の訓練等を行い、消火活動の万全を期する。

（ア）消防用機械器具操法訓練

（イ）機関運用及び放水演習

各分団において毎月１回以上実施するものとし、年間１回以上全団員を招集して、実地訓練を行う。

（ウ）救急救助訓練

（エ）災害応急対策訓練

６　消防機関の警戒措置体制の確立

消防機関は、大火危険気象下又は火災警報が発令された場合の警戒措置として、あらかじめ次の事項について策定しておく。

（１）警戒のための組織体制

（２）警戒区域の分掌

（３）警戒出動のための要員出動及び伝達方法

（４）煙火打上げ、火入れ等の火気使用制限等の規制

（５）消防無線、防災行政無線等の通信系確保及び上水道、用水路等の水利統制のための要員待機計画

７　火災発生防止の徹底

（１）　火災警報の発令及び伝達

消防法第 22 条第３項及び白山野々市広域事務組合火災警報発令規則により、火災警報が発令されたときは、速やかに本計画第３章第３節「災害、気象等に関する特別警報、警報、注意報等の伝達」に準じて関係機関及び市民に伝達し、火災発生の防止に努める。

（２）　火災予防思想・知識の普及

市長及び消防団長は、消防本部の行う予防査察、防火指導等の業務に積極的に協力するとともに、春秋火災予防運動期間、防災週間、異常気象時、手取川七ヶ用水の工事停水時、火災発生直後等、あらゆる機会に市民の火災予防思想の向上と知識の普及を図る。

８　救助・救急体制の整備

（１）救助資機材の整備

ア　市長は、大規模災害時に発生するあらゆる救助事案に的確に対応するために、高度救助資機材の整備を図る。なお、必要に応じ、民間事業者等との連携を図る。

イ　家屋や建造物などの下敷きになった人々の救出を迅速に行うため、レスキューツール、エンジンカッター及びチェーンソー等の救助資機材の整備を図る。

（２）体制の整備

ア　県及び市は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、関係省庁との連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図る。

イ　市長は、地震発生時には同時に多数の傷病者が発生することから、傷病者の緊急度や重症度に応じて適切な処置や搬送を行うため、治療優先順位を決定する方法としてトリアージ・タッグ（患者識別票）の整備、現場での救命効果向上のための高規格救急自動車の整備拡充、救急救命士の育成、高度救命処置用資機材及び救護所用資機材の整備に努める。

また、地震発生時に迅速に医療機関に搬送するため、広域災害・救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）の活用を図る。

第 11 節　避難体制の整備

情報班・福祉班・保護救護班・避難所班

１　基本方針

市は、建物倒壊、出火・延焼、津波等の災害、各種感染症対策等を踏まえ、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保され、避難者が避難生活を送るために必要十分な拠点避難所及び避難路について、管理者の同意を得た上で、必要な数・規模の施設等をあらかじめ避難所として指定するとともに、防災に関する諸活動の推進にあたり、公共用地の有効活用を図る。また、平時から、拠点避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入れ方法等について、町内会、自主防災組織等を通じて市民に周知徹底を図るとともに、災害時に拠点避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

避難にあたっては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を原則とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等が判断する場合は、自らの命を守る最善の行動をとる「緊急安全確保」を行う。

また、避難所については、救護所及び仮設トイレの設置など生活環境の整備のほか要配慮者にも配慮した施設等の整備に努める。

さらに、自助、共助による運営を基本とした避難所運営マニュアル及び学校施設利用計画を活用し、普及に努める。

この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。

なお、市は地域住民等の事前避難が必要とされる場合には、必要に応じ、住民等が避難するための施設を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

また、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

さらに、避難者名簿の作成・情報共有の体制を整備するため、マイナンバーカード等のデジタル・新技術等の活用促進に努めるものとするほか、被災者支援で重要となる健康情報等について、市・県及び保健医療・福祉団体と連携し、健康管理データの標準化に努める。

２　避難所の指定等

市は、災害時に市民が安全かつ迅速に避難できるよう次の事項に留意し、避難所等をあらかじめ指定するとともに、町内会や自主防災組織等を通じて、避難所開設・運営訓練等の防災訓練の実施や広報野々市等により、市民等へ周知徹底を図る。

なお、避難所の指定に当たっては、規模(受入可能人数)・設備内容について考慮し、協定を締結するなど事業者の協力を得て、民間施設を指定するなど適切な配置に努める。

（１）拠点避難所

災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所と被災者が避難生活を送るための指定避難所を兼ねた施設であり、災害が発生した場合にまず初めに開設する。

ア　指定緊急避難場所

（ア）被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であること。

（イ）災害発生時に迅速に開放を行うことが可能な管理体制を有していること。

イ　指定避難所

（ア）避難者等を滞在させるために必要となる適切な規模を有するものであること。

（イ）速やかに被災者等を受入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。

（ウ）想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること。

（エ）災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること。

（オ）火災等に対する安全性

周囲から火災が迫ってきた場合でも、避難所内で市民の身体の安全が確保できる広さを有するとともに、危険物等が蓄積されていない所であること。

（カ）施設・設備や体制の整備

避難所において、貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、ガス設備、非常用電源（再生可能エネルギーによる発電や蓄電池の活用を含む。）、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した施設・設備や相談等の支援を受けることができる体制の整備に努める。とりわけ、学校施設が避難所として多く使用されることから、防災機能の強化を図るため、貯水槽、備蓄倉庫、トイレ、空調、非常用発電設備等の整備、電力容量の拡大に努める。

さらに、避難者が災害に関する情報を入手できるようテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。

（キ）停電時に施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める。

（ク）ペット動物の飼育場所の確保等

必要に応じて、ペット動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、ペットの一時預かり等必要な支援を獣医師会や動物取扱業者等から受けられるよう、連携に努める。

（ケ）学校が教育活動の場であることに配慮し、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

（コ）避難者情報の共有方法について、平時から関係機関と協議・検討を行い、発災時において円滑かつ的確な対応が図られるよう、必要なマニュアル等の整備を進めること。

（サ）地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえること。

（シ）感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平時から防災担当課と保健福祉担当課が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用も含めて検討するよう努める。

（ス）男女双方の視点の取り入れ

プライバシーの確保や避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女ニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の管理運営に努める。

（セ）市は、平時から、避難所におけるＮＰＯ・ボランティア等の外部支援を受ける体制整備に努めるものとする。

（ソ）市は、保健師、福祉関係者、ＮＰＯ等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努める。

（タ）市及び県は、指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置付けられた避難所についても、あらかじめ情報を把握するとともに、在宅避難者等が発生する場合や、避難

所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。

（チ）市及び県は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努める。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。

（２）自主避難所

台風などにより自宅で過ごすことが不安な方が自主的に避難するための一時的な避難所として、また、避難行動に時間を要する高齢者などに対して、迅速な避難を促す「高齢者等避難（警戒レベル３）」を発令した際の避難所として開設する。

自主避難所への避難にあたっては食料、飲料水、毛布など一時的な滞在に必要な物資を持参することとする。

なお、自主避難所として施設を開設したのち、さらに危険性が高まり、「避難指示（警戒レベル４）」を発令した場合は、当該施設を引き続き避難所として使用する。

（３）予備避難所

災害の規模に応じて、災害対策本部が必要と認めたときに開設する予備的な避難所で、避難者が多数になり、拠点避難所への受入れが困難となった場合又は、高齢者や妊産婦など配慮が必要な方の避難所として開設する。

予備避難所は、必要に応じて開設される二次的な避難所であり、最初から避難所として利用することはできない。

（４）福祉避難所

一般の避難所において避難所生活が困難となる高齢者や障害者、医療ケアを必要とする者など特別な配慮を必要とする要配慮者が滞在する以下の要件を備えている避難所とする。

ア　要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。

イ　災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備されていること。

ウ　主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されていること。

エ　医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めること。

オ　要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めること。

また、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、福祉避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するほか、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等により、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

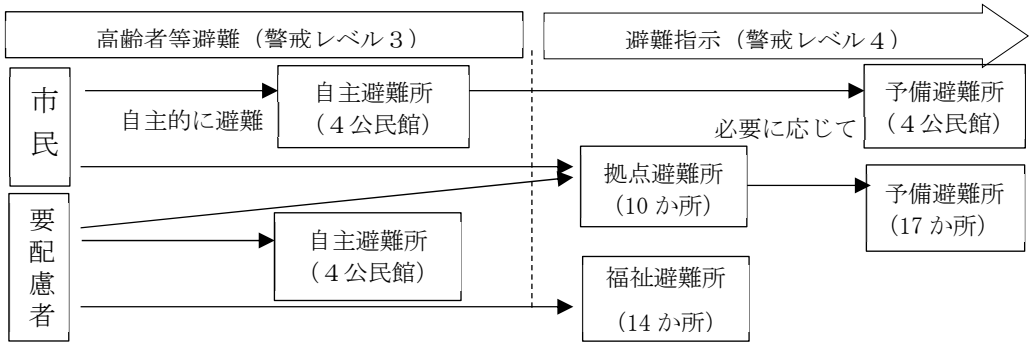
【避難所区域割】（資料編　第４章　第１節　「１　避難所区域割」参照）
【避難所一覧】（資料編　第４章　第１節　「２　避難所一覧」参照）

（５）一時的避難場所

各町内会が指定する公園などオープンスペースで、市民がひとまず避難して、災害の推移を見定める場所で、町内会は地域住民の安否確認等を行う。

市民の避難の流れ

台風や大雨の場合



※緊急時の一時的避難場所として最寄りの指定公共施設を開放する。また、閉館時は施錠されているため、状況に応じて順次開錠する。

【一時的避難場所一覧】（資料編　第４章　第１節　「３　一時的避難場所一覧」参照）

３　二次避難支援体制の整備

要配慮者は、避難所内の一般スペースでは心身の健康の維持が困難な要素が多いことから、市は、福祉避難所の指定など支援体制の整備を図り、個別避難計画等により、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

また、要配慮者が指定避難所の一般避難スペースに避難した場合には、県の災害派遣福祉チームや関係団体と連携し、協力体制を構築するとともに、福祉避難所マニュアルを作成し、要配慮者の避難所内の一般避難スペースから福祉避難所への移送、社会福祉施設への緊急入所又は医療機関への緊急入院を円滑に行う体制の確保に努める。

４　避難誘導標識等の設置

市は、避難所等について、町内会、自主防災組織等を通じて周知徹底を図るとともに、避難誘導標識及び避難場所等の表示標識を設置する。

誘導標識については、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。このため、市は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

また、観光客等土地に不慣れな方にもわかりやすい視認性の良い避難誘導標識や、外部電源が遮断された際にも夜間発光する再生可能エネルギーと蓄電池を併設した避難誘導灯等の設置に努める。

５　安全確保計画

（１）児童生徒の安全確保

教育委員会及び学校長は、「避難誘導計画」を策定し、避難路の安全を確認するとともに、市、ＰＴＡ等と協議し、保護者等との連絡方法及び引き渡し、下校の方法、飲料水及び医薬品等の調達等についても定めておく。

また、平素からこの計画に基づく訓練等を実施し、避難に万全を期す。

（２）事業所等の安全確保

病院、社会福祉施設、興行場、事業所など多人数が利用、入所又は勤務する施設その他防災上重要な施設の管理者は、あらかじめ設備等の定期点検や避難等の計画を定め、関係職員に周知徹底を図るとともに、訓練等を実施し、避難に万全を期す。

６　避難所運営の周知 避難所は、町内会、自主防災組織等を中心とした自助、共助による避難者自身による運営を基本とし、避難所運営訓練の実施、避難所運営マニュアルの活用等により、市民に対し、避難所運営方法を周知する。 **７　自宅内避難所の設置** 市民は、大規模災害の発生時には避難所に避難者が殺到すること、また、避難所生活はプライバシー等の確保が困難であることを鑑み、自宅が危険な状態でないことを前提に、あらかじめ備えている備蓄物資を利用して、自宅の一室を避難所とみなして生活できるようにする「自宅内避難所」の設置に努める。	

第 12 節　要配慮者対策

福祉班・児童福祉班・保護救護班・避難所班

１　基本方針

乳幼児、身体障害者、知的障害者、精神障害者、発達障害者、傷病者、難病等の患者、高齢者、妊産婦、食物アレルギーのある人、外国人などの要配慮者は、災害に際して必要な情報を得ることや、迅速かつ適切な避難行動をとることが困難であるため、被害を受ける可能性が高い。

市及び社会福祉施設等の関係機関は、市民、町内会、自主防災組織等と平時から顔の見える関係を構築し、災害時の連携体制を確立するなど、災害から要配慮者を守るための対策の充実を図る。

２　在宅の要配慮者対策

（１）在宅の要配慮者の把握

市は、要配慮者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるものとする。

（２）避難行動要支援者名簿の作成及び個別避難計画作成の推進

市は、平時より町内会、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護職員等との連携の下、避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、町内会等による主体的な個別避難計画の作成を推進する。

ア　避難行動要支援者の範囲

避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は、生活の基盤が自宅にある者のうち、以下の要件に該当する者とする。

（ア）75 歳以上の高齢者のみの世帯に属する者
（イ）要介護３以上の認定を受けている者
（ウ）身体障害者手帳１級及び２級の交付を受けている者
（エ）療育手帳Ａの交付を受けている者
（オ）その他、災害時に地域の支援が必要な者で、申し出のあった者

イ　避難行動要支援者名簿の記載事項

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

（ア）氏名
（イ）生年月日
（ウ）性別
（エ）住所又は居所
（オ）電話番号その他の連絡先
（カ）避難支援等を必要とする事由
（キ）（ア）～（カ）に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

ウ　避難行動要支援者名簿の記載事項の入手方法

市は、避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するために関係部課で把握している要介護高齢者や障害者等の情報を集約するよう努める。

エ　避難行動要支援者名簿の更新

市は、避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、市民の転入、転出、介護認定、身体障害者手帳等の事務を通じて避難行動要支援者名簿を定期的に更新する。

オ　避難行動要支援者名簿の管理

市は、庁舎の被災等の事態が生じた場合において、名簿の活用に支障が生じないよう、名

簿情報の適切な管理に努める。

カ　名簿情報の提供

市は、平時より災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で避難行動要支援者名簿の情報を提供するものとする。

また、市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず避難支援等関係者に情報を提供するものとする。

なお、避難行動要支援者名簿の情報の提供に当たっては、提出先に守秘義務の厳守を指導する等、名簿情報の漏えい防止のための措置を講ずる。

キ　避難支援等関係者の安全確保

避難行動要支援者に対する支援は、避難支援等関係者の安全が確保できる範囲とし、市は避難行動要支援者の理解が得られるように努める。

ク　情報伝達、避難支援体制等の整備

（ア）地域ぐるみの協力のもとに、避難行動要支援者に対する情報伝達、安否確認、避難誘導等の避難支援体制の確立に努める。

（イ）避難所等の指定に当たっては、避難行動要支援者の実態にあわせ、利便性や安全性に配慮するとともに、必要に応じて社会福祉施設や公的住宅への受け入れ・移送、民間の施設を借上げる等、多様な避難所の確保に努める。

（ウ）避難行動要支援者の支援活動の中心となる団体、地域住民、ボランティア組織、自主防災組織の育成に努める。

（エ）避難行動要支援者の特性に応じ、情報伝達が迅速かつ円滑に行われるよう、多様な情報伝達手段の確保に努める。

（３）避難行動要支援者の個別避難計画の作成支援

ア　市は、市地域防災計画に基づき、防災担当課や福祉担当課などの連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、ＮＰＯ等の避難支援等に携わる関係者と連携して、避難行動要支援者名簿の情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、町内会等が主体的に個別避難計画を作成するよう必要な支援を行う。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するよう助言する。

イ　市は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

ウ　市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画作成等にデジタル技術を活用するよう努める。

エ　市は、個別避難計画の実効性を確保する観点から関係機関、各種団体、企業等の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等の充実を図る。

オ　市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。

（４）緊急通報システム等の整備

市は、在宅の要配慮者の対応能力を考慮した緊急通報システムの整備を進めるとともに、地域ぐるみの避難誘導体制の確立を図る。

（５）防災知識の普及及び防災訓練の充実

市は、要配慮者及びその家族に対し、パンフレット配布等による防災知識の普及を図るとともに、地域の防災訓練に参加できるよう訓練内容を工夫する。

（６）防災マップの作成支援

市は、要配慮者の円滑な避難等に資するため、防災意識の普及啓発及び災害時に活用できるコミュニティ単位の防災マップ（地震災害）の作成支援に努める。

（７）避難行動要支援者避難支援マップの作成支援

市等は、避難行動要支援者の円滑な避難支援のために、防災関係者が活用するコミュニティ単位の避難支援マップの作成支援に努める。

（８）福祉避難所の指定

市は、高齢者や障害者、医療的ケアを必要とする者等は避難所内の一般避難スペースでは健康の維持・確保が困難な要素が多いことから、地区ごとの福祉避難所の指定を進める。

ア 要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。

イ 災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備されていること。

ウ 主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されていること。

エ 医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めること。

オ 要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。

また、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、福祉避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するほか、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等により、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

（９）福祉避難所への避難等に係る支援体制の整備

市は、国の福祉避難所の確保・運営ガイドラインを踏まえ、福祉避難所マニュアルを作成し、関係団体との連携により、福祉避難所への避難、緊急入所や緊急入院の必要な要配慮者の受入体制の確保に努める。

３　社会福祉施設等の防災体制の整備

（１）防災組織体制の整備

社会福祉施設等の管理者は、災害発生時における迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ防災組織体制の確立を図り、施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制等を明確化する。

特に、夜間における消防機関等への連絡や入居者の避難誘導体制には、十分配慮した組織体制を確保する。

また、平時から関係機関、地域住民、自主防災組織等と連絡を密にし、利用者の実態に応じた協力が得られるような体制づくりに努める。

市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園、保育所・認定こども園等との連絡・連携体制の構築に努めるものとする。

（２）防災設備等の整備

社会福祉施設等の管理者は、施設の耐震診断、耐震改修、防災設備の整備等に努めるととも

に、災害に備えて施設入居者が最低限度の生活を維持することに必要な食料、飲料水、医薬品類等の備蓄及び情報通信手段の確保等を行う。

また、施設機能の応急復旧等に必要な、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用自家発電機等（再生可能エネルギーによる発電や蓄電池の活用を含む。）の防災資機材の整備推進に努めるとともに、その設置場所については、水没等を考慮し、適切に配置する。

（３）緊急連絡体制の整備

社会福祉施設等の管理者は、災害発生に備え、市の指導のもとに緊急連絡体制の整備を図る。

（４）職員及び入居者に対する防災教育及び防災訓練の充実

社会福祉施設等の管理者は、施設職員及び入居者の災害時に関する知識を高めるため、定期的に防災教育を実施する。また、施設職員及び入居者が、災害等の切迫した状況下でも適切な行動がとれるよう、防災訓練を定期的に実施する。

特に、自力避難が困難な者等が入居している施設にあっては、夜間における防災訓練も定期的に行うよう努める。

（５）非常災害時における具体的な防災計画等の作成

社会福祉施設等の管理者は、県が示す「高齢者施設における防災計画作成指針」等を活用し、施設の実情に応じた「非常災害時における具体的な防災計画」等をあらかじめ定めておく。

４　外国人等に対する防災対策

言語、生活習慣及び防災意識の異なる外国人が災害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう防災知識の普及や防災訓練への参加の推進に努めるとともに、訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努める。

また、地域全体で外国人等への支援システムや救助体制の整備に努める。

５　障害者に対する情報伝達等

市は、障害の種類及び程度に応じて、障害者が防災に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるよう、体制の整備等に努める。また、緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な緊急通報手段の整備等に努める。

第 13 節　緊急輸送体制の整備

復旧班・消防班

１　基本方針

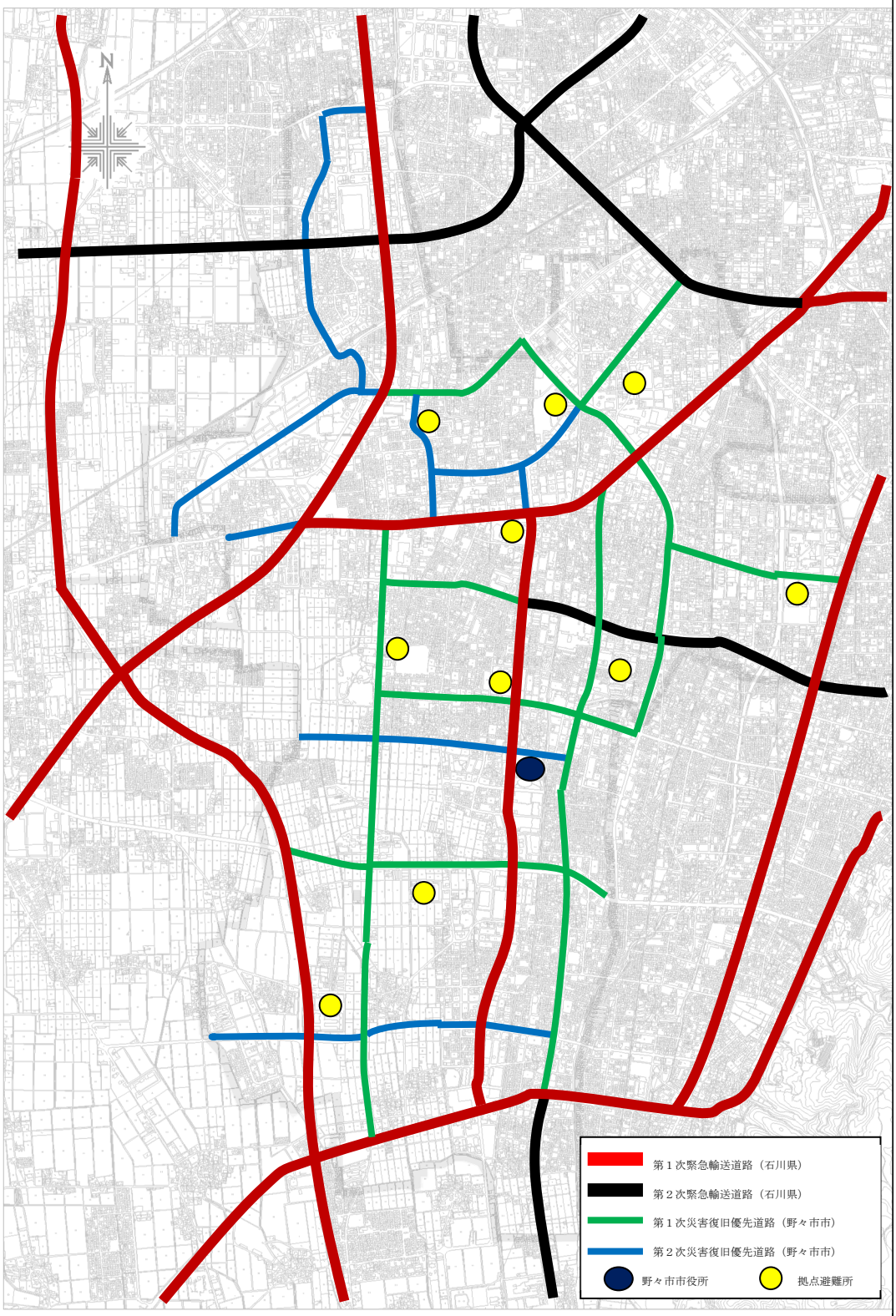
交通の混乱を防止し、消火、避難、救護等の応急活動の確保に努めるとともに、交通規制を実施し、緊急物資輸送体制を確保するため、県の緊急輸送道路と整合性を図りつつ、本市においても災害復旧優先道路を定め、緊急輸送道路や市の防災拠点を連結し、災害の応急措置の迅速化を図る。

また、緊急輸送道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図るものとする。

市及び県は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点、ヘリコプター臨時離着陸場（以下「臨時離着陸場」という。）の適地をあらかじめ把握しておき、緊急事態時のアクセス手法を検討するに備える。

また、市及び県は、関係機関と協議の上、県が開設する広域物資輸送拠点、市が開設する地域内輸送拠点を経て、各避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努める

なお、本市に関わる緊急輸送道路及び災害復旧優先道路並びに防災拠点は、次のとおりである。



【緊急輸送道路及び災害復旧優先道路】（資料編　第５章　第１節　「１　緊急輸送道路及び災害復旧優先道路」参照）

【防災拠点】（資料編　第５章　第１節　「２　防災拠点」参照）

２　臨時離着陸場の整備

市長等は、道路の損傷により陸上輸送に支障をきたす場合に備えて、ヘリコプターの離着陸可能な空地を調査し、臨時離着陸場を設ける。

また、ヘリコプターが安全に離着陸ができるよう十分な面積を有する空地を確保し、周囲に障害物となるものが生じないよう維持管理に努める。

【飛行場外離着陸場等一覧】（資料編　第５章　第３節　「２　飛行場外離着陸場等一覧」参照）

３　緊急通行車両確保体制の整備

災害発生時には、災害対策基本法 76 条第１項の規定により、県公安委員会が緊急通行路を指定し、緊急通行車両以外の車両は通行できなくなることから、市所有の必要な車両は、平時に緊急通行車両の事前届出を行って事前届出済証を受けておく。

また、地震災害応急対策計画上、民間の所有する車両が必要になる活動については、あらかじめ必要な車両についての配備計画を整備し、市内の土木建設業者、運送業者等と「災害時における貨物自動車の協力に関する協定」等の締結を進めて、緊急通行車両の事前届出を指導する。

なお、災害時に緊急通行路を通行できるのは、緊急自動車「道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 39 条第１項及び道路交通法施行令（昭和 35 年政令第 270 号）第 13 条に定める車両」及び災害対策基本法施行令（昭和 37 年政令第 288 号）第 33 条第１項の規定に基づく緊急通行車両確認証明書・標章の交付を受けた緊急通行車両だけである。

（１）緊急通行車両の事前届出

市は、保有する全ての車両について、災害時の応急対策活動で緊急通行を実施するため、届出書を白山警察署に事前に提出し、届出済証の交付を受ける。

また、老朽化等により車両を廃棄した場合には、すみやかに届出済証を返還するとともに、更新した車両について、新たに届出書を提出する。

【緊急通行車両一覧】（資料編　第５章　第２節　「１　緊急通行車両一覧」参照）

（２）標章及び緊急通行車両確認証明書

別記様のとおりとする。

なお、標章及び緊急通行車両確認証明書は、災害発生時において事前届出済証を警察署へ提示して交付を受ける。

【標章及び緊急通行車両確認証明書】（資料編　第５章　第２節　「２　標章及び緊急通行車両確認証明書」参照）

４　火災予防措置

本章第 10 節「消防力の充実、強化」に準ずるものとするが、地震発生時においては、市民に火災発生防止の緊急徹底を図るため、第Ⅱ編　地震災害対策編　第３章第５節「災害広報」により火災予防上必要な事項について市民に周知徹底する。

第 14 節 医療体制の整備

保護救護班

１　基本方針

地震発生時には、家屋の倒壊、道路の損壊、火災等により多数の負傷者が発生し、更に医療機関の被災やライフラインの機能停止等による診療機能の低下が予想される。このような混乱した状況のもとで、市民の生命と安全を守るため、迅速な医療救護が要求される。

このため、市は、県及び防災関係機関と緊密な連携を図りながら、被災者の救護に万全を期すため、全ての医療機関の役割分担を明確にした上で、医療救護体制の整備に努めるとともに、ライフラインが機能停止した場合における業務継続計画の策定支援を行う。

また、医療機関は、被災時にあっても診療機能を維持するための施設・設備の整備に努めるとともに、それぞれの役割に応じた医療救護活動を実施するための体制を整備するなど、平素から地震の発生に備える。

【医療機関一覧】（資料編　第４章　第２節　「１　医療機関一覧」参照）

２ 医療救護体制の整備

ア　市は、地域の実情にあわせた医療救護班を編成しておく。ただし、市独自で医療救護班編成が不可能な場合は、広域圏で編成する。

イ　医療救護班編成に当たっては、地区医師会、公的病院等医療機関の協力を得る。

ウ　医療救護班は、原則として医師１名、看護師２名、補助者２名（運転手、連絡員）を一班とするよう編成し、できるだけ薬剤師１名も加えるよう努める。

また、連絡体制についても定めておく。

なお、市等で編成された医療救護班については、県へ報告し、変更した場合も同様とする。

エ　市は、円滑な医療救護活動を実施するため、あらかじめ責任者を定めるとともに、県が設置する地域保健医療福祉調整本部への当該責任者の参加及び連携について定めておく。

オ　市は、震災時に重症患者等の処置及び収容を行う病院をあらかじめ指定しておく。

カ　市は、震災が発生した場合、直ちに医療救護活動が円滑に開始できるよう応急救護設備等の整備に努めるとともに、常に点検を行っておく。

キ　市は、避難所における救護所の設置について、あらかじめ当該管理者と協議しておく。

ク　市は、病院、救護所の被害状況や傷病者の受入情報等の収集方法をあらかじめ定めておく。

３　情報連絡体制

ア　市は、被災地内医療施設及び救護所に係る情報連絡体制を整備しておく。

イ　市は、災害時の情報連絡体制を確保するため、衛星電話、災害時優先電話、ＭＣＡ無線等の複数の通信手段の整備に努める。

４　応援医療従事者の受け入れ体制

応援医療従事者等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援医療従事者等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努める。

第 15 節　健康管理活動体制の整備

保護救護班

１　基本方針

災害発生時は、ライフラインの機能停止等により、健康の基本である食事、睡眠等の確保が困難となりやすく、さらに災害に対する不安や避難所生活等のストレスから、様々な健康障害の発生が懸念される。

市は、平時より、市民の健康管理意識の向上に努めるとともに、「市健康管理活動マニュアル」を作成する等、災害発生時に迅速、円滑に健康管理活動を実施できるよう、体制の整備に努める。

２　平時の健康管理対策

市は、平素の健康管理活動で地区ごとに健康障害発症のハイリスク者を把握し、保健指導を実施する。また、災害時の備えに関する健康教育、保健指導の実施に努め、自己管理の必要性についても啓発する。

市民は、平時から健康診断の受診等により、自らの健康状態の把握、改善に努めるとともに、特に慢性疾患等を有する場合は、お薬手帳等により服用薬剤等の自己管理に努める。

３　健康管理活動実施体制の整備

市は、災害時の健康管理活動マニュアル等を作成するとともに、障害者、高齢者、医療、食糧備蓄、避難所運営等の担当部門と協力、連携した活動体制の確立に努める。また、地域の医療機関、民生委員、健康づくり推進員等との協働・連携体制の構築にも努める。

第 16 節　こころのケア活動体制の整備

保護救護班

１　基本方針

地震発生時には、家屋の倒壊等により多数の負傷者が発生するおそれがあり、被災した市民が避難生活上のストレス、絶望感などの精神的苦痛から、心身の健康を崩し、疾病の悪化を招くおそれがある。

市は、平時から、県、精神科医療機関等と緊密な連携を図り、地震発生時に被災した市民のこころのケア等に万全を期すため、精神保健医療体制の整備に努める。

２　こころのケア実施体制の整備

市は、平時から住民に対する災害時のメンタルヘルスに関する知識の普及・啓発を行うとともに、支援が必要な精神障害者等要配慮者に関する情報の把握に努める。

３　情報連絡体制の整備

市は、県、精神科医療機関等と平時から連携し、精神科救急医療についての情報連絡体制の整備に努める。

４　こころのケアチームの活動計画の作成等

災害時において、迅速かつ円滑にこころのケアチームが活動を開始できるよう事前に関係機関との連携を図り、受入体制の整備に努める。

第 17 節　食料及び生活必需品等の確保

福祉班

１　基本方針住宅の被災等による食料及び生活物資の喪失、流通機能の一時的な停止や低下等が起こった場合には、被災者への生活救援物資の迅速な供給が必要である。

このため、市は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、発災直後から被災者に対して円滑に食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資の供給が行われるよう物資の備蓄、調達及び輸送体制の整備を図るとともに、新物資システム（Ｂ－ＰＬｏ）を活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資の拠点の登録に努め、備蓄状況の確認を行う。なお、この際、要配慮者への配慮及び食料の質の確保に留意する。

また、女性の視点に立った支援物資の備蓄・供給（生理用品など）や県民・事業者が食料、飲料水及び生活必需品を備蓄するよう啓発する等の取り組みを一層推進する。

２　市、市民等の役割分担

（１）市は、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、快適なトイレ環境確保のための携帯トイレ、簡易トイレ、食料、飲料水、適温の食事のための炊き出し用具やキッチン資機材、安眠確保のための段ボールベッド・エアベッド等の簡易ベッド、毛布、プライバシー確保のためのパーティション、衛生促進のための入浴設備、洗濯設備、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、トイレットペーパー、生理用品のほか、マスクや消毒液等の感染症対策に必要な物資等の避難生活に必要な物資を備蓄するものとし、これらの物資の備蓄状況については、年に１回、広く住民に公表するものとする。この際、避難生活に必要な物資の備蓄については、県の被害想定を基に想定し得る最大規模の災害における想定避難者数（自主避難所や在宅避難者、車中泊避難者等を含む）と、それに対して必要となる備蓄量（最低３日間、推奨１週間）を推計し、推計した必要備蓄量の確保を目指すよう努めるものとする。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、こどもにも配慮する。

（２）市は、被災者に迅速に物資等を給与するための計画を策定し、物資等の調達及び供給を行うための環境及び体制の整備に努める。

また、物資の供給に当たり、小口・混載の支援物資を送ることは、被災地方公共団体の負担になることなど、被災地支援に関する知識を整理するとともに、その知識の普及に努める。

（３）市民は、「自分のことは自分で守る。」という自覚をもとに、普段の食事に利用する食料等を備蓄食料とし、賞味期限がくる前に消費し、消費した分を新しく補充していく方法「循環備蓄」により７日間以上生活できるように食料等の備蓄に努める。

（４）事業所等は、災害発生に備えて、従業員や市民のことも考慮しながら可能な方法及び範囲での物資の備蓄に努める。

（５）市及び県は、新物資システム（Ｂ－ＰＬｏ）を活用し、施設（備蓄倉庫・物資拠点・避難所）ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況を把握する。

３　食料及び生活物資の確保

市は、平時から災害の発生に際して必要となる物資の調達を次により行う。

（１）地震被害想定等を参考として、食料品及び生活必需品について、避難者想定の７日分を目標に備蓄に努めるとともに、事業所等の協力を得て、出来る限りの物資を調達できる体制を整備する。

また、要配慮者向けの粉ミルクや柔らかい食品、食物アレルギーに対応した食品を備蓄するとともに、洋式仮設トイレ等の避難所生活に必要な物資が迅速かつ適切に配備されるよう、要配慮者に対する備蓄物資を拡充し、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や輸送手段の確認を行う。

（２）保存年限及び耐用年数のあるものについては、買換えを行い備蓄する。

（３）物資の用途、避難所の位置等を勘案して、物資の分散備蓄及び集中備蓄を適切に行う。

４　物資の集積、配送地の整備

（１）市は、被災者に食料等の物資が迅速に供給できるようそれぞれの救援物資等の集積、保管、配送等のための集配予定地をあらかじめ定めるとともに、地域内輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるよう、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、体制を整備するとともに、関係機関等に対する周知徹底に努める。

（２）市は、大規模災害等を想定した物資の仕分け及び配送について、災害協定締結先等民間事業者を活用するための体制整備を図るとともに、物資の調達・輸送に必要となる情報項目・単位の整理など発注方法の標準化に努める。

（３）市は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、災害発生後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることとなることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図る。

５　義援金及び義援物資の受け入れ・配分マニュアルの作成

市は、災害発生直後から義援金及び義援物資の円滑な受け入れ等を図るため、具体的な「受け入れ・配分に関するマニュアル」を作成し、受入体制の強化を図る。

加えて、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、義援金及び義援物資の受付・調整にデジタル技術を活用するよう努める。

第 18 節　豪雪に対する雪害予防

衛生班・復旧班・建設班・避難所班

１　基本方針

雪害の予防は、交通及び輸送路の確保を図ることによりその効果を期し、産業及び経済の振興と市民生活の安定に寄与すべきものとするが、異常降積雪による被害を軽減するため、主として次の処置を講ずるものとし、細部については、「野々市市雪害対策要綱」の定めるところによる。

２　主要除雪路線の確保

路線の重要性、交通量、除雪量等を勘案し、毎年度策定する「道路除雪実施計画」により、特に交通の確保を必要とする路線の除雪に努める。

なお、計画の決定に当たっては、国、県及び隣接市の除雪計画と十分な調整を図る。

３　適期の道路除雪の実施

交通その他の輸送確保のため、降雪期明けに行う主要路線の道路除雪は、関係機関及び町内会等の協力を得て、適期にこれを行う。

４　主要食料等の確保

県と協議し、主食用米穀、生鮮食料品、燃料等の確保に努めるほか、豪雪が予想されるときは、関係事業者団体及び市民に協力を求めて、次の措置を講ずる。

（１）備蓄及び貯蔵可能な食料、加工品及び乳児用粉乳の備蓄を促す。

（２）飲料水を確保するため、水道設備の凍結防止措置を講じ、又は講ずるよう促す。

（３）暖房用・炊事用の燃料を備蓄するよう促す。

（４）救急医薬品及び衛生資材を備蓄するよう促す。

５　雪に強いまちづくりの推進

（１）家屋倒壊の防止

市及び県は、住宅の耐震性を確保し、屋根雪荷重の増大による地震時の家屋倒壊等を防止するため、基準の順守の指導等に努める。

また、自力での屋根雪処理が不可能な世帯に対して、ボランティアの協力体制など、地域の相互扶助体制の確立を図る。

（２）積雪期における避難路、避難場所等の確保

市、県及び防災関係機関は、融雪施設の整備を進めるとともに、避難路、避難場所等の確保に努める。

６　寒冷対策の推進

（１）避難所対策

市は、避難所における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材（長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ、救出用スノボート等）の備蓄に努める。

また、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努める。

（２）被災者及び避難者対策

市は、被災者及び避難者に対する防寒用品の整備、備蓄に努める。

また、応急仮設住宅は、積雪のため早期着工が困難となることや避難生活が長期化することが予想されることから、被災者、避難者の生活確保のための長期対策を検討する。

７　ごみ・し尿処理対策

降積雪期間のごみ・し尿の収集等は、次の処置により計画的に処理するとともに、一般に周知してその協力を求める。

（１）ごみの収集

各家庭に対してごみの減量を促すとともに、降雪により収集が遅延する場合、家庭でごみを一時保管するために袋（ビニール、紙）等の準備を促す。また、ごみ収集車の通行が不可能な地区に対しては、通行可能な場所まで搬出するなど、事前に町内会等を通じて市民に協力を求める。

（２）し尿の汲取り

積雪時の汲取りの低減を図り、衛生的な生活環境を維持するため、計画的及び定期的な汲み取りの実施を呼びかける。

８　医療措置

救急患者の発生に備えて、その搬送体制を整備する。

９　文教措置

通学路を確保し、必要により集団登下校を行わせ、教職員、保護者、地域が連携しながら誘導することなどにより登下校時の安全を図る。

10　建物除雪措置

（１）公共施設

それぞれの施設管理者において措置すべきものとするが、降積雪状況を考慮し、必要に応じて除雪要員の動員等の対策を講ずる。

（２）一般建物

降積雪状況により、町内会等を通じて一斉に屋根の雪下ろしを行うよう促し、家屋倒壊による事故防止に努めるとともに、高齢者、障害者等の家屋については、地域関係者の協力を求める。

11　雪捨場の確保

雪捨場の選定に当たっては、事前に関係機関と十分に協議して選定し、市民に対しては、その位置を周知するとともに、みだりに中小河川へ雪を捨てないよう促し、河川の溢水等のないよう配慮する。

第 19 節　干ばつに対する災害予防

復旧班・給水班・消防班

１　基本方針

異常天候による干ばつ災害の予防のため、予想し得る気象状況を早期に把握し、水源の確保など必要な対策を講じ、被害を軽減するよう努める。

２　生活用水の確保

市管理の水源井戸（地下水）と県営水道（河川水）を併用して供給することにより生活用水の安定供給を図り、渇水に際しては、市民に節水協力を強く求める。

また、水圧低下等による断水地域に対しては、給水車等により生活用水の給水を実施する。

３　農作物被害の予防

市及び農業協同組合は、事前に干ばつ被害の防止技術等防止対策について、農作物の生育状況に応じた個別具体的対策について県より指導を受け、生産者に周知を図る。

４　防火対策の強化

水源の枯渇と異常な乾燥により、火災発生時には大規模災害の危険性が増大することから、防火体制を徹底し、消防水利の確保に努めるとともに、市民に対して火災予防の周知徹底を図る。

第 20 節　防災パトロール等による災害予兆の早期発見

総務班

１　基本方針

各種の災害に迅速かつ的確に対処するため、日頃から定期的な市内のパトロールを実施するとともに、調査点検を実施して危険箇所を把握し、被害の軽減に努める。

なお、パトロールに当たっては、特に次の現象に注意する。

（１）局部的沈下、隆起又は亀裂
（２）水田、用水路の急激な増水又は減水
（３）井戸水の濁り又は枯渇
（４）建造物及び立ち木の傾き
（５）石積み、擁壁等のはらみ、段差又は崩落
（６）異臭や刺激を感じるなどの違和感

第 21 節　危険物に対する災害予防

消防班

１　基本方針

火薬類、高圧ガスその他の発火性又は引火性物品及び毒物、劇物等の危険物品は、災害発生時において被害を拡大する重要な要因となることから、これら保管施設の状況等を把握し、次のとおり災害時における緊急措置を定め、被害の拡大防止を図る。

２　石油類に対する措置

（１）災害時における事故発生の防止

危険物施設（製造所、貯蔵所及び取扱所）の管理者及び所有者等に対して法令に基づく保安体制の強化及び付近住民への安全措置が十分に行われるよう要請する。

（２）立入検査の実施

消防機関は、適宜、立入検査を実施し、事故防止のため万全な措置を指導し、状況により取扱い及び維持管理並びに運搬等について規制措置を講ずる。

また、管理者及び所有者に対して施設の耐震・耐火性の向上や災害対策マニュアルの整備等を行い、自主保安体制の充実を図るよう指導する。

（３）災害時における心得の周知

消費者に対しては、災害時に適切な措置が講ずるよう次の事項について周知徹底を図る。

ア　石油類等の保管場所については、安全の確認及び安全上の措置を講ずること。

イ　消費中のものは、災害の状況により、すべての消費を一時停止すること。

【石油販売業者一覧】（資料編　第６章　「４　石油販売業者一覧」参照）

３　プロパンガスに対する措置

（１）災害時におけるガス事故の予防

本節１「石油類に対する措置」に準ずる。

（２）災害時における心得の周知

消費者に対しては、災害時に適切な処置が講ずるよう平時から次の事項について周知徹底を図る。

ア コック類は、確実に閉める。

イ 容器の転倒を防ぐための処置を講ずる。

ウ 付近で火災が発生した場合、水をかけるなどの方法により、容器を冷却する。

４　都市ガスの保安

（１）導管関係施設の保安

ガス事業者は、導管関係施設について定期的点検等を実施し、その安全を図る。

（２）火災、地震等の災害時の措置

ア　ガス供給の一時停止等の措置及びその広報

イ　危険区域の設定

５　火薬、毒物及び劇物に対する措置

（１）危険物等の所有者、管理者及び取扱者に対して、本節１「石油類に対する措置」に準じ、

法令に定める必要な措置を要請する。 （２）毒物及び劇物については、農業協同組合並びに一般取扱者に対して法令に定める十分な措置を要請するものとするが、二次災害の発生防止について、県及び警察と協議する。 **６　市民に対する避難等の広報等** 施設の所有者及び管理者は、市との連絡を保ち、災害の状況により、各種危険物に対する応急処理の状況及び避難等の広報に協力する。 なお、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域の該当性及び被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の被害が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。	

第 22 節　建築物等の災害予防

消防班・建設班・避難所班

１　基本方針

建築物の構造上の安全性については、建築基準法等によって、必要な技術的基準の確保が要請されているところである。

しかし、地震は多様な要素が複雑にからみあって、建築物に予想外の被害を与えた例も少なくない。

このため、地震に強いまちづくりを行うに当たって、市等は、公共建築物及び一般建築物の耐震性並びに不燃性の確保に努めるとともに、関係団体の協力の下に建築物の安全性を一層高める。

２　防災上重要な公共建築物等の災害予防対策

災害対策は、迅速かつ的確な情報伝達と適切な行動への指示が要求される。これらの活動を円滑に進めるため、市等は、次の公共建築物等については、一層の不燃性や浸水対策等の強化を図る。

（１）避難誘導、情報伝達及び救助等の防災業務の中心となる公共建築物等

（２）災害時の緊急救護所、被災者の避難施設等となる学校、社会福祉施設等の公共建築物等

（３）市の防災備蓄倉庫及び消防機関の資機材等格納庫

また、老朽化の兆候が見られる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。

３　一般建築物の災害予防対策

市は、災害による建築物被害を未然に防止し、火災等による延焼拡大防止を図るため、老朽住宅密集市街地対策を推進するほか、次の措置を講ずる。

（１）老朽危険建築物に対する調査、指導

市は、老朽危険建築物等で著しく保安上危険であると認める場合においては、建築基準法に基づき、また、老朽危険建築物が空家であるものについては、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）に基づき、建築物の構造、敷地、危険度等について調査し、除却、移転、補修、改築、使用禁止等の措置を講ずるよう所有者等に対して助言、指導等必要な措置を講ずる。

（２）特殊建築物の検査、指導

市は、旅館、マーケット、病院、興行場、集会場等の特殊建築物及びその設備について、定期的に所有者等からその状況を報告させ、その結果に基づいて適切な指導を行う。

４　建築物の防火の促進

市等は、公共建築物及び一般建築物の不燃性の確保に努めるとともに、関係団体の協力のもとに建築物の安全性を一層高める。

（１）一般建築物の火災予防計画

市等は、火災等による延焼拡大防止を図るため、次の措置を講ずる。

ア　老朽危険建築物に対する調査及び指導

市は、老朽危険建築物等で著しく保安上危険であると認める場合においては、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に基づき、建築物の構造、敷地、危険度等について調査し、除去、移転、補修、改築、使用禁止等の措置を講ずるよう所有者等に対して指導する。

イ　マーケット、病院等の特殊建築物の検査及び指導

市は、旅館、マーケット、病院、興行場、集会場等の特殊建築物及びその設備について、定期的に所有者等からその状況を報告させるとともに、実地調査を行い、その結果に基づいて適切な指導を行う。

ウ　不燃性建築物の建築促進

市は、不燃性建築物対策として、建築基準法に基づく耐火建築物への促進を図り、木造建築物の延焼防止対策を強力に推進する。

エ　市街地再開発事業等の促進

オ　中高層建築物の防火対策

カ　建築物避難施設対策

（２）文化財火災予防計画

文化財については、国民的財産であることから、文化財保護審議会と協議し、文化財の適切な保護及び管理体制の確立を図るとともに、防災施設整備の促進を図る。

また、指定文化財のうち、建築物については、県教育委員会、市教育委員会、消防機関及び警察機関と協力して所有者及び管理者等を指導する。

ア　防火管理体制を整備する。

イ　環境の整理整頓を実施する。

ウ　火の使用を特に注意し、場合によっては制限する。

エ　火災の危険のある箇所を早期に発見するとともに、施設の改善を行う。

オ　火災警戒は、特に厳重に行う。

カ　消火設備を完備する。

キ　警報設備を完備する。

ク　落雷状況を考慮し、避雷装置を設置する。

ケ　消防用水の確保措置を講ずる。

コ　消防車両の進入道路を確保する。

サ　消火へい、防火帯を設ける措置をする。

シ　消火壁、防火戸を設置する。

ス　自衛消防組織の訓練を実施する。

セ　盗難、き損等事故防止措置を講ずる。

ソ　建築物の防火対策、倒壊防止対策を講ずる。

タ　延焼を減ずるための公園・空地整備を講ずる。

チ　文化財を安全な場所へ移すことを検討する。

（３）特殊防火対象物の警戒体制の確立

木造大規模建築物、危険物等貯蔵所、大量火気使用場、文化財等について、防火管理者の協力により特別警戒措置を講ずる体制を確保する。

５　所有者不明土地対策

市及び県は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。

第 23 節　公共施設災害予防

衛生班・復旧班・給水班・下水道班

１　基本方針

道路、公園等の公共施設は、避難、消火、救急活動など災害の拡大を防止するうえで重要な役割を果たすことから、地震発生時に必要な機能を発揮できるよう、耐震診断及び耐震補強工事による整備促進に努めるものとし、工事担当者への耐震工法、耐震設計等耐震強化に関する知識の普及に努める。

特に、３次医療機関等の人命に関わる重要施設、電気、通信等のライフライン施設については、早期に復旧できるよう、優先的に復旧すべき公共土木施設や拠点等の事前把握及び関係者間での情報共有を行うなど、体制を強化する。

また、衛星携帯等の調査資機材の整備や、応急対応に係る資材調達ルートについてあらかじめ検討するよう努めるものとする。

２　道路施設の整備

災害時には、道路又は橋りょうは、市民の避難、消防活動、医療活動、緊急物資の輸送、救助救出活動等に重要な役割を果たすことから、災害発生時に必要な機能を発揮できるよう整備促進に努める。

（１）道路の整備

災害により発生が予想される道路破損に加えて、地下埋設物や電柱、信号機、看板など施設の破損による二次的被害も考えられる。このため、これら災害が想定される個所に対して、緊急度の高い個所から順次対策工事等を実施する。

また、日頃からパトロールを実施し、危険箇所を把握するための点検及び調査を実施する。

（２）橋梁の整備

道路交通網の分断を防止するため、最新の仕様を準用し、緊急性の高いものから、落橋防止や橋脚の補強並びに架け替え等の対策を推進する。

３　河川の整備

災害時におけるダム、えん堤等の損壊により甚大な被害が発生するおそれがあることから、河川施設のうち老朽化等により施設の機能低下を来たすおそれがある箇所については、改修、補強等の整備促進に努めるとともに、新設に当たっては、耐震性を配慮した整備に努める。

また、抜本的な河川改修と並行し、即効性のある災害予防対策として、堆積土砂除去を推進する。

４　公園、緑地等の整備

地震災害時における公園、緑地等は、火災の延焼防止、避難路及び避難地としてばかりでなく、消防医療活動の拠点、応急仮設住宅の建設用地など計り知れないものがある。このため、市街地の公園、緑地、緑道等の整備促進に努めるとともに、防災機能を付加した地域防災拠点としての施設の整備に努める。

５　上下水道の整備

（１）上水道の整備

災害による水道の断水被害を可能な限り防止するとともに、水道被害が生じた場合でも、迅速かつ円滑に対応できる体制を整備する。

また、新設する施設については、災害に対する安全性の確保に努める。

ア　動員体制

防災協定が締結されている野々市市管工事協同組合及び石川県さく井協会との「災害時における応急対策に関する協定」に基づき円滑に対応する。

【井戸の応急復旧等に関する協定書（29　野々市市と石川県さく井協会）】（資料編　第10章　第２節　「３　民間組織との協定」参照）

イ　連絡体制

事前に県及び（公社）日本水道協会石川県支部、その他協定締結団体との緊急連絡体制の構築に努める。

ウ　飲料水の確保

水道被害を未然に防止するとともに、水道被害時においても飲料水を確保するため平時から次の措置に努める。

（ア）水道施設の耐震化

（イ）代替水源等緊急水源として、井戸水等の確保

（ウ）ポリタンク、給水用ポリ袋、給水車、ろ水機及び管材料等の確保（自ら確保できない場合を想定し、水道工事等関係業者からの借受及び県、他自治体等関係機関への協力要請を含めた資機材の調達計画の作成）

（エ）市民に対する貯水や応急給水についての周知

（２）下水道の整備

既存下水道施設の耐震性の強化に努めるとともに、地震災害時に迅速かつ円滑に対応できる体制を整備する。

また、新設する施設については、耐震性の確保に努める。

ア　動員体制

あらかじめ防災協定が締結されている野々市市建設業協同組合及び日本下水道管路管理業協会中部支部石川県部会との「災害時における応急対策に関する協定」に基づき円滑に対応するとともに、応急対策及び応急復旧に必要な体制を整備しておく。

イ　連絡体制

事前に県及び石川県下水道協会、その他協定締結団体との緊急時連絡体制の構築に努める。

ウ　汚水排除機能の確保

（ア）日頃から設備の巡視及び点検を行い、汚水排除機能の確保に努める。

（イ）日頃から災害に備えて、応急復旧用資機材確保の体制整備に努める。

エ　要員の確保

災害時に円滑に活動できるよう次の事項について定めておく。

（ア）初動時の要員の確保

（イ）非常召集方法

（ウ）応援要請方法

（エ）広報体制等

（３）上下水道一体となった対応

発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努める。

なお、上水道・下水道施設がともに被災した地域において、早期かつ同時期の復旧体制を強化するため、広域的な業者斡旋体制の確保に努める

さらに、宅内配管について迅速に復旧できるよう、あらかじめ体制の 構築に努める。

６　電力施設の整備対策

電力供給事業者は、地震時における電力の供給を確保するため、電力施設の耐震性の強化を図るとともに、平時から電力設備の防護対策に努める。

７　通信施設の整備対策

震災時における通信機能の確保は、社会的な混乱の防止、災害対策の迅速かつ的確な実施の上からも極めて重要であり、非常用電源の整備等による通信設備の防災対策、電信電話、専用通信、放送等の安全な設置場所の確保などによる施設設備の安全性の確保及び耐震化、耐火並びに多ルート化に努める。

８　農地、農業用施設整備対策

農地及び排水機、樋門、水路等の農業用施設の災害は、一般公共用施設等にも広く被害を及ぼすおそれがあるため、流域治水の取組と連携しつつ、平素から適切な管理を実施するとともに、施設の耐震化、老朽化施設等の改修、整備に努める。

９　一般廃棄物処理施設整備対策

市等は、一般廃棄物処理施設の耐震化、不燃堅牢化等を図るよう努めるとともに、一般廃棄物処理施設の非常用自家発電設備等の整備や断水時における機器冷却水等の確保に努める。

また、大規模災害時の電力供給や熱供給等への活用のため、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。

第 24 節　防災上必要な施設及び資機材等の点検整備

児童福祉班・避難所班

１　基本方針

県、市町及び防災関係機関においては、災害応急対策に必要な資機材を、災害に際し、その機能を有効適切に発揮できるよう常時、点検整備する。

２　防災上重要な公共建築物の整備

災害対策は、迅速かつ的確な情報伝達と適切な行動への指示が要求される。これらの活動を円滑に進めるため、防災関係機関の防災中枢機能の役割を担う施設をはじめとする次の公共建築物等については、市民、学童等の生命の安全確保を図るとともに、非構造部材を含む耐震及び耐火構造化の推進を図るものとする。

特に、地域防災の拠点となる施設については、老朽化の兆候が認められる場合には、各地区のバランスに配慮しながら、優先的に整備するものとする。

（１）避難誘導、情報伝達、救助など防災業務の中心となる公共建築物等

（２）応急救護所、避難所となる学校、地区公民館、消防施設、社会福祉施設等の公共建築物等

３　防災備蓄倉庫、備蓄用資機材等の整備

災害時に活動の拠点となるよう市及び消防機関の資機材等格納庫の整備を図るとともに、自主防災組織の資材等格納庫等の整備促進を図る。

なお、災害応急対策等に要する資機材等は、常時点検整備して非常時に備える。

（１）市の防災備蓄倉庫及び消防機関の資機材等格納庫

（２）防災資機材等の整備

防災資機材等については、整備計画を定め、順次確保する。

（３）耐震性防火水槽の整備

市は、耐震性防火水槽の設置について、町内会等と協議し、計画的配置に努める。

４　避難所案内板等の整備

あらかじめ市民に避難所の周知徹底を図るため、避難所案内板等を整備するとともに、消火栓標識等に災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所と被災者が避難生活を送るための指定避難所を兼ねた施設（以下「拠点避難所」という。）の名称と方向を表示する。

５　ヘリコプター場外離着陸場等の整備

道路又は鉄道の寸断損傷により陸上輸送が不可能になった場合に備えて、ヘリコプターが安全に離着陸できるよう場外離着陸場の整備を図る。

また、捜索又は救助のために認められる緊急離着陸場は、学校のグラウンド、公園など一定の面積を確保できる場所とし、事前に選定することにより、災害時の迅速な確保を図る。

野々市市地域防災計画（修正案）

第Ⅰ編　一般災害対策編　　第３章　一般災害応急対策計画

野々市市地域防災計画	
第３章　一般災害応急対策計画 災害の発生に伴う災害応急対策を迅速に適時・的確に行うためには、災害対策に優先順位をつけてタイミングよく実施しなければならない。 また、災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は、被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的優先的に配分する。この際、職員は当事者意識を持ち、被災地に寄り添った判断を適時適切に行うものとする。 なお、災害対応に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。	

第１節　初動体制の確立

人事受援班

１　基本方針

野々市市の地域において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、市長が必要と認めたときは、災害対策基本法第 23 条及び野々市市災害対策本部条例に基づき、野々市市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置し、その活動体制を確立する。

また、市、県及び防災関係機関は、災害に係る応急対策を迅速かつ効果的に実施するため、国、地方公共団体、民間企業等からの円滑な支援を受けるための広域応援体制を確立する。

ただし、大規模地震の発生等に伴う対策については、第Ⅱ編「地震災害対策」による。

災害対策本部は、災害の規模及び程度によって設置し、本部を置く程度に至らない災害については、平時の市の組織をもって対処する。

２　災害対策本部設置等に係る配備体制及びその基準等

野々市市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）の設置等に係る配備体制及びその基準等（以下「配備体制及びその基準等」という。）は、次のとおりとする。

災害処理に関する各部課（局）長は、動員対象者及び順位等について、あらかじめ計画（水防実施計画、道路除雪実施計画等）を策定し、所属職員に周知徹底する。

（１）災害対策本部設置前の体制ア　注意配備体制

本市において、大雨、洪水、強風、大雪等の注意報が発表されたときは、情報収集及び連絡活動が円滑に行い得る体制をとる。

イ　警戒配備体制

本市において、大雨、洪水、暴風、大雪警報が発表されたときは、注意配備体制を強化し、災害応急対策の実施に備える体制をとる。

ウ　非常配備体制

本市において、災害等による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合で市長が必要と認めたときは、災害対策連絡会議を開催し、災害対策本部の設置に備える体制をとる。

○災害対策本部設置に至るまでの配備体制及びその基準

<table>
<tr><th colspan="2">配備体制</th><th>基　準</th><th>動員対象者</th><th>配備内容</th></tr>
<tr><td rowspan="3">災害対策本部設置前</td><td>注意配備体制</td><td>○本市に次の注意報が１以上発表されたとき。
・大雨注意報　・洪水注意報
・強風注意報　・大雪注意報
・風雪注意報</td><td rowspan="3">水防実施計画又は道路除雪実施計画に定められた職員</td><td>情報収集及び連絡活動が円滑に行い得る体制</td></tr>
<tr><td>警戒配備体制</td><td>○本市に次の警報が１以上発表されたとき。
・大雨警報（浸水害）　・洪水警報
・暴風警報　・大雪警報
・暴風雪警報</td><td>注意配備体制を強化し、災害応急対策の実施に備える体制</td></tr>
<tr><td>非常配備体制</td><td>災害による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害対策本部の設置に備えて市長が必要と認めたとき。</td><td>災害対策連絡会議を開催し、情報収集及び分析を行い、災害対策本部の設置に備える体制</td></tr>
</table>

災害対策本部体制	○本市に次の特別警報が１以上発表されたとき。 ・大雨特別警報　・暴風特別警報 ・暴風雪特別警報 ○本市に顕著な大雨に関する気象情報が発表されたとき。	全職員 （自主登庁）	

（２）災害対策本部設置後の体制ア　初動体制

発災から数日間は、市民の生命、身体及び財産を保護することを最優先とし、消火、救出救護、避難者の受け入れ等に総力を集中する体制とする。

イ　応急対策体制

発災数日後から１週間程度は、市民の安全を確保するとともに、ライフラインの復旧に努めるとともに、食料等生活物資の確保及び供給を図り、人心の安定を図る活動を実施する体制とする。

ウ　復旧対策体制

発災後１週間程度を経過した後は、市民の日常生活再建に向けての活動を実施する体制とする。

○災害対策本部設置後の配置

災害対策本部を設置したときの災害対策本部員の配備基準は、概ね次の基準に従って、災害の種類、規模、経過時間等により、市長が決定する。

配備体制 (時系列活動区分)	期間	職員の配置	活動内容
初動体制	発災～数日間程度	職員の所属課を越えて、組織を横断的に活用し、人命救助等に迅速に対応できる職員の配置とする。	市民の生命､身体及び財産を保護し、消火、救出救護､避難者の受け入れ等に総力を集中する体制
応急体制	数日後～１週間程度	職員の所属部を基本として、課の所属を越えて､業務の優先度に応じて職員を流動的に配置する。	市民の安全を確保するとともに、ライフラインの復旧及び食料等生活物資の確保・供給を図り、人心の安定を図る活動を実施する体制
復旧体制	１週間程度以降	一部の業務を除き、所属課の業務分担に基づき、職員を配置する。	市民の日常生活再建に向けての活動を実施する体制とする。

（３）初動体制

初動体制については、各部長が責任者となる初動班を編成し、所属を越えて職員を配置することで、人命救助など業務の優先度に応じて、業務に従事する人数を調整できる柔軟な体制とする。

初動班	班長	業務
総務対策部 情報救助班	総務部長	災害対策本部の設営 配置職員の把握 被害情報収集及び調査

		救出救助活動 物資の調達 物資の配布 救援の受入れ
市民対策部 市民対応班	地域政策部長	広報活動 市民対応 被災者相談
福祉対策部 安否確認班	健康福祉部長	避難行動要支援者の安否確認 救護活動
被害対策部 応急復旧班	建設部長	道路の応急復旧 緊急輸送路等の確保 上下水道の応急復旧 応急給水の実施
避難対策部 避難所班	教育部長	避難所の開設 避難所の運営 避難者の把握

３　災害対策本部の設置

災害対策本部の組織は、市長を本部長とし、副本部長（副市長、教育長)、本部員（部長、野々市消防署長、消防団長)、班長及び班員を置く。

災害対策本部会議は、本部員、班長その他必要な班員の出席で開催する。

災害対策本部の運用については、別に定める「野々市市災害対策本部運営要領」により実施する。

（１）災害対策本部の設置基準

災害対策本部を設置する基準は、概ね次のとおりとする。

ア　相当規模の災害の発生が予想され、本部を設置してその対策を要すると市長が認定したとき。

イ　災害が発生し、その規模及び範囲等の状況により、本部を設置してその対策を要すると市長が認定したとき。

ウ　災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用される災害が発生し、本部を設置してその対策を要すると市長が認定したとき。

（２）災害対策本部の設置の判断

災害対策連絡会議を開催し、災害情報を収集分析のうえ、市長が災害対策本部設置の決定を行う。

市長が不在の場合及び連絡がとれない場合の意思決定者の順位は下記のとおりとし、意思決定者と連絡が取れない場合は、直ちに下位の者が意思決定し、活動を開始する。

副市長　→　教育長　→　総務部長　→　建設部長

（３）災害対策本部設置場所

野々市市役所　ホール椿

【野々市市災害対策本部条例】（資料編　第２章　第１節　「１　野々市市災害対策本部条例」参照）

4　災害対策本部の組織

	部名	部長職	班名	班長
本部長 （市長） 副本部長 （副市長） 副本部長 （教育長）	総務対策部	総務部長	総務班	総務課長
			財政物資班	企画財政課長 会計課長
			調査班	税務課長
			人事受援班	秘書課長 議会事務局長 監査委員事務局長
		消防署長 消防団長	消防班	消防署副署長 消防団副団長
	生活対策部	地域政策部長	相談班	市民生活課長
			衛生班	市民生活課長
			情報班	市民協働課長
			商工班	地域振興課長
	福祉対策部	健康福祉部長	福祉班	福祉総務課長 介護長寿課長
			支援班	保険年金課長
			児童福祉班	子育て支援課長
			保健救護班	健康推進課長
	被害対策部	建設部長	復旧班	土木課長 都市整備課長
			建設班	建築住宅課長
			応急給水班	上下水道課長
			上下水道班	上下水道課長
	避難対策部	教育部長	避難所班	教育総務課長 生涯学習課長 スポーツ振興課長

【野々市市災害対策本部運営要綱】（資料編　第２章　第１節　「２　野々市市災害対策本部運営要綱」参照）

【野々市市災害対策本部組織系統図】（資料編　第２章　第１節　「３　野々市市災害対策本部組織系統図」参照）

5　災害対策本部の所掌事務

災害対策本部は、災害対策の推進に関して、総合的かつ一元的体制を確立するとともに、次に定める所掌事務を実施する。

また、各部、各班の組織及び事務分担は、次のとおりである。

災害対策本部の所掌事務

・災害情報の取りまとめに関すること。
・災害による被害状況の調査及び災害報告の取りまとめに関すること。
・災害時における通信の確保に関すること。
・災害状況の市内外に対する広報に関すること。
・被災地に対する救援隊の派遣計画に関すること。
・災害時における医療救護・健康管理活動等に関すること。

・国や他県・他市町村等からの支援を受けるための受援計画に関すること。
・水防その他災害の緊急防御対策に関すること。
・災害時における緊急輸送道路の確保状況の広報に関すること。
・災害時における車輌、鉄道等交通手段の確保に関すること。
・災害時における治安の確保に関すること。
・災害の応急復旧対策に関すること。
・その他災害対策に関して、市長が特に必要と認めた事項。

【野々市市災害対策本部組織及び業務分掌】（資料編　第２章　第１節　「４　野々市市災害対策本部組織及び業務分掌」参照）

６　現地災害対策本部の設置

市長は、必要に応じ、現地災害対策本部を設置する。

７　災害対策本部等設置の報告又は表示

災害対策本部及び現地災害対策本部を設置した場合は、直ちに表示を行い、県（危機対策課）に通知するとともに、防災関係機関及び市民に周知する。

なお、廃止した場合も遅滞なく通知し、市民等に周知する。

【野々市市災害対策本部情報伝達図】（資料編　第１章　「１　野々市市災害対策本部情報伝達図」参照）

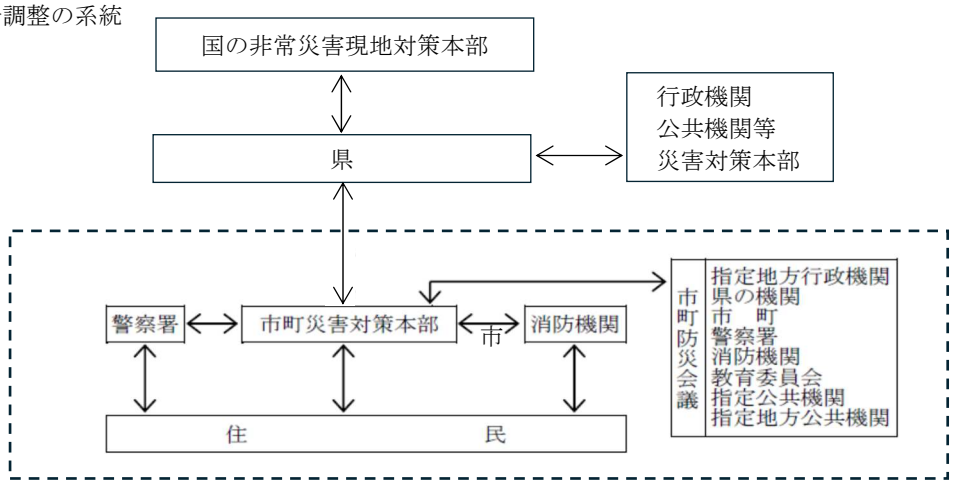
【野々市市災害対策本部腕章及び標旗】（資料編　第２章　第１節　「５　野々市市災害対策本部腕章及び標旗」参照）

８　災害応急対策の総合調整

災害対策本部は、災害対策の推進に関し、総合的かつ一元的体制を確立するとともに、野々市市防災会議と緊密な連絡のもとに、災害予防及び災害応急対策を実施する。

また、野々市市防災会議は、必要に応じ連絡員室を設置し、相互の連絡調整を円滑に行う。この場合、関係委員はその所属機関から職員を派遣し、必要に応じ連絡員室にこれを常駐させる。

○総合調整の系統



９　受援体制の確立

市は、災害時において、国、地方公共団体、民間企業等からの円滑な支援を受けるため、受援体制を確立する。

（１）県及び他市町への応援要請又は指定地方行政機関への職員派遣要請

ア　各対策部長は、災害応急措置の実施に際し、県、他市町、関係機関等の応援又は派遣要請が必要と判断したときは、遅滞なく総務対策部長に連絡しなければならない。

イ　総務対策部長は、前項の連絡を受けたときは直ちに市長に報告する。

ウ　市長は、応援又は派遣の要請を決定したときは、法令又は相互応援協定等に基づき、あらかじめ次の事項を明確にしたうえで文書により県及び他市町等に要請する。

特に、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用する。

ただし、緊急を要する場合には、とりあえず、電話又は口頭にて要請し、事後すみやかに文書を送達する。

（ア）災害の状況

（イ）応援を要請する理由

（ウ）応援を要請する区域及び範囲又は内容

（エ）応援を必要とする期間

（オ）その他必要な事項

エ　災害時相互応援協定締結市町

（ア）石川県内市災害時相互応援協定（平成 24 年１月 25 日締結）

金沢市、七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、白山市、かほく市、能美市

（イ）その他市町との災害時相互応援協定

白山市（石川県内市協定と重複）及び川北町（平成 26 年７月１日締結）

愛知県東浦町（平成 26 年７月１日締結）

京都府城陽市（平成 28 年 10 月 26 日締結）

※相互応援協定については、野々市町として、白山市及び川北町と平成 17 年 10 月１日に締結、また、愛知県東浦町については、平成 21 年 11 月 10 日に締結したものを、市制施行に伴い上記の期日において再締結した。

（２）自衛隊の派遣要請

災害により人命又は財産保護のために必要な応急対策及び復旧対策を実施するため急を要し、かつ、市において実施不可能あるいは困難であると認めた場合は、市長は知事に対し、自衛隊の派遣要請を依頼する。

（３）受け入れ体制の確立

災害応援要請をした市長は、派遣職員等の受入れと効率的な派遣業務の遂行を図るため、次の措置を講ずる。

ア　派遣職員等との現地連絡責任者を定める。

イ　派遣職員等の宿舎を提供する。

ウ　派遣職員等と派遣機関との連絡に関して便宜を与える。

（４）災害救助法適用の要請

市長は、市の区域内における災害の程度が災害救助法の適用基準（本市において住家滅失戸数 80 世帯以上の場合等）に達し、又は達する見込みである場合で、直ちに災害救助法による救助を必要とするものと判断したときは、知事に対してその状況を報告し、災害救助法の適用を要請する。

なお、市は災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ県と必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、県が事務委任制度を円滑に活用できるよう、役割分担を明確化するなど、調整を行うものとする。

10　広域応援協力体制の確立

地震による大規模な災害が発生し、県下市町又は他の都道府県等が被災した場合には、速やかに必要な応援体制を確立する。

（１）他市町村への応援

市長は、県等から他市町村に対する災害援助の応援要請があったときは、応援要請書等の内容に基づき、本市から市職員の派遣、備蓄食料、資機材等の提供を行う。

（２）市職員の派遣

ア　市長は、他市町村の被害状況等により判断し、職員を派遣する。

イ　職員、応援組織等については、状況に応じてその都度定める。

ウ　職員は、災害対応を実施するにあたり、被災市町の指揮の下に行動する。

（３）資機材等の提供

ア　市は、他市町村の被害状況等により判断し、必要な資機材及び物資を提供する。

イ　支援物資等の量については、状況に応じてその都度定める。

（４）災害に関する協定

協力内容	協定締結先	所在地	電話番号
通信設備の優先利用	石川県警察本部	金沢市鞍月１丁目１番地	076-225-0110
消防応援	金沢市	金沢市泉本町７丁目９番２号	076-280-0119
	白山市	白山市倉光２丁目１番地	076-276-1111
	石川県、県内全市町		
相互応援	白山市	白山市倉光２丁目１番地	076-276-1111
	川北町	能美郡川北町字壱ツ屋 174 番地	076-277-1111
	愛知県知多郡東浦町	愛知県知多郡東浦町大字緒川政所 20 番地	0562-83-3111
	京都府城陽市	京都府城陽市寺田東ノ口 16 番地・17 番地	0774-52-1111
	県内全市		
ヘリコプター	石川県、県内全市町		
情報伝達	（株）えふえむ・エヌ・ワン	野々市市高橋町 24 番２号	076-248-1212
	ＬＩＮＥヤフー（株）	東京都千代田区紀尾井町１番３号	03-6898-5312
	ＮＴＴ西日本（株）	金沢市出羽町４番１号	076-282-9847
医療	（一社）白山ののいち医師会	白山市倉光７丁目 122 番地	076-275-0795
郵便	日本郵便（株） 新金沢郵便局 金沢南郵便局 市内郵便局７局 （代表野々市郵便局）	 金沢市新保本４丁目 65 番地２ 金沢市泉野町６丁目 17 番１号 野々市市本町４丁目３番２号	 076-214-3185 076-241-0401 076-248-0989
生活物資及び避難場所の提供	イオンリテール（株）	新潟県新潟市中央区笹口１丁目１　プラーカ１　３Ｆ	076-273-5888
生活物資	野々市農業協同組合	野々市市中林５丁目１番５	076-248-2171
	生活協同組合コープいしかわ	白山市行町西１番地	076-275-9854

		イオンタウン（株） （イオンタウン野々市）	野々市市白山町 205 番地１	北陸甲信越運営部 076-268-8430
		マックスバリュ北陸（株） （マックスバリュ野々市店）	野々市市白山町 205 番地１	076-294-1280
		ｺｽﾄｺﾎｰﾙｾｰﾙｼﾞｬﾊﾟﾝ（株） （野々市倉庫店）	野々市市柳町 301 番地１	076-275-8555
		アークランズ（株） （ﾎｰﾑｾﾝﾀｰﾑｻｼ金沢南店）	野々市市新庄６丁目 58 番地 10	076-248-6348
		（株）八幡	羽咋市兵庫町午 10	076-722-0808
		NPO 法人ｺﾒﾘ災害対策ｾﾝﾀｰ	新潟県新潟市南区清水 4501 番地１	025-371-4185
		（株）ほっかほっか亭総本部	大阪府大阪市北区鶴野町３－10	06-6376-8099
		日本ピザハット（株）	横浜市西区みなとみらい４丁目４番５号	045-664-0810
		（株）ウルトラパワー	金沢市木倉町４番５号	076-213-5291
	飲料水	ｻﾝﾄﾘｰﾋﾞﾊﾞﾚｯｼﾞｿﾘｭｰｼｮﾝ㈱	野々市市御経塚４丁目 129-1	076-249-8861
		北陸ｺｶ・ｺｰﾗﾎﾞﾄﾘﾝｸﾞ（株）	白山市水島町 480 番地	076-277-1155
		（株）コーシン	野々市市押野２丁目 216 番地	076-294-3700
	飲料水(災害ﾊﾞﾝﾀﾞｰ)	㈱ｼﾞｬﾊﾟﾝﾋﾞﾊﾞﾚｯｼﾞﾎｰﾙﾃﾞｨﾝｸﾞｽ	白山市福留町 532-1	076-277-3311
	応急復旧	野々市市管工事協同組合	野々市市藤平田２丁目 67 番地	076-248-0047
		野々市市建設業協同組合	野々市市白山町８番 16 号	076-294-0691
		白山野々市建設業協会	白山市鶴来新町タ 50 番地	076-272-1300
		石川県電気工事工業組合	金沢市新保本４丁目 65 番 22	076-269-7880
		（一財）北陸電気保安協会	白山市五歩市町 400 番地	076-274-4580
		（一社）石川県ｴﾙﾋﾟｰｶﾞｽ協会石川支部	白山市徳丸町 627 番地１	076-275-3944
		野々市市造園業協同組合	野々市市本町２丁目 24 番 10 号	076-248-1524
		石川県瓦工事協同組合	野々市市若松町 13 番 20 号	076-246-1233
		（公社）日本下水道管路管理業協会中部支部石川県部会	金沢市神田１丁目 13 番１号	076-242-3773
		石川県さく井協会	金沢市示野町西７番地	076-267-3262
	応急調査業務	（一社）石川県建設コンサルタント協会	金沢市寺町３丁目９番４１号	076-274-1001
		（一社）石川県測量設計業協会	金沢市示野町西 81	076-268-4900
		（一社）石川県地質調査協会	金沢市示野町西７	076-267-3244
	支援協力	（学法）金沢工業大学	野々市市扇が丘７番１号	076-248-1100
	情報交換	国土交通省北陸地方整備局	新潟県新潟市中央区美咲町１丁目１番１号	025-280-8836
	避難所及び入浴施設	（株）ｽﾎﾟｰﾂｸﾗﾌﾞ・ｳﾞｨﾃﾝ（ｺﾞｰﾙﾄﾞｼﾞﾑ・ｳﾞｨﾃﾝののいち）	野々市市横宮町 67 番地１	076-294-3110
		（株）エイム （フィットネスクラブエイム	野々市市御経塚４丁目 10 番地	076-240-0210

	21)		
	マンテンホテル（株） （満天の湯・道の宿）	富山県富山市本町２丁目 17	076-441-2177
	Ｌｉｎｋ加賀（株） （山中温泉湯畑の宿　花つばき）	加賀市山中温泉栢野町ハ 36 番地	076-178-5500
入浴施設	（有）ぽかぽか （ぽかぽか御経塚の湯）	野々市市御経塚４丁目 38 番地	076-240-4126
福祉避難所	（社福）野々市市社会福祉協議会 （老人福祉センター椿荘） （いきがいセンター御経塚）	野々市市本町５丁目 18 番５号	076-246-0112
	（社福）富樫福祉会 （特別養護老人ホーム富樫苑）	野々市市中林４丁目 62 番地	076-248-8765
	（社福）洋和会 （特別養護老人ホームかんじん）	野々市市新庄２丁目 45 番地	076-248-7767
	石川県立明和特別支援学校	野々市市中林４丁目 70 番地	076-246-1133
	特定医療法人扇翔会 （南ヶ丘病院）	野々市市西部中央土地区画整理事業施行地区 56 街区１番	076-256-3366
	株式会社ニルヴァーナ （ののいちの季）	野々市市本町３丁目６番 31 号	076-248-2230
	医療法人社団白銀会 （金沢南ケアハウス） （金沢南ケアセンター）	野々市市蓮花寺町 79 番地１ 野々市市蓮花寺町１番地１	076-227-5866 076-294-3737
	医療法人社団洋和会 （あんじん）	野々市市新庄２丁目 30 番地	076-248-7575
	株式会社フォルクレーベン （悠の風野々市）	野々市市横宮町 16 番９号	076-248-7179
	株式会社白寿 （白寿の里御経塚）	野々市市御経塚３丁目 79	076-204-8910
	株式会社メビウス （七星てんとう）	野々市市藤平田２丁目 66 番地	076-220-6112
	株式会社スパーテル （ひなの家） （ひなの家彩） （ひなの家押野） （てまりフィットネス）	野々市市矢作三丁目 10 番地 野々市市郷一丁目 131 番地 野々市市押野１丁目 31 番地 野々市市高橋町 24 番 3-2 号	076-272-8317 076-214-6688 076-287-5810 076-220-6619
	社会福祉法人紫志の会 （エンジェル保育園）	野々市市本町６丁目 22 番１号	076-248-2888
	社会福祉法人ヴィテン （ヴィテン SMC こども園）	野々市市横宮町 67 番地９	076-248-6210

避難者の一時受入、電力供給、車両貸与	石川トヨタ自動車（株）	金沢市御影町３番１号	076-259-0011
	ネッツトヨタ石川（株）	金沢市西泉２丁目 178 番地	076-246-2737
	（株）石川トヨペットカローラ	金沢市浅野本町ロ 104 番地	076-248-1411
電動車両等の支援	石川ダイハツ販売（株）	金沢市駅西本町３丁目 15 番１号	076-221-0888
	金沢三菱自動車販売（株）	金沢市神宮寺三丁目１番５号	076-252-6141 金沢三菱自動車販売（株）
	石川中央三菱自動車販売（株）	金沢市長土塀二丁目 16 番 30 号	
	三菱自動車工業（株）	東京都港区芝浦三丁目１番 21 号	
車両の移動	エートス協同組合	埼玉県さいたま市大宮区高鼻町２丁目１番地１号	048-776-9733
段ボールベッド、間仕切り	セッツカートン（株）	兵庫県伊丹市東有岡五丁目 33 番地	0776-73-5300
	NPO 法人ﾎﾞﾗﾝﾀﾘｰ･ｱｰｷﾃｸﾂ･ﾈｯﾄﾜｰｸ	東京都世田谷区松原５丁目 2-4	03-3324-6760
重機、仮設トイレ	（株）ヨシカワ	野々市市粟田４丁目 203 番地	076-294-1136
	千代田機電（株）	金沢市新保本４丁目 65 番地 12	076-269-3506
	（株）アクティオ	白山市水島町 1051-1	076-277-0092
情報収集、帰宅困難者等支援	損害保険ジャパン（株）	東京都新宿区西新宿一丁目２６番１号	076-232-1121
物資の保管及び輸送	若松梱包運輸倉庫(株)	白山市宮永町 2848 番地	076-274-7200
	佐川急便（株）北陸支店	金沢市木越町ト 80 番地	0570-55-0163
避難所、物資の保管及び輸送	二本松物流（株）	野々市市徳用３丁目 18 番地	076-294-7008
廃棄物の収集、運搬等	（株）トスマク・アイ	白山市村井町 330 番地	076-276-0636
	（一社）石川県産業資源循環協会	金沢市尾山町９番 13 号	076-224-9101
災害ボランティアセンターの設置・運営等	（社福）野々市市社会福祉協議会	野々市市本町５丁目 18 番５号	076-246-0112
人的支援、物品・資機材等の提供・貸与	（社福）野々市市社会福祉協議会	野々市市本町５丁目 18 番５号	076-246-0112
	野々市ライオンズクラブ	野々市市白山町８番 16 号 商工会館２階	076-248-1439
応急仮設住宅の建設	（一社）日本ムービングハウス協会	北海道札幌市清田区美しが丘三条 10 丁目２番 15 号	011-885-6000

11　職員の勤務ローテーションの確立と健康管理

（１）職員や家族の安否確認

災害が発生した場合、本人、家族及び家屋の被災状況を本人が所属する課（局）に報告する。

また、勤務中に災害が発生した場合は、状況に応じて職員を交代で帰宅させ、家族等の安否や

被害状況を確認させる。 （２）勤務ローテーションの確立と健康管理 　長期にわたり災害対応に従事する場合は、勤務ローテーションを確立し、職員を適宜交代させるなどして心身の健康管理に万全を期す。 **12　活動時における事故防止** 　平素からの教育、訓練等により、資機材の有効活用及び効果的な防御体制を整えるとともに、複数で活動を行うなど安全管理を徹底し、事故防止に万全を期す。	

第２節　事前措置及び応急措置

総務班

１　基本方針

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の事前措置及び応急措置について定めるとともに、災害が大規模で市だけでは災害応急対策及び応急復旧対策の実施が困難な場合の応援要請について定める。

２　市長の事前措置及び応急措置

市長は、災害が発生するおそれがあるときは、法令又は市地域防災計画の定めるところにより、次の措置をとる。

（１）出動命令等

市長は、災害が発生するおそれがあるときは、消防署及び消防団に出動の準備又は出動を命じる。

なお、警察官の出動を求める場合は、白山警察署長を通じて警察本部長に対して行う。

（２）事前措置

市長は、災害が発生した場合において、その災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害の拡大を防止するために必要な限度において、設備又は物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示することができる。

また、市長は、警察官にこの指示をすることを要求することができる。

（３）避難の指示

本章第 10 節「避難誘導等」に定める。

（４）その他応急措置等

市長は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、法令の定めるところにより、消防、水防、救助その他災害の発生を防御し、又は被害の拡大を防止するために、次に掲げる応急措置を速やかに実施する。

ア　警戒区域等の設定

イ　工作物等の使用、収用等及びこれにより通常生ずる損失を補償する。

ウ　工作物の除去、保管等

エ　市長が応急措置の業務に従事させたものが、そのために死亡し、負傷し、疾病にかかり又は障害の状態となった場合において、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償する。（石川県市町村消防団員等公務災害補償等組合が共同処理する。）

オ　災害対策基本法第 63 条第２項に定める市長の委任を受けて市長の職権を行う市の吏員については、あらかじめ定めておき、関係機関に連絡しておく。

カ　損失補償

市長はイによる工作物等の使用、収用等の処分が行われたため、当該処分により生じた損失について、それぞれ当該処分により通常生ずべき損失を補償すること。（災害対策基本法第 82 条第１項）

３　市の委員会並びに委員の応急措置

市地域防災計画には、市の委員会又は委員等の応急措置に関して、次の事項を定めておく。

市の委員会又は委員、市の区域内の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者その他法令の規定により応急措置の実施の責任を有する者は、本市の地域に係る災害が発生し、又は発生するお

それがあるときは、市地域防災計画の定めるところにより、市長の所轄の下にその所掌事務若しくは所掌事務に係る応急措置を実施し、又は市長の実施する応急措置に協力しなければならない。（災害対策基本法第 62 条第２項）

4　被害の発生及び拡大防止体制

（１）第１段階（当事者体制）

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その被害の拡大を防止し、又は被害の発生の防ぎょするために必要な措置は、それぞれ災害応急対策責任者が、その機能をあげて所要の措置を講ずる。

このために、市はその消防機関、水防団その他市の機関の災害時出動体制等についてあらかじめ定め、また、指定公共機関又は指定地方公共機関等は、その業務に係る災害に関して保安要員等の出動体制を定めるなど、万全の体制を整えておく。

（２）第２段階（相互応援体制）

被害の発生又は拡大の防止に当たり、被害の規模が大きく第１段階たる当事者体制のみによっては所期の目的を達しがたい場合は、災害応急対策責任者は、災害対策基本法第 67 条（他の市町村長等に対する応援の要求）又は第８０条（指定公共機関等の応急措置）の規定により応援を求めて、被害の発生及び拡大の防止を図る。

（３）第３段階（災害派遣体制）

災害の規模が拡大し、人命又は財産の保護のために必要があると認める場合には、自衛隊に対し部隊等の派遣を要請する。

第３節　災害、気象等に関する予報・注意報・警報等の細分区域及び種類並びに発表基準

総務班

１ 基本方針

気象庁は、災害の予防、交通の安全確保、産業の興隆等、公共の福祉の増進に寄与するため、気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）に基づき、気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象等についての注意報、警報、特別警報、更には噴火警報等を発表する。この情報について、各防災関係機関は「石川県総合防災情報システム」等により、自主的に把握しなければならない。

２　予報、注意報、警報の細分区域

表　予報､注意報､警報の細分区域

	一次細分区域	二次細分区域
石川県	加　　賀	金沢市、小松市、加賀市、かほく市、白山市、能美市、野々市市、川北町、津幡町、内灘町
	能　　登	七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋市、志賀町、宝達志水町、中能登町、穴水町、能登町
	沿岸の海域（海岸線から概ね 20 海里〔約 37km〕以内の水域）	

注）一次細分区域とは、天気予報を行う区域、二次細分区域とは、警報・注意報の発表に用いる区域。

注）大雨や洪水などの警報が発表された場合、テレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

市町をまとめた地域の名称
- 加賀北部・・・金沢市、かほく市、津幡町、内灘町
- 加賀南部・・・小松市、加賀市、白山市、能美市、野々市市、川北町
- 能登北部・・・輪島市、珠洲市、穴水町、能登町
- 能登南部・・・七尾市、羽咋市、志賀町、宝達志水町、中能登町

３ 種類及び発表基準

（１）警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を５段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。

「居住者等がとるべき行動」、「当該行動を居住者等に促す情報」及び「当該行動をとる際の判断に参考となる情報」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて５段階の警戒レベルにより提供する。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難指示等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

（２）特別警報、警報及び注意報の種類及び発表の基準

大雨や強風などの気象現象によって、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生

するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、県内の市町ごとに現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに示して発表される。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等により実際に危険度が高まっている場所は「キキクル」や「雷ナウキャスト」、「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。

なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町をまとめた地域の名称用いる場合がある。

ア　特別警報・警報・注意報の概要

種　　類	概　　要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きいときに、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮により、重大な災害が発生するおそれがあるときに、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等により、災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報

イ　特別警報・警報・注意報の種類及び発表基準

種類		発表基準
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル５に相当する。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合に発表される。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 ・表面雨量指数が 21 に到達すると予想される場合 大雨警報は、大雨警報（浸水害）として、特に警戒すべき事項が明記される。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当する。
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。 具体的には、次の条件に該当する場合である。

			流域雨量指数又は複合基準（表面雨量指数、流域雨量指数の組み合わせによるもの）が以下の基準値に到達すると予想される場合（括弧内が複合基準値） ・安原川流域＝6.2 ・十人川流域＝6.3 ・高橋川流域＝10.4（8､9.3） ・木呂川流域＝2.9 ・馬場川流域＝2.7 高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当する。	
		大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 12 時間の降雪の深さが 30cm 以上になると予想される場合	
		暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 平均風速が 20m/s 以上になると予想される場合	
		暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 雪を伴い、平均風速が 20m/s 以上になると予想される場合	
	注意報	大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想される場合に発表される。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 表面雨量指数が 10 又は土壌雨量指数が 117 に到達すると予想される場合 ハザードマップによる災害リスク等を再確認する等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。	
		洪水注意報	河川の上流域での降雨や流雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 流域雨量指数又は複合基準（表面雨量指数、流域雨量指数の組み合わせによるもの）が以下の基準値に到達すると予想される場合（括弧内が複合基準値） ・安原川流域＝4.9 ・十人川流域＝4.9（8、4） ・高橋川流域＝8.3（8､6.6） ・木呂川流域＝2.2 ・馬場川流域＝2.1 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２となる。	
		大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 12 時間の降雪の深さが 20cm 以上になると予想される場合	
		強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 平均風速が 12m/s 以上になると予想される場合	

	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意が呼びかけられる。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 雪を伴い、平均風速が 12m/s 以上になると予想される場合	
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 濃霧によって視程が 100m 以下になると予想される場合	
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。	
注意報	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想したときに発表される。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 最小湿度 40%以下で、実効湿度 65%以下になると予想される場合	
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあるときに発表される。	
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあるときに発表される。	
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるときに発表される。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 積雪地域の日平均気温が 13℃以上と予想される場合、又は積雪地域の日平均気温が 10℃以上で、かつ日降水量が 20㎜ 以上と予想される場合	
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれがあるときに発表される。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 早霜、晩霜期に最低気温が 3℃以下になると予想される場合	
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるときに発表される。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 夏期において最低気温 17℃以下が 2 日以上継続すると予想される場合、冬期において最低気温－4℃以下になると予想される場合	

（注）

1　特別警報の発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断する。また、市が発令する避難情報は、必ずしも防災気象情報と同じレベルになるとは限らない。

2　発表基準に記載した数値は、石川県における過去の災害頻度と気象条件との関係を調査し

て決めたものであり、気象要素によって災害を予想する際の目安である。

３　注意報、警報は、その種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな注意報、警報に切り替えられる。

４　表面雨量指数は、降雨による浸水災害発生の危険性を示す指標で、地表面に貯まっている雨水の量を示す指数。降水短時間予報をもとに、1㎞四方の領域ごとに算出する。

５　土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、1㎞四方の領域ごとに算出する。

６　流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨量水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、1㎞四方の領域ごとに算出する。

７　地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとらわれない警報・注意上の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

（３）全般気象情報、北陸地方気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表する。

（４）記録的短時間大雨情報

石川県内で、大雨警報発表中に二次細分区域において、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（１時間降水量）が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)されたときに、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認することができる。

なお、石川県の発表基準は、１時間 100 ミリ以上を観測又は解析したときである。

（５）竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、加賀地方を対象に発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は、竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が、加賀地方を対象に発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね１時間である。

（６）早期注意情報

５日先までの警報級の現象の可能性が〔高〕、〔中〕の２段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（加賀地方など）で、２日先から５日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（石川県など）で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル１である。

（７）大雨警報・洪水警報の危険度分布等

警報の危険度分布等の概要

種　　類	概　　要
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で 1km 四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。１時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル５に相当する。
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね 1km ごとに５段階に色分けして示す情報。３時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル５に相当する。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル４に相当する。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当する。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当する。
流域雨量指数の予測値	指定河川洪水予報の発表対象では中小河川（水位周知河川及びその他の河川）の上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けにした時系列で示す情報。６時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時 10 分ごとに更新している。

４　水防法、消防法に定める警報・通報等

（１）水防警報、氾濫警戒情報、指定河川洪水予報等

ア　水位周知河川における水位情報等

避難情報等		水防団待機	水防団出動	【警戒レベル３】高齢者等避難	【警戒レベル４】避難指示
河川名	水位観測地点	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
手取川	鶴来	0.90m	1.40m	2.30m	3.00m
高橋川	四十万田橋	0.40m	0.50m	0.60m	0.80m
安原川	長池	1.00m	1.40m	1.70m	2.10m
伏見川	米泉	1.60m	2.00m	3.10m	3.50m

※警戒レベル３、４については、必ずしも河川の水位情報と同じレベルの避難情報を発令するとは限らない。

イ　水防法に定める水防警報、水位情報

水防警報は、各河川の水位の状況に応じて、水防活動の必要が予想され、又は現に水防活動を必要とするときにこれを行うものとし、概ね次の４段階により必要な警報を発表する。

段 階

・準 備：水防団幹部の出動を行い、水防資器材の整備点検、堤防巡視、水門等の開閉の準備を行う必要がある旨を通知するもの
・出 動：水防団員又は消防団員が出動する必要がある旨を通知するもの
・状 況：水位の上昇、下降、最高水位の大きさ、時刻等、水防活動上必要とる水位の状況並びに、越水、漏水、崩壊、亀裂その他河川の状況により特に警戒を必要とする事項を通知するもの
・解 除：水防活動の終了を通知するもの

知事の指定した河川の水位観測所及び氾濫注意水位

河　川　名	観測所名	地　　先　　名	位　置	氾濫注意水位
安　原　川	長　　池	野々市市長池	長　池	1.40m
	安 原 大 橋	金沢市中屋町	安 原 大 橋	2.20m

（２）水位情報の通知及び周知

水位周知河川における水位情報の発表の基準は、次のとおりである。

ア　氾濫警戒情報（避難判断水位到達情報）

対象水位観測所の水位が避難判断水位に達したときに、当該河川を管内に有する土木総合事務所長又は土木事務所長が発表する。

イ　氾濫危険情報（氾濫危険水位到達情報）

対象水位観測所の水位が氾濫危険水位に達したときに、当該河川を管内に有する土木総合事務所長又は土木事務所長が発表する。

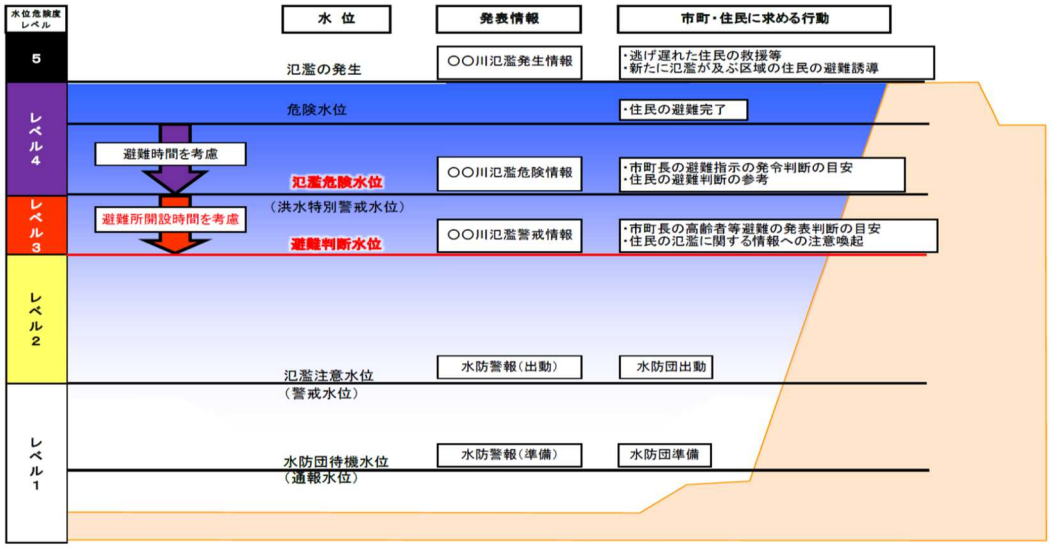
ウ　氾濫発生情報

氾濫が発生したときに、当該河川を管内に有する土木総合事務所長又は土木事務所長が発表する。

なお、水位周知河川における水位情報通知の対象水位観測所及び避難判断水位等は、次のとおりである。

河　川　名	観測所 名	地　　先　　名	位置	避難判断水　位	氾 濫危険水位
安　原　川	長 池	野々市市長池	長　　池	1.70m	2.10m
	安 原 大 橋	金沢市中屋町	安 原 大　橋	2.50m	2.90m

参考図



（３）水防法及び気象業務法に定める指定河川洪水予報

手取川及び梯川について直轄管理区間を対象に、水防法第１０条第２項及び気象業務法第１４条の２第２項の規定に基づき、国土交通省金沢河川国道事務所と金沢地方気象台は、洪水注意報及び警報を発表する。

また、国土交通大臣は、直轄管理区間を対象に水防法第１０条第３項の規定に基づき、当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定する。

ア　洪水予報の発表基準

河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表される警報及び注意報である。手取川・梯川については、金沢河川国道事務所と金沢地方気象台が共同で下表の標題により発表する。警戒レベル２～５に相当する。

指定河川洪水予報の種類、標題と概要

種 類	標 題	概 要
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル５に相当。
	氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているとき、または３時間先までに氾濫する可能性のある水位に到達すると見込まれるときに発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難情報の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。
	氾濫警戒情報	氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。

		高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。
洪水注意報	氾濫注意情報	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に到達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。

イ　洪水浸水想定区域の指定

河川名	氾濫した場合に浸水が想定される区域
手取川	白山市、小松市、能美市、野々市市、川北町　　以上４市１町
梯　川	小松市、能美市 以上２市

（４）火災警報及び火災気象通報

消防法の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに、金沢地方気象台が知事に対して火災気象通報を通報し、県を通じて市や消防本部に伝達され、必要に応じて消防本部が火災警報等を発する。

ア　火災警報は、市の区域を対象として市長が、消防法第２２条の規定により知事から火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であるときは、必要に応じてこれを発する。

イ　警報を発する場合の基本的基準は、地域的特性を加味して、それぞれ市の地域防災計画においてこれを定める。

第 4 節　災害予警報の伝達体制

復旧班・消防班

1　基本方針

市、県、報道機関等は、相互に協力し、災害に関する予報及び警報等の伝達徹底に努め、必要がある場合には、災害時における放送要請に関する協定（以下「放送協定」という。）に基づき県が放送機関に災害予警報の伝達を要請する。

2　災害、気象等に関する特別警報、警報、注意報等の伝達

（１）伝達事項

ア　大雨、洪水、大雪等の特別警報、警報、注意報等

イ　水防警報、氾濫警戒情報、指定河川洪水予報等

ウ　火災警報及び注意報

エ　避難指示等

オ　各種災害の情報

カ　市長その他の関係機関が行う警告等

（２）伝達方法

ア　一般加入電話による方法

イ　防災行政無線による方法

ウ　コミュニティＦＭ放送局「えふえむ・エヌ・ワン」の緊急放送による方法

エ　広報車等を利用する方法

オ　町内会等を通じて周知する方法（回覧板アプリ（結ネット））

カ　メール配信（ほっとＨＯＴメールののいち、緊急速報メール）、ＬＩＮＥ等による方法

キ　携帯端末用防災アプリ（Ｙａｈｏｏ！防災速報）

ク　インターネットを利用する方法

ケ　バイク、自転車、徒歩等による方法

コ　災害情報共有システム（Ｌアラート）を活用するなど報道機関に要請する方法

（３）特別警報、警報、注意報等の種類及び発表基準・伝達系統

ア　特別警報、警報、注意報等の種類及び発表基準

気象庁は、災害の予防、交通の安全確保、産業の興隆等、公共の福祉の増進に寄与するため、気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）に基づき、気象、地象、水象等についての特別警報、警報、注意報、更には噴火警報等の情報等を発表する。市は、この情報について、「石川県総合防災情報システム」等により把握する。

3　県、市及び報道機関の協力体制

市長が発する災害に対処するための通知、要請、警告についての報道機関に対する広報伝達の要請は、県を通じて行う。

4　庁内連絡

（１）気象特別警報、警報、注意報等の伝達

金沢地方気象台から発表される気象特別警報、警報、注意報等は、総務課長が受領する。

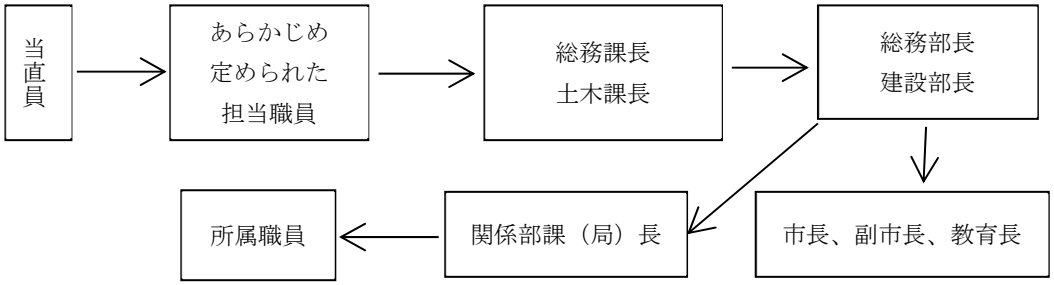
また、国土交通省等から発表される水防警報は、土木課長が受領し、総務課長に伝達する。

（２）庁内における伝達

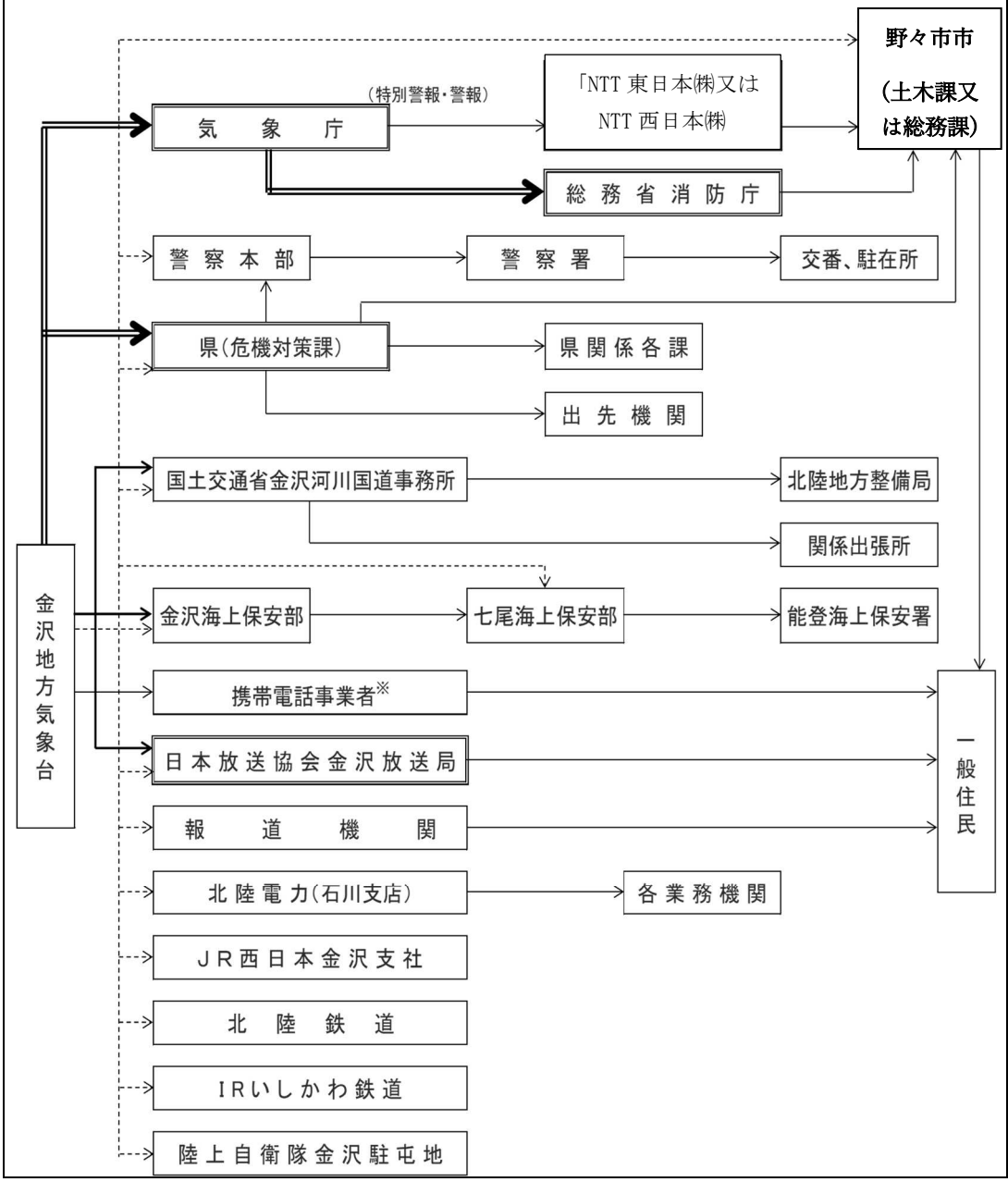
ア　総務課長及び土木課長は、気象特別警報、警報、注意報等の伝達を受けたときは、必要に応じ速やかに市長、副市長、教育長、総務部長及び建設部長に報告するとともに、関係部課（局）長へ伝達する。

イ　伝達を受けた部課（局）長は、その内容をあらかじめ各課等で定める緊急連絡網により職員に周知させ、速やかに適切な措置を講じて関係機関へ伝達する。

ウ　土曜日、日曜日、祝日及び勤務時間外に気象特別警報、警報、注意報、災害情報等があったときは当直員が受領し、その内容を速やかに総務課長及び土木課長に伝達する。



別図１　金沢地方気象台が発表する気象警報等伝達系統図



（凡例）
気象情報伝送処理システム
防災情報提供システム（インターネット）（※）
防災情報提供システム（専用線）
各機関伝達手段

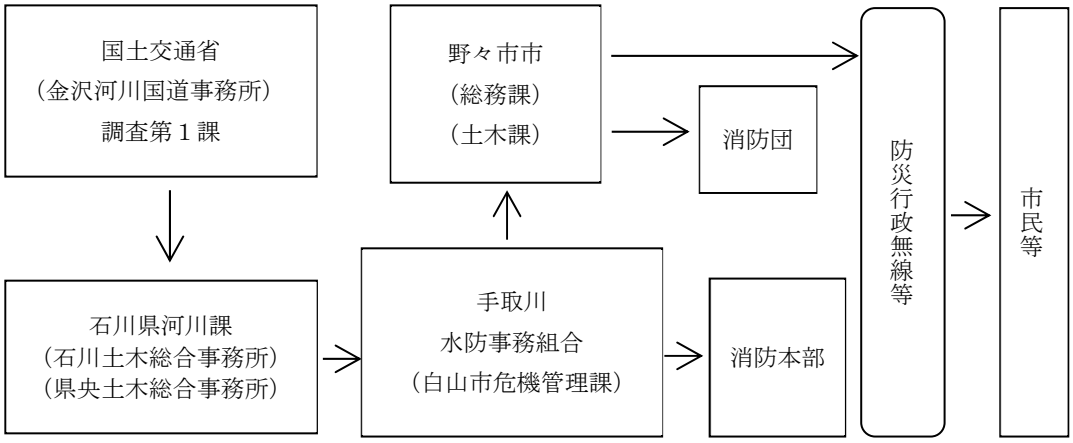
（注）インターネットを活用した防災情報システム。気象庁が石川県、市町等に提供する補助的な伝達手段である。

（注）二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第８条第１号の規定に基づく法定伝達先

（注）市は特別警報が発表された際に、住民への通知又は周知の措置が義務づけられている。

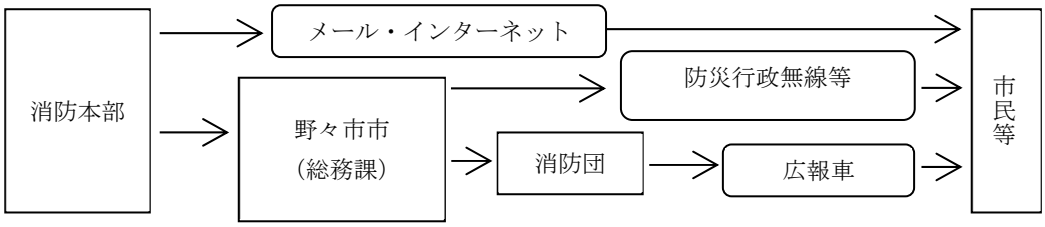
（注）緊急速報メールは、気象等（大雨、暴風、高潮、暴風雪、大雪）に関する特別警報が対象市町村に初めて発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。

水防警報及び避難判断水位到達情報等の伝達



火災警報等の伝達

消防法の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに、金沢地方気象台が知事に対して火災気象通報を通報し、県を通じて市や消防本部に伝達され、必要に応じて消防本部が火災警報等を発する。



第５節　災害情報の収集・伝達

調査班・相談班・復旧班

１　基本方針

市は、県、気象台、近隣市町、消防本部、地域の住民等からの災害に関する情報の収集に努める。

また、災害事態についての認識を関係機関等と一致させ、迅速な意思決定を行うために、相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡をとり、連絡調整のための職員を相互に派遣するなど、情報共有を図るよう努める。

２　被害状況の調査

（１）調査区域

調査区域は、市内全域とする。

（２）調査内容

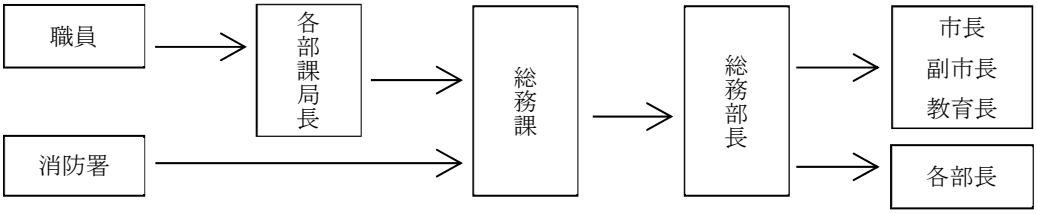
災害発生直後の初動体制においては、総務部長を班長とする情報救助班が被害状況を収集し、応急対策期以降における被害状況及び応急対策の実施状況は、別に定める業務分掌により収集する。

（３）災害の調査方法

被害調査は原則として市職員で実施するが、必要とする場合は、各町内会、自主防災組織、関係団体等へ協力を求める。

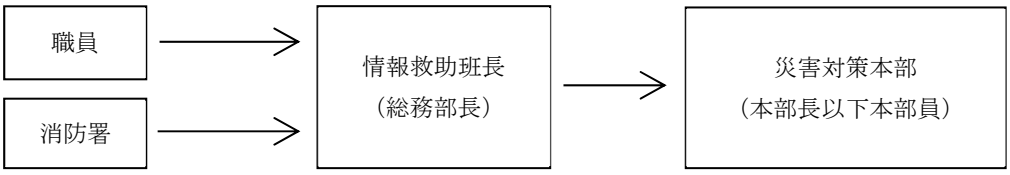
３　被害調査の集計体系

（１）災害対策本部設置前

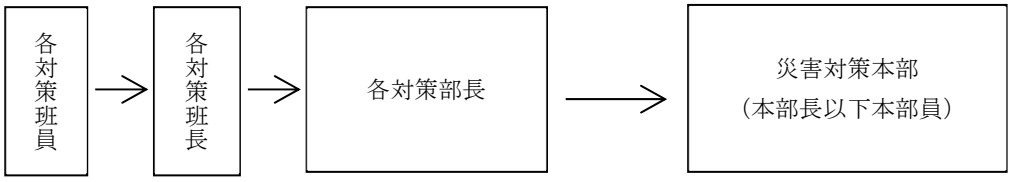


（２）災害対策本部設置後

ア　初動体制期



イ　応急体制期以降



４　情報収集体制及び伝達系統の確立

（１）被害規模に関する概括的情報の収集、伝達

ア　被害規模に関する概括的情報

市は、人的被害の状況、建築物の被害状況及び火災、津波、地盤災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含めて、把握できた範囲から直ちに県に報告する。

なお、県への報告が困難となった状況の場合は、直ちに消防庁へ報告する。

イ　119 番通報に係る状況の情報

大規模な災害や社会的影響が大きい災害等が発生した場合は、119 番通報に係る状況の情報を把握し、直ちに県に報告する。

なお、第一報や特に重要な情報については、速やかに報告する必要があることから、話中等により連絡が取れない場合には、直接消防庁に報告するとともに、連絡が取れ次第、県に報告する。

（２）被害状況や応急対策状況の報告

県に災害情報センターが開設された場合、市災害対策本部、消防機関及び各防災関係機関は、被害状況や応急対策状況等を災害情報センターに随時報告する。

（３）災害情報収集に係る実施事項等

ア　市

（ア）市長は、管内の災害情報、被害報告及び応急措置の実施状況を県危機対策課又は県の出先機関に報告する。

（イ）市長は、上記報告の概要を市所在の関係機関に連絡する。

（ウ）市は本庁と現地災害対策本部など被災地区との連携を緊密にし、情報の共有を図る。

イ　関係機関等の協力関係

市は、県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、登録被者援護協力団体並びに防災上重要な施設の管理者とともに、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、相互で連絡する手段や体制を確保し、被害状況の調査及び報告に当たって緊密に連絡をとること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うことなどにより、情報共有を図るよう努める。

市は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。

また、画像情報システムやインターネット等により災害状況の把握に努める。

（４）安否情報の収集

ア　市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者について、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。

イ　市は、安否情報の収集・提供システム等を活用し、安否情報の収集等を行う。

ウ　市は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、県と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努める。

（５）異常現象発見者の通報義務

災害が発生するおそれのある次のような異常な現象を発見した者は、速やかに市役所、警察署又は消防署のうち、最も近い機関（火災にあっては消防署）に通報する。

この場合において、警察署又は消防署が通報を受けたときは、速やかに市役所へ通報し、市役所が通報を受けたときは、速やかに県に通報する。

ア　異常な出水

イ　異常な突風、竜巻又はひょう
ウ　河川等の異常水位
エ　強い地震（震度４程度以上）若しくは弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた地震又は頻発地震（数日間にわたり頻繁に感ずる地震）
オ　大量の流出油
カ　火災
キ　大規模な事故
ク　その他異常と思われる現象

５　被害規模等の速報・報告

大規模な災害や社会的影響が大きい災害等が発生した場合には、被害規模に関する概括的情報のほか次の基準等により、把握できた範囲から直ちに県（危機対策課）に報告する。

なお、県への報告が困難になった状況の場合は、直ちに消防庁に報告するものとし、連絡が取れ次第、県に報告する。

（１）被害報告等の基準

ア　災害救助法の適用基準に合致するもの。
イ　災害対策本部を設置したもの。
ウ　災害が２市町以上にまたがるもので、１市町における被害は軽微であっても、全県的にみた場合に同一災害で大きな被害を生じたもの。
エ　災害による被害に対し、国又は県の特別の財政援助を要するもの。
オ　災害による被害が当初軽微であっても、今後（ア）～（エ）の要件に該当する被害に発展するおそれがあるもの。
カ　人的被害又は住家被害のあったもの。
キ　その他被害の状況、社会的影響等から報告する必要があると認められるもの又は県より報告の要請があったもの。

（２）報告要領

ア　災害が発生した場合、直ちに被害規模に関する概括的情報を報告するとともに、災害対策本部の設置、避難所の開設などの災害対応状況等を順次報告する。
(ア) 被害発生報告
被害が発生した場合は、速やかにその内容について報告する。
(イ) 被害中間報告
被害状況が判明したときは、報告する。
(ウ) 確定報告
被害の程度が最終的に判明したときは、報告する。
(エ) 避難状況報告
避難状況又は救護所を開設したときは、報告する。
(オ) その他の報告
その他法令に災害報告の定めがある場合は、それぞれ担当部が所要の報告を行う。
イ　被害程度の事項別の報告は、最終報告を除き、原則として石川県総合防災情報システム、電話、ファクシミリ等をもって行うが、緊急を要するもの等を除き、１日１回以上行う。
ウ　被害報告は災害の経過に応じて把握した事項から逐次行うが、特に死傷者及び住宅被害を優先させる。

（３）報告様式等

速報、被害状況等の報告様式又は被害状況の判定基準は、県の定めによる。

ア 速報及び被害状況等の報告様式

【速報、被害状況等の報告様式（県報告様式）】（資料編　第３章　第４節　「１　速報、被害状況等の報告様式（県報告様式）」参照）

【災害中間・確定報告（県報告様式）】（資料編　第３章　第４節　「４　災害中間・確定報告（県報告様式）」参照）

【避難指示等の発令状況（第４号様式その１　別紙）】（資料編　第３章　第４節　「３　避難指示等の発令状況（第４号様式その１　別紙）」参照）

イ 被害状況等の判定基準

【被害状況等の判定基準】（資料編　第３章　第３節　「１　被害状況等の判定基準」参照）

６　災害記録写真の撮影

被害状況の写真は、被害状況確認の資料として、また、記録保存のためにもきわめて重要である。

写真により記録保存を必要とする各班の班長は、あらかじめ定める記録写真員により、また災害全般にわたっては、調査班において記録写真を撮影するものとし、災害記録写真の収集確保に万全を期する。

また、調査班は必要に応じて報道機関、一般市民等より提供を受けるなど、広く写真の収集に努める。

第６節　通信手段の確保

財政物資班・衛生班・復旧班・給水班

１ 基本方針

市は、災害時において応急対策に必要な指示、命令、報告等の災害情報の迅速かつ的確な収集、伝達を行うため、通信施設の適切な利用を図る。

また、情報通信施設の災害に対する安全性の確保及び停電対策、情報通信施設の危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブル・ＣＡＴＶケーブルの地中化の促進、無線を活用したバックアップ対策、デジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた平時からの連携体制の構築等による防災対策の推進並びに災害時通信技術及び周波数有効利用技術の研究開発の推進等を図る。特に、地域衛星通信ネットワーク等の耐災害性に優れている衛星ネットワークについて、一体的な整備を図る。

２ 通信手段の利用方法等

災害時における通信等の方法は、通信網の被害状況等により、おおむね次の方法のうち実情に即した順位で行う。

なお、通信設備の優先利用等については、あらかじめ協議をしておく。

（１）電話による通話

市は、災害時における緊急通信のため、通信事業者等と災害時優先電話について協議し、決定しておく。

ア　普通電話（災害時優先電話）による通信

電話番号	用途	設置場所
０７６－２２７－６２９０	災害対策本部専用	ホール椿
０７６－２２７－６２９７		
０７６－２２７－６２９８		
０７６－２４８－０５５８	消防団用	第１分団
０７６－２４６－１４２２		第２分団
０７６－２４８－１５５３		第３分団
０７６－２４６－１４２３		第４分団

イ　携帯電話（災害時優先携帯電話）による通信

電話番号	用途	配備先
０８０－１９５０－７１７５	災害対策本部用	総務課
０９０－８９６８－６７５３	消防防災用	総務課
０９０－８９６８－６７５５	応急復旧用	土木課
０９０－８９６８－９５５９	応急復旧用	上下水道課
０９０－５６８９－１０３８	災害廃棄物用	市民生活課

ウ　衛星携帯電話による通信

電話番号	用途	配備先
０９０－５６８８－３０３８	災害対策本部用	総務課

（２）専用通信施設の利用市は、電気通信事業用設備の利用が不可能となり、かつ、通信が緊急を要する場合は、災害対策基本法第 57 条及び第 79 条、災害救助法第 28 条、水防法第 27 条、消防組織法第 41 条の規定により、他の機関が設備する有線電気通信設備又は無線通信設備を利用することができる。

ア　市防災行政無線（同報系）による通信
イ　県防災行政無線（衛星系）による通信
ウ　白山野々市広域事務組合消防無線による通信
エ　警察無線による通信
オ　非常通信協議会の協力による通信
カ　消防用主運用波無線の活用

【野々市市防災行政無線管理運用規程】（資料編　第２章　第４節　「１　野々市市防災行政無線管理運用規程」参照）
【防災行政無線局設置場所等及び携帯電話一覧】（資料編　第３章　第１節　「１　防災行政無線局設置場所等及び携帯電話一覧」参照）

（３）その他の方法によるもの
ア　西日本旅客鉄道株式会社及び鉄道事業者の協力を得て行うもの。
イ　バイク、自転車又は徒歩により行うもの。
ウ　インターネット通信により行うもの。
エ　Ｌアラート（災害情報共有システム）の活用

３ 通信設備の応急復旧

通信障害発生時の早期復旧を図るため、平時から体制整備を検討する。災害により防災行政無線等が途絶した場合、市は応急復旧を最優先とし、通信手段の確保に努める。

（１）市及び県

市及び県は、災害により防災行政無線等の通信が途絶したときは早急な応急復旧を最優先に行い通信手段の確保に努める。

また、必要に応じて、北陸総合通信局に対し災害対策用移動通信機及び災害対策用移動電源車の貸出要請を行う。

（２） 通信事業者

電気通信事業者は、重要通信の確保及び通信の途絶を解消するため、市及び県の災害対策本部を中心とする防災関係機関等の通信の回復を最優先として、応急復旧に努める。

第７節　災害広報

相談班・商工班・情報班・福祉班・保健救護班・復旧班

１　基本方針

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、本章第４節「災害予警報の伝達体制」により災害情報の伝達を行うが、これと並行して広報媒体を十分に活用し、市民に対し防災に関する諸対策、気象及び災害情報を周知徹底させ、人心の安定を図るとともに、速やかな応急作業の推進に資するため、迅速かつ適切な広報活動を実施する。

市は、災害時に正確な情報が迅速かつ的確に伝達されるよう、平時から連携方法を整理したうえで、災害に関する情報の発信内容の検討や設備・機器使用の習熟を図り、災害を想定した広報活動訓練を実施する。訓練時期は関係機関で調整の上、実施する。

２　広報の内容

災害時における情報発信に際しては、現状の状況だけでなく、今後の見通しや予測される展開についても併せて提供することで、住民の適切な判断と行動を促進する。

広報事項の主なものは、次のとおりとする。

（１）災害発生直後の広報

ア　災害情報、被害状況及び避難誘導の状況
イ　市民に対する各種の注意事項
ウ　災害救助法の適用その他援護活動
エ　交通規制状況及び交通機関運行状況
オ　応急復旧対策の進捗状況

（２）被災者に対する広報

ア　市町地域内における災害の発生等被害状況の概要
イ　避難所の開設状況、飲料水・食糧・物資等の配給状況等
ウ　医療機関の診療状況
エ　電気等ライフラインの復旧状況
オ　交通機関、金融機関等の復旧状況
カ　スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の復旧状況
キ　安否情報の提供、各種の相談等に対する対応
ク　被災者生活支援に関する情報
ケ　犯罪情勢及び予防対策
コ　被災事業者向けの情報
サ　市役所等公共機関における業務の状況

（３）支援者に対する広報

ア　ボランティアの募集に関する情報
イ　義援金・寄付金の募集に関する情報
ウ　観光や消費活動を通じた支援等に関する情報

３　広報手段等

（１）情報伝達及び報道要請

市長は、情報伝達に当たっては、ホームページ、ＳＮＳ、掲示板、広報紙、広報車によるほか、放送事業者、新聞社、コミュニティＦＭ局等の報道機関の協力を得る。災害の規模が大きく、又は長期間にわたる災害については、報道責任者を定め、定期的に報道資料の提供を行う。

防災活動に関する重要な事項及び収集した情報は、可能な限り情報班長が報道機関に発表するように努める。

（２）各種情報提供

市は、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、広く報道機関や情報関連会社等の協力を得て、迅速に的確な情報を提供する。

また、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから，被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行う、家族や支援団体からの伝達を呼び掛けるなど、適切に情報提供がなされるものとする。

なお、やむを得ず避難所に滞在することができない車中避難者を含む避難所外避難者や観光客に対する情報提供にも努める。

（３）市民への広報

災害に関する事項は適宜、適切な広報周知を図る。

ア　防災行政無線による広報

イ　広報車による広報

ウ　コミュニティＦＭ放送局「えふえむ・エヌ・ワン」による広報

エ　メール配信及びインターネットによる広報

オ　携帯端末用アプリ（Ｙａｈｏｏ！防災速報、回覧板アプリ（結ネット)、ＬＩＮＥ）

カ　広報等刊行物の発行及びチラシ等の作成並びに配布

キ　災害情報共有システム（Ｌアラート）を活用するなど報道機関に要請して行う広報

【「えふえむ・エヌ・ワン」放送要請様式】（資料編　第３章　第５節　「１「えふえむ・エヌ・ワン」放送要請様式」参照）

【「えふえむ・エヌ・ワン」放送文例】（資料編　第３章　第５節　「２「えふえむ・エヌ・ワン」放送文例」参照）

（４）現場広報

被災地付近の住民に対する被害状況及び応急対策に関する現場広報は、次の基準によりあらゆる情報伝達手段を用いて行うものとする。

ア　危険喚起広報

災害が発生するおそれがある場合、所管業務に基づき危険区域の住民に対し、注意広報する。

イ　避難準備広報

災害による被害の発生が予想される場合、避難行動要支援者など避難完了までに時間を要する市民に対して、早めの段階で避難行動を求めるとともに、避難行動要支援者を含む要配慮者等に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせることや自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を発令し、自主防災組織等の協力を得て事前に避難するよう促す。

ウ　避難広報

災害による被害発生の危険性が増大した場合、避難指示を行う。

４　被災地域の相談・要望等の対応

市は、臨時相談窓口を設置して相談に応じる等の広聴活動を展開し、被災地住民の動向と相談、苦情及び要望等の把握に努め、対策を講ずる。

また、その対策を積極的に広報する。

５　安否情報の提供等

市は、被災者の安否について市民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高

い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。 　この場合において、市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係する地方公共団体、消防機関、警察機関等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。 　なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。 **６　ライフライン情報の提供等** 　電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努める。 　また、電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。 　市、県及びライフライン事業者は、住民等からの問い合わせ等に対応する体制について、あらかじめ計画しておくものとする。	

第８節　消防活動

消防班

１　基本方針

市民の生命、身体及び財産を火災から保護するため、消防職員はもとより市民及び事業者あげて出火の防止と初期消火を行うとともに、消防機関は、防災関係機関と連携して市民の救急・救助をはじめとして、避難者の安全確保、防災上重要な施設等の防御等に全機能をあげて当たる。

消防本部が行う消防活動については、消防本部の定めるところにより実施する。

２　警防活動

（１）火災通報連絡等

火災覚知、情報連絡、火災通報、現場報告等については、消防本部の定めるところによる。

サイレンによる信号方法は、消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第６号）別表第１の３に定めるところによる。

（２）出動計画

出動区分及び種別、指揮指令等の出動計画は、消防本部の定めるところによるが、関係者は、前述の信号方法により召集し、配備につく。

（３）火災発生状況等の把握

消防機関は、警察等と協力して、迅速かつ的確に消防活動を実施するため、管内の消防活動に関する情報を迅速に収集し、把握する。

ア　火災の状況
イ　自主防災組織等の活動状況
ウ　消防ポンプ自動車の通行可能道路
エ　消防ポンプ自動車その他の車両、消防水利施設等の活用可能状況

（４）消防活動の留意事項

ア　火災件数の少ない地区は、集中的に消火活動を実施して延焼防止を図るとともに、住民等の避難のための安全地区の確保に努める。
イ　多数の火災が発生している地区は、住民等の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じ避難路の確保など住民の安全確保を最優先に活動を行う。
ウ　危険物の漏洩等により災害が拡大し、又はそのおそれがある地区は、住民等の立入禁止、避難誘導等の措置をとる。
エ　救急活動の拠点となる病院、避難所、避難路及び防災活動上重要な施設等の火災防御を優先して行う。
オ　自主防災組織、自衛消防組織等が実施する消火活動との連携に努める。

（５）強風下の火災防御

ア　飛火警戒

強風下の火災は、飛火により火災が発生し、大火に進展する可能性が極めて高いので、消防機関は、警察等と協力して出火場所の風下居住者及び事業所に対して、屋根等の飛火により着火危険のある場所、建物部分又は物件の監視警戒、開口部の閉鎖、着火危険物件の整理、予備注水、飛火の消火の徹底を指示するとともに、監視、警戒に当たり出火の早期発見及び早期消火等を行い、災害の拡大防止に努める。

イ　消防活動の障害物排除

強風下の消防活動は防御位置の移動を必要とする場合が多いので、搬出物件及び車両等

は、消防車両の通行支障とならないよう処置するよう市民に指示するとともに、野次馬的行為を厳に謹むよう指示する。

ウ　自衛消防隊の活動

防火対象物に係る自衛消防隊は、それぞれの消防計画に定めるところにより、所属防火対象物の飛火警戒、延焼防止等の処置を行う。

エ　協力の徹底

市民の協力を得るため、平時における広報活動を通じて事前に徹底を図るほか、現場に出動した広報車等の拡声装置を通じて協力の確保を期する。

（６）積雪時の火災防御及び救急

前各号に定めるところによるほか、別に定める「野々市市雪害対策要綱」による。

３　応援要請

本市で保有する消防力及び隣接市等との消防相互応援協定による消防力によっては、災害の防御又は救助が困難と認める場合においては、他の市町に応援を要請するとともに、災害の規模により必要と認めるときは、知事に対して緊急消防援助隊の出動を要請する。

４　警察との相互協力

警察及び消防機関は、放火又は失火絶滅等の共同使命の達成のために、次の点について、相互に協力する。

（１）消防事務のため警察通信施設を使用すること。

（２）消防機関及び警察は、災害防御処置について事前に、あるいは状況に応じて協議すること。

（３）火災現場にある消防署員は、必要に応じ現場にある警察官に対し、消防警戒区域の設定について協力を要請すること。

５　救助・救急活動

消防機関は、医療機関、医師会、日本赤十字社及び警察等防災関係機関の協力のもと、負傷者等の要救助者を救護所等へ搬送する。

６　惨事ストレス対策

救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

また、消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するなど、心のケアに配慮する。

第９節　救援隊等の派遣要請と受入体制

消防班

１　基本方針

災害により人命又は財産保護のために必要な応急対策及び復旧対策を実施するため急を要し、かつ市において実施不可能あるいは困難であると認めた場合は、県又は他市町村からの救援隊及び自衛隊等の派遣を要請する。派遣を要請した場合は、救援隊等が迅速に災害派遣活動を実施できるよう的確な情報提供を行うとともに、救援隊の宿舎及び食料等必要な物資等の提供に努める。

２　自衛隊派遣の要請

災害に対する自衛隊の災害派遣については、自衛隊法（昭和 29 年）第 83 条の規定に基づき、市長は知事に対し、自衛隊の派遣要請を依頼する。

派遣要請に当たっては、連携を密にして自衛隊が迅速に災害派遣活動を実施できるよう的確な情報提供に努める。

（１）要請基準

自衛隊の災害派遣要請に当たっては、人命救助及び財産保護のため緊急の措置を必要とする場合に行うものとし、概ね次の基準による。

（ア）人命救助のための応援を必要とするとき。

（イ）車両、航空機など状況に適した手段による被害状況が必要なとき。

（ウ）避難者の誘導、輸送など避難のため援助が必要なとき。

（エ）主要道路、堤防又は護岸の応急復旧に応援を必要とするとき。

（オ）応急措置のための医療、防疫、救援物資輸送、給食、給水、通信支援等の応援を必要とするとき。

（２）災害派遣要請

市長は、次の事項を明確にした文書により知事（危機対策課）あてに要請する。

ただし、緊急を要する場合には、電話又は口頭にて要請し、事後すみやかに文書を送達する。

なお、市長の不在時に要請を行う意思決定者は本章第１節「組織」の「災害対策本部の設置の判断」による。

（ア）災害の状況及び派遣を要請する事由

（イ）派遣を希望する期間

（ウ）派遣を希望する区域及び活動内容

（エ）実施中の応急措置の概要

（オ）宿泊施設等の受入れ体制の状況

（カ）部隊等が派遣された場合の連絡責任者等

（キ）その他参考となるべき事項

（３）知事に対して災害派遣の要請ができない場合

市長は、通信の途絶等により知事に対して災害派遣の要請ができない場合は、災害状況を速やか防衛大臣に報告するとともに、陸上自衛隊については第１４普通科連隊長、航空自衛隊については第６航空団司令、海上自衛隊については舞鶴地方総監に派遣要請し、連絡が取れ次第、速やかに知事にその旨を報告する。

３　受援体制の確立

地震による被害の発生状況により、県又は他市町村からの救援隊及び自衛隊等の派遣を要請した場合派遣職員等の受け入れと効率的な派遣業務の遂行を図るため、市の受け入れ体制を整える。

（１）救援隊等の宿舎等 　救援隊等の宿舎及び活動拠点として、学校、公民館など屋内の公共施設を提供する。 　ただし、災害の状況により、屋内公共施設の確保が困難な場合は、公園、グラウンドなど屋外施設に提供し、天幕等を利用した施設を設ける。 （２）救援隊等の活動 　救援隊等に対して、活動目的、活動内容及び活動場所等を明確にするよう努め、救援隊の活動が迅速かつ円滑に実施できるよう調整する。 （３）救援隊等への物資の提供 　救援隊等の活動に必要な物資、食糧等が不足する場合には、迅速に調達し、可能な限り提供することとする。	

第 10 節　避難誘導等

消防班

１　基本方針

災害に際し、被害が発生するおそれがある危険な地域に居住する者及び滞在する者の生命及び身体の安全を確保するため、迅速かつ的確な避難措置を講ずる。

２　避難指示の実施

（１）災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、人の生命又は身体を震災から保護し、震災の拡大を防止するため特に必要と認めるときは、市長は居住者、滞在者に対して避難のための立ち退き又は屋内安全確保を指示する。この場合において、必要と認めるときは、立ち退き先を指示することができる。

（２）市長はこれらの指示等を行ったときは、速やかに知事に報告する。また、避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示し、知事に報告する。

（３）避難指示を発令する場合は、夜間や豪雨時の避難を避け、明るい時間帯や危険が切迫する前に避難できるよう早期発令に努めるとともに、避難のための時間が少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、避難所の開設前であっても躊躇なく避難指示を発令する。

（４）災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、市長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、「緊急安全確保」を指示することができる。

（５）避難指示等の発令に当たっては、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うとともに、住民が生命に係わる危険な状況であることを認識できるように、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達することなど、具体的でわかりやすい内容で発令するよう努める。

（６）避難のための立ち退きを指示し、又は屋内安全確保を指示しようとする場合において、必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長又は知事に対し当該指示等に関する事項について、助言を求めることができ、災害の発生により、市長が実施すべき避難の指示等を実施できなくなった場合は、知事が市長に代わって実施する。

（７）水防管理者（市長、水防事務組合長）（水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 21 条）溢水又は破堤により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して、避難のための立退きを指示する。この場合には、直ちに管轄の警察署長に通知する。

（８）相互の連絡協力

市長、知事及び警察官、水防管理者、自衛官は、住民等の避難に関するそれぞれの措置をとった場合は、相互に通知､報告するとともに、避難の措置が迅速かつ適切に実施されるよう協力する。

３　避難の指示の内容及びその周知

（１）避難指示の内容

避難指示を発令する場合、市長等は、次の内容を明示する。

ア　避難指示の理由

イ　避難対象地域

細分化しすぎるとかえって居住者等にとってわかりにくい場合が多いことから、立ち退き避難が必要な区域を示しての指示や、屋内での安全確保措置の区域を示しての指示ではなく、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。

ウ　避難先

エ　避難経路

オ　携帯品、服装など避難行動における注意事項

①　食料、飲料水、タオル、ティッシュペーパー、最小限の着替え、救急用薬品、懐中電灯、携帯用ラジオ、貴重品（現金、通帳、印鑑等）等を携行すること。

なお、携行する物品等は、あらかじめ非常用の標示をした袋（ビニール袋、風呂敷等）に整理しておくこと。

②　服装はできるだけ動きやすい軽装を心がけ、素足を避け、必ず帽子等を着用し、状況により、雨具、防寒衣等を携行すること。

③　ブロック塀や自動販売機など倒れやすい物や用水、マンホールなど危険箇所を避けて避難すること。

カ　電気ブレーカーの遮断など出火を防止するために必要な措置を行うこと。

キ　その他必要な事項

（２）避難指示の時期

市長等は、避難の指示を行う場合は、危険が切迫するまえに十分な余裕を持って行うものとし、住民が自主的に家屋被害に対する対策、衣類や食料品の準備等、最低限の措置を講じて避難場所等へ向かうことができるよう努める。なお、局所的な豪雨による急激な河川の水位上昇への対応など、状況に即した早期発令に努める。

また、避難指示の発令の際には、避難場所を開放していることが望ましいが、避難のための時間が少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令する。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知する。

（３）市民等への周知

市長等は、避難の指示を行う場合には、市民等に対して市防災行政無線、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）、有線放送、広報車、サイレン、ケーブルテレビ、インターネット、携帯電話、Ｌアラート（災害情報共有システム）等多様な情報伝達手段を使用し、あるいは報道機関等を通じて、市民が迅速かつ安全に避難できるよう周知徹底を図る。

また、発災時や災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて拠点避難所を開設し、市民等に対し周知徹底を図る。

なお、避難指示等を発令した場合の避難行動としては、拠点避難所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を原則とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、市民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、拠点避難所等への避難を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと市民等自身が判断する場合は、自らの命を守るため最善の行動をとる「緊急安全確保」を行うべきことについて、市民等への周知徹底に努める。

台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれがなくなるまで、市民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努め

る。

（４）避難のための立ち退きを指示したときは、直ちに避難指示の理由、地域名、世帯数、人員、避難先等を県（危機対策課）へ報告する。

（５）避難の必要がなくなったときは、安全性を十分に確認した上で避難指示等を解除し、直ちに公示するとともに県へ報告する。

４　高齢者等避難の発令

市長は、避難指示のほか、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動要支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を発令する。

また、市は、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合に、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の提供に努める。

なお、高齢者等避難の発令、内容及び周知については、上記２及び３を準用する。

５　避難区分及び基準

別に定める「水害時における避難行動計画及び避難指示等判断・伝達マニュアル」により、避難指示等の判断をするものとし、洪水予報河川、水位周知河川以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。

（１）事前避難

次に掲げる場合は、あらかじめ居住者及び滞在者に避難準備をさせ、迅速に安全な場所へ避難させる。

ア　大雨、暴風又は洪水の気象警報等が発表され、避難の準備あるいは事前に避難を要すると判断したとき。

イ　河川が避難判断水位を突破し、さらに水位が上昇するおそれがあるとき。

ウ　その他の状況により、避難準備又は事前に避難させる必要があるとき。

（２）屋内安全確保（垂直避難）

避難のための立ち退きを行うことにより、かえって市民の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは屋内での高い階へ避難させる。

（３）緊急避難

事前避難の暇がなく、火災、洪水等により著しく危険が切迫していると認められるときは、至近の安全な場所へ緊急避難させる。緊急時の一時的避難場所として最寄りの指定公共施設を開放する。また、閉館時は施錠されているため、状況に応じて順次開錠する。

（４）拠点避難所等への避難

一時的避難場所等から必要に応じて緊急避難者又は救出者を拠点避難所等に避難させる。

６　警戒区域の設定

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市民の生命、身体及び財産に対する危険を防止するため、特に必要があると認められる場合は、災害対策基本法第 63 条に基づき、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該地域への立ち入りを制限若しくは禁止し、又は退去を命ずる。

７　警戒区域設定の周知等

警戒区域の設定を行った場合は、避難指示等と同様に市民へ周知するとともに、関係機関への連絡を行う。

また、市長は、警察官等の協力を得て、住民の退去確認を行うとともに、可能な限り防犯、防火のための警戒措置を実施する。

８　避難者の誘導

避難者の誘導は、町内会、自主防災組織等が市職員、消防団員、警察官等と協力して行い、避難の際には町内会単位等の集団避難を心掛け、避難経路の安全及び道路の状況等を確認するとともに、要配慮者に十分配慮するものとし、これに地域住民も積極的に協力する。

災害の実態に応じて、飼養者によるペット動物との同行避難を呼びかける。その際、ペット動物はケージの中に入れ、ペットフード等動物の飼養に必要な物を持ち出し避難する。

避難者が自力で避難できない場合又は避難途中に危険がある場合は、必要に応じ車両、舟艇等を利用して行う。

また、社会福祉施設等の管理者、教育委員会及び学校長は、要配慮者及び児童生徒の災害時の安全確保を図るため、あらかじめ避難誘導計画を策定しておくとともに、保護者等との連絡方法等についても定めておく。

９　避難所の開設及び報告

（１）避難所の開設

避難所の開設が必要な場合は、市地域防災計画及び避難所運営マニュアルの定めるところにより、地元警察署等と十分連絡を図り、あらかじめ施設の安全性を確認した上で、避難所を開設する。

避難所の開設にあたり市職員は避難所の被害状況を把握し、災害対策本部に報告し、指示に従う。

また、二次被害の発生のおそれのある危険箇所等の把握に努めるほか、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとする。

特定の避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

（２）避難生活の対象者

○ 住居等の被災者
○ 避難指示などの対象地域の居住者
○ 帰宅できない旅行者や迷い人、ホームレス等

（３）避難所を開設したときは、警察等関係機関と情報を共有しつつ、避難所等における避難者の把握に努め、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、直ちに次の事項を県に報告する。

○ 避難所の名称
○ 避難所開設の日時及び場所
○ 世帯数及び人員（避難所で生活せず食事や水等を受取に来ている被災者も含める。）
○ 開設期間の見込み
○ 必要な救助・救援の内容
○ 指定避難所に付与された全国共通避難所・避難場所ＩＤ

また、職員は常に災害対策本部との連絡を密にし、学校等施設管理者と連携して管理及び運営

の補助に当たる。

（４）避難等の状況把握

市は、避難等の措置を講じた場合には、実施状況を取りまとめる。

また、警察等関係機関と情報を共有しつつ、避難所等における避難者の把握に努める。

10　避難所の運営

（１）管理運営組織の立ち上げ

市は、自主防災組織の会長や地域住民及び避難所となった学校等施設の管理者、ボランティア、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力を得て避難所を管理運営する。運営に当たっては各主体の役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。

また、避難者情報の把握及び各支援団体との円滑な情報共有にあたっては、デジタル技術の活用に努めるものとする。

（２）自主運営への移行

避難所の運営は、町内会など従来からの地域コミュニティを重視した避難者自身の自主運営を基本とする。市は、避難所の管理運営等を適切に行うために市町職員を配置し、自主運営の組織が確立するまで避難所の管理運営に係る業務を支援する。

（３）良好な生活環境の確保

ア　市町及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、避難所開設当初からプライバシー確保のためのパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置する。

イ　市は、栄養バランスのとれた適温の食事を提供できるよう、炊き出しに利用できる学校給食施設等の場所、調理器具や食料を確保することに努めるとともに、快適なトイレの設置状況、し尿処理状況、健康のための入浴施設の設置状況等の把握に努め、必要な対策を講ずるものとする。

ウ　仮設トイレの設置

市は、避難所の状況により仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努める。その確保が困難な場合は、県があっせん等を行う。

また、女性用の仮設トイレや高齢者向けの洋式トイレの設置など、女性や高齢者、障害者等の利用に配慮した避難所運営に努める。

なお、トイレの日常管理は、避難所の既設トイレも含めて、避難者やボランティア等が自主的な管理運営を行うようルールづくりを指導する。

エ　男女双方の視点の取り入れ

避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保や避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営管理に努める。

（４）相談窓口の設置

避難者のニーズに対応するため、相談窓口を設置し、避難者の精神的負担を和らげるよう配慮

するとともに、多様な視点を反映させ、要配慮者や女性に配慮するよう努める。また、ボランティア等の協力を得て、人心の安定に努める。

（５）人材の確保・育成

避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、ＮＰＯ・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材確保・育成に努める。

（６）情報の提供

避難者のニーズを十分把握し、地震の被害、余震の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、犯罪情勢や予防対策等防犯情報、被災者生活支援に関する情報等、避難者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するよう努める。

また、避難者情報の把握及び各支援団体との円滑な情報共有にあたっては、デジタル技術の活用に努める。

なお、その際、要配慮者、車中避難者を含む避難所外避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者に配慮した伝達を行う。

（７）健康の管理

避難所における感染症予防、生活不活発病の発症予防など必要な対策を講じるとともに、環境変化等から生じる避難者の精神的不安を軽減させるためのこころのケア対策を関係機関と協力して実施するなど、避難者の健康管理に努める。

（８）避難所の状況把握

ア　市は、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、歯科医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要となる水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

イ　また、避難所で生活せず食事や水等を受け取りに来ている自宅避難者を含めた地区全体の健康管理に努める。

ウ　車中避難者に対して、エコノミークラス症候群に対する注意喚起とその予防法について積極的に情報提供するよう努める。

（９）感染症対策

被災地域及び避難所等において、感染症の発生、拡大が見られる場合は、総務対策部、福祉対策部及び避難対策部が連携して、感染対策として必要な措置を講じるよう努める。また、感染症の自宅療養者等が避難所に避難する可能性を考慮し、あらかじめ、保健福祉担当課、防災担当課及び保健所との間で、情報共有の内容、情報の伝達方法などについて、検討・調整を行い、避難所の運営に必要な情報を共有する。

(10) 要配慮者への配慮

ア　要配慮者に対する配慮

市は、避難所に要配慮者がいると認めた場合は、民生・児童委員、介護職員、自主防災組織、ボランティアなどの協力を得て、速やかに適切な措置を講ずる。

イ　要配慮者の健康管理

市は、環境変化等から生じる避難住民の健康不安又は体調変化を早期発見するため、関係機関と協力して、精神保健医療対策を講じ、精神的不調の早期治療や不安の軽減を図る。

また、市は生活不活発病の発症予防対策を講ずるなど、要配慮者の健康管理に努める。

なお、避難所で生活せず食事や水等を受取に来ている自宅避難者を含めた地区全体の健康管理に努める。

ウ　女性や子ども等の安全の配慮

女性や子ども等の安全対策として、以下の点に配慮するよう努める。

（ア）避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・ＤＶの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する。

（イ）トイレ・更衣室・入浴施設等は、昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する。

（ウ）照明を増設する。

（エ）性暴力・ＤＶについての注意喚起のためのポスターを掲載する。

（オ）警察、病院、女性支援団体等との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行う。

エ　性的マイノリティへの配慮

男女別だけでなく、性的マイノリティへの配慮も必要であることに留意し、トイレや着替えスペースでのプライバシーの保護などに努めるものとする。また、当事者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

(11) 福祉避難所への避難等に係る支援の実施

市は、二次避難支援マニュアルに基づき、避難所での要配慮者の状況に応じ、福祉避難所への避難や、社会福祉施設への緊急入所等を行う。

また、福祉避難所への避難後も、在宅で受けていた福祉サービス等が継続して提供されるよう、必要な手続きや関係機関との調整等を行う。

なお、要配慮者の受入先や介助員となる専門的人材の確保について、必要に応じ、広域的な調整を県に要請する。

(12) ホテル・旅館等の活用

市は、災害の規模、避難者の避難及び収容状況、避難の長期化に鑑み、ホテル・旅館等への移動を避難者に促す。

(13) 避難者の住生活の早期確保

避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、希望者に対して公営住宅や民間賃貸住宅、空き家等利用可能な既存住宅のあっせん等により避難所の早期解消に努める。

(14) ペット動物の飼育場所の確保等

市は、必要に応じて、被災者支援等の観点からペット動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、ペットの一時預かり等必要な支援を獣医師会や動物取扱業者等から受けられるよう、連携に努める。

また、指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。

11　記録等

本部及び各避難所には、避難所の維持及び管理のため、それぞれ責任者を定め、次の書類等を整備し、保存しておく。

（１）避難所受入台帳（日誌（救助実施記録日計表））

（２）避難所用物資受払簿
（３）避難所設置及び受入状況（受入者名簿）
（４）避難所設置に要した支払証拠書類
（５）避難所設置に要した物品受払証拠書類
（６）救助実施記録日誌簿

12　避難地域の警備等

避難地域の居住者の財産等の保全、安全の確保と秩序維持のため、防犯活動が必要と認められる場合には、警察等の協力を得て避難生活の安定化に関する対応をとるとともに、必要に応じて自主防犯組織に対しても協力を求め連携を図る。また、避難所における秩序保持も同様に実施する。

【自警団一覧】（資料編　第４章　第２節　「４　自警団一覧」参照）

13　広域避難対策

（１）避難者数が避難所の収容力を超え、他地区における避難所（以下、広域避難所という）の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては当該都道府県との協議を県に要請する。
（２）被災者の他地区への移送を要請したときは、職員の中から広域避難所の管理者を定め、移送先の市町に派遣するとともに、移送に当たり引率者を添乗させる。
（３）市は、広域避難について、あらかじめ締結した他市町との協定や具体的なオペレーションを定めたマニュアルに基づき、県等と連携し、適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努める
（４）広域避難所の運営は、移送元の市が行い、被災者を受け入れた市町は協力する。
（５）市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

14　広域一時滞在

（１）市は被災したとき、災害の規模、被災者の避難・受入状況、避難の長期化等に鑑み、本市外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への受け入れが必要であると判断した場合は、県内の他の市町への受け入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受け入れについては県に対し、当該他の都道府県との協議を求める。
（２）市は、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。
（３）市は被災したとき、広域一時滞在の受入先の市町との間で、被災住民に関する情報の共有を確実に行うものとする。また、受入先の市町は、受け入れた被災住民に対し、必要な支援情報を提供するものとする。

15　帰宅困難者対策

市は、施設管理者や事業者等と連携し、大規模災害時により交通が途絶したときは、「むやみに移動しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、通勤、通学者や観光客等の徒歩での帰宅や移動を支援する。

また、必要に応じて、一時滞在施設の確保等の支援を行うとともに、一時滞在施設の確保に当たっては、男女のニーズの違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮した一時滞在施設の運営管理に努める。

16　避難所外避難者対策

（１）市は、町内会や自主防災組織、消防団、ＮＰＯやボランティア等と連携して、やむを得ず避難所に滞在することができない車中避難者を含む避難所外避難者に係る情報の把握に努めるとともに、こうした避難者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

（２）車中避難者対策

ア　車中避難者に対して、エコノミークラス症候群に対する注意喚起とその予防法について積極的に情報提供するよう努める。

イ　車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。

（３）在宅避難者対策

在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。

（４）旅行者等対策

市は、帰宅できない旅行者や迷い人、ホームレス等について、住民票の有無等に関わらず拠点避難所に適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

第 11 節　要配慮者の安全確保

情報班・福祉班・児童福祉班・保健救護班

１　基本方針

災害時においては、乳幼児、身体障害者、知的障害者、精神障害者、発達障害者、傷病者、高齢者、難病等の患者、妊産婦、外国人等の要配慮者は、災害の認識、災害情報の受理、自力避難等が困難な状況にある。

市及び社会福祉施設等の管理者は、地域住民の協力を得て、迅速かつ適切に要配慮者の安全な避難誘導を実施するとともに、安否確認及び避難生活の状況等を継続的に把握することに努め、必要な対策を講ずる。

２　在宅中の要配慮者に対する対策

（１）災害発生後の安否確認

市は、避難行動要支援者の避難所への受入状況及び在宅状況等を確認し、その安否確認に努める。

また、災害発生時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、町内会長、民生委員・児童委員、介護職員、近隣の住民、自主防災組織等の協力を得て、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認が行われるように努める。

（２）避難

災害により住民避難が必要となった場合の避難行動要支援者の避難に当たっては、近隣住民や自主防災組織等の協力を得て、避難行動要支援者が属する町内会等を単位とした集団避難を行うよう努める。

避難誘導の際は、避難行動要支援者を優先するとともに、身体等の特性に合わせた適切な誘導に配慮する。

（３）福祉避難所への避難等に係る支援の実施

市は、避難所において要配慮者の身体状態や介護等の状況を考慮し、福祉避難所への避難対象者の優先順位を決定し、運営準備が整い次第、福祉避難所を開設し、避難対象者を受け入れる。

また、福祉避難所への避難後も、在宅で受けていた福祉サービス等が継続して提供されるよう、必要な手続きや関係機関との調整等を行う。

なお、要配慮者の受入先や介助員となる専門的人材の確保について、必要に応じ、広域的な調整を県に要請する。

名称	所在地	連絡先
老人福祉センター椿荘	矢作３丁目１番地２	０７６－２４６－５５７０
いきがいセンター御経塚	御経塚１丁目３８番地	０７６－２４８－２２３１
特別養護老人ホーム富樫苑	中林４丁目６２番地	０７６－２４８－８７６５
特別養護老人ホームかんじん	新庄２丁目４５番地	０７６－２４８－７７６７
石川県立明和特別支援学校	中林４丁目７０番地	０７６－２４６－１１３３
南ヶ丘病院	西部中央土地区画整理事業施行地区 56 街区１番	０７６－２５６－３３６６
ののいちの季	本町３丁目６番 31 号	０７６－２４８－２２３０
金沢南ケアハウス	蓮花寺町 79 番地１	０７６－２２７－５８６６
あんじん	新庄２丁目 30 番地	０７６－２４８－７５７５
金沢南ケアセンター	蓮花寺町１番地１	０７６－２９４－３７３７
悠の風野々市	横宮町 16 番９号	０７６－２４８－７１７９

白寿の里御経塚	御経塚３丁目 79	０７６－２０４－８９１０
七星てんとう	藤平田２丁目 66 番地	０７６－２２０－６１１２
ひなの家	矢作三丁目 10 番地	０７６－２７２－８３１７
ひなの家彩	郷一丁目 131 番地	０７６－２１４－６６８８
ひなの家押野	押野１丁目 31 番地	０７６－２８７－５８１０
てまりフィットネス	高橋町 24 番 3-2 号	０７６－２２０－６６１９
エンジェル保育園	本町６丁目 22 番１号	０７６－２４８－２８８８
ヴィテン SMC こども園	横宮町 67 番地９	０７６－２４８－６２１０

（４）被災状況等の把握及び日常生活支援

市は、次により要配慮者の被災状況等を把握し、日常生活の支援に努める。

ア　被災状況の把握

避難所及び要配慮者の自宅等に保健師又はホームヘルパー等を派遣し、被災状況、生活環境等を把握する。

イ　被災後の日常生活支援

市は、県の協力のもとに在宅の要配慮者の被災状況に応じて、避難所への入所、施設への緊急入所、ホームヘルパー等の派遣及び必要な日常生活用具（品）の供与等の措置を講ずるとともに、災害情報、生活情報等の継続的な提供に努める。

３　社会福祉施設等における対策

（１）施設被災時の安全確認及び避難等

施設が被災した場合、施設管理者は、直ちに入所者等の安全及び施設の被災状況を把握するとともに、入所者等の不安解消に努める。

入所者等が被災した時は、施設職員又は近隣の住民や自主防災組織の協力を得て、応急救助を実施するとともに、必要に応じて消防機関へ救助を要請する。

（２）被災報告等

施設管理者は、入所者等及び被災状況を市に報告し、必要な措置を要請する。

また、保護者に入所者等の被災状況を連絡し、必要な協力を依頼する。

（３）施設の使用が不能になった場合の措置

施設管理者は、施設の継続使用が不能となったときは、市を通じて他の施設への緊急入所要請を行うとともに、必要に応じて保護者による引き取り等の措置を講ずる。

市は、被災施設の管理者から緊急入所要請があったときは、他の施設との調整に努め、入所可能施設をあっせんする。

４　医療機関における対策

（１）医療機関被災時の安全確認及び避難等

病院等の医療機関が被災した場合、管理者は、直ちに患者等の安全及び施設の被災状況を把握するとともに、患者等の不安解消に努める。

患者等が被災した時は、応急救助を実施するとともに、必要に応じて消防機関へ救助を要請する。

（２）被災報告等

管理者は、患者等及び施設の被災状況、受け入れている重症・中等症患者数、ライフライン状況等の状況について、市等に報告し、必要な措置を要請する。

（３）医療機関の使用が不能になった場合の措置

管理者は、医療機関の継続使用が不能となったときは、市及び県を通じて他の医療機関への緊急搬送要請を行う。

市及び県は、被災医療機関の管理者から緊急搬送の要請があったときは、他の医療機関等との調整を行い、傷病の程度、人工透析患者や人工呼吸器を使用している患者など個別疾患の状況に応じ、搬送先の確保に努める。

５　外国人に対する対策

市は、災害時に迅速に外国人の安否確認に努めるとともに、外国人が孤立しないよう、各種情報の収集、提供ができる体制の整備等に努める。

（１）市は、広報車やラジオ等により外国語による広報を行い、外国人の安全かつ迅速な避難誘導に努める。

また、災害多言語支援センターなどの相談窓口等を開設し、災害に関する外国人のニーズの把握に努める。

（２）市は、県や国際交流団体、大学等に通訳者又は語学ボランティアの派遣を必要に応じて要請する。

６　障害者に対する情報伝達等

市は、障害の種類及び程度に応じて、障害者が防災に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるよう、体制の整備等に努める。また、緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な緊急通報手段の整備等に努める。

第 12 節　災害医療及び救急医療

福祉班・保健救護班

１　基本方針

災害の発生により、同時に多数の負傷者等が発生し、通常の医療救護体制では対応できなくなるおそれがあり、特に、発災当初の 72 時間は、救命救急活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、関係機関の協力を得て、迅速かつ的確に医療救護活動等を実施する。

２　初動医療体制

（１）実施者

市は、初動期における医療体制の確立に努め、必要に応じ県、他市町若しくはその他の機関に応援又は協力を要請する。

なお、実施の方法等については、あらかじめ白山ののいち医師会と締結した「災害時の医療救護に関する協定書」による。

（２）保健救護班の編成

市長は、医療及び助産の救急救護を必要と判断した場合、市の機関による保健救護班を編成し、出動を命ずる。

（３）救護所の設置

ア　設置場所

保健救護班長は、福祉対策部長と協議し、医療救護活動を行うに当たり必要と認める場合は、総務対策部、地域医師会等の協力を得て、救護所を設置する。

救護所は、以下のうちから、被災者にとって、最も安全かつ交通便利と思われる場所を選定する。

なお、市に災害救助法が適用され、県による医療救護班が派遣された場合は、県の指示による。

（ア）野々市市保健センター

（イ）その他市長が必要と認める場所

イ　救護所の開設及び運営

救護所の開設及び運営実務は、福祉対策部長の指揮により、保健救護班が行う。

（４）医療救護及び助産活動

医療救護及び助産活動は、原則として保健救護班及び派遣された医師、看護師が救護所において、以下のとおり実施するほか、必要に応じて県、日本赤十字社石川県支部等に協力又は応援を求める。また、災害の状況によって、避難所等を巡回し、医療救護及び助産活動を実施する。

なお、保健救護班は、医師とともに区分の判定及び救命処置その他応急的医療救護及び助産活動に当たる。

傷病者には、消防庁において定められた「トリアージ・タッグ」を使用する。

ア　医療の範囲

（ア）傷病者のトリアージ

（イ）傷病者に対する応急措置

（ウ）診察

（エ）薬剤又は治療材料の支給

（オ）処置その他の治療及び施術

（カ）病院又は診療所への搬送手続き

（キ）避難所等への巡回診療及び健康相談

（ク）その他必要な事項

イ　活動の実施期間

医療救護及び助産活動を実施する期間は、災害の状況に応じて市長が定めるが、概ね災害発生の日から 14 日以内とする。ただし、災害救助法が適用された場合は、知事の補助機関として実施する。

ウ　助産について

（ア）助産の対象者

助産を受けられるのは、災害のため助産の途を失い、災害発生の日の以前又は以後７日以内に分べんした人とする。

なお、被災の有無及び経済力の如何を問わない。

（イ）助産の範囲

①　分べんの介助

②　分べん前又は分べん後の処置

③　脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

④　その他必要な事項

エ　経費の負担

災害救助法の適用を受けた場合は、県負担（限度額以内）とし、その他の場合は、市負担とする。

3　重傷病者の搬送体制

原則として、被災現場から救護所までは、警察署、自主防災組織、市民ボランティア等の協力を得て、総務対策部が実施する。また、救護所から医療機関への搬送については、消防班（救急隊）が実施するが、災害時後方病院への搬送等については、必要に応じて県に応援を要請する。

4　医療機関

（１）医療機関の受け入れ体制の確立

保健救護班長は、地域医師会に所属する一般病院等の受入可能ベッド数を速やかに把握し、受入スペースの確保など受入体制の確立を要請する。

（２）受入可否施設の把握

保健救護班長は、総務対策部長と協力して、医療機関の受入状況を常に把握し、関係部署に必要な情報を伝達するとともに、医療機関に重傷病者が振り分けられるよう指示する。

5　医薬品及び資器材の確保

（１）保健救護班の対応

医療救護及び助産活動に必要な医療資器材等の使用並びに確保については、原則として次のとおり行う。

ア　保健救護班は、保管場所において、市の現有医療資器材及び医薬品を確保し、救護所に携行する。

イ　市の要請により出動した地域医師会等及び県が編成した医療救護班は、自己が携行した医薬品等を使用し、使用した消耗資材等の費用については、市に請求する。

（２）医薬品及び資器材等の確保

市の備蓄する医薬品等の確保については、野々市市保健センター内とし、順次整備を図る。

（３）不足のときの調達方法

保健救護班長は、医療及び助産救護のために使用する医療器具及び医薬品等が不足したときは、医療器具及び医薬品等取扱業者、県（薬事衛生課）、各医療機関等に協力を要請して補給する。

なお、輸血用血液が必要な場合は、日本赤十字社石川県支部（石川県赤十字血液センター）に確保されている各種の血液製剤等の供給を依頼する。また、福祉班に対して、市民への献血の呼びかけを要請する。

６　個別疾患対策

市は、慢性腎疾患、難病、結核、精神疾患、その他の慢性疾患等の在宅治療患者に対しては、患者の受診状況や医療機関の稼働状況を把握の上、患者等へ的確な情報を提供し、受診の確保を図るほか、水、医薬品及び適切な食事の確保に努める。

また、市は、県に対して人工透析を実施する医療機関の被災に関し、各医療機関が連携し患者の受入れ調整を図るなど透析医療の確保について要請する。

７　記録等

医療救護及び助産活動を実施した場合は、次の書類等を整備し、保存しておく。

（１）保健救護班診療記録
（２）医薬品衛生材料使用簿
（３）保健救護班編成及び活動記録簿
（４）病院、診療所医療実施状況及び診療報酬に関する証拠書類
（５）医薬品衛生材料受払簿
（６）医薬品衛生材料等購入関係支払証拠書類
（７）助産台帳
（８）助産関係支出証拠書類

第 13 節　健康管理活動

福祉班・保健救護班

１　基本方針

災害発生時は、ライフラインの機能停止等により、健康の基本である食事、睡眠等の確保が困難となりやすく、さらに災害に対する不安や避難所生活等のストレスから、様々な健康障害の発生が懸念される。

このため、市は、県や関係機関等の協力を得て、医療救護活動等と緊密な連携を図りながら被災者の健康管理活動を実施する。

２　実施体制

市は、県等と協力し、保健師等による被災者等の健康管理や感染症拡大防止のため避難所の巡回等を行う。

なお、被災者等の健康管理に際し、管下の保健師等のみによる対応が困難な場合は、県に保健師等の派遣を要請する。

３　活動内容

（１）健康管理活動に当たっては、医療・保健関係者、民生委員・児童委員、居宅介護支援専門員等の協力のもと、要配慮者、在宅患者等の健康状況を確認し、必要な医療、介護が受けられるよう対処する。

（２）「市健康管理マニュアル」の作成に努め、救命救急を最優先とし、避難所ややむを得ず避難所に滞在することができない車中避難者を含む避難所外避難者等を訪問し、被災者の生活環境、生活状況、健康状態等を把握するとともに、必要な者に対する保健指導、栄養・食生活支援、医療、福祉サービスの調整等を図り、環境整備に努める。

なお、健康状態の把握、支援に当たっては、特に感染症やエコノミークラス症候群、生活不活発病、心血管疾患等の発症予防に留意する。

また、人工透析、酸素、インスリン療法等、必要な処置が継続して受けられるよう、関係機関との情報連携を行う。

（３）活動により把握した情報は、保健救護班及び福祉班が連携して開催する健康管理連絡会等にて集約し、対応策を連携協力して実施する。

（４）避難所等で感染症を防止するため、衛生管理等について相談、指導を行う。また、感染症が発生した場合は、県及び医療機関等と協力して、感染者の移送や消毒等を実施し、感染症の拡大を防止する。

第 14 節　救助・救急活動

消防班

１　基本方針

災害時は、倒壊家屋等の下敷き等により、生命身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者が多数発生するおそれがあり、特に、発災当初の 72 時間は、救命救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、発災直後は被害規模の把握を早期に行うとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するとともに、関係機関及び自主防災組織等と相互に連携協力し、救出及び捜索に全力を尽くす。

２　対象者

災害が直接の原因となり次に掲げる状態にある者で、早急に救出しなければ生命及び身体が危険な状態にある者とする。

（１）火災の際に火中に取り残された者
（２）倒壊家屋の下敷になった者
（３）流出家屋と共に流された者
（４）孤立した地点に取り残された者
（５）車両事故等によって車内等に閉じ込められた者
（６）行方不明者

３　実施体制

被災者の救出は、自主防災組織が中心となる地域の力を結集して行うほか、市、消防機関及び警察が連携協力して救出作業に当たる。なお、被害が甚大な場合は、市長は、速やかに知事に対して県及び他市町の応援を要請するとともに、自衛隊の派遣を要請する。

【自警団一覧】（資料編　第４章　第２節　「４　自警団一覧」参照）

４　危険区域の巡回

災害の発生と同時に危険区域を設定するとともに、消防機関等による区域内の巡視を行い、要救助者を発見した場合は救出を図る。

また、必要があるときは警察官に対し、警らの協力を要請する。

５　記録等

救出作業を実施した場合は、次の書類等を整備し、保存しておく。

（１）救出実施記録日計表
（２）被災者救出用機材器具燃料受払簿
（３）被災者救出状況記録簿
（４）被災者救出用関係支払証拠書類

６　災害救助法による救出

災害救助法が適用された場合は、同法及び運用方針による。その概要は次のとおりとする。

（１）対象
ア　現に生命又は身体が危険な状態にある者
イ　生死不明の状態にある者

（２）期間

災害発生の日から３日以内とする。ただし、内閣総理大臣の承認を得て期間を延長することができる。	

第 15 節　水防活動

復旧班・消防班

１　基本方針

水防法（昭和 24 年法律第 193 号）及び災害対策基本法の趣旨に基づき、洪水による水害を警戒し、被害を軽減するため、水防上必要な警戒活動、広報活動及び応急復旧活動を適切に実施し、浸水等の被害の拡大防止に努める。

市内の河川、用水等に水防上必要な監視、警戒体制を敷き、必要に応じて、水門を操作するとともに、土のう等の資機材の配備を整える。

２　組織、配備

本章第１節「組織」、同第２節「職員動員」及び「水防実施計画」による。

３　豪雨時又は水防警報の発表時の活動体制

（１）危険区域の監視

豪雨等に際して、河川及び用水流域の危険箇所を重点的に巡視し、水門の操作を行い、状況により消防団員等を配置する。

隣接市と密接な連携をとり、その対応について十分協議する。

（２）農業用排水路及び工作物の監視

農業用施設の管理者は、その施設を巡視し、危険箇所の状況により消防機関へ支援を求める。

（３）水防資機材の配備

水防資機材を確認し、作業上容易に利用できる場所に配備する。

（４）水防作業員の確保

あらかじめ定める動員計画に基づき、土木建築業者のオペレーター及び作業員に出動体制の指示をする。

（５）避難誘導

溢水又は破堤により、被害を受けるおそれのある地域の住民に対して、避難先の指示など避難のために必要な措置を実施する。

（６）避難所

市民の避難に対して避難所の設置を指示する。

（７）避難地区の防犯、防火警戒

住民の避難によって無人となる地区の防犯、防火体制を整える。

４　民間事業者等による緊急交通及び公用負担

水防法第 19 条及び第 28 条の規定により、水防のため緊急の必要があるときは、消防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は、次の権限を行使することができる。

（１）一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面の通行

（２）必要な土地の一時使用

（３）土石、竹木、その他資材の使用

（４）車、その他運搬具又は器具の使用

（５）工作物、その他の障害物の処分

第 16 節　災害救助法の適用

総務班

１　基本方針

市長は、市の区域内における災害の程度が災害救助法の適用基準（本市において住家滅失戸数 80 世帯以上の場合等）に達し、又は達する見込みである場合で、直ちに災害救助法による救助を必要とするものと判断したときは、知事に対してその状況を報告し、災害救助法の適用を要請する。

なお、市は災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ県と必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、県が事務委任制度を円滑に活用できるよう、役割分担を明確化するなど、調整を行う。

２　適用基準（災害救助法施行令）

災害救助法の適用基準は、次のいずれかに該当する災害とする。

（１）本市の住家滅失世帯数が 80 世帯以上であるとき。（災害救助法施行令（(昭和 22 年政令第 225 号。以下「令」という。）第１条第１項第１号－令別表第１）

（２）本県の区域内の住家滅失世帯数が 1,500 世帯以上であって、本市の住家滅失世帯数が 40 世帯以上であるとき。（令第１条第１項第２号－令別表第２、第３）

（３）本県の区域内の住家滅失世帯数が 7,000 世帯以上であって、本市の住家滅失世帯数が多数であるとき。（令第 1 条第 1 項第 3 号前段）

（４）災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したとき。（令第１条第１項第３号後段）

（５）多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、以下の内閣府令（平成 25 年 10 月第 68 号）で定める基準に該当するとき。（令第１条第１項第４号）

ア　災害が発生し又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。（内閣府令第２条第１号）

イ　災害にかかった者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。（内閣府令第２条第２号）

(注)住家が滅失した世帯の算定は、次のとおりである。

（ア）住家の全壊（焼）又は流失した世帯は、１世帯を滅失世帯１世帯とする。

（イ）住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は、２世帯をもって滅失世帯１世帯とみなす。

（ウ）住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は、３世帯をもって滅失世帯１世帯とみなす。

適用基準

本市が含まれる人口規模類型（直近の国勢調査による）	A 当該市町の住家滅失世帯数	B 県区域内の住家滅失世帯総数１，500 世帯以上の場合	（参考） 本市の令和 2 年 10 月 1 日国勢調査人口
50,000 人以上 100,000 人未満	80 世帯	40 世帯	57,238 人

３　適用手続

（１）市長は、市の区域内における災害の程度が災害救助法の適用基準に達し、又は達する見込

みであるときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。
（２）知事は、災害救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに法に基づく救助の実施について市長及び関係機関に指示するとともに、内閣総理大臣に報告する。

４　災害救助法に基づく救助の種類

災害救助法による救助の程度、方法、及び期間並びに実費弁償の基準による。

【災害救助法に基づく救助の種類】（資料編　第２章　第４節　「３　災害救助法に基づく救助の種類」参照）

５　災害救助法に基づく救助の実施

（１）県は、災害の状態によりいずれの救助項目を適用するかを速やかに判断して、救助方針をたてて、適切かつ効果的な救助を行う。
（２）別紙「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準について」の番号１、２の一部、３から 14 までに定める救助の他、知事が必要と認めるものについては、知事は救助の内容及び当該救助を行う期間を通知し、市長が行うこととする。
　この場合においては、市長は、当該期間において当該事務を行わなければならない。（令第 17 条第１項）
（３）知事は、前項（２）の通知をしたときは、直ちにその旨を公示しなければならない。（令第 17 条第２項）

【災害発生から応急救助までのフロー】（資料編　第２章　第４節　「４　災害発生から応急救助までのフロー」参照）

６　災害救助法が適用されない場合の救助

災害救助法が適用されない場合の救助については、災害救助法による救助に準じて通常市が実施する。

第 17 節　災害警備及び交通規制

情報班・保健救護班・復旧班・避難所班

１　基本方針

災害時において市は、市民の生命、身体及び財産を保護するとともに交通の混乱を防止し、公共の安全と秩序の維持を図る。

２　警備の要請

市長は、市民の生命、身体及び財産を保護し、社会公共の秩序を維持するため必要と認めた場合に、次の事項を白山警察署に要請する。

（１）市災害対策本部への要員の派遣
（２）災害情報の収集及び伝達
（３）被災者の救出、救護及び避難誘導
（４）災害による遺体の検視及び身元不明遺体の身元調査
（５）被災地の犯罪予防及び取り締まり
（６）災害時の交通規制及び交通指導
（７）危険物の保安措置
（８）災害応急措置に対する協力等
（９）災害に伴う治安広報及び関係機関との連絡
(10) 通信計画に関する協力
(11) その他治安上必要な事項

３　警備対策

警察は、大規模災害に際して、警備体制を早期に確立し、警察の総力を挙げて人命の安全を第一とした迅速かつ的確な災害応急対策を実施することにより、市民の生命、身体及び財産の保護、交通秩序の維持、各種犯罪の予防検挙その他公共の安全と秩序を維持して、被災地における治安の万全を期する。

（１）災害応急対策の実施

ア　把握した被災状況に基づき、消防機関及び防災関係機関と密接に連携し、迅速かつ的確な救出救助活動を実施する。

イ　警察官は、災害対策基本法第 61 条により避難の指示を行い、又は避難の措置を講ずる。

ウ　警察は、被災地域における交通の混乱の防止を図り、災害応急活動が円滑に行われるよう一般車両の通行を禁止する区域及び通行を制限する区域の設定並びに緊急輸送道路の確保など必要な交通規制を実施する。

エ　警察は、被災地の無人化した住宅街及び商店街等における窃盗、救援物資の輸送路及び避難所におけるトラブル等を防止するため、被災地及びその周辺におけるパトロールを強化するとともに、避難所等の定期的な巡回を行う。

また、被災地において発生しがちな悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯等の取り締まりを行い、被災地の社会秩序の維持に努める。

オ　警察は、自主防犯組織等との連携を図り、被災地における各種犯罪及び事故の未然防止並びに被災者等の不安除去等を目的として行われるボランティア活動が円滑に行われるよう必要な支援等を行う。

（２）被災者等への情報伝達活動

ア　被災者への情報伝達活動

警察は、災害対策本部との連携を密にし、災害関連情報、避難の措置に関する情報、交通規制等に関する情報をパトカーを活用するなどして、適切な伝達に努める。

イ　相談活動

警察は、被災者の安否を気遣う肉親等の相談に応じるため、行方不明者相談所、消息確認電話窓口等の設置に努め、親身な相談活動を実施する。

４　交通対策

（１）　交通支障箇所の通報

市は、管内の道路状況を確実に把握するため、警察署、道路管理者等と密接な連絡を図り、情報の収集を行うとともに、災害箇所又は交通に支障を及ぼす箇所を確認したときは、速やかに関係機関に通報する。

（２）　交通規制等

ア　とるべき措置

災害等により道路施設等の危険な状況が予測され、又は発見したとき、若しくは通報等により承知したときは、速やかに次のとおり必要な規制等を行う。

（ア）放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。

（イ）市長は、緊急通行車両の通行ルートを確保するため必要があると認めるときは、県及び他の市町に対し応援を求める。

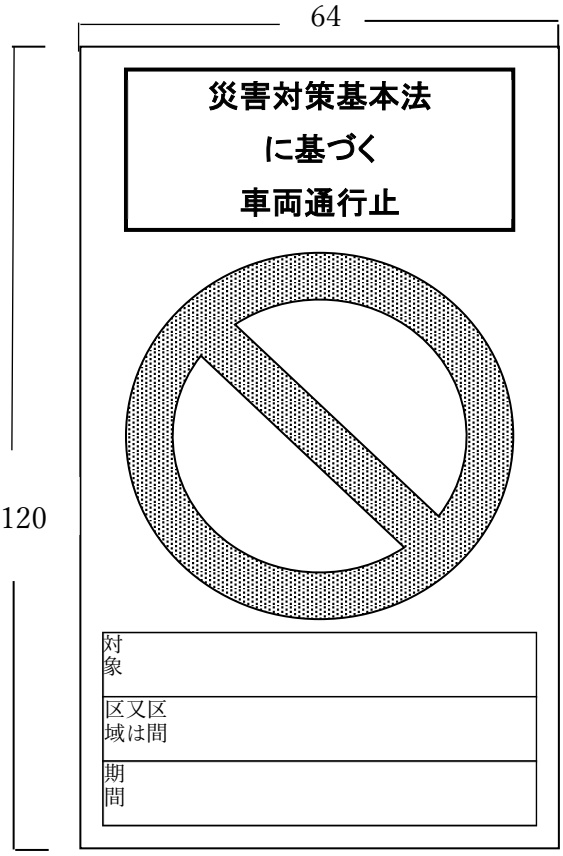
（ウ）災害時において、交通に危険があると認められる場合又は被災道路の応急補修及び応急復旧等の措置を講ずる必要のある場合には、区域又は区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限する。

（エ）道路法（昭和 27 年法律第 165 号）による交通規制を行ったときは、直ちに「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（昭和 35 年総理府、建設省令第３号）の定める様式により標示を行う。

（オ）道路交通の規制の措置を講じた場合、標示板の掲示、報道機関及びインターネット等を通じて、交通関係者、一般通行者等に対する広報を実施するとともに、適当な迂回路を選定して、できる限り交通に支障のないように努める。

イ　標識

災害対策基本法第 76 条に規定する災害時における交通規制標識は次のとおりとする。



備　考

1　色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。

2　縁線及び区分線の太さは、１ｃｍとする。

3　図示の長さの単位は、ｃｍとする。

4　道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の２倍まで拡大、又は図示の寸法の１／２まで縮小することができる。

（３）応急復旧

ア　道路等の応急復旧実施者は、当該道路の管理者とする。

イ　市は、市が管理する道路等が交通に支障を及ぼすことを確認した場合、速やかに復旧するよう努めるとともに、その復旧状況を関係機関に報告又は通報する。

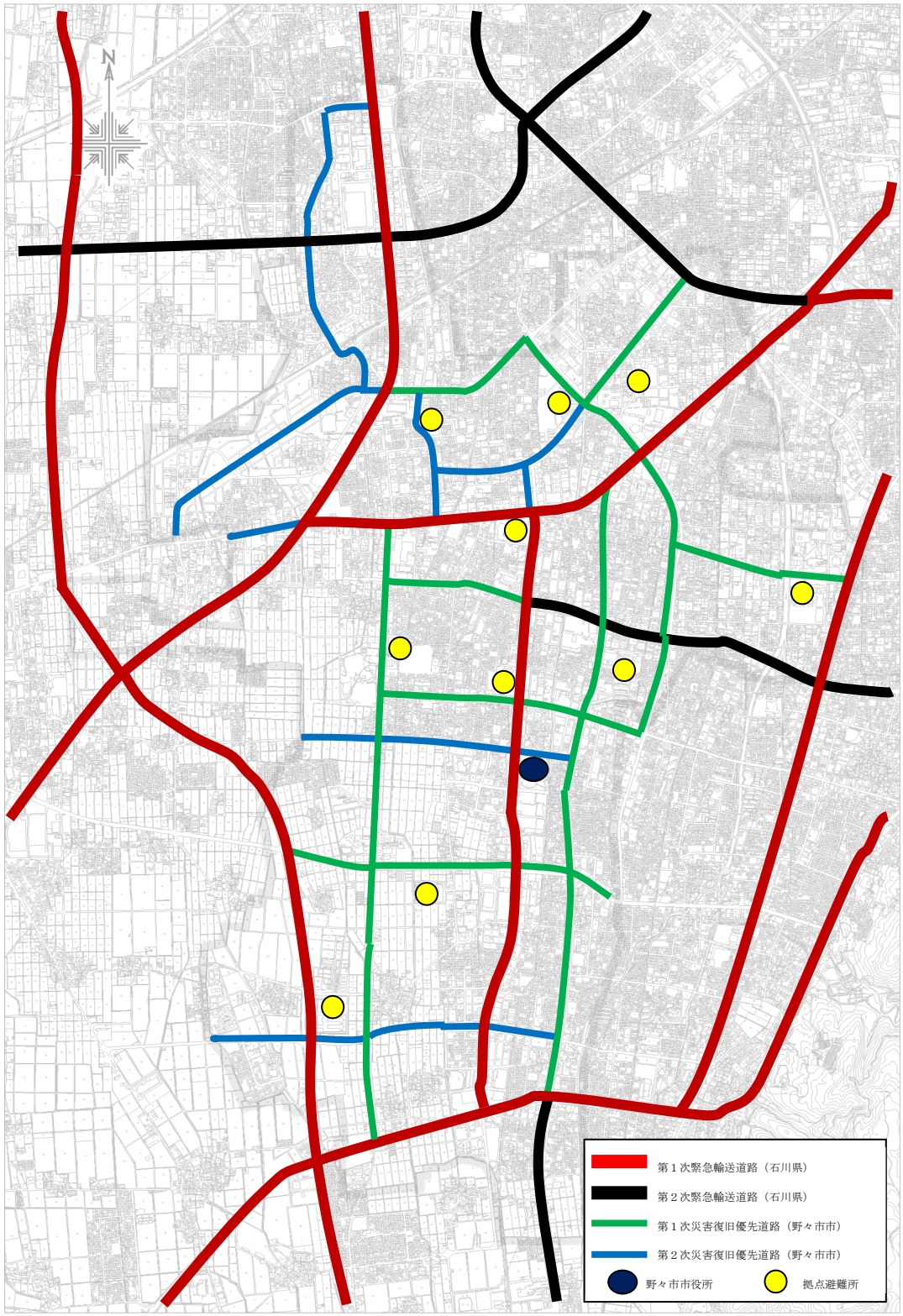
ウ　緊急を要する場合で、自己の能力では復旧が困難であるときは、他の道路管理者の応援協力を求め、なおかつ困難な場合は、知事に対し、自衛隊の派遣要請を行う。

エ　応急復旧を実施するための資機材確保及び要員確保については、緊急時に対応できるようにあらかじめ体制を整備する。

（４）災害復旧優先道路等

応急復旧に当たっては、物資輸送及び各種復旧作業の迅速化を図るため、県の緊急輸送道路及び市の防災拠点を連結した市の災害復旧優先道路を優先する。

なお、本市に関わる緊急輸送道路及び災害復旧優先道路並びに防災拠点は、次のとおりである。



【緊急輸送道路及び災害復旧優先道路】（資料編　第５章　第１節　「１　緊急輸送道路及び災害復旧優先道路」参照）

【防災拠点】（資料編　第５章　第１節　「２　防災拠点」参照）

（５）運転者のとるべき措置 ア　難のために車を使用しない。 イ　急ハンドル、急ブレーキ等を避け、できるだけ安全な方法で道路の左側に停止させ、カーラジオ等で地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動する。 ウ　車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動する。 エ　やむを得ず道路上に車を置いて避難するときは、エンジンを止め、キーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしない。 オ　駐車するときは、避難する人の通行や緊急通行車両等災害応急対策の実施の妨げになるような場所には駐車しない。 カ　危険物等を運搬中の車両は、あらかじめ定められている安全対策を速やかにとる。	

第 18 節　行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬

消防班・人事受援班・財政物資班・調査班・衛生班・相談班・福祉班・支援班・児童福祉班

１　基本方針

大規模な災害による行方不明者の捜索及び遺体の受け入れ等については、警察、消防、関係機関等と連携を図り、円滑に実施する。

２　実施者

市は、行方不明者の捜索及び遺体の受け入れ等を警察及び消防機関等と協力して実施する。
ただし、遺体の検視は、警察が医師の立ち会いを得て行う。
なお、市限りで対応が不可能な場合は、自衛隊、県、他市町等の応援を得て実施する。

３　捜索の実施

捜索は、行方不明者捜索リストに基づき、総務対策部が警察署、自衛隊その他の関係機関及び地元町内会、自主防災組織、市民ボランティア等の協力を得て以下のとおり実施する。

（１）捜索活動は、初動体制においては、総務部長を班長とする情報救助班が警察等と連携して実施し、応急体制以降については、消防班が関係機関と連携を強化し、実施する。
（２）捜索活動中に遺体を発見した場合は、総務対策部及び白山警察署に連絡する。
（３）発見した遺体は、発見位置を確認、記録し、警察と協議の上、所定の場所（警察署、遺体検視場所等）に移送し、所要の警戒員を配置し、監視を行う。

４　遺体の処置

遺体は、警察が医師の立ち会いを得て検視を行い、検視後の遺体については、福祉班が事後措置を引き継ぐ。

５　遺体の受け入れ及び安置

福祉班は医師等と協力し、検視を終えた遺体について、洗浄、縫合、消毒、納棺等の必要な措置を警察と協議した上で実施し、引き渡し及び安置等を行う。

（１）市内の寺院、公共施設など遺体受け入れに適した場所を選定し、遺体安置所を開設する。
（２）福祉班は、物資班と協力し、県及び葬祭事業者等の協力を得て、納棺用品、仮葬祭用品など必要な器材を確保する。
（３）警察、町内会、自主防災組織等の協力を得て、身元の確認に努めるとともに、遺体引受人の発見に努める。
（４）遺体が身に着けていた衣類、所持品など遺品を整理し、適切に保管する。
（５）遺体整理簿を作成するとともに、棺に氏名及び番号を記載した氏名札を添付する。
（６）身元の確認ができた遺体から順に、取り違えなどのないよう確認を実施した上で、遺族に引き渡す。
（７）身元が判明しない遺体、若しくは遺体引受人が判明しない遺体については、市で仮安置した後、市長を身元引受人として、相談班長に対して、遺体の火葬許可証の発行を求める。

６　捜索依頼、安否確認等

所在の確認ができない市民に関する問い合わせや行方不明者の捜索依頼の受付は、相談班が以下のとおり行う。

（１）市役所１階に「行方不明者相談窓口」を開設し、捜索依頼を受付する。
（２）捜索依頼を受けたときは、行方不明者の「住所・氏名・生年月日・年齢・性別・身長・着衣その他の特徴」について、可能な限り詳細に聞き取り、避難所及び安否情報の収集・提供シス

テムに照会し、所在の確認を行う。
（３）避難所等での所在が確認できない場合は、行方不明者捜索リストに記載する。

７　火葬

身元が判明しない遺体等は、以下のとおり、市長の指示に基づき、福祉班が応急処置として、遺体を白山郷斎場へ輸送し、火葬等を実施する。

なお、遺体の輸送については、原則、葬祭事業者等に依頼して行うが、必要に応じて、福祉対策部による「遺体輸送班」を新たに編成して行う。

（１）身元が判明しない遺体及び遺体引受人が判明しない遺体並びに遺族等が火葬を行うことが困難な遺体については、市で応急措置として火葬を行う。
（２）火葬する場合は、火葬台帳により処理する。
（３）遺骨、遺品は包装し、氏名札及び遺品処理票を添付のうえ、混同、紛失等の措置を講じて保管所に一時保管する。
（４）家族その他関係者から遺骨、遺品の引き取り希望のあるときは、警察と協力の上、遺骨及び遺品整理簿により整理し、引き渡す。
（５）遺体が多数のため、白山郷斎場で火葬できないときは、県及び他市町に協力を要請する。

８　記録等

遺体捜索及び火葬を行ったときは、次の書類等を整備し、保存しておく。

（１）行方不明者受付簿
（２）遺体調書
（３）氏名札
（４）遺体送付票
（５）遺体処理票
（６）遺骨及び遺留品処理票
（７）遺体捜索状況記録簿
（８）遺体処理台帳
（９）遺体捜索、遺体処理支払証拠書類
(10) 遺体捜索用機械器具燃料受払簿
(11) 遺体捜索用機械器具修繕費受払簿

第 19 節　ライフライン施設の応急対策

復旧班・給水班・下水道班

１　基本方針

電力施設、通信施設、都市ガス施設、上下水道施設のライフライン施設は、地震により被害を受けた場合、大きな混乱を招くほか、各種の応急対策上大きな障害となるおそれがある。

このため、これらの施設管理者及び関係機関は、発災後直ちに、専門技術をもつ人材を活用して、緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、応急措置を講ずるとともに、早期の復旧に努める。あわせて、道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図る

２　電力施設

被災した電力供給施設については、北陸電力株式会社が応急復旧に当たるものとし、復旧動員体制、復旧順位等の対策については、北陸電力株式会社防災業務計画の定めるところによる。

３　通信施設

被災した電信電話設備は、西日本電信電話株式会社北陸支店が応急復旧にあたるものとし、復旧動員体制、復旧順位等については、西日本電信電話株式会社防災業務計画に定めるところによる。

４　ガス施設

ガス施設に被害が生じた場合は、ガス事業者は、ガス施設の被害状況及び周辺住民の避難状況等を把握し、二次災害の発生を防止するために、速やかに応急措置を行う

５　上下水道施設

上下水道管理者は、災害発生時に際し、当該供給処理施設を防護し、被災地に対する飲料水等の確保及び生活衛生保全のために、当該機関の防災に関する計画に定めるところにより、施設の保全又は災害応急復旧を実施する。

第 20 節　公共土木施設等の応急対策

総務班・福祉班・児童福祉班・保健救護班・復旧班・避難所班

１　基本方針

道路、河川、鉄道、公園等の公共土木施設等及び行政、警察、消防等の公共建築物等は、災害により被害を受けた場合、大きな混乱を招くほか、各種の応急対策上大きな障害となるおそれがある。

このため、これらの施設管理者及び関係機関は、応急措置を講ずるとともに、早期の復旧に努める。

２　道路施設

（１）応急措置

市は、被災した道路の橋梁、アンダーパス、法面、路面等について被害状況を迅速に調査、把握し、緊急時の道路交通の確保を図るため、車両の通行制限又は禁止の措置若しくは迂回路の選定等の対策を講じ、住民の安全の確保に努める。

（２）応急復旧

被災した道路等が、食料、物資、復旧資材の運搬等に重要な緊急輸送道路ネットワーク等の路線で緊急に交通を確保しなければならないものについては、協定等による協力を得て応急工事を施工する。

（３）道路交通に支障となる物件

道路管理者は、緊急に交通を確保しなければならない道路に通行の支障となる物件がある場合は、必要に応じて警察官の立会いを求め、直ちに撤去する。（本章第 24 節「障害物の除去」参照）

３ 河川施設

（１）応急措置

市は、台風情報等の気象情報の伝達を受けた場合、速やかに関係機関に伝達し、避難措置等の広報を行う。

また、市水防管理者は、水防計画等に基づき施設管理者等と協力し、河川堤防等の河川管理施設の巡視を行い、危険個所の点検等を行う。

（２）応急復旧

施設の管理者は、水防上危険であると思われる個所の水防活動を実施する。

４　鉄道施設

災害に際して、鉄道施設を防護し、鉄道輸送を確保し、災害応急対策実施の円滑を図るため、ＩＲいしかわ鉄道及び北陸鉄道株式会社は、防災業務計画等の防災に関する計画及び石川県地域防災計画に定めるところにより、災害の予防及び応急対策を実施する。

（１）応急措置

ア　乗客に気象情報等を伝達し、運行停止などの規制や乗客の的確な避難誘導及び適切な救護活動等乗客等の安全確保を図る。

イ　不通区間が生じた場合は、列車の運行状況を広報するとともに、バス等の代替輸送の確保に努める。

（２）応急復旧

ア　被災状況を調査し、安全を確認した後、運転を再開する。
イ　被災した鉄道施設等については、迅速な応急復旧を実施する。復旧状況については、広報する。

５ 公園、緑地施設

（１）応急措置
災害が発生したときは、施設の点検、応急措置を行い、二次災害の防止に努める。

（２）応急復旧
避難地、避難路となる公園においては、救援避難活動が円滑に実施できるよう速やかに応急復旧を行う。

６ 農地、農業用施設等

（１）応急措置
水路等の農業用施設等が被災した場合は、その施設管理者は、被災状況に応じて必要な措置を講じ、二次災害の防止を図るとともに、必要に応じて住民に広報する。

（２）応急復旧
農業用施設等の被災状況を調査し、速やかに応急復旧を行う。
必要に応じて協定により(社)石川県土地改良建設協会、石川県森林土木協会の協力を得る。

７ 公共建築物等

市は、避難誘導、情報伝達及び救助等の防災業務の中心となる公共建築物等や、災害時の緊急救護所、被災者の避難施設等となる学校、社会福祉施設等の公共建築物等について、応急措置を講ずるとともに、早期の復旧に努める。

第 21 節　給水活動

情報班・給水班

１　基本方針

災害のため飲料水が枯渇し、又は汚染して現に飲料に適する水を得ることができない者に対する飲料水の供給については、上下水道課で作成した「危機管理対策マニュアル」に基づき実施する。

市は応急給水に必要な人員、給水車及び資機材を確保して、速やかに応急給水を実施する。

２　実施機関

市は、上下水道課長を班長とする応急給水班を設置し、被災者に対する応急飲料水等の供給を実施する。

また、必要に応じて被災者に対して飲料水の確保状況等の情報を提供する。

なお、市は、水道給水対策本部における給水ニーズの把握体制の明確化や関係機関の給水車の活動計画を調整する体制の明確化を図る。

３　対象者及び給水量

災害のため水道施設が破壊され、飲料水が汚濁し、又は枯渇したことにより、飲料水等が得られなくなった者に対して、災害発生から３日以内については１日１人３ℓを目安に供給する。

４　給水体制の確立及び機材の整備

市は、災害に際し、応急飲料水の確保及び供給を迅速かつ円滑に実施できるよう人員の確保及び機材の整備を図る。

５　応援の要請

市は、飲料水の供給及び水道施設の応急復旧の実施に当たり、必要に応じて（一社）日本水道協会石川支部、野々市市管工事協同組合、石川県さく井協会、石川県、石川県を通じて自衛隊、災害協定を締結した自治体及び企業等に応援を要請する。

６　給水方法

飲料水の供給は、被災の状況に応じて以下の方法を組み合わせて行う。

（１）拠点給水

ア　給水拠点に１ｔタンク等を設置し、給水車で給水を行う。

イ　井戸を水源として滅菌器を接続し、塩素消毒により浄水の給水を行う。

ウ　水源に汚濁が認められる場合は、ろ水機によるろ過を行った後、塩素消毒を行う。

（２）運搬給水

給水拠点に来ることができない高齢者等に対して、給水車等による運搬給水に加え、給水袋やポリタンクでの配布を併用する。また、給水班による配布が難しい場合は、町内会等に協力をお願いする。

（３）仮設給水

被害範囲が大きく、迅速な本復旧が見込めない場合は、配水管付近の仮設給水栓や仮設管路による個別給水を実施する。

（４）応急給水目標の目安

災害発生からの日数	目標水量	住民の水の運搬距離	主な給水方法
災害発生から３日まで（生命維持に必要な水量）	３ﾘｯﾄﾙ/人･日	おおむね 1km	仮設水槽、給水車
災害発生から 10 日まで（更に炊事、洗濯等に必要な水量）	20 ﾘｯﾄﾙ/人･日	おおむね 250m	配水幹線付近の仮設給水栓
災害発生から 21 日まで（更に最小限の浴用洗濯等に必要な水量）	100 ﾘｯﾄﾙ/人･日	おおむね 100m	配水支線上の仮設給水栓
災害発生から 28 日まで（通常の給水量の供給）	約 250 ﾘｯﾄﾙ/人･日	おおむね　10m	仮配管からの各戸共用栓

７　施設の応急復旧活動

被害施設を早期に復旧するため、次のとおり復旧活動を行う。

（１）市民からの情報、職員による巡回等により、速やかに施設の損壊状況、漏水箇所等を把握する。

（２）配水施設等の被害状況は、施設ごとに把握し、管路等については、水圧状況、漏水、道路陥没等の有無、地上構造物の被害状況等による把握に努める。

特に主要配水管路、緊急性の高い医療施設、福祉関係施設に至る管路等については、優先的に点検する。

（３）給水区域の早期拡大を図るため、配水調整等より断水区域をできるだけ最小限にするとともに、復旧の優先順位を設けるなど施設応急復旧計画を策定し、効率的な復旧作業を進める。

８　記録等

飲料水の供給を行うときは、その責任者を定め、次の書類等を整備し、保存しておく。

（１）救助実施記録日計表

（２）給水用機械器具燃料及び浄水用薬品資材受払簿

（３）飲料水の供給簿

（４）飲料水供給のための支払証拠書類

９　災害救助法による給水

災害救助法が適用された場合は、同法及び運用方針により給水を行う。その概要は、次のとおりとする。

（１）給水量

大人１人当たり１日３ℓとする。

（２）給水期間

災害発生の日から７日以内とする。ただし、特別の事情があるときは、内閣総理大臣の承認を得て延長することができる。

第 22 節　食料の供給

財政物資班・保健救護班・避難所班

１　基本方針

災害による被災者及び災害応急対策従事者等に対して、食料を調達し、炊き出し等で食料の供給を実施する。なお、供給に当たっては、要配慮者への配慮及び食料の質に留意するほか、在宅被災者など、避難所以外に避難している被災者に対する食料の配布にも努める。

また、市は、平時から非常用食料の備蓄に努めるほか、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。

２　実施機関

被災者等に対する食料等の供給は市が実施する。

３　災害時の応急給食

（１）給食取扱い

ア　対　象

（ア）次の被災者に対し、炊出しによる給食を行う必要がある場合

①　避難所に受け入れされた避難者

②　住家が全壊、全焼、床上浸水等のため炊事ができない世帯

③　やむを得ず避難所に滞在することができない車中避難者を含む避難所外避難者に対する食料の配布にも努める。

（イ）被災により販売業者が通常の供給を行うことができないため、その方法以外により給食を行う必要がある場合

（ウ）被災地における救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事する者に対して給食を行う必要がある場合

イ　給食品目

給食品目は原則として米穀とするが、状況により乾パン等を給食する。

（２）食料の調達

ア　災害により炊出しができず、乾パン等の給食が必要な場合は、直ちに県に対して、応急食料の供給を要請し、生パンについても必要に応じ購入し、供給する。

イ　災害の程度、被害人員に応じて、その必要数の米穀を県に対して供給を要請する。

ウ　災害により交通、通信等が途絶することにより、応急給食について県の指示を受けられない場合には、直接北陸農政局又は倉庫の責任者に対し、緊急引渡しを要請する。

エ　避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施，食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。

（３）市は、あらかじめ協定を締結した企業等からの協力を得て、食料を調達する。

４　炊出しの方法

炊出しは、地域における住民相互扶助の精神に基づき、各種団体が協力して、既存の給食施設等を利用して次の要領により行う。

（１）炊出し現場には、責任者を配置し、責任者は、その指揮にあたるとともに、炊出しの状況、場所、数及び場所別給食人員（朝・昼・夕に区別）を災害対策本部へ報告する。

（２）災害の状況を考慮し、食器類が確保されるまでの間は、握り飯、漬物、缶詰等の副食を支給する。

（３）直接炊出しすることが困難な場合で、米飯提供業者等より購入することが適当と認められ

るときは、炊出しの基準等を明示して購入し支給する。

５　応援の要請

炊出し等の給食ができないとき、又は物資の確保ができないときは、次により応援を要請する。

（１）市長は、必要と認めたときは、県及び県を通じて自衛隊に応援を要請する。ただし、緊急を要するときは他市町に応援を要請する。

（２）応援等の要請は、次の事項を明示して行う。

ア　炊出しの実施の場合

（ア）所要食数（人数）

（イ）炊出し予定期間

（ウ）炊出し品送付先

（エ）その他

イ　物資の確保

（ア）所要物資の種別及び数量

（イ）物資の送付先及び期日

（ウ）その他

６　食品衛生

炊出しに当たっては、常に食品の衛生に心がけ、特に次の点について留意する。

（１）炊事施設には、飲料に適する水を十分供給し、供給人員に応じて必要な器具及び容器を確保する。

（２）炊出し場所には、皿洗い設備及び器具類の消毒のための設備を設ける。

（３）供給食品は、蝿その他害虫の駆除に十分留意する。

（４）使用原料は、信用及び実績のある業者から仕入れ、保管に留意する。

（５）炊出施設は、学校等の給食施設又は公民館、寺社等の既存施設を利用するが、これらが得がたい場合は、湿地、排水の悪い場所等から遠い場所を設定して設ける。

７　記録等

応急給食取扱及び炊出し実施には、炊出し現場等ごとに責任者を定め、次の書類等を整備し、保存しておく。

（１）救助実施記録日計表

（２）炊出しその他による給食物品受払簿

（３）炊出し給食状況

（４）炊出しその他による給食のための食料購入代金等支払証拠書類

８　災害救助法による炊出しその他による給食

災害救助法が適用された場合は、同法及び運用方針により、災害発生から７日以内とする。

ただし、内閣総理大臣の承認を受けた場合は、延長することができる。

第 23 節　生活必需品その他物資の供給

財政物資班・情報班・建設班・避難所班

１　基本方針

災害時に被災者に配布する衣料、燃料等の生活必需品、避難所における感染症拡大防止に必要な物資、その他の物資について、物資調達・輸送調整等支援システムを活用して情報共有を図り、必要となる物資の品目ごとの必要数を把握するなど、迅速かつ円滑に調達し、供給する体制を整備する。

なお、被災者が求める物資は、季節や時間の経過等により変化することを踏まえるとともに、男女のニーズの違いや要配慮者等のニーズに配慮する。

２　実施機関

被災者に対する衣料、燃料等の生活必需品その他物資の供給は、市が実施する。

ただし、災害救助法が適用されたときは、同法の規定に基づき、物資の確保及び輸送は知事が行い、各世帯に対する支給は委任を受けた市長が実施する。

３　対象者

災害により住家が全・半壊（焼）又は床上浸水し、生活上必要な被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財等を滅失又はき損し、日常生活を営むことが困難な者

また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

４　生活必需品等の確保

（１）必要量の把握

ア　市は平時から、新物資システム（Ｂ－ＰＬｏ）を用いて備蓄状況の確認を行うほか、被害に対応した必要物資を迅速に供給するよう、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図り、必要な品目ごとに必要量を把握するとともに、調達、確保先との連絡方法、輸送手段、輸送先（場所）について明確にし、確保する。

イ　被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮し、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。

（２）情報の提供

県及び市町は、必要に応じて被災者に対し確保状況等の情報を提供する。

５　支給品目

支給する物資は、次の品目の範囲内で現物をもって支給する。

（１）寝具　　（就寝に必要な毛布、布団等）
（２）外衣　　（普通着、作業衣、婦人服、子供服等）
（３）肌着　　（シャツ、ズボン下、パンツ等）
（４）身回品　（タオル、手拭い、靴下、靴、傘等）
（５）日用品　（石鹸、ティッシュペーパー、歯ブラシ、歯磨粉、女性用衛生用品、紙おむつ等）
（６）炊事用具（鍋、釜、包丁、バケツ、ガス器具等）
（７）食器類　（茶椀、汁椀、皿、箸等）
（８）光熱材料（マッチ、ローソク、プロパンガス等）

６　給与又は貸与の方法

（１）各対象者について、各町内会長等の協力のもと世帯構成員別に被害状況を把握し、救助物資購入・配分計画を作成し、これに基づき給与又は貸与する。

（２）所要物資の調達が市内において困難な場合は、県又は他市町にその調達を依頼するとともに、災害協定を締結した企業から優先的に提供を受ける。

（３）調達した物資又は県等からの救援物資の集積場所は、市スポーツセンターとし、被災の程度に応じて、災害協定締結先や運輸業者の倉庫など民間の施設に協力を求める。

（４）必要に応じ、被災者に対し、生活必需品の確保状況等の情報を提供する。

（５）給与又は貸与する物品の種類により、配布する場所や女性等に配慮する。

（６）やむを得ず避難所に滞在することができない車中避難者を含む避難所外避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が確認できる広域避難者に対しても物資等が提供できるよう努める。

７　生活物資の給与及び貸与の記録については、責任者を定め、次の書類等を整備し保存する。

（１）救助実施記録日計表

（２）物資受払簿

（３）物資の給与状況（送付書等）

（４）物資購入関係支払証拠書類

（５）備蓄物資払出証拠書類

８　物資の輸送拠点（配送）の確保と運営

（１）緊急輸送道路ネットワークとの接続に優れ、運営管理ができる施設の配置等を考慮し輸送拠点を決定する。なお、災害の規模や被災地域の広域性により、規模や設置箇所数を決定する。

（２）あらかじめ新物資システム（Ｂ－ＰＬｏ）に登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、速やかな物資支援のための準備に努める。

（３）県は広域物資輸送拠点を、市は地域内輸送拠点を速やかに開設するとともに、その周知徹底を図る。

（４）避難所と物資輸送拠点の情報連絡手段及び輸送体制を確保する。

（５）県及び市は、広域物資輸送拠点・地域内輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努める。

９　災害救助法による給与

災害救助法が適用された場合は、同法及び運用方針による。その概要は次のとおりとする。

（１）給与又は貸与する品目

ア　被服、寝具及び身回品

イ　日用品

ウ　炊事用具及び食器

エ　光熱材料

（２）給与又は貸与の期間

災害発生の日から 10 日以内とする。ただし、特別の事情があるときは、内閣総理大臣の承認を得て延長することができる。

第 24 節　障害物の除去

復旧班

１　基本方針

災害時に、人命の救助、救出及び消火活動を最優先に実施するために、交通路の確保を図り、被災者が一日も早く日常生活を営むための応急活動を円滑に行うため、損壊した工作物、堆積物など障害となる物を除去する。

２　実施者及び実施基準

市は、災害時において、次に掲げる事項について、必要な処置を行う。

なお、実施に当たって、労力、機械等が不足する場合は、県に要請するとともに他市町からの派遣を求める。

（１）市民の生命、身体及び財産等を保護するために必要な除去
（２）河川の氾濫、護岸決壊の防止、その他水防活動の実施のために必要な除去
（３）応急対策要員や必要物資の輸送路確保のために必要な除去
（２）交通の安全と輸送の確保等の緊急な応急措置の実施のために必要な除去
（３）水防活動のために必要な除去
（４）その他応急活動の実施に当たり必要となる除去

３　除去の方法

（１）各施設管理者は、自らの組織、労力、機械器具を用い、又は土木建築業者等の協力を得て速やかに除去作業を実施する。
（２）除去作業は、緊急な応急措置の実施上止むを得ない場合のほか、周囲の状況等を考慮して、事後に支障の起こらないよう配慮して行う。

４　除去した障害物の集積場所及び処分方法

障害物の集積場所については、除去作業実施者が廃棄すべきものと保管すべきものとを区分し、収集作業のしやすいように配慮のうえ決定する。

市有地以外の他の所有者の土地で作業が必要な時は、可能な限り、管理者又は所有者の同意を得るものとする。

（１）障害物を保管する場合には、次に掲げる事項について留意する。
　ア　人命及び財産に被害を与えない安全な場所又は道路交通の障害とならない場所に適切に保管する。
　イ　工作物等を保管したときは、工作物名簿に記載すること。
（２）保管した障害物等が滅失し、又は破損するおそれがある場合で、保管に不相当な費用又は手数を要するときは、当該工作物を競争入札又は随意契約により売却し、その売却した代金を保管する。

５　湛水、堆積土砂、その他障害物件の排除

（１）湛水排除

市域内における宅地又は農地の広範囲にわたる湛水は、市又は関係土地改良区が排除する。災害の規模が大きく、当該関係者が処理し得ない場合は、県に応援を求める。

（２）堆積土砂

被害地における道路、農地等の堆積土砂の除去は、各施設管理者が行う。

宅地の土砂除去は、各戸が市の指定する場所まで搬出し、集積された土砂は、市が運搬廃棄する。

（３）その他

立木等の障害物の徐去は、（２）に準じて行う。

６　記録等

障害物を除去したときは、次の書類等を整備し、保存しておく。

（１）障害物除去費支出関係証拠書類

（２）障害物除去機械器具修繕費支払簿

第 25 節　輸送手段の確保

財政物資班・復旧班・避難所班

１　基本方針

災害時における被災者の避難、傷病者の受け入れ、災害応急対策要員の移送、災害応急対策用資材及び生活必需物資の輸送等を迅速に実施するため、車両及び人員の確保など輸送体制の確立に努める。

２　輸送の対象

輸送の対象は、概ね次のとおりであるが、物資については、被害状況等を勘案し、県及び関係機関と密接な連絡及び協議を行い決定する。

ア　被災者の避難輸送
イ　傷病者又は妊産婦の受け入れのための輸送
ウ　医療従事者、医薬品など人命救助に要する人員及び物資の輸送
エ　消防、水防活動など災害の拡大防止のための人員及び物資の輸送
オ　救援用資機材及び災害応急対策要員のための輸送
カ　飲料水の供給輸送
キ　食料の供給輸送
ク　遺体の搬送
ケ　生活必需品の供給のための輸送
コ　復旧用資機材及び災害復旧対策要員のための輸送

３　輸送の方法

輸送は、災害の程度、範囲及び現地の交通状況等を勘案して、最も適切な方法により行う。

（１）鉄道による輸送

北陸本線については西日本旅客鉄道株式会社、IR いしかわ鉄道株式会社、石川線については北陸鉄道株式会社に対して協力を要請する。

（２）車両による輸送

市保有車両で対応が困難な場合や特殊車両については、市内の輸送業者等からの借り上げにより、迅速な対応を図る。

ア　民間車両の確保

（ア）一般車両（乗用車、バス、貨物自動車等）

バス会社、タクシー会社及び運送業者

（イ）特殊車両

運送業者及び建設業者

イ　緊急通行車両の確認手続き

市保有車両にあっては、総務課が保管する緊急通行車両事前届出済証を白山警察署へ提出し、緊急通行車両標章及び確認証明書の交付を受ける。

市が輸送業者からの借り上げする民間車両等にあっては、業者に緊急通行輸送車両の確認手続きを指導し、速やかに緊急通行車両標章及び確認証明書の交付を受ける。

（３）人力による輸送

災害により車両等による輸送が不可能な場合は、人力等による輸送を行う。

（４）航空機（ヘリコプター）による輸送

災害時において、道路交通機能が制約されるなかで緊急輸送手段として有効であることから、

緊急輸送道路等に面していることなど陸上輸送との連携を考慮し活用を図る。

ヘリコプター等については、県又は自衛隊に要請するものとし、本市における航空法第 79 条に基づく指定の場外離着陸場は次のとおりである。

なお、捜索又は救助のために認められる緊急離着陸場については、学校のグラウンド、公園など一定の面積を確保できる場所とする。

場外離着陸場

施設名	住所	電話
野々市明倫高等学校	下林３丁目 309 番地	２４６－３１９１
スポーツランドふれあい広場	中林５丁目１番地１	２９４－５８００（スポーツランド）

4　記録等

車両等を借り上げて物資及び人員を輸送したときは、次の書類等を整備し保存しておく。

（１）輸送記録簿

（２）輸送費関係支払証拠書類

（３）輸送用燃料及び消耗品受払簿

（４）修繕費支払簿

第 26 節　こころのケア活動

福祉班・児童福祉班・保健救護班

１　基本方針

災害の発生により、精神的ショックを受けた市民及び避難所において精神的ストレスを受けている市民、児童、高齢者並びに精神疾患を患った者等に対して、精神相談等の精神保健医療対策を講じ、精神的不調の早期治療や不安の軽減を図る。

このため、市及び県は、厚生労働省が定める「災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）の活動要領」や「石川ＤＰＡＴ活動マニュアル」に基づき、被災地の精神保健医療ニーズを把握するとともに、各種関係機関と連携し、迅速かつ的確に精神科医療の提供と精神保健活動を実施する。

２　実施体制

市は、障害者施設等の被災状況や避難所の健康相談及びメンタルヘルス不調者、精神障害者等の現況を把握し、保健所と連携して、ＤＰＡＴ活動の必要性の検討や派遣要請を行う。

３　精神保健活動組織

（１）精神保健班の編成

福祉対策部長は、精神保健活動を実施する必要があると認めたときは、新たに精神保健班を編成し、市保健センター内に精神科救護所を設置するとともに、避難所における心の相談窓口の設置に努める。

（２）精神保健班の活動

ア　被災者に対する精神相談の実施

福祉班と連携した健康管理連絡会等で把握した対象者に対して、精神相談を行い、必要な医療及び福祉サービスについて、情報提供するなど心のケアを通じて、被災者等の精神状態の安定を図る。

イ　被災児童に対する精神相談の実施

災害により精神的に不安になっている児童に対して、必要に応じて児童相談所の心理判定員や保育士と協力し、精神相談や遊び等を通じて児童の精神の安定化を図るとともに、その親に対する指導を行う。

ウ　被災高齢者及び障害者に対する精神相談の実施

高齢者や障害者は、被災後の強度の不安から混乱を来たし、孤立感を深めるなどの影響が大きいことから、町内会など地域の支え合いの体制と連携しながら、精神相談を実施する。

（３）情報集約と適切な人員配置

心のケアが必要と判断される被災者については、健康管理連絡会等で情報を集約し、保健師、精神保健福祉士、関係機関の職員、ボランティア等で情報を共有し、それぞれの職種、能力、経験等を考慮して、適切な支援が実施できるよう人員を配置する。

第 27 節　防疫及び保健衛生活動

衛生班・保健救護班・復旧班・給水班

１　基本方針

災害時においては、水道の断水、停電による冷蔵食品の腐敗等により感染症等が多発するおそれがある。このため、感染症や食中毒の発生予防のために必要な、被災家屋、避難所等の消毒の実施、生活環境衛生及び食品衛生の確保を図るとともに、感染症等のまん延を防止するため、各種の検査、予防措置を的確かつ迅速に行う。

２　実施体制

ア　市長は、感染症等予防の防疫業務を必要と判断した場合、衛生班を編成する。

衛生班は、避難所及び被災家屋の清潔、消毒、ねずみ族、昆虫の駆除、飲料水の消毒を実施する。

イ 市長は、防疫活動の状況を県に報告する。

ウ 市長は、防疫活動の実施に当たって、被害が甚大で自ら対応できないと認められるときは、県に協力を要請し、県の協力を得て防疫・保健衛生活動を実施する。

エ 避難生活が長引く場合、市町は、入浴施設の確保、寝具の乾燥等、被災者の生活環境の衛生対策を実施する。

３　防疫の種別と方法

（１）検病調査

検病調査については、県に協力を要請して実施する。

（２）清潔方法及び消毒方法

清潔方法及び消毒方法について、次のとおり実施する。

ア　清潔方法

道路、公園、用排水路等の公共の場所を中心に実施する。

イ　消毒方法

（ア）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成 10 年厚生省令第 99 号）の定めるところにより実施する。

（イ）実施回数は、原則として床上浸水地域にあっては３回、床下浸水地域にあっては２回とする。

（ウ）床上浸水地域に対しては、被災の直後に各戸に防疫用薬剤を配布して、床、壁の拭浄、トイレの消毒を指導する。

（３）ねずみ族及び昆虫等の駆除

昆虫等の駆除を実施する場合は、家屋内においてはなるべく残留効果のある薬剤等を使用し、戸外及び汚物の堆積地帯においては、殺虫、殺蛆効果のある薬剤等（トイレ等に使用する殺蛆剤）を使用する。

４　家庭用水の衛生

井戸水等家庭用水について、衛生上浄水の必要があるときは、消毒剤を配布するとともに、その衛生処理について指導する。

５　食品の衛生

食品の衛生指導等については、県に協力を要請して実施する。

６　避難所の防疫等

（１）避難所の管理者を通じて、避難者において衛生に関する自主組織を作るよう指導する。

（２）避難所において感染症等が発生した場合は、避難者に対しては、少なくとも１日１回検病検査を実施する。

（３）避難所内に手洗い消毒液を配置するとともに、仮設トイレやマンホールトイレ、炊事場、洗濯物等の消毒を行う。

　衣服は、日光にさらし、特に必要があるときは消毒、蚤等の発生防止のため防疫用殺虫剤等の散布を行う。

　また、10%塩化ベンザルコニウム（逆性石けん）、消毒用アルコール、次亜塩素酸ナトリウム等の消毒薬、消毒用噴霧器等を避難所に配置し、手洗の励行、マスクの着用等について十分指導する。

（４）居住スペースは、プライバシーの確保と飛沫感染を防止するため、世帯ごとに２m以上の間隔を空け、ベッド、間仕切りを配置する。

（５）給食従事者はできるだけ専従とし、健康管理に配慮する。

（６）避難生活が長引く場合、市は、入浴施設の確保、寝具の乾燥等、被災者の生活環境の衛生対策を実施する。

７　防疫用資材の備蓄、調達

　市は防疫用資材の備蓄に努める。

　防疫活動によって防疫用資材が不足するときは、卸売者等から調達するほか、県に対して調達を要請する。

防疫用資材の内容は 10%塩化ベンザルコニウム（逆性石けん）、消毒用アルコール、次亜塩素酸ナトリウム等の消毒薬、消毒用噴霧器等とする。

８　患者等に対する処置

（１）被災地域において、感染症患者が発生したときは、県の指示を受け、隔離等の感染拡大防止の処置をとる。

（２）やむを得ない理由によって隔離施設に受け入れできない場合は、自宅隔離を行い、し尿の衛生的処理等について厳重に指導し、必要があるときは、治療を行う。

９　臨時予防接種

　予防接種による予防措置を講ずべき必要がある場合は、県の指示を受け、臨時予防接種を実施する。

10　ペット動物の保護対策

　避難所に同行避難したペット動物に関し、県、獣医師会、動物愛護ボランティア等と協力して、飼養者に適正飼育及び動物由来感染症等の予防の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努めるとともに、負傷又は放し飼いのペット動物を保護するなど必要な措置を講ずる。

11　記録等

　防疫活動を行った場合は、次の書類等を整備し、保存しておく。

（１）災害状況報告書

（２）防疫活動状況報告書

（３）防疫経費所要見込額調及び関係書類

（４）清潔方法及び消毒方法に関する書類

（５）ねずみ族及び昆虫駆除等に関する書類

（６）家事用水の供給に関する書類

（７）患者台帳

（８）防疫作業日誌	

第 28 節　ボランティア活動の支援

福祉班

１　基本方針

大規模な災害が発生したときは、災害応急対策の実施に多くの人員を必要とするため、市は、県、防災関係機関及び地元や外部から被災地入りしている非営利団体（ＮＰＯ）、非政府組織（ＮＧＯ）等のボランティア団体等と連携を図りながら、災害中間支援組織（ボランティア団体の活動支援や活動調整を行う団体）を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなど、ボランティアに関する被災地のニーズや支援活動の全体像の把握、共有、ボランティアの募集及び受け入れに努めるとともに、ボランティア活動拠点の確保に努めるなど、ボランティア活動が円滑に実施できるよう支援に努める。

２　災害ボランティアセンター（ボランティア現地本部）の設置

県においてボランティア本部が設置されたとき、市は、社会福祉協議会と協力し、ボランティア活動に対する支援及び調整窓口として災害ボランティアセンター（災害対策ボランティア現地本部）を設置する。

また、市及び県、社会福祉協議会は連携し、バスの活用や受付窓口の一元化により現地の受け入れが円滑に行われるように努める。

３　災害ボランティアセンター（ボランティア現地本部）の機能

（１）状況把握、状況報告

現地災害対策本部及び関係機関、関係団体との連携により、被災地の状況、救援活動の状況及び被災者のニーズの有無などの情報を絶えず把握し、ボランティアに対して的確に情報を提供するとともに、ボランティア本部にその状況を報告する。

（２）ボランティアの受入

ボランティア申し出者を受け付けし、活動地域、活動内容、活動日数、資格、ボランティア活動保険加入の有無等を確認するとともに、活動者リストを作成し、ボランティア本部に報告する。

（３）ボランティア派遣依頼の受付及び相談

被災者等からのボランティアの派遣の依頼の受付窓口として、受け付けや相談に応ずる。

（４）ボランティアのコーディネート

被災者ニーズに対応したボランティア活動を展開するためのコーディネートを的確に行う。

その際、市、県及び日本赤十字社等の派遣した災害ボランティアコーディネーターを活用する。

（５）ボランティア団体との連絡調整

ボランティア団体、行政等との情報交換や連絡調整の場を設け、より的確な救援活動を確保する。

（６）ボランティアの健康管理・安全対策

ボランティアの健康管理に関して、関係機関、関係団体等との連携を図るとともに、活動の安全確保のための指導や必要な規制を行う。

（７）継続的なボランティア活動の支援 被災者支援活動を継続的に行うため、災害ボランティアの被災地までの輸送に努める。 **４　ボランティアの活動拠点及び資機材の提供** 市は、公民館、学校等公共施設の一部をボランティアの活動拠点として、積極的に提供する。 また、ボランティア活動に必要な事務用品や各種資機材については、可能な限り貸し出しし、ボランティアが効率的に活動できる環境づくり努める。	

第 29 節　し尿、生活ごみ、がれき及び産業廃棄物の処理

衛生班

１　基本方針

被災地における廃棄物による環境汚染を防止するため、災害廃棄物処理計画を活用し、し尿、生活ごみ（粗大ごみも含む。）、がれき等一般廃棄物及び産業廃棄物の収集並びに処分を迅速かつ効率的に実施し、被災地の環境衛生の確保を図る。

２　実施体制

（１）被災地における生活ごみやがれき、し尿の収集処理については、市が委託する者又は廃棄物処理業の許可を有する者が実施し、事業所及び工場等から排出されるごみについては、事業主が市長の指示により実施する。

（２）被害が甚大で自ら処理が不可能な場合は、県に連絡して県及び近隣市町の応援を求めて実施する。また、ＮＰＯ・ボランティア等に協力を要請するなど、処理体制を構築する。

（３）市は、「石川県災害廃棄物処理指針（市町災害廃棄物処理計画及び業務マニュアル）」等を参考にあらかじめ災害の規模等による廃棄物の発生量を想定し、その処理対策を定めておく。

また、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理のために、県や近隣市町、廃棄物関係団体等と災害時の相互協力体制をあらかじめ整備するとともに、平時からの連携強化に努める。発災後は、早い段階から、国や県、関係市町、関係団体などと連携し、課題や対策を共有するための工程管理会議を実施する。

３　被災地の状況把握

市は、発災直後から次の事項について情報収集を行い、県に連絡する。

○ 一般廃棄物処理施設（ごみ処理施設、し尿処理施設、最終処分場）、中継基地等の被害状況
○ 避難所個所数及び避難者数、仮設トイレの必要数及びし尿の収集、処理方法
○ 生活ごみの発生見込み量及び処理方法
○ 全半壊建物数及び解体を要する建物数、がれきの発生見込み量及び処理方法

４ 廃棄物の収集、運搬及び処分の方法

（１）一般廃棄物

市長は、現有の人員、機械、運搬車両及び処理施設を活用し、し尿、生活ごみ及びがれきの収集運搬処分を実施する。

（２）産業廃棄物

事業主は、現有の人員、機械及び処理施設により、自ら産業廃棄物を処理するか、又は現有の運搬車により搬出し、産業廃棄物処理業者又は市町の焼却施設若しくは埋立場で処分する。

５ 地震災害時における廃棄物の処理目標

（１）一般廃棄物

市長は、震災により生じたし尿、生活ごみ及びがれきの収集運搬及び処分する量については、おおむね次の数値を目安に「石川県災害廃棄物処理指針」を参考として処理を実施する。

ア　し尿の収集処理

し尿発生量 1.25 ﾘｯﾄﾙ／人日

イ　家庭ごみ、粗大ごみの収集処理量

家庭ごみ発生量 867ｇ／人日

災害時の粗大ごみ発生量 1.03 トン／棟

①避難所からのごみの発生量

＋②住民の在宅している世帯からのごみの発生量

＋③通常時の粗大ごみの発生量
＋④災害時の粗大ごみの発生量
＝要総処理量

ウ　がれきの収集処理量
解体建築物がれき発生量 0.348～1.107 トン／㎡

（２）産業廃棄物
事業主は、震災時における産業廃棄物を処理するため、機械及び処理施設等の処理体制をあらかじめ整備する。特に、有害廃棄物については、保管容器を強固にするとともに、収集運搬処分経路を明確にしておく。

６　野外仮設トイレの設置

（１）仮設トイレ、消毒剤及び脱臭剤等の調達
市は、仮設トイレやその管理に必要な消毒剤及び脱臭剤等を、あらかじめ備蓄に努めるとともに、調達を行う体制を整備しておく。

（２）避難所等での野外仮設トイレの設置
市は、し尿処理施設の被害状況と稼働見込みを把握して、必要に応じて仮設トイレを避難所等に設置する。
設置に当たっては、立地条件を考慮し、漏洩等により地下水を汚染しないような場所に設け、また、閉鎖に当たっては、消毒等を実施して衛生を確保する。

（３）仮設トイレの仮置場の確保
仮設トイレの設置及び撤去に際しては、組立、解体のためのオープンスペースを確保する。

７　廃棄物の応急的処理

市は、おおむね次の方法によって応急的な廃棄物の処理をする。収集計画、分別、排出方法等について市民及びＮＰＯ・ボランティア等へ周知徹底を図る。

（１）分別排出の徹底
災害廃棄物を早期に処理するためには、廃棄物の再生利用を前提に、排出段階での分別が重要である。発生場所から運搬車両に積み込む際には、木くず、プラスチック、家電製品、有害物質（廃石綿、ＰＣＢが含まれるトランス等）、その他の廃棄物などに分別する。
生ごみ等腐敗しやすい廃棄物は、被災地における防疫上、特に早急に収集されることが望ましいので、最優先で収集・搬送の体制を確立し、焼却処理する。

（２）生活ごみ及びがれきの仮置場並びに最終処分ルートの確保
生活ごみ及びがれきが多量に発生した場合は、市街地において交通渋滞の発生も予想されるため、迅速ながれき処理ができるよう、あらかじめ設定したがれき置場にこれらを一時的に保管する。また、大量のがれきの最終処分までの処理ルートを確保する。なお、家屋の解体等により発生するアスベストに対しては、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（環境省）」に基づき措置を講ずる。
倒壊家屋、焼失家屋の焼け残り等については、市民に対し、一時集積場への直接搬送及び処分場への直接搬入の協力を要請する。

（３）清掃員及び器材の確保
生活ごみ、し尿などの廃棄物の計画的収集、運搬を行うための人員、器材の確保を図る。

（４）清掃義務者の協力

土砂その他の障害物の堆積によりごみ収集車の通行が困難な地域については、各家庭においてビニール袋等に衛生的に一時蓄えるほか、収集車の通行可能な場所まで搬出するよう依頼する。

収集作業が計画より遅延するときは、ドラム缶、樽等を配置し、一時保管するよう促す。

（５）廃棄物の処分

収集、搬出した生活ごみ及びがれきの処理は、分別搬入や仮置場における選別をすすめるとともに、がれきについては、破砕・分別を行い、リサイクルに努めるほか、焼却、埋立てなどの方法で行う。

収集したごみは、原則として白山野々市広域事務組合の処理施設において処理するが、処理能力を超える場合は、県又は他市町及び関係機関の協力を得て処理する。

し尿の処理は、し尿処理施設で処理するほか、し尿収集車による収集が困難な場所には、適当な汚物容器等を配置し、一時保管するよう促す。

し尿の収集及び処理については、被災地域、避難所、被災者受入施設を優先して行う。収集したし尿は、全量をし尿処理場で衛生的に処理する。ただし、処理能力を超える場合は、近隣市町へ協力を要請する。

なお、廃棄物の処理にあたっては、公衆衛生の確保や生活環境の保全に支障のない方法で行う。

（６）ごみ袋、携帯トイレの確保

ごみ、し尿の収集運搬が不可能な地域に対しては、適当なごみ袋、携帯トイレを配布する。

（７）汚染地域の消毒

浸水その他により廃棄物が流出した汚染地域及び応急的汚物堆積場所として使用した場所については、石灰又はクレゾール石鹸液等により消毒を行う。

８ 廃棄物処理施設の復旧

市等は、廃棄物処理施設が被災した場合は、衛生に十分注意するとともに、廃棄物の流出等を防止して安全確保を図るなど必要な措置を講じ、早期の復旧に努める。

また、廃棄物処理施設の補修等に必要な資機材をあらかじめ備蓄しておく。

第 30 節　住宅の応急対策

建設班

１　基本方針

災害により住居を失った被災者で、自らの資力では住居の確保ができない者に対して、応急仮設住宅の建設及び被災住宅の応急修理を行い、居住の安定を図る。

また、公営住宅や民間賃貸住宅を借り上げるなど利用可能な施設を応急仮設住宅とし、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、提供期間の終期を待つことなく恒久住宅への円滑な移行に向けた取組を計画的に実施する。

２　実施体制

（１）被災宅地危険度判定の実施

市は、被災宅地危険度判定士の協力を得て、宅地に被災が認められる宅地の使用の適否を判断し、二次災害の防止に努める。

（２）応急仮設住宅の建設（民間賃貸住宅の借上げによる設置を含む）及び運営管理

応急仮設住宅の建設は、市長が行い、住宅の応急修理は、原則被災者が自力（自費）で行う。ただし、自らの資力で対応できない者については、資金融資制度の周知など必要措置を講ずる。なお、災害救助法が適用されたときは、同法の規定に基づき、原則として知事が行う。

ア　受け入れの対象者

住居が全壊、全焼又は流失し、住居を失った者で、自らの資力では住居を確保することができない者とする。

イ　設置戸数及び規模と供与期間

（ア）設置戸数は、住宅が全壊、全焼又は流失した世帯数のうち必要数とする。

（イ）規模は１戸当たり 29.7 ㎡（９坪相当）を基準とし、出来る限り世帯人数に即したものとする。

（ウ）供与期間は、完成の日から建築基準法第 85 条第４項による期限内（２年以内）を基本とする（ただし特定行政庁の許可により一定の延長は可能）。

ウ　着工の時期

災害発生の日から 20 日以内とする。

エ　建設予定地

応急仮設住宅は、概ね面積 2,000 ㎡以上の公園等で、10 戸以上設置可能な市有地に建設する。

オ　設置及び運営管理

設置及び運営管理に関しては、安心、安全を確保し、地域コミュニティ形成や心のケアを含めた健康面に配慮するとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見の反映や、必要に応じて仮設住宅におけるペット動物の受け入れに配慮するほか、要配慮者に十分配慮し、優先的入居、高齢者、障害者向け仮設住宅の設置等にも努める。

なお、市は、応急仮設住宅の提供に必要な資機材の調達等が適正かつ円滑に行われるよう、関係業界団体等との連絡調整を行い、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分注意する。

（３）被災者に対する住宅相談所の開設

市及び県は、関係団体の協力を得て住宅相談所を開設し、被災者に対し仮設住宅への入居条件、助成等の支援策に関する情報の提供や、被災住宅の応急復旧方法等再建に向けた相談・助言を行う。

３　住宅の応急修理

市は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。そのため、住宅の修繕を行う事業者のリストの作成や、事業者用宿泊拠点確保についてあらかじめ検討することとし、迅速な対応が可能な体制を整備する。

（１）応急修理の対象者

ア　住宅が半壊又は半焼し、当面の日常生活を営むことができない者

イ　自らの資力では応急修理ができない者

（２）修理の費用と範囲

ア　費用及び運用は、災害救助法の定めるところによる。

イ　期間は、原則として災害発生の日から１ヶ月以内とする。

４　記録等

応急仮設住宅を建設し、又は住宅の応急修理を実施したときは、次の書類等を整備し、保存しておく。

（１）応急仮設住宅を建設した場合

ア　救助実施記録日計表

イ　応急仮設住宅台帳

ウ　応急仮設住宅使用賃借契約書

エ　応急仮設住宅建築のための材料購入契約書、工事契約書その他設計書、仕様書等

オ　応急仮設住宅建築のための工事代金等支払い証拠書類

（２）住宅の応急修理をした場合

ア　住宅応急修理記録簿

イ　住宅の応急修理のための契約書、仕様書等

ウ　住宅の応急修理関係支払い証拠書類

第 31 節　文教対策

避難所班

１　基本方針

災害により、児童生徒、教職員及び学校施設が災害を受けるなど、通常の学校教育を実施することが困難となった場合は、教科書及び学用品の給与、教育施設の確保等の措置を講じ、応急教育を実施する。

２　応急教育に関する事項

（１）学校施設の確保

授業実施のための校舎施設の確保は、災害の規模又は被害の程度によって概ね次の方法による。

ア　被災学校が１校の一部のみの場合

被災箇所が普通教室の場合は、転用可能な教室を転用し、不足のするときは特別教室、体育館等の施設を転用する。

イ　被災学校が１校の場合

（ア）公民館等公共施設を利用する他、隣接校の余裕教室（特別教室を含む）を借用する。

（イ）隣接校の余裕教室等を借用してもなお不足するときは、臨時校舎を建設する。

ウ　被災校が２校以上の場合

特定の地区が全体的に被害を受け、２校以上被災した場合は、被災を免れた公共的施設を利用し、不足分については、臨時校舎を建設するほか、比較的近い学校の余裕教室等を借用し使用する。

以上の施設の決定に当たっては、関係機関が協議し、その決定事項を教職員及び市民に周知徹底する。

（２）被災児童生徒の教科書、学用品等の調達及び支給

ア　調達方法

（ア）教科書については、被災学校の学校別、学年別、使用教科書ごとにその数量を速やかに調査し、県に報告するとともに、その指示に基づいて教科書供給書店等に連絡し、その供給を求め、また、市内の他の学校並びに他市町に対し、使用済古本の供与を依頼する。さらに不足する場合は、県に調達及び供与を依頼する。

（イ）学用品については、県から送付を受けたものを配布する他、県の指示に基づき基準内で調達する。

イ　支給対象者

住家が全焼、全壊、流失、半壊、半焼、床上浸水等の被害を受けた世帯の児童生徒で、教科書・学用品を滅失又はき損した者に対して支給する。

ウ　支給品目

（ア）教科書

（イ）文房具（ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵の具、画筆、画用紙、下敷、定規等）

（ウ）通学用品（運動靴、傘、鞄、長靴等）

以上の３種類の範囲内に限られるが、文房具、通学用品については、例示した品目以外のものでも被災状況、程度等、状況に応じ適宜調達し支給する。

（３）被災による不足教職員の確保

ア　被災教職員が僅少のときは、学校内において調整する。

イ　被災教職員が多数で１校において調整できないときは、授業の実施状況に応じて、市が市

内の学校において確保する。

ウ　市内において確保できないときは、県に教職員派遣の要請をする。

３　児童生徒への対応

災害が発生した時間帯によって異なる対応が求められることから、その状況に応じた対応を実施する。

（１）在校時の安全確保

迅速な避難の実施、児童生徒の保護者への引き渡し、帰宅困難者の宿泊等の措置を実施する。

（２）登下校時の安全確保

情報収集及び伝達体制、避難誘導、保護者との連携、通学路の設定等について周知徹底する。

（３）児童生徒の安否確認

在宅時に被災した場合及び欠席者に対する安否を確認する。

（４）被災した児童生徒の健康保健管理

身体の健康管理や心のケアが必要な児童生徒には、カウンセリング等を実施するとともに必要に応じて医療機関とも連携して適切な支援を行う。

４　育英補助に関する事項

被災による家屋の全焼、流失等のため、就学に著しく困難を生じた児童生徒に対して育英資金を支給するよう関係機関に要請する。

５　学校給食に関する事項

給食材料が市内において調達することが不可能な場合は、県及び他市町にあっせんを依頼する。

６　保健、厚生に関する事項

（１）被災教職員及び児童生徒の保健管理

災害の状況により被災学校の教職員及び児童生徒に対し、必要に応じ感染症予防接種及び健康診断を実施する。

（２）被災学校の清掃消毒

学校が浸水等の被害を受けた場合は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）に基づき、県の指示又は協力により校舎等の清掃及び消毒を行う。

７　避難所協力

学校は、学校施設が避難所となった場合は、災害対策本部と十分に連携を取り、円滑な避難所開設と運営に協力する。

８　文化財対策

文化財が貴重な国民的財産であることを勘案して、災害発生直後から指定文化財について被害状況を調査把握し、必要な応急措置を行う。

（１）応急措置

ア　文化財に被害が発生した場合は、その所有者又は管理者は、応急の防災活動の実施及び搬出等により文化財の保護を図る。

イ　文化財に被害が発生した場合は、その所有者又は管理者は、被害状況を速やかに調査し、その結果を市教育委員会を経由して県教育委員会に報告する。

ウ　関係機関は、被災文化財の被害拡大を防ぐため、民間団体の協力を得て、文化財の搬出、修復・保全、一時保管等の応急措置を講ずる。

エ　文化財に被害が発生した場合であっても、人命に関わる被害が発生した時には、被災者の救助を優先する。

（２）被災文化財については、文化財的価値を最大限に維持するよう所有者、管理者が措置する。

（３）埋蔵文化財対策

緊急を要する復旧事業等が行われる場合で、埋蔵文化財の所在が確認された時には、必要に応じて発掘調査の実施を検討する。

復旧復興の本格化に伴う発掘調査については、近隣公共団体への派遣要請等により十分な人員を確保する。

９　記録等

文教対策を実施したときは、次の書類等を整備し、保存しておく。

（１）学用品等購入（配分）計画表
（２）学用品等交付簿
（３）学用品等受払簿
（４）学用品等購入関係支払証拠書類
（５）学校施設等借用記録簿
（６）教職員等調整記録簿

第 32 節　除雪活動

復旧班

冬季の積雪時における道路交通の確保と建築物等の雪害による被害を軽減するため、除雪機械を配備し、監視・警戒体制を敷くものである。

また、豪雪時には、市民生活の安定のため輸送路の確保に努めるものである。

１　組織、配備

本章第１節「組織」、同第２節「職員動員」及び「道路除雪実施計画」による。

２　除雪体制

除雪体制	除雪体制の基準	作業内容
平常体制	気象情報により一昼夜の降雪量が 10ｃｍを超えるおそれがあるとき。	・気象情報の収集 ・高速除雪車による除雪 ・注意体制への移行準備
注意体制	次の注意報が本市に発表されたとき。 ・大雪注意報 ・着雪注意報 ・風雪注意報 ・融雪注意報 ・着氷注意報 ・低温注意報	・積雪・除雪状況のパトロール実施 ・高速除雪車による除雪の強化 ・準警戒体制への移行準備
準警戒体制	大雪警報が発表され、降雪の状況から本部長（市長）が準警戒体制に移行を決定したとき。	・国、県、近隣市との情報連絡の強化 ・低速除雪車・高速除雪車による除雪 ・警戒体制の移行準備
警戒体制	降雪が警戒積雪深に達するおそれがあり、降雪状況その他を勘案し、除雪作業を強化する必要があると判断し、本部長（市長）が警戒体制に移行を決定したとき。 （雪害対策本部の設置）	・低速除雪車・高速除雪車による除雪の強化 ・借上除雪車の増強配備 ・人家連担区域等の排雪作業の準備・開始 ・臨時雪捨場の確保 ・緊急体制の移行準備
緊急体制	大雪特別警報が発表され、降雪が警戒積雪深を超え、主要道路における降雪状況その他を勘案し、緊急事態に陥るおそれがあると判断し、本部長（市長）が緊急体制への移行を決定したとき。	・必要に応じ国、県への応援要請の検討・実施 ・低速除雪車・高速除雪車による除雪の強化 ・借上除雪車の増強配備 ・人家連担区域等の排雪作業の強化 ・臨時雪捨場への排雪作業の開始

（注）警戒積雪深は（野々市市内）60ｃｍ

（注）雪害対策本部が設置された場合、県より情報連絡員が派遣される。

３　雪捨場の確保

（１）雪捨場を設置する。

（２）市民へ場所を周知するとともに、河川や用水へ雪を捨てないよう啓蒙する。

4　緊急輸送路等の交通の確保 食料品、燃料など生活物資の緊急輸送道路及び災害復旧優先道路の交通の確保を図る。	

野々市市地域防災計画（修正案）

第Ⅰ編　一般災害対策編　　第４章　復旧・復興計画

野々市市地域防災計画	
第４章　災害復旧・復興計画 被災地の復旧・復興については、市民の意向を尊重し、市は、主体的に取り組むとともに、国や県の支援を受け、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指す。 また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。	

第１節　公共施設の災害復旧

人事受援班・福祉班・復旧班・給水班
下水道班・避難所班

１　基本方針

地震災害により被災した公共施設の災害復旧は、応急措置を講じた後に災害復旧事業の実施責任者が、各施設の原形復旧に併せて災害の再度発生防止のため施設の新設、改良を行うなどの事業計画を速やかに樹立し、民心の安定及び経済的、社会的活動の早急な回復を図るため迅速に実施する。

２　実施責任者

市長はじめ指定行政機関の長など災害復旧の実施について責任を有する者が実施する。

なお、県管理の道路と交通上密接である市道が被災した場合、県は、市から要請があり、かつ必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、市に代わって工事を行うことができる権限代行制度により支援を行う。

３　災害復旧事業計画

この計画は、災害発生後被災した各施設の原形復旧とともに、再度被害の発生を防止するため必要な施設の新設又は改良を行うなど、将来の災害に備えるための計画である。

公共施設の災害復旧事業計画は、概ね次の計画とする。

（１）公共土木施設災害復旧事業計画
　ア　河川公共土木施設災害復旧事業計画
　イ　道路公共土木施設災害復旧事業計画
　ウ　下水道公共土木施設災害復旧事業計画
　エ　公園公共土木施設災害復旧事業計画
　オ　水道公共土木施設災害復旧事業計画
（２）農林水産業施設災害復旧事業計画
（３）都市災害復旧事業計画
（４）社会福祉施設災害復旧事業計画
（５）公立学校施設災害復旧事業計画
（６）公営住宅災害復旧事業計画
（７）その他の災害復旧事業計画

４　復旧事業の方針

（１）復旧事業実施体制

地震災害により被害を受けた施設の復旧事業を早期に実施するため、市、県及び指定地方行政機関等は、実施に必要な職員の配備、職員の応援、派遣等活動体制について、必要な措置をとる。

（２）災害復旧事業計画の作成

被災施設の復旧事業計画を速やかに作成し、市は、国の災害査定が速やかに行えるよう努める。

（３）災害緊急調査の実施

広域にわたる大災害、又は人身事故発生等の特別な災害の場合には、国の緊急調査が実施されるよう、必要な措置を講じて復旧工事が迅速に行われるよう努める。

（４）災害復旧事業期間の短縮

復旧事業計画の樹立に当たっては、災害地の状況、被害の発生原因等を考慮し、災害の再度発生防止に留意し、また、速やかに効果のあがるように、関係機関は、十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

（５）復旧事業の促進

復旧事業の決定したものについては、速やかに実施できるよう措置し、復旧事業の実施効率をあげるように努める。

（６）小災害の措置について

公共土木施設災害復旧事業等の対象とならない小災害については、将来再び出水等の際に災害の発生のおそれがあると認められるものは、市単独事業として災害復旧を速やかに実施する。

また、これらの実施に必要な資金需要額については、財源を確保するために起債その他の措置を講ずるなど、災害復旧事業の早期実施に努める。

５　職員の確保

被災施設等の測量、設計書の作成その他の事務を処理するための人員に不足を生じたときは、それぞれ関係機関に応援を求めて職員の確保を図る。

市災害復旧事業において職員の不足を生ずるときは、被災を免れた他の市町から関係職員の派遣を求めてこれに対処する。この場合において、市町相互間において協議が整わないときは、県があっせん又は調整を行う。

市町相互間の職員派遣の円滑を期するため、災害対策基本法第３３条（派遣職員に関する資料の提出等）に準じて、市は職員に関する資料を県に提出するとともに、当該資料を市町相互に交換する。

第２節　災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

衛生班・商工班・児童福祉班・健康救護班
復旧班・建設班・避難所班

１　基本方針

災害復旧事業には、法律又は予算の範囲内において、国が全部若しくは一部を負担し、又は補助して行う災害復旧事業及び「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和 37 年法律第 150 号。以下「激甚法」という。）に基づき援助される事業がある。災害復旧事業費は、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実地調査に基づき決定されるので、関係機関は、迅速な資料の提出等必要な措置を講ずる。

２　助成制度

法律又は予算の範囲内において、国が全部若しくは一部を負担又は補助する事業は、次のとおりである。

（１）公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）に基づく事業
（２）公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和 28 年法律第 247 号）に基づく事業
（３）公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）に基づく事業
（４）土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）に基づく事業
（５）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）に基づく事業
（６）廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づく事業
（７）予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）に基づく事業
（８）都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき、予算の範囲内で事業費の１/２を国庫補助する事業
（９）農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）に基づく事業

３　激甚災害に係る財政援助措置

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号。以下「激甚法」という。）に基づき激甚災害の指定を受けた場合の財政援助措置の対象は、次のとおりである。

（１）公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（激甚法第３、４条）
（２）農林水産業に関する特別の助成
　ア　農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（激甚法第５条）
　イ　農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例（激甚法第６条）
　ウ　開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助（激甚法第７条）
　エ　天災による被害農林水産業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例（激甚法第８条）
　オ　森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助（激甚法第９条）
　カ　土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助（激甚法第 10 条）
（３）中小企業に関する特別の助成
　ア　中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）による災害関係保証の特例（激甚法第 12 条）
　イ　小規模企業者等設備導入資金助成法（昭和 31 年法律第 115 号）による貸付金等の償還期間等の特例（激甚法第 13 条）
　ウ　事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助（激甚法第 14 条）
（４）その他の特別の財政援助及び助成

ア　公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助（激甚法第 16 条） イ　私立学校施設災害復旧事業に対する補助（激甚法第 17 条） ウ　市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例（激甚法第 19 条） エ　母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）による国の貸付けの特例（激甚法第 20 条） オ　水防資材費の補助の特例（激甚法第 21 条） カ　罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例（激甚法第 22 条） キ　小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（激甚法第 24 条） ク　雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）による求職者給付の支給に関する特例（激甚法第 25 条）	

第３節　災害復旧資金

財政物資班

１　基本方針

災害復旧に必要な資金需要額を把握し、その負担すべき財源を確保するために、起債その他所要の措置を講ずる等、災害復旧事業の早期実施を図る。

２　市の措置

（１）災害復旧経費の資金需要額の把握

（２）歳入欠損債、災害対策債及び災害復旧事業費について調査し、事業執行に万全を期す。

（３）一時借入金及び起債の前借等により災害関係経費を確保する。

第４節　被災者への支援

調査班・商工班・情報班・福祉班
自動福祉班・復旧班

１　基本方針

市は、被災者の生活の確保、社会経済活動の早期回復に努め、市民が通常の生活を一日も早く取り戻すことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行う。また、被災者が容易に支援制度等を知ることができる相談窓口を設置するなど、災害ケースマネージメント（被災者一人ひとりの状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対する支援を継続的に実施する取組）の実施等により、迅速な復興援助の措置を講ずる。

また、災害復旧事業の融資制度等の広報に努めるとともに、相談窓口を設置するなど迅速な復興援助の措置を講ずる。

加えて、各種支援制度の窓口を一元化するとともに、申請窓口での混雑が予想される場合は、各地区の申請受付日を設定するなど、被災者の負担軽減に努める。

２　農林漁業制度金融の確保

市は、災害により損失を受けた農林漁業者（以下「被害農林漁業者」という。）又は農林漁業者の組織する団体（以下「被害組合」という。）に対して、農林漁業の経営等に必要な資金、災害復旧資金の融通及び既往貸付期限の延期措置等について指導あっせんを行う。

また、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和 30 年法律第 136 号。以下「天災融資法」という。）に基づく利子補給及び損失補償を行い、農林漁業の生産力の維持、増進と経営の安定を図る。このため市は、次の措置を講ずる。

(1) 農業協同組合及び信用農業協同組合連合会が、被害農林漁業者又は被害組合に対して行う経営資金のつなぎ融資の指導あっせんを行う。

(2) 被害農林漁業者又は被害組合に対して天災融資法による経営資金の融通措置の促進、利子補給及び損失補償を実施する。

(3) 被害農林漁業者に対して㈱日本政策金融公庫法（平成 19 年法律第 57 号）に基づく災害復旧資金の融通及び既往貸付期限の延期措置の指導あっせんを行う。

３　中小企業融資の確保

県は、被災した中小企業者の施設の復旧に要する資金及び事業資金の融資が円滑に行われて、早期に経営の安定が得られるようにするため、必要な措置を講ずることとし､市はこれらに協力する。

市は、支援制度の周知徹底を図るとともに、必要に応じて融資相談窓口を開設する。

４　住宅金融支援機構資金の斡旋

市は、被災地の滅失家屋の状況を調査し、住宅金融支援機構法（平成 17 年法律第 82 号）に規定する災害復興住宅資金の融資適用災害に該当するときは、被災者に対して、当該資金の融資が円滑に行われるよう借入手続きの指導、融資希望者家屋の被災状況調査及び被害率の認定を早期に実施して、災害復興資金の借入の促進を図る。この場合、資金の融資を早くするために、市は、被災者が機構に対して負うべき債務を保証するよう努める。

５　生活福祉資金の貸付

地震災害により被害を受けた低所得者の速やかな自力更生を支援するため、県社会福祉協議会は、生活福祉資金貸付制度により、民生委員、市の社会福祉協議会の協力を得て、生活福祉資金の貸付を行う。

６　母子福祉資金、父子福祉資金、寡婦福祉資金の貸付

地震災害により被害を受けた母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の速やかな自力更生を支援するため、母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金の貸付を行う。

７　災害援護資金の貸付

市は、市内で災害救助法による救助又は災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和 48 年政令第 374 号）で定める災害により被害を受けた世帯に対して、災害援護資金の貸付を行う。

８　災害弔慰金の支給

市は、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令で定める災害により死亡した市民の遺族に対して、災害弔慰金を支給する。

９　災害障害見舞金の支給

市は、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令で定める災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったときに精神又は身体に災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）に定める程度の障害がある者に対して、災害障害見舞金を支給する。

10　被災者生活再建支援金の支給

市は、県が行う被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図る。

11　市税等の徴収猶予及び減免の措置

市は、被災者の納付すべき市税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長の措置を講ずるとともに、市税の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

12　制度の周知

市は、被災者の早期生活再建を図るため、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

第５節　被災者の生活確保のための緊急措置

調査班・相談班・衛生班・商工班・福祉班
保健救護班・建設班

１　基本方針

大地震の発生は、多数の死傷者、家屋の倒壊等の住家のそう失及び環境破壊等をもたらし、住民を極度の混乱におとしいれることとなる。

このため、市、県及び防災関係機関等は、相互に協力して被災者の生活の確保、社会経済活動の早期回復に努める。

２　被災者台帳の作成

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

３　生活相談

（１）市は、庁舎内に生活相談窓口を設け、被災者の生活、資金、健康、身上等の相談に応ずる。

（２）市は、早期に被災者の生活再建を図るため、被災者生活再建支援制度等の各種支援制度の周知に努める。

（３）住宅再建に対する相談については、県及び関係団体と連携協力し、総合的な相談窓口を設置し、速やかに周知する。

（４）市は、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、避難先の市町村との協力のうえ、必要な情報や支援・サービスを提供する。

（５）市及び県は、総務省石川行政評価事務所が特別行政相談活動を実施する場合において、連絡・調整を図り、協力する。

４　こころのケア活動の継続

こころのケアが継続的に必要な住民に対して、自立して健康な生活を送ることができるよう、市、県及びＤＰＡＴ等の関係機関が連携し、必要な支援を切れ目なく実施する。

５　罹災証明書の交付

市は、被災者の各種支援措置を早期に実施するため、地震発生後早期に罹災証明書の交付体制を確立し、被災者に罹災証明を交付する。

なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

ただし、 市だけで対応できない場合は、県及び他市町村に応援を求め、実施する。

６　被災者に対する職業のあっせん

(1) 被災により他に転職を希望する者に対しては、公共職業安定所は、本人の希望、適性等を考慮して適当な求人を開拓して積極的に就職のあっせんを行う。

(2) 被災者の就職を開拓するため、産業技術専門校等の職業能力開発施設において職業訓練を実施するよう努める。

7　国税等の徴収猶予及び減免の措置

市、国及び県は、被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長の措置を講ずるとともに、国税、地方税（延滞金等を含む。）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

8　公営住宅等の整備

市及び県は、災害により住居を滅失又は焼失した低所得者の被災者に対する住宅確保支援策として、必要に応じて公営住宅等の整備、公営住宅等の特定入居等を行う。

この場合において、滅失又は焼失した住宅が公営住宅法に定める基準に該当するときには、市及び県は、災害住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅整備計画を作成し、災害査定を受け早期の整備を図る。

9　国有財産の無償借受等

国有財産を災害復旧や、避難住民受入のための仮設住宅の建設等の用に供する場合など、応急対策の用に供する場合、市及び県は国に対し無償借受等の申請を行う。

10　災害廃棄物の処理等

（1）市は、白山野々市広域事務組合と連携し、事前に策定した災害廃棄物処理計画に基づき、必要に応じて災害廃棄物の処理方法を確立するとともに、仮置き場、最終処分場を確保し、計画的な収集、運搬及び処理方法を図ることにより、災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を行う。加えて、災害廃棄物の処理を進める場合には、社会福祉協議会、ボランティア、ＮＰＯ等と連携し、効率的に搬出を行う。

また、一般廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用する。

（2）市は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の市町への協力要請を行う。

第６節 災害義援金及び義援物資の配分

財政物資班・福祉班・避難所班

１　基本方針

被災者あて寄託された義援金及び義援物資については、義援金及び義援物資の受け入れ・配分マニュアルに基づき、被害状況に応じた配分計画をたて、確実、迅速に配分を行う。

２　義援物資の募集及び受付

（１）義援物資の募集

義援物資は、緊急に必要としている物品、数量等を迅速に把握し、受け入れを希望する義援物資を具体的に示した上で、新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関に協力を依頼して募集する。

募集に当たっては、物資の仕分け作業の軽減による迅速な配分を行うため、同一物資をまとめて梱包するよう依頼する。

また、募集の期間については、災害の規模、被害状況等により市長が決定する。

（２）義援物資の受付

ア　義援物資の受付は、財政物資班が行う。

イ　義援物資を受け付けたときは、寄託者名、物品名、数量等を受付簿に記入し、寄託者又は搬送者に受領書を交付する。その際、生活対策部長及び総務対策部長に連絡する。

３　義援物資の配分及び保管場所

（１）義援物資

県等からの救援物資の配分及び本市に寄託された救援物資の配分については、関係する本部員が被害の程度、対象者数等を勘案し、被災者に対し公平を期するよう、市災害対策本部副本部長、総務対策部長、生活対策部長、福祉対策部長及び関係対策部長の協議を経て市長が決定する。

（２）保管場所

義援物資の保管場所は、原則として市スポーツセンターとし、災害の状況によっては、交通及び連絡に便利な公共施設とする。搬入及び搬出の際は、管理簿に日時、寄託者、物品名、数量等を管理簿に記入する。

なお、公共施設が被災した場合や義援物資の数量が多く保管できない場合は、災害協定締結先に保管場所の提供や荷受け、仕分け作業の協力を要請する。

４　義援金の受付・配分及び保管場所

被災者に対して、本市に寄託された義援金を迅速かつ公平に配分する。

（１）義援金の受付

義援金の受付及び配分は、財政物資班が担当し、義援金を受け付けたときは、寄託者に領収書を交付するとともに、義援金受入簿に記録する。

（２）義援金の配分

本市に寄託された義援金については、市災害対策本部員、日本赤十字社石川県支部野々市地区など義援金収集団体等の代表者で構成する義援金配分委員会を設置し、平等性及び透明性に留意し、被害の程度、対象者数等を勘案し、迅速に配分する。

なお、義援金配分委員会の構成員及び役職については、事前に定めておくよう努める。

（３）義援金の保管 　義援金は、金融機関で野々市市災害義援金口座を新規に開設し、被災者に配分するまで適切に保管する。 （４）関係機関との連携 　義援金については、県及び日本赤十字社石川県支部等と情報交換するなどの情報共有を図り、受入及び配分について相互に協力し、緊密な連携体制を整える。	

第７節　災害復興計画

情報班・福祉班・復旧班

社会経済活動全般に被害を生じた地域の再建を図るため、県及び国と積極的に協議し、被災地域の住民の速やかな自立活動が行われるよう、次のとおり復興計画を定める。

なお、その際、男女共同参画の視点など多様な視点を反映させるため、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性や高齢者、障害者などの参画を促進する。

１ 基本方針

被災地の復興にあたっては、地域コミュニティの維持、回復又は再構築に十分に配慮したうえで、被災者の生活再建を支援し、再度の災害の防止と施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な環境づくりに努める。

２ 基本方向の決定

市は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者、市民等の意向を勘案して、迅速な原状復旧を目指すか、又は災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決を図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、必要な場合には復興計画を策定する。

また、その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進する。併せて、障害者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。

なお、特定大規模災害による被害を受けた場合、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害より、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図ることができる。

３ 計画的復興の進め方

（１）大規模な地震及び津波災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合における被災地域の再建は、大規模事業となることから、関係機関と十分協議し、計画的に復興を進める。

（２）市は、復興計画の迅速かつ的確な策定と遂行を図るため、国、県等と連携し、広域的に調整するなどの必要な体制を整備する。

（３）市は、過去の災害の教訓を踏まえた災害防止策の実施により、快適な都市環境を目指し、市民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。

その際、計画作成段階で、女性、高齢者、障害者等の意見が反映されるよう環境整備に努め、都市のあるべき姿を明確にし、市民の理解を求めるよう努める。

（４）市は、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地特別措置法等を活用するとともに、市民の早急な生活再建の観点から、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。

野々市市地域防災計画（修正案）

第Ⅰ編　一般災害対策編　　第５章 複合災害対策

野々市市地域防災計画	
第５章 複合災害対策 **第１節　基本方針** 本章は、同時又は連続して２以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象（以下、「複合災害」という。）における、予防対策、応急対策、復旧対策について示すものである。 地震に伴い発生する可能性のある津波及び原子力災害について、市民の安全を守るために必要な情報を迅速かつ的確に収集し伝達するとともに、応急対策を速やかに確立する。	

第２節　津波災害について

情報班

１　情報提供

市は、大津波警報が石川県（加賀・能登）に発表された場合は、メール配信等により市民に情報を迅速かつ的確に伝達するよう努めるとともに、市民に対して、テレビ、ラジオなど複数の媒体から正確な情報を入手し、落ち着いて行動するよう呼び掛ける。

２　避難方法

本市においては、海岸線から一番近い御経塚地内で距離約４ｋｍ、海抜約９ｍであることから、津波による浸水想定区域外とされているが、想定を超える事態に備え、大津波警報が発表された場合には、テレビ、ラジオ等の情報を注視し、必要に応じて、海岸から遠ざかる平面的な避難、コンクリート造の堅牢な建物の上層階に避難する立体的避難を状況に応じて選択し、自主的に避難する。

また、避難に当たっては、交通渋滞等が予想されるため、車での避難は控える。

３　避難に関する情報

市は、把握した状況及び公共情報等における情報に基づき、津波による災害の発生が危惧される状況と認められるときは、広報車、メール配信等あらゆる手段を用いて、市民に対して避難指示など必要な情報提供を速やかに行う。

第３節　原子力災害について

情報班・保護救護班・復旧班

志賀原子力発電所など原子力関連施設において、事故等が発生し、又は発生するおそれがある場合で、市長が必要と認めたときは、災害対策本部を設置し、情報収集及び伝達体制を確立し、応急対策を速やかに実施する。

１　事態の把握

本市においては、志賀原子力発電所から約60ｋｍ、敦賀原子力発電所から約100ｋｍの距離に位置し、深刻な被害が発生する可能性は低いとされているが、国、県及び報道機関等からの情報により、原子力災害を認知した場合は、情報収集体制を速やかに確立し、あらゆる手段を用いて必要な情報を出来る限り入手し、事態の把握に努める。

また、放射線量等の情報が入手できない場合は、消防本部に配備している測定器等を用いて、本市における現状把握に努める。

２　応急対策の実施

把握した情報に基づき、市民等に応急対策が必要と判断された場合は、国、県、関係機関等と連携し、必要な対策を速やかに実施する。

３　情報提供

市は、把握した情報を迅速かつ的確に市民に提供する。

（１）被害状況及び予測

市は、放出された放射性物質の種類及び量などを可能な限り市民に対して提供するよう努めるとともに、緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム（ＳＰＥＥＤＩ）等により、放射性物質の拡散予測等を把握し、住民避難の際に参考となる情報の提供に努める。

（２）被ばくの防止

原子力災害の発生状況が明らかでない状況においては、市民に対して外部被ばくを防止する屋内退避を呼び掛けるとともに、次の事項について周知する。

ア　ドアや窓の遮蔽（窓枠やドアの隙間をガムテープやビニールシートなどで塞ぐ）、外気導入型エアコンや換気扇の使用を控えるなど、外気との遮断に努める。

イ　屋内に避難した場合には、放射性物質の吸引等を防ぐため、手洗い、うがいを励行するほか、外で着用していた衣服をビニール袋で密封するなどして、隔離する。

ウ　飲食物及び放射性物資毎に定められた基準値を超えた飲食物については、摂取を控える。

エ　屋外での飲食を控える。

４　避難

市は、原子力災害が深刻な事態となり、国、県等の指示により避難が必要と認めた場合には、あらゆる広報手段を用いて、広く市民に情報を伝達するとともに、バス、列車等あらゆる交通手段を用いて、迅速に避難できる体制の確立を図る。

５　安定ヨウ素剤の服用

甲状腺がんを防ぐための安定ヨウ素剤について、国又は県から予防服用の指示がある場合に備えて、調達方法、市民への配布方法等を事前に検討し、必要が生じた場合には、迅速に対応する。

６　避難者の受入れ 本県で原子力災害が発生した場合、能登地方の避難者が多数見込まれることから、本市においては避難者の受け入れを積極的に行うこととし、避難元市町の職員と連携して、避難所の運営に協力するとともに、市民に対しボランティア等の協力を要請し、本市が一体となって受け入れた避難者の救援にあたる	

第４節　複合災害を想定した訓練の実施

総務班

市は、国、県、関係市町、防災関係機関等と連携して、防災体制の確立と防災業務関係者の防災技術の向上を図り、併せて住民等の防災意識の高揚を図るため、複合災害を想定した訓練の実施に努める。

なお、訓練を実施するにあたっては、様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。

さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

野々市市地域防災計画

第２編　地震災害対策

（修正案）

目　次

第１章　総 則

第 1 節　目的 ····· 1-1-1
第 2 節　市及び防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱····· 1-2-1
第 3 節　市民等の基本的責務····· 1-3-1
第 4 節　地域の特質と既往の地震災害····· 1-4-1
第 5 節　地震被害の想定····· 1-5-1
第 6 節　【資料】地震被害想定調査等の結果概要····· 1-6-1

第２章　地震災害予防計画

第 1 節　防災知識の普及····· 2-1-1
第 2 節　市民及び事業者等のとるべき措置····· 2-2-1
第 3 節　自主防災組織の育成····· 2-3-1
第 4 節　防災ボランティアの活動環境の整備····· 2-4-1
第 5 節　防災訓練の充実····· 2-5-1
第 6 節　防災体制の整備····· 2-6-1
第 7 節　通信施設等の災害予防····· 2-7-1
第 8 節　火 災 予 防 ····· 2-8-1
第 9 節　水害予防 ····· 2-9-1
第 10 節　避難体制の整備····· 2-10-1
第 11 節　要配慮者対策····· 2-11-1
第 12 節　緊急輸送体制の整備····· 2-12-1
第 13 節　医療体制の整備····· 2-13-1
第 14 節　健康管理活動体制の整備····· 2-14-1
第 15 節　こころのケア活動体制の整備····· 2-15-1
第 16 節　食料及び生活必需品等の確保····· 2-16-1
第 17 節　積雪・寒冷対策····· 2-17-1
第 18 節　建築物等災害予防····· 2-18-1
第 19 節　公共施設災害予防····· 2-19-1
第 20 節　地盤災害予防····· 2-20-1
第 21 節　危険物に対する災害予防····· 2-21-1

第３章　地震災害応急対策計画

第 1 節　初動体制の確立 …… 3-1-1
第 2 節　地震情報の発表・伝達 …… 3-2-1
第 3 節　災害情報の収集・伝達 …… 3-3-1
第 4 節　通信手段の確保 …… 3-4-1
第 5 節　災害広報 …… 3-5-1
第 6 節　消防活動 …… 3-6-1
第 7 節　救援隊等の派遣要請と受入体制 …… 3-7-1
第 8 節　避難誘導等 …… 3-8-1
第 9 節　要配慮者の安全確保 …… 3-9-1
第 10 節　災害医療及び救急医療 …… 3-10-1
第 11 節　健康管理活動 …… 3-11-1
第 12 節　救助・救急活動 …… 3-12-1
第 13 節　水防活動 …… 3-13-1
第 14 節　災害救助法の適用 …… 3-14-1
第 15 節　災害警備及び交通規制 …… 3-15-1
第 16 節　行方不明者の捜索、遺体の収容・埋葬 …… 3-16-1
第 17 節　ライフライン施設の応急対策 …… 3-17-1
第 18 節　公共土木施設等の応急対策 …… 3-18-1
第 19 節　給水活動 …… 3-19-1
第 20 節　食料の供給 …… 3-20-1
第 21 節　生活必需品その他物資の供給 …… 3-21-1
第 22 節　障害物の除去 …… 3-22-1
第 23 節　輸送手段の確保 …… 3-23-1
第 24 節　こころのケア活動 …… 3-24-1
第 25 節　防疫及び保健衛生活動 …… 3-25-1
第 26 節　ボランティア活動の支援 …… 3-26-1
第 27 節　し尿、生活ごみ、がれき及び産業廃棄物の処理 …… 3-27-1
第 28 節　住宅の応急対策 …… 3-28-1
第 29 節　文教対策 …… 3-29-1

第４章　災害復旧・復興計画

第 1 節　公共施設の災害復旧‥‥‥

野々市市地域防災計画（修正案）

第Ⅱ編　地震災害対策編　　第１章　総則

野々市市地域防災計画	
第１章　総則 **第１節　目的** 野々市市地域防災計画は、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、野々市市防災会議が作成する計画であり、野々市市及び関係機関等が協力して、様々な対策を組み合わせた総合的な防災対策を講じ、地震、洪水等の災害から市民の生命、身体及び財産を保護するために必要な事項について定め、防災対策に万全を期し、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめることを目的とする。 また、災害対策の実施に当たっては、市及び関係機関等は、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に緊密な連携を図る。 併せて、市を中心に、市民一人ひとりが自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために消防団、自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、市、県、防災関係機関、事業者及び市民等が一体となって最善の対策をとらなければならない。 なお、市は、施策を実施するため、災害応急対策のための災害救助関係費用の支弁に要する財源はもとより、災害対策全般に要する経費の財源にあてるため、財政調整基金等の積立、運用等に努める。 １　市、本市の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務及び業務の大綱 ２　災害発生の未然防止又は被害の軽減を図るため、防災施設の整備及び市民への防災知識の普及等に関する災害予防計画 ３　災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するための災害応急対策に関する計画 ４　災害発生後、被災した諸施設を復旧するなど、将来の災害に備える災害復旧・復興計画その他必要な計画	

第２節　市及び防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

市の区域を管轄する各防災関係機関及び区域内の防災上重要な施設の管理者は、それぞれの所掌事務又は業務を通じ、全機能を有効に発揮し、相互協力して市の地域に係る防災に寄与すべきものとし、それぞれが防災に関し処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
野々市市	（１）野々市市防災会議に関する事務に関すること。 （２）防災に関する施設の整備に関すること。 （３）防災思想の普及、教育及び訓練に関すること。 （４）自主防災組織の育成及び指導に関すること。 （５）災害に関する情報の収集及び伝達に関すること。 （６）警報の伝達及び避難指示に関すること。 （７）災害の防御及び拡大防止の対策に関すること。 （８）県及び自衛隊の応援要請に関すること。 （９）被災者の救助及び医療に関すること。 (10) 災害応急対策及び災害復旧資材の確保に関すること。 (11) 災害時における文教対策に関すること。 (12) 市の管理に属する被災施設の応急対策及び復旧対策に関すること。 (13) 被災施設の復旧対策に関すること。 (14) 被災産業に対する融資等の対策に関すること。 (15) 管内関係機関が実施する災害応急対策等の調整に関すること。 (16) 災害対策に関する他の自治体との相互応援協力に関すること。 (17) 災害に関する広報に関すること。 (18) 災害による被害状況の調査及び報告に関すること。 (19) 災害時の清掃、防疫その他保健衛生に関すること。 (20) 警戒区域の設定、交通対策及び輸送に関すること。 (21) 避難所の開設及び運営に関すること。
白山野々市広域事務組合 野々市消防署	（１）消防力の整備に関すること。 （２）災害の予防、警戒及び鎮圧に関すること。 （３）救出救助及び救護措置に関すること。 （４）防災に関する訓練の実施及び教育に関すること。
白山警察署 野々市交番 野々市北交番 野々市南交番	（１）災害時における犯罪予防など社会秩序の維持に関すること。 （２）災害時における交通の確保及び規制に関すること。 （３）情報の収集及び連絡に関すること。 （４）救出救助及び避難誘導に関すること。 （５）遺体の検視及び身元確認に関すること。
石川県	（１）災害に関する行政機関、公共機関及び市町相互間の連絡調整に関すること。 （２）市町が処理する事務、事業の指導及び総合調整に関すこと。 （３）災害救助法適用時の諸対策に関すること。
石川土木総合事務所	（１）管内県道の除雪など維持管理及び災害予防並びに災害復旧に関すること。 （２）管内公共土木施設の防災対策に関すること。 （３）管内県道、橋りょう等の被害調査及び応急対策に関すると。 （４）管内県道、橋りょう等の災害復旧に関すること。
石川中央保健福祉センター	（１）災害時の医療、防疫及び衛生管理に関すること。 （２）災害時の健康管理活動に関すること。 （３）食品衛生に関すること。
（社福）野々市市社会福祉協議会	（１）ボランティアの受け入れ等に関すること。 （２）災害ボランティアセンターの開設及び運営に関すること。

指定地方行政機関	北陸財務局	（１）地方公共団体に対する災害融資に関すること。 （２）災害時における金融機関に対する緊急措置の指示に関すること。 （３）主務省の要請による災害復旧事業費査定の立会に関すること。 （４）提供、使用可能な国有財産（未利用地等、庁舎及び宿舎）の情報提供に関すること。（平常時における定期又は随時の情報提供を含む） （５）国有財産（未利用地等、庁舎及び宿舎）の津波避難ビル等避難場所の指定に係る相談対応及び各種調整に関すること。（災害時の避難に必要な物資の備蓄等に関する対応を含む） （６）災害等発生時における国有財産（未利用地等、庁舎及び宿舎）の無償貸付等に関すること。（各省庁所管財産を含めた広範対応を含む）	
	北陸農政局 農林水産省政策統括官（災害用米穀）	（１）災害時おける応急食料の緊急引渡しに関すること。 （２）災害時における病害虫の防除及び種苗の需給計画、生鮮食品等の需給計画の作成の指導に関すること。	
	北陸地方整備局 金沢河川国道事務所 加賀国道維持出張所	（１）一般国道指定区間の除雪など維持管理及び災害予防並びに災害復旧に関すること。 （２）管内公共土木施設の防災対策に関すること。 （３）管内国道、橋りょう等の被害調査及び応急対策に関すること。 （４）管内国道、橋りょう等の災害復旧に関すること。	
	大阪航空局 小松空港事務所	（１）飛行場、航空保安施設の整備及び防災管理に関すること。 （２）災害時における航空についての措置に関すること	
	東京管区気象台 金沢地方気象台	（１）気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。 （２）気象業務に必要な観測、予報通信施設整備に関すること。 （３）気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること。 （４）市が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。 （５）防災気象情報の理解促進及び防災知識の普及啓発に関すること。	
	北陸総合通信局	（１）災害時における非常通信の確保に関すること。	
	石川労働局	（１）災害時における産業安全に関すること。	
自衛隊		（１）災害時おける人命及び財産保護のための予防活動並びに救援活動に関すること。 （２）災害時における応急復旧活動に関すること。	
指定公共機関	日本郵便（株） 新金沢郵便局 金沢南郵便局	（１）災害時における郵便業務の確保に関すること。 （２）災害時における郵便貯金、簡易保険等の非常取扱いに関すること。	

指定公共機関	北陸電力（株）（石川支店） 北陸電力送配電（株）（石川支社）	（１）災害時の電力需給確保及び災害復旧に関すること。 （２）電力施設の整備及び防災対策に関すること。	
	ＮＴＴ西日本（株）北陸支店	（１）通信施設の整備及び災害復旧に関すること。 （２）災害時における緊急通話の確保及び気象特別警報、警報、注意報等の伝達に関すること。	
	ＫＤＤＩ（株）北陸総支社		
	（株）ＮＴＴドコモ北陸支社		
	エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ（株）北陸営業支店		
	ソフトバンク（株）地域総務部（北陸）		
	楽天モバイル（株）金沢支社		
	西日本旅客鉄道（株）金沢支社	（１）鉄道施設の安全対策に関すること。 （２）災害時における鉄道等による人員及び物資の輸送確保に関すること。 （３）旅客の避難及び救護に関すること。	
	日本鉄道貨物（株）金沢支店	（１）災害時における鉄道貨物による緊急物資の輸送確保に関すること。	
	日本銀行金沢支店	（１）災害時における金融機関に対する金融緊急措置の指導に関すること。	
	日本赤十字社 石川県支部	（１）災害時等における救護班による医療救護、助産活動、遺体の取り扱い等に関すること。 （２）義援金の募集及び配分に関すること。 （３）日赤奉仕団の編成及び派遣のあっせん並びに防災ボランティア活動の連絡調整に関すること。 （４）輸血用血液の確保及び供給に関すること。 （５）救護所の開設に関すること。	
	日本放送協会 金沢放送局	（１）気象等予警報の放送に関すること。 （２）災害時における広報活動に関すること。	
	中日本高速道路(株) 金沢支社	（１）高速道路の維持管理及び防災対策の実施に関すること。 （２）災害時の高速自動車道の輸送路の確保に関すること。 （３）高速自動車道の早期災害復旧に関すること。	
	日本通運（株）金沢支店	（１）災害時における陸路の緊急輸送の確保に関すること。	
	福山通運（株）金沢支店		

	指定公共機関	佐川急便（株）北陸支店	（１）災害時における陸路の緊急輸送の確保に関すること。		
		ヤマト運輸（株）金沢主管支店			
		イオン（株）	（１）災害時における物資の調達及び供給確保に関すること。		
		ユニー（株）			
		（株）セブンーイレブン・ジャパン			
		（株）ローソン			
		（株）ファミリーマート			
		（株）セブン&アイ・ホールディングス			
	指定地方公共機関	北陸鉄道（株）	（１）災害時における鉄道及び陸路の緊急輸送に関すること。		
		ＩＲいしかわ鉄道（株）			
		(株)北國新聞社	（１）災害時における広報活動に関すること。		
		(株)中日新聞北陸本社			
		北陸放送(株)	（１）気象特別警報、警報、注意報等の放送に関すること。 （２）災害時における広報活動に関すること。		
		石川テレビ放送(株)			
		(株)テレビ金沢			
		(株)エフエム石川			
		北陸朝日放送(株)			
		（公社）石川県医師会	（１）医師会救護班の編成及び連絡調整に関すること。 （２）災害時における医療救護活動に関すること。		
		（公社）石川県看護協会	（１）災害時における看護活動に関すること。		
		石川県治水協会	（１）河川、海岸、水防及び災害復旧事業に関すること。		
		（一社）石川県エルピーガス協会	（１）災害時におけるＬＰガス施設の応急復旧に関すること。 （２）災害時におけるＬＰガスの安定供給に関すること。		
		（一社）石川県歯科医師協会	（１）災害時における歯科医療救護活動に関すること。		
		（公社）石川県薬剤師協会	（１）災害時における薬剤師活動や医薬品供給に関すること。		

	（公社）石川県栄養士会	（１）災害時における栄養管理に関すること。
	（一社）石川県建設業協会	（１）災害時における応急対策工事に関すること。
	金沢エナジー株式会社	（１）災害時における都市ガスの安定供給の確保に関すること。 （２）災害時における電力供給の確保に関すること。
公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	野々市農業協同組合	（１）市が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関すること。 （２）食料など物資確保についての協力に関すること。 （３）農作物の災害応急対策の指導に関すること。 （４）被災組合員に対する融資又はあっせんに関すること。 （５）農業生産資材の確保又はあっせんに関すること。 （６）農産物の需給調整に関すること。
	商工会	（１）被災商工業者に対する融資又はあっせんに関すること。 （２）災害時における物価安定についての協力に関すること。 （３）救助用物資及び復旧資材の確保についての協力並びにあっせんに関すること。
	医師会及び病院等医療機関	（１）避難施設の整備と避難等の訓練に関すること。 （２）災害時における受入患者に対する医療の確保に関すること。 （３）災害時における負傷者等の医療、助産、救助及び救護に関すること。
	高齢者及び障害者福祉施設	（１）災害時における施設利用者の安全確保について （２）災害時における要援護者の受入についての協力又はあっせんに関すること。
	野々市市建設業協同組合 野々市市管工事協同組合 野々市市造園業協同組合	（１）それぞれの業務に関する防災管理及び応急対策並びに災害復旧に関すること。
	（株）えふえむ・エヌ・ワン	（１）気象特別警報、警報、注意報等の放送に関すること。 （２）災害時における広報活動に関すること。
	危険物関係施設の管理者	（１）　災害時における危険物の保安措置に関すること。
	その他重要な施設の管理者	（１）それぞれの業務に関する防災管理及び応急対策並びに災害復旧に関すること。

なお、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。

第３節　市民等の基本的責務

全ての市民、事業者、団体等が「自分の身は自分で守る。」「自分たちの地域は自分たちで守る。」自助共助を基本的な責務とし、災害時に人的被害等を軽減させるための備えを充実するよう努めるものとする。

1　災害についての正しい知識と行動力を身に付ける。
2　災害から自分の身を守るために必要な準備を行う。
3　災害に強いまちづくりのために、日頃から地域の活動に積極的に協力する。
4　地域の実情に合わせて、自主防災組織を結成し、訓練など自主防災活動に積極的に参加する。
5　災害時は、消火活動、救出救護活動、避難支援など隣近所で助け合い、被害を軽減させるため、一人ひとりが最大限に努力する。

第４節　地域の特質と既往の地震災害

１　位置及び地勢

本市は、石川県のほぼ中央に位置し、県都金沢市の中心市街地から南西約５km の距離にあり、北東部を金沢市、南西部を白山市に接している。

本市の面積は 13.56 ㎢（県域の 0.32%）、東西 4.5km、南北 6.7km の山や海の無い平坦地であり、本市の区域内の海抜最高は、49.6m（新庄地内の国土地理院基準点）である。

本市の人口は、令和２年国勢調査の確定数で 57,238 人であり、１㎢当たりの人口密度は 4,221 人と県内ではもっとも高い。

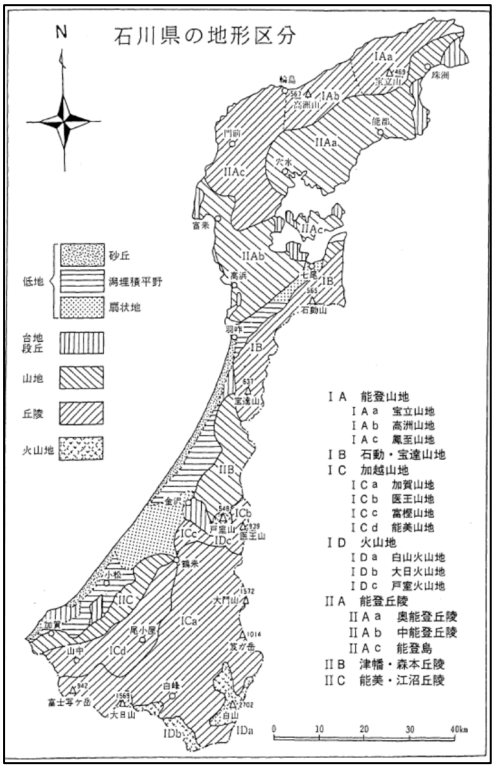
野々市市役所の位置を経緯度でみると次のとおりである。

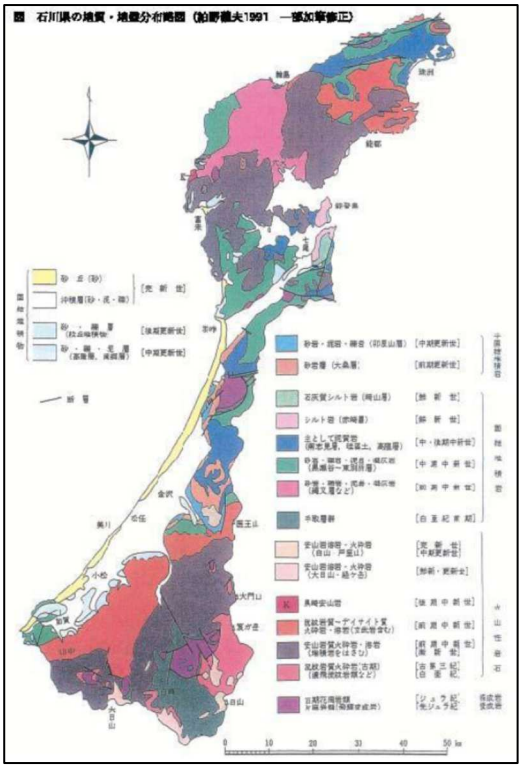
所　　在　　地……野々市市三納一丁目１番地
北　　緯……36 度 31 分 01 秒
東　　経……136 度 36 分 48 秒

２　地質

加賀地域の各種の地層及び岩石の分布は、次のとおりである。

南部の山地には、基盤の片麻岩類や中世代の地層が露出する。それを覆う第三紀の火山岩類及び堆積岩類が山地から丘陵地にかけて広く分布し、河川沿いに第四紀の段丘や扇状地の堆積物がみられる。加賀平野には、軟弱な沖積層が厚く堆積し、海岸には、砂丘が発達する。県南部の県境沿いと金沢東方には、活火山白山を含む数座の第四紀火山がある。





出典：石川県地域防災計画

３　石川県及びその周辺での地震の発生状況



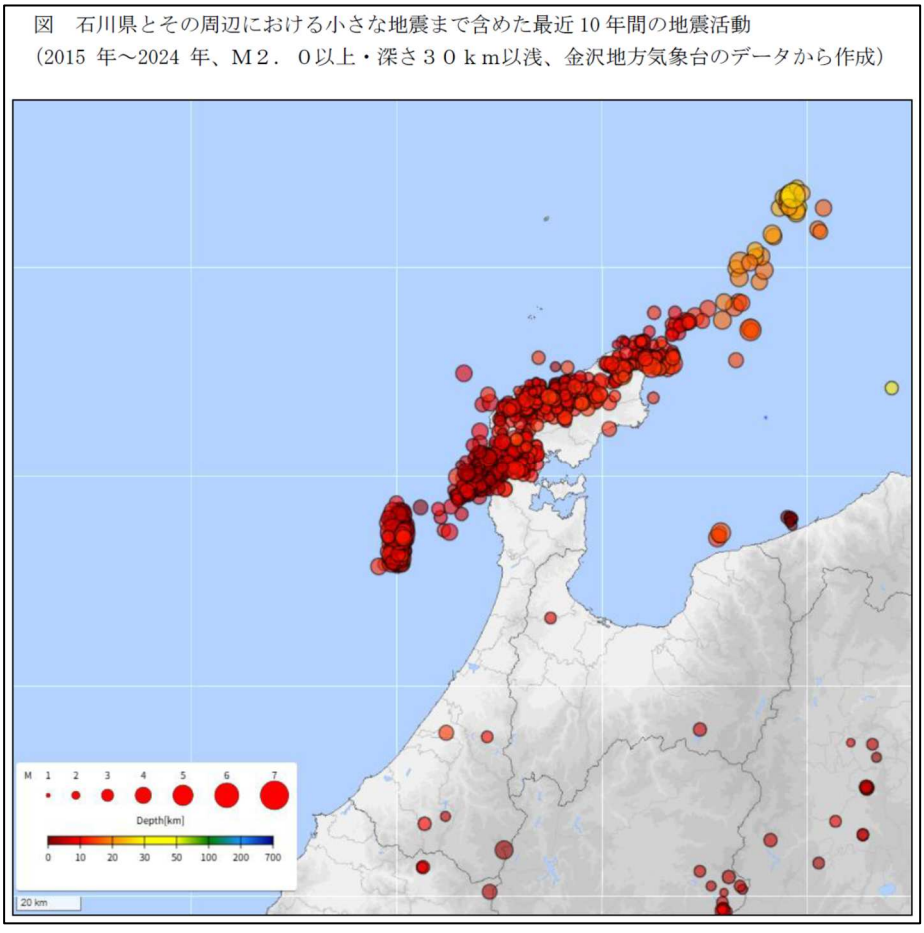
石川県内とその周辺には多数の活断層があり県内のどの地域も、約 100 年に一度程度の割合でかなりの規模の地震被害を経験している。

また、本市の東側には森本・富樫断層帯があり、今後 30 年以内に地震が発生する確率は、２～８％と国内の活断層の中では、発生確率がＳランク（高い）に位置付けられている。

県都が被害を受けた直下型地震の例としては、寛政 11 年（1799 年）にマグニチュード（以下、Mと記述）６の金沢地震があり、人的被害が最も大きかった例としては、昭和 23 年（1948 年）の福井地震（M 7.1）がある。

また、平成５年（1993 年）には、能登半島沖地震（M6.6）が発生しており、この地域では、同程度の直下型地震が発生する可能性があると指摘されていたところ、平成 19 年（2007 年）３月 25 日午前９時 41 分、能登半島沖を震源とするM6.9の地震が発生し、震度６強を記録した輪島市を中心に県内各地で大きな被害が発生した。

図　石川県とその周辺における小さな地震まで含めた最近 10 年間の地震活動
（2015 年～2024 年、Ｍ２．０以上・深さ３０ｋｍ以浅、金沢地方気象台のデータから作成）



出典：石川県地域防災計画

4 既往地震とその被害

県内に被害をもたらした地震とその被害の状況は、次の表のとおりである。

（１）県内に被害をもたらした県内外で発生した地震とその被害状況

発生年月（年号）	震源地域又は名称 北緯　東経	ﾏｸﾞﾆﾁｭｰﾄﾞ	震度 金沢	震度 輪島	被害の概況
1640.11.23（寛永 17）	36.3°　136.2°	6 1/4～6 3/4			加賀大聖寺：家屋の損壊、人畜の死傷多
1725.6.17（享保 10）	36.4°　136.4°	6			加賀小松：城の石垣、蔵少々破壊、金沢で同日 4～5 回地震
1729.8.1（享保 14）	37.4°　137.1°	6.6～7.0			能登：珠洲郡、鳳至郡で損壊家屋 791、死者 5、山崩れ 1,731、輪島村で潰家 28
1799.6.29（寛政 11）	金沢地震 36.6°　136.6°	6			死者 15、金沢城で石垣破損、城下で損家 4,169、能美・石川・河北郡で損家 1,003、潰家 964
1815.5.31（文化 12）	36.4°　136.5°	6			加賀小松：小松城の破損多し、金沢で強し
1833.12.7（天保 4）	38.9°　139.2°	7.5			能登：死者 100、大破流失家屋 345、その他、越後等で死者 42、全壊家屋 475
1855.3.18（安政 2）	36.25° 136.9°	6.8			金沢城内で石垣、堀崩れ、土蔵少損
1858.4.9（安政 5）	飛越地震 36.4°　137.2°	7.0～7.1			金沢城の石垣、土塀破損、城下で全半壊 114、大聖寺で家屋全壊 148、大破 370、土蔵全壊 142、大破 174、寺全壊 12、大破 35
1891.10.28（明治 24）	濃尾地震 35.6°　136.6°	8.0	4		全体被害：死者 7,273、建物全壊 14 万余、半壊 8 万余、山崩れ 1 万余、石川県：家屋全壊 25
1892.12.9（明治 25）	能登南西部地震 37.1°　136.7°	6.4	4		能登：家屋、土蔵の損壊、11 日にも同程度の地震があり、羽咋郡で死者 1、全壊 2
1896.4.2（明治 29）	能登半島 37.5°　137.3°	5.7	1		能登半島：蛸島村で土蔵倒壊 2、家屋損壊 15、禄剛崎灯台破損
1930.10.17（昭和 5）	大聖寺地震 36.3°　136.3°	6.3	3	3	大聖寺、吉崎、小松付近：砂丘によるがけ崩れ、亀裂有り、佐美山長さ 150m にわたるがけ崩れ、死者片山津 1
1933. 9.21（昭和 8）	七尾湾地震 37.1°　136.8°	6.0	2	4	能登半島：鹿島郡で死者 3、家屋倒壊 2、破損 143
1944.12. 7（昭和 19）	東南海地震 33.8°　136.6°	7.9	3	4	全体被害：静岡、愛知、三重等で被害。死・不明者 1,223、住家全壊 17,599 など 石川県：住家全壊 3
1948.6.28（昭和 23）	福井地震 36.2°　136.2°	7.1	4	4	全体被害：死者 3,769、家屋倒壊 36,184、半壊 11,816、焼失 3,851 など 石川県：大聖寺、塩屋、瀬越、橋立、三

					木、片山津、南郷：負傷者 453、家屋全壊 802、半壊 1,274 など
1952.3.7 （昭和 27）	大聖寺沖地震 36.5°　136.2°	6.5	3	4	石川県：死者 7、負傷者 8、家屋半壊 4、破損 82、焼失 27
1961.8.19 （昭和 36）	北美濃地震 36.1°　136.7°	7.0	3	3	全体被害：死者 8、家屋全壊 12、山崩れ 99 箇所など 石川県：死者 4、負傷者 7、山崩れ 5 箇所
1964.6.16 （昭和 39）	新潟地震 38.4°　139.2°	7.5	2	4	全体被害：死者 26、家屋全壊 1,960、半壊 6,640、浸水 15,297、船舶など津波の発生や新潟市内では、地盤の流動化がみられた。 石川県：津波により穴水湾を主に床上浸水 4、床下浸水 131、田畑冠水
1983.　5.26 （昭和 58）	日本海中部地震 40.4°　139.1°	7.7	1	3	全体被害：死者 104、負傷者 163、建物全壊 934、半壊 2,115、家屋流出 52、船沈没 255、　船流出 451、船破損 1,187 など 石川県：津波により負傷者 8、住家破損 2、床上浸水 3、床下浸水 3
1985.10.18 （昭和 60）	能登半島沖 37.4°　136.6°	5.7	2	4	負傷者 1、文教施設 29、被害総額 1,800 万円
1993.　2.　7 （平成 5）	能登半島沖地震 37.4°　137.2°	6.6	4	5	地震の概要：平成 5 年 2 月 7 日、22 時 27 分、能登半島沖でM6.6 の地震があり、輪島で震度 5 の強震を記録したほか、金沢、富山、高岡、伏木でも震度 4 を記録するなど、北陸地方を中心に東北から中国地方の広い範囲で地震を記録した。この地震により珠洲市を中心に次のような被害が出た。 被害状況：負傷者 29、住家全壊 1、住家半壊 20、一部破損 1、非住家 14、道路被害 142、水道断水 2,355 など被害総額約 42 億円
1993.　7.12 （平成 5）	北海道南西沖地震 42.8° 144.4°	7.8		1	全体被害：死不明者 231、負傷者 305、住家全壊 567、住家半壊 299、一部破損 2,691、被害船舶 1,715 など 石川県：輪島市、珠洲市、富来町津波による船舶被害 24
1995.　1.17 （平成 7）	兵庫県南部地震 34.6° 135.0°	7.3	3	3	地震の概要：平成 7 年 1 月 17 日、5 時 46 分、兵庫県南部でM7.2 の地震があり、最大神戸等で震度 7 を記録したほか、京都等で震度 5、大阪等では震度 4 を記録し、九州から関東・北陸までの広い地域で有感となった。この地震により、県内では金沢・輪島で震度 3 を記録した。 全体の被害：死者 6,433、不明 3、負傷者 43,792 以上、住家全壊 104,906、半壊 144,274 と、1900 年代では関東大震災に次ぐ地震被害となった。

2000. 6. 7 （平成 12）	石川県西方沖 36.5° 135.3°	6.2	3	4	地震の概要：平成 12 年 6 月 7 日、7 時 6 分、石川県西方沖でM6.2 の地震があり、小松市で震度 5 弱を記録したほか、北陸で震度 1～4、東北、中部、近畿、中国、四国地方で震度 1～3 を記録した。
2002.11.17 （平成 14）	石川県加賀地方 36.3°　136.7°	4.7	2	2	石川県河内村直海、吉野谷村市原、尾口村女原で震度 4 を観測したほか新潟県から京都府にかけてと岐阜・長野県で震度 1 から 3 を観測した。この地震による被害は、吉野谷村で一部道路破損 1、給水管破損 1、水道断水 1 で、河内村で、非住家一部破損 1 であった。
2007. 3.25 （平成 19）	能登半島地震 37.1° 136.4°	6.9	4	6 強	地震の概要：平成 19 年 3 月 25 日、9 時 41 分、能登半島沖でM6.9 の地震があり、能登地方を中心に七尾市、輪島市、穴水町で最大震度 6 強、志賀町、中能登町、能登町で震度 6 弱、珠洲市で震度 5 強、羽咋市、かほく市、宝達志水町で震度 5 弱を観測したほか、加賀地方でも震度 4～3 を観測した。また、新潟県、富山県で震度 5 弱を観測したのをはじめ、北陸地方を中心に北海道から中国、四国地方にかけて震度 5 弱～1 を観測した。 被害状況：死者 1、負傷者 338、住家全壊 686、住家半壊 1,740、一部損壊 26,959、非住家 4,484 など
2011.3.11 （平成 23）	東北地方太平洋沖地震 38.6° 142.5°	9.0	3	3	地震の概要：平成 23 年 3 月 11 日、14 時 46 分、太平洋三陸沖を震源としたM9.0 の地震があり、最大震度は宮城県栗原市で 7。東北から関東にかけての東日本一帯に地震と伴って発生した津波により甚大な被害と原発事故をもたらした。石川県での被害はなかった。 被害状況：死者行方不明者約 19,000、全壊・半壊 39 万戸以上、ピーク時の避難者 40 万人以上など
2022.6.19 （令和 4）	石川県能登地方 37.5°　137.3°	5.4	2	4	地震の概要：令和 4 年 6 月 19 日、15 時 8 分、石川県能登地方を震源とするM5.4 の地震があり、珠洲市で最大震度 6 弱、能登町で震度 5 弱、輪島市で震度 4 を観測した。翌 20 日、10 時 31 分、再び能登地方でM5.0 の地震が発生し、珠洲市で最大震度 5 強、能登町で震度 4 を観測した。 被害状況：負傷者 7、一部損壊 73、非住家 1 など

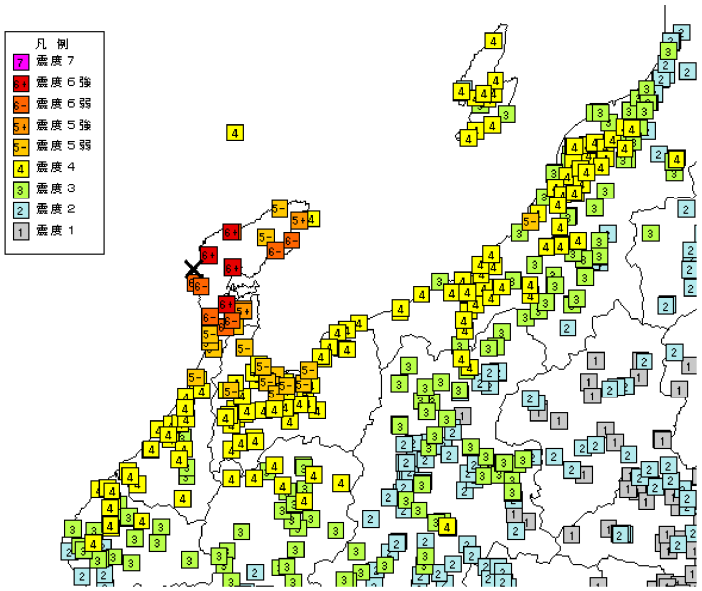
2023.5.5 （令和 5）	石川県能登地方 37.3°　137.2°	6.5	4	5 弱	地震の概要：令和 5 年 5 月 5 日、14 時 42 分、 能登半島沖を震源とするM6.5 の地震があり、珠洲市で最大震度 6 強、能登町で震度 5 強、輪島市で震度 5 弱、を観測したほか、金沢、新潟、富山、福井でも震度 4 を記録するなど、北陸地方を中心に広い範囲で地震を記録した。　同日、21 時 58 分、再び能登半島沖でM5.9 の地震が発生し、珠洲市で最大震度 5 強、能登町で震度 5 弱、七尾市、輪島市、穴水町で震度 4 を観測した。 被害状況：死者 1、負傷者 47、住家全壊 38、住家半壊 263、一部損壊 1,384、非住家 471 など	
2024.1.1 （令和 6）	能登半島地震 37.5°　137.3°	7.6	5 強	7	地震の概要：令和 6 年 1 月 1 日、16 時 06 分、 石川県能登地方を震源とするM5.5 の地震が発生、同日 16 時 10 分、石川県能登地方を震源とするM7.6 の地震が発生し、輪島市、志賀町で最大震度 7、 七尾市、珠洲市、穴水町、能登町で震度 6 強、中能登町で震度 6 弱、金沢市、小松市、加賀市、羽咋市、かほく市、能美市、宝達志水町で震度 5 強、その他の市町でも震度 4 以上を観測した。また、新潟で震度 6 弱、富山、福井で震度 5 強を観測したのをはじめ、北陸地方を中心に北海道から九州地方にかけて震度 5 弱～1 を観測した。 被害状況：死者 574 人（うち災害関連死 346 人）、負傷者 1,269 人、住家全壊 6,151 棟、住家半壊 18,646 棟、一部損壊 91,261 棟、非住家 37,546 棟など（※令和 7 年 4 月 30 日時点）	
2024.11.26 （令和 6）	石川県西方沖 37.0°　136.2°	6.6	3	5 弱	地震の概要：令和 6 年 11 月 26 日、22 時 47 分、石川県西方沖を震源とするマグニチュード 6.6 の地震があり、輪島市、志賀町で最大震度 5 弱、そのほか、七尾市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市、津幡町、宝達志水町、中能登町、穴水町、能登町でも震度 4 を記録するなど、北陸地方を中心に広い範囲で震度 1 以上を観測した。 被害状況：負傷者 1 人など	

（２）平成 19 年能登半島地震の概要

ア　地震の概況

平成 19 年３月 25 日、９時 41 分、能登半島沖の北緯 37 度 13 分、東経 136 度 41 分、深さ 11ｋｍ（輪島市門前町剣地沖）を震源とするM6.9 の地震が発生し、石川県能登地方を中心に七尾市、輪島市、穴水町で最大震度６強、志賀町、中能登町、能登町で震度６弱、珠洲市で震度５強、羽咋市、かほく市、宝達志水町で震度５弱を観測したほか、加賀地方でも震度４～３を観測した。

また、石川県以外でも、新潟県、富山県で震度５弱を観測したのをはじめ、北陸地方を中心に北海道から中国、四国地方にかけて震度５弱～１を観測した。その後の余震活動は、この地震を本震とする本震－余震型で経過した。３月 25 日 18 時 11 分に本震後最大となるM 5.3（最大震度５弱）の余震、更に 26 日７時 16 分にもM5.3（最大震度４）の余震が起こった。また、平成 20 年１月 26 日４時 33 分にもM4.8（最大震度５弱）の余震があった。



出典：石川県地域防災計画

【県内の市町別最大震度】

市町名	最大震度	市町名	最大震度	市町名	最大震度	市町名	最大震度
七尾市	６強	能登町	６弱	金沢市	4	野々市市	4
輪島市	６強	珠洲市	５強	小松市	4	川北町	4
穴水町	６強	羽咋市	５弱	加賀市	4	津幡町	4
志賀町	６弱	かほく市	５弱	白山市	4	内灘町	4
中能登町	６弱	宝達志水町	５弱	能美市	4		

イ　被害の概要

能登半島地震による石川県内での被害について、人的被害は、死者１人、重傷者 88 人、軽傷者 250 人の合わせて 339 人であった。住家被害は、全壊 686 棟、半壊 1,740 棟、一部損壊 26,959 棟の合わせて 29,385 棟であり、非住家被害 4,484 棟を合わせると、建物被害は

33,869 棟であった。

住家被害の大きい市町としては、輪島市 11,587 棟、七尾市 7,670 棟、志賀町 3,614 棟、穴水町 2,497 棟などであり、住家被害の約４割が輪島市に集中している。全壊のみをみると輪島市 513 棟、穴水町 79 棟、七尾市 69 棟などであり、各市町の住家被害数と比較すると、全壊の割合が輪島市と穴水町で特に高い。

避難所については、七尾市、輪島市、志賀町、中能登町、穴水町、能登町の２市４町で 47 箇所が開設され、ピーク時である本震翌日の３月 26 日には、2,624 人の被災者が避難した。

また、地震発生当日の夕方には、災害救助法が七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、中能登町、穴水町、能登町の３市４町に適用され、自衛隊や消防など防災関係機関による懸命の救助・救出活動が行われた。

【県内の市町別被害状況】

市　町	人的被害（人）			住家被害（棟）			非住家被害（棟）
	死　者	重傷者	軽傷者	全　壊	半　壊	一部損壊	
金沢市							16
七尾市		24	103	69	304	7,300	357
小松市							2
輪島市	1	46	69	513	1,086	9,988	2,899
珠洲市			3			685	23
加賀市						6	6
羽咋市			1	3	13	142	29
かほく市				3	2	18	11
白山市						1	7
能美市							1
津幡町			1			2	1
志賀町		10	27	15	215	3,384	850
宝達志水町					3	26	1
中能登町		3		3	7	1,959	15
穴水町		3	36	79	100	2,318	248
能登町		2	10	1	10	1,130	18
計	1	88	250	686	1,740	26,959	4,484

※　野々市市、川北町及び内灘町の３市町では、地震による被害は発生しなかった。

ウ　災害の特色

能登半島地震は、大規模地震の発生する可能性が低いとされていた地域で地震が発生したもので、震度６強を輪島市、七尾市、穴水町で観測しているが、死者１人、重傷者 88 人、軽傷者 250 人であり、震度の割には人的被害が少なかった。

その理由として、発災した日時と天候が大きく関係しており、

（ア）季節は春、積雪なし、暖冬の影響で暖房器具の使用が少なかったことから、火災の発生がなかったこと

（イ）春休み期間中であり、就学生徒等が学校に不在であり、リスク分散していたこと

（ウ）曜日は日曜日であり、多くの就労者は休日であり、事業活動も平日より少なく、交通量も減少していたこと

（エ）時間は、午前９時 42 分と朝食も終え、火を使った調理時間を過ぎていたことから、火災発生がなかったこと

（オ）夜の暗闇ではなく、身の回りの情報が把握でき、危険回避、避難等がスムーズに行う

ことができたこと
（カ）天候は、曇りであり、地域的に早起きの人が多く、高齢者は農作業等で外出しており、自宅に不在であり、倒壊家屋による人的被害が少なかったこと
（キ）火災等の二次被害がなかったことにより、被害が拡大しなかったこと
（ク）震度は６強でとどまり、壊滅的な被害となる震度７ではなかったこと
また、地域の特殊性として、
（ア）過疎化・高齢化が進み人口が少なく、住家が疎らな中山間地域であったこと
（イ）能登北部は、丘陵地が多く揺れを増幅するような軟弱な地盤ではなかったこと
（ウ）時間をかけて築き上げたコミュニティが、「共助」体制を形成しており、地域人員の確認（行方不明者なし）、迅速な救助救出が実施されたことなどが考えられる。
さらに、防災関係機関やボランティア等による取り組みとして、
（ア）県の現地災害対策本部を輪島市の庁舎内に設置し、被災市町や国との情報の共有化を図ったこと
（イ）避難所における健康管理を徹底したことなどにより、避難所での二次被害（関連死）を未然に防ぐことができたこと
（ウ）能登有料道路の早期復旧など公共インフラ、ライフラインの早期復旧が図られたこと
（エ）ボランティア等による救援活動が迅速に行われたことなどがあげられる。

参考：石川県震災対策専門員会「能登半島地震の検証結果を踏まえた今後推進すべき施策大綱」

（３）令和６年能登半島地震の概要

ア　地震の概況

令和６年１月１日、16 時 06 分、能登地方の北緯 37 度 31 分、東経 137 度 15 分、深さ 12ｋｍを震源とするマグニチュード（以下Ｍと記述）M5.5 の地震が発生、同日 16 時 10 分、能登地方の北緯 37 度 30 分、東経 137 度 16 分を震源とするM7.6 の地震が発生し、輪島市、志賀町で最大震度７、七尾市、珠洲市、穴水町、能登町で震度６強、中能登町で震度６弱、金沢市、小松市、加賀市、羽咋市、かほく市、能美市、宝達志水町で震度５強、その他の市町でも震度５弱～４を観測した。

また、石川県以外でも、新潟県で震度６弱、富山県、福井県で震度５強を観測したのをはじめ、北陸地方を中心に北海道から九州地方にかけて震度５弱～１を観測した。

その後、同日 16 時 12 分にM5.7（最大震度６弱）の地震、16 時 18 分にM6.1（最大震度５強）の地震、16 時 56 分にM5.8（最大震度５強）の地震、18 時８分にM5.8（最大震度５強）の地震を観測した。更に、２日 17 時 13 分にM4.6（最大震度５強）の地震、３日２時 21 分にM4.9（最大震度５強）の地震、10 時 54 分にM5.6（最大震度５強）の地震、６日５時 26 分にM5.4（最大震度５強）の地震、23 時 20 分にM4.3（最大震度６弱）の地震が起こった。

イ　被害の概要

令和６年能登半島地震による石川県内での被害について、令和７年４月３０日時点で、人的被害は、死者５７４人（うち災害関連死３４６人）、行方不明者２人、重傷者３９３人、軽傷者８７６人の合わせて１，８４５人であった。住家被害は、全壊、半壊、一部損壊、床上浸水、床下浸水を合わせて１１６，０６９棟であり、非住家被害３７，５４６棟を合わせると、建物被害は１５３，６１５棟であった。

避難所については、県内１９市町で開設され、ピーク時の４日には、３７１箇所の避難所に３３，５３０人の被災者が避難した。

また、地震発生当日の夜には、震度５弱以上の１７市町に災害救助法が適用され、自衛隊や消防など防災関係機関による懸命の救助・救出活動が行われた。

５　県内の活断層

（１）陸域の活断層

一般的に最近の地質時代に繰り返し活動し、将来も活動することが推定される断層を活断層といい、地質時代の第四紀、約２００万年前から現代までの間に動いたと見られる断層である。

県内の主要な活断層は、能登半島に邑知潟断層帯と、その延長上に森本・富樫断層帯がある。また、富山県、岐阜県との県境付近に庄川断層帯が、福井県との県境付近に福井平野東縁断層帯がある。

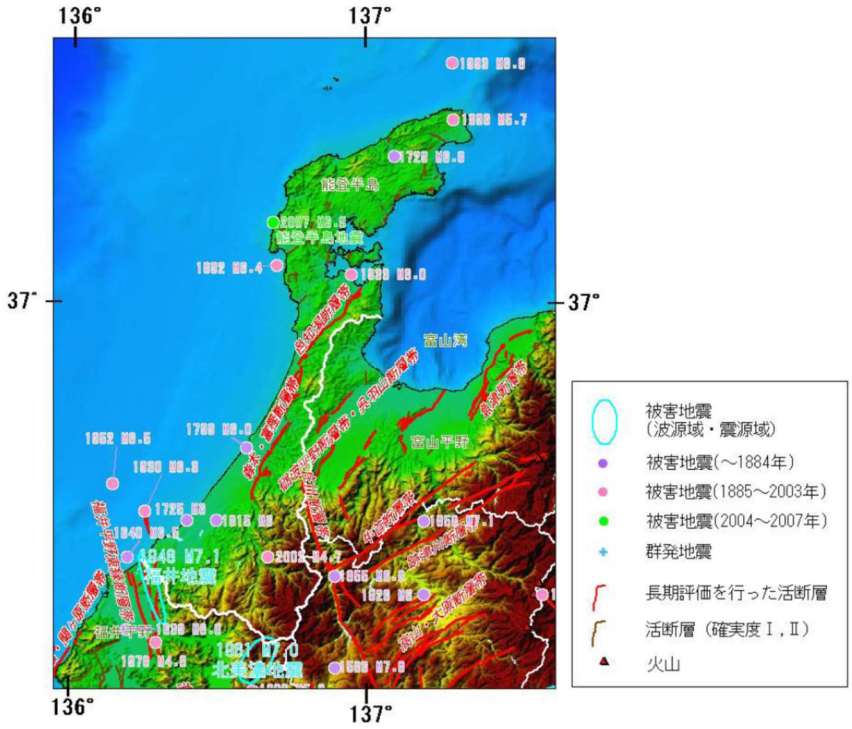
邑知潟断層帯は、能登半島南部の邑知潟平野付近から宝達丘陵北西縁に沿って分布する断層帯である。七尾市から羽咋市、宝達志水町を経てかほく市に至る。全長は約 44km で北東から南西方向に延びており、古府断層、石動山断層、野寺断層、坪山－八野断層及び内高松付近の断層から構成される。この丘陵地と低地に挟まれた断層帯は逆断層であり、今後 30 年以内の地震発生確率は２％とされている。

森本・富樫断層帯は、金沢平野の南東縁に発達する活断層帯である。津幡町から金沢市を経て白山市明島町付近に至り、長さが約 26km 断層帯で、断層帯の東側が西側に乗り上げる逆断層である。今後 30 年以内の地震発生確率は２～８％とされている。

庄川断層帯は、両白山地と飛騨高地の境界付近にある。全体の長さは約 67km で、ほぼ北北西-南南東に延びている。本断層帯は左横ずれを主体とし、加須良断層では東側隆起成分、白川断層と三尾河断層では西側隆起成分を伴う。

福井平野東縁断層帯は、福井平野の東部から日本海沿岸にかけて分布する活断層帯である。長さは約 45km の概ね南北に延びる断層帯で、左横ずれかつ東側隆起の逆断層である。

図　石川県とその周辺の活断層と主な被害地震



出典：地震調査研究推進本部

表　主要活断層帯の長期評価の概要

都道府県	断層帯名（起震断層/活動区間）	よみかた	長期評価で予想した地震規模（マグニチュード）	我が国の主な活断層における相対的評価（注4）		地震発生確率（注1）			地震後経過率（注2）	平均活動間隔
				ランク	色	30年以内	50年以内	100年以内		最新活動時期
石川県	庄川断層帯	しょうかわだんそうたい	7.9程度	Zランク		ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	0.06-0.3	約3,600-6,900年 11世紀以後、16世紀以前
	邑知潟断層帯（注17）	おうちがただんそうたい	7.6程度	Aランク		2%	3%～4%	5%～8%	－	1,200-1,900年程度 約3,200年前以後、9世紀以前
	森本・富樫断層帯	もりもと・とがしだんそうたい	7.2程度	S＊ランク		2%～8%	3%～10%	7%～30%	0.7-1.2	1,700-2,200年程度 約2,000年前以後、4世紀以前
	福井平野東縁断層帯（主部）	ふくいへいやとうえんだんそうたい	7.6程度	Zランク		ほぼ0%～0.07%	ほぼ0%～0.1%	ほぼ0%～0.3%	0.3-0.5	約6,300-10,000年 約3,400年前以後、約2,900年前以前
	福井平野東縁断層帯（西部）（注18）		7.1程度	Xランク		不明（注3）	不明（注3）	不明（注3）	不明（注3）	不明 1948年福井地震

注4：　活断層における今後30年以内の地震発生確率が3%以上を「Sランク」、0.1～3%を「Aランク」、0.1%未満を「Zランク」、不明（すぐに地震が起きることが否定できない）を「Xランク」と表記している。地震後経過率（注2）が0.7以上である活断層については、ランクに「＊」を付記している。Zランクでも、活断層が存在すること自体、当該地域で大きな地震が発生する可能性を示す。

出典：地震調査研究推進本部

（２）海域の活断層

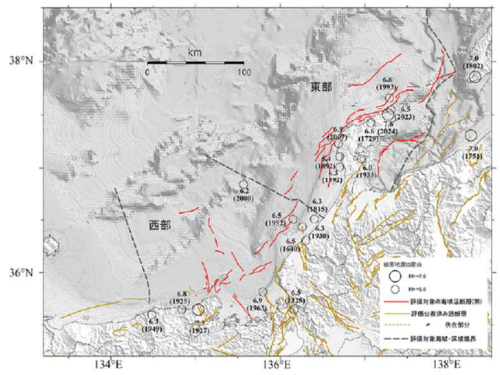
国の地震調査研究推進本部では、社会的・経済的に大きな影響を与えると考えられる主要な活断層で発生する地震や海溝型地震を対象に、地震発生可能性の長期評価（長期評価）を実施している。

主な評価対象は、主要活断層帯及び沿岸海域の主要活断層帯の選定基準や陸域への地震・津波被害を踏まえ、M7.0 以上の地震を引き起こす可能性のある断層長さ 20km 程度以上の海域活断層としている。石川県の海域では能登半島北岸断層帯をはじめとする活断層が分布している。

日本海中南部地域（近畿・北陸北方沖）で今後 30 年以内に M7.0 以上の地震が発生する確率は 16～18%と評価されている。（日本海中南部の海域活断層の長期評価／R7.6.27）

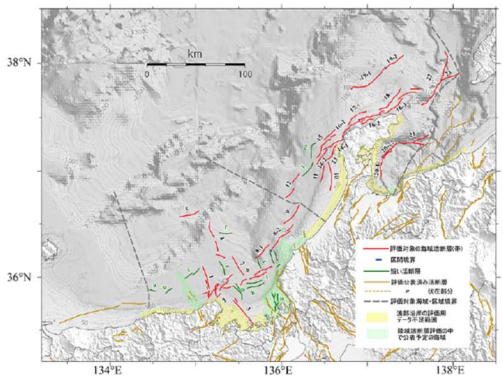
○日本海中南部の海域活断層の長期評価
―近畿地域・北陸地域北方沖―（令和７年６月２７日）

図　評価対象の海域活断層と主な被害地震の震央



出典：地震調査研究推進本部

図　評価対象の海域活断層と海域の短い活断層の分布



出典：地震調査研究推進本部

表　石川県の海域における主要な活断層

9：加佐ノ岬沖断層	16-1：能登半島北岸断層帯（猿山沖区間）
10：羽咋沖東断層	16-2：能登半島北岸断層帯（輪島沖区間）
11：羽咋沖西断層	16-3：能登半島北岸断層帯（珠洲沖区間）
12：内灘沖断層	17：輪島はるか沖断層
13：海士岬沖東断層	18：能登半島北方沖断層
14-1：門前断層帯（門前沖区間）	19-1：舳倉島近海断層帯（南西区間）
14-2：門前断層帯（海士岬沖区間）	19-2：舳倉島近海断層帯（北東区間）
15：沖ノ瀬東方断層	20-1：七尾湾東方断層帯（大泊鼻沖区間）
	20-2：七尾湾東方断層帯（城ヶ崎沖区間）

（３）海域の活断層で発生した地震

能登半島西方沖から北方沖、北東沖にかけては、主として北東－南西方向に延びる複数の南東傾斜の逆断層が活断層として確認されている。この領域で令和６年１月から３月にかけて取得した水深データと平成 20 年のデータを比較すると、能登半島北部の活断層帯の猿山沖セグメントと珠洲沖セグメントでは、断層トレース南東側の海底でそれぞれ約４ｍと約３ｍの隆起が観測されている。これらの隆起は令和６年１月１日のM7.6の地震に伴う変動を示している可能性が高く、南東傾斜の逆断層の活動が原因と推定されている。したがって、海域の活断層にも注意が必要である。

なお、地震は活断層が明らかになっていない地域でも発生しているので、活断層の有無によって地震発生の有無を判断してはならない。

第５節　地震被害の想定

令和７年５月に公表された「石川県地震被害想定調査」結果（石川県地域防災計画の被害想定に反映）に基づいて、県及び野々市市に想定される地震被害をとりまとめる。

１　想定地震の設定

「石川県地震被害想定調査（令和７年５月）」においては、震源地として県周辺における９つの断層帯を設定し、また発生の季節・時間帯について５つのシーンを設定して、市町村別及びメッシュ（250m）別に被害想定規模が算出されている。震源（断層帯）別、発生時期（シーン）別の組合せによる 45 通りのシミュレーション結果のうち、地震の発生確率が最も高く、かつ、野々市市にとって最も被害が大きいとされるのは、森本・富樫断層帯を震源とし、冬の朝５時に発生する地震である。この最も厳しいケースによる被害を想定する。

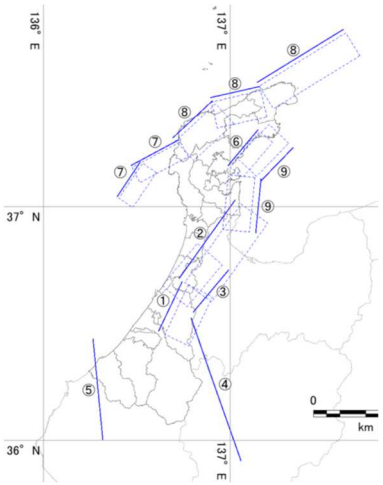
震源として設定した断層帯

断層帯名	地震規模（Mj）	３０年以内の地震発生確率
① 森本・富樫断層帯	7.2	2～8%
② 邑知潟断層帯	7.6	2%
③ 砺波平野断層帯西部	7.2	ほぼ 0～2%
④ 庄川断層帯	7.9	ほぼ 0%
⑤ 福井平野東縁断層帯主部	7.6	ほぼ 0～0.07%
⑥ 能登海岸活動セグメント	6.9	－
⑦ 門前断層帯	7.5	－
⑧ 能登半島北岸断層帯	8.1	－
⑨ 七尾湾東方断層帯	7.6	－

※⑥～⑨の 30 年以内の地震発生確率は、国において未評価（日本海側の海域活断層の長期評価－兵庫県北方沖～新潟県上越地方沖／令和６年８月版）

※沿岸部や海域に位置する⑥～⑨の断層帯では、地震に伴い津波が発生する可能性がある

出典：「石川県地震被害想定調査（令和７年５月）の概要」



２　被害の予測

（１）想定シーン

複数の季節（積雪期を含む）・時間帯を設定して被害想定を行った。なお、季節は夏季及び冬季の２シーン、さらに人の分布が平時と異なると考えられる正月及びＧＷとし、時間帯は深夜、昼、夕方の３シーンを前提とした。

表　想定シーン（地震が発生する季節・時間帯・風速）

季節・時間帯	想定される被害の特徴
①冬 朝５時 風速平均(5m/s)、強風(10m/s)	・就寝中の被災者が多く、圧死の危険性が高い ・積雪による雪の重みにより倒壊家屋が増える可能性がある
②夏 昼１２時 風速平均(4m/s)、強風(8m/s)	・外出者が多く、自宅外で被災する危険性が高い
③冬 夕１８時 風速平均(5m/s)、強風(10m/s)	・火気使用が最も多く、出火の危険性が高い ・積雪による雪の重みにより倒壊家屋が増える可能性がある
④正月 夕１８時 風速平均(5m/s)、強風(10m/s)	・令和６年能登半島地震が発生したシーン ・帰省者が多く、平時よりも県内の滞在者が多い ・積雪による雪の重みにより倒壊家屋が増える可能性がある

⑤ＧＷ 昼１２時 風速平均(4m/s)、強風(8m/s)	・観光客が多く、平時よりも県内の滞在者が多い

※シーンごとに風速の違いも計算（平均・強風）

（２）被害想定結果

ア　地震による被害想定

（森本・富樫断層帯を震源とする地震が冬・朝５時・強風下で発生）

被害種別		野々市市	石川県(参考)
建物被害（全壊・全焼）		1,281　棟	46,947　棟
要因別	揺れ	1,103　棟	38,100　棟
	液状化	13　棟	5,364　棟
	急傾斜地崩壊	0　棟	88　棟
	地震火災	166　棟	3,394　棟
建物被害（半壊）		1,662　棟	55,359　棟
人的被害（死者）		61　人	2,212　人
要因別	建物倒壊	57　人	2,029　人
	急傾斜地崩壊	0　人	8　人
	地震火災	1　人	94　人
	ブロック塀・自動販売機等転倒、屋内収容物移動・転倒	3　人	81　人
人的被害（負傷者）		402　人	9,344　人
災害関連死		17～33　人	384～768　人
ライフライン被害	上水道（断水人口）	56,710　人	787,105　人
	下水道（支障人口）	58,634　人	760,004　人
	電力（停電戸数）	21,264　戸	296,040　戸
	固定通信（不通回線）	13,018　回線	211,413　回線
	携帯通信（停波基地局率）	81.4　%	59.7　%
交通施設	道路被害	2　箇所	58　箇所
	橋梁被害	0　箇所	120　箇所
避難者（1週間後）		8,264　人	191,898　人
孤立集落		0　箇所	56　箇所

※小数点以下の四捨五入により合計が合わない場合がある。

ただし、断層の連動等により地震の規模が大きくなり、建物被害、死傷者数等が想定より増えることが考えられるため、被害想定に捉われることなく防災対策に万全を期すものとする。

イ　津波による被害

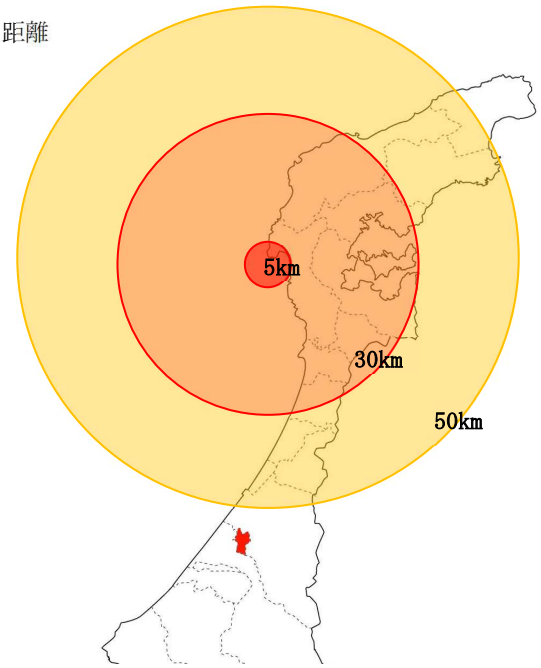
津波被害については、平成23年度に石川県が調査した津波による浸水想定の区域外であり、海岸線から一番近い御経塚地内で距離約４キロ、海抜約９ｍという地理的状況であることから、本市の区域内に大きな被害はないと想定されている。

ウ　原子力災害による被害

国においては、原発から５ｋｍの範囲を緊急事態に基づき、直ちに避難等を実施する区域（ＰＡＺ）、概ね30ｋｍの範囲を避難、屋内退避、安定ヨウ素剤の予防服用等を準備する区域（ＵＰＺ）とし、原子力災害対策を重点的に実施することとしており、本市においては、北陸電力志賀原子力発電所から約60ｋｍ、日本原子力発電敦賀発電所から約100ｋｍの距離が

あるため、放射性物質等による深刻な被害が発生する可能性は低いとされている。

志賀原子力発電所からの距離



第６節　【資料】地震被害想定調査等の結果概要

１　地震動の予測結果（市町別の最大震度推計値）

野々市市における震源別の最大震度をみると、森本・富樫断層帯が震度「６強」と最大であり、次いで砺波平野断層帯西部及び庄川断層帯（南に震源）が震度「６弱」、邑知潟断層帯（北に震源、南に震源）及び福井平野東縁断層帯主部が震度「５強」と予測されている。

市町名	①森本･富樫断層帯	②邑知潟断層帯		③砺波平野断層帯西部	④庄川断層帯		⑤福井平野東縁断層帯主部		⑥能登海岸活動セグメント	⑦門前断層帯		⑧能登半島北岸断層帯		⑨七尾湾東方断層帯	
		北に震源	南に震源		南に震源	北に震源	南に震源	北に震源		東下部に震源	西下部に震源	南下部に震源	中央西下部に震源	南下部に震源	北下部に震源
金沢市	7	６強	６強	7	7	7	６弱	６弱	4	５弱	５弱	4	4	５強	５弱
七尾市	５弱	7	7	５強	５弱	５弱	５弱	５弱	7	６弱	６強	６弱	６弱	7	7
小松市	６弱	５強	５強	５強	６強	６弱	６強	7	4	５弱	５弱	4	4	５弱	５弱
輪島市	５弱	５強	５強	５弱	５弱	５弱	５弱	５弱	６強	7	7	7	7	６強	６強
珠洲市	4	５弱	５弱	4	５弱	５弱	4	4	６弱	５弱	５弱	7	7	６強	６強
加賀市	５強	５弱	５弱	５弱	５強	５強	7	7	4	５弱	4	4	4	4	4
羽咋市	５強	６強	６強	６弱	５強	５強	５弱	５弱	５弱	６弱	６弱	５強	５弱	６強	６弱
かほく市	６強	６強	7	7	６強	６弱	５弱	５弱	4	５強	５強	５弱	５弱	５強	５強
白山市	６強	５強	５強	６弱	６強	7	６弱	６弱	4	５弱	５弱	4	4	５弱	５弱
能美市	６弱	５強	５強	５強	６弱	６弱	６強	６強	4	５弱	５弱	4	4	５弱	５弱
野々市市	６強	５強	５強	６弱	６弱	６弱	５強	５強	3	4	4	4	4	4	4
川北町	６弱	５強	５強	５強	６弱	６弱	６強	６弱	4	4	５弱	4	4	５弱	4
津幡町	６強	６強	7	7	６強	６弱	５弱	５弱	4	５強	５弱	4	５弱	５強	５強
内灘町	６強	６弱	６強	7	６強	６弱	５強	５強	4	５強	５弱	4	4	５強	５弱
志賀町	５弱	６強	６弱	５強	５強	５強	５弱	５弱	５強	7	7	６弱	６強	６強	６弱
宝達志水町	６弱	６強	7	7	６弱	５強	５弱	５弱	５弱	５強	５強	５弱	５弱	６弱	６弱
中能登町	５弱	7	６強	６弱	５強	５弱	4	4	５弱	５強	５強	５弱	５強	６強	６強
穴水町	５弱	６弱	５強	５弱	５弱	4	4	4	7	６弱	６強	7	7	7	7
能登町	4	５強	５強	５弱	５弱	4	4	4	7	５強	５強	7	7	7	7

※各地震のケース名は地震本部の公表資料による検討やレシピに則った震源モデル設定ケースをもとに、「○に震源」など県民に分かりやすいよう平易な表現に変更

※長い断層について、震源の不確実性を踏まえ複数の震源を設定したものついては代表的な２ケースを概要版に掲載

出典：石川県地震被害想定調査結果

２　野々市市の被害予測結果

野々市市における地震被害の規模は、前項１でみた震度の強さにほぼ比例したものとなっており、森本・富樫断層帯を震源とする地震被害が最大になると予測されている。

（１）断層帯別の主な被害予測結果

想定項目（抜粋）		単位	① 森本・富樫断層帯	② 邑知潟断層帯（南に震源）	③ 砺波平野断層帯	④ 庄川断層帯（南に震源）
建物被害(全壊･全焼)		棟	1,281	12	26	406
要因別	揺れ	棟	1,103	1	6	380
	液状化	棟	13	10	12	13
	急傾斜地崩壊	棟	0	0	0	0
	地震火災	棟	166	2	8	13
建物被害(半壊)		棟	1,662	109	173	921
人的被害(死者)		人	61	0	1	22
要因別	建物倒壊	人	57	0	0	20
	急傾斜地崩壊	人	0	0	0	0
	地震火災	人	1	0	0	0
	ブロック塀・自 動販売機等転倒、屋内収容物移動・転倒	人	3	0	1	2
人的被害(負傷者)		人	402	8	15	180
災害関連死		人	17～33	1～1	3～6	8～15
ライフライン被害	上水道（断水人口）	人	56,710	2,797	56,710	56,710
	下水道（支障人口）	人	58,634	3,838	58,634	58,634
	電力（停電戸数）	戸	21,264	7,802	15,805	19,140
	固定通信（不通回線）	回線	13,018	4,765	9,654	11,707
	携帯通信（停波基地局率）	%	81.4%	29.8%	60.3%	73.2%
交通施設	道路被害	箇所	2	1	1	2
	橋梁被害	箇所	0	0	0	0
避難者（1 週間後）		人	8,264	316	1,499	3,770

出典：石川県地震被害想定調査結果

（２）野々市市の被害想定（定量評価）一覧表（断層帯別））

大項目	中項目	小項目	細項目	単位	想定シーン（冬・朝５時・強風）			
					① 森本・富樫断層帯	② 邑知潟断層帯（南に震源）	③ 砺波平野断層帯西部	④ 庄川断層帯（南に震源）
建物被害	揺れ・液状化・土砂災害・地震火災	揺れ	全壊	棟	1,103	1	6	380
			半壊	棟	1,534	10	49	794
			うち大規模半壊	棟	253	2	8	131
			うち中規模半壊	棟	331	2	11	171
		液状化	全壊	棟	13	10	12	13
			半壊	棟	127	99	123	127
		急傾斜地崩壊	全壊	棟	0	0	0	0
			半壊	棟	0	0	0	0
		地震火災	出火件数	件	1	0	0	0
			焼失棟数	棟	10	0	3	5
		計	全壊（焼失棟数含む）	棟	1,126	10	20	398
			半壊	棟	1,662	109	173	921
物的被害	ブロック塀・自動販売機・屋外落下物・宅地の液状化	ブロック塀の転倒		件	23	495	328	63
		自動販売機の転倒		件	13	0	4	13
		屋外落下物の発生		件	0	0	0	0
		宅地面積に対する液状化面積の割合		%	0%	0%	0%	0%
人的被害	死者数	建物倒壊		人	57	0	0	20
		急傾斜地崩壊		人	0	0	0	0
		地震火災		人	1	0	0	0
		ブロック塀・屋外落下物等の転倒		人	0	0	0	0
		自動販売機等の転倒		人	0	0	0	0
		屋内収容物の移動・転倒		人	3	0	1	2
		計		人	61	0	1	22
	負傷者数	建物倒壊		人	350	0	0	149
		急傾斜地崩壊		人	0	0	0	0
		地震火災		人	1	0	0	0
		ブロック塀・屋外落下物等の転倒		人	1	0	1	1
		自動販売機等の転倒		人	0	0	0	0
		屋内収容物の移動・転倒		人	50	8	14	30
		計		人	402	8	15	180
		うち重傷者数	建物倒壊	人	85	0	0	27
			急傾斜地崩壊	人	0	0	0	0
			地震火災	人	0	0	0	0
			ブロック塀・屋外落下物等の転倒	人	1	0	0	0
			自動販売機等の転倒	人	0	0	0	0
			屋内収容物の移動・転倒	人	10	1	3	6
			計	人	96	1	3	33
	要救助者数（自力脱出困難者）			人	278	0	1	91
	災害関連死			人	16～32	1～1	3～6	8～15
ライフライン 被害	上水道	管路被害	被害箇所数	箇所	23	1	2	11
		断水戸数	発災当日	戸	24,370	1,202	24,370	24,370
			１日後	戸	13,092	1,202	5,204	8,236
			１週間後	戸	8,370	440	2,388	4,409
			１ヶ月後	戸	1,241	2	125	439
		断水人口	発災当日	人	56,710	2,797	56,710	56,710
			１日後	人	30,466	2,797	12,111	19,166
			１週間後	人	19,478	1,025	5,556	10,260
			１ヶ月後	人	2,887	5	292	1,022
		復旧日数		日	85	32	61	68
		応急給水需要量	１日後	L	176,515	9,951	39,029	90,310
			１週間後	L	219,659	9,369	46,470	106,689
	下水道	管路被害	被害延長	km	10	3	5	8
		支障戸数	発災当日	戸	25,197	1,649	25,197	25,197
			１日後	戸	10,293	1,022	1,513	5,948
			１週間後	戸	5,638	130	320	2,432
			１ヶ月後	戸	715	81	99	285
		支障人口	発災当日	人	58,634	3,838	58,634	58,634
			１日後	人	23,952	2,377	3,520	13,841
			１週間後	人	13,121	302	745	5,658
			１ヶ月後	人	1,664	189	231	663
		復旧日数		日	100日以上	59	59	100日以上
	都市ガス	供給停止戸数	発災当日	戸	－	－	－	－
	LPガス	要点検需要家数		戸	2,516	10	53	1,120
	電力	電柱被害	被害本数	本	46	0	1	17
		停電人口	発災当日	人	49,481	18,155	36,779	44,540
			１日後	人	17,984	1,352	5,868	10,102
			１週間後	人	173	0	51	99
			１ヶ月後	人	0	0	0	0
		停電戸数	発災当日	戸	21,264	7,802	15,805	19,140
			１日後	戸	7,728	581	2,521	4,341
			１週間後	戸	74	0	22	43
			１ヶ月後	戸	0	0	0	0
		復旧日数		日	11	4	8	8
	通信（固定）	通信電柱被害	被害本数	本	25	0	1	10
		不通回線数	発災当日	回線	13,018	4,765	9,654	11,707
			１日後	回線	4,720	355	1,540	2,651
			１週間後	回線	45	0	14	26
			１ヶ月後	回線	0	0	0	0
		復旧日数		日	11	4	8	8
	通信（携帯）	停波基地局率	発災当日	%	81.4	29.8	60.3	73.2
			１日後	%	50.3	4.4	18.3	30.4
			１週間後	%	0.6	0.0	0.2	0.3
			１ヶ月後	%	0.0	0.0	0.0	0.0
		不通ランク	発災当日	ランク	A	－	A	A
			１日後	ランク	A	－	－	C
			１週間後	ランク	－	－	－	－
			１ヶ月後	ランク	－	－	－	－

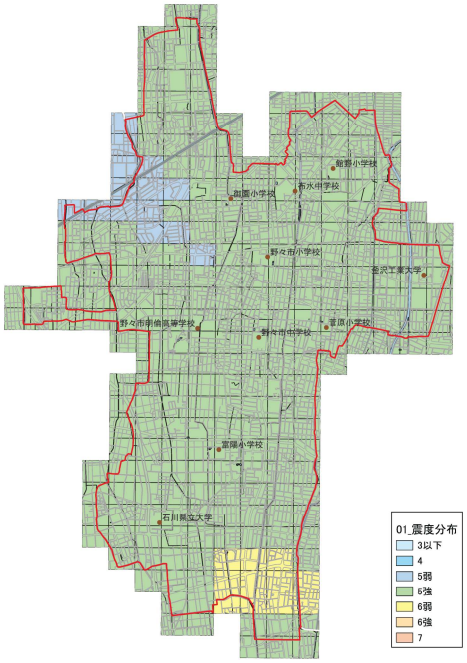
交通施設被害	道路(緊急輸送道路)	被害箇所数	道路		箇所	2	1	1	2
			橋梁（軽微な被害含む）		箇所	0	0	0	0
		物流障害	交通量		台	0	1	0	0
			物資運搬量		千トン	1	1	0	1
	鉄道	被害箇所数			箇所	7	4	6	7
		復旧日数			日	0	0	0	0
	港湾・漁港	被害箇所数			箇所	-	-	-	-
	空港	被害箇所数			箇所	-	-	-	-
生活機能支障	避難者	全避難者数	発災当日・1日後		人	4,256	78	135	1,641
			1週間後		人	8,061	315	1,490	3,795
			1ヶ月後		人	4,256	78	276	1,641
		避難所避難者数	発災当日・1日後		人	2,554	47	81	984
			1週間後		人	4,031	157	745	1,898
			1ヶ月後		人	1,277	23	83	492
		避難所外避難者数	発災当日・1日後		人	1,702	31	54	656
			1週間後		人	4,031	157	745	1,898
			1ヶ月後		人	2,979	55	193	1,148
		広域避難の可能性			人	0	0	0	0
	支援者（対口支援職員・災害支援NPO・ボランティア）	1週間後			人	40	2	7	19
		1ヶ月後			人	429	8	28	165
	災害時要支援者	発災当日・1日後			人	263	5	8	101
		1週間後			人	498	19	92	235
		1ヶ月後			人	263	5	17	101
	帰宅困難者	帰宅困難者	発災当日		人	6,861	6,861	6,861	6,861
	飲食機能支障	物資需要量（避難者）	1日後	飲料水	L	91,398	8,391	36,332	57,497
				食料	食	12,768	234	405	4,922
				乳児用粉ミルク	g	5,158	95	163	1,988
				毛布	枚	5,107	94	162	1,969
			1週間後	飲料水	L	58,433	3,075	16,667	30,780
				食料	食	24,184	944	4,470	11,388
				乳児用粉ミルク	g	9,769	381	1,806	4,600
				毛布	枚	8,061	315	1,490	3,795
		物資需要量（支援者）	1週間後	飲料水	L	121	5	22	57
				食料	食	121	5	22	57
				毛布	枚	81	3	15	38
	医療機能支障	新規の入院需要量			人	102	0	1	35
		被災した医療機関からの転院患者数			人	92	1	46	69
		対応力不足量（入院）			人	81	0	0	13
		対応力不足量（外来）			人	107	0	2	42
	介護・福祉機能支障	高齢者施設の機能支障	入所	被災する可能性のある人数	人	50	0	1	13
			通所	被災する可能性のある人数	人	21	0	0	6
		障害者施設の機能支障	入所	被災する可能性のある人数	人	4	0	0	1
			通所	被災する可能性のある人数	人	9	0	0	3
		子ども施設の機能支障	入所	被災する可能性のある人数	人	0	0	0	0
			通所	被災する可能性のある人数	人	93	0	2	30
		保護施設の機能支障	入所	被災する可能性のある人数	人	0	0	0	0
			通所	被災する可能性のある人数	人	0	0	0	0
	住機能支障	応急仮設住宅数			棟	287	0	0	0
	衛生機能支障	物資需要量（避難者）	1日後	携帯・簡易トイレ	個	10,633	18	134	2,579
				仮設トイレ	基	51	1	2	20
				入浴設備	基	51	1	2	20
				乳児・小児用おむつ	枚	868	16	28	334
				大人用おむつ	枚	170	3	5	66
				生理用品	枚	1,097	20	35	423
			1週間後	携帯・簡易トイレ	個	12,877	28	679	3,194
				仮設トイレ	基	81	3	15	38
				入浴設備	基	81	3	15	38
				乳児・小児用おむつ	枚	1,644	64	304	774
				大人用おむつ	枚	322	13	60	152
				生理用品	枚	2,079	81	384	979
		物資需要量（支援者）	1週間後	携帯・簡易トイレ	個	64	0	3	16
				仮設トイレ	基	81	3	15	38
				入浴設備	基	81	3	15	Z38
				生理用品	枚	10	0	2	5
	災害廃棄物量	廃棄物発生量			万ｔ	18	0	1	7
		仮置き面積			ha	7	0	0	3
その他の被害	エレベーター	停止台数			台	31	14	24	28
	文化財	被災箇所数			箇所	1	0	0	0
	孤立集落	農業集落数			地域	0	0	0	0
		漁業集落数			地域	0	0	0	0
	海岸施設	被災箇所数			箇所	0	0	0	0
		被災延長			km	0	0	0	0
	ため池	被災箇所数			箇所	0	0	0	0
	観光被害	被災者数	発災当日		人	50	0	1	22
		避難者数	発災当日・1日後		人	485	9	15	179
経済被害	直接被害				兆円	0	0	0	0

出典：石川県地震被害想定調査結果

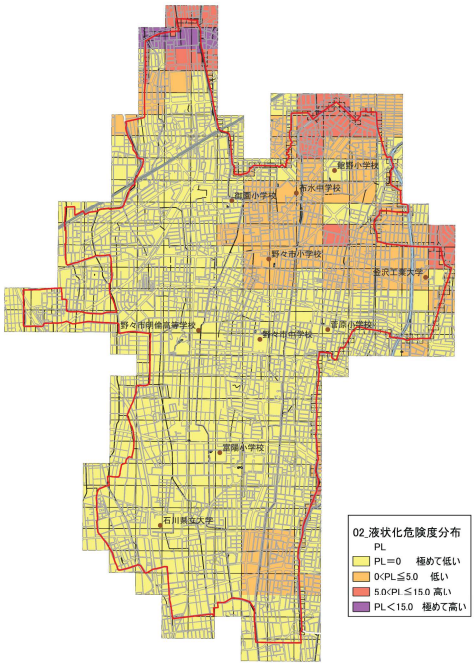
（３）森本・富樫断層帯を震源とする地震による野々市市（メッシュ単位別）の被害予測

本市北部の行政界付近において液状化の危険度が高くなっている。

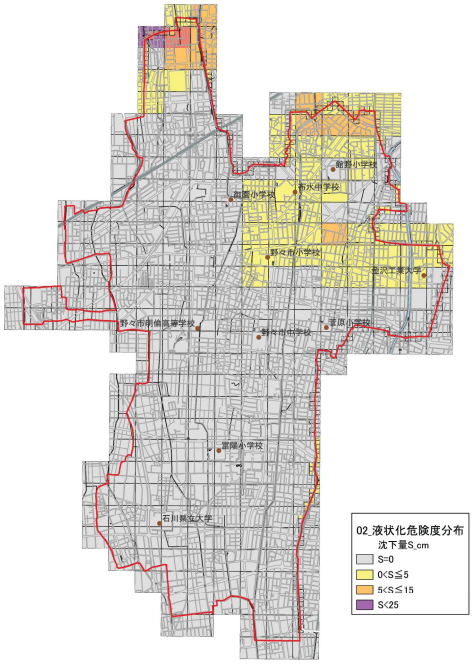
震度分布



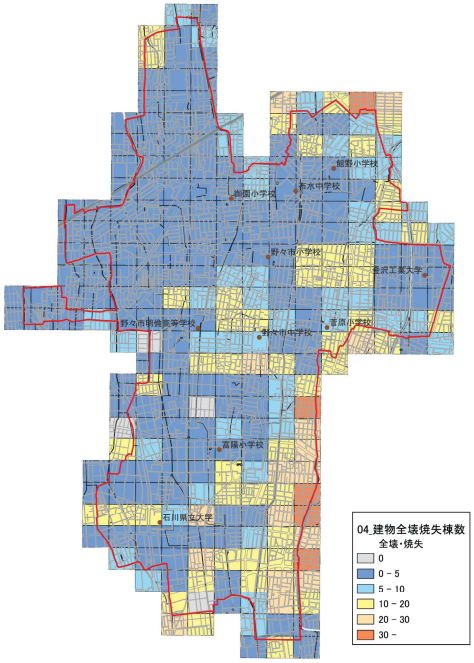
液状化危険度分布（PL 値）



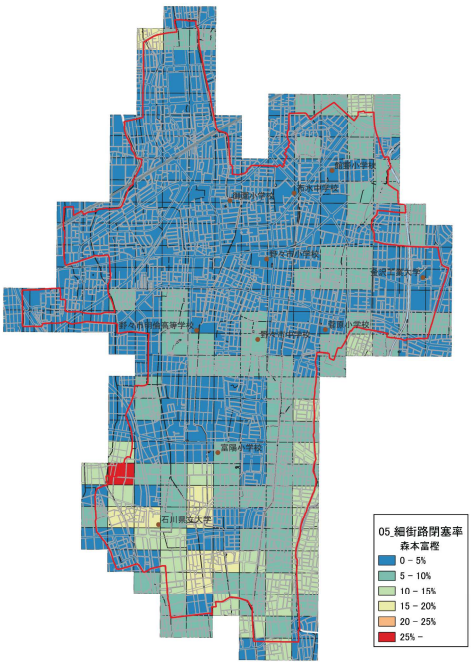
液状化危険度分布（沈下量）



建物全壊焼失数



道路閉塞率道路閉塞率



出典：石川県地震被害想定調査結

野々市市地域防災計画（修正案）

第Ⅱ編　地震災害対策編　　第２章　地震災害予防計画

野々市市地域防災計画	
第２章　地震災害予防計画 【地震災害予防計画の体系】市は、災害から市民の生命と財産を守り、安全で安心なまちづくりを実現するため、県や関係機関等と協力し、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を含め、様々な地震の想定に基づき、必要な地震予防対策を一丸となって講じる。 また、災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト対策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせて一体的に災害対策を推進する。 なお、最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図ることとする。 【地震災害に強い市民の育成】 市は、防災知識の普及・啓発活動、自主防災組織の育成事業、防災訓練の実施などを通じて、職員や市民の防災対策上の役割と責務を周知させる。 災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。 また、防災行動力を向上させ、市民一人ひとりが地震に対する心構えを持ち、地震発生時においても、行動力と助け合いの精神を発揮するなど適切な行動がとれるようにする。	

第１節　防災知識の普及

避難所班

１　基本方針

地震災害対策は人的被害の防止を最優先とし、市は、平素から防災関係職員はもとより、市民一人ひとりに対して、初等教育段階から社会人教育に至るまでの様々な機会をとらえて、防災知識の普及徹底を図り、もって防災意識の高揚に資する。

また、「自分のことは自分で守る。」「自分たちの地域は自分たちで守る。」という自主防災意識を持った災害に強い市民の育成に努めるとともに、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、市民主体の取組を支援・強化することにより、地域全体の防災意識の向上を図る。

なお、市は、防災関係機関と連携し、住民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報について、普及啓発に努める。

２　職員等に対する防災教育

市は、災害発生時における適正な判断力を養い、防災活動を円滑に推進するため、全ての職員等に対し、防災教育を取り入れるなど、あらゆる機会を利用して防災教育の普及徹底を図る。

（１）教育の方法

ア　講習会、研修会等の実施
イ　先進地視察、現地調査等の実施
ウ　災害発生時の活動マニュアル等印刷物の配布
エ　非常参集訓練等の実施、市総合防災訓練への参加促進
オ　防災士取得の支援

（２）教育の内容

ア　市地域防災計画及びこれに伴う防災体制
イ　地震災害についての知識及びその特性
ウ　防災知識と技術
エ　職員動員体制及び任務分担
オ　防災関係法令の運用
カ　地域の地震災害の危険度及び本市の地形及び状況等による複合災害の危険度
キ　災害時に使用するシステムの操作方法や、デジタル技術の活用
ク　その他災害対策に必要な事項

３　学校教育における防災教育

児童生徒が正しい防災知識を身につけることは、災害に強い市民を育成する上で重要であるため、学校における防災訓練等では、消防団員等が参画した体験的・実践的なものにするとともに、学校教育全体を通じて、以下の継続的な防災教育を推進する。特に、水害災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努める。

なお、防災教育を含めた安全教育については、様々な機会における指導を密接に関連付けながら、学校安全計画に位置づけ、教職員の共通理解の下で、学校全体で取り組みを進める。

（１）大規模な災害から児童生徒等の安全の確保を図るため、市、防災関係機関、自主防災組織、市民、保護者等が密接に連携し、より実践的な防災訓練の実施に努める。

（２）児童生徒の発達段階に応じて、地域の実情を踏まえた防災教育用教材、パンフレット等を作成及び活用し、以下の事項等について指導を行う。また、自分の安全を確保するための行動及

び他の人、集団、地域等の安全に役立つことができる態度や能力を養う。
ア　防災知識一般
イ　避難の際の留意事項
ウ　登下校中、在宅中に地震が発生した場合の対処の方法
エ　具体的な危険箇所
オ　要配慮者に対する配慮
カ　本市の地形及び状況等による災害の危険度
キ　その他災害対策に必要な事項

（3）高校及び大学においては、防災知識の普及とともに、災害時に自身の置かれた状況と役割を理解して自主的に行動できるよう、より実践的な防災教育に努める。

4　市民に対する防災知識の普及

市は、防災思想の高揚を図り、自主防災体制の確立を図るため、市民に対して、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布、地震被害想定の周知等あらゆる機会を利用して防災知識の普及を図り、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知する。

また、防災リーダーの育成や、自助・共助の取組の適切かつ継続的な実施を図るほか、防災と福祉の連携により、高齢者等に関し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。

（1）普及の方法

ア　生涯学習を通じての普及

教育内容の中に防災関係の事項をとりあげるほか、防災関連の講座等を実施して、必要な知識の普及に努める。

イ　広報媒体等による普及
（ア）テレビ、ラジオ、インターネット、メール配信、ＳＮＳ等による普及
（イ）新聞、雑誌による普及
（ウ）広報野々市、ハザードマップ等印刷物による普及
（エ）ビデオ、映画による普及
（オ）広報車の巡回による普及
（カ）図画、作文等の募集による普及
（キ）講演会等の開催による普及
（ク）防災器具、災害写真等の展示による普及

ウ　訓練の実施による普及
（ア）市総合防災訓練の実施による普及
（イ）自主防災組織等が実施する訓練による普及

エ　社会教育施設の活用を通じた普及

公民館等の活用など、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図る。

（2）普及の内容
ア　市地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制
イ　災害についての知識及びその特性
ウ　市民及び事業者等のとるべき措置
エ　要配慮者に対する配慮
オ　自主防災組織の活動
カ　地域の地震災害の危険度及び市の地形及び状況等による複合災害の危険度
キ　災害時にとるべき行動と避難所等の情報

ク　拠点避難所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路の確認 ケ　災害発生後の性暴力等を防止する意識啓発 コ　地震被害を軽減するための住宅の耐震化、家具の転倒防止、感震ブレーカーの重要性 サ　最低３日分、できれば１週間分の食品、飲料水、携帯トイレ等の家庭内備蓄の促進 シ　消火器、ガスのマイコンメーター、非常持出品等の配備 ス　地震保険への加入促進 セ　広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方 ソ　家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動 チ　その他災害対策に必要な事項 **５　防災相談及び意識調査** 市は、その所管する事項について、市民の災害対策の相談に積極的に応じるとともに、防災意識を把握するため、市民に災害対策の意識調査を必要に応じて実施する。 **６　災害教訓の伝承** （１）市は、令和６年能登半島地震など、過去に起こった災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理するとともに、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、市民が災害教訓を伝承する取組を推進する。 （２）市民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとし、市は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、住民が災害教訓を伝承する取組を推進する。	

第２節　市民及び事業者等のとるべき措置

商工班

１　基本方針災害時における被害及び混乱を防止するためには、市民及び事業者等の果たす役割が極めて大きいことから、市民一人ひとりが、また、事業者等が自ら防災対策をとり、冷静かつ的確な行動をとる。

２　市民のとるべき措置

（１）平時

ア　日頃から出火の防止に努める。

（ア）火を使う場所の不燃化及び整理整頓を行う。

（イ）ガソリン、アルコール、灯油等の危険物類の容器が破損、転倒しないように措置するとともに、火気を使用する場所から遠ざけて保管する。

（ウ）プロパンガスボンベ等は、固定しておくとともに、止め金具、鎖の緩み、腐食等を点検する。

イ　消火用具を準備する。

消火器や三角バケツ等の消火用具を備え、日頃から点検し、いつでも使用できる場所に設置する。

ウ　住宅用火災警報器を設置する。

火災による逃げ遅れを防止するため、寝室等に住宅用火災警報器を設置するとともに、定期的に点検する。

エ　感震ブレーカーの設置に努める。

不在時やブレーカーを切って避難する余裕がない場合に電気火災を防止する有効な手段であるため、設置を検討する。

オ　住宅の耐震性を確認する。

柱、土台や屋根瓦などを点検し、老朽化しているものは補強

カ　家具類の転倒、落下防止及び窓ガラスの落下防止の措置を講ずる。

（ア）タンス、食器棚、ピアノ等の家具類は固定する。

（イ）家具の上に物を置かないようにする。

（ウ）ベランダの物品、屋根の工作物、看板等は、落下しないように措置する。

キ　ブロック塀等の点検

ブロック塀、石垣、門柱等を点検し、弱いところは補強するなど転倒防止の措置を講ずる。

ク　食料や非常持出品など、次のものを備蓄する。

なお、食料については、普段の食事に利用する食料等を備蓄食料とし、賞味期限がくる前に消費し、消費した分を新しく補充していく方法「循環備蓄」により備蓄する。

（ア）家族が必要とする７日分以上の食料及び飲料水

（イ）携帯トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー等

（ウ）三角巾、ばんそうこう等の医薬品等

（エ）ラジオ、懐中電灯等の防災用品

（オ）ロープ、バール、スコップ等の避難救助用具等

（カ）自動車へのこまめな満タン給油

ケ　家族で次の対応措置を話し合う。

（ア）災害発生時の役割分担及び避難場所等の事前確認

（イ）毎日の行動予定及び災害時の連絡先並びに連絡方法

コ　ペット動物との同行避難や避難所での飼養について準備する。

サ　防災訓練に積極的に参加し、災害時の行動力を身につけ、正しい情報を県民自ら収集する

意識を持ち、多様な収集手段の利用に慣れておく。

シ　自宅内避難所を設置する。

大規模災害の発生時には避難所に避難者が殺到すること、また、避難所生活はプライバシー等の確保が困難であることを鑑み、自宅が危険な状態でないことを前提に、あらかじめ備えている備蓄物資を利用して、自宅の一室を避難所とみなして生活できるようにする「自宅内避難所」の設置に努める。

ス　保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えを講ずる。

（２）災害時

地震発生時には、次のことに留意し、落ち着いて行動する。

ア　自分自身の安全を確保する。

イ　あわてて外に飛び出さないなど周囲の状況を確認し、落ち着いて行動する。

ウ　戸を開けて出口を確保する。

エ　すばやく火の始末をする。

オ　電気ブレーカーを遮断する。

カ　火が出たら隣近所で初期消火を実施する。

キ　避難は歩いて行い、荷物は少なくする。

ク　狭い路地、塀ぎわ、川べりには近づかないようにする。

ケ　協力して救助や応急救護を実施する。

コ　乳幼児、身体障害者、知的障害者、精神障害者、傷病者、高齢者、妊産婦及び外国人など要配慮者は、必要な情報を得ることや迅速な避難行動をとることが困難であることから、必要な支援を行う。

サ　正しい情報を聞く（ソーシャルネットワーキングサービス（ＳＮＳ）等で配信される情報が、誤報やデマでないかを判断し、むやみに拡散しない）。

３　事業者等のとるべき措置

事業者等は、自らの防災計画（事業継続計画（ＢＣＰ）、消防計画、予防規程等）に基づくなど、事業継続マネジメント（ＢＣＭ）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。

（１）平時

ア　県及び市の地域防災計画に留意するとともに、事業所の立地条件（交通手段、建築構造及び周辺市街地の状況等）、事業内容等を考慮した実効性のあるものとする。

イ　従業員、顧客及び周辺住民の人命の安全、出火の防止、混乱の防止等を重点に作成する。

ウ　責任者の不在時について考慮する。

エ　防災訓練等の実施及び地域の防災訓練への積極的な参加に努める。

オ　他の防災又は保安等の規定がある場合は、それらの計画と整合性を図る。

カ　事業所内外の情勢に応じて、逐次見直しを行い、実情にあったものとする。

キ　建築物の防火を図るとともに、避難上重要な施設及び消防用設備等を点検し、使用準備（消火用水を含む。）等の保安措置を講ずる。

ク　商品、設備器具、窓ガラス等の転倒落下及び破損防止措置を確認する。

ケ　事業継続におけるリスク分析を行う。

コ　食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、市との協定の締結に努める。

サ　緊急地震速報受信装置等の積極的な活用を図る。

シ　損害保険への加入など資金の確保に努める。

（２）地震発生時

地震発生時には、次のことに留意し、被害及び混乱の防止に努める。

ア　自衛消防組織の出動、対策本部の設置、防災要員の動員及び配備等の体制をとる。

イ　テレビ、ラジオ等により必要な情報を入手し、顧客、従業員等に迅速かつ正確に伝達する。

ウ　指示、案内等に当たっては、事業所の利用状況等により判断し、顧客、従業員等が適切な行動がとれるようにする。

この場合、要配慮者の安全に特に留意する。

エ　火気使用設備、器具など災害発生により出火のおそれのある機器は、原則として使用を中止し、やむを得ず使用する場合は、最小限とし、かつ必要な安全措置を講ずる。

また、薬品等の混触発火及び危険物等の流出、漏えい防止に努める。

オ　不要不急の電話は中止するとともに、特に、県、市、警察、消防、放送局及び鉄道に対する問い合わせは控える。

カ　バス、タクシー、生活物資輸送車両など市民生活上必要な車両以外の使用は、できる限り控える。

キ　救助、救急資機材及び飲料水、非常食料、医薬品、照明器具等応急対策の実施に必要な資機材を配備する。

ク　建築工事、金属溶接作業、高速回転機械の運転など災害発生により危険が予想される作業は原則として中止し、応急補強など必要な措置を講ずる。

ケ　付近の市民から協力を求められた場合は、出来る限り協力する。

コ　交通網が混乱し、帰宅することが困難となった場合には、無理に帰宅せず、事業所等に留まることができるよう施設の開放に努める。

サ　市民生活の確保と混乱防止のため、各事業所等は出来る限り営業を継続し、特に食料品等生活関連物資を販売する事業所等については、営業を継続するよう努める。

シ　屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

ス　災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適切な防災行動をとることが困難であり、災害の犠牲になりやすい要配慮者の安全に特に留意する。

４　市民及び事業者等による地区内の防災活動の推進

市内の一定の地区内の市民及び当該地区に事業所を有する事業者等は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。

この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を共同して作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行う。

なお、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。また、訓練等により，両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

さらに、市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の市民及び当該地区に事業所を有する事業者等から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定める。

第３節　自主防災組織の育成

福祉班

１　基本方針地震等による大規模災害から市民の生命、身体及び財産を守るためには、市等の防災関係機関が総力をあげて対応することは当然であるが、市民一人ひとりが「自分のことは自分で守る。」「自分たちの地域は自分たちで守る。」という認識を持って行動することが、被害の拡大防止を図るためには、極めて重要である。

また、地震の発生時など、被害が広範囲に及ぶことが予想される災害時には、行政機関、防災関係機関等の対策と併せて、市民及び各種事業所等の積極的な協力を得て、地域との一体的対応措置を実施する必要がある。

災害発生の初期段階においては、市民自らが地域と一体となって、初期消火、救出救護等の地域防災活動を主体的かつ迅速に行うことが、被害を軽減させるため、特に重要である。

このため、本市をはじめとする防災関係機関は、市民、事業所等の防災意識の高揚に努め、「自分たちの地域は自分たちで守る。」という共助の意識のもとに、防災活動を組織的に行う自主防災組織の組織づくりを推進するとともに、その活動について積極的に支援し、組織の育成強化に努め、地域防災体制の確立を図る。

２　地域住民等の自主防災組織

（１）組織の育成

市は、地域住民の自主的な防災組織の重要性を認識し、地域ぐるみの自主防災組織の設立や意識啓発及び防災リーダー等の防災人材育成、強化を図り、組織率の向上、共助意識の向上、活動の活性化及び地域ごとの連携促進、消防団と自主防災組織や防災士等の多様な主体との連携等を通じた地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

その際、自主防災組織が有効に機能し、円滑な避難や避難所運営が行われるためには、地域の実情を把握し、防災知識等を有する防災リーダーが必要であることから、防災士を育成するなど、リーダー育成に努めるとともに、女性の参画を促進し、地域の実情に応じた防災資機材の整備に努めるなど必要な財政措置等を講ずる。

【自警団一覧】（資料編　第４章　第２節　「４　自警団一覧」参照）

（２）活動内容

自主防災組織は、地域の実情に応じた活動計画を策定するとともに、この活動計画に基づき、平時及び災害発生時において効果的な防災活動を次により行う。

なお、市は、災害時における自主防災組織の役割について周知し、理解の促進を図る。

ア　平時

（ア）情報の収集伝達体制の確立
（イ）防災知識の普及及び防災訓練の実施
（ウ）火気使用設備器具等の点検
（エ）防災資機材の備蓄及び管理
（オ）避難行動要支援者の把握
（カ）避難所となる学校との連携、情報交換及び協力体制の確立
（キ）避難行動要支援者の避難支援等に関する個別計画の作成
（ク）地域支え合いマップの作成

イ　災害時

（ア）出火防止、初期消火活動
（イ）地域内の被害状況等の情報収集、市民に対する避難命令の伝達
（ウ）救出救護の実施及び協力

（エ）避難所の開錠・開設の実施及び協力
（オ）集団避難の実施
（カ）避難所運営の実施及び協力
（キ）炊き出しや救助物資の配分に対する協力
（ク）避難行動要支援者の避難行動への支援

（３）避難行動要支援者に対する地域協力体制

避難行動要支援者は、地震等の災害が発生した場合には、自力による避難が困難である。

このため、自主防災組織は、市と連携しながら、寝たきりや一人暮らしの高齢者等に対する地域の協力体制づくり及び社会福祉施設等に対する地域の協力体制づくりを推進する。

３　事業所の自衛消防隊等

事業所は、家庭に比べ使用する火気使用設備及び器具や、貯蔵又は取り扱う危険物が質及び量ともに大きく、被害拡大の危険性が高い。また、不特定多数の者を受け入れする遊戯場、デパート等にあっては、地震時のパニック等による被害も予想される。

このため、事業者は県、市及び防災関係機関の防災事業に協力するとともに、その社会的責任を自覚し、地域社会の一構成員として、地域の自主防災組織と相互に連携協力できる体制の整備に努める。

また、各事業所にあっては、自ら防災施設や消防設備を整備するとともに、自衛消防隊を充実及び強化し、その活動能力を高めることにより、被害の軽減及び防止に努める。

第４節　防災ボランティアの活動環境の整備

衛生班・福祉班・建設班

１　基本方針

地震等の災害による被害の拡大を防止するためには、市及び防災関係機関の迅速かつ的確な対応にあわせ、市民による自主的な防災・支援活動が必要である。

阪神淡路大震災の発生以来、幾多の災害を経験し、市民のボランティア活動に対する意識は高まっており、市は、ボランティア（非営利組織（ＮＰＯ）・非政府組織（ＮＧＯ）等のボランティア団体を含む）の防災活動が安全かつ円滑に行われるよう活動環境の整備を図るとともに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会、ボランティア団体、町内会、民生委員・児童委員、防災士、災害ボランティアコーディネーター等との連携強化に努めるとともに、災害中間支援組織（ＮＰＯ・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図る。

また、大規模・広域災害発生時においても、ボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるようコーディネート機能の強化を図るとともに、防災ボランティア活動に対する市民の理解と参画促進のための広報活動に努める。

なお、市は、防災ボランティアの活動環境として、行政・社会福祉協議会・ＮＰＯ・ボランティア等で連携し、平時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進し、実効性向上を図る。

市は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市地域防災計画において、災害ボランティアセンターを運営する市社会福祉協議会と役割分担等を定めるよう努める。

２　防災ボランティアの環境整備

防災ボランティアの活動には、無線通信、医療看護、被災建築物の危険度判定等一定の知識、経験や特定の資格を要するもの、避難所における炊き出し、清掃作業等、特に資格や経験を必要としないものがあるが、次の業務に区分し、被災者ニーズ等の情報提供を適切に行ったうえで、その効果的な活用が図られるよう環境整備を行う。

（１）アマチュア無線通信業務
（２）傷病者の応急手当てなど医療看護業務
（３）被災建築物の応急危険度判定業務及び被災宅地の危険度判定業務
（４）航空機、船舶、特殊車両等の操縦、運転業務
（５）通訳業務
（６）高齢者及び障害のある人等の介護業務
（７）その他の専門的な技術、知識を要する業務
（８）その他の業務

３　防災ボランティアの把握等

（１）防災ボランティアの柔軟な受け入れ

市及び社会福祉協議会は、災害時において１の防災ボランティアを効果的に活用できるよう、氏名、連絡先、活動の種類等を把握し、事前登録に努める。

（２）災害ボランティアセンターの運営訓練

市及び社会福祉協議会は、ボランティア活動の支援に必要な事務用品や各種資材を確保しておくとともに、迅速にボランティアへの情報提供、相談体制を構築できるよう、平時より災

害ボランティアセンターの運営訓練を行う。

（３）被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定体制の整備

緊急の判定活動に速やかに対応するため市及び県は、石川県被災建築物応急危険度判定協議会（以下「判定協議会」という。）を組織し、市・県及び協力団体の連絡網の整備、技術の向上等のための研修等を実施する。なお、市及び県は、全国被災宅地危険度判定連絡協議会と連携しながら、地域連絡協議会を組織し被災宅地危険度判定の活動体制の整備を図る。

（４）災害廃棄物等の撤去等に係る連絡体制の構築等

市は、社会福祉協議会、ＮＰＯ等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、市は、地域住民やＮＰＯ・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進める。

4　防災ボランティアの育成

（１）市及び社会福祉協議会等は、平時より防災ボランティアとして支援活動を行う上での知識や技術について講習会、研修会を開催するよう努めるとともに、地域における防災訓練等においても町内会、民生委員・児童委員、防災士など市民と一体となった訓練を実施する。

（２）市及び社会福祉協議会は、防災ボランティア活動に関する普及啓発を行い、市民、事業所、ボランティア団体等に活動参加を呼びかける。
特に、市内に所在する高校及び大学に対して、ボランティア活動への理解促進を図り、ボランティア組織の立ち上げを推進する。

（３）市及び社会福祉協議会は、ボランティア活動が効果的に行えるよう、県と連携して災害ボランティアコーディネーターを育成するなどボランティア活動の体制づくりに努める。

（４）市は、行政・社会福祉協議会・ＮＰＯ・ボランティア等で連携し、平常から以下の取り組みを推進する。

ア　ボランティア団体の事前登録
イ　各種研修の実施
ウ　防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制の確保
エ　防災ボランティア活動の拠点の確保
オ　活動上の安全確保
カ　被災者ニーズ等の情報共有体制の整備・強化

第５節　防災訓練の充実

総務班

１　基本方針

市は、災害予防の万全を期するため、単独又は共同して災害時における消火、救助、避難、通信等の効果的方策を検討し、能登半島地震や東日本大震災の教訓等を踏まえ、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、具体的計画をたて、より実践的な防災訓練を継続的に実施する。

特に市民に対して、地震発生時の初期消火、避難等をより多くの市民が身をもって体験できるよう努めるとともに、町内会、自主防災組織等に対して、避難行動要支援者の避難支援や避難所の運営など共助についての理解促進を図る訓練を実施する。

なお、訓練の実効性を高めるため、訓練終了後、評価及び課題の整理等を行い、事後の訓練等や防災計画、各種マニュアル等の見直しに反映する。

２　防災訓練計画

訓練は、市、防災関係機関、市民、自主防災組織等がそれぞれの役割に基づき活動できるよう知識及び技能を習得し、災害発生時に迅速かつ的確な対応ができるよう平素から連携協力体制を確立し、より実践的な訓練を実施するよう努める。この際、各機関の救助活動等の連携強化に留意するものとする。

また、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。

さらに、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。

（１）図上訓練

図上訓練は、災害応急対策を地図等を使用して実施するもので、訓練実施項目は次のとおりとする。

ア　迅速、的確な情報の収集、伝達
イ　広域応援の要請
ウ　防災関係機関相互の緊密な連絡、調整
エ　多種多様に発生する非常事態に対応する措置の実施
オ　その他、地震災害対策事務又は業務の迅速的確な処理

（２）実地訓練

災害の発生を想定し、災害応急対策を実地に行う。

ア　総合防災訓練

市は、防災関係機関及び応援協定締結自治体と連携して、地域防災計画の習熟、防災体制の確立、防災技術の向上、市民の防災意識の高揚等を図ることを目的に、防災関係機関や学校、自主防災組織、市民、防災士等の地域に関係する多様な主体の参加を得て、水防、消防、避難、救出・救助、通信、輸送、応急復旧、災害ボランティアセンター開設・運営、避難所運営、福祉避難所開設・運営等の各種訓練を総合的に実施する。また、各種感染症拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。

イ　事業所等の防災訓練

事業所等は、応急対策を実施するため、関係機関と緊密な連絡をとり、それぞれの計画に

基づいて、他の訓練と共同又は単独で訓練を年１回以上実施することとする。 　なお、訓練に当たっては、地域住民、自主防災組織等との協力関係を構築し、地域と一体となった訓練を実施するよう努める。 ウ　市民及び自主防災組織の防災訓練 　大地震発生時における迅速かつ的確な防災行動力を身につけるには、防災訓練を繰り返し実施することが必要である。 　このため、市民においては「自分のことは自分で守る。」、自主防災組織においては「自分たちの地域は自分たちで守る。」という防災の基本に立って、平素から自主的に初期消火訓練、救出訓練、応急救護訓練、避難訓練など各種防災訓練を行い、防災活動に必要な知識、技術を習得する。 　市及び防災関係機関は、自主防災組織が行う各種訓練の一層の充実を図るため、訓練の技術指導や体験訓練等を行う上で必要な支援を実施する。	

第６節　防災体制の整備

総務班・調査班・衛生班・相談班・商工班・情報班・福祉班・建設班・下水道班

１　基本方針

地震災害時における応急復旧対策を円滑に推進するため、平時から防災に係る組織体制の整備及び充実に努めるとともに、多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策及び方針決定過程及び防災の現場において、女性や高齢者、障害者などの参画を拡大するほか、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。

また、洪水浸水想定区域等に配慮しつつ、防災に関する中枢機能を果たす施設及び設備の充実並びに災害に対する安全性の確保に努めるとともに、自家発電設備（再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電源車の活用を含む）、LP ガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の非常用電源の整備を図り、十分な期間（最低３日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平時からの点検、訓練に努める。

２　市の活動体制

（１）災害対策本部要員等の確保

市は、災害発生時に速やかに災害対策本部を設置できるよう災害対策本部室の場所、設置手順等を定めるとともに、職員の動員、配備、任務等をあらかじめ明確に定めるなど、それぞれの責務を遂行するために必要な活動体制を整備する。

（２）国、県との連絡体制等の整備

市は、避難指示等を発令する際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

また、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。

（３）災害情報の収集

市は、平時から町内会ごとの災害時における情報収集体制を構築するよう努める。

（４）情報発信

市は、避難所、町内会ごとの情報提供体制を点検し、必要な整備を図る。

なお、在宅被災者等、避難所以外における情報提供が十分確保されるよう努めるとともに、本市外に避難する市民のため、他の地方公共団体と情報を共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。

（５）他の地方公共団体や民間事業者等との応援協定締結の推進等

ア　市は、必要に応じて、災害時に周辺市町が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置づけるなど、必要な準備を整える。

イ　市は、応急活動及び復旧活動に関し、他の地方公共団体や企業等との間で相互応援の協定を締結するなど、平時より連携を強化することにより、災害発生時に各機関が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行われるよう努めるものとし、協定締結などの連携強化にあたって

は、訓練を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。なお、応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な地震災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。

また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

ウ　市は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。

エ　市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定を締結するなど、災害発生時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

（６）業務継続計画の策定等

市は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため、食料等必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、代替施設等必要な検討、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

（７）受援計画の策定等

市は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるとともに関係機関との情報の共有に努める。

なお、各種感染症対策として、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースに適切な空間を確保することに配慮するほか、応援職員を派遣する際は、派遣職員の健康管理等に配慮する。

市は、県からの応援職員の受け入れを見据え、受け入れ態勢の構築や県との合同訓練の実施に努める。

（８）安否不明者の氏名等の公表等

市は、発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、県と連携の上、あらかじめ一連の手続き等について整理し、明確にしておくように努める。

（９）災害対応マニュアルの整備

市は、災害時に迅速かつ的確に対応するため、職員初動マニュアル、避難所運営マニュアルを作成するなど業務に応じた各種災害対策マニュアルを担当部課（局）で整備する。

(10) 市民相談窓口の開設場所等の事前選定

市は、市民相談窓口の開設場所を事前に選定し、速やかな被災者支援に努める。

(11) 応急仮設住宅の建設地等の事前選定

市は、平時から、応急仮設住宅建設戸数及び建設候補地を設定したリストの更新に努める。建設候補地については、周辺の地形や地盤の状況等を考慮し、避難誘導体制の確立やハザード区域

における安全対策を検討する。
　また、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

(12) 罹災証明書交付体制の確立
　市は、速やかに罹災証明書を交付できるよう、平時から次の措置を講ずる。
ア　罹災証明書交付のための調査や発行事務の効率化を図るため、石川中央都市圏で共有可能なマニュアルの作成に努めるとともに、先導的な事例を参考にして、地理情報システム（ＧＩＳ）、被災者支援システム等の活用について検討を行い、所要の体制の整備を図る。
イ　自治体間の支援体制を確立するための協定等を締結する。
ウ　国、県等が実施する罹災証明書交付事務等の研修に対し、職員を積極的に参加させる。
エ　災害協定を締結するなど民間の調査要員の確保策について検討するとともに、住家被害の調査及び罹災証明書の交付担当課と応急危険度判定担当課とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、発災後に応急危険度判定結果等を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努める。
オ　大学と連携した調査方法を検討する。

(13) 安否情報の収集・提供体制の確立
　市は、安否情報を速やかに収集し、提供するため、平素より警察、病院と連携するとともに、「武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システム」の運用について検討する。

(14) 災害廃棄物の仮置き場の確保等
　市は、仮置き場の配置や災害廃棄物の処理方法等について具体的に示した災害廃棄物処理　計画を活用する。
　また、市は、白山野々市広域事務組合と連携し、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立及び十分な大きさの仮置き場、処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、一定程度の余裕をもった処理施設の能力を維持し、災害廃棄物の多重化や代替性の確保に努める。

(15) 遺体安置所の事前選定
　市は、住宅環境等に配慮した上で、事前に遺体安置所の設置場所を選定する。

(16) 被災者生活再建支援制度等の周知
　市は、被災者の早期生活再建を図るため、平時から、被災者生活再建支援制度、罹災証明制度及び住宅応急修理制度について、市民にわかりやすい制度の周知に努める。
　市は、県と連携し、被害認定調査の具体的な事務に関するマニュアルを整備する。

(17) 情報のバックアップ化
　市は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ自ら保有するコンピュータシステムや各種データ（戸籍、住民基本台帳、地籍、公共施設・地下埋設物等の情報及び測量図面等）の総合的な整備保全及びバックアップ体制の整備に努める。

(18) 事業継続計画（ＢＣＰ）の策定支援及び事業継続マネジメント（ＢＣＭ）の構築支援
　市は、事業所等の事業継続計画（ＢＣＰ）策定及び事業継続マネジメント（ＢＣＭ）構築を支援するため、情報提供等に努める。

(19) 事業継続力強化支援計画の策定支援

市は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、商工会の事業継続力強化支援計画の策定を支援する。

(20) 災害発生時の中小企業等の被害状況の把握

市は、あらかじめ商工会等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

(21) 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制

市は、男女共同参画の視点から、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当課が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行う。また、平時及び災害時における男女共同参画担当課の役割について、防災担当課と男女共同参画担当課が連携し明確化しておくよう努める。

(22) 代替水源の確保

市は、地域住民や企業が所有する井戸を災害用井戸として活用するための登録制度や、により、消雪井戸の活用等により、代替水源の確保に努める。

【災害時給水井戸一覧】（資料編　第４章　第３節　「１　災害時給水井戸一覧」参照）
【災害時給水井戸位置図】（資料編　第４章　第３節　「２　災害時給水井戸位置図」参照）

(23) 防災関連システムの整備・利活用

効果的・効率的な防災対策を行うため、ＡＩ、ＩｏＴ、クラウドコンピューティング技術、ＳＮＳの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進し、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備に努める。また、システム操作の習熟を図るため、研修や訓練の実施に努める。

第７節　通信施設の災害予防

情報班

１ 基本方針

地震発生時には、通信施設の被害により住民等が災害の各種情報が得られなくなるおそれがあり、また、防災関係機関相互の情報伝達も確保できなくなることが予想されるので、市、県及び防災関係機関は、転倒防止対策を含めた情報通信設備の耐震性の確保に努めるとともに、多ルート化の整備や衛星通信機材の配備など、災害時の迅速な通信手段の確保に向けた体制づくり等必要な措置を講ずる。特に、地域衛星通信ネットワーク等の耐災害性に優れている衛星系ネットワーク衛星ネットワークについて、一体的な整備を図る。

なお、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、帰宅困難者等情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

特に、高齢者等における電子機器による防災情報の利活用を平時から推進するほか、災害時には、必要に応じて紙媒体の配布を行うなど、デジタル・アナログの両面での情報発信に努める。

２　通信施設設備の整備

（１）防災行政無線の活用

災害発生時には、通信網の寸断及び通信の輻輳により、情報の収集伝達が困難となり、迅速な災害応急対策の実施に支障を来たすおそれがあることから、次の防災行政無線の活用を図り、通信の確保に努める。

ア　職員等災害従事者との連絡を図るための移動系防災行政無線

イ　市民への迅速な情報提供を図るための同報系防災行政無線

（２）コミュニティＦＭの活用

市は、コミュニティＦＭ放送局「えふえむ・エヌ・ワン」が非常放送設備の整備促進を図り、地震災害時においても放送施設設備が円滑に機能するよう送信所等の建物の耐震力の強化を図るよう協力を求める。

（３）通信設備の整備

市は、災害時における迅速かつ的確な情報伝達を図るため、防災行政無線、全国瞬時警報システム（Ｊアラート)、テレビ（ケーブルテレビ)、ラジオ、ソーシャルメディア、災害情報共有システム（Ｌアラート)、ホームページ、メール配信（ほっとＨＯＴメール、緊急速報メール等)、携帯端末用防災アプリ（Ｙａｈｏｏ！防災速報）、ＩＰ通信、回覧板アプリ（結ネット）など多様な情報伝達手段の整備と活用を推進するとともに、災害時優先電話、衛星携帯電話、携帯電話、公共安全ＬＴＥ（ＰＳ－ＬＴＥ)、無線等の通信手段の確保に努める。

また、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、帰宅困難者等情報が入手困難な被災者、要配慮者利用施設の施設管理者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るとともに、ＮＴＴ等の電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努める。

第８節　火災予防

消防班

１　基本方針

都市の過密化、建築物の高層化、危険物需要の拡大等により、火災の延焼防止上の危険要因が増大しているなか、地震に伴う火災の発生により、人的及び物的被害が生じることが予想される。このため、消防力の強化、火災予防のための指導の徹底、危険物等の安全確保等に努める。

火災の予防は、日頃からの防火思想の普及徹底、防火管理の推進及び消防体制の充実によりその効果を期すべきものであるが、強風、異常乾燥等の火災危険気象下、地震発生時においては、特にこれらの措置を一時的に強化して対処するものとし、次の対策を講ずる。

なお、白山野々市広域消防本部（以下「消防本部」という。）及び野々市消防署（以下「消防署」という。）が所掌する事項については、消防本部の定めによる。

【野々市市の消防組織】（資料編　第７章　「１　野々市市の消防組織」参照）

２　出火防止、初期消火

（１）出火防止

ア　火の使用に関する制限等は、「白山野々市広域事務組合火災予防条例」の定めるところであり、火を使用する設備等の所有者及び使用者は、出火の予防についてそれぞれの責任において必要な措置をとる。

イ　防火思想の普及、火気器具の取扱い、消火器具の使用方法等に関し、火災予防運動等を通して指導を行い、出火防止の徹底を図る。

（２）初期消火体制の確立

火災の被害防止又は被害の軽減を図るためには、初期消火が基本であることから、初期消火の目的が十分発揮できるよう、防火用水の確保、可搬式小型動力ポンプの設置等により初期消火体制の確立を図る。特に市民に対して、家庭に小型消火器を常備するよう普及に努める。

また、自主防災組織、自衛消防隊等、市民による初期消火活動が積極的に行われるよう指導育成に努める。

なお、住宅密集地において、地震等により大規模な火災が発生する可能性に備え、市は、関係機関との連携による迅速な避難誘導体制の整備、地域における初期消火意識の醸成に努める。

３　所要地域の警戒措置等

（１）所要地域の防火対象物の警戒

市及び消防本部は、大火危険気象下における所要地域の防火対象物の警戒措置が十分行われるよう、必要に応じて消防機関に出動を命ずるほか、木造大規模建築物、危険物等貯蔵所、大量火気使用場等、火災発生危険の大きいものあるいは火災が発生した場合著しく拡大延焼するおそれのある防火対象物又は文化財等については、防火管理者の協力等により特別な警戒措置がとられるよう、あらかじめ指導協議の上、所要の警戒計画を定めておく。

４　消防力の強化

市は、野々市市消防団（以下「消防団」という。）の消防施設装備等の強化や消防体制の充実、消防水利の多様化及び消防団の活性化を図るなど、消防力の強化に努める。

ア　消防施設装備や消防資機材の科学化及び近代化を図るとともに、消防関係職員の充実を図るなど消防体制の確立に努める。

イ　危険地域における消火栓及び防火水槽等の消防水利の増設に努め、その適正配置を推進する。プール等の水利については、消防ポンプ自動車の水利部署位置の確保について、それぞ

れの管理者に協力を求める。

【消火栓及び防火水槽設置状況】（資料編　第７章　「２　消火栓及び防火水槽設置状況」参照）

【防火水槽及び浄化槽転用水槽一覧】（資料編　第７章　「３　防火水槽及び浄化槽転用水槽一覧」参照）

ウ　地域の消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実を図る。

エ　町内会、自主防災組織と連携して団員の確保に努めるとともに、女性及び学生の入団促進、事業所の消防団活動への理解促進、地域への啓発等により、団員定数の増員と充足率の向上を図るとともに、消防団ＯＢ等を活用する機能別団員、特定の活動のみを行う機能別分団制度の導入を検討し、活動の多様化及び活性化を図る。

オ　市は、平時から消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、消防防災体制の整備に努める。

５　消防機械器具の点検整備と教育、訓練

（１）機械器具の点検

ア　通常点検

消防団各分団において、毎月１回以上機械器具の手入れ、放水試験等を行う。

イ　特別点検

消防団は、年１回以上分団ごとに特別点検を行う。

ウ　現場点検

火災注意報、強風注意報等の発表時における機械器具、人員の配備及び防火など災害防止対策の適正化について、消防署及び消防団が相互に協力して行う。

（２）教育、訓練

消防団員がいかなる災害に対しても、迅速かつ有効適切な処置をなし得るようその資質の向上と学術及び技術の修習並びに心身の練磨を図るため、積極的に次の教育・訓練を実施する。

ア　一般教育

（ア）研修会を開催するなど、消防精神の向上に努める。

（イ）県消防学校教育訓練計画の趣旨に基づき、消防団員の消防知識及び実務能力の向上を図るため、毎年若干名を県消防学校に派遣する。

（ウ）救命率向上を図るため、市民に広く救命講習の指導を行う応急手当普及員講習を受講する。

イ　訓練

一般教育と併行して次の訓練等を行い、消火活動の万全を期する。

（ア）消防用機械器具操法訓練

（イ）機関運用及び放水演習

各分団において毎月１回以上実施するものとし、年間１回以上全団員を招集して、実地訓練を行う。

（ウ）救急救助訓練

（エ）災害応急対策訓練

６　消防機関の警戒措置体制の確立

消防機関は、大火危険気象下又は火災警報が発令された場合の警戒措置として、あらかじめ次の事項について策定しておく。

（１）警戒のための組織体制

（２）警戒区域の分掌
（３）警戒出動のための要員出動及び伝達方法
（４）煙火打上げ、火入れ等の火気使用制限等の規制
（５）消防無線、防災行政無線等の通信系確保及び上水道、用水路等の水利統制のための要員待機計画

７　火災発生防止の徹底

（１）火災警報の発令及び伝達

消防法第 22 条第３項及び白山野々市広域事務組合火災警報発令規則により、火災警報が発令されたときは、速やかに本計画第３章第３節「災害、気象等に関する特別警報、警報、注意報等の伝達」に準じて関係機関及び市民に伝達し、火災発生の防止に努める。

（２）火災予防思想・知識の普及

市長及び消防団長は、消防本部の行う予防査察、防火指導等の業務に積極的に協力するとともに、春秋火災予防運動期間、防災週間、異常気象時、手取川七ヶ用水の工事停水時、火災発生直後等、あらゆる機会に市民の火災予防思想の向上と知識の普及を図る。

８　救助・救急体制の整備

（１）救助資機材の整備

ア　市長は、大規模災害時に発生するあらゆる救助事案に的確に対応するために、高度救助資機材の整備を図る。なお、必要に応じ、民間事業者等との連携を図る。

イ　家屋や建造物などの下敷きになった人々の救出を迅速に行うため、レスキューツール、エンジンカッター及びチェーンソー等の救助資機材の整備を図る。

（２）体制の整備

ア　市及び県は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、関係省庁との連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図る。

イ　市長は、地震発生時には同時に多数の傷病者が発生することから、傷病者の緊急度や重症度に応じて適切な処置や搬送を行うため、治療優先順位を決定する方法としてトリアージ・タッグ（患者識別票）の整備、現場での救命効果向上のための高規格救急自動車の整備拡充、救急救命士の育成、高度救命処置用資機材及び救護所用資機材の整備に努める。

また、地震発生時に迅速に医療機関に搬送するため、広域災害・救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）の活用を図る。

第９節　水害予防

復旧班・消防班

１　基本方針

地震に伴う河川、水路等の堤防亀裂、沈下、崩れ及び、護岸、水門、樋門等の構造物の破損は、直接水害となって後背地に被害を及ぼすこととなるほか、地震発生後の豪雨による二次災害についても懸念されるため、次の措置を講ずるほか、石川県水防計画の定めに基づいて所要の警戒措置をとる。

２　水防計画に基づく危険区域の監視

水防管理者は、地震発生に伴う河川、水路等の堤防亀裂、沈下、崩れ及び、護岸、水門、樋門等の構造物の破損による水害が発生若しくはそのおそれがあるとき、又は地震発生後の豪雨による二次災害が予想されるとき、危険区域の堤防等の巡視を行い、状況に応じて監視のための水防団員又は消防団員を配置する。この団員の配置等危険区域の監視体制については、あらかじめ定めておく。

３　農業用排水路工作物の点検

農業用排水路工作物の管理者は、平時より管理する施設を点検し、災害予防に万全を期するため必要な措置を講ずる。

４　水防資機材の点検配備

防災倉庫内格納資機材の点検を定期的に行うとともに、豪雨等に伴って河川の水位が上昇するおそれがあると判断したときは、出水状況に応じて水防作業のしやすい位置に資機材を配備する。

また、使用後は、直ちに不足分を補充する。

５　水防作業員等の確保

豪雨等に伴って河川の水位が上昇するおそれがあると判断したときは、その状況に応じて消防団に危険箇所の巡視の準備を指示するなど、人員確保のための所要の措置を講ずる。

人員不足を想定し、あらかじめ市内の土木建設業者等の協力要請を考慮した動員計画を定め、水防活動に必要な人員を確保する。

また、河川付近等における危険を伴う水防活動に従事する者の安全確保に配慮する。

６　避難準備措置の確立

市長は、地震に伴う河川、水路等の堤防亀裂、沈下、崩れ及び、護岸、水門、樋門等の構造物の破損による水害が発生若しくはそのおそれがあるとき、又は地震発生後の豪雨による二次災害が予想されるときは、その状況に応じて溢水あるいは破堤により直接被害を受けるおそれのある地域の住民、滞在者その他の者に対し速やかに高齢者等避難開始・避難指示・緊急安全確保を発令するなど、人の生命又は身体を災害から保護するための避難準備措置を講ずる。

７　地下空間の浸水対策

（１）市は、ビルの地階などの地下空間について、浸水防止施設の設置を推進するため、施設の具体的事例等必要な情報を地下空間の管理者等に提供する。

（２）地下空間の管理者は、浸水防止施設の設置に努めるとともに、円滑な避難誘導ができるよう避難誘導計画等の整備に努める。

８　自主防災組織の育成

市は、水防活動の拠点となる施設の整備及び水防資機材の充実を図るとともに、町内会や自主防災組織において水防活動を行う者に対し、研修や訓練に参加する機会を提供する。

第 10 節　避難体制の整備

情報班・福祉班・保健救護班・避難所班

１　基本方針

市は、建物倒壊、出火・延焼、津波等の災害、各種感染症対策等を踏まえ、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保され、避難者が避難生活を送るために必要十分な拠点避難所及び避難路について、管理者の同意を得た上で、必要な数・規模の施設等をあらかじめ避難所として指定するとともに、防災に関する諸活動の推進にあたり、公共用地の有効活用を図る。また、平時から、拠点避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入れ方法等について、町内会、自主防災組織等を通じて市民に周知徹底を図るとともに、災害時に拠点避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

避難にあたっては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を原則とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等が判断する場合は、自らの命を守る最善の行動をとる「緊急安全確保」を行う。

また、避難所については、救護所及び仮設トイレの設置など生活環境の整備のほか要配慮者にも配慮した施設等の整備や施設等の耐震性の向上に努める。

さらに、自助、共助による運営を基本とした避難所運営マニュアル及び学校施設利用計画を活用し、普及に努める。

この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。

なお、市は地域住民等の事前避難が必要とされる場合には、必要に応じ、住民等が避難するための施設を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

また、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

さらに、避難者名簿の作成・情報共有の体制を整備するため、マイナンバーカード等のデジタル・新技術等の活用促進に努めるものとするほか、被災者支援で重要となる健康情報等について、市・県及び保健医療・福祉団体と連携し、健康管理データの標準化に努める。

【避難所区域割】（資料編　第４章　第１節　「１　避難所区域割」参照）

２　避難所の指定等

市は、災害時に市民が安全かつ迅速に避難できるよう次の事項に留意し、避難所等をあらかじめ指定するとともに、町内会や自主防災組織等を通じて、避難所開設・運営訓練等の防災訓練の実施や広報野々市等により、市民等へ周知徹底を図る。

なお、避難所の指定に当たっては、規模(受入可能人数)・設備内容について考慮し、協定を締結するなど事業者の協力を得て、民間施設を指定するなど適切な配置に努める。

（１）拠点避難所

災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所と被災者が避難生活を送るための指定避難所を兼ねた施設であり、災害が発生した場合にまず初めに開設する。

ア　指定緊急避難場所

（ア）被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び

当該部分への避難経路を有する施設であること。

（イ）災害発生時に迅速に開放を行うことが可能な管理体制を有していること。

イ　指定避難所

（ア）避難者等を滞在させるために必要となる適切な規模を有するものであること。

（イ）速やかに被災者等を受入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。

（ウ）想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること。

（エ）災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること。

（オ）火災等に対する安全性

周囲から火災が迫ってきた場合でも、避難所内で市民の身体の安全が確保できる広さを有するとともに、危険物等が蓄積されていない所であること。

（カ）施設・設備や体制の整備

避難所において、貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、ガス設備、非常用電源（再生可能エネルギーによる発電や蓄電池の活用を含む。）、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した施設・設備や相談等の支援を受けることができる体制の整備に努める。とりわけ、学校施設が避難所として多く使用されることから、防災機能の強化を図るため、貯水槽、備蓄倉庫、トイレ、空調、非常用発電設備等の整備、電力容量の拡大に努める。

さらに、避難者が災害に関する情報を入手できるようテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。

（キ）停電時に施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める。

（ク）ペット動物の飼育場所の確保等

必要に応じて、ペット動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、ペットの一時預かり等必要な支援を獣医師会や動物取扱業者等から受けられるよう、連携に努める。

（ケ）学校が教育活動の場であることに配慮し、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

（コ）避難者情報の共有方法について、平時から関係機関と協議・検討を行い、発災時において円滑かつ的確な対応が図られるよう、必要なマニュアル等の整備を進める。

（サ）地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえること。

（シ）感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平時から防災担当課と保健福祉担当課が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用も含めて検討するよう努める。

（ス）男女双方の視点の取り入れ

プライバシーの確保や避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女ニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の管理運営に努める。

（セ）市は、平時から、避難所におけるＮＰＯ・ボランティア等の外部支援を受ける体制整備に努める。

（ソ）市は、保健師、福祉関係者、ＮＰＯ等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努める。

（タ）市及び県は、指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置付けられた避難所についても、あらかじめ情報を把握するとともに、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。

（チ）市及び県は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努める。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。

（２）自主避難所

余震などにより自宅で過ごすことが不安な方が自主的に避難するための一時的な避難所として、また、避難行動に時間を要する高齢者などに対して、迅速な避難を促す「高齢者等避難（警戒レベル３）」を発令した際の避難所として開設する。

自主避難所への避難にあたっては食料、飲料水、毛布など一時的な滞在に必要な物資を持参することとする。

なお、自主避難所として施設を開設したのち、さらに危険性が高まり、「避難指示（警戒レベル４）」を発令した場合は、当該施設を引き続き避難所として使用する。

（３）予備避難所

災害の規模に応じて、災害対策本部が必要と認めたときに開設する予備的な避難所で、避難者が多数になり、拠点避難所への受入れが困難となった場合又は、高齢者や妊産婦など配慮が必要な方の避難所として開設する。

予備避難所は、必要に応じて開設される二次的な避難所であり、最初から避難所として利用することはできない。

（４）福祉避難所

一般の避難所において避難所生活が困難となる高齢者や障害者、医療ケアを必要とする者など特別な配慮を必要とする要配慮者が滞在する以下の要件を備えている避難所とする。

ア　要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。

イ　災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備されていること。

ウ　主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されていること。

エ　医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めること。

オ　要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めること。

また、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、福祉避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するほか、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等により、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

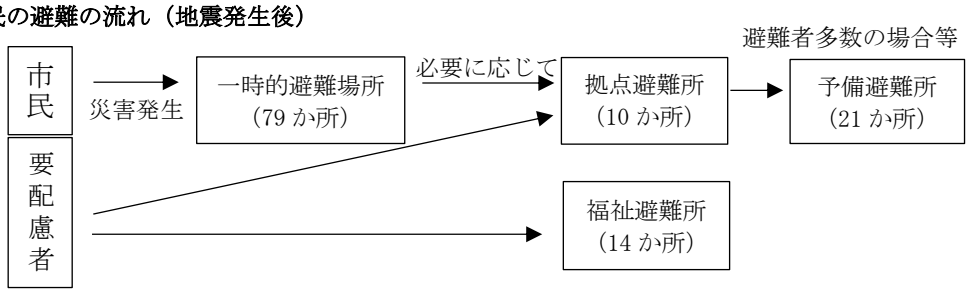
【避難所一覧】（資料編　第４章　第１節　「２　避難所一覧」参照）

（５）一時的避難場所

各町内会が指定する公園などオープンスペースで、市民がひとまず避難して、災害の推移を見定める場所で、町内会は地域住民の安否確認等を行う。

【一時的避難場所一覧】（資料編　第４章　第１節　「３　一時的避難場所一覧」参照）

市民の避難の流れ（地震発生後）



※緊急時の一時的避難場所として最寄りの指定公共施設を開放する。また、閉館時は施錠されているため、状況に応じて順次開錠する。

３　二次避難支援体制の整備

要配慮者は、避難所内の一般スペースでは心身の健康の維持が困難な要素が多いことから、市は、福祉避難所の指定など支援体制の整備を図り、個別避難計画等により、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

また、要配慮者が指定避難所の一般避難スペースに避難した場合には、県の災害派遣福祉チームや関係団体と連携し、協力体制を構築するとともに、福祉避難所マニュアルを作成し、要配慮者の避難所内の一般避難スペースから福祉避難所への移送、社会福祉施設への緊急入所又は医療機関への緊急入院を円滑に行う体制の確保に努める。

４　避難誘導標識等の設置

市は、避難所等について、町内会、自主防災組織等を通じて周知徹底を図るとともに、避難誘導標識及び避難場所等の表示標識を設置する。

誘導標識については、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。このため、市は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

また、観光客等土地に不慣れな方にもわかりやすい視認性の良い避難誘導標識や、外部電源が遮断された際にも夜間発光する再生可能エネルギーと蓄電池を併設した避難誘導灯等の設置に努める。

５　安全確保計画

（１）児童生徒の安全確保

教育委員会及び学校長は、「避難誘導計画」を策定し、避難路の安全を確認するとともに、市、ＰＴＡ等と協議し、保護者等との連絡方法及び引き渡し、下校の方法、飲料水及び医薬品等の調達等についても定めておく。

また、平素からこの計画に基づく訓練等を実施し、避難に万全を期す。

（２）事業所等の安全確保

病院、社会福祉施設、興行場、事業所など多人数が利用、入所又は勤務する施設その他防災上重要な施設の管理者は、あらかじめ設備等の定期点検や避難等の計画を定め、関係職員に周知徹底を図るとともに、訓練等を実施し、避難に万全を期す。

６　避難所運営の周知

避難所は、町内会、自主防災組織等を中心とした自助、共助による避難者自身による運営を基本

とし、避難所運営訓練の実施、避難所運営マニュアルの活用等により、市民に対し、避難所運営方法を周知する。 **７　自宅内避難所の設置** 市民は、大規模災害の発生時には避難所に避難者が殺到すること、また、避難所生活はプライバシー等の確保が困難であることを鑑み、自宅が危険な状態でないことを前提に、あらかじめ備えている備蓄物資を利用して、自宅の一室を避難所とみなして生活できるようにする「自宅内避難所」の設置に努める。	

第１１節　要配慮者対策

福祉班・児童福祉班・避難所班

１　基本方針

・「１　基本方針」の見出しを追加

乳幼児、身体障害者、知的障害者、精神障害者、発達障害者、傷病者、難病等の患者、高齢者、妊産婦、食物アレルギーのある人、外国人などの要配慮者は、災害に際して必要な情報を得ることや、迅速かつ適切な避難行動をとることが困難であるため、被害を受ける可能性が高い。

市及び社会福祉施設等の関係機関は、市民、町内会、自主防災組織等と平時から顔の見える関係を構築し、災害時の連携体制を確立するなど、災害から要配慮者を守るための対策の充実を図る。

・県計画の修正を反映

２　在宅の要配慮者対策

（１）在宅の要配慮者の把握

市は、要配慮者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるものとする。

（２）避難行動要支援者名簿の作成及び個別避難計画作成の推進

市は、平時より町内会、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護職員等との連携の下、避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、町内会等による主体的な個別避難計画の作成を推進する。

ア　避難行動要支援者の範囲

避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は、生活の基盤が自宅にある者のうち、以下の要件に該当する者とする。

（ア）75 歳以上の高齢者のみの世帯に属する者
（イ）要介護３以上の認定を受けている者
（ウ）身体障害者手帳１級及び２級の交付を受けている者
（エ）療育手帳Ａの交付を受けている者
（オ）その他、災害時に地域の支援が必要な者で、申し出のあった者

イ　避難行動要支援者名簿の記載事項

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

（ア）氏名
（イ）生年月日
（ウ）性別
（エ）住所又は居所
（オ）電話番号その他の連絡先
（カ）避難支援等を必要とする事由
（キ）（ア）～（カ）に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

ウ　避難行動要支援者名簿の記載事項の入手方法

市は、避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するために関係部課で把握している要介護高齢者や障害者等の情報を集約するよう努める。

エ　避難行動要支援者名簿の更新

市は、避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、市民の転入、転出、介護認定、身体障害者手帳等の事務を通じて避難行動要支援者名簿を定期的に更新する。

オ　避難行動要支援者名簿の管理

市は、庁舎の被災等の事態が生じた場合において、名簿の活用に支障が生じないよう、名

簿情報の適切な管理に努める。

カ　名簿情報の提供

市は、平時より災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で避難行動要支援者名簿の情報を提供するものとする。

また、市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず避難支援等関係者に情報を提供するものとする。

なお、避難行動要支援者名簿の情報の提供に当たっては、提出先に守秘義務の厳守を指導する等、名簿情報の漏えい防止のための措置を講ずる。

キ　避難支援等関係者の安全確保

避難行動要支援者に対する支援は、避難支援等関係者の安全が確保できる範囲とし、市は避難行動要支援者の理解が得られるように努める。

ク　情報伝達、避難支援体制等の整備

（ア）地域ぐるみの協力のもとに、避難行動要支援者に対する情報伝達、安否確認、避難誘導等の避難支援体制の確立に努める。

（イ）避難所等の指定に当たっては、避難行動要支援者の実態にあわせ、利便性や安全性に配慮するとともに、必要に応じて社会福祉施設や公的住宅への受け入れ・移送、民間の施設を借上げる等、多様な避難所の確保に努める。

（ウ）避難行動要支援者の支援活動の中心となる団体、地域住民、ボランティア組織、自主防災組織の育成に努める。

（エ）避難行動要支援者の特性に応じ、情報伝達が迅速かつ円滑に行われるよう、多様な情報伝達手段の確保に努める。

（３）避難行動要支援者の個別避難計画の作成支援

ア　市は、市地域防災計画に基づき、防災担当課や福祉担当課などの連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、ＮＰＯ等の避難支援等に携わる関係者と連携して、避難行動要支援者名簿の情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、町内会等が主体的に個別避難計画を作成するよう必要な支援を行う。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するよう助言する。

イ　市は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

ウ　市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画作成等にデジタル技術を活用するよう努める。

エ　市は、個別避難計画の実効性を確保する観点から関係機関、各種団体、企業等の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等の充実を図る。

オ　市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。

（４）緊急通報システム等の整備

市は、在宅の要配慮者の対応能力を考慮した緊急通報システムの整備を進めるとともに、地域ぐるみの避難誘導体制の確立を図る。

（５）防災知識の普及及び防災訓練の充実

市は、要配慮者及びその家族に対し、パンフレット配布等による防災知識の普及を図るとともに、地域の防災訓練に参加できるよう訓練内容を工夫する。

（６）防災マップの作成支援

市は、要配慮者の円滑な避難等に資するため、防災意識の普及啓発及び災害時に活用できるコミュニティ単位の防災マップ（地震災害）の作成支援に努める。

（７）避難行動要支援者避難支援マップの作成支援

市等は、避難行動要支援者の円滑な避難支援のために、防災関係者が活用するコミュニティ単位の避難支援マップの作成支援に努める。

（８）福祉避難所の指定

市は、高齢者や障害者、医療的ケアを必要とする者等は避難所内の一般避難スペースでは健康の維持・確保が困難な要素が多いことから、地区ごとの福祉避難所の指定を進める。

ア 要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。

イ 災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備されていること。

ウ 主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されていること。

エ 医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めること。

オ 要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。

また、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、福祉避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するほか、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等により、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

（９）福祉避難所への避難等に係る支援体制の整備

市は、国の福祉避難所の確保・運営ガイドラインを踏まえ、福祉避難所マニュアルを作成し、関係団体との連携により、福祉避難所への避難、緊急入所や緊急入院の必要な要配慮者の受入体制の確保に努める。

３　社会福祉施設等の防災体制の整備

（１）防災組織体制の整備

社会福祉施設等の管理者は、災害発生時における迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ防災組織体制の確立を図り、施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制等を明確化する。

特に、夜間における消防機関等への連絡や入居者の避難誘導体制には、十分配慮した組織体制を確保する。

また、平時から関係機関、地域住民、自主防災組織等と連絡を密にし、利用者の実態に応じた協力が得られるような体制づくりに努める。

市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園、保育所・認定こども園等との連絡・連携体制の構築に努めるものとする。

（２）防災設備等の整備

社会福祉施設等の管理者は、施設の耐震診断、耐震改修、防災設備の整備等に努めるとともに、災害に備えて施設入居者が最低限度の生活を維持することに必要な食料、飲料水、医薬品

類等の備蓄及び情報通信手段の確保等を行う。

また、施設機能の応急復旧等に必要な、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用自家発電機等（再生可能エネルギーによる発電や蓄電池の活用を含む。）の防災資機材の整備推進に努めるとともに、その設置場所については、水没等を考慮し、適切に配置する。

（３）緊急連絡体制の整備

社会福祉施設等の管理者は、災害発生に備え、市の指導のもとに緊急連絡体制の整備を図る。

（４）職員及び入居者に対する防災教育及び防災訓練の充実

社会福祉施設等の管理者は、施設職員及び入居者の災害時に関する知識を高めるため、定期的に防災教育を実施する。また、施設職員及び入居者が、災害等の切迫した状況下でも適切な行動がとれるよう、防災訓練を定期的に実施する。

特に、自力避難が困難な者等が入居している施設にあっては、夜間における防災訓練も定期的に行うよう努める。

（５）非常災害時における具体的な防災計画等の作成

社会福祉施設等の管理者は、県が示す「高齢者施設における防災計画作成指針」等を活用し、施設の実情に応じた「非常災害時における具体的な防災計画」等をあらかじめ定めておく。

４　外国人等に対する防災対策

言語、生活習慣及び防災意識の異なる外国人が災害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう防災知識の普及や防災訓練への参加の推進に努めるとともに、訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努める。

また、地域全体で外国人等への支援システムや救助体制の整備に努める。

５　障害者に対する情報伝達等

市は、障害の種類及び程度に応じて、障害者が防災に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるよう、体制の整備等に努める。また、緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な緊急通報手段の整備等に努める。

第 12 節　緊急輸送体制の整備

復旧班・消防班

１　基本方針

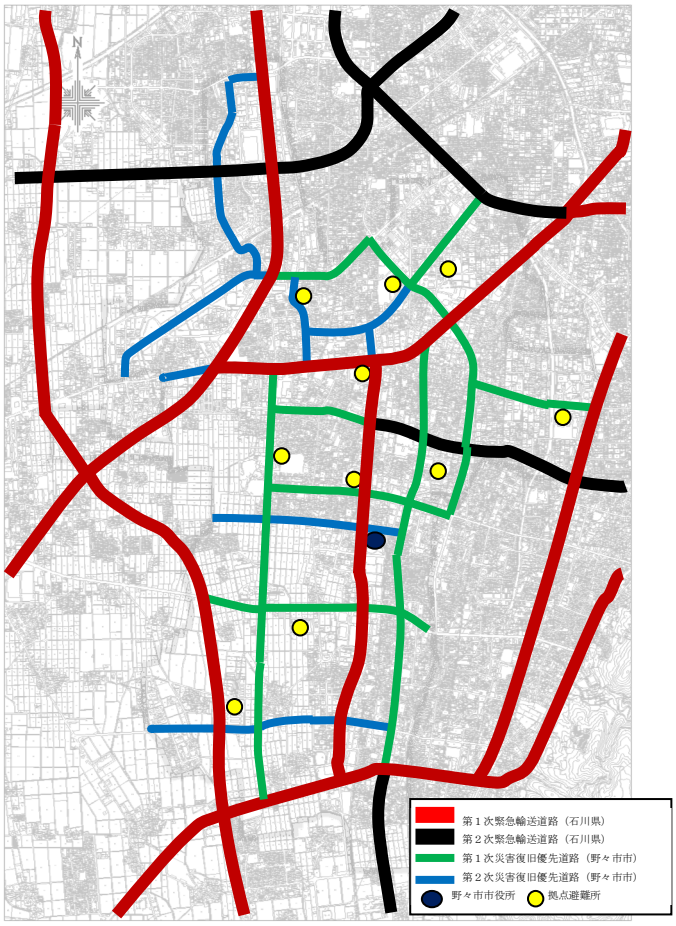
交通の混乱を防止し、消火、避難、救護等の応急活動の確保に努めるとともに、交通規制を実施し、緊急物資輸送体制を確保するため、県の緊急輸送道路と整合性を図りつつ、本市においても災害復旧優先道路を定め、緊急輸送道路や市の防災拠点を連結し、災害の応急措置の迅速化を図る。

また、緊急輸送道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図るものとする。

市及び県は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点、ヘリコプター臨時離着陸場（以下「臨時離着陸場」という。）の適地をあらかじめ把握しておき、緊急事態時のアクセス手法を検討する。

また、市及び県は、関係機関と協議の上、県が開設する広域物資輸送拠点、市が開設する地域内輸送拠点を経て、各避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努める

なお、本市に関わる緊急輸送道路及び災害復旧優先道路並びに防災拠点は、次のとおりである。



【緊急輸送道路及び災害復旧優先道路】（資料編　第５章　第１節　「１　緊急輸送道路及び災害復旧優先道路」参照）

【防災拠点】（資料編　第５章　第１節　「２　防災拠点」参照）

２　臨時離着陸場の整備

市長等は、道路の損傷により陸上輸送に支障をきたす場合に備えて、ヘリコプターの離着陸可能な空地を調査し、臨時離着陸場を設ける。

また、ヘリコプターが安全に離着陸ができるよう十分な面積を有する空地を確保し、周囲に障害物となるものが生じないよう維持管理に努める。

【飛行場外離着陸場等一覧】（資料編　第５章　第３節　「２　飛行場外離着陸場等一覧」参照）

３　緊急通行車両確保体制の整備

災害発生時には、災害対策基本法 76 条第１項の規定により、県公安委員会が緊急通行路を指定し、緊急通行車両以外の車両は通行できなくなることから、市所有の必要な車両は、平時に緊急通行車両の事前届出を行って事前届出済証を受けておく。

また、地震災害応急対策計画上、民間の所有する車両が必要になる活動については、あらかじめ必要な車両についての配備計画を整備し、市内の土木建設業者、運送業者等と「災害時における貨物自動車の協力に関する協定」等の締結を進めて、緊急通行車両の事前届出を指導する。

なお、災害時に緊急通行路を通行できるのは、緊急自動車「道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 39 条第１項及び道路交通法施行令（昭和 35 年政令第 270 号）第 13 条に定める車両」及び災害対策基本法施行令（昭和 37 年政令第 288 号）第 33 条第１項の規定に基づく緊急通行車両確認証明書・標章の交付を受けた緊急通行車両だけである。

（１）緊急通行車両の事前届出

市は、保有する全ての車両について、災害時の応急対策活動で緊急通行を実施するため、届出書を白山警察署に事前に提出し、届出済証の交付を受ける。

また、老朽化等により車両を廃棄した場合には、すみやかに届出済証を返還するとともに、更新した車両について、新たに届出書を提出する。

【緊急通行車両一覧】（資料編　第５章　第２節　「１　緊急通行車両一覧」参照）

（２）標章及び緊急通行車両確認証明書

別記様のとおりとする。

なお、標章及び緊急通行車両確認証明書は、災害発生時において事前届出済証を警察署へ提示して交付を受ける。

【標章及び緊急通行車両確認証明書】（資料編　第５章　第２節　「２　標章及び緊急通行車両確認証明書」参照）

４　火災予防措置

本章第８節「消防力の充実、強化」に準ずるものとするが、地震発生時においては、市民に火災発生防止の緊急徹底を図るため、第３章第５節「災害広報」により火災予防上必要な事項について市民に周知徹底する。

第 13 節　医療体制の整備

保健救護班

１　基本方針

地震発生時には、家屋の倒壊、道路の損壊、火災等により多数の負傷者が発生し、更に医療機関の被災やライフラインの機能停止等による診療機能の低下が予想される。このような混乱した状況のもとで、市民の生命と安全を守るため、迅速な医療救護が要求される。

このため、市は、県及び防災関係機関と緊密な連携を図りながら、被災者の救護に万全を期すため、全ての医療機関の役割分担を明確にした上で、医療救護体制の整備に努めるとともに、ライフラインが機能停止した場合における業務継続計画の策定支援を行う。

また、医療機関は、被災時にあっても診療機能を維持するための施設・設備の整備に努めるとともに、それぞれの役割に応じた医療救護活動を実施するための体制を整備するなど、平素から地震の発生に備える。

【医療機関一覧】（資料編　第４章　第２節　「１　医療機関一覧」参照）

２ 医療救護体制の整備

ア　市は、地域の実情にあわせた医療救護班を編成しておく。ただし、市独自で医療救護班編成が不可能な場合は、広域圏で編成する。

イ　医療救護班編成に当たっては、地区医師会、公的病院等医療機関の協力を得る。

ウ　医療救護班は、原則として医師１名、看護師２名、補助者２名（運転手、連絡員）を一班とするよう編成し、できるだけ薬剤師１名も加えるよう努める。
また、連絡体制についても定めておく。
なお、市等で編成された医療救護班については、県へ報告し、変更した場合も同様とする。

エ　市は、円滑な医療救護活動を実施するため、あらかじめ責任者を定めるとともに、県が設置する地域保健医療福祉調整本部への当該責任者の参加及び連携について定めておく。

オ　市は、震災時に重症患者等の処置及び収容を行う病院をあらかじめ指定しておく。

カ　市は、震災が発生した場合、直ちに医療救護活動が円滑に開始できるよう応急救護設備等の整備に努めるとともに、常に点検を行っておく。

キ　市は、避難所における救護所の設置について、あらかじめ当該管理者と協議しておく。

ク　市は、病院、救護所の被害状況や傷病者の受入情報等の収集方法をあらかじめ定めておく。

３　情報連絡体制

ア　市は、被災地内医療施設及び救護所に係る情報連絡体制を整備しておく。

イ　市は、災害時の情報連絡体制を確保するため、衛星電話、災害時優先電話、ＭＣＡ無線等の複数の通信手段の整備に努める。

４　応援医療従事者の受け入れ体制

応援医療従事者等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援医療従事者等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努める。

第 14 節　健康管理活動体制の整備

保健救護班

１　基本方針

災害発生時は、ライフラインの機能停止等により、健康の基本である食事、睡眠等の確保が困難となりやすく、さらに災害に対する不安や避難所生活等のストレスから、様々な健康障害の発生が懸念される。

市は、平時より、市民の健康管理意識の向上に努めるとともに、「市健康管理活動マニュアル」を作成する等、災害発生時に迅速、円滑に健康管理活動を実施できるよう、体制の整備に努める。

２　平時の健康管理対策

市は、平素の健康管理活動で地区ごとに健康障害発症のハイリスク者を把握し、保健指導を実施する。また、災害時の備えに関する健康教育、保健指導の実施に努め、自己管理の必要性についても啓発する。

市民は、平時から健康診断の受診等により、自らの健康状態の把握、改善に努めるとともに、特に慢性疾患等を有する場合は、お薬手帳等により服用薬剤等の自己管理に努める。

３　健康管理活動実施体制の整備

市は、災害時の健康管理活動マニュアル等を作成するとともに、障害者、高齢者、医療、食糧備蓄、避難所運営等の担当部門と協力、連携した活動体制の確立に努める。また、地域の医療機関、民生委員、健康づくり推進員等との協働・連携体制の構築にも努める。

第 15 節　こころのケア活動体制の整備

保健救護班

１　基本方針

地震発生時には、家屋の倒壊等により多数の負傷者が発生するおそれがあり、被災した市民が避難生活上のストレス、絶望感などの精神的苦痛から、心身の健康を崩し、疾病の悪化を招くおそれがある。

市は、平時から、県、精神科医療機関等と緊密な連携を図り、地震発生時に被災した市民のこころのケア等に万全を期すため、精神保健医療体制の整備に努める。

２　こころのケア実施体制の整備

市は、平時から住民に対する災害時のメンタルヘルスに関する知識の普及・啓発を行うとともに、支援が必要な精神障害者等要配慮者に関する情報の把握に努める。

３　情報連絡体制の整備

市は、県、精神科医療機関等と平時から連携し、精神科救急医療についての情報連絡体制の整備に努める。

４　こころのケアチームの活動計画の作成等

災害時において、迅速かつ円滑にこころのケアチームが活動を開始できるよう事前に関係機関との連携を図り、受入体制の整備に努める。

第 16 節　食料及び生活必需品等の確保

福祉班

１　基本方針

住宅の被災等による食料及び生活物資の喪失、流通機能の一時的な停止や低下等が起こった場合には、被災者への生活救援物資の迅速な供給が必要である。

このため、市は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、発災直後から被災者に対して円滑に食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資の供給が行われるよう物資の備蓄、調達及び輸送体制の整備を図るとともに、新物資システム（Ｂ－ＰＬｏ）を活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資の拠点の登録に努め、備蓄状況の確認を行う。なお、この際、要配慮者への配慮及び食料の質の確保に留意する。

また、女性の視点に立った支援物資の備蓄・供給（生理用品など）や市民・事業者が食料、飲料水及び生活必需品を備蓄するよう啓発する等の取り組みを一層推進する。

２　市、市民等の役割分担

（１）市は、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、快適なトイレ環境確保のための携帯トイレ、簡易トイレ、食料、飲料水、適温の食事のための炊き出し用具やキッチン資機材、安眠確保のための段ボールベッド・エアベッド等の簡易ベッド、毛布、プライバシー確保のためのパーティション、衛生促進のための入浴設備、洗濯設備、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、トイレットペーパー、生理用品のほか、マスクや消毒液等の感染症対策に必要な物資等の避難生活に必要な物資を備蓄するものとし、これらの物資の備蓄状況については、年に１回、広く住民に公表するものとする。この際、避難生活に必要な物資の備蓄については、県の被害想定を基に想定し得る最大規模の災害における想定避難者数（自主避難所や在宅避難者、車中泊避難者等を含む）と、それに対して必要となる備蓄量（最低３日間、推奨１週間）を推計し、推計した必要備蓄量の確保を目指すよう努めるものとする。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、こどもにも配慮する。

（２）市は、被災者に迅速に物資等を給与するための計画を策定し、物資等の調達及び供給を行うための環境及び体制の整備に努める。

また、物資の供給に当たり、小口・混載の支援物資を送ることは、被災地方公共団体の負担になることなど、被災地支援に関する知識を整理するとともに、その知識の普及に努める。

（３）市民は、「自分のことは自分で守る。」という自覚をもとに、普段の食事に利用する食料等を備蓄食料とし、賞味期限がくる前に消費し、消費した分を新しく補充していく方法「循環備蓄」により７日間以上生活できるように食料等の備蓄に努める。

（４）事業所等は、災害発生に備えて、従業員や市民のことも考慮しながら可能な方法及び範囲での物資の備蓄に努める。

（５）市及び県は、新物資システム（Ｂ－ＰＬｏ）を活用し、施設（備蓄倉庫・物資拠点・避難所）ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況を把握する。

３　食料及び生活物資の確保

市は、平時から災害の発生に際して必要となる物資の調達を次により行う。

（１）地震被害想定等を参考として、食料品及び生活必需品について、避難者想定の７日分を目標に備蓄に努めるとともに、事業所等の協力を得て、出来る限りの物資を調達できる体制を整備

する。
　また、要配慮者向けの粉ミルクや柔らかい食品、食物アレルギーに対応した食品を備蓄するとともに、洋式仮設トイレ等の避難所生活に必要な物資が迅速かつ適切に配備されるよう、要配慮者に対する備蓄物資を拡充し、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や輸送手段の確認を行う。

（２）保存年限及び耐用年数のあるものについては、買換えを行い備蓄する。

（３）物資の用途、避難所の位置等を勘案して、物資の分散備蓄及び集中備蓄を適切に行う。

４　物資の集積、配送地の整備

（１）市は、被災者に食料等の物資が迅速に供給できるようそれぞれの救援物資等の集積、保管、配送等のための集配予定地をあらかじめ定めるとともに、地域内輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるよう、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、体制を整備するとともに、関係機関等に対する周知徹底に努める。

（２）市は、大規模災害等を想定した物資の仕分け及び配送について、災害協定締結先等民間事業者を活用するための体制整備を図るとともに、物資の調達・輸送に必要となる情報項目・単位の整理など発注方法の標準化に努める。

（３）市は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、災害発生後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることとなることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図る。

５　義援金及び義援物資の受け入れ・配分マニュアルの作成

　市は、災害発生直後から義援金及び義援物資の円滑な受け入れ等を図るため、具体的な「受け入れ・配分に関するマニュアル」を作成し、受入体制の強化を図る。
　加えて、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、義援金及び義援物資の受付・調整にデジタル技術を活用するよう努める。

第 17 節　積雪・寒冷対策

復旧班・建設班

１ 基本方針

積雪・寒冷期において地震が発生した場合、他の季節に発生する地震災害に比べて、積雪による被害の拡大や避難路、避難場所等の確保等に支障を生じることが懸念される。このため、市、県及び防災関係機関は、積雪・寒冷対策を推進することにより、積雪・寒冷期における地震災害の軽減に努める。

２ 積雪対策の推進

積雪期における地震対策は、除排雪体制の整備、雪に強いまちづくりなど、総合的・長期的な雪対策の推進により確立される。

このため、市、県及び防災関係機関は、「石川県雪害対策実施要綱」に基づき、相互に協力して実効ある雪対策の確立と雪害の防止に努める。

３　交通の確保

（１）道路交通の確保

地震発生時には、防災関係機関の行う緊急輸送等の災害応急対策の円滑な実施を図るため、道路交通の緊急確保を図ることが重要である。

このため、道路管理者は、路線の重要性、交通量、除雪量等を勘案し、毎年度策定する「道路除雪実施計画」により、特に交通の確保を必要とする路線の除雪に努める。

なお、計画の決定に当たっては、国及び県の除雪計画と十分な調整を図る。

（２）適期の道路除雪の実施

交通その他の輸送確保のため、降雪期明けに行う主要路線の道路除雪は、関係機関及び町内会等の協力を得て、適期にこれを行う。

４　雪に強いまちづくりの推進

（１）家屋倒壊の防止

市及び県は、住宅の耐震性を確保し、屋根雪荷重の増大による地震時の家屋倒壊等を防止するため、基準の順守の指導等に努める。

また、自力での屋根雪処理が不可能な世帯に対して、ボランティアの協力体制など、地域の相互扶助体制の確立を図る。

（２）積雪期における避難路、避難場所等の確保

市、県及び防災関係機関は、融雪施設の整備を進めるとともに、避難路、避難場所等の確保に努める。

５　寒冷対策の推進

（１）避難所対策

市は、避難所における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材（長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ、救出用スノボート等）の備蓄に努める。

また、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努める。

（２）被災者及び避難者対策 　市は、被災者及び避難者に対する防寒用品の整備、備蓄に努める。 　また、応急仮設住宅は、積雪のため早期着工が困難となることや避難生活が長期化することが予想されることから、被災者、避難者の生活確保のための長期対策を検討する。	

第 18 節　建築物等の災害予防

消防班・建設班・避難所班

１　基本方針

建築物の構造上の安全性については、建築基準法等によって、必要な技術的基準の確保が要請されているところである。

しかし、地震は多様な要素が複雑にからみあって、建築物に予想外の被害を与えた例も少なくない。

このため、地震に強いまちづくりを行うに当たって、市等は、公共建築物及び一般建築物の耐震性並びに不燃性の確保に努めるとともに、関係団体の協力の下に建築物の安全性を一層高める。

２　防災上重要な公共建築物等の災害予防対策

災害対策は、迅速かつ的確な情報伝達と適切な行動への指示が要求される。これらの活動を円滑に進めるため、災害対応業務の中心となる施設及び災害時の避難所等として利用される施設の非構造部材を含む耐震性、不燃性の確保等に努める。

・市の防災備蓄倉庫及び消防機関の資機材等格納庫
・防災資機材等の整備
・耐震性防火水槽の整備

また、老朽化の兆候が見られる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。

３　一般建築物の災害予防対策

市は、災害による建築物被害を未然に防止し、火災等による延焼拡大防止を図るため、老朽住宅密集市街地対策を推進するほか、次の措置を講ずる。

（１）老朽危険建築物に対する調査、指導

市は、老朽危険建築物等で著しく保安上危険であると認める場合においては、建築基準法に基づき、また、老朽危険建築物が空家であるものについては、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）に基づき、建築物の構造、敷地、危険度等について調査し、除去、移転、補修、改築、使用禁止等の措置を講ずるよう所有者等に対して助言、指導等必要な措置を講ずる。

（２）特殊建築物の検査、指導

市は、旅館、マーケット、病院、興行場、集会場等の特殊建築物及びその設備について、定期的に所有者等からその状況を報告させるとともに、実地調査を行い、その結果に基づいて適切な指導を行う。

（３）耐震化の推進

市は、「野々市市建築物耐震改修促進計画」に定める住宅及び建築物の耐震化目標の達成に向けて、耐震化に関する知識の普及啓発を行うとともに、耐震診断及び耐震改修の助成制度を周知し、利用促進を図る。

４　文化財火災予防計画

文化財については、国民的財産であることから、文化財保護審議会と協議し、文化財の適切な保護及び管理体制の確立を図るとともに、防災施設整備の促進を図る。

また、指定文化財のうち、建築物については、県教育委員会、市教育委員会、消防機関及び警察機関と協力して所有者及び管理者等を指導する。

ア　防火管理体制を整備する。

イ　火の使用を特に注意し、場合によっては制限する。
ウ　火災の危険のある箇所を早期に発見するとともに、施設の改善を行う。
エ　火災警戒は、特に厳重に行う。
オ　消火設備を完備する。
カ　警報設備を完備する。
キ　消防用水の確保措置を講ずる。
ク　自衛消防組織の訓練を実施する。
ケ　震災等に対処するため、木造建築物の点検及び応急資材の準備をする。
コ　建築物の耐震化・不燃化、倒壊防止対策を講ずる。
サ　延焼を減ずるための公園・空地整備を講ずる。
シ　文化財を安全な場所へ移すことを検討する。

５　特殊防火対象物の警戒体制の確立

木造大規模建築物、危険物等貯蔵所、大量火気使用場所、文化財等について、防火管理者の協力により特別警戒措置を講ずる体制を確保する。

６　ブロック塀、石塀等倒壊予防対策

市及び県は、地震動によるブロック塀、石塀、自動販売機等の倒壊被害を防止するため、既存のブロック塀等について点検、補強の指導に努めるとともに、新たに設置する場合には、施工、設置基準を順守するよう、安全性の確保の指導に努める。

また、 市は、危険なブロック塀等の除去費用の一部助成を行い、安全の確保に努める。

７　家具等転倒防止対策

市及び県は、地震動による家具等の転倒被害を防止するため、「自分の命は自分で守る」という自助の大切さを住民に周知し、日頃から住民自らが家具の固定等転倒防止対策を行うよう普及啓発に努める

８　落下物防止対策

市及び県は、地震動による天井材等の非構造部材の脱落による被害を防止するため、点検、補強の指導に努めるとともに、新たに設置する場合には、施工、設置基準を遵守するよう安全性の確保の指導に努める

９　エレベーター閉じ込め防止対策

市及び県は、地震動によるエレベーター閉じ込め等を防止するため、点検、改修の指導に努めるとともに、新たに設置する場合には、施工、設置基準を遵守するよう安全性の確保の指導に努める。

10　所有者不明土地対策

市及び県は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進する。

第 19 節　公共施設災害予防

衛生班・復旧班・給水班・下水道班

１　基本方針

道路、公園等の公共施設は、避難、消火、救急活動など災害の拡大を防止するうえで重要な役割を果たすことから、地震発生時に必要な機能を発揮できるよう県が行う耐震化事業に準じ、耐震診断及び耐震補強工事による整備促進に努めるものとし、工事担当者の耐震工法、耐震設計等耐震強化に関する知識の普及に努める。

特に、３次医療機関等の人命に関わる重要施設、電気、通信等のライフライン施設については、早期に復旧できるよう、優先的に復旧すべき公共土木施設や拠点等の事前把握及び関係者間での情報共有を行うなど、体制を強化する。

また、衛星携帯等の調査資機材の整備や、応急対応に係る資材調達ルートについてあらかじめ検討するよう努めるものとする。

２　道路施設の整備

災害時には、道路又は橋りょうは、市民の避難、消防活動、医療活動、緊急物資の輸送、救助救出活動等に重要な役割を果たすことから、災害発生時に必要な機能を発揮できるよう整備促進に努める。

また、日頃からパトロールを実施し、危険箇所を把握するための点検及び調査を実施する。

３　河川の整備

地震により、ダム、えん堤等が破壊され、甚大な被害が発生するおそれがあることから、河川施設のうち老朽化等により施設の機能低下を来たすおそれがある箇所については、改修、補強等の整備促進に努めるとともに、新設に当たっては、耐震性を配慮した整備に努める。

４　公園、緑地等の整備

地震災害時における公園、緑地等は、火災の延焼防止、避難路及び避難地としてばかりでなく、消防医療活動の拠点、応急仮設住宅の建設用地など計り知れないものがある。このため、市街地の公園、緑地、緑道等の整備促進に努めるとともに、防災機能を付加した地域防災拠点としての施設の整備に努める。

５　上下水道の整備

（１）上水道の整備

災害による水道の断水被害を可能な限り防止するとともに、水道被害が生じた場合でも、迅速かつ円滑に対応できる体制を整備する。

また、新設する施設については、耐震性の強化に努める。

ア　動員体制

防災協定が締結されている野々市市管工事協同組合及び石川県さく井協会との「災害時における応急対策に関する協定」に基づき円滑に対応する。

【井戸の応急復旧等に関する協定書（29　野々市市と石川県さく井協会）】（資料編　第 10 章　第２節　「３　民間組織との協定」参照）

イ　連絡体制

事前に県及び（公社）日本水道協会石川県支部、その他協定締結団体との緊急連絡体制の構築に努める。

ウ　飲料水の確保

水道被害を未然に防止するとともに、水道被害時においても飲料水を確保するため平時から次の措置に努める。

（ア）水道施設の耐震化
（イ）代替水源等緊急水源として、井戸水等の確保
（ウ）ポリタンク、給水用ポリ袋、給水車、ろ水機及び管材料等の確保（自ら確保できない場合を想定し、水道工事等関係業者からの借受及び県、他自治体等関係機関への協力要請を含めた資機材の調達計画の作成）
（エ）市民に対する貯水や応急給水についての周知

（２）下水道の整備
既存下水道施設の耐震性の強化に努めるとともに、地震災害時迅速かつ円滑に対応できる体制を整備する。
また、新設する施設については、耐震性の確保に努める。
ア　要員体制
あらかじめ防災協定が締結されている野々市市建設業協同組合及び日本下水道管路管理業協会中部支部石川県部会との「災害時における応急対策に関する協定」に基づき円滑に対応するとともに、応急対策及び応急復旧に必要な体制を整備しておく。
イ　連絡体制
事前に県及び石川県下水道協会、その他協定締結団体との緊急時連絡体制の構築に努める。
ウ　汚水排除機能の確保
（ア）日頃から設備の巡視及び点検を行い、汚水排除機能の確保に努める。
（イ）日頃から災害に備えて、応急復旧用資機材確保の体制整備に努める。
エ　要員の確保災害時に円滑に活動できるよう次の事項について定めておく。
（ア）初動時の要員の確保
（イ）非常召集方法
（ウ）応援要請方法
（エ）広報体制等

（３）上下水道一体となった対応
発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努める。
なお、上水道・下水道施設がともに被災した地域において、早期かつ同時期の復旧体制を強化するため、広域的な業者斡旋体制の確保に努める
さらに、宅内配管について迅速に復旧できるよう、あらかじめ体制の 構築に努める。

６　電力施設の整備対策
電力供給事業者は、地震時における電力の供給を確保するため、電力施設の耐震性の強化を図るとともに、平時から電力設備の防護対策に努める。

７　通信施設の整備対策
震災時における通信機能の確保は、社会的な混乱の防止、災害対策の迅速かつ的確な実施の上からも極めて重要であり、非常用電源の整備等による通信設備の防災対策、電信電話、専用通信、放送等の安全な設置場所の確保などによる施設設備の安全性の確保及び耐震化、耐火並びに多ルート化に努める。
（１）電信電話
電話通信事業者は、電気通信設備の維持のため、常に必要な要員及び資材の確保、点検整備を行う。

（２）専用通信

無線を利用した専用通信は、防災関係機関の情報連絡手段として、極めて有効である。

特に、震災時における通信手段としては、最も重要な役割を果たすことが期待されているところであり、各機関は、耐震性の強化、伝送路の強化、装置、機材の充実等に留意して専用線の確保に努める。

（３）非常通信

地震が発生し、又は発生するおそれがある場合、無線局は、免許の条件に関わらず非常通信を実施することができることになっている。このため、そのような事態に備えて、非常通信協議会の拡充強化、非常通信訓練の実施を講ずる。

（４）Ｌアラート（災害情報共有システム）

市、県及び防災関係機関が連携して有効適切な防災活動を実施するには、その情報の伝達の手段として、Ｌアラート（災害情報共有システム）が果たす役割が重要であるため、Ｌアラート（災害情報共有システム）の整備を促進するとともに訓練を実施ずる。

８　鉄道の整備対策

西日本旅客鉄道株式会社（以下「ＪＲ西日本」という。）金沢支社、日本貨物鉄道株式会社（以下「ＪＲ貨物」という。）金沢支店、北陸鉄道株式会社、のと鉄道株式会社及びＩＲいしかわ鉄道株式会社（以下「鉄道事業者」という。）は、地震による被害を軽減し、旅客の安全と輸送の円滑化を図るため、鉄道施設等の耐震性の向上、地震検知装置の整備、情報連絡設備の整備、鉄道施設等の点検巡回、救護、誘導訓練の実施等の対策を講ずる。

９　農地、農業用施設整備対策

農地及び排水機、樋門、水路等の農業用施設の災害は、一般公共用施設等にも広く被害を及ぼすおそれがあるため、流域治水の取組と連携しつつ、平素から適切な管理を実施するとともに、施設の耐震化、老朽化施設等の改修、整備に努める。

第 20 節 地盤災害予防

総務班

１ 基本方針

地震に伴う液状化等の地盤災害を防止するため、市は、県及び市民・事業者との間で地域の液状化発生傾向や液状化による宅地の被害リスクについて情報を共有し、認識を深める「リスクコミュニケーション」を促進する。

２　液状化災害に対する予防対策

液状化現象は、地盤条件により発生の危険性が大きく異なるため、個々の地盤に対応した適切な対策工法が実施されることが必要である。

また市は、土木施設や建築物等については、液状化対策等の調査研究の成果を積極的に活用し、各種の液状化対策工法等を組み合わせながら可能な限り取り入れていく。

第 21 節　危険物に対する災害予防

消防班

１　基本方針

火薬類、高圧ガスその他の発火性又は引火性物品及び毒物、劇物等の危険物品は、災害発生時において被害を拡大する重要な要因となることから、これら保管施設の状況等を把握し、次のとおり災害時における緊急措置を定め、被害の拡大防止を図る。

２　石油類に対する措置

（１）災害時における事故発生の防止

危険物施設（製造所、貯蔵所及び取扱所）の管理者及び所有者等に対して法令に基づく保安体制の強化及び付近住民への安全措置が十分に行われるよう要請する。

（２）立入検査の実施

消防機関は、適宜、立入検査を実施し、事故防止のため万全な措置を指導し、状況により取扱い及び維持管理並びに運搬等について規制措置を講ずる。

また、管理者及び所有者に対して施設の耐震・耐火性の向上や災害対策マニュアルの整備等を行い、自主保安体制の充実を図るよう指導する。

（３）災害時における心得の周知

消費者に対しては、災害時に適切な措置が講ずるよう次の事項について周知徹底を図る。

ア 石油類等の保管場所については、安全の確認及び安全上の措置を講ずること。

イ 消費中のものは、災害の状況により、すべての消費を一時停止すること。

【石油販売業者一覧】（資料編　第６章　第３節　「４　石油販売業者一覧」参照）

３　プロパンガスに対する措置

（１）災害時におけるガス事故の予防

本節１「石油類に対する措置」に準ずる。

（２）災害時における心得の周知

消費者に対しては、災害時に適切な処置が講ずるよう平時から次の事項について周知徹底を図る。

ア コック類は、確実に閉める。

イ 容器の転倒を防ぐための処置を講ずる。

ウ 付近で火災が発生した場合、水をかけるなどの方法により、容器を冷却する。

４　都市ガスの保安

（１）導管関係施設の保安

ガス事業者は、導管関係施設について定期的点検等を実施し、その安全を図る。

（２）火災、地震等の災害時の措置

ア　ガス供給の一時停止等の措置及びその広報

イ　危険区域の設定

５　火薬、毒物及び劇物に対する措置

（１）危険物等の所有者、管理者及び取扱者に対して、本節１「石油類に対する措置」に準じ、法令に定める必要な措置を要請する。

（２）毒物及び劇物については、農業協同組合並びに一般取扱者に対して法令に定める十分な措置を要請するものとするが、二次災害の発生防止について、県及び警察と協議する。 **６　市民に対する避難等の広報等** 施設の所有者及び管理者は、市との連絡を保ち、災害の状況により、各種危険物に対する応急処理の状況及び避難等の広報に協力する。 なお、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域の該当性及び被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の被害が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。	

野々市市地域防災計画（修正案）

第Ⅱ編　地震災害対策編　　第３章　地震災害応急対策計画

野々市市地域防災計画

第３章　地震災害応急対策計画

地震災害の発生に伴う災害応急対応を迅速に適時・的確に行うためには、災害対策に優先順位をつけてタイミングよく実施しなければならない。

特に発災当初の 72 時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

なお、災害対応に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。

地震災害応急対策の全体の流れを次に示す。

地震災害応急対策計画の全体イメージ

地域防災計画	時間経過	対策期別	対象項目	県民の対応
地震災害予防対策		事前対応	・減災（施設の耐震化等の整備など） ・準備（組織、計画等）	・家の補強 ・防災教育
地震災害応急対策	発　災	**初動対策期** **（救命中心）**	・生命の安全確保 ・職員の非常招集 ・災害医療の開始 ・二次災害の防止 ・災害情報の収集・連絡・対応 ・避難場所等の開設 ・情報網の確保	3日〔自主防災 備蓄食糧、 水の消費
	１　日	**緊急対策期** **（救援と支援）**	・避難所の高機能化 ・緊急支援活動の立ち上げ ・災害医療の継続と救急医療の開始 ・幹線道路の通行確保と流入交通量の制限	・ボランティア活動の開始及び受け入れ
	１週間	**応急対策期** **（応急被害復旧の開始、こころのケア開始）**	・緊急支援活動の安定継続 ・社会基盤施設、ライフライン復旧進捗情報の共有化 ・生活支援とボランティア受け入れ環境の整備 ・仮設住宅の建設と入居 ・復旧計画の策定 ・心的外傷後ストレス障害のケア開始	
	１か月			
地震災害復旧・復興対策		**復旧対策期** **（復興計画の策定）**	・ガレキの処理 ・町づくり組織の形成 ・復興計画の策定	・都市、町づくりへの参加
	６か月	**復興対策期** **（人生・生活・住宅等町並み再建、都市環境回復）**	・都市機能の回復・強化 ・教訓の整理、防災教育の日常化 ・生活再建及び復興経済 ・都市環境の回復、創造	

地震災害応急対策の項目を優先順に次のとおり示す。

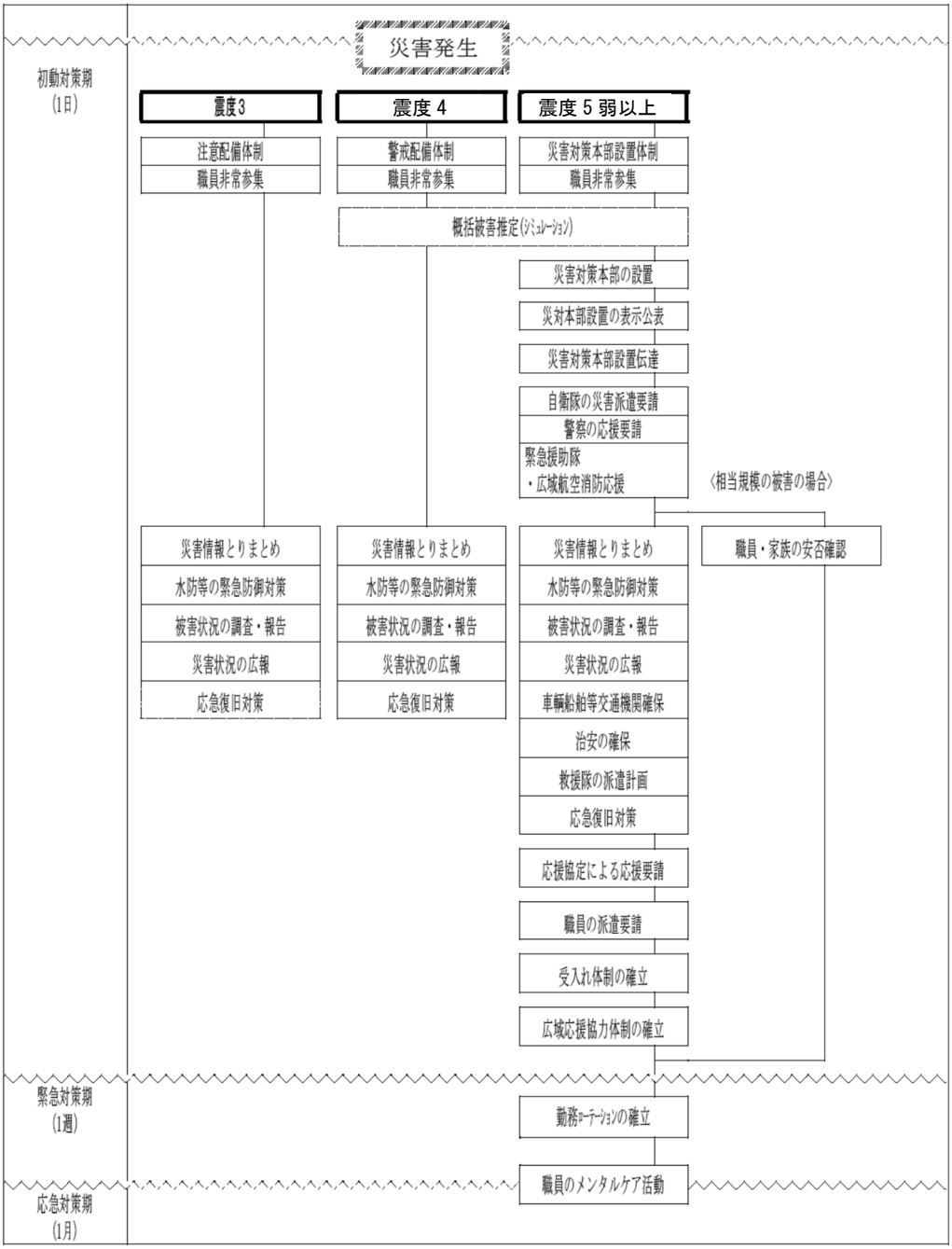
対策項目の時系列整理

時間経過		発災 １日	１週	１月
対応期別		初動対策期	緊急対策期	応急対策期
対策項目	第１節	初動体制の確立		
	第２節	災害情報の発表・伝達		
	第３節	災害情報の収集・伝達	災害情報の収集・伝達	
	第４節	通信手段の確保		
	第５節	災害広報	災害広報	災害広報
	第６節	消防活動		
	第７節	自衛隊の災害派遣要請	自衛隊の災害派遣の継続	
	第８節	避難誘導等	避難誘導等	
	第９節	要配慮者対策	要配慮者対策	
	第 10 節	災害医療及び救急医療	災害医療の継続と救急医療の開始	
	第 11 節	健康管理活動	健康管理活動	健康管理活動
	第 12 節	救出・救助活動		
	第 13 節	水防活動		
	第 14 節	災害救助法の適用		
	第 15 節	災害警備及び交通規制	災害警備及び交通規制	
	第 16 節	行方不明者の捜索、遺体の収容	行方不明者の捜索、遺体の収容・埋葬	
	第 17 節	ﾗｲﾌﾗｲﾝ施設の応急措置	ﾗｲﾌﾗｲﾝ施設の応急復旧	
	第 18 節	公共土木施設等の応急措置	公共土木施設等の応急復旧	
	第 19 節	給水活動の準備	給水活動の実施	
	第 20 節	食糧供給の準備	食糧の供給	
	第 21 節	生活必需品等の供給準備	生活必需品等の供給	
	第 22 節		障害物の除去	
	第 23 節		輸送手段の確保	
	第 24 節		こころのケア活動	こころのケア活動
	第 25 節		防疫、保健衛生活動	
	第 26 節		ボランティア活動の支援	
	第 27 節		し尿､生活ごみ､がれき及び廃棄物の処理	し尿､生活ごみ､がれき及び廃棄物の処理
	第 28 節		住宅の応急対策	応急仮設住宅の建設
	第 29 節		文教対策	

第１節　初動体制の確立

人事受援班・避難所班

初動体制の確立のフロー



１　基本方針

市長は、災害対策基本法第２３条に基づき、地震災害に係る応急対策の推進を図る必要があるときは、災害対策本部を設置し、その活動体制を確立する。

また、市、県及び防災関係機関は、地震災害に係る応急対策を迅速かつ効果的に実施するため、国、地方公共団体、民間企業等からの円滑な支援を受けるための広域応援体制を確立する。

２　災害対策本部設置等に係る配備体制及びその基準等

野々市市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）の設置等に係る配備体制及びその基準等（以下「配備体制及びその基準等」という。）は、次のとおりとする。

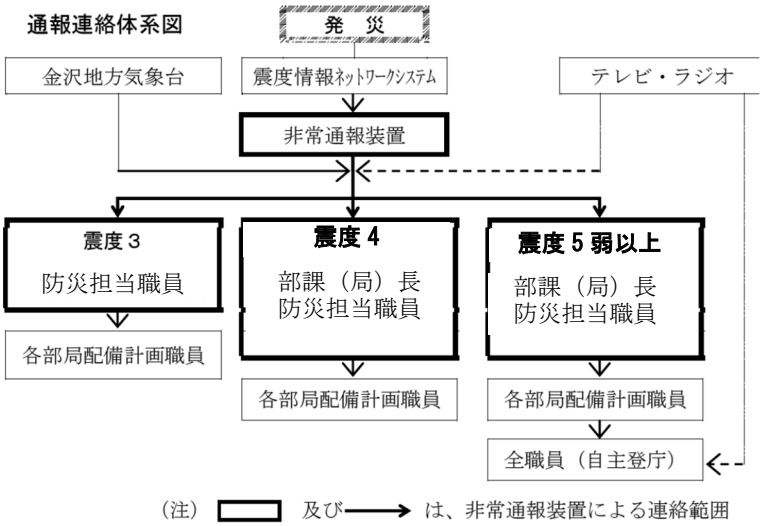
配備体制及びその基準等

配備体制	配備体制の基準	動員対象者	配備内容
注意配備体制	本市において震度３の地震が発生したとき。	防災担当職員	情報連絡活動が円滑に行える体制
警戒配備体制	本市において震度４の地震が発生したとき。	部課（局）長 防災担当職員 広報担当職員 施設所管課職員	情報連絡活動が円滑に行える体制かつ災害対策本部の設置に備える体制
災害対策本部体制	本市において震度５弱以上の地震が発生したとき。	全職員 各部長が責任者となる初動班を編成し、迅速な初動体制を確立する。	市の全機構をあげて災害対策に総力を集中する体制

３　通報連絡体制及び市職員の動員

（１）通報連絡体制

ア　市長は、市内に震度３以上の地震が発生したときは、次の通報連絡体系により直ちに非常通報を行う。



イ　本庁各部局（課）長及び出先機関の長は、あらかじめ通報連絡体系図による職員の配備及び動員伝達系統を定め、所属の職員に周知徹底するとともに、このための所要の準備を日頃から整えておくこととする。

ウ　毎年度、新たに策定（変更を含む。）した職員の配備計画及び動員伝達系統を毎年度４月末までに総務部長に報告する。

（２）通報の方法

ア　２の「配備体制及びその基準等」の定めによる動員対象職員は、携帯電話、非常通報装置及び職員の動員伝達等により、確実に連絡を受けて登庁する。

イ　放送機関（ラジオ、テレビ）の協力を得て、職員の動員を図る。

（３）職員の動員

ア　注意配備体制及び警戒配備体制の場合

２の「配備体制及びその基準等」による注意配備体制又は警戒配備体制になったときは、防災担当職員及びあらかじめ定められた動員対象職員は、速やかに登庁する。

イ　災害対策本部体制の場合

２の「配備体制及びその基準等」による災害対策本部設置体制になったときは、全職員が直ちに登庁する。

（４）震度４以上の地震が発生した場合の参集方法

ラジオ、テレビ等の情報を確認し、速やかに自主登庁する。

ア　原則として徒歩、自転車、オートバイ又は車なら軽トラックで登庁する。

イ　被害状況を観察しながら登庁し、被害状況をメモで報告する。

ウ　服装については、作業のできる服装、帽子、手袋及び長靴又は運動靴

（５）参集場所

ア　震度４の地震が発生した場合　２０１会議室

イ　震度５弱以上の地震が発生した場合　ホール椿

4　野々市市小中学校職員の地震発生時の対応

勤務時間	野々市市における震度	配備体制	動員対象者	配備の目的・内容
勤務時間内	震度３	注意配備体制	校長、教頭等	※児童生徒及び教職員の安否確認、被害状況の確認など
	震度４	警戒配備体制①	校長、教頭、主幹教諭、学年主任、生徒指導主事等	※児童生徒及び教職員の安否確認、被害状況の確認など ※避難の必要性を判断
	震度５弱	警戒配備体制②	校長、教頭、主幹教諭・教務主任、学年主任、生徒指導主事等	※児童生徒及び教職員の安否確認、被害状況の確認など ※児童生徒の保護者引き渡しを実施（被害状況によっては、児童生徒を引き渡さず、保護者に対して学校に留まることや避難行動を促すこともある）
	震度５強以上	学校災害対策本部体制	全職員	※児童生徒及び教職員の安否確認、被害状況の確認など行う。＜石川県教育委員会「地震等の災害発生時の対応について」（令和４年６月２３日付け事務連絡）＞ ※児童生徒の保護者引き渡しを実施（被害状況によっては、児童生徒を引き渡さず、保護者に対して学校に留まることや避難行動を促すこともある）

勤務時間	野々市市における震度	配備体制	動員対象者	配備の目的・内容
勤務時間外	震度４	警戒配備体制①	校長、教頭	※直ちに校舎内外の被害状況・安全を確認する。
	震度５弱	警戒配備体制②	校長、教頭、主幹教諭・教務主任、学年主任、生徒指導主事等	※直ちに校舎内外の被害状況・安全を確認する。 ※状況によっては児童生徒及び教職員の安否確認をする。 ※児童生徒は学校から連絡があるまで自宅または避難所で待機する。
	震度５強以上	学校災害対策本部体制	全職員	※直ちに児童生徒及び教職員の安否確認、被害状況の確認など行う。＜石川県教育委員会「地震等の災害発生時の対応について」（令和４年６月２３日付け事務連絡）＞ ※児童生徒は学校から連絡があるまで自宅または避難所で待機する。

※災害の状況により対応が変わる場合がある。

５　災害対策本部の設置

地震の発生に際して、市長が必要と認めたときは、災害対策基本法第 23 条及び野々市市災害対策本部条例に基づき、「野々市市災害対策本部」を設置する。

災害対策本部は、災害の規模及び程度によって設置し、本部を設置するに至らない程度の災害については、平時の市の組織をもって対処する。

【野々市市災害対策本部条例】（資料編　第２章　第１節「１　野々市市災害対策本部条例」参照）

（１）災害対策本部の組織、編成

災害対策本部の組織は、市長を本部長とし、副本部長（副市長、教育長)、本部員（部長、野々市消防署長、消防団長)、班長及び班員を置く。

災害対策本部会議は、本部員、班長その他必要な班員の出席で開催する。

災害対策本部の運用については、別に定める「野々市市災害対策本部運営要綱」により実施する。

【野々市市災害対策本部運営要綱】（資料編　第２章　第１節「２　野々市市災害対策本部運営要綱」参照）

	部名	部長職	班名	班長
本部長 （市長） 副本部長 （副市長） 副本部長 （教育長）	総務対策部	総務部長	総務班	総務課長
			財政物資班	企画財政課長 会計課長
			調査班	税務課長
			人事受援班	秘書課長 議会事務局長 監査委員事務局長
		消防署長 消防団長	消防班	消防署副署長 消防団副団長

	生活対策部	地域政策部長	相談班	市民生活課長
			衛生班	市民生活課長
			情報班	市民協働課長
			商工班	地域振興課長
	福祉対策部	健康福祉部長	福祉班	福祉総務課長 介護長寿課長
			支援班	保険年金課長
			児童福祉班	子育て支援課長
			保健救護班	健康推進課長
	被害対策部	建設部長	復旧班	土木課長 都市整備課長
			建設班	建築住宅課長
			応急給水班	上下水道課長
			上下水道班	上下水道課長
	避難対策部	教育部長	避難所班	教育総務課長 生涯学習課長 スポーツ振興課長

【野々市市災害対策本部組織系統図】（資料編　第２章　第１節「３　野々市市災害対策本部組織系統図」参照）

（２）災害対策本部の設置基準

ア　災害対策本部は、概ね次に掲げる項目に該当するときに設置する。

（ア）相当規模の災害の発生が予測され、本部を設置してその対策を要すると市長が認定したとき。

（イ）本市において震度５弱以上の大規模な地震又はこれに準ずる地震を観測し、発表したとき。

イ　災害対策本部の設置の判断

災害対策連絡会議を開催し、災害情報を収集分析し、市長が災害対策本部設置の決定を行う。

市長が不在の場合及び連絡がとれない場合の意思決定者の順位は下記のとおりとし、意思決定者と連絡が取れない場合は、直ちに下位の者が意思決定し、活動を開始する。

副市長　→　教育長　→　総務部長　→　建設部長

（３）本部の設置場所

ア　本部については、被害状況に応じて次のとおりの順位で設置する。

第１順位　野々市市役所　ホール椿

第２順位　野々市市富奥防災コミュニティセンター　集会室

イ　設置場所の決定

総務部長は、本部を設置することとなる施設の被害状況を調査し、その結果（使用可能・不可能・一部使用可能）について市長に報告する。

施設管理者は、教育部長から受けた被害状況の調査結果について報告する。

市長は、被害状況の調査結果に基づいて本部を設置する。

なお、ホール椿又は富奥防災コミュニティセンターのいずれも使用不可能な場合は、公共施設のうち本部機能を確保できる施設について調査のうえ、速やかに施設所有者又は管理者と協議を行い、本部を設置する。

（４）本部等の機能確保

総務部長は、本部等の機能確保のため、次の措置を講ずる。

ア　機械及び施設等の点検措置

（ア）非常用発電装置を確認し、障害がある場合は、必要な措置を講ずる。

（イ）機械設備及び電気設備の点検を実施し、機械設備が稼動可能であっても冷暖房その他必要以外の電気及び機械の運転を当面停止する。

（ウ）通信設備等の作動状況を確認し、障害がある場合は速やかに復旧措置を講ずる。

（エ）消防用備品の点検をする。

（オ）電気及び水道の供給状況を確認する。

イ　施設等の確保の措置

（ア）本部の設置場所を確保する。

（イ）新聞記者等の待機場所、記者発表場所、関係機関の待機場所、職員の宿泊場所、臨時災害相談所の場所、応援団体及びボランティア等の対応の場所等を確保する。

ウ　危険防止措置

（ア）危険箇所に立ち入り禁止措置を講ずる。

（イ）窓ガラス、外壁等の飛散及び落下の防止措置をとり、ロッカー書庫等の転倒防止、物品等の落下防止又は除去等の措置をとる。

エ　その他の措置

（ア）避難してきた市民等に対する避難所への誘導等

避難所以外の施設は、本部が指定しない限り避難所として扱わない（食料、飲料水など救援物資配布場所とはならない。）ため、拠点避難所への避難を促す。

（イ）本部の被害状況を調査し、被害箇所の代替等応急復旧計画（仮設の施設等を含む。）を検討する。

（５）災害対策本部の所掌事務

災害対策本部は、災害対策の推進に関して、総合的かつ一元的体制を確立するとともに、次に定める所掌事務を実施する。

また、各部、各班の組織及び事務分担は、次のとおりである。

ア　災害対策本部の所掌事務

・災害情報の取りまとめに関すること。
・災害による被害状況の調査及び災害報告の取りまとめに関すること。
・災害時における通信の確保に関すること。
・災害状況の市内外に対する広報に関すること。
・被災地に対する救援隊の派遣計画に関すること。
・災害時における医療救護・健康管理活動等に関すること。
・国や他県・他市町村等からの支援を受けるための受援計画に関すること。
・水防その他災害の緊急防御対策に関すること。
・災害時における緊急輸送道路の確保状況の広報に関すること。
・災害時における車輌、鉄道等交通手段の確保に関すること。
・災害時における治安の確保に関すること。
・災害の応急復旧対策に関すること。
・その他災害対策に関して、市長が特に必要と認めた事項。

【野々市市災害対策本部組織及び業務分掌】（資料編　第２章　第１節「４　野々市市災害対策本部組織及び業務分掌」参照）

イ　各部、各班の組織及び事務分担

（ア）震度４の地震が発生した場合の職員区分別の事務分掌

区分	内容
市長・副市長・教育長	災害対策連絡会議が開催される場合は、会議の構成員となる。
部長	災害対策連絡会議の開催を検討する。 災害対策連絡会議が開催される場合は、会議の構成員となる。
課（局）長	施設所管課においては、所管施設の利用者及び被害状況を部長に報告する。 その他の課においては、必要に応じて、所属職員の参集を指示する。
その他の職員	所属長の指示に従い、指示された業務につく。

※職員及びその家族、財産等が被災した場合は、必要な処置を施した後、所属長等に連絡のうえ、速やかに自主登庁する。

※災害時には、職員参集が円滑に行われないことが予想されるため、活動責任者不在の場合（部長、課長がいない場合）は、直近下位者が責任をもって災害応急活動を命令する。活動責任者は、参集したものから順番に業務分担を割り当てるなど適切に対応する。

（イ）震度５弱以上の地震が発生した場合の事務分掌

区分	内容
市長・副市長・教育長	災害対策本部が設置された場合は、本部長・副本部長となる。
部長	初動体制にあっては、初動班の班長となる。 災害対策本部員となる。
課（局）長	原則として各対策班の班長となる。
その他の職員	初動体制にあっては、所属課に関係なく、初動班長の指示に従い、指示された業務につく。

※職員及びその家族、財産等が被災した場合は、必要な処置を施した後、所属長等に連絡のうえ、速やかに自主登庁する。

※災害時には、職員参集が円滑に行われないことが予想されるため、活動責任者不在の場合（部長、課長がいない場合）は、直近下位者が責任をもって災害応急活動を命令する。活動責任者は、参集したものから順番に業務分担を割り当てるなど適切に対応する。

ウ　時系列活動区分

配備体制	期間	職員の配置	活動内容
初動体制	発災～数日間程度	職員の所属課を越えて、組織を横断的に活用し、人命救助等に迅速に対応できる職員の配置とする。	市民の生命、身体及び財産を保護し、消火、救出救護、避難者の受け入れ等に総力を集中する体制
応急体制	数日後～１週間程度	職員の所属部を基本として、課の所属を越えて、業務の優先度に応じて職員を流動的に配置する。	市民の安全を確保するとともに、ライフラインの復旧及び食料等生活物資の確保及び供給を図り、人心の安定を図る活動を実施する体制
復旧体制	１週間以降	一部の業務を除き、所属課の業務分担に基づき、職員を配置する。	市民の日常生活再建に向けての活動を実施する体制とする。

エ　初動体制

初動体制については、各部長が責任者となる初動班を編成し、所属を越えて職員を配置することで、人命救助など業務の優先度に応じて、業務に従事する人数を調整できる柔軟な体制とする。

初動班	班長	業務
総務対策部 情報救助班	総務部長	災害対策本部の設営 配置職員の把握 被害情報収集及び調査 救出救助活動 物資の調達 物資の配布 救援の受入れ
生活対策部 市民対応班	地域政策部長	広報活動 市民対応 被災者相談
福祉対策部 安否確認班	健康福祉部長	避難行動要支援者の安否確認 救護活動
被害対策部 応急復旧班	建設部長	道路の応急復旧 緊急輸送路等の確保 上下水道の応急復旧 応急給水の実施
避難対策部 避難所班	教育部長	避難所の開設 避難所の運営 避難者の把握

（６）現地災害対策本部

市長は、必要に応じ、現地災害対策本部を設置する。

（７）災害対策本部等設置の報告又は表示

災害対策本部及び現地災害対策本部を設置した場合は、直ちに表示を行い、県（危機対策課）に通知するとともに、防災関係機関及び市民等に周知する。

なお、廃止した場合も遅滞なく通知し、市民等に周知する。

【野々市市災害対策本部情報伝達図】（資料編　第１章「１　野々市市災害対策本部情報伝達図」参照）

【野々市市災害対策本部腕章及び標旗】（資料編　第２章　第１節「５　野々市市災害対策本部腕章及び標旗」参照）

（８）災害応急対策の総合調整

災害対策本部は、災害対策の推進に関し、総合的かつ一元的体制を確立するとともに、野々市市防災会議と緊密な連絡のもとに、災害予防及び災害応急対策を実施する。

また、市防災会議は、必要に応じ連絡員室を設置し、相互の連絡調整を円滑に行う。この場合、関係委員はその所属機関から職員を派遣し、必要に応じ連絡員室にこれを常駐させる。

５　受援体制の確立

市は、地震災害時において、国、地方公共団体、民間企業等からの円滑な支援を受けるため、受援体制を確立する。

（１）県及び他市町への応援要請又は指定地方行政機関への職員派遣要請

ア　各対策部長は、災害応急措置の実施に際し、県及び他市町、関係機関等の応援又は派遣要請が必要と判断したときは、遅滞なく総務対策部長に連絡しなければならない。

イ　総務対策部長は、前項の連絡を受けたときは直ちに市長に報告する。

ウ　市長は、応援又は派遣の要請を決定したときは、法令又は相互応援協定等に基づき、あらかじめ次の事項を明確にしたうえで文書により県及び他市町等に要請する。

特に、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用する。

ただし、緊急を要する場合には、とりあえず、電話又は口頭にて要請し、事後すみやかに文書を送達する。

（ア）災害の状況

（イ）応援を要請する理由

（ウ）応援を要請する区域及び範囲又は内容

（エ）応援を必要とする期間

（オ）その他必要な事項

エ　災害時相互応援協定締結市町

（ア）石川県内市災害時相互応援協定（平成 24 年１月 25 日締結）

金沢市、七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、白山市、かほく市、能美市

（イ）その他市町との災害時相互応援協定

白山市（石川県内市協定と重複）及び川北町（平成 26 年７月１日締結）

愛知県東浦町（平成 26 年７月１日締結）

京都府城陽市（平成 28 年 10 月 26 日締結）

※相互応援協定については、野々市町として、白山市及び川北町と平成 17 年 10 月１日に締結、また、愛知県東浦町については、平成 21 年 11 月 10 日に締結したものを、市制施行に伴い上記の期日において再締結した。

（２）受け入れ体制の確立

災害応援要請をした場合、市長は、派遣職員等の受入れと効率的な派遣業務の遂行を図るため、次の措置を講ずる。

ア　派遣職員等との現地連絡責任者を定める。

イ　派遣職員等の宿舎を提供する。

ウ　派遣職員等と派遣機関との連絡に関して便宜を与える。

６　広域応援協力体制の確立

地震による大規模な災害が発生し、県下市町又は他の都道府県等が被災した場合には、速やかに必要な応援体制を確立する。

（１）他市町村への応援

市長は、県等から他市町村に対する災害援助の応援要請があったときは、応援要請書等の内容に基づき、本市から市職員の派遣、備蓄食料、資機材等の提供を行う。

（２）市職員の派遣

ア　市長は、他市町村の被害状況等により判断し、職員を派遣する。

イ　職員、応援組織等については、状況に応じてその都度定める。

ウ　職員は、災害対応を実施するにあたり、被災市町の指揮の下に行動する。

（３）資機材等の提供

ア　市は、他市町村の被害状況等により判断し、必要な資機材及び物資を提供する。

イ　支援物資等の量については、状況に応じてその都度定める。

（４）災害に関する協定

協力内容	協定締結先	所在地	電話番号
通信設備の優先利用	石川県警察本部	金沢市鞍月１丁目１番地	076-225-0110
消防応援	金沢市	金沢市泉本町７丁目９番２号	076-280-0119
	白山市	白山市倉光２丁目１番地	076-276-1111
	石川県、県内全市町		
相互応援	白山市	白山市倉光２丁目１番地	076-276-1111
	川北町	能美郡川北町字壱ツ屋 174 番地	076-277-1111
	愛知県知多郡東浦町	愛知県知多郡東浦町大字緒川政所 20 番地	0562-83-3111
	京都府城陽市	京都府城陽市寺田東ノ口 16 番地・17 番地	0774-52-1111
	県内全市		
ヘリコプター	石川県、県内全市町		
情報伝達	（株）えふえむ・エヌ・ワン	野々市市高橋町 24 番２号	076-248-1212
	ＬＩＮＥヤフー（株）	東京都千代田区紀尾井町１番３号	03-6898-5312
	ＮＴＴ西日本（株）	金沢市出羽町４番１号	076-282-9847
医療	（一社）白山ののいち医師会	白山市倉光７丁目 122 番地	076-275-0795
郵便	日本郵便（株） 新金沢郵便局 金沢南郵便局 市内郵便局７局 （代表野々市郵便局）	 金沢市新保本４丁目 65 番地２ 金沢市泉野町６丁目 17 番１号 野々市市本町４丁目３番２号	 076-214-3185 076-241-0401 076-248-0989
生活物資及び避難場所の提供	イオンリテール（株）	新潟県新潟市中央区笹口１丁目１　プラーカ１　３F	076-273-5888
生活物資	野々市農業協同組合	野々市市中林５丁目１番５	076-248-2171
	生活協同組合コープいしかわ	白山市行町西１番地	076-275-9854
	イオンタウン（株） （イオンタウン野々市）	野々市市白山町 205 番地１	北陸甲信越運営部 076-268-8430
	マックスバリュ北陸（株） （マックスバリュ野々市店）	野々市市白山町 205 番地１	076-294-1280
	ｺｽﾄｺﾎｰﾙｾｰﾙｼﾞｬﾊﾟﾝ（株） （野々市倉庫店）	野々市市柳町 301 番地１	076-275-8555
	アークランズ（株） （ﾎｰﾑｾﾝﾀｰﾑｻｼ金沢南店）	野々市市新庄６丁目 58 番地 10	076-248-6348
	（株）八幡	羽咋市兵庫町午 10	076-722-0808

	NPO 法人ｺﾒﾘ災害対策ｾﾝﾀｰ	新潟県新潟市南区清水 4501 番地 1	025-371-4185	
	（株）ほっかほっか亭総本部	大阪府大阪市北区鶴野町３－10	06-6376-8099	
	日本ピザハット（株）	横浜市西区みなとみらい４丁目４番５号	045-664-0810	
	（株）ウルトラパワー	金沢市木倉町４番５号	076-213-5291	
飲料水	ｻﾝﾄﾘｰﾋﾞﾊﾞﾚｯｼﾞｿﾘｭｰｼｮﾝ㈱	野々市市御経塚４丁目 129-1	076-249-8861	
	北陸ｺｶ・ｺｰﾗﾎﾞﾄﾘﾝｸﾞ（株）	白山市水島町 480 番地	076-277-1155	
	（株）コーシン	野々市市押野２丁目 216 番地	076-294-3700	
飲料水(災害ﾊﾟｯｹﾞｰ)	㈱ｼﾞｬﾊﾟﾝﾋﾞﾊﾞﾚｯｼﾞﾎｰﾙﾃﾞｨﾝｸﾞｽ	白山市福留町 532-1	076-277-3311	
応急復旧	野々市市管工事協同組合	野々市市藤平田２丁目 67 番地	076-248-0047	
	野々市市建設業協同組合	野々市市白山町８番 16 号	076-294-0691	
	（一社）白山野々市建設業協会	白山市鶴来新町タ 50 番地	076-272-1300	
	石川県電気工事工業組合	金沢市新保本４丁目 65 番 22	076-269-7880	
	（一財）北陸電気保安協会	白山市五歩市町 400 番地	076-274-4580	
	（一社）石川県ｴﾙﾋﾟｰｶﾞｽ協会 石川支部	白山市徳丸町 627 番地１	076-275-3944	
	野々市市造園業協同組合	野々市市本町２丁目 24 番 10 号	076-248-1524	
	石川県瓦工事協同組合	野々市市若松町 13 番 20 号	076-246-1233	
	（公社）日本下水道管路管理業協会中部支部石川県部会	金沢市神田１丁目 13 番１号	076-242-3773	
	石川県さく井協会	金沢市示野町西７番地	076-267-3262	
応急調査業務	（一社）石川県建設コンサルタント協会	金沢市寺町３丁目９番４１号	076-274-1001	
	（一社）石川県測量設計業協会	金沢市示野町西 81	076-268-4900	
	（一社）石川県地質調査協会	金沢市示野町西７	076-267-3244	
支援協力	（学法）金沢工業大学	野々市市扇が丘７番１号	076-248-1100	
情報交換	国土交通省北陸地方整備局	新潟県新潟市中央区美咲町１丁目１番１号	025-280-8836	
避難所及び入浴施設	（株）ｽﾎﾟｰﾂｸﾗﾌﾞ・ｳﾞｨﾃﾝ (ｺﾞｰﾙﾄﾞｼﾞﾑ・ｳﾞｨﾃﾝののいち)	野々市市横宮町 67 番地１	076-294-3110	
	（株）エイム （フィットネスクラブエイム 21）	野々市市御経塚４丁目 10 番地	076-240-0210	
	マンテンホテル（株） （満天の湯・道の宿）	富山県富山市本町２丁目 17	076-441-2177	
	Ｌｉｎｋ加賀（株） （山中温泉湯畑の宿　花つばき）	加賀市山中温泉栢野町ハ 36 番地	076-178-5500	
入浴施設	（有）ぽかぽか （ぽかぽか御経塚の湯）	野々市市御経塚４丁目 38 番地	076-240-4126	
福祉避難所	（社福）野々市市社会福祉協議会 （老人福祉センター椿荘） （いきがいセンター御経塚）	野々市市本町５丁目 18 番５号	076-246-0112	
	（社福）富樫福祉会 （特別養護老人ホーム富樫苑）	野々市市中林４丁目 62 番地	076-248-8765	
	（社福）洋和会 （特別養護老人ホームかんじん）	野々市市新庄２丁目 45 番地	076-248-7767	

	石川県立明和特別支援学校	野々市市中林４丁目 70 番地	076-246-1133	
	特定医療法人扇翔会 （南ヶ丘病院）	野々市市西部中央土地区画整理事業施行地区 56 街区１番	076-256-3366	
	株式会社ニルヴァーナ （ののいちの季）	野々市市本町３丁目６番 31 号	076-248-2230	
	医療法人社団白銀会 （金沢南ケアハウス） （金沢南ケアセンター）	野々市市蓮花寺町 79 番地１ 野々市市蓮花寺町１番地１	076-227-5866 076-294-3737	
	医療法人社団洋和会 （あんじん）	野々市市新庄２丁目 30 番地	076-248-7575	
	株式会社フォルクレーベン （悠の風野々市）	野々市市横宮町 16 番９号	076-248-7179	
	株式会社白寿 （白寿の里御経塚）	野々市市御経塚３丁目 79	076-204-8910	
	株式会社メビウス （七星てんとう）	野々市市藤平田２丁目 66 番地	076-220-6112	
	株式会社スパーテル （ひなの家） （ひなの家彩） （ひなの家押野） （てまりフィットネス）	野々市市矢作三丁目 10 番地 野々市市郷一丁目 131 番地 野々市市押野１丁目 31 番地 野々市市高橋町 24 番 3-2 号	076-272-8317 076-214-6688 076-287-5810 076-220-6619	
	社会福祉法人紫志の会 （エンジェル保育園）	野々市市本町６丁目 22 番１号	076-248-2888	
	社会福祉法人ヴィテン （ヴィテン SMC こども園）	野々市市横宮町 67 番地９	076-248-6210	
避難者の一時受入、電力供給、車両貸与	石川トヨタ自動車（株）	金沢市御影町３番１号	076-259-0011	
	ネッツトヨタ石川（株）	金沢市西泉２丁目 178 番地	076-246-2737	
	（株）石川トヨペットカローラ	金沢市浅野本町ロ 104 番地	076-248-1411	
電動車両等の支援	石川ダイハツ販売（株）	金沢市駅西本町３丁目 15 番１号	076-221-0888	
	金沢三菱自動車販売（株）	金沢市神宮寺三丁目１番５号	076-252-6141 金沢三菱自動車販売（株）	
	石川中央三菱自動車販売（株）	金沢市長土塀二丁目 16 番 30 号		
	三菱自動車工業（株）	東京都港区芝浦三丁目１番 21 号		
車両の移動	エートス協同組合	埼玉県さいたま市大宮区高鼻町２丁目１番地１号	048-776-9733	
段ボールベッド、間仕切り	セッツカートン（株）	兵庫県伊丹市東有岡五丁目 33 番地	0776-73-5300	
	NPO 法人ﾎﾞﾗﾝﾀﾘｰ･ｱｰｷﾃｸﾂ･ﾈｯﾄﾜｰｸ	東京都世田谷区松原５丁目 2-4	03-3324-6760	
重機、仮設トイレ	（株）ヨシカワ	野々市市粟田４丁目 203 番地	076-294-1136	
	千代田機電（株）	金沢市新保本４丁目 65 番地 12	076-269-3506	
	（株）アクティオ	白山市水島町 1051-1	076-277-0092	
情報収集、帰宅困難者等支援	損害保険ジャパン（株）	東京都新宿区西新宿一丁目２６番１号	076-232-1121	
物資の保管及び輸送	若松梱包運輸倉庫(株)	白山市宮永町 2848 番地	076-274-7200	
	佐川急便（株）北陸支店	金沢市木越町ト 80 番地	0570-55-0163	
避難所、物資の保管及び輸送	二本松物流（株）	野々市市徳用３丁目 18 番地	076-294-7008	

廃棄物の収集、運搬等	（株）トスマク・アイ	白山市村井町 330 番地	076-276-0636
	（一社）石川県産業資源循環協会	金沢市尾山町９番 13 号	076-224-9101
災害ボランティアセンターの設置・運営等	（社福）野々市市社会福祉協議会	野々市市本町５丁目 18 番５号	076-246-0112
人的支援、物品・資機材等の提供・貸与	（社福）野々市市社会福祉協議会	野々市市本町５丁目 18 番５号	076-246-0112
	野々市ライオンズクラブ	野々市市白山町８番 16 号 商工会館２階	076-248-1439
応急仮設住宅の建設	（一社）日本ムービングハウス協会	北海道札幌市清田区美しが丘三条 10 丁目２番 15 号	011-885-6000

7　災害時の後方支援活動

地震による大規模な災害が発生した場合、県内の多くの市町で多数の被害が発生するおそれがある。

本市において、地震による被害が少ない場合には、人、物、情報等の集約拠点として、積極的に被災市町の後方支援を行うこととする。

（１）人の集約拠点

ア　緊急消防援助隊、自衛隊など被災地の支援活動を行う団体に対して、集結地等として公園、グラウンドなどを開放する。

イ　支援活動を行う団体に対して、公園、施設など公共施設を活動拠点及び宿泊場所として開放する。

（２）物の集約拠点

ア　支援物資を体育館等に受入れるとともに、仕分け等を行い、被災市町のニーズを把握しながら計画的に輸送する。

イ　本市が災害時相互応援協定を締結している愛知県東浦町やその他市町村に対して、被災地で必要としている物資の調達及び提供を要請する。

（３）情報の集約拠点

災害時は、被災市町に対する他市町村からの迅速な支援が不可欠であるが、通信手段の途絶等により被災地の状況把握が困難である。

支援を行う市町村が迅速かつ的確に活動を行うため、被災市町の被害状況を把握するとともに、被災地で必要としている人、物などの情報を可能な限り収集し、被災市町と支援市町村を結ぶ情報の拠点となるよう努める。

（４）被災地の支援

ア　市民と一体となった支援

おにぎりなど食料品の供給、ボランティアの派遣など被災地への直接的な支援については、広く市民に協力を要請し、市民と一体となった継続的な支援活動を実施する。

イ　被災市町への職員の派遣

災害時の復旧、復興業務には、多くの労力と時間を要することから、被災市町のニーズを把握した上で、速やかに応援職員を派遣する。

なお、職員の派遣に当たっては、一人の職員が長期間に渡って応援業務に従事できるよう配慮するとともに、職員交代の際に円滑に業務の引き継ぎを行うなど、被災地での応援業務の継続性に留意する。

８　各防災関係機関の職員の勤務ローテーションの確立と健康管理 （１）職員や家族の安否確認 　災害対策本部を設置する地震が発生した場合には、各所属の連絡体制に基づき、職員及び職員の家族、家屋の被災状況を確認し、人事担当者に情報を集約する。 　また、勤務中の災害時には、早期に、状況に応じて職員を交代で帰宅させ、家族等の安否や被害状況の確認をさせるとともに、周辺の被災状況を調査し報告させる。 （２）勤務ローテーションの確立と健康管理 職員の応急対策に従事する期間が長期にわたるときは、動員計画に沿った勤務ローテーションを確立し、職員を適宜交代させるなどして心身の健康管理に万全を期す。	

第２節　地震情報の発表・伝達

総務班

１　基本方針

地震の発生時における地震に関する情報入手及び伝達については、関係機関と協力関係を構築し、迅速かつ正確に実施するよう努める。

２　地震情報の種類、発表基準と内容

地震情報の種類	発表基準	内　容
震度速報	・震度３以上	地震発生約１分半後に、震度３以上を観測した地域名（全国を 188 地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報
震源に関する情報	・震度３以上 （津波警報・注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表
震源・震度に関する情報（注）	以下のいずれかを満たした場合 ・震度３以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度３以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表 震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報（注）	・震度１以上	震度１以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表 地震が多数発生した場合には、震度３以上の地震についてのみ発表し、震度２以下の地震についてはその発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表
推計震度分布図	・震度５弱以上	観測した各地の震度データをもとに、１km 四方ごとに推計した震度（震度４以上）を図情報として発表
長周期地震動に関する観測情報	・震度３以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約 20～30 分後に気象庁ホームページ上に掲載）
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード 7.0 以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	国外で発生した地震について、地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね 30 分以内に発表 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度１以上を観測した地震回数情報等を発表

（注）気象庁防災情報ＸＭＬフォーマット電文では、「震源・震度に関する情報」と「各地の震度に関する情報」 はまとめた形の一つの情報で発表している。

３　情報の入手及び伝達等

（１）地震・津波情報の入手

ア　石川県総合防災システム

イ　全国瞬時警報システム（Ｊアラート）

ウ　報道機関

エ　防災科学研究所Ｊ－RiSQ 地震速報

（２）情報の種類

ア　緊急地震速報（予報）

イ　緊急地震速報（警報）

ウ　震度情報

エ　大津波警報

オ　避難に関する情報

なお、震度６弱以上の揺れを予測した緊急地震速報（警報）及び大津波警報は、特別警報に位置づけられる。

（３）市民等への情報伝達方法

情報の種類に応じて以下のうちから可能な手段を用いる。

ア　一般加入電話による方法

イ　防災行政無線による方法

ウ　コミュニティＦＭ放送局「えふえむ・エヌ・ワン」の緊急放送による方法

エ　広報車等を利用する方法

オ　町内会等を通じて周知する方法（回覧板アプリ（結ネット））

カ　メール配信（ほっとＨＯＴメールののいち、緊急速報メール）、ＬＩＮＥによる方法

キ　携帯端末用防災アプリ（Ｙａｈｏｏ！防災速報）

ク　インターネットを利用する方法

ケ　バイク、自転車、徒歩等による方法

コ　災害情報共有システム（Ｌアラート）を活用するなど報道機関に要請する方法

（４）県、市及び報道機関の協力体制

市長が発する災害に対処するための通知、要請又は警告についての報道機関に対する広報伝達の要請は、県を通じて行う。

４　庁内連絡

（１）地震情報等の伝達

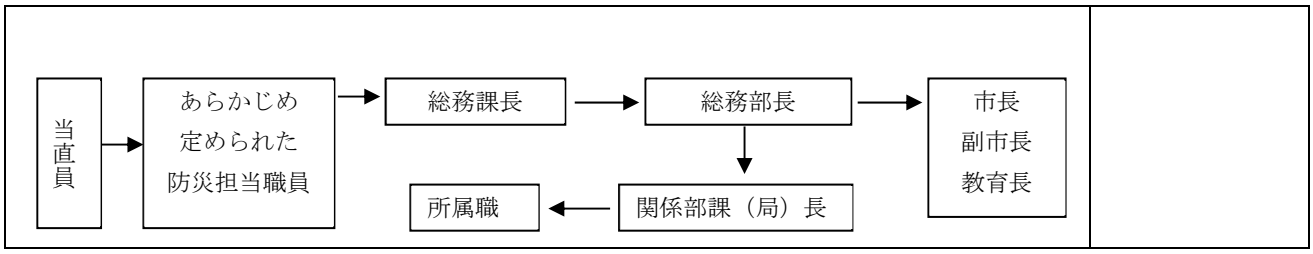
石川県震度情報ネットワークシステム等による地震等災害に関する情報等は、総務課長が受領する。

（２）庁内における伝達

ア　総務課長は、地震情報等の伝達を受けたときは、必要に応じ速やかに市長、副市長、教育長及び総務部長に報告するとともに、関係部課（局）長へ伝達する。

イ　伝達を受けた部課（局）長は、その内容をあらかじめ各課等で定める緊急連絡網及び職員参集メールにより職員に周知させ、速やかに適切な措置を講じて関係機関へ伝達する。

ウ　土曜日、日曜日、祝日、勤務時間外に地震に関する情報等があったときは、当直員が受領し、その内容を速やかに総務課長に伝達する。


当直員
あらかじめ定められた防災担当職員
総務課長
総務部長
市長
副市長
教育長
関係部課（局）長
所属職

第３節　災害情報の収集・伝達

相談班

１　基本方針

市は、地震災害等における迅速かつ適切な応急対策を実施するため、救援活動に重点をおき、県及び防災関係機関と相互に緊密な連携のもとに正確かつ迅速な被害情報の収集と伝達活動を行うとともに、これらの情報の共有を図る。

２　被害状況の調査

（１）調査区域

調査区域は市内全域とする。

（２）調査内容

地震発生直後の初動体制においては、総務部長を班長とする情報救助班が被害状況を収集し、応急対策期以降における被害状況及び応急対策の実施状況は、別に定める業務分掌により収集する。

（３）地震被害の調査方法

被害調査は原則として市職員で実施するが、必要とする場合は、各町内会、自主防災組織、関係団体等へ協力を求める。

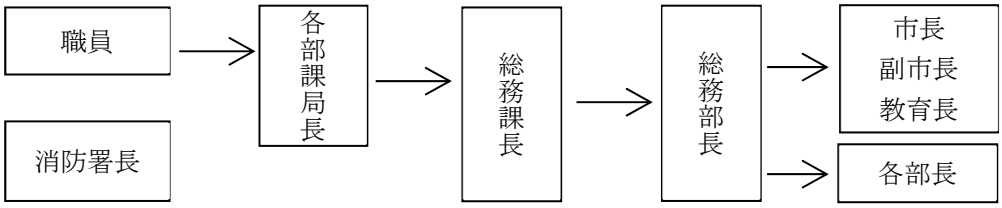
（４）情報の優先順位

被害状況の収集・連絡は、応急対策の時期別に優先順位を付けて行う。

対策期別	情報の優先順
初動対策期	①人的被害 ②住家被害
緊急対策期	③土木、農・林・水産業、商工被害 ④公的施設被害

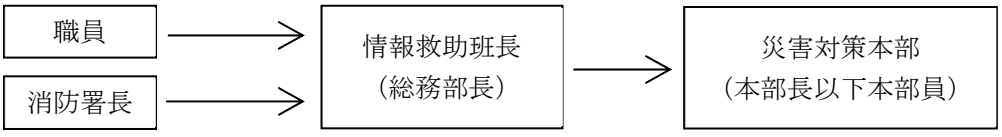
３　被害調査の集計体系

（１）本市において震度４以下の地震が発生した場合

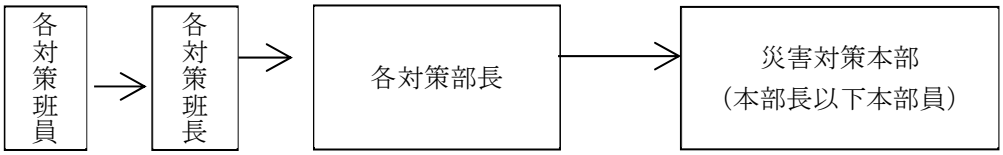


（２）本市において震度５弱以上の地震が発生した場合

ア　初動体制期



イ　応急体制期以降



4　情報収集体制及び伝達系統の確立

（１）被害規模に関する概括的情報の収集・連絡

ア　被害規模に関する概括的情報

市は、人的被害の状況、建築物の被害状況及び火災、津波、地盤災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含めて、把握できた範囲から直ちに県に報告する。

なお、県への報告が困難となった状況の場合は、直ちに消防庁へ報告する。

イ　119 番通報に係る状況の情報

市は、119 番通報に係る状況の情報を把握し、直ちに消防庁及び県に報告する。

（２）被害状況や応急対策状況の報告

県に災害情報センターが開設された場合、市災害対策本部、消防機関及び各防災関係機関は、被害状況や応急対策状況等を災害情報センターに随時報告する。

（３）災害情報収集に係る実施事項等

ア　市

（ア）市長は、管内の災害情報、被害報告及び応急措置の実施状況を県危機対策課又は県の出先機関に報告する。

（イ）市長は、上記報告の概要を市所在の関係機関に連絡する。

（ウ）市は本庁と現地災害対策本部など被災地区との連携を緊密にし、情報の共有を図る。

イ　関係機関等の協力関係

市は、県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、登録被者援護協力団体並びに防災上重要な施設の管理者とともに、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、相互で連絡する手段や体制を確保し、被害状況の調査及び報告に当たって緊密に連絡をとること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うことなどにより、情報共有を図るよう努める。

市は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。

また、画像情報システムやインターネット等により災害状況の把握に努める。

（４）安否情報の収集

ア 市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者について、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。

イ 市は、安否情報の収集・提供システム等を活用し、安否情報の収集等を行う。

ウ 市は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、県と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努める。

（５）異常現象発見者の通報義務

災害が発生するおそれのある次のような異常な現象を発見した者は、速やかに市役所、警察署又は消防署のうち、最も近い機関（火災にあっては消防署）に通報する。

この場合において、警察署又は消防署が通報を受けたときは、速やかに市役所へ通報し、市役所が通報を受けたときは、速やかに県に通報する。

ア　強い地震（震度４程度以上）若しくは弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた地震又は頻発地震（数日間にわたり頻繁に感ずる地震）

イ　大量の流出油

ウ　火災

エ　大規模な事故

オ　その他異常と思われる現象

５　被害規模等の速報及び報告

大規模な地震が発生した場合には、被害規模に関する概括的情報のほか次の基準等により、把握できた範囲から直ちに県（危機対策課）に報告する。

なお、県への報告が困難になった状況の場合は、直ちに消防庁に報告するものとし、連絡が取れ次第、県に報告する。

（１）被害報告等の基準

ア　災害救助法の適用基準に合致するもの。

イ　災害対策本部を設置したもの。

ウ　地震災害が２市町以上にまたがるもので、１市町における被害は軽微であっても、全県的にみた場合に同一災害で大きな被害を生じたもの。

エ　地震による被害に対し、国又は県の特別の財政援助を要するもの。

オ　地震による被害が当初軽微であっても、今後ア～エの要件に該当する被害に発展するおそれがあるもの。

カ　地震が発生し、本市の区域内で強い地震（震度４程度以上）若しくは弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた地震又は頻発地震（数日間にわたり頻繁に感ずる地震）があったもの。

キ　人的被害又は住家被害のあったもの。

ク　その他被害の状況、社会的影響等から報告する必要があると認められるもの又は県より報告の要請があったもの。

（２）報告要領

ア　災害が発生した場合、直ちに被害規模に関する概括的情報を報告するとともに、災害対策本部の設置、避難所の開設などの災害対応状況等を順次報告する。

(ア) 被害発生報告

被害が発生した場合は、速やかにその内容について報告する。

(イ) 被害中間報告

被害状況が判明したときは、報告する。

(ウ) 確定報告

被害の程度が最終的に判明したときは、報告する。

(エ) 避難状況報告

避難状況又は救護所を開設したときは、報告する。

(オ) その他の報告

その他法令に災害報告の定めがある場合は、それぞれ担当部が所要の報告を行う。

イ　被害程度の事項別の報告は、最終報告を除き、原則として石川県総合防災情報システム、電話及びファクシミリ等をもって行うが、緊急を要するもの又は特に指示のある場合を除き、１日１回以上行う。

ウ　被害報告は災害の経過に応じて把握した事項から逐次行うが、特に死傷者及び住宅被害を優先させる。

エ　特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市域内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努める。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）又は都道府県に連絡する。

（３）報告様式等

速報、被害状況等の報告様式又は速報、被害状況等の報告様式は県の定めによる。

ア　速報及び被害状況等の報告様式

【速報、被害状況等の報告様式（県報告様式）】（資料編　第３章　第４節「１　速報、被害状況等の報告様式（県報告様式）」参照）

【災害中間・確定報告（県報告様式）】（資料編　第３章　第４節「４　災害中間・確定報告（県報告様式）」参照）

【避難指示等の発令状況（第４号様式その１　別紙）】（資料編　第３章　第４節「３　避難指示等の発令状況（第４号様式その１　別紙）」参照）

イ　被害状況等の判定基準

【被害状況等の判定基準】（資料編　第３章　第３節「１　被害状況等の判定基準」参照）

６　災害記録写真の撮影

被害状況の写真は、被害状況確認の資料として、また、記録保存のためにもきわめて重要である。

写真により記録保存を必要とする各班の班長は、あらかじめ定める記録写真員により、また、災害全般にわたっては、調査班において記録写真を撮影するものとし、災害記録写真の収集確保に万全を期する。

また、調査班は必要に応じて報道機関、一般市民等より提供を受けるなど、広く写真の収集に努める。

第４節　通信手段の確保

財政物資班・衛生班・復旧班・給水班

１　基本方針

市は、災害時において応急対策に必要な指示、命令、報告等の災害情報の迅速かつ的確な収集、伝達を行うため、通信施設の適切な利用を図る。

また、情報通信施設の災害に対する安全性の確保及び停電対策、情報通信施設の危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブル・ＣＡＴＶケーブルの地中化の促進、無線を活用したバックアップ対策、デジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた平時から関係機関との連携体制の構築等による防災対策の推進を図る。特に、耐災害性に優れている地域衛星通信ネットワークについて、一体的な整備を図る。

２　通信手段の利用方法等

災害時における通信等の方法は、通信網の被害状況等により、おおむね次の方法のうち実情に即した順位で行う。

なお、通信設備の優先利用等については、あらかじめ協議をしておく。

（１）電話による通話

市は、災害時における緊急通信のため、通信事業者等と「非常扱いの通話」について協議し決定しておく。

ア　普通電話（災害時優先電話）による通信

電話番号	用途	設置場所
０７６－２２７－６２９０	災害対策本部専用	ホール椿
０７６－２２７－６２９７		
０７６－２２７－６２９８		
０７６－２４８－０５５８	消防団用	第１分団
０７６－２４６－１４２２		第２分団
０７６－２４８－１５５３		第３分団
０７６－２４６－１４２３		第４分団

イ　携帯電話（災害時優先携帯電話）による通信

電話番号	用途	配備先
０８０－１９５０－７１７５	災害対策本部用	総務課
０９０－８９６８－６７５３	消防防災用	総務課
０９０－８９６８－６７５５	応急復旧用	土木課
０９０－８９６８－９５５９	応急給水用	上下水道課
０９０－５６８９－１０３８	災害廃棄物用	市民生活課

ウ　衛星携帯電話による通信

電話番号	用途	配備先
０９０－５６８８－３０３８	災害対策本部用	総務課

（２）専用通信施設の利用市は、電気通信事業用設備の利用が不可能となり、かつ、通信が緊急を要する場合は、災害対策基本法第 57 条及び第 79 条、災害救助法第 28 条、水防法第 27 条、消防組織法第 41 条の規定により、他の機関が設備する有線電気通信設備又は無線通信設備を利用することができる。

ア　市防災行政無線（同報系）による通信
イ　県防災行政無線（衛星系）による通信
ウ　白山野々市広域事務組合消防無線による通信
エ　警察無線による通信
オ　非常通信協議会の協力による通信
カ　消防用主運用波無線の活用

【野々市市防災行政無線管理運用規程】（資料編　第２章　第４節「１　野々市市防災行政無線管理運用規程」参照）
【防災行政無線局設置場所等及び携帯電話一覧】（資料編　第３章　第１節「１　防災行政無線局設置場所等及び携帯電話一覧」参照）

（３）その他の方法によるもの
ア　西日本旅客鉄道株式会社及び鉄道事業者の協力を得て行うもの。
イ　インターネット通信により行うもの。
ウ　Ｌアラート（災害情報共有システム）の活用

３ 通信設備の応急復旧

通信障害発生時の早期復旧を図るため、平時から体制整備を検討する。災害により防災行政無線等が途絶した場合、市は応急復旧を最優先とし、通信手段の確保に努める。

（１）市及び県

市及び県は、災害により防災行政無線等の通信が途絶したときは早急な応急復旧を最優先に行い通信手段の確保に努める。

また、必要に応じて、北陸総合通信局に対し災害対策用移動通信機及び災害対策用移動電源車の貸出要請を行う。

（２）通信事業者

電気通信事業者は、重要通信の確保及び通信の途絶を解消するため、市及び県の災害対策本部を中心とする防災関係機関等の通信の回復を最優先として、応急復旧に努める。

第５節　災害広報

調査班・相談班・商工班・情報班・福祉班・保健救護班・建設班

１　基本方針

地震発生時の混乱した事態に、民心の安定、秩序の回復を図るため、市民に災害の事態、災害応急対策の実施状況等を迅速かつ的確に周知できるよう、市、県及び防災関係機関は、緊急事態用の広報計画を作成し、広報活動を展開する。

市は、災害時に正確な情報が迅速かつ的確に伝達されるよう、平時から連携方法を整理したうえで、災害に関する情報の発信内容の検討や設備・機器使用の習熟を図り、災害を想定した広報活動訓練を実施する。訓練時期は関係機関で調整の上、実施する。

２　広報の内容

災害時における情報発信に際しては、現状の状況だけでなく、今後の見通しや予測される展開についても併せて提供することで、住民の適切な判断と行動を促進する。

広報事項の主なものは、次のとおりとする。

（１）地震発生直後の広報

ア　地震の規模、震度その他の概要、余震の発生等今後の地震活動

イ　出火防止はじめ地震時の行動や注意事項

ウ　初期消火、人命救助等の自主的な防災活動

エ　避難の必要の有無、避難場所、避難行動、避難誘導等

オ　車両使用の自粛などの交通規制に対する協力要請

（２）被災者に対する広報

ア　地域内における建物の倒壊や延焼火災の発生等被害状況の概要

イ　避難所の開設状況、飲料水・食糧・物資等の配給状況等

ウ　医療機関の診療状況

エ　電気等ライフラインの復旧状況

オ　スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の復旧状況

カ　交通機関、金融機関等の復旧状況

キ　安否情報の提供、各種の相談等に対する対応

ク　被災者生活支援に関する情報

ケ　犯罪情勢及び予防対策

コ　被災事業者向けの情報

（３）支援者に対する広報

ア　ボランティアの募集に関する情報

イ　義援金・寄付金の募集に関する情報

ウ　観光や消費活動を通じた支援等に関する情報

３　広報手段等

（１）情報伝達及び報道要請

市長は、情報伝達に当たっては、ホームページ、ＳＮＳ、掲示板、広報紙、広報車によるほか、放送事業者、新聞社、コミュニティＦＭ局等の報道機関の協力を得る。災害の規模が大きく、又は長期間にわたる災害については、報道責任者を定め、定期的に報道資料の提供を行う。

防災活動に関する重要な事項及び収集した情報は、可能な限り情報班長が報道機関に発表するように努める。

（２）各種情報提供

市は、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、広く報道機関や情報関連会社等の協力を得て、迅速に的確な情報を提供する。

また、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから，被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行う、家族や支援団体からの伝達を呼び掛けるなど、適切に情報提供がなされるものとする。

なお、やむを得ず避難所に滞在することができない車中避難者を含む避難所外避難者や観光客に対する情報提供にも努める。

（３）市民への広報

災害に関する事項は適宜、適切な広報周知を図る。

ア　防災行政無線による広報

イ　広報車による広報

ウ　コミュニティＦＭ放送局「えふえむ・エヌ・ワン」による広報

エ　メール配信及びインターネットによる広報

オ　携帯端末用アプリ（Ｙａｈｏｏ！防災速報、回覧板アプリ（結ネット)、ＬＩＮＥ）

カ　広報等刊行物の発行及びチラシ等の作成並びに配布

キ　災害情報共有システム（Ｌアラート）を活用するなど報道機関に要請して行う広報

【「えふえむ・エヌ・ワン」放送要請様式】（資料編　第３章　第５節「１　「えふえむ・エヌ・ワン」放送要請様式」参照）

【「えふえむ・エヌ・ワン」放送文例】（資料編　第３章　第５節「２　「えふえむ・エヌ・ワン」放送文例」参照）

（４）現場広報

市民に対する被害状況及び応急対策に関する現場広報は、次の基準によりあらゆる情報伝達手段を用いて行うものとする。

ア　被害状況広報

地震による被害及び複合災害（津波災害、原子力災害等）の発生状況を周知するとともに、避難所の開設、給水拠点の設置など生活関連情報を広報する。

イ　危険喚起広報

地震により損傷し、余震等により倒壊する危険がある住家等への立ち入り制限及び複合災害への注意喚起を行う。

４　被災地域の相談・要望等の対応

市は、臨時相談窓口を設置して相談に応じるなど相談や広聴活動を展開し、被災地住民の動向と相談、苦情及び要望等の把握に努め、対策を講ずる。

また、その対策を積極的に広報する。

５　安否情報の提供等

市は、被災者の安否について市民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

この場合において、市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係する地方公共団体、消防機関、警察機関等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

６　住宅に関する各種調査等の情報提供

市は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明する。

７　ライフライン情報の提供等

電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努める。

また、電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。

市、県及びライフライン事業者は、住民等からの問い合わせ等に対応する体制について、あらかじめ計画しておくものとする。

第６節　消防活動

消防班

１　基本方針

大規模地震発生時には、火災の多発により、市民の生命、身体及び財産に危険がおよぶおそれがあるため、消防職員はもとより市民及び事業者あげて出火の防止と初期消火を行うとともに、消防機関は、防災関係機関と連携して市民の救急・救助をはじめとして、避難者の安全確保、防災上重要な施設等の防御等に全機能をあげて当たる。

消防本部が行う消防活動については、「白山野々市広域消防本部地震災害消防警備計画」の定めによるものとする。

２　出火防止、初期消火の徹底

地震が発生した場合、ガスの元栓を閉めるなど火気の取り扱いに注意し、避難する際には、電気ブレーカーを遮断するなど出火防止を徹底する。

また地震発生時は、火災の多発、倒壊建物による道路閉塞などにより、消防隊の到着が遅れる可能性があり、火災が延焼拡大するおそれがあることから、地域住民及び自主防災組織等が一体となって初期消火に努める。

３　火災通報連絡、出動計画

火災覚知、情報連絡、火災通報、現場報告等については、消防本部の定めによる。

出動区分及び種別、指揮指令等の出動計画は、白山野々市広域消防本部地震災害消防警備計画の定めによるが、関係者は、サイレンによる信号方法によって召集し、配備につく。

サイレンによる信号方法は、消防法施行規則別表第１の３の定めによる。

４　応援要請

本市で保有する消防力及び隣接市等との消防相互応援協定による消防力によっては、災害の防御又は救助が困難と認める場合において、他の市町に応援を要請するとともに、災害の規模により必要と認めるときは、知事に対して緊急消防援助隊の出動を要請する。

５　警察との相互協力

警察及び消防機関は、放火又は失火絶滅等の共同使命の達成のために、次の点について相互に協力する。

（１）消防事務のため警察通信施設を使用すること。

（２）消防機関及び警察は、災害防御処置について事前に、あるいは状況に応じて協議すること。

（３）火災現場にある消防署員は、必要に応じ現場にある警察官に対し、消防警戒区域の設定について協力を要請すること。

６　消防活動

（１）火災発生状況等の把握

消防機関は、警察等と協力して、迅速かつ的確に消防活動を実施するため、管内の消防活動に関する情報を迅速に収集し、把握する。

ア　火災の状況

イ　自主防災組織等の活動状況

ウ　消防ポンプ自動車の通行可能道路

エ　消防ポンプ自動車その他の車両、消防水利施設等の活用可能状況

（２）消防活動の留意事項

ア　火災件数の少ない地区は、集中的に消火活動を実施して延焼防止を図るとともに、住民等の避難のための安全地区の確保に努める。

イ　多数の火災が発生している地区は、住民等の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じ避難路の確保など住民の安全確保を最優先に活動を行う。

ウ　危険物の漏洩等により災害が拡大し、又はそのおそれがある地区は、住民等の立入禁止、避難誘導等の措置をとる。

エ　救急活動の拠点となる病院、避難所、避難路及び防災活動上重要な施設等の火災防御を優先して行う。

オ　自主防災組織、自衛消防組織等が実施する消火活動との連携に努める。

カ　車両通行不能時には、小型動力ポンプ及び消火栓直結の防御方法をとるものとし、水道が使用不能な時には、自然水利等の最大活用及び破壊並びに除去の防御方法をとる。

キ　強風下の火災防御

（ア）飛火警戒

強風下の火災は、飛火により火災が発生し、大火に進展する可能性が極めて高いので、消防機関は、警察等と協力して出火場所の風下居住者及び事業所に対して、屋根等の飛火により着火危険のある場所、建物部分又は物件の監視警戒、開口部の閉鎖、着火危険物件の整理、予備注水、飛火の消火の徹底を指示するとともに、監視、警戒に当たり出火の早期発見及び早期消火等を行い、災害の拡大防止に努める。

（イ）消防活動の障害物排除

強風下の消防活動は防御位置の移動を必要とする場合が多いので、搬出物件及び車両等は、消防車両の通行支障とならないよう処置するよう市民に指示するとともに、野次馬的行為を厳に謹むよう指示する。

（ウ）自衛消防隊の活動

防火対象物に係る自衛消防隊は、それぞれの消防計画に定めるところにより、所属防火対象物の飛火警戒、延焼防止等の処置を行う。

（エ）協力の徹底

市民の協力を得るため、平時における広報活動を通じて事前に徹底を図るほか、現場に出動した広報車等の拡声装置を通じて協力の確保を期する。

ク　積雪時の火災防御及び救急

前各号に定めるところによるほか、別に定める「野々市市雪害対策要綱」による。

７　救助・救急活動

消防機関は、医療機関、医師会、日本赤十字社及び警察等防災関係機関の協力のもと、負傷者等の要救助者を救護所等へ搬送する。

８　惨事ストレス対策

救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

また、消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するなど、心のケアに配慮する。

第７節　救援隊等の派遣要請と受入体制

総務班

１　基本方針

地震災害により人命又は財産保護のために必要な応急対策及び復旧対策を実施するため急を要し、かつ市において実施不可能あるいは困難であると認めた場合は、県又は他市町村からの救援隊及び自衛隊等の派遣要請をする。派遣を要請した場合は、救援隊等が迅速に災害派遣活動を実施できるよう的確な情報提供を行うとともに、救援隊の宿舎及び食料等必要な物資等の提供に努める。

２　自衛隊派遣の要請

地震災害に対する自衛隊の災害派遣については、自衛隊法（昭和 29 年）第 83 条の規定に基づき、市長は知事に対し、自衛隊の派遣要請を依頼する。

派遣要請に当たっては、連携を密にして自衛隊が迅速に災害派遣活動を実施できるよう的確な情報提供に努める。

（１）要請基準

自衛隊の災害派遣要請に当たっては、人命救助及び財産保護のため緊急の措置を必要とする場合に行うものとし、概ね次の基準による。

（ア）人命救助のための応援を必要とするとき。
（イ）車両、航空機など状況に適した手段による被害状況が必要なとき。
（ウ）避難者の誘導、輸送など避難のため援助が必要なとき。
（エ）主要道路、堤防又は護岸の応急復旧に応援を必要とするとき。
（オ）応急措置のための医療、防疫、救援物資輸送、給食、給水、通信支援等の応援を必要とするとき。

（２）災害派遣要請

市長は、次の事項を明確にした文書により知事（危機対策課）あてに要請する。

ただし、緊急を要する場合には、電話又は口頭にて要請し、事後すみやかに文書を送達する。

なお、市長の不在時に要請を行う意思決定者は本章第１節「組織」の「災害対策本部の設置の判断」による。

（ア）災害の状況及び派遣を要請する事由
（イ）派遣を希望する期間
（ウ）派遣を希望する区域及び活動内容
（エ）実施中の応急措置の概要
（オ）宿泊施設等の受入れ体制の状況
（カ）部隊等が派遣された場合の連絡責任者等
（キ）その他参考となるべき事項

（３）知事に対して災害派遣の要請ができない場合

市長は、通信の途絶等により知事に対して災害派遣の要請ができない場合は、災害状況を速やか防衛大臣に報告するとともに、陸上自衛隊については第１４普通科連隊長、航空自衛隊については第６航空団司令、海上自衛隊については舞鶴地方総監に派遣要請し、連絡が取れ次第、速やかに知事にその旨を報告する。

３　受援体制の確立

地震による被害の発生状況により、県又は他市町村からの救援隊及び自衛隊等の派遣を要請した場合派遣職員等の受け入れと効率的な派遣業務の遂行を図るため、市の受け入れ体制を整える。

（１）救援隊等の宿舎等 　救援隊等の宿舎及び活動拠点として、学校、公民館など屋内の公共施設を提供する。 　ただし、災害の状況により、屋内公共施設の確保が困難な場合は、公園、グラウンドなど屋外施設に提供し、天幕等を利用した施設を設ける。 （２）救援隊等の活動 　救援隊等に対して、活動目的、活動内容及び活動場所等を明確にするよう努め、救援隊の活動が迅速かつ円滑に実施できるよう調整する。 （３）救援隊等への物資の提供 　救援隊等の活動に必要な物資、食糧等が不足する場合には、迅速に調達し、可能な限り提供することとする。	

第８節　避難誘導等

衛生班・福祉班・保健救護班・避難所班

１　基本方針

地震により、被害が発生するおそれがある危険な地域に居住する者及び滞在する者の生命及び身体の安全を確保するため、迅速かつ的確な避難措置を講ずる。

２　避難指示の実施

（１）災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、人の生命又は身体を震災から保護し、震災の拡大を防止するため特に必要と認めるときは、市長は居住者、滞在者に対して避難のための立ち退き又は屋内安全確保を指示する。

なお、災害の発生により、市長が実施すべき避難の指示等を実施できなくなった場合は、知事が市長に代わって実施する。

（２）避難のための立ち退きを指示したときは、直ちに避難指示の理由、地域名、世帯数、人員、避難先等を県（危機対策課）へ報告する。

（３）避難の必要がなくなったときは、直ちに公示するとともに県へ報告する。

（４）相互の連絡協力

市長、知事及び警察官、水防管理者、自衛官は、住民等の避難に関するそれぞれの措置をとった場合は、相互に通知､報告するとともに、避難の措置が迅速かつ適切に実施されるよう協力する。

３　避難の指示の内容及びその周知

（１）避難指示の内容

避難指示をする場合、市長等は、次の内容を明示する。

（ア）避難指示の理由

（イ）避難対象地域

（ウ）避難先

（エ）避難経路

（オ）携帯品、服装など避難行動における注意事項

① 食料、飲料水、タオル、ティッシュペーパー、最小限の着替え、救急用薬品、懐中電灯、携帯用ラジオ、貴重品（現金、通帳、印鑑等）等を携行すること。

なお、携行する物品等は、あらかじめ非常用の標示をした袋（ビニール袋、風呂敷等）に整理しておくこと。

② 服装はできるだけ動きやすい軽装を心がけ、素足を避け、必ず帽子等を着用し、状況により、雨具、防寒衣等を携行すること。

③ ブロック塀や自動販売機など倒れやすい物や用水､マンホールなど危険箇所を避けて避難すること。

（カ）電気ブレーカーの遮断など出火を防止するために必要な措置を行うこと。

（キ）その他必要な事項

（２）市民等への周知

市長等は、避難の指示を行う場合には、市民等に対して市防災行政無線、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ)、有線放送、広報車、サイレン、ケーブルテレビ、インターネッ

ト、携帯電話、Ｌアラート（災害情報共有システム）等多様な情報伝達手段を使用し、あるいは報道機関等を通じて、市民が迅速かつ安全に避難できるよう周知徹底を図る。

また、発災時や災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて拠点避難所を開設し、市民等に対し周知徹底を図る。

なお、避難指示等を発令した場合の避難行動としては、拠点避難所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を原則とするものの、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、市民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、拠点避難所等への避難を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと市民等自身が判断する場合は、自らの命を守るため最善の行動をとる「緊急安全確保」を行うべきことについて、市民等への周知徹底に努める。

4　避難区分及び基準

（１）事前避難

地震により、ダム、河川等の堤防が決壊し、被害が発生するおそれがある場合、あらかじめ居住者及び滞在者に避難準備をさせ、迅速に安全な場所へ避難させる。

（２）緊急避難

事前避難の暇がなく、火災、洪水等により著しく危険が切迫していると認められるときは、至近の安全な場所へ緊急避難させる。緊急時の一時的避難場所として最寄りの指定公共施設を開放する。また、閉館時は施錠されているため、状況に応じて順次開錠する。

（３）拠点避難所への避難

一時的避難場所等から必要に応じて緊急避難者又は救出者を拠点避難所等に避難させる。

5　警戒区域の設定

（１）市長は、地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市民の生命、財産及び身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認められる場合は、災害対策基本法第63条に基づき、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該地域への立ち入りを制限若しくは禁止し、又は退去を命ずる。

（２）市長及びその職務を行う吏員が現場にいないとき、又はこれらの吏員から要求があったときは、警察官は、市長の職権を行うことができる。この場合、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

（３）災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、市長その他市長の職権を行うことができる者が現場にいない場合に限り、市長の職権を行うことができる。この場合、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

6　警戒区域設定の周知等

警戒区域の設定を行った場合は、避難指示等と同様に市民へ周知するとともに、関係機関への連絡を行う。

また、市長は、警察官等の協力を得て、住民の退去確認を行うとともに、可能な限り防犯、防火のための警戒措置を実施する。

7　避難者の誘導

避難者の誘導は、町内会、自主防災組織等が市職員、消防団員、警察官等と協力して行い、避難の際には町内会単位等の集団避難を心掛け、避難経路の安全及び道路の状況等を確認するとともに、要配慮者に十分配慮するものとし、これに地域住民も積極的に協力する。

災害の実態に応じて、飼養者によるペット動物との同行避難を呼びかける。その際、ペット動物はケージの中に入れ、ペットフード等動物の飼養に必要な物を持ち出し避難する。

避難者が自力で避難できない場合又は避難途中に危険がある場合は、必要に応じ車両、舟艇等を利用して行う。

また、社会福祉施設等の管理者、教育委員会及び学校長は、要配慮者及び児童生徒の地震時の安全確保を図るため、あらかじめ避難誘導計画を策定しておくとともに、保護者等との連絡方法等についても定めておく。

８　避難所の開設及び報告

（１）避難所の開設

避難所の開設が必要な場合は、市地域防災計画及び避難所運営マニュアルの定めるところにより、地元警察署等と十分連絡を図り、あらかじめ施設の安全性を確認した上で、避難所を開設する。

避難所の開設にあたり市職員は避難所の被害状況を把握し、災害対策本部に報告し、指示に従う。

また、二次被害の発生のおそれのある危険箇所等の把握に努めるほか、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとする。

特定の避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

（２）避難生活の対象者

○ 住居等の被災者
○ 避難指示などの対象地域の居住者
○ 帰宅できない旅行者や迷い人、ホームレス等

（３）避難所を開設したときは、警察等関係機関と情報を共有しつつ、避難者の把握に努め、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、直ちに次の事項を県に報告する。

○ 避難所の名称
○ 避難所開設の日時及び場所
○ 世帯数及び人員（避難所で生活せず食事や水等を受取に来ている被災者も含める。）
○ 開設期間の見込み
○ 必要な救助・救援の内容
○ 指定避難所に付与された全国共通避難所・避難場所ＩＤ

（４）避難等の状況把握

市は、避難等の措置を講じた場合には、実施状況を取りまとめる。

また、警察等関係機関と情報を共有しつつ、避難所等における避難者の把握に努める。

９　避難所の運営

（１）管理運営組織の立ち上げ

市は、自主防災組織の会長や地域住民及び避難所となった学校等施設の管理者、ボランティア、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力を得て避難所を管理運営する。運営に当たっては各主体の役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。

また、避難者情報の把握及び各支援団体との円滑な情報共有にあたっては、デジタル技術の活用に努めるものとする。

（２）自主運営への移行

避難所の運営は、町内会など従来からの地域コミュニティを重視した避難者自身の自主運営を基本とする。市は、避難所の管理運営等を適切に行うために市職員を配置し、自主運営の組織が確立するまで避難所の管理運営に係る業務を支援する。

（３）良好な生活環境の確保

ア　市及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、避難所開設当初からプライバシー確保のためのパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置する。

イ　市は、栄養バランスのとれた適温の食事を提供できるよう、炊き出しに利用できる学校給食施設等の場所、調理器具や食料を確保することに努めるとともに、快適なトイレの設置状況、し尿処理状況、健康のための入浴施設の設置状況等の把握に努め、必要な対策を講ずるものとする。

ウ　仮設トイレの設置

市は、避難所の状況により仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努める。その確保が困難な場合は、県があっせん等を行う。

また、女性用の仮設トイレや高齢者向けの洋式トイレの設置など、女性や高齢者、障害者等の利用に配慮した避難所運営に努める。

なお、トイレの日常管理は、避難所の既設トイレも含めて、避難者やボランティア等が自主的な管理運営を行うようルールづくりを指導する。

エ　男女双方の視点の取り入れ

避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保や避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営管理に努める。

（４）相談窓口の設置

避難者のニーズに対応するため、相談窓口を設置し、避難者の精神的負担を和らげるよう配慮するとともに、多様な視点を反映させ、要配慮者や女性に配慮するよう努める。また、ボランティア等の協力を得て、人心の安定に努める。

（５）人材の確保・育成

避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、ＮＰＯ・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材確保・育成に努める。

（６）情報の提供

避難者のニーズを十分把握し、地震の被害、余震の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、犯罪情勢や予防対策等防犯情報、被災者

生活支援に関する情報等、避難者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するよう努める。

なお、その際、要配慮者、車中避難者を含む避難所外避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者に配慮した伝達を行う。

（７）健康の管理

避難所における感染症予防、生活不活発病の発症予防など必要な対策を講じるとともに、環境変化等から生じる避難者の精神的不安を軽減させるためのこころのケア対策を関係機関と協力して実施するなど、避難者の健康管理に努める。

（８）避難所の状況把握

ア　市は、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、歯科医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要となる水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

イ　また、避難所で生活せず食事や水等を受け取りに来ている自宅避難者を含めた地区全体の健康管理に努める。

ウ　車中避難者に対して、エコノミークラス症候群に対する注意喚起とその予防法について積極的に情報提供するよう努める。

（９）感染症対策

被災地域及び避難所等において、感染症の発生、拡大が見られる場合は、総務対策部、福祉対策部及び避難対策部が連携して、感染対策として必要な措置を講じるよう努める。また、感染症の自宅療養者等が避難所に避難する可能性を考慮し、あらかじめ、保健福祉担当課、防災担当課及び保健所との間で、情報共有の内容、情報の伝達方法などについて、検討・調整を行い、避難所の運営に必要な情報を共有する。

(10) 要配慮者への配慮

ア　要配慮者に対する配慮

市は、避難所に要配慮者がいると認めた場合は、民生・児童委員、介護職員、自主防災組織、ボランティアなどの協力を得て、速やかに適切な措置を講ずる。

イ　要配慮者の健康管理

市は、環境変化等から生じる避難住民の健康不安又は体調変化を早期発見するため、関係機関と協力して、精神保健医療対策を講じ、精神的不調の早期治療や不安の軽減を図る。

また、市は生活不活発病の発症予防対策を講ずるなど、要配慮者の健康管理に努める。

なお、避難所で生活せず食事や水等を受取に来ている自宅避難者を含めた地区全体の健康管理に努める。

ウ　女性や子ども等の安全の配慮

女性や子ども等の安全対策として、以下の点に配慮するよう努める。

（ア）避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・ＤＶの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する。

（イ）トイレ・更衣室・入浴施設等は、昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する。

（ウ）照明を増設する。

（エ）性暴力・ＤＶについての注意喚起のためのポスターを掲載する。

（オ）警察、病院、女性支援団体等との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行う。

エ　性的マイノリティへの配慮

男女別だけでなく、性的マイノリティへの配慮も必要であることに留意し、トイレや着替えスペースでのプライバシーの保護などに努めるものとする。また、当事者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

(11) 福祉避難所への避難等に係る支援の実施

市は、二次避難支援マニュアルに基づき、避難所での要配慮者の状況に応じ、福祉避難所への避難や、社会福祉施設への緊急入所等を行う。

また、福祉避難所への避難後も、在宅で受けていた福祉サービス等が継続して提供されるよう、必要な手続きや関係機関との調整等を行う。

なお、要配慮者の受入先や介助員となる専門的人材の確保について、必要に応じ、広域的な調整を県に要請する。

【福祉避難所一覧】（資料編　第４章　第１節「２　避難所一覧」参照）

(12) ホテル・旅館等の活用

市は、災害の規模、避難者の避難及び収容状況、避難の長期化に鑑み、ホテル・旅館等への移動を避難者に促す。

(13) 避難者の住生活の早期確保

避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、希望者に対して公営住宅や民間賃貸住宅、空き家等利用可能な既存住宅のあっせん等により避難所の早期解消に努める。

(14) ペット動物の飼育場所の確保等

市は、必要に応じて、被災者支援等の観点からペット動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、ペットの一時預かり等必要な支援を獣医師会や動物取扱業者等から受けられるよう、連携に努める。

また、指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。

10　記録等

本部及び各避難所には、避難所の維持及び管理のため、それぞれ責任者を定め、次の書類等を整備し、保存しておく。

（１）避難所受入台帳（日誌（救助実施記録日計表））
（２）避難所用物資受払簿
（３）避難所設置及び受入状況（受入者名簿）
（４）避難所設置に要した支払証拠書類
（５）避難所設置に要した物品受払証拠書類
（６）救助実施記録日誌簿

11　避難地域の警備等

避難地域の居住者の財産等の保全、安全の確保と秩序維持のため、防犯活動が必要と認められる場合には、警察等の協力を得て避難生活の安定化に関する対応をとるとともに、必要に応じて自主防犯組織に対しても協力を求め連携を図る。また、避難所における秩序保持も同様に実施する。

【自警団一覧】（資料編　第４章　第２節「４　自警団一覧」参照）

12　広域避難対策

（１）避難者数が避難所の収容力を超え、他地区における避難所（以下、広域避難所という）の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては当該都道府県との協議を県に要請する。

（２）被災者の他地区への移送を要請したときは、職員の中から広域避難所の管理者を定め、移送先の市町に派遣するとともに、移送に当たり引率者を添乗させる。

（３）市は、広域避難について、あらかじめ締結した他市町との協定や具体的なオペレーションを定めたマニュアルに基づき、県等と連携し、適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努める

（４）広域避難所の運営は、移送元の市が行い、被災者を受け入れた市町は協力する。

（５）市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

13　広域一時滞在

（１）市は被災したとき、災害の規模、被災者の避難・受入状況、避難の長期化等に鑑み、本市外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への受け入れが必要であると判断した場合は、県内の他の市町への受け入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受け入れについては県に対し、当該他の都道府県との協議を求める。

（２）市は、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

（３）市は被災したとき、広域一時滞在の受入先の市町との間で、被災住民に関する情報の共有を確実に行うものとする。また、受入先の市町は、受け入れた被災住民に対し、必要な支援情報を提供するものとする。

14　帰宅困難者対策

市は、施設管理者や事業者等と連携し、大規模災害時により交通が途絶したときは、「むやみに移動しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、通勤、通学者や観光客等の徒歩での帰宅や移動を支援する。

また、必要に応じて、一時滞在施設の確保等の支援を行うとともに、一時滞在施設の確保に当たっては、男女のニーズの違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮した一時滞在施設の運営に努める。

15　避難所外避難者対策

（１）市は、町内会や自主防災組織、消防団、ＮＰＯやボランティア等と連携して、やむを得ず避難所に滞在することができない車中避難者を含む避難所外避難者に係る情報の把握に努めるとともに、こうした避難者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

（２）車中避難者対策

ア　車中避難者に対して、エコノミークラス症候群に対する注意喚起とその予防法について積極的に情報提供するよう努める。

イ　車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。 （３）在宅避難者対策 在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。 （４）旅行者等対策 市は、帰宅できない旅行者や迷い人、ホームレス等について、住民票の有無等に関わらず拠点避難所に適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。	

第９節　要配慮者の安全確保

福祉班・保健救護班

１　基本方針

地震災害時においては、乳幼児、身体障害者、知的障害者、精神障害者、発達障害者、傷病者、高齢者、難病等の患者、妊産婦、外国人等の要配慮者は、災害の認識、災害情報の受理、自力避難等が困難な状況にある。

市及び社会福祉施設等の管理者は、地域住民の協力を得て、迅速かつ適切に要配慮者の安全な避難誘導を実施するとともに、安否確認及び避難生活の状況等を継続的に把握することに努め、必要な対策を講ずる。

２　在宅中の要配慮者に対する対策

（１）災害発生後の安否確認

市は、避難行動要支援者の避難所への受入状況及び在宅状況等を確認し、その安否確認に努める。

また、災害発生時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、町内会長、民生委員・児童委員、介護職員、近隣の住民、自主防災組織等の協力を得て、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認が行われるように努める。

（２）避難

震災により住民避難が必要となった場合の避難行動要支援者の避難に当たっては、近隣住民や自主防災組織等の協力を得て、避難行動要支援者が属する町内会等を単位とした集団避難を行うよう努める。

避難誘導の際は、避難行動要支援者を優先するとともに、身体等の特性に合わせた適切な誘導に配慮する。

（３）福祉避難所への避難等に係る支援の実施

市は、避難所において要配慮者の身体状態や介護等の状況を考慮し、福祉避難所への避難対象者の優先順位を決定し、運営準備が整い次第、福祉避難所を開設し、避難対象者を受け入れる。

また、福祉避難所への避難後も、在宅で受けていた福祉サービス等が継続して提供されるよう、必要な手続きや関係機関との調整等を行う。

なお、要配慮者の受入先や介助員となる専門的人材の確保について、必要に応じ、広域的な調整を県に要請する。

【福祉避難所一覧】（資料編　第４章　第１節「２　避難所一覧」参照）

（４）被災状況等の把握及び日常生活支援

市は、次により要配慮者の被災状況等を把握し、日常生活の支援に努める。

ア　被災状況の把握

避難所及び要配慮者の自宅等に保健師又はホームヘルパー等を派遣し、被災状況、生活環境等を把握する。

イ　被災後の日常生活支援

市は、県の協力のもとに在宅の要配慮者の被災状況に応じて、避難所への入所、施設への緊急入所、ホームヘルパー等の派遣及び必要な日常生活用具（品）の供与等の措置を講ずるとともに、災害情報、生活情報等の継続的な提供に努める。

３　社会福祉施設等における対策

（１）施設被災時の安全確認及び避難等

施設が被災した場合、施設管理者は、直ちに入所者等の安全及び施設の被災状況を把握するとともに、入所者等の不安解消に努める。

入所者等が被災した時は、施設職員又は近隣の住民や自主防災組織の協力を得て、応急救助を実施するとともに、必要に応じて消防機関へ救助を要請する。

（２）被災報告等

施設管理者は、入所者等及び被災状況を市に報告し、必要な措置を要請する。

また、保護者に入所者等の被災状況を連絡し、必要な協力を依頼する。

（３）施設の使用が不能になった場合の措置

施設管理者は、施設の継続使用が不能となったときは、市を通じて他の施設への緊急入所要請を行うとともに、必要に応じて保護者による引き取り等の措置を講ずる。

市は、被災施設の管理者から緊急入所要請があったときは、他の施設との調整に努め、入所可能施設をあっせんする。

４　医療機関における対策

（１）医療機関被災時の安全確認及び避難等

病院等の医療機関が被災した場合、管理者は、直ちに患者等の安全及び施設の被災状況を把握するとともに、患者等の不安解消に努める。

患者等が被災した時は、応急救助を実施するとともに、必要に応じて消防機関へ救助を要請する。

（２）被災報告等

管理者は、患者等及び施設の被災状況、受け入れている重症・中等症患者数、ライフライン状況等の状況について、市等に報告し、必要な措置を要請する。

（３）医療機関の使用が不能になった場合の措置

管理者は、医療機関の継続使用が不能となったときは、市及び県を通じて他の医療機関への緊急搬送要請を行う。

市及び県は、被災医療機関の管理者から緊急搬送の要請があったときは、他の医療機関等との調整を行い、傷病の程度、人工透析患者や人工呼吸器を使用している患者など個別疾患の状況に応じ、搬送先の確保に努める。

５　外国人に対する対策

市は、災害時に迅速に外国人の安否確認に努めるとともに、外国人が孤立しないよう、各種情報の収集、提供ができる体制の整備等に努める。

（１）市は、広報車やラジオ等により外国語による広報を行い、外国人の安全かつ迅速な避難誘導に努める。

また、災害多言語支援センターなどの相談窓口等を開設し、災害に関する外国人のニーズの把握に努める。

（２）市は、県や国際交流団体、大学等に通訳者又は語学ボランティアの派遣を必要に応じて要請する。

６　障害者に対する情報伝達等 市は、障害の種類及び程度に応じて、障害者が防災に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるよう、体制の整備等に努める。また、緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な緊急通報手段の整備等に努める。	

第 10 節　災害医療及び救急医療

福祉班・保健救護班

１　基本方針

大規模な地震が発生することにより、倒壊した家屋の下敷きや火災等により、同時に多数の負傷者等が発生し、通常の医療救護体制では対応できなくなるおそれがあり、特に、発災当初の 72 時間は、救命救急活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、関係機関の協力を得て、迅速かつ的確に医療救護活動等を実施する。

２　初動医療体制

（１）実施者

市が行うが、必要に応じ県、他市町又はその他の機関に応援若しくは協力を要請する。

なお、実施の方法等について、あらかじめ白山ののいち医師会と締結した「災害時の医療救護に関する協定書」等による。

（２）保健救護班の編成

市長は、医療及び助産の救急救護を必要と判断した場合、市の機関による保健救護班を編成し、出動を命ずる。

（３）救護所の設置

ア　設置場所

保健救護班長は、福祉対策部長と協議し、医療救護活動を行うに当たり必要と認める場合は、総務対策部、地域医師会等の協力を得て、救護所を設置する。

救護所は、以下のうちから、被災者にとって、最も安全かつ交通便利と思われる場所を選定する。

なお、市に災害救助法が適用され、県による医療救護班が派遣された場合は、県の指示による。

（ア）野々市市保健センター
（イ）地区公民館（４か所）
（ウ）拠点避難所
（エ）災害現場
（オ）その他市長が必要と認める場所

イ　救護所の開設及び運営

救護所の開設及び運営実務は、福祉対策部長の指揮により、保健救護班が行う。

（４）医療救護及び助産活動

医療救護及び助産活動は、原則として保健救護班及び派遣された医師、看護師が救護所において、以下のとおり実施するほか、必要に応じて県、日本赤十字社石川県支部等に協力又は応援を求める。また、災害の状況によって避難所等を巡回し、医療救護及び助産活動を実施する。

なお、保健救護班は、医師とともに区分の判定及び救命処置その他応急的医療救後及び助産活動に当たる。

傷病者には、消防庁において定められた「トリアージ・タッグ」を使用する。

ア　医療の範囲

（ア）傷病者のトリアージ
（イ）傷病者に対する応急措置
（ウ）診察
（エ）薬剤又は治療材料の支給

（オ）処置その他の治療及び施術
（カ）病院又は診療所への搬送手続き
（キ）避難所等への巡回診療及び健康相談
（ク）その他必要な事項

イ　活動の実施期間

医療救護及び助産活動を実施する期間は、災害の状況に応じて市長が定めるが、概ね災害発生の日から 14 日以内とする。ただし、災害救助法が適用された場合は、知事の補助機関として実施する。

ウ　助産について

（ア）助産の対象者

助産を受けられるのは、災害のため助産の途を失い、災害発生の日の以前又は以後７日以内に分べんした人とする。

なお、被災の有無及び経済力の如何を問わない。

（イ）助産の範囲

①　分べんの介助
②　分べん前又は分べん後の処置
③　脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給
④　その他必要な事項

エ　経費の負担

災害救助法の適用を受けた場合は、県負担（限度額以内）とし、その他の場合は、市負担とする。

３　重傷病者の搬送体制

原則として、被災現場から救護所までは、警察署、自主防災組織、市民ボランティア等の協力を得て、総務対策部が実施する。また、救護所から医療機関への搬送については、消防班（救急隊）が実施するが、災害時後方病院への搬送等については、必要に応じて県に応援を要請する。

４　医療機関

（１）医療機関の受け入れ体制の確立

保健救護班長は、地域医師会に所属する一般病院等の受入可能ベッド数を速やかに把握し、受入スペースの確保など受入体制の確立を要請する。

（２）受入可否施設の把握

保健救護班長は、総務対策部長と協力して、医療機関の受入状況を石川中央保健福祉センター、救急指定病院に照会して常に把握し、関係部署に必要な情報を伝達するとともに、医療機関に重傷病者が振り分けられるよう指示する。

５　医薬品及び資器材の確保

（１）保健救護班の対応

医療救護及び助産活動に必要な医療資器材等の使用並びに確保については、原則として次のとおり行う。

ア　保健救護班は、保管場所において、市の現有医療資器材及び医薬品を確保し、救護所に携行する。

イ　市の要請により出動した地域医師会等及び県が編成した医療救護班は、自己が携行した医薬品等を使用し、使用した消耗資材等の費用については、市に請求する。

（２）医薬品及び資器材等の確保

市の備蓄する医薬品等の確保については、野々市市保健センター内とし、順次整備を図る。

（３）不足のときの調達方法

保健救護班長は、医療及び助産救護のために使用する医療器具及び医薬品等が不足したときは、医療器具及び医薬品等取扱業者、県（薬事衛生課）、各医療機関等に協力を要請して補給する。

なお、輸血用血液が必要な場合は、日本赤十字社石川県支部（石川県赤十字血液センター）に確保されている各種の血液製剤等の供給を依頼する。また、福祉班に対して、市民への献血の呼びかけを要請する。

６　個別疾患対策

市は、慢性腎疾患、難病、結核、精神疾患、その他の慢性疾患等の在宅治療患者に対しては、患者の受診状況や医療機関の稼働状況を把握の上、患者等へ的確な情報を提供し、受診の確保を図るほか、水、医薬品及び適切な食事の確保に努める。

また、市は、県に対して人工透析を実施する医療機関の被災に関し、各医療機関が連携し患者の受入れ調整を図るなど透析医療の確保について要請する。

７　記録等

医療救護及び助産活動を実施した場合は、次の書類等を整備し、保存しておく。

（１）保健救護班診療記録
（２）医薬品衛生材料使用簿
（３）保健救護班編成及び活動記録簿
（４）病院、診療所医療実施状況及び診療報酬に関する証拠書類
（５）医薬品衛生材料受払簿
（６）医薬品衛生材料等購入関係支払証拠書類
（７）助産台帳
（８）助産関係支出証拠書類

第 11 節　健康管理活動

福祉班・保健救護班

１　基本方針

地震災害発生時は、ライフラインの機能停止等により、健康の基本である食事、睡眠等の確保が困難となりやすく、さらに災害に対する不安や避難所生活等のストレスから、様々な健康障害の発生が懸念される。

このため、市は、県や関係機関等の協力を得て、医療救護活動等と緊密な連携を図りながら被災者の健康管理活動を実施する。

２　実施体制

市は、県等と協力し、保健師等による被災者等の健康管理や感染症拡大防止のため避難所の巡回等を行う。

なお、被災者等の健康管理に際し、管下の保健師等のみによる対応が困難な場合は、県に保健師等の派遣を要請する。

３　活動内容

（１）健康管理活動に当たっては、医療・保健関係者、民生委員・児童委員、居宅介護支援専門員等の協力のもと、要配慮者、在宅患者等の健康状況を確認し、必要な医療、介護が受けられるよう対処する。

（２）「市健康管理マニュアル」の作成に努め、救命救急を最優先とし、避難所や在宅被災者宅等を訪問し、被災者の生活環境、生活状況、健康状態等を把握するとともに、必要な者に対する保健指導、栄養・食生活支援、医療、福祉サービスの調整等を図り、環境整備に努める。

なお、健康状態の把握、支援に当たっては、特に感染症やエコノミークラス症候群、生活不活発病、心血管疾患等の発症予防に留意する。

また、人工透析、酸素、インスリン療法等、必要な処置が継続して受けられるよう、関係機関との情報連携を行う。

（３）活動により把握した情報は、保健救護班及び福祉班が連携して開催する健康管理連絡会等にて集約し、対応策を連携協力して実施する。

（４）避難所等で感染症を防止するため、衛生管理等について相談、指導を行う。また、感染症が発生した場合は、県及び医療機関等と協力して、感染者の移送や消毒等を実施し、感染症の拡大を防止する。

第 12 節　救助・救急活動

消防班

１　基本方針

地震災害時は、倒壊家屋等の下敷き等により、生命身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者が多数発生するおそれがあり、特に、発災当初の 72 時間は、救命救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、発災直後は被害規模の把握を早期に行うとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するとともに、関係機関及び自主防災組織等と相互に連携協力し、救出及び捜索に全力を尽くす。

２　対象者

災害が直接の原因となり次に掲げる状態にある者で、早急に救出しなければ生命及び身体が危険な状態にある者とする。

（１）火災の際に火中に取り残された者
（２）倒壊家屋の下敷になった者
（３）流出家屋と共に流された者
（４）孤立した地点に取り残された者
（５）車両事故等によって車内等に閉じ込められた者
（６）行方不明者

３　実施体制

被災者の救出は、自主防災組織が中心となる地域の力を結集して行うほか、市、消防機関及び警察が連携協力して救出作業に当たる。なお、被害が甚大な場合は、市長は、速やかに知事に対して県及び他市町の応援を要請するとともに、自衛隊の派遣を要請する。

【自警団一覧】（資料編　第４章　第２節「４　自警団一覧」参照）

４　危険区域の巡回

災害の発生と同時に危険区域を設定するとともに、消防機関等による区域内の巡視を行い、要救助者を発見した場合は救出を図る。

また、必要があるときは警察官に対し、警らの協力を要請する。

５　記録等

救出作業を実施した場合は、次の書類等を整備し、保存しておく。

（１）救出実施記録日計表
（２）被災者救出用機材器具燃料受払簿
（３）被災者救出状況記録簿
（４）被災者救出用関係支払証拠書類

６　災害救助法による救出

災害救助法が適用された場合は、同法及び運用方針による。その概要は次のとおりとする。

（１）対象
ア　現に生命又は身体が危険な状態にある者
イ　生死不明の状態にある者

（２）期間 　災害発生の日から３日以内とする。ただし、内閣総理大臣の承認を得て期間を延長することができる。	

第 13 節　水防活動

復旧班・消防班

１　基本方針

地震の発生時は、ダム及び河川堤防等の決壊による水害が発生するおそれがあることから、被害を軽減するため、必要な情報収集、広報活動、警戒活動及び応急復旧活動を適切に実施し、浸水等の被害の拡大防止に努める。

２　情報収集

国、県、隣接市など関係機関と協力して、迅速な情報収集に努める。

３　広報活動

地震による洪水が発生し、又は発生するおそれがある場合は、正確な情報を市民に広く提供する。

特に、高齢者等避難、避難指示など、人の生命又は身体を保護するために必要な情報については、あらゆる手段を用いて迅速に広報する。

４　警戒活動等

（１）危険区域の監視

隣接市など関係機関と密接な連携をとり、対応を協議するとともに、危険箇所を重点的に巡視する。

（２）水防資機材の配備

水防資機材を確認し、作業上容易に利用できる場所に配備する。

（３）水防作業員の確保

消防団員、土木建築業者のオペレーター及び作業員に待機及び出動等の指示を行う。

（４）避難誘導

浸水により、被害を受けるおそれのある地域の住民に対して、避難先の指示など避難のために必要な措置を実施する。

（５）避難所

市民の避難に備えて、避難所開設を指示する。

５　応急復旧

地震により堤防等に応急措置の必要が生じた場合は、関係機関と協力して、迅速かつ的確に応急復旧を実施する。

第 14 節　災害救助法の適用

総務班

１　基本方針

市長は、市の区域内における災害の程度が災害救助法の適用基準（本市において住家滅失戸数 80 世帯以上の場合等）に達し、又は達する見込みである場合で、直ちに災害救助法による救助を必要とするものと判断したときは、知事に対してその状況を報告し、災害救助法の適用を要請する。

なお、市は災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ県と必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、県が事務委任制度を円滑に活用できるよう、役割分担を明確化するなど、調整を行う。

２　適用基準（災害救助法施行令）

災害救助法の適用基準は、次のいずれかに該当する災害とする。

（１）本市の住家滅失世帯数が 80 世帯以上であるとき。（災害救助法施行令（(昭和 22 年政令第 225 号。以下「令」という。）第１条第１項第１号－令別表第１）

（２）本県の区域内の住家滅失世帯数が 1,500 世帯以上であって、本市の住家滅失世帯数が 40 世帯以上であるとき。（令第１条第１項第２号－令別表第２、第３）

（３）本県の区域内の住家滅失世帯数が 7,000 世帯以上であって、本市の住家滅失世帯数が多数であるとき。（令第 1 条第 1 項第 3 号前段）

（４）災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したとき。（令第１条第１項第３号後段）

（５）多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、以下の内閣府令（平成 25 年 10 月第 68 号）で定める基準に該当するとき。（令第１条第１項第４号）

ア　災害が発生し又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。（内閣府令第２条第１号）

イ　災害にかかった者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。（内閣府令第２条第２号）

(注)住家が滅失した世帯の算定は、次のとおりである。

（ア）住家の全壊（焼）又は流失した世帯は、１世帯を滅失世帯１世帯とする。

（イ）住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は、２世帯をもって滅失世帯１世帯とみなす。

（ウ）住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は、３世帯をもって滅失世帯１世帯とみなす。

適用基準

本市に適用される人口規模類型（直近の国勢調査による）	A 当該市町の住家滅失世帯数	B 県区域内の住家滅失世帯総数１，500 世帯以上の場合	（参考） 本市の令和２年 10 月１日国勢調査人口
50,000 人以上 100,000 人未満	80 世帯	40 世帯	57,238 人

３　適用手続

（１）市長は、市の区域内における災害の程度が災害救助法の適用基準に達し、又は達する見込みであるときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

（２）知事は、災害救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに法に基づく救助の実施について市長及び関係機関に指示するとともに、内閣総理大臣に報告する。

４　災害救助法に基づく救助の種類

災害救助法による救助の程度、方法、及び期間並びに実費弁償の基準による。

【災害救助法に基づく救助の種類】（資料編　第２章　第４節「３　災害救助法に基づく救助の種類」参照）

５　災害救助法に基づく救助の実施

（１）県は、災害の状態によりいずれの救助項目を適用するかを速やかに判断して、救助方針をたてて、適切かつ効果的な救助を行う。

（２）別紙「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準について」の番号１、２の一部、３から 14 までに定める救助の他、知事が必要と認めるものについては、知事は救助の内容及び当該救助を行う期間を通知し、市長が行うこととする。

この場合においては、市長は、当該期間において当該事務を行わなければならない。（令第 17 条第１項）

（３）知事は、前項（２）の通知をしたときは、直ちにその旨を公示しなければならない。（令第 17 条第２項）

【災害発生から応急救助までのフロー】（資料編　第２章　第４節「４　災害発生から応急救助までのフロー」参照）

６　災害救助法が適用されない場合の救助

災害救助法が適用されない場合の救助については、災害救助法による救助に準じて通常市が実施する。

第 15 節　災害警備及び交通規制

情報班・保健救護班・復旧班・避難所班

１　基本方針

地震災害時において市は、市民の生命、身体及び財産を保護するとともに交通の混乱を防止し、公共の安全と秩序の維持を図る。

２　警備の要請

市長は、市民の生命、身体及び財産を保護し、社会公共の秩序を維持するため必要と認めた場合に次の事項を白山警察署に要請する。

（１）市災害対策本部への要員の派遣
（２）災害情報の収集及び伝達
（３）被災者の救出、救護及び避難誘導
（４）災害による遺体の検視及び身元不明遺体の身元調査
（５）被災地の犯罪予防及び取り締まり
（６）災害時の交通規制及び交通指導
（７）危険物の保安措置
（８）災害応急措置に対する協力等
（９）災害に伴う治安広報及び関係機関との連絡
(10) 通信計画に関する協力
(11) その他治安上必要な事項

３　警備対策

警察は、大規模地震発生に際しては、警備体制を早期に確立し、警察の総力を挙げて人命の安全を第一とした迅速かつ的確な災害応急対策を実施することにより、市民の生命、身体及び財産の保護、交通秩序の維持、各種犯罪の予防検挙その他公共の安全と秩序を維持して、被災地における治安の万全を期する。

（１）災害応急対策の実施

ア　把握した被災状況に基づき、消防機関及び防災関係機関と密接に連携し、迅速かつ的確な救出救助活動を実施する。

イ　警察官は災害対策基本法第 61 条により避難の指示を行い、又は避難の措置を講ずる。

ウ　警察は被災地域における交通の混乱の防止を図り、災害応急活動が円滑に行われるよう一般車両の通行を禁止する区域及び通行を制限する区域の設定並びに緊急輸送道路の確保など必要な交通規制を実施する。

エ　警察は、被災地の無人化した住宅街及び商店街等における窃盗、救援物資の輸送路及び避難所におけるトラブル等を防止するため、被災地並びにその周辺におけるパトロールを強化するとともに、避難所等の定期的な巡回を行う。

また、被災地において発生しがちな悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯等の取り締まりを行い、被災地の社会秩序の維持に努める。

オ　警察は、自主防犯組織等との連携を図り、被災地における各種犯罪及び事故の未然防止並びにと被災住民等の不安除去等を目的として行われるボランティア活動が円滑に行われるよう必要な支援等を行う。

（２）被災者等への情報伝達活動

ア　被災者への情報伝達活動

警察は、災害対策本部との連携を密にし、災害関連情報、避難の措置に関する情報、交通規制等に関する情報をパトカーを活用するなどして、適切な伝達に努める。

イ　相談活動

警察は、被災者の安否を気遣う肉親等の相談に応じるため、行方不明者相談所、消息確認電話窓口等の設置に努め、親身な相談活動を実施する。

4　交通対策

（１）交通支障箇所の通報

市は、管内の道路状況を確実に把握するため、警察署、道路管理者等と密接な連絡を図り、情報の収集を行うとともに、災害箇所又は交通に支障を及ぼす箇所を確認したときは、速やかに関係機関に通報する。

（２）交通規制等

ア　とるべき措置

災害等により道路施設等の危険な状況が予測され、又は発見したとき、若しくは通報等により承知したときは、速やかに次のとおり必要な規制等を行う。

（ア）放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。

（イ）市長は、緊急通行車両の通行ルートを確保するため必要があると認めるときは、県及び他の市町に対し応援を求める。

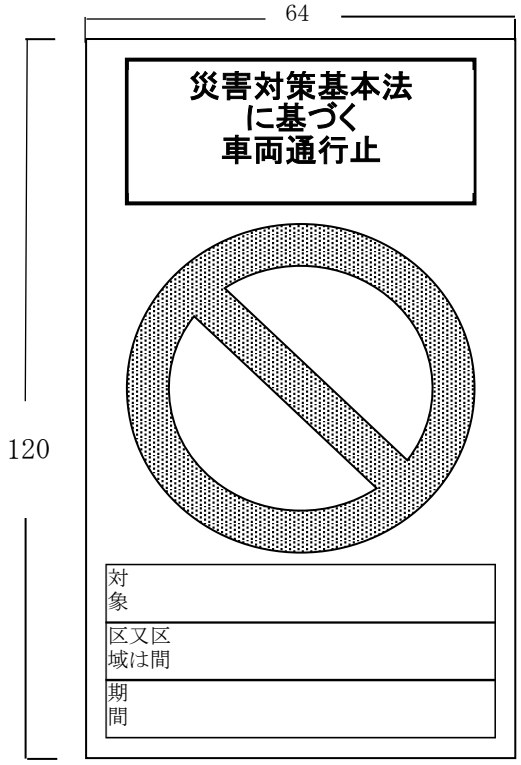
（ウ）災害時において、交通に危険があると認められる場合又は被災道路の応急補修及び応急復旧等の措置を講ずる必要のある場合には、区域又は区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限する。

（エ）道路法（昭和 27 年法律第 165 号）による交通規制を行ったときは、直ちに「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（昭和 35 年総理府、建設省令第３号）の定める様式により標示を行う。

（オ）道路交通の規制の措置を講じた場合、標示板の掲示、報道機関及びインターネット等を通じて、交通関係者、一般通行者等に対する広報を実施するとともに、適当な迂回路を選定して、できる限り交通に支障のないように努める。

イ　標識

災害対策基本法第 76 条に規定する災害時における交通規制標識は次のとおりとする。



備　考

1　色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。

2　縁線及び区分線の太さは、１ｃｍとする。

3　図示の長さの単位は、ｃｍとする。

4　道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の２倍まで拡大、又は図示の寸法の１／２まで縮小することができる。

（3）応急復旧

ア　道路等の応急復旧実施者は、当該道路の管理者とする。

イ　市は、市が管理する道路等が交通に支障を及ぼすことを確認した場合、速やかに復旧するよう努めるとともに、その復旧状況を関係機関に報告又は通報する。

ウ　緊急を要する場合で、自己の能力では復旧が困難であるときは、他の道路管理者の応援協力を求め、なおかつ困難な場合は、知事に対し、自衛隊の派遣要請を行う。

エ　応急復旧を実施するための資機材確保及び要員確保については、緊急時に対応できるようにあらかじめ体制を整備する。

（4）災害復旧優先道路等

応急復旧に当たっては、物資輸送及び各種復旧作業の迅速化を図るため、県の緊急輸送道路及び市の防災拠点を連結した市の災害復旧優先道路を優先する。

なお、本市に関わる緊急輸送道路及び災害復旧優先道路並びに防災拠点は、次のとおりである。

ア　緊急輸送道路（石川県）

（ア）第１次緊急輸送道路

道路種別	路線名	区間
一般国道	８号	御経塚４丁目～蓮花寺町、郷町地内
一般国道	１５７号	押野４丁目～三日市３丁目、清金３丁目～末松１丁目
主要地方道	金沢小松線	新庄１丁目～上林１丁目
主要地方道	松任宇ノ気線	柳町地内
一般市道	本町新庄線	本町５丁目～上林４丁目

（イ）第２次緊急輸送道路

道路種別	路線名	区間
一般県道	野々市鶴来線	新庄２丁目地内
一般県道	宮永横川町線	押野５丁目地内
一般市道	疋田御経塚線	御経塚４丁目～御経塚２丁目
一般市道	高尾堀内線	扇が丘～本町５丁目

イ　災害復旧優先道路（野々市市）

（ア）第１次災害復旧優先道路

道路種別	路線名	区間
一般県道	野々市鶴来線	横宮町～新庄３丁目
一般県道	窪野々市線	横宮町～高橋町
一般県道	額谷三浦線	粟田２丁目～清金２丁目
一般県道	野々市西金沢停車場線	押野１丁目～横宮町
一般市道	泉野野々市線	押越２丁目～二日市２丁目
一般市道	布水中学校線	押越１丁目～押野２丁目
一般市道	押野稲荷線	押野５丁目～押野１丁目
一般市道	本町２丁目住吉線	本町２丁目～住吉町
一般市道	高尾下林線	矢作１丁目～下林３丁目
一般市道	堀内上林線	堀内４丁目～上林２丁目
一般市道	高尾堀内線	本町５丁目～堀内５丁目

（イ）第２次災害復旧優先道路

道路種別	路線名	区間
一般県道	三日市松任線	三日市２丁目～徳用１丁目
一般県道	宮永横川町線	二日市３丁目～二日市１丁目
一般県道	矢作松任線	矢作２丁目～下林２丁目
一般県道	倉部・金沢線	御経塚３丁目地内
一般市道	野々市駅通り線	二日市３丁目地内
一般市道	稲荷野代線	野代１丁目～稲荷２丁目
一般市道	押野稲荷線	押野２丁目～稲荷１丁目
一般市道	四十万末松線	新庄３丁目～末松１丁目
一般市道	二日市矢木線	御経塚３丁目～二日市１丁目
一般市道	二日市田中線	二日市４丁目～郷２丁目
一般市道	本町新庄線	本町６丁目地内

ウ　防災拠点

種別	施設名	住所	電話
総合防災拠点	野々市市役所	三納１丁目１番地	２２７－６０００
応援機関拠点	市民体育館	下林３丁目 97 番地	２４８－１２２３
場外離着陸場	野々市明倫高等学校	下林３丁目 309 番地	２４６－３１９１
	スポーツランドふれあい広場	中林５丁目１番地１	２９４－５８００ (スポーツランド)

物流拠点	野々市市スポーツセンター	押野２丁目 30 番地	２９４－５５１１
応急救護所	野々市市保健センター	三納３丁目 128 番地	２４８－３５１１
防災広場	野々市中央公園	下林３丁目 97 番地	２４８－１２２３ （市民体育館）
	つばきの郷公園	二日市５丁目 207 番地	－

※つばきの郷公園は浸水想定区域内にあるため、水害時は使用しないものとする。

（５）運転者のとるべき措置

ア　避難のために車を使用しない。

イ　急ハンドル、急ブレーキ等を避け、できるだけ安全な方法で道路の左側に停止させ、カーラジオ等で地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動する。

ウ　車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動する。

エ　やむを得ず道路上に車を置いて避難するときは、エンジンを止め、キーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしない。

オ　駐車するときは、避難する人の通行や緊急通行車両等災害応急対策の実施の妨げになるような場所には駐車しない。

カ　危険物等を運搬中の車両は、あらかじめ定められている安全対策を速やかにとる。

第 16 節　行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬

消防班・人事受援班・財政物資班・調査班・相談班・衛生班・福祉班・支援班・児童福祉班

１　基本方針

地震が発生した場合には、建築物が倒壊するなど被害が甚大となるおそれがあることから、市は、警察、消防、関係機関等と連携を図り、行方不明者の捜索、遺体の受け入れ等について、円滑に実施する。

２　実施者

市は、行方不明者の捜索及び遺体の受け入れ等を警察及び消防機関等と協力して実施する。

ただし、遺体の検視は、警察が医師の立ち会いを得て行う。

なお、市限りで対応が不可能な場合は、自衛隊、県、他市町等の応援を得て実施する。

３　捜索依頼、安否確認等

所在の確認ができない市民に関する問い合わせや行方不明者の捜索依頼の受付は、相談班が以下のとおり行う。

（１）市役所１階に「行方不明者相談窓口」を開設し、捜索依頼を受付する。

（２）捜索依頼を受けたときは、行方不明者の「住所・氏名・生年月日・年齢・性別・身長・着衣その他の特徴」について、可能な限り詳細に聞き取り、避難所及び安否情報の収集・提供システムに照会し、所在の確認を行う。

（３）避難所等での所在が確認できない場合は、行方不明者捜索リストに記載する。

４　捜索の実施

捜索は、行方不明者捜索リストに基づき、総務対策部が警察署、自衛隊その他の関係機関及び地元町内会、自主防災組織、市民ボランティア等の協力を得て以下のとおり実施する。

（１）捜索活動は、初動体制においては、総務部長を班長とする情報救助班が警察等と連携して実施し、応急体制以降については、消防班が関係機関と連携を強化し、実施する。

（２）捜索活動中に遺体を発見した場合は、総務対策部及び白山警察署に連絡する。

（３）発見した遺体は、発見位置を確認、記録し、警察と協議の上、所定の場所（警察署、遺体検視場所等）に移送し、所要の警戒員を配置し、監視を行う。

５　遺体の処置

遺体は、警察が医師の立ち会いを得て検視を行い、検視後の遺体については、福祉班が事後措置を引き継ぐ。

６　遺体の受け入れ及び安置

福祉班は医師等と協力し、検視を終えた遺体について、洗浄、縫合、消毒、納棺等の必要な措置を警察と協議した上で実施し、引き渡し及び安置等を行う。

（１）市内の寺院、公共施設など遺体受け入れに適した場所を選定し、遺体安置所を開設する。

（２）福祉班は、財政物資班と協力し、県及び葬祭事業者等の協力を得て、納棺用品、仮葬祭用品など必要な器材を確保する。

（３）警察、町内会、自主防災組織等の協力を得て、身元の確認に努めるとともに、遺体引受人の発見に努める。

（４）遺体が身に着けていた衣類、所持品など遺品を整理し、適切に保管する。

（５）遺体整理簿を作成するとともに、棺に氏名及び番号を記載した氏名札を添付する。

（６）身元の確認ができた遺体から順に、取り違えなどのないよう確認を実施した上で、遺族に引き渡す。
（７）身元が判明しない遺体、若しくは遺体引受人が判明しない遺体については、市で仮安置した後、市長を身元引受人として、相談班長に対して、遺体の火葬許可証の発行を求める。

７　火葬

身元が判明しない遺体等は、以下のとおり、市長の指示に基づき、福祉班が応急処置として、遺体を白山郷斎場へ輸送し、火葬等を実施する。

なお、遺体の輸送については、原則、葬祭事業者等に依頼して行うが、必要に応じて、福祉対策部による「遺体輸送班」を新たに編成して行う。

（１）身元が判明しない遺体及び遺体引受人が判明しない遺体並びに遺族等が火葬を行うことが困難な遺体については、市で応急措置として火葬を行う。
（２）火葬する場合は、火葬台帳により処理する。
（３）遺骨、遺品は包装し、氏名札及び遺品処理票を添付のうえ、混同、紛失等の措置を講じて保管所に一時保管する。
（４）家族その他関係者から遺骨、遺品の引き取り希望のあるときは、警察と協力の上、遺骨及び遺品整理簿により整理し、引き渡す。
（５）遺体が多数のため、白山郷斎場で火葬できないときは、県及び他市町に協力を要請する。

８　記録等

遺体捜索及び火葬を行ったときは、次の書類等を整備し、保存しておく。

（１）行方不明者受付簿
（２）遺体調書
（３）氏名札
（４）遺体送付票
（５）遺体処理票
（６）遺骨及び遺留品処理票
（７）遺体捜索状況記録簿
（８）遺体処理台帳
（９）遺体捜索、遺体処理支払証拠書類
(10) 遺体捜索用機械器具燃料受払簿
(11) 遺体捜索用機械器具修繕費受払簿

第 17 節　ライフライン施設の応急対策

復旧班・給水班・下水道班

１　基本方針

電力施設、通信施設、都市ガス施設、上下水道施設のライフライン施設は、地震により被害を受けた場合、大きな混乱を招くほか、各種の応急対策上大きな障害となるおそれがある。

このため、これらの施設管理者及び関係機関は、発災後直ちに、専門技術をもつ人材を活用して、緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、応急措置を講ずるとともに、早期の復旧に努める。あわせて、道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図る。

また、市は、情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じ、情報提供に努める。

２　電力施設

災害により電気の供給の停止又は停止するおそれがある場合、北陸電力株式会社石川支店は、被災の程度に応じ、策定された計画に基づいて、応急対策及び復旧措置を講じ、電力の供給確保に努める。

３　通信施設

災害により通信の途絶又は通信が途絶するおそれがある場合、ＮＴＴ西日本株式会社は、被災程度に応じ、策定された計画に基づいて、応急対策及び復旧措置を講ずる。

復旧動員体制、復旧順位等については、ＮＴＴ西日本株式会社防災業務計画に定めるところによる。

４　ガス施設

ガス施設に被害が生じた場合、ガス事業者は､ガス施設の被害状況及び周辺住民の避難状況等を把握し、二次災害の発生を防止するため､速やかに応急措置を行う。

５　上水道施設

上水道管理者等は、地震災害が発生した場合においては、上水道施設を速やかに復旧するため、専門技術を持つ人材を活用して、直ちに緊急調査、施設の点検等を実施するとともに、配水機能に支障又は二次災害のおそれのある施設については、緊急措置を講じる。

また、緊急措置と並行して応急調査を行い、上水道施設全体の被災状況を把握し、応急復旧計画を策定のうえ、応急復旧工事を行う。

（１）動員体制の確立（施設復旧班の編成）

市は、被災状況により必要な施設復旧班を新たに編成し、直ちに復旧に当たる。また、防災協定が締結されている野々市市管工事協同組合との「災害時における応急対策活動に関する協力協定書」及び石川県さく井協会との「井戸の応急復旧等に関する協定書」に基づき円滑に対応する。

（２）被害状況の調査

人的被害に繋がる緊急性の高い施設から、緊急点検、緊急調査、先遣調査などの被災状況調査を実施する。調査に当たっては、上下水道施設の構造等を勘案して、速やかに、上下水道施設の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握する。

また、配水施設等の被害状況は、施設ごとに把握し、管路等については、水圧状況、漏水、道路陥没等の有無、地上構造物の被害状況等による把握に努める。

特に主要配水管路、緊急性の高い医療施設、福祉関係施設に至る管路等については、優先的に点検する。

（３）応急措置

管路施設や配水場及びポンプ場施設などに必要な緊急措置をとるとともに、浸水・地震等の二次災害の防止に努める。

（４）応急復旧用資機材の確保

応急復旧活動を円滑に行い、上水道施設の機能を維持するため、必要な資機材を確保できる体制を構築するとともに、被災状況に即した応急復旧用資機材の確保をする。

（５）応急復旧

応急復旧活動は、市長の指示に従い、関係機関の協力を得て行う。

給水区域の早期拡大を図るため、配水調整等より断水区域をできるだけ最小限にするとともに、復旧の優先順位を設けるなど施設応急復旧計画を策定し、効率的な復旧作業を進める。

漏水により道路陥没等が発生し、道路交通上非常に危険と判断される箇所については、断水後、保安柵等による危険防止措置を可能な限り実施する。

倒壊家屋や焼失家屋などの漏水箇所が不明な場合は、止水栓により閉栓する。

（６）広報活動

応急給水班長は、施設の被害状況及び復旧見込等に関して、積極的に市民に情報を提供し、利用者の生活給水に関する不安解消のための広報活動を行う。

（７）応援体制

（公社）日本水道協会石川県支部を通じ、他水道事業者等に必要な応援を要請し、受援体制を確立する。

【井戸の応急復旧等に関する協定書（29 野々市市と石川県さく協会）】（資料編　第 10 章　第２節「３　民間組織との協定（29）」を参照）

６　下水道施設

下水道管理者は、災害が発生した場合においては、下水道施設を速やかに復旧するため、専門技術を持つ人材を活用して、直ちに緊急調査及び施設の点検等を実施するとともに、排水機能に支障又は二次災害のおそれのある施設については、緊急措置を講ずる。

また、緊急措置と並行して応急調査を行い、下水道施設全体の被災状況を把握し、応急復旧計画を策定のうえ、応急復旧工事を行う。

（１）動員体制の確立（要員の確保）

下水道管理者は、動員計画により要員の確保を図る。また、本市限りで処理できない場合は、あらかじめ定められた手順に従い、県及び他市町並びに防災協定が締結されている野々市市建設業協同組合及び（公社）日本下水道管路管理業協会中部支部石川県部会に応援を要請する。

（２）被害状況の調査

人的被害に繋がる緊急性の高い施設から、緊急点検、緊急調査、先遣調査などの被災状況調査を実施する。調査に当たっては、市民からの情報や職員による巡回により速やかに施設の損壊状況、漏水箇所等を把握する。

（３）応急措置

管路施設などに必要な緊急措置をとるとともに、浸水・地震等の二次災害の防止に努める。

（４）応急復旧用資機材の確保

応急復旧活動を円滑に行い、下水道施設の機能を維持するため、必要な資機材を確保できる体制を構築するとともに、被災状況に即した応急復旧用資機材の確保に努める。

（５）応急復旧

応急復旧活動は、市長の指示に従い、関係機関の協力を得て行う。

なお、その作業内容及び復旧に対する判断基準は、次のとおりとする。

ア　管渠施設

管渠の復旧作業は、重要な幹線等を優先して行うこととし、その際、管の破損、陥没等による閉塞に伴う排水不良箇所の復旧を優先する。継ぎ手の目地ずれ、管のクラック等が生じていても排水が可能である場合は、他の排水不良箇所の復旧を優先する。

イ　マンホール施設

排水に支障が生じている箇所及び浮き上がりなどにより通行に支障をきたす箇所を優先的に修理補強する。

ウ　取付管等

取付管については、埋設深度が浅く、被害が多く発生することが予想されるが、埋設した道路の交通に重大な影響を与えている場合を除き、本管施設の復旧を優先する。

復旧方法については、布設替え又は仮設排水で対応する。

（６）広報活動

下水道管理者は、施設の被害状況及び復旧見込等に関して積極的に市民に情報を提供し、利用者の生活排水に関する不安解消に努める。

（７）受援体制

（公社）石川県下水道協会を通じ、他水道事業者等に必要な応援を要請し、受援体制を確立する。

第 18 節　公共土木施設等の応急対策

復旧班・給水班・下水道班

１　基本方針

道路、河川、鉄道、公園等の公共土木施設等及び行政、警察、消防等の公共建築物等は、地震により被害を受けた場合、大きな混乱を招くほか、各種の応急対策上大きな障害となるおそれがある。このため、これらの施設管理者及び関係機関は、応急措置を講ずるとともに、早期の復旧に努める。

２　道路施設

（１）応急措置

道路管理者又は公安委員会は、被災した道路の橋梁、路面等について被害状況を迅速に調査、把握し、緊急時の道路交通の確保を図るため、車両の通行制限あるいは禁止の措置及び迂廻路の選定等の対策を講じ、住民の安全の確保に努める。

（２）応急復旧

被災した道路等が、食料、物資、復旧資材の運搬等に重要な緊急輸送道路ネットワーク等の路線で緊急に交通を確保しなければならないものについては、次の協定等による協力を得て応急工事を施工する。

また、必要に応じて無人建設機械や無人航空機（ドローン）等の新技術の導入・活用を図り、安全かつ迅速な応急復旧に努める。

（３）道路交通に支障となる物件

道路管理者は、緊急に交通を確保しなければならない道路に通行の支障となる物件がある場合は、必要に応じて警察官の立会いを求め、直ちに撤去する（本章第 22 節「障害物の除去」参照）。

３　河川施設

（１）応急措置

地震を感じたら水防計画等に基づき、市の水防管理者は施設管理者等と協力し、河川堤防等の河川管理施設の巡視を行い、危険個所の点検等を行う。

（２）応急復旧

河川の施設管理者は、被害の状況により、降雨等による水害・土砂災害等による浸水に備え、二次災害防止の措置を行う。

４　鉄道施設

（１）応急措置

西日本旅客鉄道株式会社金沢支社、IR いしかわ鉄道株式会社及び北陸鉄道株式会社は、次の措置を講ずる。

ア　乗客に地震情報等を伝達し、運行停止などの規制や乗客の的確な避難誘導及び適切な救護活動等を行い、乗客等の安全確保を図る。

イ　不通区間が生じた場合は、列車の運行状況を広報するとともに、バス等の代替輸送の確保に努める。

（２）応急復旧

ア　被災状況を調査し、安全を確認した後、運転を再開する。

イ　被災した鉄道施設等については迅速な応急復旧を実施する。復旧状況については広報する。

５　公園、緑地施設

（１）応急措置

公園管理者は、災害が発生したときは、施設の点検、応急措置を行い、二次災害の防止に努める。

（２）応急復旧

避難地、避難路となる公園においては、救援避難活動が円滑に実施できるよう速やかに応急復旧を行う。

６　農地、農業用施設等

（１）応急措置

水路等の農業用施設等が被災した場合は、その施設管理者は、被災状況に応じて必要な措置を講じ、二次災害の防止を図るとともに、必要に応じて住民に広報する。

（２）応急復旧

農業用施設等の被災状況を調査し、速やかに応急復旧を行う。

７　公共建築物等

市は、避難誘導、情報伝達及び救助等の防災業務の中心となる公共建築物等や、災害時の緊急救護所、被災者の避難施設等となる学校、社会福祉施設等の公共建築物等について、被災建築物応急危険度判定を活用して二次災害の防止に努めるほか、応急措置を講ずるとともに、早期の復旧に努める。

第 19 節　給水活動

情報班・給水班

１　基本方針

地震災害のため飲料水が枯渇し、又は汚染して現に飲料に適する水を得ることができない者に対する飲料水の供給については、上下水道課で作成した「危機管理対策マニュアル」に基づき実施する。

市は応急給水に必要な人員、給水車及び資機材を確保して、速やかに応急給水を実施する。

２　実施機関

市は、上下水道課長を班長とする給水班を設置し、被災者に対する応急飲料水等の供給を実施する。

また、必要に応じて被災者に対して飲料水の確保状況等の情報を提供する。

なお、市は、給水対策本部における給水ニーズの把握体制の明確化や関係機関の給水車の活動計画を調整する体制の明確化を図る。

３　対象者及び給水量

地震のため水道施設が破壊され、飲料水が汚濁し、又は枯渇したことにより、飲料水等が得られなくなった者に対して、災害発生から３日以内については、１日１人３ℓを供給する。

４　応急飲料水等の確保

浄水場及び配水池等水道施設内にある貯水の流水を防止し、さらに必要により市が指定する井戸から浄水処理を加えて、飲料水を確保する。

５　応急給水活動

応急給水の拠点は、10 箇所の拠点避難所とし、供給方法は被災の状況に応じて以下の方法を組み合わせて行う。

（１）拠点給水

ア　給水拠点に１ｔタンク等を設置し、給水車で給水を行う。

イ　井戸を水源として滅菌器を接続し、塩素消毒により浄水の給水を行う。

ウ　水源に汚濁が認められる場合は、ろ水機によるろ過を行った後、塩素消毒を行う。

（２）運搬給水

給水拠点に来ることができない高齢者等に対して、給水車等による運搬給水を行う。

（３）仮設給水

被害範囲が大きく、迅速な本復旧が見込めない場合は、配水管付近の仮設給水栓や仮設管路による個別給水を実施する。

（４）応急給水目標の目安

災害発生からの日数	目標水量	住民の水の運搬距離	主な給水方法
災害発生から 3 日まで（生命維持に必要な水量）	3 ﾘｯﾄﾙ/人・日	おおむね　1km	仮設水槽、給水車
災害発生から 10 日まで（更に炊事、洗濯等に必要な水量）	20 ﾘｯﾄﾙ/人・日	おおむね 250m	配水幹線付近の仮設給水栓

災害発生から 21 日まで （更に最小限の浴用洗濯等に必要な水量）	100 ﾘｯﾄﾙ/人・日	おおむね 100m	配水支線上の仮設給水栓
災害発生から 28 日まで （通常の給水量の供給）	約 250 ﾘｯﾄﾙ/人・日	おおむね　10m	仮配管からの各戸共用栓

６　給水体制の確立及び機材の整備

市は、災害に際し、応急飲料水の確保及び供給を迅速かつ円滑に実施できるよう人員の確保及び機材の整備を図る。

７　応援の要請

市は、飲料水の供給及び水道施設の応急復旧の実施に当たり、必要に応じて日本水道協会石川支部、野々市市管工事協同組合、石川県、石川県を通じて自衛隊、災害協定を締結した自治体及び企業等に応援を要請する。

８　飲料水の衛生対策

市は、被災時に衛生対策等について、市民への広報を行う。

９　記録等

飲料水の供給を行うときは、その責任者を定め、次の書類等を整備し、保存しておく。

（１）救助実施記録日計表

（２）給水用機械器具燃料及び浄水用薬品資材受払簿

（３）飲料水の供給簿

（４）飲料水供給のための支払証拠書類

10　災害救助法による給水

災害救助法が適用された場合は、同法及び運用方針により給水を行う。その概要は、次のとおりとする。

（１）給水量

大人１人当たり１日３ℓとする。

（２）給水期間

災害発生の日から７日以内とする。ただし、特別の事情があるときは、内閣総理大臣の承認を得て延長することができる。

第 20 節　食料の供給

財政物資班・情報班・建設班・避難所班

１　基本方針

地震災害時における被災者及び災害応急対策従事者等に対して、食料を調達し、炊き出し等で食料の供給を実施する。

なお、供給に当たっては、要配慮者への配慮及び食料の質に留意するほか、在宅被災者や車中避難者など、避難所以外に避難している被災者に対する食料の配布にも努める。

また、市は、平時から非常用食料の備蓄に努めるほか、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。

２　実施機関

被災者等に対する食料等の供給は市が実施する。

３　災害時の応急給食

（１）給食取扱い

ア　対　象

（ア）次の被災者に対し、炊出しによる給食を行う必要がある場合

① 避難所に受け入れされた避難者

② 住家が全壊、全焼、床上浸水等のため炊事ができない世帯

③ やむを得ず避難所に滞在することができない車中避難者を含む避難所外避難者に対する食料の配布にも努める。

（イ）被災により販売業者が通常の供給を行うことができないため、その方法以外により給食を行う必要がある場合

（ウ）被災地における救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事する者に対して給食を行う必要がある場合

イ　給食品目

給食品目は原則として米穀とするが、状況により乾パン等を給食する。

（２）食料の調達

ア　災害により炊出しができず、乾パン等の給食が必要な場合は、直ちに県に対して、応急食料の供給を要請し、生パンについても必要に応じ購入し、供給する。

イ　災害の程度、被害人員に応じて、その必要数の米穀を県に対して供給を要請する。

ウ　災害により交通、通信等が途絶することにより、応急給食について県の指示を受けられない場合には、直接北陸農政局又は倉庫の責任者に対し、緊急引渡しを要請する。

エ　避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施，食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。

（３）市は、あらかじめ協定を締結した企業等からの協力を得て、食料を調達する。

４　炊出しの方法

炊出しは、地域における住民相互扶助の精神に基づき、各種団体が協力して、既存の給食施設等を利用して次の要領により行う。

（１）炊出し現場には、責任者を配置し、責任者は、その指揮にあたるとともに、炊出しの状況、場所、数及び場所別給食人員（朝・昼・夕に区別）を災害対策本部へ報告する。

（２）災害の状況を考慮し、食器類が確保されるまでの間は、握り飯、漬物、缶詰等の副食を支給する。

（３）直接炊出しすることが困難な場合で、米飯提供業者等より購入することが適当と認められるときは、炊出しの基準等を明示して購入し支給する。

５　応援の要請

炊出し等の給食ができないとき、又は物資の確保ができないときは、次により応援を要請する。

（１）市長は、必要と認めたときは、県及び県を通じて自衛隊に応援を要請する。ただし、緊急を要するときは他市町に応援を要請する。

（２）応援等の要請は、次の事項を明示して行う。

ア　炊出しの実施の場合

（ア）所要食数（人数）

（イ）炊出し予定期間

（ウ）炊出し品送付先

（エ）その他

イ　物資の確保

（ア）所要物資の種別及び数量

（イ）物資の送付先及び期日

（ウ）その他

６　食品衛生

炊出しに当たっては、常に食品の衛生に心がけ、特に次の点について留意する。

（１）炊事施設には、飲料に適する水を十分供給し、供給人員に応じて必要な器具及び容器を確保する。

（２）炊出し場所には、皿洗い設備及び器具類の消毒のための設備を設ける。

（３）供給食品は、蝿その他害虫の駆除に十分留意する。

（４）使用原料は、信用及び実績のある業者から仕入れ、保管に留意する。

（５）炊出施設は、学校等の給食施設又は公民館、寺社等の既存施設を利用するが、これらが得がたい場合は、湿地、排水の悪い場所等から遠い場所を設定して設ける。

７　記録等

応急給食取扱及び炊出し実施には、炊出し現場等ごとに責任者を定め、次の書類等を整備し、保存しておく。

（１）救助実施記録日計表

（２）炊出しその他による給食物品受払簿

（３）炊出し給食状況

（４）炊出しその他による給食のための食料購入代金等支払証拠書類

８　災害救助法による炊出しその他による給食

災害救助法が適用された場合は、同法及び運用方針により、災害発生から７日以内とする。

ただし、内閣総理大臣の承認を受けた場合は、延長することができる。

第 21 節　生活必需品その他物資の供給

財政物資班・情報班・建設班・避難所班

１　基本方針

地震災害時に被災者に配布する衣料、燃料等の生活必需品、避難所における感染症拡大防止に必要な物資、その他の物資について、物資調達・輸送調整等支援システムを活用して情報共有を図り、必要となる物資の品目ごとの必要数を把握するなど、迅速かつ円滑に調達し、供給する体制を整備する。

なお、被災者が求める物資は、季節や時間の経過等により変化することを踏まえるとともに、男女のニーズの違いや要配慮者等のニーズに配慮する。

２　実施機関

被災者に対する衣料、燃料等の生活必需品その他物資の供給は、市が実施する。

ただし、災害救助法が適用されたときは、同法の規定に基づき、物資の確保及び輸送は知事が行い、各世帯に対する支給は委任を受けた市長が実施する。

３　対象者

災害により住家が全・半壊（焼）又は床上浸水し、生活上必要な被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財等を滅失又はき損し、日常生活を営むことが困難な者

また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

４　生活必需品等の確保

（１）必要量の把握

ア　市は平時から、新物資システム（Ｂ－ＰＬｏ）を用いて備蓄状況の確認を行うほか、被害に対応した必要物資を迅速に供給するよう、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図り、必要な品目ごとに必要量を把握するとともに、調達、確保先との連絡方法、輸送手段、輸送先（場所）について明確にし、確保する。

イ　被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮し、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。

（２）情報の提供

県及び市町は、必要に応じて被災者に対し確保状況等の情報を提供する。

５　支給品目

支給する物資は、次の品目の範囲内で現物をもって支給する。

（１）寝具　　（就寝に必要な毛布、布団等）
（２）外衣　　（普通着、作業衣、婦人服、子供服等）
（３）肌着　　（シャツ、ズボン下、パンツ等）
（４）身回品　（タオル、手拭い、靴下、靴、傘等）
（５）日用品　（石鹸、ティッシュペーパー、歯ブラシ、歯磨粉、女性用衛生用品、紙おむつ等）
（６）炊事用具（鍋、釜、包丁、バケツ、ガス器具等）
（７）食器類　（茶椀、汁椀、皿、箸等）
（８）光熱材料（マッチ、ローソク、プロパンガス等）

６　給与又は貸与の方法

（１）各対象者について、各町内会長等の協力のもと世帯構成員別に被害状況を把握し、救助物資購入・配分計画を作成し、これに基づき給与又は貸与する。

（２）所要物資の調達が市内において困難な場合は、県又は他市町にその調達を依頼するとともに、災害協定を締結した企業から優先的に提供を受ける。

（３）調達した物資又は県等からの救援物資の集積場所は、市スポーツセンターとし、被災の程度に応じて、災害協定締結先や運輸業者の倉庫など民間の施設に協力を求める。

（４）必要に応じ、被災者に対し、生活必需品の確保状況等の情報を提供する。

（５）給与又は貸与する物品の種類により、配布する場所や女性等に配慮する。

（６）在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が確認できる広域避難者に対しても物資等が提供できるよう努める。

７　生活物資の給与及び貸与の記録については、責任者を定め、次の書類等を整備し保存する。

（１）救助実施記録日計表

（２）物資受払簿

（３）物資の給与状況（送付書等）

（４）物資購入関係支払証拠書類

（５）備蓄物資払出証拠書類

８　物資の輸送拠点（配送）の確保と運営

（１）緊急輸送道路ネットワークとの接続に優れ、運営管理ができる施設の配置等を考慮し輸送拠点を決定する。なお、災害の規模や被災地域の広域性により、規模や設置箇所数を決定する。

（２）あらかじめ新物資システム（Ｂ－ＰＬｏ）に登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、速やかな物資支援のための準備に努める。

（３）県は広域物資輸送拠点を、市は地域内輸送拠点を速やかに開設するとともに、その周知徹底を図る。

（４）避難所と物資輸送拠点の情報連絡手段及び輸送体制を確保する。

（５）県及び市は、広域物資輸送拠点・地域内輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努める。

９　災害救助法による給与

災害救助法が適用された場合は、同法及び運用方針による。その概要は次のとおりとする。

（１）給与又は貸与する品目

ア　被服、寝具及び身回品

イ　日用品

ウ　炊事用具及び食器

エ　光熱材料

（２）給与又は貸与の期間

災害発生の日から 10 日以内とする。ただし、特別の事情があるときは、内閣総理大臣の承認を得て延長することができる。

第 22 節　障害物の除去

復旧班

１　基本方針

地震災害時に、人命の救助、救出及び消火活動を最優先に実施するために、交通路の確保を図り、被災者が一日も早く日常生活を営むための応急活動を円滑に行うため、倒壊した家屋又は工作物の転倒落下などにより発生した大量の障害物を除去する。

２　実施者及び実施基準

市は、地震災害時において、次に掲げる事項について、必要な処置を行う。

なお、実施に当たって、労力、機械等が不足する場合は、県に要請するとともに他市町からの派遣を求める。

（１）市民の生命、身体及び財産等の保護のため除去を必要とするもの

（２）河川の氾濫、護岸決壊の防止、その他水防活動の実施のため除去を必要とするとき。

（３）応急対策要員や必要物資の輸送路確保のため除去を必要とするとき。

（４）緊急な応急措置の実施のため除去を必要とするとき。

（５）その他公共的立場から除去を必要とするもの

３　除去の方法

（１）各施設管理者は、自らの組織、労力、機械器具を用い、又は土木建築業者等の協力を得て速やかに除去作業を実施する。

（２）除去作業は、緊急な応急措置の実施上止むを得ない場合のほか、周囲の状況等を考慮して、事後に支障の起こらないよう配慮して行う。

４　除去した障害物の集積場所及び処分方法

障害物の集積場所については、除去作業実施者が廃棄すべきものと保管すべきものとを区分し、収集作業のしやすいように配慮のうえ決定する。

市有地以外の他の所有者の土地で作業が必要な時は、可能な限り、管理者又は所有者の同意を得るものとする。

（１）障害物を保管する場合には、次の方法により保管する。

ア　人命及び財産に被害を与えない安全な場所又は道路交通の障害とならない場所に適切に保管する。

イ　工作物等を保管したときは、工作物名簿に記載すること。

（２）保管した障害物等が滅失し、又は破損するおそれがある場合で、保管に不相当な費用又は手数を要するときは、当該工作物を競争入札又は随意契約により売却し、その売却した代金を保管する。

５　湛水、堆積土砂、その他障害物件の排除

（１）湛水排除

市域内における宅地又は農地の広範囲にわたる湛水は、市又は関係土地改良区が排除する。災害の規模が大きく、当該関係者が処理し得ない場合は、県に応援を求める。

（２）堆積土砂

被害地における道路、農地等の堆積土砂の除去は、各施設管理者が行う。

宅地の土砂除去は、各戸が市の指定する場所まで搬出し、集積された土砂は、市が運搬廃棄する。

（３）その他 立木等の障害物の徐去は、（２）に準じて行う。 **６　記録等** 障害物を除去したときは、次の書類等を整備し、保存しておく。 （１）障害物除去費支出関係証拠書類 （２）障害物除去機械器具修繕費支払簿	

第 23 節　輸送手段の確保

財政物資班・復旧班・避難所班

１　基本方針

地震発生時における被災者の避難、傷病者の受け入れ、災害応急対策要員の移送、災害応急対策用資材及び生活必需物資の輸送などを迅速に実施するため、車両及び人員の確保、地域内輸送拠点の速やかな開設と周知徹底など輸送体制の確立に努める。

２　輸送の対象

輸送の対象は、概ね次のとおりであるが、物資については被害状況等を勘案し、県及び関係機関と密接な連絡及び協議を行い決定する。

ア　被災者の避難輸送
イ　傷病者又は妊産婦の受け入れのための輸送
ウ　医療従事者、医薬品等人命救助に要する人員及び物資の輸送
エ　消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資の輸送
オ　救援用資機材及び災害応急対策要員のための輸送
カ　飲料水の供給輸送
キ　食料の供給輸送
ク　遺体の搬送
ケ　生活必需品の供給のための輸送
コ　復旧用資機材及び災害復旧対策要員のための輸送

３　輸送の方法

輸送は、災害の程度、範囲及び現地の交通状況等を勘案して、最も適切な方法により行う。

（１）鉄道による輸送

北陸本線については西日本旅客鉄道株式会社、IR いしかわ鉄道株式会社、石川線については北陸鉄道株式会社に対して協力を要請する。

（２）車両による輸送

市保有車両で対応が困難な場合や特殊車両については、市内の輸送業者等からの借り上げにより、迅速な対応を図る。

ア　民間車両の確保

（ア）一般車両（乗用車、バス、貨物自動車等）

バス会社、タクシー会社及び運送業者

（イ）特殊車両

運送業者及び建設業者

イ　緊急通行輸送車両の確認手続き

市保有車両にあっては、総務課が保管する緊急通行車両事前届出済証を白山警察署へ提出し、緊急通行車両標章及び確認証明書の交付を受ける。

市が輸送業者からの借り上げする民間車両等にあっては、業者に緊急通行輸送車両の確認手続きを指導し、速やかに緊急通行車両標章及び確認証明書の交付を受ける。

（３）航空機（ヘリコプター）による輸送

震災時において、道路交通機能が制約されるなかで緊急輸送手段として有効であることから、緊急輸送道路等に面していることなど陸上輸送との連携を考慮し活用を図る。

ヘリコプター等については、県又は自衛隊に要請するものとし、本市における航空法第 79 条に基づく指定の場外離着陸場は次のとおりである。

なお、捜索又は救助のために認められる緊急離着陸場については、学校のグラウンド、公園など一定の面積を確保できる場所とする。

場外離着陸場

施設名	住所	電話
野々市明倫高等学校	下林３丁目 309 番地	２４６－３１９１
スポーツランドふれあい広場	中林５丁目１番地１	２９４－５８００（スポーツランド）

（４）人力による輸送

災害により車両等による輸送が不可能な場合は、人力等による輸送を行う。

4　記録等

車両等を借り上げて物資及び人員を輸送したときは、次の書類等を整備し、保存しておく。

（１）輸送記録簿

（２）輸送費関係支払証拠書類

（３）輸送用燃料及び消耗品受払簿

（４）修繕費支払簿

第 24 節　こころのケア活動

福祉班・児童福祉班・保健救護班

１　基本方針

地震の発生による多数の建物倒壊、火災発生等により、精神的ショックを受けた市民及び避難所において精神的ストレスを受けている市民、児童、高齢者並びにこれまでに精神疾患を患った者等に対して、精神相談等の精神保健医療対策を講じ、精神的不調の早期治療や不安の軽減を図る。

このため、市及び県は、厚生労働省が定める「災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）の活動要領」や「石川ＤＰＡＴ活動マニュアル」に基づき、被災地の精神保健医療ニーズを把握するとともに、各種関係機関と連携し、迅速かつ的確に精神科医療の提供と精神保健活動を実施する。

２　実施体制

市は、障害者施設等の被災状況や避難所の健康相談及びメンタルヘルス不調者、精神障害者等の現況を把握し、保健所と連携して、ＤＰＡＴ活動の必要性の検討や派遣要請を行う。

３　精神保健活動組織

（１）精神保健班の編成

福祉対策部長は、精神保健活動を実施する必要があると認めたときは、新たに精神保健班を編成し、市保健センター内に精神科救護所を設置するとともに、避難所における心の相談窓口の設置に努める。

（２）精神保健班の活動

ア　被災者に対する精神相談の実施

福祉班と連携した健康管理連絡会等で把握した対象者に対して、精神相談を行い、必要な医療及び福祉サービスについて、情報提供するなど心のケアを通じて、被災者等の精神状態の安定を図る。

イ　被災児童に対する精神相談の実施

災害により精神的に不安になっている児童に対して、必要に応じて児童相談所の心理判定員や保育士と協力し、精神相談や遊び等を通じて児童の精神の安定化を図るとともに、その親に対する指導を行う。

ウ　被災高齢者及び障害者に対する精神相談の実施

高齢者や障害者は、被災後の強度の不安から混乱を来たし、孤立感を深めるなどの影響が大きいことから、町内会など地域の支え合いの体制と連携しながら、精神相談を実施する。

（３）情報集約と適切な人員配置

心のケアが必要と判断される被災者については、健康管理連絡会等で情報を集約し、保健師、精神保健福祉士、関係機関の職員、ボランティア等で情報を共有し、それぞれの職種、能力、経験等を考慮して、適切な支援が実施できるよう人員を配置する。

第 25 節　防疫及び保健衛生活動

衛生班・保健救護班・復旧班・給水班

１　基本方針

地震災害時においては、水道の断水、停電による冷蔵食品の腐敗等により感染症等が多発するおそれがある。このため、感染症や食中毒の発生予防のために必要な、被災家屋、避難所等の消毒の実施、生活環境衛生及び食品衛生の確保を図るとともに、感染症等のまん延を防止するため、各種の検査、予防措置を的確かつ迅速に行う。

２　実施体制

ア　市長は、感染症等予防の防疫業務を必要と判断した場合、衛生班を編成する。

衛生班は、避難所及び被災家屋の清潔、消毒、ねずみ族、昆虫の駆除、飲料水の消毒を実施する。

イ　市長は、防疫活動の状況を県に報告する。

ウ　市長は、防疫活動の実施に当たって、被害が甚大で自ら対応できないと認められるときは、県に協力を要請し、県の協力を得て防疫・保健衛生活動を実施する。

エ　避難生活が長引く場合、市町は、入浴施設の確保、寝具の乾燥等、被災者の生活環境の衛生対策を実施する。

３　防疫の種別と方法

（１）検病調査

検病調査については、県に協力を要請して実施する。

（２）清潔方法及び消毒方法

清潔方法及び消毒方法について、次のとおり実施する。

ア　清潔方法

道路、公園、用排水路等の公共の場所を中心に実施する。

イ　消毒方法

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成 10 年厚生省令第 99 号）の定めるところにより実施する。

（３）ねずみ族及び昆虫等の駆除

昆虫等の駆除を実施する場合は、家屋内においてはなるべく残留効果のある薬剤等を使用し、戸外及び汚物の堆積地帯においては、殺虫、殺蛆効果のある薬剤等（トイレ等に使用する殺蛆剤）を使用する。

４　家庭用水の衛生

井戸水等家庭用水について、衛生上浄水の必要があるときは、消毒剤を配布するとともに、その衛生処理について指導する。

５　食品の衛生

食品の衛生指導等については、県に協力を要請して実施する。

６　避難所の防疫等

（１）避難所の管理者を通じて、避難者において衛生に関する自主組織を作るよう指導する。

（２）避難所において感染症等が発生した場合は、避難者に対しては、少なくとも１日１回検病検査を実施する。

（３）衣服は、日光にさらし、特に必要があるときは消毒、蚤等の発生防止のため防疫用殺虫剤等の散布を行う。また、トイレ（仮設トイレやマンホールトイレ等を含む）、炊事場、洗濯物等の消毒、10%塩化ベンザルコニウム（逆性石けん）、消毒用アルコール、次亜塩素酸ナトリウム等の消毒薬、消毒用噴霧器等を避難所に配置し、手洗の励行、マスクの着用等について十分指導する。
（４）居住スペースは、プライバシーの確保と飛沫感染を防止するため、世帯ごとに２ｍ以上の間隔を空け、ベッド、間仕切りを配置する。
（５）給食従事者はできるだけ専従とし、健康管理に配慮する。
（６）避難生活が長引く場合、市は、入浴施設の確保、寝具の乾燥等、被災者の生活環境の衛生対策を実施する。

７　防疫用資材の備蓄、調達

市は防疫用資材の備蓄に努める。

防疫活動によって防疫用資材が不足するときは、卸売者等から調達するほか、県に対して調達を要請する。

防疫用資材の内容は 10%塩化ベンザルコニウム（逆性石けん）、消毒用アルコール、次亜塩素酸ナトリウム等の消毒薬、消毒用噴霧器等とする。

８　患者等に対する処置

（１）被災地域において、感染症患者が発生したときは、県の指示を受け、隔離等の感染拡大防止の処置をとる。
（２）やむを得ない理由によって隔離施設に受け入れできない場合は、自宅隔離を行い、し尿の衛生的処理等について厳重に指導し、必要があるときは、治療を行う。

９　臨時予防接種

予防接種による予防措置を講ずべき必要がある場合は、県の指示を受け、臨時予防接種を実施する。

10　ペット動物の保護対策

避難所に同行避難したペット動物に関し、県、獣医師会、動物愛護ボランティア等と協力して、飼養者に適正飼育及び動物由来感染症等の予防の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努めるとともに、負傷又は放し飼いのペット動物を保護するなど必要な措置を講ずる。

11　記録等

防疫活動を行った場合は、次の書類等を整備し、保存しておく。
（１）災害状況報告書
（２）防疫活動状況報告書
（３）防疫経費所要見込額調及び関係書類
（４）清潔方法及び消毒方法に関する書類
（５）ねずみ族及び昆虫駆除等に関する書類
（６）家事用水の供給に関する書類
（７）患者台帳
（８）防疫作業日誌

第 26 節　ボランティア活動の支援

福祉班・避難所班

１　基本方針

地震による大規模な災害が発生したときは、災害応急対策の実施に多くの人員を必要とするため、市は、石川県、防災関係機関及び地元や外部から被災地入りしている非営利団体（ＮＰＯ）、非政府組織（ＮＧＯ）等のボランティア団体等と連携を図りながら、災害中間支援組織（ボランティア団体の活動支援や活動調整を行う団体）を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなど、ボランティアに関する被災地のニーズや支援活動の全体像の把握、共有、ボランティアの募集及び受け入れに努めるとともに、ボランティア活動の拠点確保に努めるなど、ボランティア活動が円滑に実施できるよう支援に努める。

２　災害ボランティアセンター（ボランティア現地本部）の設置

県においてボランティア本部が設置されたとき、市は、社会福祉協議会と協力し、ボランティア活動に対する支援及び調整窓口として災害ボランティアセンター（災害対策ボランティア現地本部）を設置する。

また、市及び県、社会福祉協議会は連携し、バスの活用や受付窓口の一元化により現地の受け入れが円滑に行われるように努める。

３　災害ボランティアセンター（ボランティア現地本部）の機能

（１）状況把握、状況報告

現地災害対策本部及び関係機関、関係団体との連携により、被災地の状況、救援活動の状況及び被災者のニーズの有無などの情報を絶えず把握し、ボランティアに対して的確に情報を提供するとともに、ボランティア本部にその状況を報告する。

（２）ボランティアの受入

ボランティア申し出者を受け付けし、活動地域、活動内容、活動日数、資格、ボランティア活動保険加入の有無等を確認するとともに、活動者リストを作成し、ボランティア本部に報告する。

（３）ボランティア派遣依頼の受付及び相談

被災者等からのボランティアの派遣の依頼の受付窓口として、受け付けや相談に応ずる。

（４）ボランティアのコーディネート

被災者ニーズに対応したボランティア活動を展開するためのコーディネートを的確に行う。

その際、市、県及び日本赤十字社等の派遣した災害ボランティアコーディネーターを活用する。

（５）ボランティア団体との連絡調整

ボランティア団体、行政等との情報交換や連絡調整の場を設け、より的確な救援活動を確保する。

（６）ボランティアの健康管理・安全対策

ボランティアの健康管理に関して、関係機関、関係団体等との連携を図るとともに、活動の安全確保のための指導や必要な規制を行う。

（７）継続的なボランティア活動の支援 被災者支援活動を継続的に行うため、災害ボランティアの被災地までの輸送に努める。 **４　ボランティアの活動拠点及び資機材の提供** 市は、公民館、学校等公共施設の一部をボランティアの活動拠点として、積極的に提供する。 また、ボランティア活動に必要な事務用品や各種資機材については、可能な限り貸し出しし、ボランティアが効率的に活動できる環境づくり努める。	

第 27 節　し尿、生活ごみ、がれき及び産業廃棄物の処理

衛生班

１　基本方針

地震の発生により、建物が倒壊するなど災害廃棄物が大量に発生することが予想されることから、被災地における廃棄物による環境汚染を防止するため、災害廃棄物処理計画等を活用し、し尿、生活ごみ（粗大ごみも含む。）、がれき等一般廃棄物及び産業廃棄物の収集並びに処分を迅速かつ効率的に実施し、被災地の環境衛生の確保を図る。

２　実施体制

（１）被災地における生活ごみやがれき、し尿の収集処理については、市が委託する者又は廃棄物処理業の許可を有する者が実施し、事業所及び工場等から排出されるごみについては、事業主が市長の指示により実施する。

（２）被害が甚大で自ら処理が不可能な場合は、県に連絡して県及び近隣市町の応援を求めて実施する。また、ＮＰＯ・ボランティア等に協力を要請するなど、処理体制を構築する。

（３）市は、「石川県災害廃棄物処理指針（市町災害廃棄物処理計画及び業務マニュアル）」等を参考にあらかじめ災害の規模等による廃棄物の発生量を想定し、その処理対策を定めておく。

また、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理のために、県や近隣市町、廃棄物関係団体等と災害時の相互協力体制をあらかじめ整備するとともに、平時からの連携強化に努める。発災後は、早い段階から、国や県、関係市町、関係団体などと連携し、課題や対策を共有するための工程管理会議を実施する。

３　被災地の状況把握

市は、発災直後から次の事項について情報収集を行い、県に連絡する。

○ 一般廃棄物処理施設（ごみ処理施設、し尿処理施設、最終処分場）、中継基地等の被害状況
○ 避難所個所数及び避難者数、仮設トイレの必要数及びし尿の収集、処理方法
○ 生活ごみの発生見込み量及び処理方法
○ 全半壊建物数及び解体を要する建物数、がれきの発生見込み量及び処理方法

４ 廃棄物の収集、運搬及び処分の方法

（１）一般廃棄物

市長は、現有の人員、機械、運搬車両及び処理施設を活用し、し尿、生活ごみ及びがれきの収集運搬処分を実施する。

（２）産業廃棄物

事業主は、現有の人員、機械及び処理施設により、自ら産業廃棄物を処理するか、又は現有の運搬車により搬出し、産業廃棄物処理業者又は市町の焼却施設若しくは埋立場で処分する。

５ 地震災害時における廃棄物の処理目標

（１）一般廃棄物

市長は、震災により生じたし尿、生活ごみ及びがれきの収集運搬及び処分する量については、おおむね次の数値を目安に「石川県災害廃棄物処理指針」を参考として処理を実施する。

ア　し尿の収集処理

イ　家庭ごみ、粗大ごみの収集処理量

家庭ごみ発生量 867ｇ／人日

災害時の粗大ごみ発生量 1.03 トン／棟

①避難所からのごみの発生量

＋②住民の在宅している世帯からのごみの発生量

＋③通常時の粗大ごみの発生量
＋④災害時の粗大ごみの発生量
＝要総処理量

ウ　がれきの収集処理量
解体建築物がれき発生量 0.348～1.107 トン／㎡

（２）産業廃棄物
事業主は、震災時における産業廃棄物を処理するため、機械及び処理施設等の処理体制をあらかじめ整備する。特に、有害廃棄物については、保管容器を強固にするとともに、収集運搬処分経路を明確にしておく。

６　野外仮設トイレの設置

（１）仮設トイレ、消毒剤及び脱臭剤等の調達
市は、仮設トイレやその管理に必要な消毒剤及び脱臭剤等を、あらかじめ備蓄に努めるとともに、調達を行う体制を整備しておく。

（２）避難所等での野外仮設トイレの設置
市は、し尿処理施設の被害状況と稼働見込みを把握して、必要に応じて仮設トイレを避難所等に設置する。
設置に当たっては、立地条件を考慮し、漏洩等により地下水を汚染しないような場所に設け、また、閉鎖に当たっては、消毒等を実施して衛生を確保する。

（３）仮設トイレの仮置場の確保
仮設トイレの設置及び撤去に際しては、組立、解体のためのオープンスペースを確保する。

７　廃棄物の応急的処理

市は、おおむね次の方法によって応急的な廃棄物の処理をする。収集計画、分別、排出方法等について市民及びＮＰＯ・ボランティア等へ周知徹底を図る。

（１）分別排出の徹底
災害廃棄物を早期に処理するためには、廃棄物の再生利用を前提に、排出段階での分別が重要である。発生場所から運搬車両に積み込む際には、木くず、プラスチック、家電製品、有害物質（廃石綿、ＰＣＢが含まれるトランス等）、その他の廃棄物などに分別する。
生ごみ等腐敗しやすい廃棄物は、被災地における防疫上、特に早急に収集されることが望ましいので、最優先で収集・搬送の体制を確立し、焼却処理する。

（２）生活ごみ及びがれきの仮置場並びに最終処分ルートの確保
生活ごみ及びがれきが多量に発生した場合は、市街地において交通渋滞の発生も予想されるため、迅速ながれき処理ができるよう、あらかじめ設定したがれき置場にこれらを一時的に保管する。また、大量のがれきの最終処分までの処理ルートを確保する。なお、家屋の解体等により発生するアスベストに対しては、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（環境省）」に基づき措置を講ずる。
倒壊家屋、焼失家屋の焼け残り等については、市民に対し、一時集積場への直接搬送及び処分場への直接搬入の協力を要請する。

（３）清掃員及び器材の確保
生活ごみ、し尿などの廃棄物の計画的収集、運搬を行うための人員、器材の確保を図る。

（４）清掃義務者の協力

土砂その他の障害物の堆積によりごみ収集車の通行が困難な地域については、各家庭においてビニール袋等に衛生的に一時蓄えるほか、収集車の通行可能な場所まで搬出するよう依頼する。

収集作業が計画より遅延するときは、ドラム缶、樽等を配置し、一時保管するよう促す。

（５）廃棄物の処分

収集、搬出した生活ごみ及びがれきの処理は、分別搬入や仮置場における選別をすすめるとともに、がれきについては、破砕・分別を行い、リサイクルに努めるほか、焼却、埋立てなどの方法で行う。

収集したごみは、原則として白山野々市広域事務組合の処理施設において処理するが、処理能力を超える場合は、県又は他市町及び関係機関の協力を得て処理する。

し尿の処理は、し尿処理施設で処理するほか、し尿収集車による収集が困難な場所には、適当な汚物容器等を配置し、一時保管するよう促す。

し尿の収集及び処理については、被災地域、避難所、被災者受入施設を優先して行う。収集したし尿は、全量をし尿処理場で衛生的に処理する。ただし、処理能力を超える場合は、近隣市町へ協力を要請する。

なお、廃棄物の処理にあたっては、公衆衛生の確保や生活環境の保全に支障のない方法で行う。

（６）ごみ袋、携帯トイレの確保

ごみ、し尿の収集運搬が不可能な地域に対しては、適当なごみ袋、携帯トイレを配布する。

（７）汚染地域の消毒

浸水その他により廃棄物が流出した汚染地域及び応急的汚物堆積場所として使用した場所については、石灰又はクレゾール石鹸液等により消毒を行う。

８ 廃棄物処理施設の復旧

市等は、廃棄物処理施設が被災した場合は、衛生に十分注意するとともに、廃棄物の流出等を防止して安全確保を図るなど必要な措置を講じ、早期の復旧に努める。

また、廃棄物処理施設の補修等に必要な資機材をあらかじめ備蓄しておく。

第 28 節　住宅の応急対策

建設班

１　基本方針

地震災害により住居を失った被災者で、自らの資力では住居の確保ができない者に対して、応急仮設住宅の建設及び被災住宅の応急修理を行い、居住の安定を図る。

また、公営住宅や民間賃貸住宅を借り上げるなど利用可能な施設を応急仮設住宅とし、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、提供期間の終期を待つことなく恒久住宅への円滑な移行に向けた取組を計画的に実施する。

２　実施体制

（１）被災建築物応急危険度判定の実施

市は、市災害対策本部に被災建築物応急危険度判定実施本部を設置し、「石川県被災建築物応急危険度判定業務マニュアル」に基づき被災住宅の応急危険度判定を実施し、使用の適否を判断し、二次災害の防止に努める。

また、市及び県が連携し、応急危険度判定の制度について市民へ周知するほか、余震あるいは修理に伴い必要となる応急危険度判定の見直しに対応できる体制の確保に努める。

市は、被災建築物の危険度判定結果の表示の意味を正しく認識するよう、住民に対して十分な情報提供、啓発活動を実施する。

特に、被災者生活再建支援金の支給等に係るり災証明発行の被害認定調査結果との相違について正しく認識するよう努める。

（２）被災宅地危険度判定の実施

市は、被災宅地危険度判定士の協力を得て、宅地に被災が認められる宅地の使用の適否を判断し、二次災害の防止に努める。

（３）応急仮設住宅の建設（民間賃貸住宅の借上げによる設置を含む）及び運営管理

応急仮設住宅の建設は、市長が実施する。ただし、災害救助法が適用されたときは、同法の規定に基づき、知事が行う。

住宅の応急修理は、原則被災者が自力（自費）で行う。ただし、自らの資力で対応できない者については、資金融資制度の周知など必要措置を講ずる。

ア　受け入れの対象者

住居が全壊、全焼又は流失し、住居を失った者で、自らの資力では住居を確保することができない者とする。

イ　設置戸数及び規模と供与期間

（ア）設置戸数は、住宅が全壊、全焼又は流失した世帯数のうち必要数とする。

（イ）規模は１戸当たり 29.7 ㎡（９坪相当）を基準とし、出来る限り世帯人数に即したものとする。

（ウ）供与期間は、完成の日から建築基準法第 85 条第４項による期限内（２年以内）とする。

ウ　着工の時期

災害発生の日から 20 日以内とする。

エ　建設予定地

応急仮設住宅は、概ね面積 2,000 ㎡以上の公園等で、10 戸以上設置可能な市有地に建設する。

オ　設置及び運営管理

設置及び運営管理に関しては、安心、安全を確保し、地域コミュニティ形成や心のケアを含めた健康面に配慮するとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見の反映や、必要に応じて仮設住宅におけるペット動物の受け入れに配慮するほか、要配慮者に十分配慮し、優先的入居、高齢者、障害者向け仮設住宅の設置等にも努める。

なお、市は、応急仮設住宅の提供に必要な資機材の調達等が適正かつ円滑に行われるよう、関係業界団体等との連絡調整を行い、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分注意する。

（４）被災者に対する住宅相談所の開設

市及び県は、関係団体の協力を得て住宅相談所を開設し、被災者に対し仮設住宅への入居条件、助成等の支援策に関する情報の提供や、被災住宅の応急復旧方法等再建に向けた相談・助言を行う。

３　住宅の応急修理

市は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。そのため、住宅の修繕を行う事業者のリストの作成や、事業者用宿泊拠点確保についてあらかじめ検討することとし、迅速な対応が可能な体制を整備する。

（１）応急修理の対象者

ア　住宅が半壊又は半焼し、当面の日常生活を営むことができない者

イ　自らの資力では応急修理ができない者

（２）修理の費用と範囲

ア　費用及び運用は、災害救助法の定めるところによる。

イ　期間は、原則として災害発生の日から１ヶ月以内とする。

４　記録等

応急仮設住宅を建設し、又は住宅の応急修理を実施したときは、次の書類等を整備し、保存しておく。

（１）応急仮設住宅を建設した場合

ア　救助実施記録日計表

イ　応急仮設住宅台帳

ウ　応急仮設住宅使用賃借契約書

エ　応急仮設住宅建築のための材料購入契約書、工事契約書その他設計書、仕様書等

オ　応急仮設住宅建築のための工事代金等支払い証拠書類

（２）住宅の応急修理をした場合

ア　住宅応急修理記録簿

イ　住宅の応急修理のための契約書、仕様書等

ウ　住宅の応急修理関係支払い証拠書類

第 29 節　文教対策

避難所班

１　基本方針

地震の発生により、児童生徒、教職員及び学校施設が災害を受けるなど、通常の学校教育を実施することが困難となった場合は、教科書及び学用品の給与、教育施設の確保等の措置を講じ、応急教育を実施する。

２　実施機関

（１）市立学校における応急教育は、市教育委員会が実施する。
（２）その他県立及び私立学校等についての応急教育は、それぞれの設置者が実施する。

３　文教施設の応急復旧対策

（１）被害発生校の校舎の一部が使用できない場合は、復旧に努め、特別教室、屋内体育館等の施設を応急使用する。
（２）校舎の全部又は大部分が被害を受けた場合は、隣接校その他公民館等の公共施設を分散利用する。
（３）その他全体的に被害を受けた場合は、災害の状況により関係機関と協議し、仮校舎の建設等応急の措置を講ずる。

４　応急教育

応急教育を行う場合、被害状況によっては市民の被害が比較的大きく学校施設が避難所あるいは被害が甚大で使用に耐えないことが予想される。よって、関係機関と充分に協議し、応急教育の円滑な実施を図り、開始時期並びに方法等について児童生徒及び保護者等に周知する。

５　応急教育計画

学校の施設が被災し、又は地域の避難所となった場合、次の点に留意して応急教育を実施する。なお、平時から大規模災害発生時に被災地の学校を支援できる教職員の養成に努めるものとする。

（１）児童生徒、教職員等の被害状況を速やかに把握し、応急教育計画を作成する。
（２）応急教育施設の指定、応急教育の開始時期及び方法等を確実に児童、生徒及び保護者に周知する。
（３）通常の授業の実施が不可能となった場合は、被災状況に応じた授業方法の選択（休校、短縮、分散、移転等）を考慮するなどの応急教育活動を実施するとともに、避難所との調整について関係機関と協議する。
（４）児童、生徒が他市町、他県等で応急教育を受ける必要がある場合の連絡調整を行う。
（５）公立高等学校入学者選抜の弾力的な運用を行うとともに、私立高校にも同様の要請を行う。
（６）被災地域の大学受験生に対する弾力的な取扱いについて要請を行う。
（７）教職員の動員体制について、教職員の被害が大きく教育に支障をきたす場合には、教職員動員計画に基づき、他校や県外からの応援により対応するほか、県外学校支援チーム等への協力要請・情報共有を行うなど、市町立学校及び県立学校間の有機的連携を図り、適切に対処できるようにする。
（８）発災後一定期間、各学校内に教職員の居住スペースを確保し、または教職員用の仮設宿舎をあらかじめ想定した候補地に建設するなど、教育機能と避難所運営の両立に努めるものとする。

６　児童生徒への対応

災害が発生した時間帯によって異なる対応が求められることから、その状況に応じた対応を実施する。

（１）在校時の安全確保

迅速な避難の実施、児童生徒の保護者への引き渡し、帰宅困難者の宿泊等の措置を実施する。

（２）登下校時の安全確保

情報収集及び伝達体制、避難誘導、保護者との連携、通学路の設定等について周知徹底する。

（３）児童生徒の安否確認

在宅時に被災した場合及び欠席者に対する安否を確認する。

（４）被災した児童生徒の健康保健管理

身体の健康管理や心のケアが必要な児童生徒には、保健室等でのカウンセリング体制を実施するとともに必要に応じて医療機関とも連携して適切な支援を行う。

７　被災児童生徒の教科書、学用品等の調達及び支給

（１）調達方法

ア　教科書については、被災学校の学校別、学年別、使用教科書ごとにその数量を速やかに調査し、県に報告するとともに、その指示に基づいて教科書の確保に努める。

イ　学用品については、県から送付を受けたものを配布する他、県の指示に基づき基準内で調達する。

（２）支給対象者

住家が全焼、全壊、流失、半壊、半焼、床上浸水等の被害を受けた世帯の児童生徒で、教科書・学用品を滅失又はき損した者に対して支給する。

（３）支給品目

ア　教科書

イ　文房具（ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵の具、画筆、画用紙、下敷、定規等）

ウ　通学用品（運動靴、傘、鞄、長靴等）

例示した品目以外のものでも被災状況、程度等、必要に応じ、適宜調達し、支給する。

（４）被災による不足教職員の確保

ア　被災教職員数が僅少のときは、学校内において調整する。

イ　被災教職員数が多数で１校において調整できないときは、授業の実施状況に応じて、市が市内の学校において確保する。

ウ　市内において確保できないときは、県に教職員派遣の要請をする。

８　育英補助に関する事項

被災による住家の全壊、全焼等のため、就学に著しく困難を生じた児童、生徒に対して育英資金を支給するよう関係機関に要請する。

９　学校給食に関する事項

県関係機関に被害状況を報告し、その状況により準要保護児童生徒を認定し、学校給食費援助の適用を受ける等の対策を講ずる。

また、学校施設を避難所等に使用したことにより学校独自の給食ができない場合、一般市民と同様の給食を実施する等関係機関と協議し実施する。

10　保健、厚生に関する事項

関係機関と密接な連絡をとり、被害に応じ、教職員及び児童生徒に対し、感染症予防接種及び健康診断等適切な処置を講ずるよう努めるとともに、浸水等の被害を含め環境衛生面についても整備改善に協力する。

11　避難所協力

学校は、本市において震度５弱以上の揺れを計測した地震が発生した場合には、避難所を開設し、避難者の受け入れ準備を進め、災害対策本部と連携して、円滑な避難所運営に協力する。

12　文化財対策

文化財が貴重な国民的財産であることを勘案して、地震発生直後から指定文化財について被害状況を調査把握し、必要な応急措置を行う。

（１）応急措置

ア　文化財に被害が発生した場合は、その所有者又は管理者は、応急の防災活動の実施及び搬出等により文化財の保護を図る。

イ　文化財に被害が発生した場合は、その所有者又は管理者は、被害状況を速やかに調査し、その結果を市教育委員会を経由して県教育委員会に報告する。

ウ　関係機関は、被災文化財の被害拡大を防ぐため、民間団体の協力を得て、文化財の搬出、修復・保全、一時保管等の応急措置を講ずる。

エ　文化財に被害が発生した場合であっても、人命に関わる被害が発生した時には、被災者の救助を優先する。

（２）被災文化財については、文化財的価値を最大限に維持するよう所有者、管理者が措置する。

（３）埋蔵文化財対策

緊急を要する復旧事業等が行われる場合で、埋蔵文化財の所在が確認された時には、必要に応じて発掘調査の実施を検討する。

復旧復興の本格化に伴う発掘調査については、近隣公共団体への派遣要請等により十分な人員を確保する。

13　記録等

文教対策を実施したときは、次の書類等を整備し、保存しておく。

（１）学用品等購入（配分）計画表
（２）学用品等交付簿
（３）学用品等受払簿
（４）学用品等購入関係支払証拠書類
（５）学校施設等借用記録簿
（６）教職員等調整記録簿

野々市市地域防災計画（修正案）

第Ⅱ編　地震災害対策編　　第４章　復旧・復興計画

野々市市地域防災計画	
第４章　災害復旧・復興計画 被災地の復旧・復興については、市民の意向を尊重し、市は、主体的に取り組むとともに、国や県の支援を受け、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指す。 また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。	

第１節　公共施設の災害復旧

人事受援班・福祉班・復旧班・給水班
下水道班・避難所班

１　基本方針

地震災害により被災した公共施設の災害復旧は、応急措置を講じた後に災害復旧事業の実施責任者が、各施設の原形復旧に併せて災害の再度発生防止のため施設の新設、改良を行うなどの事業計画を速やかに樹立し、民心の安定及び経済的、社会的活動の早急な回復を図るため迅速に実施する。

２　実施責任者

市長はじめ指定行政機関の長など災害復旧の実施について責任を有する者が実施する。

なお、県管理の道路と交通上密接である市道が被災した場合、県は、市から要請があり、かつ必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、市に代わって工事を行うことができる権限代行制度により支援を行う。

３　災害復旧事業計画

この計画は、災害発生後被災した各施設の原形復旧とともに、再度被害の発生を防止するため必要な施設の新設又は改良を行うなど、将来の災害に備えるための計画である。

公共施設の災害復旧事業計画は、概ね次の計画とする。

（１）公共土木施設災害復旧事業計画
　ア　河川公共土木施設災害復旧事業計画
　イ　道路公共土木施設災害復旧事業計画
　ウ　下水道公共土木施設災害復旧事業計画
　エ　公園公共土木施設災害復旧事業計画
　オ　水道公共土木施設災害復旧事業計画
（２）農林水産業施設災害復旧事業計画
（３）都市災害復旧事業計画
（４）社会福祉施設災害復旧事業計画
（５）公立学校施設災害復旧事業計画
（６）公営住宅災害復旧事業計画
（７）その他の災害復旧事業計画

４　復旧事業の方針

（１）復旧事業実施体制

地震災害により被害を受けた施設の復旧事業を早期に実施するため、市、県及び指定地方行政機関等は、実施に必要な職員の配備、職員の応援、派遣等活動体制について、必要な措置をとる。

（２）災害復旧事業計画の作成

被災施設の復旧事業計画を速やかに作成し、市は、国の災害査定が速やかに行えるよう努める。

（３）災害緊急調査の実施

広域にわたる大災害、又は人身事故発生等の特別な災害の場合には、国の緊急調査が実施されるよう、必要な措置を講じて復旧工事が迅速に行われるよう努める。

（４）災害復旧事業期間の短縮

復旧事業計画の樹立に当たっては、災害地の状況、被害の発生原因等を考慮し、災害の再度発生防止に留意し、また、速やかに効果のあがるように、関係機関は、十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

（５）復旧事業の促進

復旧事業の決定したものについては、速やかに実施できるよう措置し、復旧事業の実施効率をあげるように努める。

（６）小災害の措置について

公共土木施設災害復旧事業等の対象とならない小災害については、将来再び出水等の際に災害の発生のおそれがあると認められるものは、市単独事業として災害復旧を速やかに実施する。

また、これらの実施に必要な資金需要額については、財源を確保するために起債その他の措置を講ずるなど、災害復旧事業の早期実施に努める。

５　職員の確保

被災施設等の測量、設計書の作成その他の事務を処理するための人員に不足を生じたときは、それぞれ関係機関に応援を求めて職員の確保を図る。

市災害復旧事業において職員の不足を生ずるときは、被災を免れた他の市町から関係職員の派遣を求めてこれに対処する。この場合において、市町相互間において協議が整わないときは、県があっせん又は調整を行う。

市町相互間の職員派遣の円滑を期するため、災害対策基本法第３３条（派遣職員に関する資料の提出等）に準じて、市は職員に関する資料を県に提出するとともに、当該資料を市町相互に交換する。

第２節　災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

衛生班・商工班・児童福祉班・健康救護班
復旧班・建設班・避難所班

１　基本方針

災害復旧事業には、法律又は予算の範囲内において、国が全部若しくは一部を負担し、又は補助して行う災害復旧事業及び「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和 37 年法律第 150 号。以下「激甚法」という。）に基づき援助される事業がある。災害復旧事業費は、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実地調査に基づき決定されるので、関係機関は、迅速な資料の提出等必要な措置を講ずる。

２　助成制度

法律又は予算の範囲内において、国が全部若しくは一部を負担又は補助する事業は、次のとおりである。

（１）公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）に基づく事業
（２）公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和 28 年法律第 247 号）に基づく事業
（３）公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）に基づく事業
（４）土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）に基づく事業
（５）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）に基づく事業
（６）廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づく事業
（７）予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）に基づく事業
（８）都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき、予算の範囲内で事業費の１/２を国庫補助する事業
（９）農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）に基づく事業

３　激甚災害に係る財政援助措置

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号。以下「激甚法」という。）に基づき激甚災害の指定を受けた場合の財政援助措置の対象は、次のとおりである。

（１）公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（激甚法第３、４条）
（２）農林水産業に関する特別の助成
　ア　農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（激甚法第５条）
　イ　農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例（激甚法第６条）
　ウ　開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助（激甚法第７条）
　エ　天災による被害農林水産業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例（激甚法第８条）
　オ　森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助（激甚法第９条）
　カ　土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助（激甚法第 10 条）
（３）中小企業に関する特別の助成
　ア　中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）による災害関係保証の特例（激甚法第 12 条）
　イ　小規模企業者等設備導入資金助成法（昭和 31 年法律第 115 号）による貸付金等の償還期間等の特例（激甚法第 13 条）
　ウ　事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助（激甚法第 14 条）
（４）その他の特別の財政援助及び助成

ア　公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助（激甚法第 16 条） イ　私立学校施設災害復旧事業に対する補助（激甚法第 17 条） ウ　市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例（激甚法第 19 条） エ　母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）による国の貸付けの特例（激甚法第 20 条） オ　水防資材費の補助の特例（激甚法第 21 条） カ　罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例（激甚法第 22 条） キ　小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（激甚法第 24 条） ク　雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）による求職者給付の支給に関する特例（激甚法第 25 条）	

第３節　災害復旧資金

財政物資班

１　基本方針

災害復旧に必要な資金需要額を把握し、その負担すべき財源を確保するために、起債その他所要の措置を講ずる等、災害復旧事業の早期実施を図る。

２　市の措置

（１）災害復旧経費の資金需要額の把握

（２）歳入欠損債、災害対策債及び災害復旧事業費について調査し、事業執行に万全を期す。

（３）一時借入金及び起債の前借等により災害関係経費を確保する。

第４節　被災者への支援

調査班・商工班・情報班・福祉班
自動福祉班・復旧班

１　基本方針

市は、被災者の生活の確保、社会経済活動の早期回復に努め、市民が通常の生活を一日も早く取り戻すことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行う。また、被災者が容易に支援制度等を知ることができる相談窓口を設置するなど、災害ケースマネージメント（被災者一人ひとりの状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対する支援を継続的に実施する取組）の実施等により、迅速な復興援助の措置を講ずる。

また、災害復旧事業の融資制度等の広報に努めるとともに、相談窓口を設置するなど迅速な復興援助の措置を講ずる。

加えて、各種支援制度の窓口を一元化するとともに、申請窓口での混雑が予想される場合は、各地区の申請受付日を設定するなど、被災者の負担軽減に努める。

２　農林漁業制度金融の確保

市は、災害により損失を受けた農林漁業者（以下「被害農林漁業者」という。）又は農林漁業者の組織する団体（以下「被害組合」という。）に対して、農林漁業の経営等に必要な資金、災害復旧資金の融通及び既往貸付期限の延期措置等について指導あっせんを行う。

また、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和 30 年法律第 136 号。以下「天災融資法」という。）に基づく利子補給及び損失補償を行い、農林漁業の生産力の維持、増進と経営の安定を図る。このため市は、次の措置を講ずる。

(1) 農業協同組合及び信用農業協同組合連合会が、被害農林漁業者又は被害組合に対して行う経営資金のつなぎ融資の指導あっせんを行う。

(2) 被害農林漁業者又は被害組合に対して天災融資法による経営資金の融通措置の促進、利子補給及び損失補償を実施する。

(3) 被害農林漁業者に対して(株)日本政策金融公庫法（平成 19 年法律第 57 号）に基づく災害復旧資金の融通及び既往貸付期限の延期措置の指導あっせんを行う。

３　中小企業融資の確保

県は、被災した中小企業者の施設の復旧に要する資金及び事業資金の融資が円滑に行われて、早期に経営の安定が得られるようにするため、必要な措置を講ずることとし､市はこれらに協力する。

市は、支援制度の周知徹底を図るとともに、必要に応じて融資相談窓口を開設する。

４　住宅金融支援機構資金の斡旋

市は、被災地の滅失家屋の状況を調査し、住宅金融支援機構法（平成 17 年法律第 82 号）に規定する災害復興住宅資金の融資適用災害に該当するときは、被災者に対して、当該資金の融資が円滑に行われるよう借入手続きの指導、融資希望者家屋の被災状況調査及び被害率の認定を早期に実施して、災害復興資金の借入の促進を図る。この場合、資金の融資を早くするために、市は、被災者が機構に対して負うべき債務を保証するよう努める。

５　生活福祉資金の貸付

地震災害により被害を受けた低所得者の速やかな自力更生を支援するため、県社会福祉協議会は、生活福祉資金貸付制度により、民生委員、市の社会福祉協議会の協力を得て、生活福祉資金の貸付を行う。

６　母子福祉資金、父子福祉資金、寡婦福祉資金の貸付

地震災害により被害を受けた母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の速やかな自力更生を支援するため、母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金の貸付を行う。

７　災害援護資金の貸付

市は、市内で災害救助法による救助又は災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和 48 年政令第 374 号）で定める災害により被害を受けた世帯に対して、災害援護資金の貸付を行う。

８　災害弔慰金の支給

市は、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令で定める災害により死亡した市民の遺族に対して、災害弔慰金を支給する。

９　災害障害見舞金の支給

市は、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令で定める災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったときに精神又は身体に災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）に定める程度の障害がある者に対して、災害障害見舞金を支給する。

10　被災者生活再建支援金の支給

市は、県が行う被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図る。

11　市税等の徴収猶予及び減免の措置

市は、被災者の納付すべき市税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長の措置を講ずるとともに、市税の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

12　制度の周知

市は、被災者の早期生活再建を図るため、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

第５節　被災者の生活確保のための緊急措置

調査班・相談班・衛生班・商工班・福祉班
保健救護班・建設班

１　基本方針

大地震の発生は、多数の死傷者、家屋の倒壊等の住家のそう失及び環境破壊等をもたらし、住民を極度の混乱におとしいれることとなる。

このため、市、県及び防災関係機関等は、相互に協力して被災者の生活の確保、社会経済活動の早期回復に努める。

２　被災者台帳の作成

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

３　生活相談

（１）市は、庁舎内に生活相談窓口を設け、被災者の生活、資金、健康、身上等の相談に応ずる。

（２）市は、早期に被災者の生活再建を図るため、被災者生活再建支援制度等の各種支援制度の周知に努める。

（３）住宅再建に対する相談については、県及び関係団体と連携協力し、総合的な相談窓口を設置し、速やかに周知する。

（４）市は、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、避難先の市町村との協力のうえ、必要な情報や支援・サービスを提供する。

（５）市及び県は、総務省石川行政評価事務所が特別行政相談活動を実施する場合において、連絡・調整を図り、協力する。

４　こころのケア活動の継続

こころのケアが継続的に必要な住民に対して、自立して健康な生活を送ることができるよう、市、県及びＤＰＡＴ等の関係機関が連携し、必要な支援を切れ目なく実施する。

５　罹災証明書の交付

市は、被災者の各種支援措置を早期に実施するため、地震発生後早期に罹災証明書の交付体制を確立し、被災者に罹災証明を交付する。

なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

ただし、 市だけで対応できない場合は、県及び他市町村に応援を求め、実施する。

６　被災者に対する職業のあっせん

(1) 被災により他に転職を希望する者に対しては、公共職業安定所は、本人の希望、適性等を考慮して適当な求人を開拓して積極的に就職のあっせんを行う。

(2) 被災者の就職を開拓するため、産業技術専門校等の職業能力開発施設において職業訓練を実施するよう努める。

７　国税等の徴収猶予及び減免の措置

市、国及び県は、被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長の措置を講ずるとともに、国税、地方税（延滞金等を含む。）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

８　公営住宅等の整備

市及び県は、災害により住居を滅失又は焼失した低所得者の被災者に対する住宅確保支援策として、必要に応じて公営住宅等の整備、公営住宅等の特定入居等を行う。

この場合において、滅失又は焼失した住宅が公営住宅法に定める基準に該当するときには、市及び県は、災害住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅整備計画を作成し、災害査定を受け早期の整備を図る。

９　国有財産の無償借受等

国有財産を災害復旧や、避難住民受入のための仮設住宅の建設等の用に供する場合など、応急対策の用に供する場合、市及び県は国に対し無償借受等の申請を行う。

10　災害廃棄物の処理等

（１）市は、白山野々市広域事務組合と連携し、事前に策定した災害廃棄物処理計画に基づき、必要に応じて災害廃棄物の処理方法を確立するとともに、仮置き場、最終処分場を確保し、計画的な収集、運搬及び処理方法を図ることにより、災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を行う。加えて、災害廃棄物の処理を進める場合には、社会福祉協議会、ボランティア、ＮＰＯ等と連携し、効率的に搬出を行う。

また、一般廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用する。

（２）市は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の市町への協力要請を行う。

第６節 災害義援金及び義援物資の配分

財政物資班・福祉班・避難所班

１　基本方針

被災者あて寄託された義援金及び義援物資については、義援金及び義援物資の受け入れ・配分マニュアルに基づき、被害状況に応じた配分計画をたて、確実、迅速に配分を行う。

２　義援物資の募集及び受付

（１）義援物資の募集

義援物資は、緊急に必要としている物品、数量等を迅速に把握し、受け入れを希望する義援物資を具体的に示した上で、新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関に協力を依頼して募集する。

募集に当たっては、物資の仕分け作業の軽減による迅速な配分を行うため、同一物資をまとめて梱包するよう依頼する。

また、募集の期間については、災害の規模、被害状況等により市長が決定する。

（２）義援物資の受付

ア　義援物資の受付は、財政物資班が行う。

イ　義援物資を受け付けたときは、寄託者名、物品名、数量等を受付簿に記入し、寄託者又は搬送者に受領書を交付する。その際、生活対策部長及び総務対策部長に連絡する。

３　義援物資の配分及び保管場所

（１）義援物資

県等からの救援物資の配分及び本市に寄託された救援物資の配分については、関係する本部員が被害の程度、対象者数等を勘案し、被災者に対し公平を期するよう、市災害対策本部副本部長、総務対策部長、生活対策部長、福祉対策部長及び関係対策部長の協議を経て市長が決定する。

（２）保管場所

義援物資の保管場所は、原則として市スポーツセンターとし、災害の状況によっては、交通及び連絡に便利な公共施設とする。搬入及び搬出の際は、管理簿に日時、寄託者、物品名、数量等を管理簿に記入する。

なお、公共施設が被災した場合や義援物資の数量が多く保管できない場合は、災害協定締結先に保管場所の提供や荷受け、仕分け作業の協力を要請する。

４　義援金の受付・配分及び保管場所

被災者に対して、本市に寄託された義援金を迅速かつ公平に配分する。

（１）義援金の受付

義援金の受付及び配分は、財政物資班が担当し、義援金を受け付けたときは、寄託者に領収書を交付するとともに、義援金受入簿に記録する。

（２）義援金の配分

本市に寄託された義援金については、市災害対策本部員、日本赤十字社石川県支部野々市地区など義援金収集団体等の代表者で構成する義援金配分委員会を設置し、平等性及び透明性に留意し、被害の程度、対象者数等を勘案し、迅速に配分する。

なお、義援金配分委員会の構成員及び役職については、事前に定めておくよう努める。

（３）義援金の保管 　義援金は、金融機関で野々市市災害義援金口座を新規に開設し、被災者に配分するまで適切に保管する。 （４）関係機関との連携 　義援金については、県及び日本赤十字社石川県支部等と情報交換するなどの情報共有を図り、受入及び配分について相互に協力し、緊密な連携体制を整える。	

第７節　災害復興計画

情報班・福祉班・復旧班

社会経済活動全般に被害を生じた地域の再建を図るため、県及び国と積極的に協議し、被災地域の住民の速やかな自立活動が行われるよう、次のとおり復興計画を定める。

なお、その際、男女共同参画の視点など多様な視点を反映させるため、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性や高齢者、障害者などの参画を促進する。

１ 基本方針

被災地の復興にあたっては、地域コミュニティの維持、回復又は再構築に十分に配慮したうえで、被災者の生活再建を支援し、再度の災害の防止と施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な環境づくりに努める。

２ 基本方向の決定

市は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者、市民等の意向を勘案して、迅速な原状復旧を目指すか、又は災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決を図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、必要な場合には復興計画を策定する。

また、その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進する。併せて、障害者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。

なお、特定大規模災害による被害を受けた場合、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害より、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図ることができる。

３ 計画的復興の進め方

（１）大規模な地震及び津波災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合における被災地域の再建は、大規模事業となることから、関係機関と十分協議し、計画的に復興を進める。

（２）市は、復興計画の迅速かつ的確な策定と遂行を図るため、国、県等と連携し、広域的に調整するなどの必要な体制を整備する。

（３）市は、過去の災害の教訓を踏まえた災害防止策の実施により、快適な都市環境を目指し、市民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。

その際、計画作成段階で、女性、高齢者、障害者等の意見が反映されるよう環境整備に努め、都市のあるべき姿を明確にし、市民の理解を求めるよう努める。

（４）市は、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地特別措置法等を活用するとともに、市民の早急な生活再建の観点から、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。

野々市市地域防災計画（修正案）

第Ⅱ編　地震災害対策編　　第５章 複合災害対策

野々市市地域防災計画	
第５章 複合災害対策 **第１節　基本方針** 本章は、同時又は連続して２以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象（以下、「複合災害」という。）における、予防対策、応急対策、復旧対策について示すものである。 地震に伴い発生する可能性のある津波及び原子力災害について、市民の安全を守るために必要な情報を迅速かつ的確に収集し伝達するとともに、応急対策を速やかに確立する。	

第２節　津波災害について

情報班

１　情報提供

市は、大津波警報が石川県（加賀・能登）に発表された場合は、メール配信等により市民に情報を迅速かつ的確に伝達するよう努めるとともに、市民に対して、テレビ、ラジオなど複数の媒体から正確な情報を入手し、落ち着いて行動するよう呼び掛ける。

２　避難方法

本市においては、海岸線から一番近い御経塚地内で距離約４ｋｍ、海抜約９ｍであることから、津波による浸水想定区域外とされているが、想定を超える事態に備え、大津波警報が発表された場合には、テレビ、ラジオ等の情報を注視し、必要に応じて、海岸から遠ざかる平面的な避難、コンクリート造の堅牢な建物の上層階に避難する立体的避難を状況に応じて選択し、自主的に避難する。

また、避難に当たっては、交通渋滞等が予想されるため、車での避難は控える。

３　避難に関する情報

市は、把握した状況及び公共情報等における情報に基づき、津波による災害の発生が危惧される状況と認められるときは、広報車、メール配信等あらゆる手段を用いて、市民に対して避難指示など必要な情報提供を速やかに行う。

第３節　原子力災害について

情報班・保護救護班・復旧班

志賀原子力発電所など原子力関連施設において、事故等が発生し、又は発生するおそれがある場合で、市長が必要と認めたときは、災害対策本部を設置し、情報収集及び伝達体制を確立し、応急対策を速やかに実施する。

１　事態の把握

本市においては、志賀原子力発電所から約60ｋｍ、敦賀原子力発電所から約100ｋｍの距離に位置し、深刻な被害が発生する可能性は低いとされているが、国、県及び報道機関等からの情報により、原子力災害を認知した場合は、情報収集体制を速やかに確立し、あらゆる手段を用いて必要な情報を出来る限り入手し、事態の把握に努める。

また、放射線量等の情報が入手できない場合は、消防本部に配備している測定器等を用いて、本市における現状把握に努める。

２　応急対策の実施

把握した情報に基づき、市民等に応急対策が必要と判断された場合は、国、県、関係機関等と連携し、必要な対策を速やかに実施する。

３　情報提供

市は、把握した情報を迅速かつ的確に市民に提供する。

（１）被害状況及び予測

市は、放出された放射性物質の種類及び量などを可能な限り市民に対して提供するよう努めるとともに、緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム（ＳＰＥＥＤＩ）等により、放射性物質の拡散予測等を把握し、住民避難の際に参考となる情報の提供に努める。

（２）被ばくの防止

原子力災害の発生状況が明らかでない状況においては、市民に対して外部被ばくを防止する屋内退避を呼び掛けるとともに、次の事項について周知する。

ア　ドアや窓の遮蔽（窓枠やドアの隙間をガムテープやビニールシートなどで塞ぐ）、外気導入型エアコンや換気扇の使用を控えるなど、外気との遮断に努める。

イ　屋内に避難した場合には、放射性物質の吸引等を防ぐため、手洗い、うがいを励行するほか、外で着用していた衣服をビニール袋で密封するなどして、隔離する。

ウ　飲食物及び放射性物資毎に定められた基準値を超えた飲食物については、摂取を控える。

エ　屋外での飲食を控える。

４　避難

市は、原子力災害が深刻な事態となり、国、県等の指示により避難が必要と認めた場合には、あらゆる広報手段を用いて、広く市民に情報を伝達するとともに、バス、列車等あらゆる交通手段を用いて、迅速に避難できる体制の確立を図る。

５　安定ヨウ素剤の服用

甲状腺がんを防ぐための安定ヨウ素剤について、国又は県から予防服用の指示がある場合に備えて、調達方法、市民への配布方法等を事前に検討し、必要が生じた場合には、迅速に対応する。

６　避難者の受入れ 本県で原子力災害が発生した場合、能登地方の避難者が多数見込まれることから、本市においては避難者の受け入れを積極的に行うこととし、避難元市町の職員と連携して、避難所の運営に協力するとともに、市民に対しボランティア等の協力を要請し、本市が一体となって受け入れた避難者の救援にあたる	

第４節　複合災害を想定した訓練の実施

総務班

市は、国、県、関係市町、防災関係機関等と連携して、防災体制の確立と防災業務関係者の防災技術の向上を図り、併せて住民等の防災意識の高揚を図るため、複合災害を想定した訓練の実施に努める。

なお、訓練を実施するにあたっては、様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。

さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

野々市市地域防災計画

資料編

（修正案）

目次

第１章　連絡先一覧

１　野々市市災害対策本部情報伝達図‥‥‥

第３節　被害状況等の判定基準

１　被害状況等の判定基準‥‥‥

第６章　復旧

１　野々市市建設業協同組合加盟業者一覧…… 6-1-1
２　野々市市管工事協同組合加盟業者一覧…… 6-1-2
３　野々市市造園業協同組合加盟業者一覧…… 6-1-3
４　石油販売業者一覧…… 6-1-4

第７章　消防

１　野々市市の消防組織…… 7-1-1
２　消火栓及び防火水槽設置状況…… 7-1-2
３　防火水槽及び浄化槽転用水槽一覧…… 7-1-5

第８章　水防

１　水防実施計画 …… 8-1-1
２　情報等の連絡体制…… 8-1-4
３　配備体制 …… 8-1-7
４　防災行政無線等の使用要領、関係機関等連絡先…… 8-1-11

第９章　雪害対策

第１節　野々市市雪害対策要綱

１　野々市市雪害対策要綱…… 9-1-1
２　野々市市雪害対策実施要領…… 9-1-3

第２節　道路除雪実施計画

１　道路除雪実施計画…… 9-2-1
２　除雪路線 …… 9-2-6

第 10 章　協定

第１節　通信設備の優先利用等に関する協定

（１）石川県警察本部と野々市市…… 10-1-1

第２節　災害応援に関する協定

１　石川県及び県内市町村との協定

（１）白山市と野々市市…… 10-2-1
（２）金沢市と野々市市相互応援…… 10-2-3
（３）金沢市と野々市市相互給水…… 10-2-5

（４）石川県、県内全市町相互…… 10-2-7
（５）白山市、野々市市及び川北町…… 10-2-10
（６）石川県内市と野々市市…… 10-2-12
（７）石川県消防防災ヘリコプター…… 10-2-14

２　県外市町との協定

（１）野々市市と愛知県東浦町…… 10-2-17
（２）野々市市と京都府城陽市…… 10-2-19

３　民間組織との協定

（１）野々市市と株式会社えふえむ・エヌ・ワン…… 10-2-21
（２）野々市市と一般社団法人白山ののいち医師会…… 10-2-28
（３）野々市市と野々市農業協同組合…… 10-2-34
（４）野々市市と野々市市管工事協同組合…… 10-2-36
（５）野々市市と野々市市建設業協同組合…… 10-2-38
（６）野々市市と石川県電気工事工業組合
及び一般財団法人北陸電気保安協会…… 10-2-40
（７）野々市市と一般社団法人石川県エルピーガス協会石川支部…… 10-2-42
（８）野々市市と日本下水道管路管理業協会中部支部石川県部会…… 10-2-44
（９）野々市市とイオンリテール株式会社イオン御経塚店
及びイオン野々市南店…… 10-2-48
(10) 野々市市とサントリービバレッジソリューション株式会社…… 10-2-50
(11) 野々市市と北陸コカ・コーラボトリング株式会社…… 10-2-52
(12) 野々市市と株式会社コーシン…… 10-2-54
(13) 野々市市とセッツカートン株式会社…… 10-2-56
(14) 野々市市と生活協同組合コープいしかわ…… 10-2-58
(15) 野々市市と有限会社ぽかぽか…… 10-2-60
(16) 野々市市と野々市市造園業協同組合…… 10-2-62
(17) 野々市市とイオンタウン株式会社及びマックスバリュ北陸株式会社…… 10-2-64
(18) 野々市市と石川県瓦工事協同組合…… 10-2-66
(19) 野々市市と株式会社ヨシカワ…… 10-2-68
(20) 野々市市と千代田機電株式会社…… 10-2-70
(21) 野々市市とコストコホールセールジャパン株式会社…… 10-2-72
(22) 野々市市と若松梱包運輸倉庫株式会社…… 10-2-79
(23) 野々市市とアークランドサカモト株式会社…… 10-2-81
(24) 野々市市と二本松物流株式会社…… 10-2-84
(25) 野々市市と日本郵便株式会社…… 10-2-86
(26) 野々市市とヤフー株式会社…… 10-2-89
(27) 野々市市と株式会社トスマク・アイ…… 10-2-91
(28) 野々市市と西日本電信電話株式会社…… 10-2-93

(29) 野々市市と石川県さく井協会‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 10-2-96
(30) 野々市市と株式会社八幡‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 10-2-98
(31) 野々市市と NPO 法人コメリ災害対策センター‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 10-2-100
〈32〉 野々市市と株式会社ジャパンビバレッジホールディングス‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 10-2-102
(33) 野々市市とマンテンホテル株式会社‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 10-2-103
(34) 野々市市と株式会社アクティオ‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 10-2-105
(35) 石川中央都市圏構成市町と
ＮＰＯ法人ボランタリー・アーキテクツ・ネットワーク‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 10-2-107
(36) 野々市市と石川トヨタ自動車株式会社
及びネッツトヨタ石川株式会社‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 10-2-109
(37) 野々市市と損害保険ジャパン株式会社‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 10-2-111
(38) 野々市市と佐川急便株式会社‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 10-2-113
(39) 野々市市と社会福祉法人野々市市社会福祉協議会‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 10-2-116
(40) 野々市市と一般社団法人石川県産業資源循環協会‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 10-2-119
(41) 野々市市と株式会社石川トヨペットカローラ‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 10-2-122
(42) 野々市市と石川ダイハツ販売株式会社‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 10-2-124
(43) 野々市市と金沢三菱自動車販売㈱、石川中央三菱自動車販売㈱
及び三菱自動車工業㈱ ‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 10-2-126
(44) 野々市市と株式会社ほっかほっか亭総本部‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 10-2-130
(45) 野々市市と社会福祉法人野々市市社会福祉協議会
及び野々市ライオンズクラブ‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 10-2-132
(46) 野々市市とエートス協同組合‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 10-2-134
(47) 野々市市と一般社団法人石川県建設コンサルタント協会
及び一般社団法人石川県測量設計業協会
及び一般社団法人石川県地質調査業協会‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 10-2-138
(48) 野々市市と白山野々市建設業協会‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 10-2-141
(49) 野々市市と日本ピザハット株式会社及び及び株式会社ウルトラパワー‥ 10-2-148
(50) 野々市市と一般社団法人日本ムービングハウス協会‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 10-2-151

第３節　災害及び防災対策に係る連携協力に関する協定

（１）野々市市と学校法人金沢工業大学‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 10-3-1

第４節　避難所等としての使用に関する協定

（１）野々市市と株式会社スポーツクラブ・ヴィテン‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 10-4-1
（２）野々市市と株式会社エイム‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 10-4-3
（３）野々市市と石川県立野々市明倫高等学校‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 10-4-5
（４）野々市市とＬｉｎｋ加賀株式会社‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 10-4-7

第５節　福祉避難所としての使用に関する協定

（１）野々市市と社会福祉法人野々市市社会福祉協議会‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 10-5-2
（２）野々市市と社会福祉法人富樫福祉会‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 10-5-4

（３）野々市市と社会福祉法人加賀中央福祉会…… 10-5-6
（４）野々市市と石川県立明和特別支援学校…… 10-5-8
（５）野々市市と特定医療法人扇翔会（南が丘病院）…… 10-5-10
（６）野々市市と株式会社ニルヴァーナ（ののいちの季）…… 10-5-12
（７）野々市市と医療法人社団仁智会（金沢南ケアハウス）…… 10-5-14
（８）野々市市と医療法人社団洋和会（あんじん）…… 10-5-16
（９）野々市市と㈱フォルクレーベン（悠の風野々市）…… 10-5-18
（10）野々市市と株式会社白寿（白寿の里御経塚）…… 10-5-20
（11）野々市市と株式会社メビウス（七星てんとう）…… 10-5-22
（12）野々市市と社会福祉法人紫志の会（エンジェル保育園）…… 10-5-24
（13）野々市市と社会福祉法人ヴィテン（ヴィテン SMC こども園）…… 10-5-26
（14）野々市市と社会福祉法人金沢市民生協会
（グループホームすまいる、グループホームメゾン・ド・つばき）…… 10-5-28
（15）野々市市と株式会社スパーテル…… 10-5-30
（16）野々市市と医療法人社団仁智会（金沢南ケアセンター）…… 10-5-32

第６節　災害時の情報交換に関する協定

（１）国土交通省北陸整備局と野々市市…… 10-6-1

第 11 章　災害想定等

第１節　水害

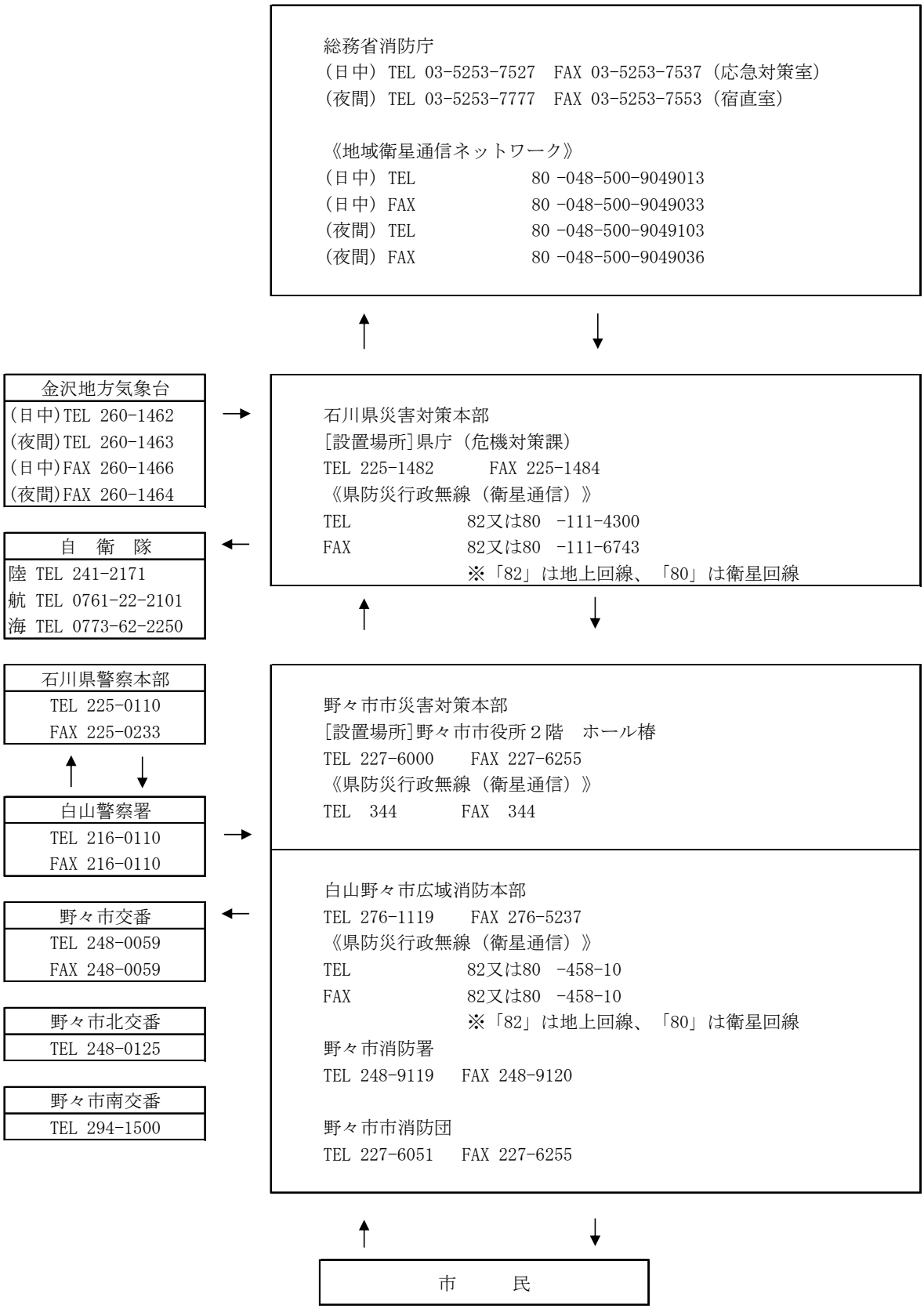
１　水害ハザードマップ…… 11-1-2
２　地域の危険度マップ…… 11-1-8
３　海抜地図 …… 11-1-10

第２節　地震災害

１　震度分布マップ…… 11-2-1
２　液状化危険度マップ…… 11-2-2
３　地震被害想定マップ…… 11-2-4
４　野々市市の被害想定（定量評価）一覧表…… 11-2-6

第１章　連絡先一覧

１　野々市市災害対策本部情報伝達図



２　関係機関電話番号一覧

令和７年１月末現在

消防庁（大規模な災害等発生時の県への第１報が困難になった場合の報告先）

名　　称	住　　所	電話番号	衛星通信
総務省消防庁	東京都千代田区霞ヶ関 2-1-2	(日中) TEL 03-5253-7527 FAX 03-5253-7537 (夜間) TEL 03-5253-7777 FAX 03-5253-7553	 80-048-500-9043414 80-048-500-9049033

国の機関

名　　称	住　　所	電話番号	衛星通信
国土交通省北陸地方整備局 金沢河川国道事務所 加賀国道維持出張所	白山市村井町 3	TEL 276-0797 FAX 276-0799	
北陸農政局 農村振興部農村計画課	金沢市広坂 2-2-60	TEL 232-4531 FAX 263-0256	

自衛隊

名　　称	住　　所	電話番号	衛星通信
陸上自衛隊　第 14 普通科連隊 （第 3 科）	金沢市野田町 1-8	TEL 241-2171 内線 235 FAX 241-2171	82 又は 80-111-7552 82 又は 80-111-7562
航空自衛隊第 6 航空団 司令部防衛部防衛班	小松市向本折戊 267	TEL 0761-22-2101 内線 231	
海上自衛隊 舞鶴地方総監部防衛部第 3 幕僚室	京都府舞鶴市字余部 1190	TEL 0773-62-2250 内線 2548	

県の機関

名　　称	住　　所	電話番号	衛星通信
石川県危機管理監室危機対策課	金沢市鞍月 1-1	TEL 225-1482 FAX 225-1484	82 又は 80-111-4281 82 又は 80-111-6743
石川県危機管理監室消防保安課	金沢市鞍月 1-1	TEL 225-1481 FAX 225-1484	82 又は 80-111-4287 82 又は 80-111-6744
石川土木総合事務所維持管理課	白山市八幡町イ 20	TEL 272-1190 FAX 272-1879	82 又は 80-133-10 82 又は 80-133-21
石川中央保健福祉センター	白山市馬場 2-7	TEL 275-2251 FAX 275-2257	82 又は 80-111-7556 82 又は 80-111-7566
石川県立中央病院	金沢市鞍月東 2-1	TEL 237-8211 FAX 238-5366	82 又は 80-111-7551 82 又は 80-111-7561

警察

名　　称	住　　所	電話番号	衛星通信
白山警察署	白山市倉光 9-11-1	TEL 216-0110 FAX 216-0110	
野々市交番	野々市市本町 6-22-2	TEL 248-0059 FAX 248-0059	
野々市北交番	野々市市二日市 3-7	TEL 248-0125	
野々市南交番	野々市市藤平 138-1	TEL 294-1500	

消防

名　　称	住　　所	電話番号	衛星通信
白山野々市広域消防本部	白山市三浦町 255-1	TEL 276-1119 FAX 276-5237	82 又は 80-458-10 82 又は 80-458-21
野々市消防署	野々市市本町 5 丁目 17-8	TEL 248-9119 FAX 248-9120	
第 1 分団格納庫	野々市市本町 2 丁目 17-10	TEL 248-0558	
第 2 分団格納庫	野々市市中林 5 丁目 30-1	TEL 246-1422	
第 3 分団格納庫	野々市市田尻町 96-14	TEL 248-1553	

第４分団格納庫	野々市市押野２丁目 313-2	TEL 246-1423	
第５分団格納庫	野々市市本町２丁目 17-10	TEL 246-2380	

災害協定先

名　称		住　所	電話番号	衛星電話
通信設備の優先利用	石川県警察本部	金沢市鞍月１丁目１	TEL 225-0110	82 又は 80-6235
消防応援	金沢市	金沢市泉本町７丁目 9-2	TEL 280-0119	82 又は 80-201-10
	白山市	白山市倉光２丁目１	TEL 276-1111	82 又は 80-208-10
相互応援	金沢市	金沢市広坂１丁目 1-1	TEL 220-2111	82 又は 80-201-10
	七尾市	七尾市袖ヶ江町イ部 25	TEL 0767-53-1111	82 又は 80-202-10
	小松市	小松市小馬出町 91	TEL 0761-22-4111	82 又は 80-203-10
	輪島市	輪島市二ッ屋２字 29	TEL 0768-22-2211	82 又は 80-204-10
	珠洲市	珠洲市上戸町北方１字 6-2	TEL 0768-82-2222	82 又は 80-205-10
	加賀市	加賀市大聖寺南町二 41	TEL 0761-72-1111	82 又は 80-206-10
	羽咋市	羽咋市旭町ア 200	TEL 0767-22-1111	82 又は 80-207-10
	白山市	白山市倉光２丁目１	TEL 276-1111	82 又は 80-208-10
	かほく市	かほく市宇野気二 81	TEL 283-1111	82 又は 80-364-10
	能美市	能美市来丸町 1110	TEL 0761-58-1111	82 又は 80-323-10
	川北町	能美郡川北町字壱ッ屋 174	TEL 277-1111	82 又は 80-324-10
	愛知県東浦町	愛知県知多郡東浦町大字緒川政所 20	TEL 0562-83-3111	82 又は 80-023-758
	京都府城陽市	京都府城陽市寺田東ノ口 16・17	TEL 0774-52-1111	82 又は 80-026-752
情報伝達	㈱えふえむ・エヌ・ワン	野々市市高橋町 24-2	TEL 248-1212	
	LINE ヤフー㈱	東京都千代田区紀尾井町１番３号	TEL 03-6898-7120	
	NTT 西日本㈱	金沢市出羽町４番１号	TEL 282-9847	
医療	(一社)白山ののいち医師会	白山市倉光７丁目 122	TEL 275-0795	
郵便	日本郵便㈱ 市内郵便局７局 （代表野々市郵便局） 新金沢郵便局 金沢南郵便局	野々市市本町４丁目 3-2 金沢市新保本４丁目 65-2 金沢市泉野町６丁目 17-1	TEL 248-0989 TEL 259-5468 TEL 241-0063	
生活物資及び避難場所の提供	イオンリテール㈱ イオン野々市南店	野々市市上林４丁目 747	TEL 246-8121	
	イオンリテール㈱ イオンスタイル御経塚店	野々市市御経塚２丁目９２	TEL 240-9131	
生活物資	野々市農業協同組合	野々市市中林５丁目 1-5	TEL 248-2171	
	生活協同組合 コープいしかわ	白山市行町西１	TEL 275-9854	
	イオンタウン㈱ イオンタウン野々市	野々市市白山町 205-1	TEL 268-8430	
	マックスバリュ北陸㈱ マックスバリュ野々市店	野々市市白山町 205-1	TEL 294-1280	
	コストコホールセールジャパン㈱ （野々市倉庫店）	野々市市柳町 301-1	TEL 275-8555	
	アークランズ㈱ （ﾎｰﾑｾﾝﾀｰﾑｻｼ金沢南店）	野々市市新庄６丁目 58-10	TEL 248-6348	
	株式会社八幡	羽咋市兵庫町午 10	TEL 076-722-0808	
	NPO 法人ｺﾒﾘ災害対策ｾﾝﾀｰ	新潟県新潟市南区清水 4501 番地１	TEL 025-371-4185	
	㈱ほっかほっか亭総本部	大阪府大阪市北区鶴野町３-10	TEL 06-6376-8099	
	日本ピザハット（株）	横浜市西区みなとみらい４丁目４番５号	TEL 045-664-0810	
	㈱ウルトラパワー	金沢市木倉町４番５号	TEL 213-5291	
飲料水	サントリービバレッジソリューション㈱	野々市市御経塚４丁目 129-1	TEL 249-8861	
	北陸コカ・コーラボトリング㈱	白山市水島町 480	TEL 277-1155	
	㈱コーシン	野々市市押野２丁目 216	TEL 294-3700	
応急復旧	野々市市管工事協同組合	野々市市藤平田２丁目 67 番地	TEL 248-0047	
	野々市市建設業協同組合	野々市市白山町 8-16	TEL 294-0691	
	白山野々市建設業協会	白山市鶴来新町タ 50 番地	TEL 272-1300	
	野々市市造園業協同組合	野々市市本町２丁目 24 番 10 号	TEL 248-1524	
	石川県電気工事工業組合	金沢市新保本４丁目 65 番 22	TEL 269-7880	

	(一財)北陸電気保安協会	白山市五歩市町 400	TEL 274-4580	
	(一社)石川県エルピーガス協会 石川支部	白山市徳丸町 627-1	TEL 275-3944	

災害協定先

名　　称		住　　所	電話番号	衛星電話
応急復旧	（公社）日本下水道管路管理業協会中部支部石川県部会	金沢市神田１丁目 13 番１号	TEL 242-3773	
	石川県瓦工事協同組合	野々市市若松町 13-20	TEL 246-1233	
	石川県さく井協会	金沢市示野町西７番地	TEL 267-3262	
応急調査業務	（一社）石川県建設コンサルタント協会	金沢市寺町３丁目９番４ １号	TEL 274-1001	
	（一社）石川県測量設計業協会	金沢市示野町西 81	TEL 268-4900	
	（一社）石川県地質調査協会	金沢市示野町西７	TEL 267-3244	
支援協力	(学法)金沢工業大学	野々市市扇が丘 7-1	TEL 248-1100	
情報交換	国土交通省北陸地方整備局	新潟県新潟市中央区美咲町１丁目 1-1	TEL 025-280-8836	
拠点避難所	石川県立野々市明倫高等学校	野々市市下林３丁目 309	TEL 246-3191	
避難所及び入浴施設	㈱スポーツクラブ・ヴィテン (ゴールドジム・ヴィテンののいち)	野々市市横宮町 67-1	TEL 294-3110	
	㈱エイム (フィットネスクラブエイム 21)	野々市市御経塚４丁目 10	TEL 240-0210	
	マンテンホテル㈱ （満天の湯・道の宿）	富山市本町２丁目 17	TEL 076-441-2177	
	Ｌｉｎｋ加賀㈱ （山中温泉湯畑の宿　花つばき）	加賀市山中温泉栢野町ハ 36 番地	TEL 076-178-5500	
入浴施設	㈲ぽかぽか (ぽかぽか御経塚の湯)	野々市市御経塚４丁目 38	TEL 240-4126	
福祉避難所	老人福祉センター　椿荘	野々市市矢作三丁目１番地２	TEL 246-5570	
	いきがいセンター御経塚	野々市市御経塚一丁目 38 番地	TEL 248-2231	
	特別養護老人ホーム　富樫苑	野々市市中林四丁目 62 番地	TEL 248-8765	
	特別養護老人ホーム　かんじん	野々市市新庄二丁目 45 番地	TEL 248-7767	
	介護老人保健施設　あんじん	野々市市新庄二丁目 30 番地	TEL 248-7575	
	金沢南ケアハウス	野々市市蓮花寺町 79 番地１	TEL 227-5866	
	介護付有料老人ホーム 悠の風野々市	野々市市横宮町 16 番９号	TEL 248-7179	
	有料老人ホーム白寿の里御経塚	野々市市御経塚 3-79	TEL 204-8910	
	サービス付き高齢者住宅 ののいちの季	野々市市住吉町 26 番 46 号	TEL 248-2230	
	金沢南ケアセンター	野々市市蓮花寺町１番地１	TEL294-3737	
	住宅型有料老人ホーム ひなの家	野々市市矢作三丁目 10 番地	TEL272-8317	
	小規模多機能ホーム ひなの家押野	野々市市押野一丁目 31 番地	TEL287-5810	
	住宅型有料老人ホーム ひなの家彩	野々市市郷一丁目 131 番地	TEL214-6688	
	リハビリ型デイサービス てまりフィットネス	野々市市高橋町 24 番 3-2 号	TEL220-6619	
	石川県立明和特別支援学校	野々市市中林四丁目 70 番地	TEL246-1133	
	児童・放課後等デイサービス 七星てんとう	野々市市藤平田二丁目 66 番地	TEL220-6112	
	グループホームすまいる グループホームメゾン・ド・つばき	野々市市中林四丁目 123 番地	TEL 248-6565	
	幼保連携型認定こども園 エンジェル保育園	野々市市本町六丁目 22 番１号	TEL 248-2888	
	ヴィテン SMC こども園	野々市市横宮町 67-9	TEL 248-6210	
	南ヶ丘病院	野々市市西部中央土地区画整理事業施行地区 56 街区１番	TEL 256-3366	
災害ボランティアセンターの設置、受付	(社福)野々市市社会福祉協議会	野々市市本町５丁目 18-5	TEL 246-0112	
避難者の一時受入、電力供給、車両貸与	石川トヨタ自動車㈱	金沢市御影町３番１号	TEL 259-0011	
	ネッツトヨタ石川㈱	金沢市西泉２丁目 178 番地	TEL 246-2737	
	㈱石川トヨペットカローラ	金沢市浅野本町ロ 104	TEL 248-1414	
軽自動車及び電動車両の貸与	石川ダイハツ販売㈱	金沢市駅西本町３丁目 15 番１号	TEL 221-0888	

電動車両等の支援	金沢三菱自動車販売㈱	金沢市神宮寺三丁目１番５号	TEL 294-4316	
	石川中央三菱自動車販売㈱	金沢市長土塀二丁目 16 番 30 号		
	三菱自動車工業㈱	東京都港区芝浦三丁目１番 21 号		
避難所物資	セッツカートン㈱	兵庫県伊丹市東有岡五丁目 33 番地	TEL 0776-73-5300	
	NPO 法人ﾎﾞﾗﾝﾀﾘｰ・ｱｰｷﾃｸﾂ・ﾈｯﾄﾜｰｸ	東京都世田谷区松原５丁目 2-4	TEL 03-3324-6760	
重機、仮設トイレ	㈱ヨシカワ	野々市市粟田４丁目 203	TEL 294-1136	
	千代田機電㈱	金沢市新保本４丁目 65-12	TEL 269-3506	
	㈱アクティオ	白山市水島町 1051-1	TEL 277-0092	
情報収集、帰宅困難者等支援	損害保険ジャパン㈱	東京都新宿区西新宿一丁目 26 番１号	TEL 232-1121	

災害協定先

名　　称		住　　所	電話番号	衛星電話
物資の保管及び輸送	若松梱包運輸倉庫㈱	白山市宮永町 2848	TEL 274-7200	
	佐川急便㈱　北陸支店	金沢市木越町ト 80 番地	TEL 0570-55-0163	
避難所、物資の保管及び輸送	二本松物流㈱	野々市市徳用３丁目 18	TEL 294-7008	
廃棄物の収集、運搬等	㈱トスマク・アイ	白山市村井町 330 番地	TEL 276-0636	
	（一財）石川県産業資源循環協会	金沢市尾山町９番 13 号	TEL 224-9101	
人的支援、物品・資機材等の提供・貸与	(社福)野々市市社会福祉協議会	野々市市本町５丁目 18-5	TEL 246-0112	
	野々市ライオンズクラブ	野々市市白山町 8-16(商工会館２階)	TEL 248-1439	

その他の緊急連絡先

名　　称	住　　所	電話番号	衛星電話
北陸電力㈱石川支店 北陸電力送配電㈱石川支店	金沢市下本多町六番丁 11	TEL 233-8877 FAX 233-8755	
日本赤十字社石川県支部	金沢市鞍月東 2-48	TEL 239-3880 FAX 239-3881	82 又は 80-111-7550 82 又は 80-111-7560
北陸鉄道㈱	金沢市広岡３丁目１番１号 金沢パークビル 1F	TEL 204-9600 FAX 204-9322	

第２章　条例、要綱、規程等

第１節　対策本部

１　野々市市災害対策本部条例

（目的）

第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の２第８項の規定に基づき、野々市市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（組織）

第２条　災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

２　災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

３　災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

（部）

第３条　災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

２　部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

３　部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

４　部長は、部の事務を掌理する。

（現地災害対策本部）

第４条　現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

２　現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

（雑則）

第５条　前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附　則

この条例は、昭和 37 年 10 月１日から施行する。

附　則（平成８年条例第９号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成 24 年条例第 30 号）

この条例は、公布の日から施行する。

２　野々市市災害対策本部運営要領

（目的）

第１条　この要領は、野々市市災害対策本部条例（昭和37年野々市町条例第２号）の規定に基づき、野々市市災害対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定め、かつ適切な実施を図るものとする。

（組織及び業務分掌）

第２条　本部の副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。

２　本部に部を、部に班を置く。

３　本部の組織及び業務分掌は、別表第１のとおりとする。

４　部長は、その属する部を指揮監督し、担当業務を掌理する。

５　班長は、その属する班を指揮監督し、担当業務を掌理するとともに、関連する必要諸帳簿を整備しておかなければならない。

６　本部長、副本部長その他本部員は、災害対策活動に従事するときは、法令等において特別の定めがある場合を除くほか、別表第２に定める腕章を着用するものとする。

（本部開設）

第３条　本部は、災害が発生したとき又は災害が発生するおそれがあるときにおいて、本部長が必要と認めたとき活動を開始するものとする。

２　本部には「野々市市災害対策本部」の標示をするものとする。

（本部開設前の処置）

第４条　総務部長は、予報、警報、情報等により災害が発生するおそれがあると予想されるときは、本部開設前に次の事項について処理するものとする。

（１）　予報、警報、情報等の収集及び連絡調整

（２）　人員配備の指示

（３）　関係部及び関係機関との連絡調整

２　休日又は勤務時間外において、警報、異常な情報等を受理した当直員は、直ちに総務課長及び土木課長に通知しその指示を受けなければならない。

（配備体制の基準等）

第５条　本部は、被害を最小限に防止するため迅速かつ強力な配備体制を整えるものとし、配備の種別内容等の基準については、別表第３に掲げるところによる。

（本部の解散）

第６条　本部長は、予想される災害の危険が解除されたと認めるとき、又は当該災害に必要な応急処置がおおむね完了したと認めるときは、本部を解散するものとする。

（委任）

第７条　この要領に定めるもののほか､本部の活動に関し必要な事項は､本部長が別に定める。

附　則

この要綱は、昭和59年９月10日から施行する。

附　則（昭和61年４月１日施行）

この要綱は、昭和61年４月１日から施行する。

附　則（平成９年４月１日施行）

この要綱は、平成９年４月１日から施行する。

附　則（平成17年１月１日施行）

この要綱は、平成17年１月１日から施行する。

附　則（平成25年４月１日施行）

この要綱は、平成25年４月１日から施行する。

附　則（平成26年４月１日施行）

この要綱は、平成26年４月１日から施行する。

附　則（平成27年４月１日施行）

この要綱は、平成27年４月１日から施行する。

附　則（平成28年４月１日施行）

この要綱は、平成28年４月１日から施行する。

附　則（平成29年４月１日施行）

この要綱は、平成29年４月１日から施行する。

附　則（平成30年４月１日施行）

この要綱は、平成30年４月１日から施行する。

附　則（平成30年11月30日施行）

この要綱は、平成30年11月30日から施行する。

附　則（平成31年４月１日施行）

この要綱は、平成31年４月１日から施行する。

附　則（令和２年４月１日施行）

この要領は、令和２年４月１日から施行する。

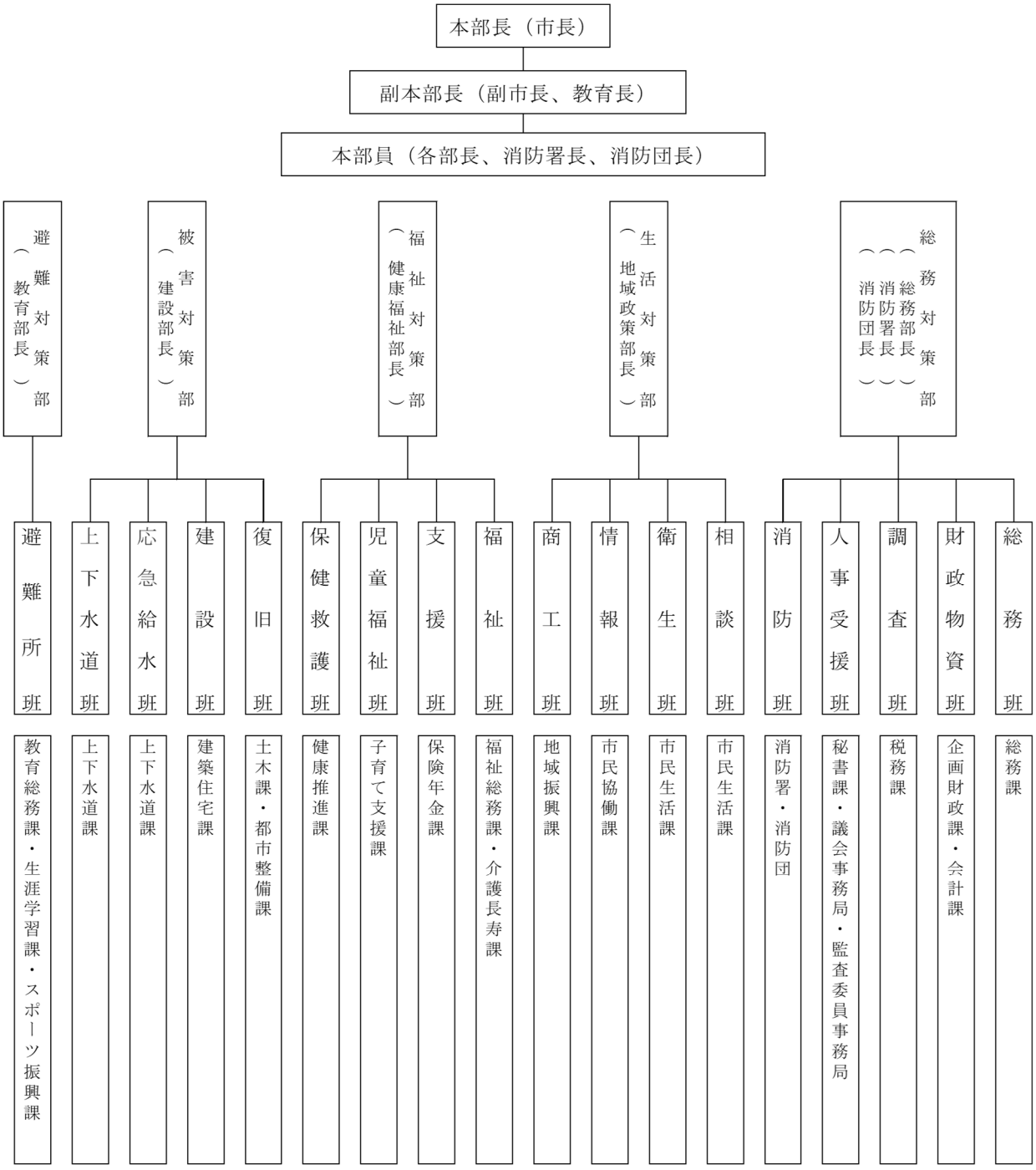
附　則（令和４年４月１日施行）

この要領は、令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和６年２月15日施行）

この要領は、令和６年２月 15 日から施行する。

３　野々市市災害対策本部組織系統図



４　野々市市災害対策本部組織及び業務分掌

別表第１（第２条関係）

本 部 長　市長
副本部長　副市長、教育長
本部要員　総務部長、地域政策部長、健康福祉部長、建設部長、教育部長、消防署長、消防団長

部名	部長	班名	班長	分　掌　事　項
総務対策部	総務部長	総務班	総務課長	1 災害対策本部の庶務に関すること。
				2 本部長の命令伝達に関すること。
				3 災害応急対策全般の調整及び連絡に関すること。
				4 県本部及び関係機関との連絡調整に関すること。
				5 消防団の出動に関すること。
				6 本部長の特命事項に関すること。
				7 災害情報の総括的受信及び伝達に関すること。
				8 被災地の地域安全及び交通対策に関すること。
				9 ヘリポートの設置に関すること。
				10 市有財産及び市施設の災害対策に関すること。
				11 公共施設その他施設の災害のための使用に関すること。
				12 本部用車両の確保及び燃料の確保に関すること。
		財政物資班	企画財政課長 会計課長	1 災害対策本部の設営に関すること。
				2 食料の確保に関すること。
				3 食料の配給及び炊出しに関すること。
				4 衣料等救助物資の確保及び配給に関すること。
				5 被災者に対する見舞品等の受付及び配分に関すること。
				6 必要な物資の確保に関すること。
				7 輸送に関すること。
				8 災害予算その他財政に関すること。
				9 被災者に対する復旧資金に関すること。
				10 災害活動の出納に関すること。
				11 援助及び義援金の取り扱いに関すること。
		調査班	税務課長	1 被害調査に関すること。
				2 災害の写真撮影、災害資料の収集等に関すること。
				3 災害記録に関すること。
				4 災害状況報告及び要請資料の作成に関すること。
				5 罹災証明（火災以外に係るものに限る。）の発行に関すること。
				6 被害に伴う市税の減免及び徴収猶予に関すること。
		人事受援班	秘書課長議会事務局長 監査委員事務局長	1 本部長及び副本部長の秘書に関すること。
				2 災害視察者等の対応に関すること。
				3 議員の調査及び連絡に関すること。
				4 職員の動員及び派遣に関すること。
				5 人員の配置及び待遇に関すること。
				6 各部の応援に関すること。
				7 他機関への派遣要請及び受援体制の確立に関すること。
	消防署長 消防団長	消防班	消防署副署長 消防団副団長	1 災害活動に伴う職員及び団員の事故調査並びに応急救護に関すること。
				2 危険物施設等の監視、警戒及び応急処置に関すること。
				3 消防部隊の運用に関すること。
				4 自主防災組織等の連絡調整に関すること。
				5 罹災証明（火災に係るものに限る。）の発行に関すること。
				6 水、火災等の警戒防御に関すること。
				7 人命の救出及び救助、傷病者の応急手当、搬送並びに行方不明者の捜索に関すること。
				8 災害情報の収集及び報告に関すること。
				9 避難の勧告及び指示の伝達、避難誘導並びに警戒巡回広報に関すること。
				10 消防部隊の災害活動の調査記録に関すること。

部名	部長	班名	班長	分　掌　事　項
生　活 対策部	地域政策 部長	相談班	市民生活課長	1　被災者の相談に関すること。
				2　安否情報の収集及び提供に関すること。
				3　遺体の火葬許可等に関すること。
				4　外国人の支援に関すること。
		衛生班	市民生活課長	1　防疫及び清掃に関すること。
				2　災害時における廃棄物処理に関すること。
		情報班	市民協働課長	1　気象情報等の受信及び伝達に関すること。
				2　広報に関すること。
				3　報道対応に関すること。
		商工班	地域振興課長	1　中小企業に対する災害融資に関すること。
				2　商工業関係の被害調査及び応急対策に関すること。
				3　文化会館の被害状況調査及び応急復旧に関すること
福　祉 対策部	健康福祉 部長	福祉班	福祉総務課長 介護長寿課長	1　避難行動要支援者の調査把握に関すること。
				2　要配慮者の支援に関すること。
				3　高齢者福祉関連施設の被害調査に関すること。
				4　障害者福祉関連施設の被害調査に関すること。
				5　日本赤十字社等との連絡調整に関すること。
				6　福祉避難所の開設及び運営に関すること。
				7　災害弔慰金等の支給に関すること。
				8　遺体の収容並びに遺体安置所の設置及び運営に関すること。
				9　ボランティアの対応に関すること。
		支援班	保険年金課長	1　被災者の治療費等の相談に関すること。
				2　福祉対策部各班の応援に関すること。
		児童福祉 班	子育て支援課 長	1　児童福祉施設等の被害調査及び応急対策に関すること。
				2　被災児の支援に関すること。
				3　福祉対策部及び避難対策部の応援に関すること。
		保健救護 班	健康推進課長	1　被災者の医療救護及び救護所の設置に関すること。
				2　石川中央保健福祉センター、医療機関等の連絡調整に関すること。
				3　救急用医薬品及び衛生資材の確保及び配給に関すること。
				4　助産に関すること。
				5　被災者の健康管理に関すること。
				6　心のケア活動に関すること。
				7　要配慮者の支援協力に関すること。

部名	部長	班名	班長	分　掌　事　項
被　害 対策部	建設部 長	復旧班	土木課長 都市整備課長	1　道路、橋りょう、河川等の被害調査及び応急復旧に関すること。
				2　交通不能箇所の調査、応急対策等に関すること。
				3　緊急輸送道路及び災害復旧優先道路の確保に関すること。
				4　応急復旧対策に要する土木機械、資材等の調達に関すること。
				5　道路の除雪に関すること。
				6　水防に関すること。
				7　災害復興都市計画に関すること。
				8　農産物等の被害調査及び指導に関すること。
				9　農地及び農業用施設の被害調査及び応急対策に関すること。
				10　農業災害補償に関すること。
		建設班	建築住宅課長	1　被災建築物の応急危険度判定に関すること。
				2　応急仮設住宅の建築及び住宅応急修理に関すること。
				3　市営住宅の入居及び応急修理に関すること。
				4　応急仮設住宅の入居者の選考に関すること。
				5　被災建築物の復旧対策に関すること。
		応急給水班	上下水道課長	1　飲料水の確保及び供給に関すること。
				2　応急給水計画及び復旧計画に関すること。
				3　給水に関する応援要請に関すること。
		上下水道班	上下水道課長	1　上下水道施設の被害調査及び復旧に関すること。
				2　上下水道施設に関する応援要請に関すること。
避　難 対策部	教育部長	避難所班	教育総務課長 生涯学習課長 スポーツ振興課長	1　教育施設等における避難所の開設及びその運営に関する　こと　。
				2　教育施設の被害状況調査に関すること。
				3　教育施設の応急復旧に関すること。
				4　応急教育に関すること。
				5　被災児童生徒の支援に関すること。
				6　学用品、教科書等の調達配分に関すること。
				7　文化財及び社会教育施設の保全に関すること。
				8　学校の奉仕活動の連絡及び調整に関すること。

５　野々市市災害対策本部腕章及び標旗

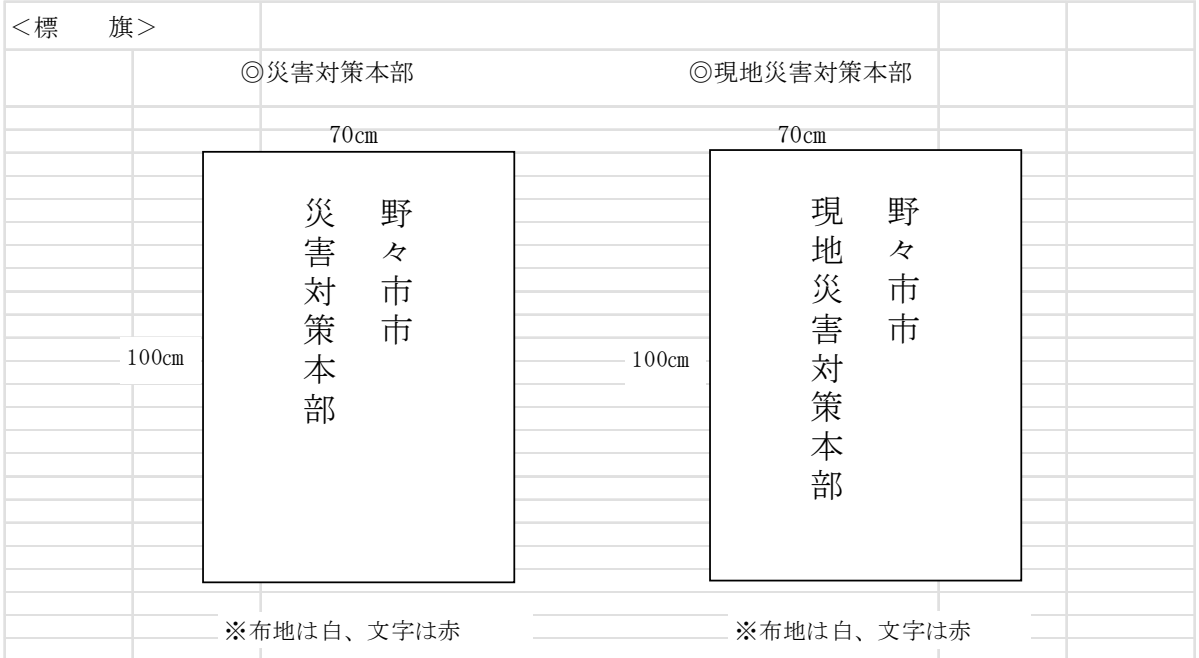
別表第２（第２条関係）

野々市市災害対策本部腕章及び標旗

＜腕　　章＞



＜標　　旗＞



６　配備基準〔１〕災害（地震を除く）発生時の配備体制

別表第３（第５条関係）

災害（地震を除く。）発生時の配備体制は、次のとおりとする。

（１）災害対策本部設置前

配備体制	動員基準	動員対象者	配備内容
注意配備体制	次の注意報が本市に発表されたとき。 ア　大雨注意報 イ　洪水注意報 ウ　強風注意報 エ　大雪注意報 オ　風雪注意報	水防実施計画又は道路除雪実施計画に定められた職員	情報収集及び連絡活動が円滑に行い得る体制
警戒配備体制	次の警報が本市に発表されたとき。 ア　大雨警報（浸水害） イ　洪水警報 ウ　暴風警報 エ　大雪警報 オ　暴風雪警報		注意配備体制を強化し、災害応急対策の実施に備える体制
非常配備体制	災害による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害対策本部の設置に備えて市長が必要と認めたとき。		災害対策連絡会議を開催し、情報収集及び分析を行い、災害対策本部の設置に備える体制

備考　特別警報が発表された場合は、災害対策本部体制となる。

（２）災害対策本部設置後

災害対策本部を設置したときの災害対策本部員の配備基準は、おおむね次の基準に従って、災害の種類、規模、経過時間等により、市長が決定する。

ア　時系列活動区分

配備体制	期間	職員の配置	活動内容
初動体制	発災～数日間程度	職員の所属課を越えて、組織を横断的に活用し、人命救助等に迅速に対応できる職員の配置とする。	市民の生命、身体及び財産を保護し、消火、救出救護、避難者の受け入れ等に総力を集中する体制とする。
応急体制	数日後～１週間程度	職員の所属部を基本として、課の所属を越えて、業務の優先度に応じて職員を流動的に配置する。	市民の安全を確保するとともに、ライフラインの復旧並びに食料等生活物資の確保及び供給を行い、市民生活の安定を図る活動を実施する体制とする。
復旧体制	１週間程度以降	一部の業務を除き、所属課の業務分担に基づき、職員を配置する。	市民の日常生活再建に向けての活動を実施する体制とする。

イ　初動体制

初動体制については、各部長が責任者となる初動班を編成し、所属を越えて職員を配置することで、人命救助など業務の優先度に応じて、従事する人数を調整することができる柔軟な体制とする。

初動班	班長	業務
総務対策部 情報救助班	総務部長	1　災害対策本部の設営 2　配置職員の把握 3　被害情報収集及び調査 4　救出救助活動 5　物資の調達 6　物資の配布 7　救援物資の受入れ
生活対策部 市民対応班	地域政策部長	1　広報活動 2　市民対応 3　被災者相談
福祉対策部 安否確認班	健康福祉部長	1　避難行動要支援者の安否確認 2　救護活動
被害対策部 応急復旧班	建設部長	1　道路の応急復旧 2　緊急輸送路等の確保 3　上下水道の応急復旧 4　応急給水の実施
避難対策部 避難所班	教育部長	1　避難所の開設 2　避難所の運営 3　避難者の把握

７　配備基準〔２〕地震発生時の配備体制

地震発生時等の配備体制は、次のとおりとする。

（１）職員動員

配備体制	動員基準	動員対象者	配備内容
注意配備体制	本市において震度３の地震が発生したとき。	防災担当職員	情報連絡活動が円滑に行える体制 ・被害情報の収集 ・警察、消防及び病院との連絡 ・県との連絡
警戒配備体制	本市において震度４の地震が発生したとき。	部課（局）長 防災担当職員 広報担当職員 施設所管課職員	情報連絡活動が円滑に行える体制かつ災害対策本部の設置に備える体制 ・被害情報の収集 ・市有施設の被害状況の把握 ・必要に応じて、災害対策連絡会議の開催 ・警察、消防等との連絡 ・県との連絡
災害対策本部体制	本市において震度５弱以上の地震が発生したとき。	全職員 各部長が責任者となる初動班を編成し、迅速な初動体制を確立する。	市の全機構をあげて災害対策に総力を集中する体制 ・災害対策本部の設置 （災害対策本部会議開催） ・避難所の開設

（２）震度４以上の地震が発生した場合の職員区分別の業務内容

区分	内容
市長・副市長・教育長	災害対策連絡会議が開催される場合は、会議の構成員となる。
部長	災害対策連絡会議の開催を検討する。 災害対策連絡会議が開催される場合は、会議の構成員となる。
課（局）長	施設所管課においては、所管施設の利用者及び被害状況を部長に報告する。 その他の課においては、必要に応じて、所属職員の参集を指示する。
その他の職員	所属長の指示に従い、指示された業務につく。

（３）震度５弱以上の地震が発生した場合の事務分掌

区分	内容
市長・副市長・教育長	災害対策本部が設置された場合は、本部長・副本部長となる。
部長	初動体制にあっては、初動班の班長となる。 災害対策本部員となる。
課（局）長	原則として各対策班の班長となる。
その他の職員	初動体制にあっては、所属課に関係なく、初動班長の指示に従い、指示された業務につく。

ア　時系列活動区分

配備体制	期間	職員の配置	活動内容
初動体制	発災～数日間程度	職員の所属課を越えて、組織を横断的に活用し、人命救助等に迅速に対応できる職員の配置とする。	市民の生命、身体及び財産を保護し、消火・救出救護、避難者の受け入れ等に総力を集中する体制とする。
応急体制	数日後～１週間程度	職員の所属部を基本として、課の所属を越えて、業務の優先度に応じて職員を流動的に配置する。	市民の安全を確保するとともに、ライフラインの復旧並びに食料等生活物資の確保及び供給を行い、市民生活の安定を図る活動を実施する体制とする。
復旧体制	１週間程度以降	一部の業務を除き、所属課の業務分担に基づき、職員を配置する。	市民の日常生活再建に向けての活動を実施する体制とする。

イ　初動体制

初動体制については、各部長が責任者となる初動班を編成し、所属を越えて職員を配置することで、人命救助など業務の優先度に応じて、従事する人数を調整することができる柔軟な体制とする。

初動班	班長	業務
総務対策部 情報救助班	総務部長	1　災害対策本部の設営 2　配置職員の把握 3　被害情報収集及び調査 4　救出救助活動 5　物資の調達 6　物資の配布 7　救援物資の受入れ
生活対策部 市民対応班	地域政策部長	1　広報活動 2　市民対応 3　被災者相談
福祉対策部 安否確認班	健康福祉部長	1　避難行動要支援者の安否確認 2　救護活動
被害対策部 応急復旧班	建設部長	1　道路の応急復旧 2　緊急輸送路等の確保 3　上下水道の応急復旧 4　応急給水の実施
避難対策部 避難所班	教育部長	1　避難所の開設 2　避難所の運営 3　避難者の把握

第２節　防災会議

１　野々市市防災会議条例

野々市市防災会議条例

昭和 37 年 10 月１日
条例第３号
改正　昭和 56 年９月 30 日条例第９号
平成 10 年３月 17 日条例第６号
平成 12 年３月 23 日条例第１号
平成 17 年３月 23 日条例第３号
平成 23 年 12 月 19 日条例第 26 号
平成 24 年９月 26 日条例第 30 号

（目的）

第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第６項の規定に基づき、野々市市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

（所掌事務）

第２条　防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

（１）　野々市市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。

（２）　市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

（３）　前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。

（４）　前３号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

（会長及び委員）

第３条　防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

２　会長は、市長をもって充てる。

３　会長は、会務を総理する。

４　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

５　委員は、次に掲げる者をもって充てる。

（１）　指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者

（２）　石川県警察の警察官のうちから市長が任命する者

（３）　石川県知事の部内の職員のうちから市長が任命する者

（４）　市長がその部内の職員のうちから指名する者

（５）　教育長

（６）　白山野々市広域消防本部野々市消防署長及び消防団長

（７）　指定公共機関又は指定地方公共機関のうちから市長が任命する者

（８）　前各号に掲げる者のほか、市長が必要があると認め任命する者

６　委員の定数は、20 人以内とする。

７　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
８　委員は、再任されることができる。
（専門委員）
第４条　防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。
２　専門委員は、関係地方行政機関の職員、石川県の職員、市の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。
３　専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
（補則）
第５条　この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附　則

この条例は、昭和 37 年 10 月１日から施行する。

附　則（昭和 56 年条例第９号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成 10 年条例第６号）

この条例は、平成 10 年４月１日から施行する。

附　則（平成 12 年条例第１号）抄

（施行期日）
１　この条例は、平成 12 年４月１日から施行する。

附　則（平成 17 年条例第３号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の野々市町防災会議条例の規定は、平成 17 年２月１日から適用する。

附　則（平成 23 年条例第 26 号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の野々市市防災会議条例の規定は、平成 23 年 11 月 11 日から適用する。

附　則（平成 24 年条例第 30 号）

この条例は、公布の日から施行する。

２　野々市市防災会議委員（構成団体）名簿

令和８年１月現在

番号	区　分	委員選出項目	委員を構成する関係機関及び長
	会　長		野々市市長
1	委　員	１　号	国土交通省北陸地方整備局金沢河川国道事務所加賀国道維持出張所長
2	委　員	１　号	北陸農政局石川県拠点総括農政推進官
3	委　員	１　号	金沢地方気象台台長
4	委　員	２　号	白山警察署署長
5	委　員	３　号	石川土木総合事務所所長
6	委　員	３　号	石川中央保健福祉センター次長兼企画調整課長
7	委　員	４　号	野々市市健康推進課長
8	委　員	５　号	野々市市教育長
9	委　員	６　号	白山野々市広域事務組合野々市消防署長
10	委　員	６　号	野々市市消防団団長
11	委　員	７　号	北陸鉄道株式会社取締役総務部担当役員
12	委　員	７　号	北陸電力株式会社執行役員石川支店長
13	委　員	７　号	日本郵便株式会社新金沢郵便局長
14	委　員	７　号	西日本電信電話株式会社北陸支店設備部長
15	委　員	８　号	野々市市医師会会長
16	委　員	８　号	金沢工業大学建築学部建築学科講師
17	委　員	８　号	野々市市連合町内会会長
18	委　員	８　号	野々市市女性協議会会長
19	委　員	８　号	野々市市民生委員児童委員協議会副会長
20	委　員	８　号	金沢脳神経外科病院看護部副部長

３　野々市市防災会議運営規程

昭 和 61 年 4 月 1 日
野々市町防災会議公表第１号

（目的）
第１条　この規程は、野々市市防災会議条例（昭和 37 年野々市町条例第３号。以下「条例」という。）第５条の規定に基づき、野々市市防災会議（以下「防災会議」という。）の運営に関し必要な事項を定める。
（会議）
第２条　防災会議は、会長が招集し、その議長となる。
２　防災会議の議事は、出席議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
第３条　防災会議は、毎年度の当初に開くほか、災害の発生その他により、会長が必要があると認めたときは、これを開くことができる。
２　委員は、防災会議の必要があると認めたときは、会長に防災会議の招集を求めることができる。
第４条　前２条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項の決定が急を要すると認める場合は、関係ある委員と協議して、その事項を決定することができる。
（１）緊急事態が発生し、防災会議を開くいとまがないとき。
（２）決定を要する事項が一部の特定機関にのみ関係のある事項で、早急の措置を要するとき。
２　会長は、前項の規定による決定をしたときは、次回の防災会議にその旨を報告しなければならない。
３　軽易な事項は、会長が処理することができる。
（事務局）
第５条　防災会議の事務を処理させるため、総務課に事務局を置く。
（異動等の報告）
第６条　条例第３条第５項に規定する委員（第４号委員、第５号委員を除く。）に異動があった場合は、後任者は、その役職名、氏名及び異動年月日を直ちに会長に報告しなければならない。
（その他）
第７条　この規程に定めるもののほか、防災会議の運営に関し必要な事項は、防災会議に諮って決定する。

附　則
この規程は、公表の日から施行する。
附　則
この規程は、平成 17 年１月１日から施行する。
附　則
この規程は、平成 23 年 11 月 11 日から施行する。

第３節　被災・罹災、見舞い等

１　野々市市災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和49年10月１日条例第25号

改正

昭和50年４月９日条例第12号
昭和53年７月21日条例第16号
昭和56年９月30日条例第10号
昭和57年12月25日条例第26号
平成18年３月22日条例第８号
平成23年９月26日条例第15号
平成31年３月25日条例第６号
令和２年３月26日条例第８号

野々市市災害弔慰金の支給等に関する条例

（趣旨）

第１条　この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）に基づき、災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給、災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に対する災害障害見舞金の支給及び災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けに関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　災害　暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。

（２）　市民　災害により被害を受けた当時、本市の区域内に住所を有した者をいう。

（災害弔慰金の支給）

第３条　市は、市民が令第１条に規定する災害（以下この条から第10条までにおいて「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

（災害弔慰金を支給する遺族）

第４条　災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第３条第２項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

（１）　死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。

（２）　前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア　配偶者

イ　子
ウ　父母
エ　孫
オ　祖父母

（３）　死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

２　前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

３　遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前２項の規定により難いときは、前２項の規定にかかわらず、第１項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。

４　前３項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が２人以上あるときは、その１人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

（災害弔慰金の額）

第５条　災害により死亡した者１人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に第９条に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

（死亡の推定）

第６条　災害の際現にその場にいあわせた者についての死亡の推定については、法第４条の規定によるものとする。

（支給の制限）

第７条　災害弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

（１）　当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合

（２）　令第２条に規定する場合

（３）　災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、市長が支給を不適当と認めた場合

（支給の手続）

第８条　市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

２　市長は、災害弔慰金の支給に関し、遺族に対して必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

（災害障害見舞金の支給）

第９条　市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

（災害障害見舞金の額）

第10条　障害者１人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

（準用規定）

第11条　第７条及び第８条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

（災害援護資金の貸付け）

第12条　市は、令第３条に規定する災害（以下「災害」という。）により、法第10条第１項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し､その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

２　前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第１項に規定する要件に該当するものでなければならない。

（災害援護資金の限度額等）

第13条　災害援護資金の１災害における１世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

（１）　療養に要する期間がおおむね１月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア　家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね３分の１以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合　1,500,000円

イ　家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合　2,500,000円

ウ　住居が半壊した場合　2,700,000円

エ　住居が全壊した場合　3,500,000円

（２）　世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア　家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合　1,500,000円

イ　住居が半壊した場合　1,700,000円

ウ　住居が全壊した場合（エの場合を除く。）　2,500,000円

エ　住居の全体が滅失し、又は流失した場合　3,500,000円

（３）　第１号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には､「2,700,000円」とあるのは「3,500,000円」と、「1,700,000円」とあるのは「2,500,000円」と、「2,500,000円」とあるのは「3,500,000円」と読み替えるものとする。

２　災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち３年（令第７条第２項括弧書の場合は、５年）とする。

（保証人及び利率）

第14条　災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

２　災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年３パーセント以内で規則で定める率とする。

３　第１項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第９条の違約金を包含するものとする。

（償還等）

第15条　災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

２　償還方法は、元利均等償還とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

３　償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第１項及び第16条並びに令第８条、第９条及び第12条の規定によるものとする。

（規則への委任）

第16条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行し、昭和49年４月１日から適用する。

附　則（昭和50年条例第12号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和53年条例第16号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第５条の規定は昭和53年１月14日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第１項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附　則（昭和56年条例第10号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第５条の規定は昭和55年12月14日以後に生じた災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第１項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附　則（昭和57年条例第26号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第９条、第10条及び第11条の規定は、昭和57年７月10日以後に生じた災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附　則（平成18年条例第８号）

この条例は、平成18年４月１日から施行し、この条例による改正後の野々市町災害弔慰金の支給等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第５条の規定は平成18年４月１日以降に生じた災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の条例第10条の規定は当該災害により負傷し、又は疾病にかかった町民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の条例第13条第１項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護金の貸付けについて適用する。

附　則（平成23年条例第15号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の第４条第１項の規定は、平成23年３月11日以後に生じた災害により死亡した町民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

附　則（平成31年条例第６号）

この条例は、平成31年４月１日から施行する。

附　則（令和２年３月26日条例第８号）

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の野々市市災害弔慰金の支給等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第14条及び第15条第１項の規定は、平成31年４月１日から適用する。

（経過措置）

２　改正後の条例第14条の規定は、平成31年４月１日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

２　野々市市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

昭和49年10月１日規則第６号

改正

昭和57年12月25日規則第16号
平成18年３月22日規則第４号
平成28年３月31日規則第７号
平成31年３月26日規則第７号
令和２年３月26日規則第15号
令和３年12月14日規則第19号

野々市市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

（趣旨）

第１条　この規則は、野々市市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年野々市町条例第25号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（災害弔慰金の支給手続）

第２条　市長は、条例第３条の規定により災害弔慰金を支給するときは、あらかじめ災害弔慰金支給調査票（別記様式第１号）による調査を行うものとする。

（必要書類の提出）

第３条　市長は、本市の区域外で死亡した市民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

２　市長は、市民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

（災害障害見舞金の支給手続）

第４条　市長は、条例第９条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、あらかじめ災害障害見舞金支給調査票（別記様式第２号）による調査を行うものとする。

（必要書類の提出）

第５条　市長は、本市の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった市民に対し、負傷し、又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

２　市長は、障害者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書（別記様式第３号）を提出させるものとする。

（災害援護資金の借入れの申込み）

第６条　条例第12条の規定により災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、借入申込書（別記様式第４号）を市長に提出しなければならない。

２　借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

（１）　世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては、医師の療養見込期間及び療養概算

額を記載した診断書

（２）　被害を受けた日の属する年の前年（当該被害を１月から５月までの間に受けた場合にあっては前々年とする。以下この号において同じ。）において、他の市町村に居住していた借入申込者にあっては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書

（３）　その他市長が必要と認めた書類

３　借入申込者は、借入申込書をその者の被災の日の属する月の翌月１日から起算して３月を経過する日までに提出しなければならない。

（保証人を立てない場合の利率）

第６条の２　条例第14条第２項の規則で定める率は、年1.5パーセントとする。

（調査）

第７条　市長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかにその内容を検討の上、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

（貸付けの決定）

第８条　市長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付決定通知書（別記様式第５号）を借入申込者に交付するものとする。

２　市長は、借入申込者に対して、資金を貸し付けない旨を決定したときは、貸付不承認決定通知書（別記様式第６号）を借入申込者に交付するものとする。

（借用書の提出）

第９条　貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに借用書（保証人を立てる場合は、保証人の連署した借用書）（別記様式第７号）に、資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）の印鑑証明書（保証人を立てる場合は、借受人及び保証人の印鑑証明書）を添えて市長に提出しなければならない。

（貸付金の交付）

第10条　市長は、前条の借用書と引換えに貸付金を交付するものとする。

（償還の完了）

第11条　市長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

（繰上償還の申出）

第12条　借受人は、条例第15条第２項ただし書の規定により繰上償還をしようとするときは、繰上償還申出書（別記様式第８号）を市長に提出するものとする。

（償還金の支払猶予）

第13条　借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予申請書（別記様式第９号）を市長に提出しなければならない。

２　市長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払猶予承認通知書（別記様式第10号）を、当該借受人に交付するものとする。

３　市長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書（別記様式第11号）を、当該借受人に交付するものとする。

（違約金の支払免除）

第14条　借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、支払免除申請書（別記様式第12号）を市長に提出しなければならない。

２　市長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、支払免除承認通知書（別記様式第13号）を当該借受人に交付するものとする。

３　市長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、支払免除不承認通知書（別記様式第14号）を、当該借受人に交付するものとする。

（償還免除）

第15条　災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者(以下「償還免除申請者」という。）は、償還免除申請書（別記様式第15号）を、市長に提出しなければならない。

２　前項の申請書には、次に掲げる書類のうちいずれかを添えなければならない。

（１）　借受人の死亡を証する書類

（２）　借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

（３）　借受人が破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたことを証する書類

３　市長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、償還免除承認通知書（別記様式第16号）を当該償還免除申請者に交付するものとする。

４　市長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、償還免除不承認通知書（別記様式第17号）を当該償還免除申請者に交付するものとする。

（督促）

第16条　市長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状（別記様式第18号）を発行するものとする。

（氏名又は住所の変更届等）

第17条　借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人は、速やかに氏名等変更届（別記様式第19号）を市長に提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代ってその旨を届け出るものとする。

（補則）

第18条　この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手続について必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和57年規則第16号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第４条及び第５条の規定は、昭和57年７月10日以後に生じた災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附　則（平成18年規則第４号）

この規則は、平成18年４月１日から施行する。

附　則（平成28年規則第７号）

（施行期日）

１　この規則は、平成28年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附　則（平成31年規則第７号）

この規則は、平成31年４月１日から施行する。

附　則（令和２年３月26日規則第15号）

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の野々市市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）第６条の２及び第９条の規定は、平成31年４月１日から適用する。

（経過措置）

２　新規則第６条の２の規定は、平成31年４月１日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附　則（令和３年12月14日規則第19号抄）

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この規則による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

３　この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

３　野々市市罹災証明書等交付要綱

令和３年３月31日告示第71号

野々市市罹災証明書等交付要綱

野々市市災害等に係る罹災証明事務処理要綱（平成９年４月１日施行）の全部を改正する。

（趣旨）

第１条　この要綱は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第２条第１号に規定する災害（火災を除く。）によって生じた被害（以下「罹災」という。）の状況に対する証明書（以下「証明書」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

（証明書の種類）

第２条　証明書の種類は、次のとおりとする。

（１）　罹災証明書　罹災した住家（現に居住のために使用している建物をいう。以下同じ。）について、法第90条の２第１項に基づく被害の程度を証明するもの

（２）　被災証明書　罹災した住家以外の建物又は建物以外の不動産若しくは動産について、被害の事実を証明するもの

（証明書の交付申請）

第３条　証明書の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、罹災・被災証明交付（再調査）申請書（別記様式第１号。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、申請者が申請書を提出しないことについて、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

（１）　罹災状況が確認できる写真

（２）　罹災した場所の位置図

（３）　前２号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

２　前項の規定にかかわらず、申請者がやむを得ない理由により、自ら申請することができないときは、委任の旨を証する書面を添えて代理人が申請することができる。

（証明書の交付）

第４条　市長は、前条の規定により申請書の提出（前条第１項ただし書の規定により市長が申請書の提出を免除した場合を含む。）があったときは、その内容を調査し、罹災・被災証明書（別記様式第２号）を申請者に交付するものとする。

（再調査）

第５条　前条の規定により証明書の交付を受けた者が、当該証明書により証明された罹災の程度について、相当の理由をもって修正を求めるときは、市長に対し、再調査を申請することができる。

２　前項の規定により再調査の申請を行う者は、申請書に当該証明書を添付して市長に提出しなければならない。ただし、証明書交付後、新たな事象により被災の規模に変化があった場合は、この限りでない。

３　市長は、第１項の規定による申請があり、再調査の必要があると認めるときは、罹災状況

等の再調査を実施する。

４　市長は、前項の再調査により既に証明した事項を修正する必要があると認めるときは、第１項の申請を行った者に対し、当該証明書の交付に代えて、内容を修正した証明書を交付しなければならない。

５　市長は、第３項の再調査により既に証明した事項を修正する必要がないと認めるときは、第１項の申請を行った者に対し、文書等によりその旨を通知し、当該証明書を返還するものとする。

（手数料）

第６条　証明書の交付に係る手数料は、野々市市手数料条例（平成12年野々市町条例第２号）第５条第４号の規定により免除する。

（補則）

第７条　この要綱に定めるもののほか、証明書の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この告示は、公表の日から施行する。

別記様式第１号（第３条、第５条関係）

罹災・被災証明交付（再調査）申請書

野々市市長　宛　　年　月　日

申請者	(フリガナ) 氏　名			
	住　所	TEL　（　）		
罹災者	(フリガナ) 氏　名	□申請者と同じ		
	住　所	□申請者と同じ TEL　（　）		
罹災・被災年月日	年　月　日	原因		
罹災・被災場所等	所在地：野々市市			
	□ 住　家（持家、借家） □ 非住家（貸家、別荘、空家、事務所、店舗、倉庫等） □ 住家兼非住家（１階が店舗や倉庫、２階が住居等）			
	□ 建物以外の不動産・動産（カーポート、塀、物置、家具等） ※建物以外の不動産・動産については、被災証明書の発行になります。			
物件との関係	□ 所有　□ 管理　□ 占有　□ その他（　）			
被害状況等	被害箇所	□ 基礎　□ 屋根　□ 壁　□ 天井　□ 居室内浸水		
	(被害内容)			
証明書使用目的	□ 保険請求　□ 会社提出　□ 被災者支援制度 □ その他（　）		証明書必要枚数	通
証明書の種類	□ 罹災証明書（被害程度の判定あり） □ 被災証明書（被害認定の現場調査を行わず、写真等で被災を判定するため、被害程度の判定なし）			

罹災者又は同一世帯の親族以外の方が申請者の場合は、以下の委任状が必要です。

委任状（本人が自署できない場合のみ、代筆者欄をご記入ください。）
申請者を罹災者(被災者)の代理人と認め、申請に関する権限を委任いたします。 年　月　日 委任者（罹災者等）　住　所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 代筆者氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（続柄：　）

※裏面

罹災・被災証明書の説明を記載すること

申請時の添付書類を記載すること

被害程度の例について説明すること

別記様式第２号（第４条関係）

罹災・被災証明書

罹災者(被災者)住所	
罹災者(被災者)氏名	

罹災(被災)原因	年　　月　　日の　　による

被害物件の所在地	
被害物件	
住家※被害の程度	□全壊　□大規模半壊　□中規模半壊 □半壊　□準半壊　□準半壊に至らない（一部損壊）

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)

住家以外の被害状況	

以上、相違ないことを証明します。

年　　月　　日

野々市市長　　㊞

第４節　その他

１　野々市市防災行政無線管理運用規程

制　　定　平成 27 年野々市市告示第 22 号
（平成 27 年３月 18 日）

（目的）
第１条　この規程は、野々市市が設置する防災行政無線局について、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）等の諸法令に基づき、効率的な運用を図るとともに野々市市における防災、応急救助及び災害復旧に関する義務を遂行するために使用することを主たる目的とする。
（定義）
第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。
（１）無線局　無線設備及び通信取扱者の総体
（２）無線設備　親局、補助局、屋外拡声子局、車載局、携帯局及びその附帯設備を含めた通信システム
（３）親局　同報系の放送及び移動系の通信を統括する無線設備
（４）補助局　親局と同等の機能を有し、同報系の放送及び移動系の通信を統括する無線設備
（５）屋外拡声子局　屋外に設置することで広範囲に情報を伝達する放送機能及び親局、補助局、車載局並びに携帯局との通信機能を持った無線設備
（６）車載局　車両に設置し、陸上を移動中又はその特定しない地点で通信する無線設備
（７）携帯局　携帯が可能であり、陸上を移動中又はその特定しない地点で通信する無線設備
（８）通信取扱者　無線設備の操作を行う者
（９）同報系　屋外拡声子局を介して住民等に対し音声又はサイレンによって直接・同時に情報を伝えるための放送
（10）移動系　親局、補助局、屋外拡声子局、車載局及び携帯局との間で行う通信
（設置）
第３条　無線局の種別、名称、設置場所及び呼出符号は、別表のとおりとする。
（使用の原則）
第４条　防災行政無線局は、災害予防、災害応急対策、災害復旧等のための通信に使用するものであるが、平常時は行政事務の効率的な執行に使用するものであり、これを濫用してはならない。
（総括管理者）
第５条　無線設備に総括管理者を置く。
２　総括管理者は、無線設備の運用管理の業務を総括し、管理責任者を指揮監督する。
３　総括管理者は、市長の職にある者をもって充てる。
（管理責任者）
第６条　無線設備に管理責任者を置く。

２　管理責任者は、総括管理者の命を受け、無線設備の運用管理の業務を行うとともに、通信取扱者を指揮監督する。
３　管理責任者は、総務課長の職にある者をもって充てる。
（通信取扱者）
第７条　通信取扱者は、無線局の運用に携わる職員、消防署員及び消防団員とする。
２　総括管理者は、前項に規定する者のほか、次の各号のいずれかに定める者に無線局を使用させることができる。
（１）町内会長
（２）自主防災組織の代表者等
（３）前２号に定める者のほか、市長が必要と認めた者
（業務書類等の管理）
第８条　管理責任者は、無線業務日誌を管理保管しておく。
（放送の種類等）
第９条　放送の種類は、次に掲げるとおりとし、放送の方法は、放送の受信対象者及び放送主体を明らかにしたうえで、放送事項を簡潔明瞭にしなければならない。
（１）緊急一斉放送　市内全ての屋外拡声子局を一斉に呼び出し、最大出力で行う放送
（２）一般放送
ア　一斉放送　市内全ての屋外拡声子局を一斉に呼び出し行う放送
イ　グループ放送　あらかじめ設定したグループごとに屋外拡声子局を呼び出し行う放送
ウ　個別放送　特定の屋外拡声子局を呼び出し行う放送
エ　自局放送　屋外拡声子局の放送設備を用いて行う放送
（放送事項）
第10条　放送事項は、次に掲げるものとする。
（１）災害及び防災に関する情報
（２）災害における避難の指示等
（３）気象に関する予報及び警報
（４）国民保護に関する情報
（５）全国瞬時警報システムによる情報
（６）事件及び事故等で住民の生命に関わる緊急かつ重要な事項
（７）行方不明者及び不審者に関する情報
（８）市の広報に関する事項
（９）国、県その他公共機関からの依頼による広報
（10）前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めた事項
２　前項各号に掲げる事項のほか、無線設備の動作確認及び時刻の告知を目的として一定の時刻にメロディ放送を行う。
３　前２項の規定に関わらず、次の各号に定める事項については、放送してはならない。
（１）営利活動に関すること。
（２）政党活動又は政治活動に関すること。
（３）宗教活動に関すること。
（４）個人の用務に関すること。
（５）その他社会通念上好ましくないと認められる事項
（放送時間）
第11条　無線局により放送することができる時間は、午前６時から午後８時までとす

る。ただし、住民の身体、生命、財産等に危険を及ぼす災害その他緊急をようする事態が発生したとき、又はそのおそれがあると管理責任者が認めるときは、この限りではない。

２　放送は、簡潔明瞭に３分以内で行うものとする。

（放送の依頼方法）

第 12 条　無線局による放送を依頼しようとする者（以下「放送依頼者」という。）は、放送を希望する日の７日前の日（その日が野々市市の休日を定める条例（平成２年野々市町条例第 23 号）第１条第１項に規定する市の休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日の前において、その日に最も近い休日ではない日）までに、防災行政無線放送依頼書（別記様式）を管理責任者に提出しなければならない。ただし、当該放送が緊急を要するものであると管理責任者が認めるときは、この限りではない。

２　前項ただし書に規定する場合における放送の依頼は、口頭ですることができる。この場合において、放送依頼者は、放送の依頼後速やかに前項の防災行政無線放送依頼書を管理責任者に提出しなければならない。

３　管理責任者は、第１項又は前項の依頼を受けたときは、その内容が第 11 条の規定に適合するかを判断し、速やかに放送の可否を決定し、放送しないことを決定したときは、その旨を放送依頼者に通知するものとする。

４　放送依頼者は、管理責任者の指示に従って放送を行うものとする。

（放送の制限）

第 13 条　管理責任者は、災害の発生その他特に理由があると認めるときは、緊急を要するものではないと認める放送を制限することができる。

（通信の種類等）

第 14 条　通信の種類は、次に掲げるとおりとする。

（１）非常通信　非常事態が発生したときに行う通信

（２）至急通信　特に緊急を要するときに行う通信

（３）一斉通信　特定多数の無線局に対し、同時に行う通信

（４）一般通信　上記以外の通信で平常時に行う通信

（通信の取扱順位）

第 15 条　通信の優先順位は、非常通信、至急通信、一斉通信、一般通信の順とし、同一種類の通信は、受付の順位により取り扱うものとする。ただし、特別の事由があるときは、この限りでない。

（通信時間）

第 16 条　通信の時間は 24 時間とする。

２　通信は、簡潔明瞭に３分以内で行うものとする。

（開局及び閉局）

第 17 条　車載局及び携帯局は、これを開局し、又は閉局しようとするときは、その旨を親局又は補助局に通知するものとする。

（通信の統制）

第 18 条　管理責任者は、災害が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は必要があると認めた場合は、通信を統制することができる。

（秘密の保持）

第 19 条　無線局の事務に従事する者は、その業務上知り得た内容を他に漏らしてはならない。

（無線設備の保守点検）
第 20 条　無線設備の正常な機能維持を確保するため、定例的に保守点検を行う。
２　保守点検の責任者は、管理責任者とし、管理責任者は、通信取扱者に保守点検を行わせることができるものとする。
３　通信取扱者は、点検の結果、異常を発見したときは、直ちに管理責任者に報告するものとする。
４　管理責任者は、前項の規定により通信取扱者から報告を受けたときは、遅滞なく復旧に必要な措置をとるものとする。
５　無線局の各機器内部の故障修理、改修工事及び電気的試験を伴う保守点検は、専門業者に委託するものとする。
（放送及び通信訓練）
第 21 条　総括管理者は、災害発生に備え、通信機能の確認及び通信運用の習熟を図るため、毎年１回以上定期的に放送及び通信訓練を行うものとする。
２　前項の通信訓練は、住民等への警報、通報等の伝達訓練を重点として行うものとする。
（研修）
第 22 条　管理責任者は、毎年１回以上通信取扱者等に対して、法令及び管理運営規程並びに無線機の取扱要領等の研修を行うものとする。
（その他）
第 23 条　この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附　則
この規程は、平成 27 年４月１日から施行する。
附　則
この規程は、平成 29 年２月１日から施行する。

別表（第３条関係）

種別	名称	設置場所	呼出符号
親局	野々市市役所	三納１丁目１番地	本部
補助局	野々市市役所	三納１丁目１番地	本部
	野々市消防署	本町５丁目 83 番地	野々市消防署
屋外拡声子局	野々市市役所	三納１丁目１番地	市役所（001）
	あやめ公園	御経塚３丁目 520 番地	あやめ（002）
	ふるさと歴史館	御経塚１丁目 182 番地	御経塚（003）
	野々市駅南口	二日市３丁目７番地	野々市駅（004）
	御園小学校	稲荷４丁目 128 番地	御園小（005）
	布水中学校	押野２丁目 100 番地	布水中（006）
	押野中央公園	押野１丁目 339 番地	押野（007）
	館野小学校	押野３丁目 71 番地	館野小（008）
	防災コミュニティセンター	本町１丁目２番 50 号	本町一丁目（009）
	高橋町せせらぎ公園	高橋町 155 番地１他	高橋町（010）
	野々市工大前駅	本町２丁目７番地	工大前駅（011）
	野々市小学校	本町５丁目３番１号	野々市小（012）
	稲荷公園	稲荷２丁目 104 番地	稲荷（013）
	徳用つばき公園	徳用３丁目 338 番地	徳用（014）
	郷公民館	田尻町 94 番地	郷公民館（015）
	柳町集会所	柳町 24 番地 3	柳町（016）
	野々市市民体育館	下林３丁目 97 番地	市民体育館（017）
	野々市中学校	三納３丁目１番地	野々市中（018）
	菅原小学校	菅原町 20 番１号	菅原小（019）
	清金公園	清金３丁目 124 番地	清金三丁目（020）
	清金一丁目	清金１丁目 23 番地先	清金一丁目（021）
	富陽小学校	中林５丁目 70 番地	富陽小（022）
	粟田公民館	粟田２丁目 124 番地	粟田（023）
	新庄ひばり公園	新庄５丁目 101 番地	新庄三丁目（024）
	中林倶楽部	中林２丁目 73 番地	中林（025）
	ラフォーレ末松	末松２丁目 500 番地	末松（026）
	野々市南部公園	上林４丁目 665 番地	南部公園（027）
	新庄東公園	新庄１丁目 245 番地	新庄一丁目（028）

種別	設置場所名称	設置場所	呼出符号
車載局	第１分団ポンプ車	本町２丁目 17 番 10 号	１分団ポンプ車（501）
	第１分団積載車	本町２丁目 17 番 10 号	１分団積載車（502）
	第２分団ポンプ車	中林５丁目 30 番地１	２分団ポンプ車（503）
	第２分団積載車	中林５丁目 30 番地１	２分団積載車（504）
	第３分団ポンプ車	田尻町 96 番地 14	３分団ポンプ車（505）
	第３分団積載車	田尻町 96 番地 14	３分団積載車（506）
	第４分団ポンプ車	押野２丁目 313 番地２	４分団ポンプ車（507）
	第４分団積載車	押野２丁目 313 番地２	４分団積載車（508）
	第５分団積載車	本町２丁目 17 番 10 号	第５分団（509）
携帯局	野々市市役所	三納１丁目１番地	携帯１（301）
	野々市市役所	三納１丁目１番地	携帯２（302）
	野々市市役所	三納１丁目１番地	携帯３（303）
	野々市市役所	三納１丁目１番地	携帯４（304）
	野々市市役所	三納１丁目１番地	携帯５（305）
	野々市市役所	三納１丁目１番地	携帯６（306）
	野々市市役所	三納１丁目１番地	携帯７（307）
	野々市市役所	三納１丁目１番地	携帯８（308）
	野々市市役所	三納１丁目１番地	携帯９（309）
	野々市消防署	本町５丁目 83 番地	野々市消防署（310）
	野々市市役所	三納１丁目１番地	携帯 11（311）
	野々市市役所	三納１丁目１番地	携帯 12（312）
	野々市市役所	三納１丁目１番地	携帯 13（313）
	野々市市役所	三納１丁目１番地	携帯 14（314）
	野々市市役所	三納１丁目１番地	携帯 15（315）
	野々市市役所	三納１丁目１番地	携帯 16（316）

２　災害救助法の適用

１ 基本方針

市長がその地域内における災害の状況により直ちに災害救助法による救助を実施すると判断したときは、知事に対してその状況を明らかにして要請を行う。

２ 適用基準（災害救助法施行令）

災害救助法の適用基準は、次のいずれかに該当する災害とする。

ア 野々市市内の住家滅失世帯数が 80 世帯以上であるとき。

イ 石川県内の住家滅失世帯数が 1,500 世帯以上であり、かつ、野々市市内の住家滅失世帯数が 40 世帯以上であるとき。

ウ 石川県内の住家滅失世帯数が 7,000 世帯以上であり、かつ、野々市市内の住家滅失世帯数が多数であるとき。

エ 災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事業がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したとき。

オ 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、以下の定める基準に該当するとき。

（ア） 災害が発生し又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。

（イ） 被災した者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。

(注)住家が滅失した世帯の算定は、次のとおりである。

１ 住家の全壊（焼）又は流失した世帯は、１世帯を滅失世帯１世帯とする。

２ 住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は、２世帯をもって滅失世帯１世帯とみなす。

３ 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は、３世帯をもって滅失世帯１世帯とみなす。

３ 適用手続

市長は、市内における災害の程度が災害救助法の適用基準に達し、又は達する見込みであるときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

４ 災害救助法に基づく救助の種類

市が行うことができる救助の種類及び対象、期間は、以下の通りである。なお、実費弁償用の限度額等は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」に記載されている基準とする。

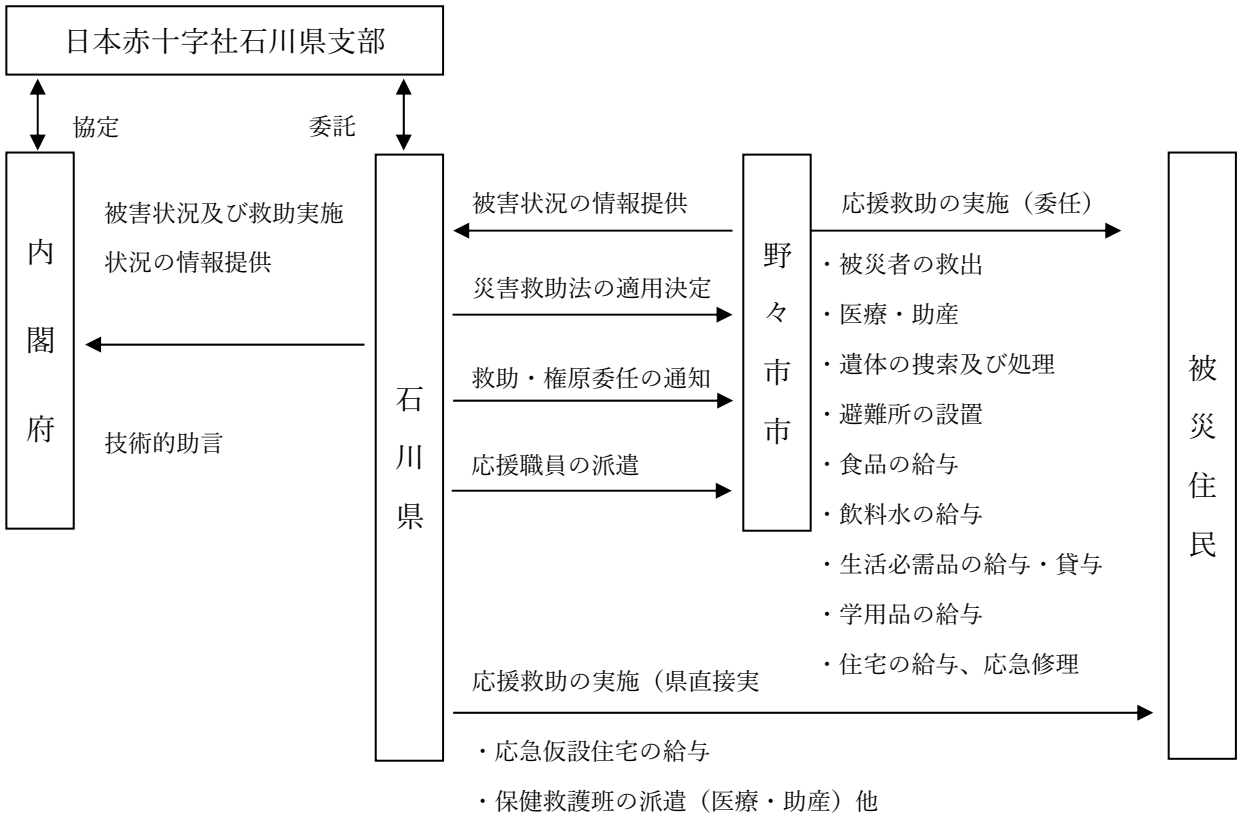
５ 災害救助法が適用されない場合の救助

災害救助法が適用されない場合の救助については、市災害対策本部で災害救助法による救助に準じて、早急に救助方針を立て、適切かつ効果的な救助を行う。

３　災害救助法に基づく救助の種類

	救助の種類	内容等	期間
1	避難所の設置	現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。	災害発生の日から７日以内
2	応急仮設住宅	全壊（焼）、流失で居住する住家がない者であって自らの資力で住家を得ることができない者を収容する。	災害発生の日から 20 日以内に着工
3	炊き出しその他による食品の給与	避難所に収容された者、住家に被害を受けて炊事のできない者及び住家に被害を受け一時縁故地等へ避難する必要のある者に行う。	災害発生の日から７日以内
4	飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者に行う。	災害発生の日から７日以内
5	被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に行う。	災害発生の日から 10 日以内
6	医療	医療の途を失った者に応急的に措置する。	災害発生の日から 14 日以内
7	助産	災害発生の日以前又は以後７日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者に行う。	分べんした日から７日以内
8	被災者の救出	現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明な状態にある者を捜索し、又は救出するもの。	災害発生の日から３日以内
9	災害した住宅の応急修理	半壊（焼）し、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に半壊した物に行う。	災害発生の日から１ヶ月以内に完了
10	生業に必要な資金の貸与	１　全壊（焼）、流失し、災害のため生業の手段を失った世帯に行う。 ２　生業の見込みが確実な具体的事業計画があり償還能力のある者に行う。	災害発生の日から１ヶ月以内に貸与し、貸与期間は２年以内
11	学用品の給与	全半壊（焼）、流出、床上浸水等により学用品を喪失又は損傷し、修学上支障のある小学校児童、中学校生徒、高等学校生徒等に行う。	災害発生の日から （教科書）１ヶ月以内 （文房具及び通学用品)15 日以内
12	埋葬	死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行う。	災害発生の日から 10 日以内
13	死体の捜索	行方不明の状態にあり、各般の事情により既に死亡していると推定される者に行う。	災害発生の日から 10 日以内
14	死体の処理	死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行う。	災害発生の日から 10 日以内
15	障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に行う。	災害発生の日から 10 日以内
16	救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費	各救助を実施するに当たり必要な場合に支給する。	輸送及び賃金職員等の雇用を認められる期間は救助の実施が認められる期間内

４　災害発生から応急救助までのフロー



※　災害発生時、内閣府からの指示により、地方厚生局は、現地連絡担当者を危機対策課へ派遣し、本省と危機対策課との連絡調整に当る。

第３章　情報伝達

第１節　防災行政無線、携帯電話

1　防災行政無線局設置場所等及び携帯電話一覧

令和６年１月末現在

■防災行政無線（デジタルＭＣＡ）

【親局１局及び補助局２局】

名称	設置場所	局種別	呼出符号
野々市市役所	三納１丁目１番地	親局	本部
野々市市役所	三納１丁目１番地	補助局	本部
野々市消防署	本町５丁目 83 番地	補助局	野々市消防署

【屋外拡声子局２８局】

名称	設置場所	局種別	呼出符号
野々市市役所	三納１丁目１番地	屋外拡声子局	市役所（001）
あやめ公園	御経塚３丁目 520 番地	屋外拡声子局	あやめ（002）
ふるさと歴史館	御経塚１丁目 182 番地	屋外拡声子局	御経塚（003）
野々市駅南口	二日市３丁目７番地	屋外拡声子局	野々市駅（004）
御園小学校	稲荷４丁目 128 番地	屋外拡声子局	御園小（005）
布水中学校	押野２丁目 100 番地	屋外拡声子局	布水中（006）
押野中央公園	押野１丁目 339 番地	屋外拡声子局	押野（007）
館野小学校	押野３丁目 71 番地	屋外拡声子局	館野小（008）
防災コミュニティセンター	本町１丁目２番 50 号	屋外拡声子局	本町一丁目（009）
高橋町せせらぎ公園	高橋町 155 番地１他	屋外拡声子局	高橋町（010）
野々市工大前駅	本町２丁目７番地	屋外拡声子局	工大前駅（011）
野々市小学校	本町５丁目３番１号	屋外拡声子局	野々市小（012）
稲荷公園	稲荷２丁目 104 番地	屋外拡声子局	稲荷（013）
徳用つばき公園	徳用３丁目 338 番地	屋外拡声子局	徳用（014）
郷公民館	田尻町 94 番地	屋外拡声子局	郷公民館（015）
柳町集会所	柳町 24 番地３	屋外拡声子局	柳町（016）
野々市市民体育館	下林３丁目 97 番地	屋外拡声子局	市民体育館（017）
野々市中学校	三納３丁目１番地	屋外拡声子局	野々市中（018）
菅原小学校	菅原町 20 番１号	屋外拡声子局	菅原小（019）
清金公園	清金３丁目 124 番地	屋外拡声子局	清金三丁目（020）
清金一丁目	清金１丁目 23 番地先	屋外拡声子局	清金一丁目（021）
富陽小学校	中林５丁目 70 番地	屋外拡声子局	富陽小（022）
粟田公民館	粟田２丁目 124 番地	屋外拡声子局	粟田（023）
新庄ひばり公園	新庄５丁目 101 番地	屋外拡声子局	新庄三丁目（024）

名称	設置場所	局種別	呼出符号
中林倶楽部	中林２丁目 73 番地	屋外拡声子局	中林（025）
ラフォーレ末松	末松２丁目 500 番地	屋外拡声子局	末松（026）
野々市南部公園	上林４丁目 665 番地	屋外拡声子局	南部公園（027）
新庄東公園	新庄１丁目 245 番地	屋外拡声子局	新庄一丁目（028）

【車載局９局及び携帯局１６局】

設置場所名称	設置場所	局種別	呼出符号
第１分団ポンプ車	本町２丁目 17 番 10 号	車載局	１分団ポンプ車（501）
第１分団積載車	本町２丁目 17 番 10 号	車載局	１分団積載車（502）
第２分団ポンプ車	中林５丁目 30 番地１	車載局	２分団ポンプ車（503）
第２分団積載車	中林５丁目 30 番地１	車載局	２分団積載車（504）
第３分団ポンプ車	田尻町 96 番地 14	車載局	３分団ポンプ車（505）
第３分団積載車	田尻町 96 番地 14	車載局	３分団積載車（506）
第４分団ポンプ車	押野２丁目 313 番地２	車載局	４分団ポンプ車（507）
第４分団積載車	押野２丁目 313 番地２	車載局	４分団積載車（508）
第５分団積載車	本町２丁目 17 番 10 号	車載局	第５分団（509）
野々市市役所	三納１丁目１番地	携帯局	携帯１（301）
野々市市役所	三納１丁目１番地	携帯局	携帯２（302）
野々市市役所	三納１丁目１番地	携帯局	携帯３（303）
野々市市役所	三納１丁目１番地	携帯局	携帯４（304）
野々市市役所	三納１丁目１番地	携帯局	携帯５（305）
野々市市役所	三納１丁目１番地	携帯局	携帯６（306）
野々市市役所	三納１丁目１番地	携帯局	携帯７（307）
野々市市役所	三納１丁目１番地	携帯局	携帯８（308）
野々市市役所	三納１丁目１番地	携帯局	携帯９（309）
野々市消防署	本町５丁目 83 番地	携帯局	野々市消防署（310）
野々市市役所	三納１丁目１番地	携帯局	携帯 11（311）
野々市市役所	三納１丁目１番地	携帯局	携帯 12（312）
野々市市役所	三納１丁目１番地	携帯局	携帯 13（313）
野々市市役所	三納１丁目１番地	携帯局	携帯 14（314）
野々市市役所	三納１丁目１番地	携帯局	携帯 15（315）
野々市市役所	三納１丁目１番地	携帯局	携帯 16（316）

■携帯電話

【携帯電話３０台】

番号	種　類	電 話 番 号	配　備　先
1	携　帯	０８０－１９５０－７１７５	総務課（災害時優先電話）
2	携　帯	０９０－８９６５－９１１６	税務課
3	携　帯	０９０－８９６８－６７５３	総務課（災害時優先電話）
4	携　帯	０９０－８９６８－６７５４	総務課
5	携　帯	０９０－５６８９－１０３８	市民生活課（災害時優先電話）
6	衛星携帯	０９０－５６８８－３０３８	総務課（衛星携帯電話）

番号	種　類	電 話 番 号	配　備　先
7	携　帯	０９０－２０９２－７４７１	地域包括支援センター
8	携　帯	０９０－１６３２－８９２６	健康推進課
9	携　帯	０９０－８９６８－６７５５	土木課（災害時優先電話）
10	携　帯	０９０－８９６８－６７６１	土木課
11	携　帯	０９０－８９６８－９５５９	上下水道課（災害時優先電話）
12	携　帯	０９０－７７４１－８３５５	上下水道課
13	携　帯	０９０－５６８２－１０３０	上下水道課
14	携　帯	０９０－５６８２－１０３１	上下水道課
15	携　帯	０８０－１９６２－７２８３	上下水道課
16	携　帯	０８０－１９６９－８７７９	野々市中学校
17	携　帯	０８０－１９６９－８７８０	布水中学校
18	携　帯	０９０－４３２８－６３１９	生涯学習課
19	携　帯	０９０－８２６０－３５０８	土木課
20	携　帯	０８０－２９５１－９５９４	生涯学習課
21	携　帯	０８０－２９５１－９５９５	生涯学習課
22	携　帯	０８０－２９５１－９５９６	生涯学習課
23	携　帯	０９０－３７６２－３４３８	中央保育園
24	携　帯	０９０－３７６２－３４２７	富奥保育園
25	携　帯	０９０－３７６２－３２５７	押野保育園
26	携　帯	０９０－３７６２－３２４６	御経塚保育園
27	携　帯	０９０－２０９３－３７２６	ののいち子育てステーション
28	携　帯	０８０－２９５８－１３１９	総務課

第２節　気象情報等の種類と発表基準

１　特別警報、警報、注意報等の種類及び発表の基準

野々市市	府県予報区	石川県
	一次細分区域	加賀
	市町村等をまとめた地域	加賀南部

特別警報	大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合 ※指標は参考１に掲載
	暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
	大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合 ※指標は参考２に掲載
	暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合

参考１：雨に関する各市町村の 50 年に一度の値一覧（令和４年３月 24 日）

注１）R48：48 時間降水量(mm)、R03：3 時間降水量(mm)、SWI：土壌雨量指数（Soil Water Index)。

注２）「50 年に一度の値」とは、再現期間 50 年の確率値のこと。R48、R03、SWI いずれも各市町村にかかる 5km 格子の値の平均をとったもの。

注３）大雨特別警報は、50 年に一度の値以上となった５km 格子がまとまって出現した際に発表する。（ただし、R03 は 150mm 以上となった格子をカウント対象とする。）

個々の市町村で 50 年に一度の値以上となった５km 格子が出現することのみで発表するわけではないことに留意。

地域					50年に一度の値		
都道府県	府県予報区	一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域	R48	R03	SWI
石川県	石川県	加賀	加賀北部	金沢市	349	138	213
石川県	石川県	加賀	加賀北部	かほく市	331	140	209
石川県	石川県	加賀	加賀北部	津幡町	321	143	205
石川県	石川県	加賀	加賀北部	内灘町	295	124	189
石川県	石川県	加賀	加賀南部	小松市	358	118	210
石川県	石川県	加賀	加賀南部	加賀市	351	125	212
石川県	石川県	加賀	加賀南部	白山市	385	121	225
石川県	石川県	加賀	加賀南部	能美市	304	117	192
石川県	石川県	加賀	加賀南部	野々市市	297	134	194
石川県	石川県	加賀	加賀南部	川北町	287	119	185
石川県	石川県	能登	能登北部	輪島市	284	117	189
石川県	石川県	能登	能登北部	珠洲市	279	113	187
石川県	石川県	能登	能登北部	穴水町	279	109	185
石川県	石川県	能登	能登北部	能登町	281	119	188
石川県	石川県	能登	能登南部	七尾市	315	121	206
石川県	石川県	能登	能登南部	羽咋市	323	129	205
石川県	石川県	能登	能登南部	志賀町	288	117	190
石川県	石川県	能登	能登南部	宝達志水町	335	137	210
石川県	石川県	能登	能登南部	中能登町	330	130	214

参考２：各地の 50 年に一度の積雪深と既往最深積雪深一覧（令和４年 11 月 21 日現在）

注１）“※”が付いている地点は、現在積雪深の観測を行っていないもので、50 年に一度の値は“－”としている。

注２）データ不足のため、50 年に一度の値が算出できない地点は、値を“－”としている。

注３）“＊”が付いている地点は、積雪深ゼロの年もあり、50 年に一度の値の信頼性が低いため、参考値として扱う。

注４）50 年に一度の値は過去の観測データから推定した値。

注５）大雪特別警報は、府県程度の広がりで 50 年に一度の値となる現象を対象。

個々の地点で 50 年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意。

都道府県	府県予報区	地点名	50 年に一度の積雪深(cm)	既往最深積雪(cm)
石川県	石川県	輪島	85	110
		金沢	135	181
		珠洲	138	159
		七尾	89	74
		白山河内	265	308
		加賀菅谷	232	246

（警報、注意報）

警報	大雨（浸水害）	表面雨量指数基準	21
	大雨（土砂災害）	土壌雨量指数基準	-
	洪水	流域雨量指数基準 複合基準 指定河川洪水予報による基準	安原川流域＝6.4，十人川流域＝6.5，高橋川流域＝10.4 高橋川流域＝（8，9.3） 手取川[鶴来]
	暴風	平均風速	20m/s
	暴風雪	平均風速	20m/s　雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 30ｃｍ
	波浪	有義波高	
	高潮	潮位	
注意報	大雨	表面雨量指数基準 土壌雨量指数基準	10 114
	洪水	流域雨量指数基準 複合基準 指定河川洪水予報による基準	安原川流域＝5.1，十人川流域＝5.2，高橋川流域＝8.3 十人川流域＝（8，4.1），高橋川流域＝（8，6.6） -
	強風	平均風速	12m/s
	風雪	平均風速	12m/s　雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12 時間の降雪の深さ 20ｃｍ
	波浪	有義波高	
	高潮	潮位	
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	融雪	①積雪地域の日平均気温が 13℃以上 ②積雪地域の日平均気温が 10℃以上、かつ日降水量が 20ｍｍ以上	
	濃霧	視程	100ｍ
	乾燥	最小湿度 40％で、実効湿度 65％	
	なだれ		
	低温	夏期：最低気温 17℃以下が２日以上継続 冬期：最低気温- 4 ℃以下	
	霜	早霜・晩霜期に最低気温３℃以下	
	着氷・着雪	著しい着氷（雪）が予想される場合	
記録的短時間大雨情報		１時間雨量	100ｍｍ

水位周知河川における水位情報等

避難行動の目安		水防団待機	水防団出動	避難準備	避難勧告
河川名	水位観測地点	水防団待機水位	はん濫注意水位	避難判断水位	はん濫危険水位
手取川	鶴来	0.90ｍ	1.40ｍ	2.30ｍ	3.00ｍ
高橋川	四十万田橋	0.40ｍ	0.50ｍ	0.60ｍ	0.80ｍ
安原川	長池	1.00ｍ	1.40ｍ	1.70ｍ	2.10ｍ
伏見川	米泉	1.60ｍ	2.00ｍ	3.10ｍ	3.50ｍ

第３節　被害状況等の判定基準

１　被害状況等の判定基準

被害等区分		判　定　基　準
人的被害	死　　者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実なものとする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるものとする。
	重　傷　者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要がある者のうち１月以上の治療の要する見込みのものとする。
	軽　傷　者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要がある者のうち１月未満で治療できる見込みのものとする。
住家被害	住　　家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかは問わない。
	全　　壊 （全焼・流失）	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流出した部分の床面積の 70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のものとする。
	半　　壊 （半焼）	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の 20%以上 70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のものとする。
	一部破損	全壊（全焼）及び半壊（半焼）にいたらない程度の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さいものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものをいう。

被害等区分		判　定　基　準
非住家被害	非　住　家	住家以外の建物でこの報告中他の被害個所項目は属さないもので、全壊（全焼）、半壊（半焼）の被害を受けたものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分を住家とする。
	公 共 建 物	例えば市役所庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	そ　の　他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
その他	田の流失・埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
	田 の 冠 水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流失、埋没、冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。
	文 教 施 設	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。
	道　　路	道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第２条第１項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
	橋 り ょ う	道路を凍結するため道路、河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河　　川	河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	清 掃 施 設	ゴミ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄 道 不 通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	水　　道	上水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	下　水　道	下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第２条第２号に規定する下水道施設及びこれに類似する施設とする。
	電　　話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電　　気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	ガ　　ス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となっている時点における戸数とする。
	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。

被害等区分		判　定　基　準
罹　災　世　帯		災害により全壊（全焼)、半壊（半焼）及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば、寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、これを１世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
罹　災　者		罹災世帯の構成員とする。
火　災　発　生		火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。
被害等区分		判　定　基　準
被害金額	公共文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には河川、道路、橋りょう及び下水道とする。
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
	農　産　被　害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えば、ビニールハウス、農作物等の被害とする。
	商　工　被　害	建物以外の商工被害で、例えば、工業原材料、商品、生産機械器具等とする。
備　　考		備考欄には、災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。

第４節　報告様式

1　速報、被害状況等の報告様式（県報告様式）

ア　人的被害（死者、行方不明者、負傷者）

（　　月　　日　　時　　分報告）

市町村名	発生日時	発生場所	原因	被害の種類	負傷の程度	被害者					備考（処置）
						住所	氏名	性別	年齢	職業	

イ　住家被害（全壊、全焼、半壊、半焼、一部破損、床上浸水、床下浸水）

（　　月　　日　　時　　分報告）

市町村名	発生日時	発生場所	原因	棟数	被害の種類	対策又は状況	世帯主				世帯人員	被害額（千円）	備考
							住所	氏名	年齢	職業			

ウ　非住家（公共建物・その他）

（　　月　　日　　時　　分報告）

市町村名	発生日時	発生場所	施設名又は所有者名	種類	原因	棟数	被害の程度	対策又は状況	被害額（千円）	備考

エ　田（水稲）・畑

（　　月　　日　　時　　分報告）

市町村名	地区	種別	流失（ha）	埋没（ha）	冠水（ha）	浸水（ha）	倒伏（ha）	その他	作物被害額（千円）	備考

オ　文教施設・病院・社会福祉施設・清掃施設

（　　月　　日　　時　　分報告）

市町村名	発生日時	場所	施設名	原因	被害の程度	対策又は状況	被害額（千円）	公立私立別	備考

カ　道路・橋りょう

（　　月　　日　　時　　分報告）

市町村名	路線及び橋りょう名	場所	種別	被害の内容	発生日時	被害額（千円）	通行止等の規制	迂回路		復旧見込	備考
								有無	路線名		

キ　河川

（　　月　　日　　時　　分報告）

市町村名	河川名等	位置	種別	被害の内容	発生日時	被害額（千円）	復旧見込	備考

ク　水道

（　　月　　日　　時　　分報告）

市町村名	水道事業名	断水地域	発生日時	断水状況		被害の状況						被害額（千円）	応急対策	復旧計画	備考
				戸数	人口	取水施設	導水施設	浄水施設	送水施設	配水施設	給水施設				
				戸	人										

ケ　下水道

（　　月　　日　　時　　分報告）

市町村名	下水道事業名（公共、特環、流域）	被災位置	種別（管渠、処理場等）	被害の内容	下水処理不能戸数、人口	被害額	応急対策	復旧見込時期	備考

コ　鉄道

（　　月　　日　　時　　分報告）

市町村名	発生日時	路線名	区間	場所	被害状況	規制等	復旧見込	備考

サ　電話

（　　月　　日　　時　　分報告）

市町村名	発生日時	不通区間又は地域	不通戸数	原因	被害状況	不通回線路	復旧見込	備考

シ　電気・ガス

（　　月　　日　　時　　分報告）

市町村名	発生日時	原因	停電又は供給不能地域	戸数	被害の程度	復旧見込	対策	備考

ス　ブロック塀等

（　　月　　日　　時　　分報告）

市町村名	発生日時	発生場所	所有者・管理者氏名	箇所数	被害の程度	被害額（千　円）	備考

セ　火災

（　　月　　日　　時　　分報告）

市町村名	発生日時	発生場所	施設名	所有者又は管理者名	種別	火災の状況	被害額（千　円）	備考

ソ　避難勧告・指示（緊急）

（　　月　　日　　時　　分報告）

市町村名	勧告・指示（緊急）日時	避難所		世帯主				世帯人員	避難の理由	備考
		住所	場所名・施設名	住所	氏名	年齢	職業			

タ　その他（農林水産業施設等）

（　　月　　日　　時　　分報告）

市町村名	地区	農地						備考
		面積	被害額（千円）	面積又は箇所	被害額（千円）			

２　災害（事故）緊急報告書

災害（事故）緊急報告書（第　　報）																							
									報告日時					年		月		日					
														午前・午後		時		分					
報告事項									報告者	所属													
										職・氏名													
										TEL													
発生日時			年		月		日（　）						時		分頃								
発生場所																							
災害（事故）概要・対応状況等																							
									受　信　者	危機対策課：													
報告先：危機対策課																							
TEL　０７６－２２５－１４８２																							
FAX　０７６－２２５－１４８４																							

３　避難指示等の発令状況

第４号様式（その１）　別紙

都道府県名（　　）

（避難指示等の発令状況）

市町村名	緊急安全確保		発令日時	避難指示		発令日時	高齢者等避難		発令日時
	対象世帯数（※）	対象人数（※）	解除日時	対象世帯数(※)	対象人数(※)	解除日時	対象世帯数(※)	対象人数(※)	解除日時

※　対象世帯数等を確認中の場合は、空欄にせず「確認中」と記載すること。

4　災害中間・確定報告（県報告様式）

災害中間･確定報告（県報告様式）

都道府県				区分				被害
災害名・報告番号	災害名 第　　報 （　月　日　時現在）			その他	田	流失･埋没	ha	
						冠水	ha	
					畑	流失･埋没	ha	
						冠水	ha	
報告者名					文教施設		箇所	
					病院		箇所	
					道路		箇所	
区分			被害		橋りょう		箇所	
人的被害	死者		人		河川		箇所	
	行方不明者		人		港湾		箇所	
	負傷者	重傷	人		砂防		箇所	
		軽傷	人		清掃施設		箇所	
住家被害	全壊		棟		崖くずれ		箇所	
			世帯		鉄道不通		箇所	
			人		被害船舶		隻	
	半壊		棟		水道		戸	
			世帯		電話		回線	
			人		電気		戸	
	一部破損		棟		ガス		戸	
			世帯		ブロック塀等		箇所	
			人					
	床上浸水		棟					
			世帯					
			人					
	床下浸水		棟		り災世帯数		世帯	
			世帯		り災者数		人	
			人	火災発生	建物		件	
非住家	公共建物		棟		危険物		件	
	その他		棟		その他		件	

区分			被害
公立文教施設		千円	
農林水産業施設		千円	
公共土木施設		千円	
その他の公共施設		千円	
小計		千円	
公共施設被害市町村数		団体	
その他	農業被害	千円	
	林業被害	千円	
	畜産被害	千円	
	水産被害	千円	
	商工被害	千円	
	その他	千円	
被害総額		千円	

災害等の対策本部設置状況		
都道府県		
市町村		
災害救助法適用市町村名	計　　団体	
119番通報件数		件

災害の概況	
応急対策の状況	消防機関等の活動状況（地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等を記入すること。）
	自衛隊の災害派遣 / その他

※1　被害額は省略することができるものとする。

※2　119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件（50件を超える場合は多数）と記入すること。

第５節　放送

１　「えふえむ・エヌ・ワン」放送要請様式

受　信　者	発　信　者
（所属） （氏名）　　殿	（所属） （氏名）

年　　月　　日

（災害対策本部第　　号）

コミュニティＦＭ放送局長　殿

（件名・放送要請について）

（野々市市災害対策本部長）

１　要請理由

①　避難指示、警報等の周知徹底を図るため

②　災害時の混乱を防止するため

２　放送事項

（別紙　放送文例）

３　放送希望日時

①　直ちに

②　　月　　日　　時

４　その他

［連絡先］

（無線）

（有線）

２　「えふえむ・エヌ・ワン」放送文例

［例文１］　地震時における放送文（震度４程度の場合）

発生後３回くりかえす

☆　こちらは､野々市市役所です。
ただ今、地震がありました。
皆さん落ち着いて、まず火の元を始末してください。
あわてて外へ飛び出すのは危険です。
もう一度、火の元を確かめてください。

［例文２］　地震時における放送文（震度５（弱）程度の場合）

発生後３回くりかえす

☆　こちらは、野々市市役所です。
ただ今、大きな地震がありました。
皆さん、落ち着いて行動してください。
まず、身の安全を守り火の元を始末してください。
あわてて外へ飛び出すのは危険です。
倒れてくるものや､落ちてくるものに気をつけてください。
もう一度、火の元、ガスの元栓を確かめてください。

［例文３］　地震時における放送文(震度６（弱）程度の場合)

発生後３回くりかえす

☆　こちらは、野々市市役所です。
ただ今、大変大きな地震がありました。
皆さん、落ち着いて行動してください。
まず、身の安全を守り火の元を始末してください。
あわてて外へ飛び出すのは危険です。
倒れてくるものや、落ちてくるものに気をつけてください。
今後のテレビやラジオの正しい情報を聞いて落ち着いて行動してください。
もう一度､火の元､ガスの元栓を確かめてください。

［例文４］　地震情報、余震情報、二次災害防止のための情報伝達
市内で震度６以上の地震が発生した場合　その１

直後から10分位まで

☆　こちらは、野々市市役所です。
ただいま大きな地震がありました。
まず火の元を消してください。ガスの元栓をしめてください。
電気器具のスイッチも切ってください。
停電の場合、照明には懐中電灯を使ってください。
ガスが漏れている場合に、マッチ、ライター、ろうそくを使用すると、引火する場合があります。
マッチ、ライター、ろうそくはしばらく使わないでください。
ラジオをつけて､ラジオからの情報を待ってください。
以上、野々市市役所です。

☆　こちらは、野々市市役所です。
加賀地方の地震はおさまりました。
皆さん　落ち着いてまわりを見てください。
地震で一番こわいのは火事です。
消しわすれた火はありませんか。
ガスの元栓はしまっていますか。
お子さんは無事ですか。
ガラスの破片などでケガをしないよう、スリッパや靴をはかせてください。
屋内にいる人は、あわてて外に飛び出さないでください。
もしガスのにおいがしたら、メーターの部分の元栓をしめてください。そして全員家から外へ出てください。
屋外にいる人は、まわりに何もないところにとどまり、様子を見てください。
壊れた建物やビル、高圧線から離れてください。
ガラスや屋根瓦など落下物に気をつけてください。
ブロック塀から離れてください。
火事が起きていたら大声で近所に知らせ、小さいうちに消してください。
重大な緊急連絡の場合以外は、電話は使わないでください。
ラジオをつけて、ラジオからの情報を待ってください。
以上、野々市市役所です。

☆　こちらは、野々市市役所です。
加賀地方の地震はおさまりました。
車に乗っている方は、車を左側に寄せてください。
エンジンを切って、周りの様子を見てください。
道路の中央は、消防車や救急車が通れるように、必ずあけておいてください。
ラジオをつけて､ラジオからの情報を待ってください。
以上、野々市市役所です。

市内で震度６以上の地震が発生した場合　その２

10分後以降２時間以内

☆　こちらは、野々市市役所です。
さきほどの地震は「震度〇」と発表されました。
引き続き余震が発生する可能性がありますので注意してください。
ガラスの破片などでケガをしないよう、スリッパや靴をはいてください。
市民の皆さん　あわてて外に飛び出さないでください。
建物のまわりは､ガラスや看板、壁が落ちてくる危険があります。
やむを得ず、外に出るときは、玄関のドアにメモを貼っておき、行き先がわかるようにしておいてください。
壊れた建物のそばや狭い路地を通るときは、屋根瓦に注意して、ブロック塀から離れてなるべく道のまん中を歩いてください。
たれさがった電線には絶対にふれないでください。
以上、野々市市役所です。

☆　こちらは、野々市市役所です。加賀地方の地震はおさまりました。
皆さん 落ち着いてまわりを見てください。
地震で一番こわいのは火事です。
消し忘れた火はありませんか。
電話はかかりにくくなっています。
緊急の電話をかけやすくするために、しばらく電話は使わないでください。
また地震で受話器がはずれたままになっていませんか。もう一度確かめてください。
ラジオをつけて、ラジオからの情報を待ってください。
以上、野々市市役所です。

☆　こちらは、野々市市役所です。
さきほどの地震は「震度〇」と発表されました。
引き続き余震が発生する可能性がありますので注意してください。
自宅にいる人はそのまま中にいてください。
水道は使えますか。水はできるだけ確保してください。
風呂桶やポリタンク、ビンなどに水をためておいてください。
トイレの水は流さないでください。
近所にお年寄りだけの家や大人が留守で子供さんだけの家はありませんか。
身の回りが落ち着いたら、声をかけてあげてください。
ラジオをつけて、ラジオからの情報を待ってください。
以上、野々市市役所です。

市内で震度６以上の地震が発生した場合　その３

発生後２時間～６時間以内

☆　こちらは、野々市市役所です。
さきほどの地震は「震度○」と発表されました。
引き続き余震が発生する可能性がありますので注意してください。
家族全員にケガがないかどうか確かめてください。
小さい子供さんがいる家庭はできるだけ一緒にいて、元気づけてあげてください。
ガラスの破片などでケガをしないよう、スリッパや靴をはかせてください。
たとえ大丈夫そうに見えても小さい子供たちは特に注意して見てあげる必要があります。
以上、野々市市役所です。

☆　こちらは、野々市市役所です。
さきほどの地震は「震度○」と発表されました。
引き続き余震が発生する可能性がありますので注意してください。
近所の人たちを確かめてください。もし助けを必要としていれば、手伝ってあげてください。
お年寄りだけの家や大人が留守で子供さんだけの家庭はありませんか。
身のまわりがおちついたら、声をかけてあげてください。
まず火の元を消すように、ガスの元栓をしめるようにしてあげてください。
電気器具のスイッチも切ってあげてください。
以上、野々市市役所です。

［例文５］　被害の状況伝達により、冷静な行動を促すための広報文

発生後６時間以降

☆　こちらは、野々市市役所です。
　これまでにわかった被害の状況をお知らせします。
　亡くなった方及び重傷の方は〇人です。そのうちわけは、〇〇地区で〇人、△△地区で△人です。
　半壊又は全壊した家屋は〇棟です。そのうちわけは、〇〇地区で〇棟、△△地区で△棟です。
　ラジオをつけて、ラジオからの情報を待ってください。
　　以上、野々市市役所です。

☆　こちらは、野々市市役所です。
　現在市内の電気、水道はすべて供給を停止しています。
　復旧には何日もかかることが予想されます。
　重大な緊急連絡の場合以外は、電話は使わないでください。
　ラジオをつけて、ラジオからの情報を待ってください。
　くりかえして お知らせします。（　　）
　　以上、野々市市役所です。

［例文６］　火災発生の状況を知らせ、安全な避難の方向を指示するための広報文

状況把握後直ちに

☆　緊急放送。緊急放送。こちらは、野々市市役所です。
　〇〇町付近で火災が発生しています。
　〇〇町のおよそ△分の△が焼失し、現在も延焼中です。
　　以上、野々市市役所です。

☆　緊急放送。緊急放送。こちらは、野々市市役所です。
　現在〇〇地区の火災は、△△方向へ燃え広がっています。
　△△地区及び△△地区にいる人は、直ちに〇〇方面へ避難してください。
　ラジオを持っている方はラジオをつけて、ラジオからの情報を待ってください。
　くりかえして お知らせします。（　　）
　　以上、野々市市役所です。

［例文７］　安心情報伝達により、冷静な行動をとってもらうための広報文

安心情報

☆　こちらは、野々市市役所です。
　これまでにわかった情報をお知らせします。
　○○地区では、半壊以上の被害はありませんでした。
　△△小学校は、生徒、職員、全員の無事が確認されました。
　○○株式会社△△工場は、従業員全員の無事が確認されました。
　またラジオをつけて、ラジオからの情報を待ってください。

　くりかえして お知らせします。（　　）
　　以上、野々市市役所です。

［例文８］　交通の状況に関する情報伝達により、冷静な行動をとってもらうための広報文

交通情報

☆　こちらは、野々市市役所です。
　これまでにわかった交通情報をお知らせします。
　○○鉄道、ＪＲは、すべて運転を停止しています。
　現在路線などの点検を実施しています。運転再開までには、しばらく時間がかかるかもしれません。
　これから放送でひきつづき交通情報をお知らせします。
　またラジオをつけて、ラジオからの情報を待ってください。
　　以上、野々市市役所です。

☆　こちらは、野々市市役所です。
　これまでにわかった交通情報をお知らせします。
　現在市内のすべての道路（又は△△線）は、（○○のため）一切車両の通行が禁止されています。自動車は使用しないでください。
　現在通行中のドライバーの皆さんは、ラジオの情報及び現場の警察官の指示にしたがってください。
　ラジオをつけて、ラジオからの情報を待ってください。

　くりかえして お知らせします。（　　）
　　以上、野々市市役所です。

［例文９］　気象情報の伝達

特別警報が発表された場合

☆　こちらは、野々市市役所です。
　さきほど「○○特別警報」が発令されました。
　※特別警報の種類：大雨特別警報、暴風特別警報、大雪特別警報、暴風雪特別警報
　お住まいの地域は数十年に一度しかないような危険な状況にあります。周囲の状況や市から発表される避難指示などの情報に留意し、ただちに命を守るための行動をとってください。
　テレビ、ラジオからの情報にも気をつけてください。
　くりかえして お知らせします。（　　）
　　以上、野々市市役所です。

大雨洪水警報が発表された場合

☆　こちらは、野々市市役所です。
　さきほど「大雨洪水警報」が発令されました。
　これから○○にかけて所々で強い雨が降り、所によっては、１時間に○○㎜をこえる強い雨が降る見込みです。このため、河川の増水や低い土地での浸水が発生するおそれがあります。厳重に警戒してください。
　テレビ、ラジオからの情報にも気をつけてください。
　くりかえして お知らせします。（　　）
　　以上、野々市市役所です。

［例文１０］　避難準備の周知のための広報文

状況把握後直ぐに

☆　緊急放送。緊急放送。こちらは、野々市市役所です。
　現在、○○町付近は、○○のため危険な状態になりつつあります。
　お年寄りや子供さんなど、安全な△△小学校へ早めに避難させてください。
　いつでも避難できるように準備をしてください。
　火の元を消してください。
　避難する際の荷物は、背負うなり、肩に掛けられる程度の最小限の非常用持出品にとどめ､両手は空けるようにしましょう。
　　以上、野々市市役所です。

☆　緊急放送。緊急放送。こちらは、野々市市役所です。
　避難の用意をしてください。
　○○地区の火災は、△△方向へ燃え広がっています。
　飛び火に注意してください。
　お年寄りや子供さんなど、安全な△△小学校へ早めに避難させてください。
　くりかえして お知らせします。（　　）
　　以上、野々市市役所です。

［例文１１］　避難の指示、誘導のための広報文

【警戒レベル３】高齢者等避難

緊急放送、緊急放送、警戒レベル３、高齢者等避難発令。
☆　こちらは、野々市市です。
〇時〇分、浸水想定区域のある〇〇町に〇〇川に関する高齢者等避難を発令しました。
〇〇川があふれるおそれのある水位に近づいています。
お年寄りの方、体の不自由な方、小さな子供がいらっしゃる方など、避難に時間がかかる方と、その避難を支援する方については、建物の２階以上への避難や安全な親戚・知人宅、〇〇公民館への避難を開始してください。
また、〇〇川の増水により、護岸が削られ、〇〇川沿いの建物が倒壊するおそれがあります。〇〇川沿いの危険なエリアに住んでいる方は、安全な親戚・知人宅、〇〇公民館等への避難を開始してください。
それ以外の方については、不要不急の外出を控え、避難の準備を行い、今後の気象情報に十分注意して、危険だと思ったら早めに避難をしてください。
洪水ハザードマップを確認し、自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。

【警戒レベル４】避難指示

緊急放送、緊急放送、警戒レベル４、避難指示発令。
☆　こちらは、野々市市です。
〇時〇分、浸水想定区域のある〇〇町に〇〇川に関する避難指示を発令しました。
〇〇川があふれるおそれがあります。（または、野々市市に大雨特別警報が発表されました。）
〇〇町内の方は、建物の２階以上への避難や安全な親戚・知人宅、〇〇学校へ避難してください。
洪水ハザードマップを確認し、自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。

【警戒レベル５】災害発生情報

緊急放送、緊急放送。警戒レベル５、緊急安全確保発令。
☆　こちらは、野々市市です。
〇〇川があふれる災害が発生しました。
〇〇町の方は、既に避難のため外出することが、安全にできない場合があります。
自宅や近くの建物の２階に避難するなど、命の危険が迫っているので直ちに身の安全を確保してください。

［例文１２］　救護対策の周知のための広報文

状況把握後２時間ごとに

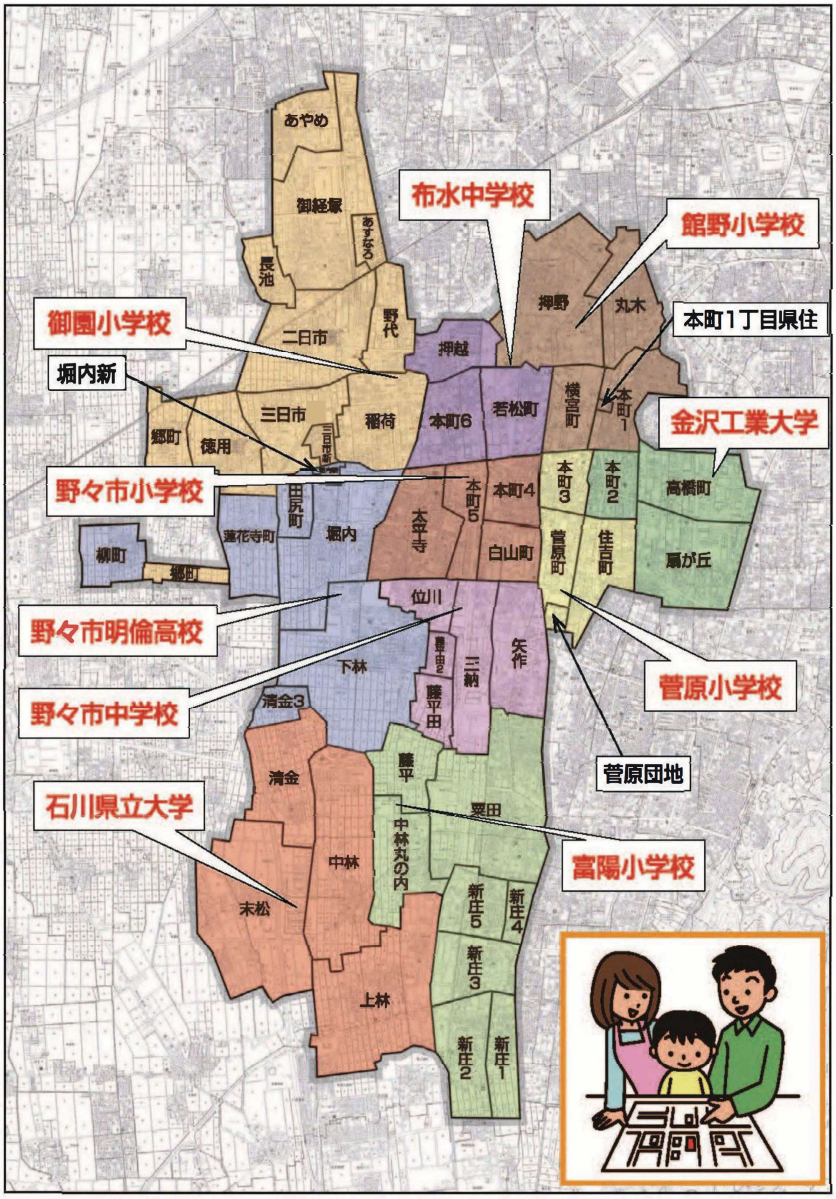
☆　こちらは、野々市市役所です。
負傷者の臨時救護所が○○、△△、・・・に設置されました。
自分たちで応急処置ができない負傷者は、○○、△△、・・・救護所へ連れていってください。

くりかえして お知らせします。（　　）
以上、野々市市役所です。

第４章　避難・救護

第１節　避難所・避難場所

１　避難所区域割



■拠点避難所

名称	電話番号	住所	指定町内会
野々市小学校	248-0084	本町5-3-1	本町4丁目、本町5丁目、白山町、太平寺
御園小学校	248-3201	稲荷4-128	稲荷、三日市、三日市新町、二日市、徳用、郷町、長池、野代、あすなろ、御経塚、あやめ
菅原小学校	246-6066	菅原町20-1	本町3丁目、住吉町、菅原町、菅原団地
富陽小学校	248-4380	中林5-70	中林丸の内、新庄1丁目、新庄2丁目、新庄3丁目、新庄4丁目、新庄5丁目、粟田、藤平
館野小学校	248-0622	押野3-71	本町1丁目、本町1丁目県住、横宮町、丸木、押野
野々市中学校	248-0115	三納3-1	矢作、三納、藤平田、藤平田2丁目、位川
布水中学校	248-0039	押野2-100	本町6丁目、若松町、押越
金沢工業大学	248-1100	扇が丘7-1	本町2丁目、高橋町、扇が丘
石川県立大学	227-7220	末松1-308	中林、上林、清金、末松
野々市明倫高校	248-3191	下林3-309	下林、清金3丁目、堀内、堀内新、田尻町、蓮花寺町、柳町

２　避難所一覧

令和８年１月末現在種類	番号	避難所名	連絡先	所在地	面積（㎡）	収容人員（人）	受入対象町内会
拠点避難所	1	野々市小学校	248-0084	本町５丁目３－１	990	210	本町４丁目、本町５丁目、白山町、太平寺
	2	御園小学校	248-3201	稲荷４丁目 128	920	190	稲荷、三日市、三日市新町、二日市、徳用、郷町、長池、野代、あすなろ、御経塚、あやめ
	3	菅原小学校	246-6066	菅原町 20－１	930	190	本町３丁目、住吉町、菅原町、菅原団地
	4	富陽小学校	246-4380	中林５丁目 70	950	200	中林丸の内、新庄１丁目、新庄２丁目、新庄３丁目、新庄４丁目、新庄５丁目、粟田、藤平
	5	館野小学校	248-0622	押野３丁目 71	780	160	本町１丁目、本町１丁目県住、横宮町、丸木、押野
	6	野々市中学校	246-0115	三納３丁目１	1,200	250	矢作、三納、藤平田、藤平田２丁目、位川
	7	布水中学校	248-0039	押野２丁目 100	860	180	本町６丁目、若松町、押越
	8	金沢工業大学	248-1100	扇が丘７－１	2,170	460	本町２丁目、高橋町、扇が丘
	9	石川県立大学	227-7220	末松１丁目 308	920	190	中林、上林、清金、末松
	10	野々市明倫高等学校	246-3191	下林３丁目 309	4,140	880	下林、清金３丁目、堀内、堀内新、田尻町、蓮花寺町、柳町
予備避難所	11	市民体育館	248-1223	下林３丁目 97	1,460	310	災害の規模に応じて開設する予備的な避難所であり、避難者は、拠点避難所から二次的に避難する。
	12	スポーツセンター	294-5511	押野２丁目 30	1,480	310	
	13	交遊舎	294-8166	二日市１丁目２	260	50	
	14	中央公民館	248-0521	本町２丁目 1-20	960	200	
	15	富奥防災コミュニティセンター	248-0829	中林５丁目 3-22	480	100	
	16	郷公民館	248-0250	田尻町 94	290	60	
	17	押野公民館	248-2839	押野３丁目 70	270	50	
	18	防災コミュニティセンター	無	本町１丁目２－50	90	10	
	19	第１コミュニティ消防センター	248-0558	本町２丁目 17－10	120	20	
	20	第２コミュニティ消防センター	246-1422	中林５丁目 30-1	50	10	
	21	第３コミュニティ消防防災センター	248-1553	田尻町 96-14	60	10	
	22	第４コミュニティ消防防災センター	246-1423	押野２丁目 313-2	60	10	
	23	文化会館フォルテ	248-8000	本町５丁目 4-1	1,010	210	
	24	女性センター	246-0810	稲荷４丁目 155	230	40	
	25	武道館	248-1223	位川 183	600	120	
	26	ゴールドジム・ヴィテンののいち	294-3110	横宮町 67- 1	1,590	340	
	27	フィットネスクラブ　エイム２１	240-0210	御経塚４丁目 10	860	180	
	28	二本松物流株式会社本社	294-7008	徳用３丁目 18	1,160	240	
	29	満天の湯・道の宿	276-5526	柳町 460	※施設の使用状況等による		
	30	山中温泉湯畑の宿　花つばき	076-178-5500	加賀市山中温泉栢野町ハ 36 番地			
福祉避難所	31	老人福祉センター　椿荘	246-5570	野々市市矢作三丁目１番地２			避難所での集団生活が困難な高齢者など特別な配慮を必要とする者の避難所で、高齢者等は拠点避難所から必要に応じて、二次的に避難する。
	32	いきがいセンター御経塚	248-2231	野々市市御経塚一丁目 38 番地			
	33	特別養護老人ホーム　富樫苑	248-8765	野々市市中林四丁目 62 番地			
	34	特別養護老人ホーム　かんじん	248-7767	野々市市新庄二丁目 45 番地			
	35	介護老人保健施設　あんじん	248-7575	野々市市新庄二丁目 30 番地			

令和8年1月末現在種類	番号	避難所名	連絡先	所在地	面積（㎡）	収容人員（人）	受入対象町内会
福祉避難所	36	金沢南ケアハウス	227-5866	野々市市蓮花寺町 79 番地 1			
	37	介護付有料老人ホーム 悠の風野々市	248-7179	野々市市横宮町 16 番 9 号			
	38	有料老人ホーム白寿の里御経塚	204-8910	野々市市御経塚 3-79			
	39	サービス付き高齢者住宅 ののいちの季	248-2230	野々市市住吉町 26 番 46 号			
	40	金沢南ケアセンター	294-3737	野々市市蓮花寺町 1 番地 1			
	41	住宅型有料老人ホーム ひなの家	272-8317	野々市市矢作三丁目 10 番地			
	42	小規模多機能ホーム ひなの家押野	287-5810	野々市市押野一丁目 31 番地			
	43	住宅型有料老人ホーム ひなの家彩	214-6688	野々市市郷一丁目 131 番地			
	44	リハビリ型デイサービス てまりフィットネス	220-6619	野々市市高橋町 24 番 3-2 号			
	45	石川県立明和特別支援学校	246-1133	野々市市中林四丁目 70 番地			
	46	児童・放課後等デイサービス 七星てんとう	220-6112	野々市市藤平田二丁目 66 番地			
	47	グループホームすまいる グループホームメゾン・ド・つばき	248-6565	野々市市中林四丁目 123 番地			
	48	幼保連携型認定こども園 エンジェル保育園	248-2888	野々市市本町六丁目 22 番 1 号			
	49	ヴィテン SMC こども園	248-6210	野々市市横宮町 67-9			
	50	南ヶ丘病院	256-3366	野々市市西部中央土地区画整理事業施行地区 56 街区 1 番			
合　　計					24,890	5,180	

３　一時的避難場所一覧

令和８年１月末現在　81 か所

番号	町内会区分	一時的避難場所
1	本町１丁目	本町若葉台公園
2	本町１丁目(県住)	県営住宅町内集会所前
3	本町２丁目	中央公民館　第１駐車場
		工大前駅緑地
4	本町３丁目	本町児童館前
5	本町４丁目	本町４丁目会館前
6	本町５丁目	本町５丁目会館駐車場
7	本町６丁目	本町やまいろ公園
8	若松町	若松ちから石公園
9	横宮町	北横宮公園
10	高橋町	せせらぎ公園
		たかはし公園
11	扇が丘	扇が丘ホタルの里公園
		扇が丘東公園
12	住吉町	（２～７班、９班、１０班）すみよし公園
		（１班、８班、１１班）菅原小学校体育館前
13	菅原町	菅原町集会所前
14	菅原団地	菅原団地集会所横公園
15	白山町	かわいぐち公園
16	中林	中林倶楽部
		中林イシガネ公園
		メモリアルパークののいち
17	中林丸の内	富奥保育園前駐車場
18	上林	野々市南部公園
19	新庄１丁目	新庄１丁目公民館
20	新庄２丁目	新庄西公園
21	新庄３丁目	新庄すみれ公園
22	新庄４丁目	新庄花の木台公園
23	新庄（5･6 丁目）	新庄ひばり公園
24	粟田	（１丁目）粟田中央公園
		（２・５丁目）粟田公民館前広場
		（３丁目睦）粟田パンダ公園
		（３丁目サングリーン）粟田東公園
		（３丁目白嶺）粟田北公園
		（４丁目）粟田６号緑地階段周辺
		（６丁目）南粟田団地ポンプ小屋
25	矢作	（１・２丁目）矢作諏訪公園
		（３・４丁目）矢作西城公園
26	三納	保健センター西側駐車場
27	藤平	藤平集会所前
28	藤平田	よつば公園
29	藤平田２丁目	藤平田１号緑地前
30	下林	下林さくら公園
31	位川	位川公園
32	太平寺	（１丁目）太平寺東公園
		（２丁目）太平寺西公園
		（３丁目）セブン・イレブン野々市太平寺３丁目店駐車場
		（４丁目）フォルテ第４駐車場
33	清金	清金会館
34	清金３丁目	清金公園
35	末松	ラフォーレ末松駐車場

番号	町内会区分	一時的避難場所
36	稲荷	稲荷公園
37	堀内	堀の内公園
38	堀内新	（北部）三日市万葉台南公園
		（南部）下川宅駐車場（堀内５丁目２１８）
39	田尻町	田尻１号公園
40	蓮花寺町	蓮花寺会館前
41	三日市	三日市会館前
42	三日市新町	三日市万葉台北公園
43	二日市	JR 野々市駅南口前
44	徳用	徳用町南公園
45	郷町	郷町町内会館前
46	柳町	（晴天時・日中）柳町公園　コストコ側緑地
		（雨天時・夜間）柳町集会所
47	長池	長池公園（陽の広場）
48	押野	館野小学校（正門前）
		押野南公園
		押野中央公園
		押野会館前
		押野子ども広場
		スポーツセンター駐車場
49	丸木	馬渡公園
		丸木子どもの広場
		押野東公園
50	押越	押越公園
51	野代	野代公園
52	御経塚	（１・２丁目）御経塚史跡公園
		（４丁目）フィットネスクラブエイム２１
53	あやめ	御経塚あやめ公園（木の広場）
54	あすなろ	あすなろ公園
		県営あすなろ団地集会場
※町内会において選定しています。		

第２節　救護等

１　医療機関一覧

令和８年１月末現在

救急指定病院

	医療機関名	住　　所
1	金沢脳神経外科病院	野々市市　郷町２６２番地２
2	ののいち白山醫院	野々市市　太平寺４丁目４５番地
3	南ヶ丘病院	野々市市　西部中央土地区画整理事業施行地区５６街区１番

小児科・外科・内科など

	医療機関名	住　　所
1	浅井小児科医院	野々市市　本町５丁目２番１８号
2	池田病院	野々市市　新庄２丁目１０番地
3	押野医院	野々市市　押野６丁目１６０番地
4	小野木医院	野々市市　本町２丁目１８番２号
5	おりた内科クリニックおなかとカメラと糖尿病金沢院	野々市市　御経塚１丁目４４５番地
6	金沢工業大学扇が丘診療所	野々市市　扇が丘７番１号
7	金沢消化器内科・内視鏡クリニック野々市中央院	野々市市　白山町４３８番地
8	喜多内科医院	野々市市　横宮町７番２０号
9	酒井内科クリニック	野々市市　三納３丁目１０９番地１
10	三納クリニック	野々市市　三納二丁目１５４番地
11	清水こどもクリニック	野々市市　上林４丁目５０９番地
12	だいもん内科・腎透析クリニック	野々市市　押野１丁目４００番地
13	高田内科クリニック	野々市市　扇が丘１０番１０号
14	つじ川内科クリニック	野々市市　位川２５１番地
15	つばきの郷こどもクリニック	野々市市　徳用三丁目３３０番地
16	つばきメンタルクリニック	野々市市　粟田六丁目４５０番地
17	ときわ病院	野々市市　中林４丁目１２３番地
18	とみたクリニック	野々市市　粟田３丁目５５番地
19	なかざわ腎泌尿器科クリニック	野々市市　新庄６丁目４４５番地
20	中村小児科医院	野々市市　押野１丁目１２８番地
21	野々市こころのクリニック	野々市市　二日市１丁目５０番地
22	野々市なずな診療所	野々市市　藤平田１丁目２５６番地１
23	ののいちメディカルクリニック	野々市市　矢作四丁目４２番地１の３
24	野々市よこみやクリニック	野々市市　郷２丁目２２０番地
25	はしもと内科クリニック	野々市市　上林４丁目６５１番地１
26	舩木医院	野々市市　太平寺４丁目７１番地
27	ふるさわ内科クリニック	野々市市　押野２丁目５４番地
28	メディカルらいふクリニック	野々市市　蓮花寺町４７街区１０
29	やまかわ内科クリニック	野々市市　藤平田１丁目４７２番地
30	山口脳神経クリニック	野々市市　押野６丁目３番地
31	山本クリニック	野々市市　新庄１丁目２７３番地
32	ゆあさクリニック	野々市市　御経塚２丁目２７２番地
33	吉光内科医院	野々市市　西部中央土地区画整理事業施行地区21街区１番

産婦人科など

	医療機関名	住　　所
1	つむぎクリニック	野々市市　藤平田１丁目265
2	ののいち産婦人科クリニック	野々市市　本町２丁目１８番２２号

皮膚科・形成外科・整形外科

	医療機関名	住　　所
1	うえの整形外科	野々市市　藤平田１丁目３８３番地
2	かじ皮フ科クリニック	野々市市　御経塚１丁目４６５番地
3	かわきた整形外科醫院	野々市市　押野２丁目８８番地
4	こじまクリニック	野々市市　堀内４丁目８０番地
5	小村整形外科	野々市市　扇が丘２４番１１号
6	津山整形外科クリニック	野々市市　中林１丁目６４街区１番
7	とりい皮膚科クリニック	野々市市　白山町６番１７号
8	なかそねひふ科クリニック	野々市市　横宮町６７番地１号ヴィテンののいち１Ｆ
9	ののいち整形外科脊椎外科クリニック	野々市市　白山町５番２１号

眼　　科

	医療機関名	住　　所
1	ほりかわクリニック	野々市市　御経塚２丁目２７０番地
2	やまむら眼科医院	野々市市　新庄５丁目１０６番地
3	わかばやし眼科クリニック	野々市市　太平寺３丁目１６０番地

耳鼻咽喉科

	医療機関名	住　　所
1	荒木耳鼻咽喉科クリニック	野々市市　稲荷２丁目２５０番地１
2	耳鼻咽喉科つかたにクリニック	野々市市　蓮花寺町４７街区１番
3	ほりかわクリニック	野々市市　御経塚２－２７０
4	渡辺耳鼻咽喉科医院	野々市市　本町４丁目９番１２号

歯　　科

	医療機関名	住　　所
1	あらもと歯科医院	野々市市　扇が丘１０番２９号
2	ヴィ歯科医院	野々市市　三日市１丁目５番地
3	牛村歯科医院	野々市市　稲荷２丁目５１番地
4	江尻歯科医院	野々市市　稲荷４丁目１４９番地
5	扇が丘歯科医院	野々市市　扇が丘１９番３６号ワイズビル１Ｆ
6	金沢歯科医院	野々市市　押野２丁目１９８番地
7	かわはら歯科医院	野々市市　藤平田１丁目４６６番地
8	北川歯科クリニック	野々市市　菅原町１４番１７号
9	ぎゃくし歯科医院	野々市市　新庄６丁目４０８番地
10	こばやし歯科	野々市市　堀内５丁目１９５番地
11	さつかわデンタルクリニック	野々市市　西部中央土地区画整理事業施行地区２５-２街区１
12	つばきの郷歯科クリニック	野々市市　徳用２丁目１２０番地
13	ののいち歯科クリニック	野々市市　本町３丁目９番１２号
14	のの歯科	野々市市　中林１丁目５８街区３
15	平田歯科医院	野々市市　本町６丁目２２番４号
16	ふじた歯科クリニック	野々市市　下林４丁目５６５番地２
17	まいずみ矯正歯科	野々市市　稲荷２丁目５１番地
18	真舘歯科医院	野々市市　御経塚５丁目５１番地
19	松原歯科医院	野々市市　粟田５丁目３５１番地
20	ミースデンタルクリニック	野々市市　御経塚１丁目４４６番地
21	めいりん通りみやもと歯科	野々市市　堀内３丁目１５
22	めばえ歯科・矯正歯科	野々市市　御経塚３丁目１４０番地
23	矢原歯科医院	野々市市　本町５丁目２番１５号
24	山本歯科クリニック	野々市市　新庄１丁目２７４番地

２　市公共施設ＡＥＤ設置一覧

令和８年１月末現在

施設名	住所
市役所庁舎（１階中央監視室内）	三納１丁目１
スポーツランド（事務室）	中林５丁目 1-1
スポーツセンター（事務室）	押野２丁目 30
市民体育館（１階ロビー）	下林３丁目 97
市民野球場（管理棟通路）	下林３丁目 97
野々市中央公園　ののいち椿館（椿育成棟入口）	下林３丁目 100
武道館（玄関）	位川 183
交遊舎（１階ロビー）	二日市１丁目２
ののいち子育てステーション（事務室）	本町３丁目 2-22
富奥保育園（事務室）	中林５丁目 30
押野保育園（事務室）	押野３丁目 115
御経塚保育園（事務室）	御経塚１丁目 288
野々市市中央児童館（旧子育て支援センター菅原）（事務所）	菅原町 8-33
第１・２・３・４つばきクラブ（事務室）	本町４丁目 21-17
第１・２・３すがはらクラブ（１階事務室）	菅原町 20-42
第１・２・３たちのクラブ（第２玄関）	押野１丁目 10-1
こうさぎクラブ（玄関）	中林１丁目 2-7
保健センター（１階ホール）	三納３丁目 128
学びの杜ののいちカレード（１階サービスカウンター内）	太平寺４丁目 156
にぎわいの里ののいちカミーノ（中央公民館）（１階事務所カウンター）	本町２丁目 1-20
富奥防災コミュニティセンター（１階事務所横入口）	中林５丁目 3-22
郷公民館（１階事務所内）	田尻町 94
押野公民館（１階事務所内）	押野３丁目 70
女性センター（１階事務所内）	稲荷４丁目 155
老人福祉センター椿荘（事務所内）	矢作３丁目 1-2
いきがいセンター御経塚（事務所内）	御経塚１丁目 38
文化会館フォルテ（１階事務所内）	本町５丁目 4-1
ふるさと歴史館（管理人室内）	御経塚１丁目 182
郷土資料館（１階管理人室前）	本町３丁目 19-24
喜多家住宅（１階管理人室内）	本町３丁目８-11
野々市小学校（１階体育館入口、職員室外壁）	本町５丁目 3-1
御園小学校（１階体育館入口、２階職員室）	稲荷４丁目 128
菅原小学校（１階体育館玄関、２階職員室前）	菅原町 20-1
富陽小学校（１階体育館入口、１階職員室内）	中林５丁目 70
館野小学校（１階体育館入口、１階ピロティ）	押野３丁目 71
野々市中学校（２階職員室内、１階体育館入口）	三納３丁目１
布水中学校（２階職員室内、１階体育館玄関）	押野２丁目 100
小学校給食センター（１階玄関内）	太平寺３丁目 126-1
消防団第１分団（消防ポンプ車内　後部座席）	本町２丁目 17-10
消防団第２分団（消防ポンプ車内　後部座席）	中林５丁目 30-1
消防団第３分団（消防ポンプ車内　後部座席）	田尻町 96-14
消防団第４分団（消防ポンプ車内　後部座席）	押野２丁目 313-2
野々市市弓道場（玄関） はくさん保育園（事務室）	太平寺３丁目 128 白山町 4-2
あわだこども園（玄関）	栗田五丁目 330 番地
ほりうちこども園（事務所）	堀内四丁目 160
つばきこども園（事務所）	太平寺一丁目 302
エンジェル保育園（玄関）	本町六丁目 22-1
ふじひら保育園（玄関）	藤平 142 番地
和光（事務所）	扇が丘 15-5
アリスこども園（事務所前カウンター）	二日市五丁目 332
ヴィテン SMC こども園（事務所入口）	横宮町 67-9
美郷保育園（事務所）	郷一丁目 102 番地
ほのみこども園（玄関）	新庄三丁目 145 番地
なごみこども園（玄関）	押野一丁目 352 番地
第１・２・３・４アクティ８（事務所）	稲荷二丁目 282
第１・第２カメリアクラブ（１階事務所）	二日市五丁目 333
青竜第二幼稚園（職員室） 学童クラブ和光（事務室）	上林三丁目 167 番地 扇が丘 18-13

３　浸水想定区域内の要配慮者利用施設一覧

令和８年４月１日現在

番号	要配慮者利用施設名	所在地	担当課	対象河川	内水対象
1	セルプはくさん	末松２丁目２２９番地	福祉総務課	手取川/高橋川	○
2	フォルムののシティ	稲荷１丁目５８番地	福祉総務課	高橋川	○
3	野々花苑	末松２丁目２２９番地	福祉総務課	手取川/高橋川	○
4	けやき野苑	中林１丁目１番地１	福祉総務課	高橋川	
5	サニーメイト福祉工場	末松２丁目２３９番地	福祉総務課	手取川/高橋川	○
6	キッズルーム　キャロット	清金１丁目７４番地３	福祉総務課	手取川/高橋川	
7	キッズルーム　ラディッシュ	扇が丘２２番３３号	福祉総務課	高橋川	○
8	多機能型事業所椿	扇が丘３番５０号	福祉総務課	高橋川	○
9	知的障がい児・者サポートセンター茄子のはな	太平寺１丁目１７２番地	福祉総務課	高橋川	
10	石川障害者職業能力開発校	末松２丁目２４５番地	福祉総務課	手取川/高橋川	○
11	就労継続支援（B 型）いろは	御経塚３丁目７８	福祉総務課	手取川/安原川/十人川	○
12	あわだほーむ	粟田１丁目１４２番地	福祉総務課	高橋川	
13	住まいるハウス	高橋町１５番１５号	福祉総務課	高橋川	○
14	住まいるハウス工大	高橋町１５番２３号	福祉総務課	高橋川	○
15	住まいるハウス新庄	新庄１丁目７０番地	福祉総務課	高橋川	
16	住まいるハウス新庄２	新庄１丁目３０３番地	福祉総務課	高橋川	○
17	生活介護事業所のどか（短期入所事業所ひなか）	太平寺２丁目２５８番地３	福祉総務課	高橋川	
18	すまいるプラスののいち教室	堀内２丁目１８０番地	福祉総務課	高橋川	
19	うさぎキッズ	押野４丁目３７番地３	福祉総務課	高橋川/木呂川	
20	ソーシャルカフェカラフル野々市	御経塚２丁目１９３番地	福祉総務課	安原川	○
21	バードアイ	堀内５丁目２０４番地	福祉総務課	手取川/高橋川	○
22	グループホーム　ツェデクとアビーブ	中林土地区画整理事業施行地区５９街区５、６、７番	福祉総務課	手取川/高橋川	
23	すまいる	中林４丁目１２０番地	福祉総務課	－	○
24	メゾン・ド・つばき	中林４丁目１２３番地	福祉総務課	－	○
25	コペルプラス野々市教室	藤平田１丁目３８４番２	福祉総務課	手取川/高橋川	○
26	広伸会ののいち教室	粟田２丁目２３７番地	福祉総務課	高橋川	○
27	ひげ張魯肉飯　金沢工大前店	高橋町２０番５号	福祉総務課	高橋川	
28	ゼファー	新庄１丁目２９２番地	福祉総務課	高橋川	○
29	gnu 野々市市二日市	二日市３丁目１２７番地	福祉総務課	－	○
30	グループホームトモニ 野々市	本町５丁目１８番４１号	福祉総務課	高橋川	
31	ののいち子育てステーション	本町３丁目２番２２号	子育て支援課	高橋川	○
32	押野保育園（押野児童館）	押野３丁目１１５番地	子育て支援課	高橋川/木呂川	
33	御経塚保育園	御経塚１丁目２８８番地	子育て支援課	安原川	○
34	はくさん保育園（子育て支援センターはくさん）	白山町４番２号	子育て支援課	高橋川	
35	つばきこども園	太平寺１丁目３０２番地	子育て支援課	高橋川	○
36	エンジェル保育園（子育て支援センターエンジェル）	本町６丁目２２番１号	子育て支援課	高橋川	○
37	ふじひら保育園（子育て支援センターふじひら）	藤平１４２番地	子育て支援課	高橋川	
38	アリスこども園（子育て支援センターアリス）	二日市５丁目３３２番地	子育て支援課	高橋川	○
39	あわだこども園	粟田５丁目３３０番地	子育て支援課	高橋川	○
40	ヴィテンＳＭＣこども園	横宮町６７番９号	子育て支援課	高橋川/木呂川	○
41	美郷保育園（子育て支援センターあおぞら）	郷１丁目１０２番地	子育て支援課	高橋川	○
42	ほのみこども園	新庄３丁目１４５番地	子育て支援課	高橋川	○

番号	要配慮者利用施設名	所在地	担当課	対象河川	内水対象
43	認定こども園　和光	扇が丘１５番５号	子育て支援課	高橋川	○
44	なごみこども園	押野１丁目３５２番地	子育て支援課	高橋川/木呂川	○
45	富奥保育園	中林５丁目３０番地	子育て支援課	高橋川	
46	旧あすなろ保育園	御経塚５丁目３０番地	子育て支援課	－	○
47	ほりうちこども園	堀内４丁目１６０番地	子育て支援課	－	○
48	ミドリ富陽こども園(子育て支援センタープルチーノ)	中林２丁目６７街区１	子育て支援課	手取川/高橋川	○
49	ふじひら児童館（ふじひら児童クラブ）	藤平１４６番地	子育て支援課	手取川/高橋川	○
50	つばきの郷児童館（カメリアクラブ）	二日市５丁目３３３番地	子育て支援課	手取川/安原川/高橋川	○
51	中央児童館（旧子育て支援センター菅原）	菅原町８番３３号	子育て支援課	高橋川	
52	つばきクラブ（第１～５）	本町４丁目２１番１７号	子育て支援課	高橋川	
53	アクティ８	稲荷２丁目２８２番地	子育て支援課	手取川/高橋川	○
54	すがはらクラブ（第１～３）	菅原町２０番４２号	子育て支援課	高橋川	○
55	すがはらクラブ（第４）	矢作３丁目３番地	子育て支援課	高橋川	
56	こうさぎクラブ	中林土地区画整理事業施行地区２６街区３番	子育て支援課	手取川/高橋川	
57	あわだ児童クラブ（第１～２）	粟田５丁目３３３番地	子育て支援課	高橋川	○
58	ふじひらにじいろクラブ（第１～４）	藤平１４７番地	子育て支援課	手取川/高橋川	○
59	学童クラブ和光（子育て支援センター和光）	扇が丘１８番１３号	子育て支援課	高橋川	
60	コスモキッズたちの	押野１丁目１０番地１	子育て支援課	木呂川	○
61	ヤクルト北陸わんぱくハウス	粟田６丁目３０６番地	子育て支援課	高橋川	
62	金沢工業大学扇が丘保育園	扇が丘７番１号	子育て支援課	高橋川/碇川	○
63	たちのクラブ（第１～３）	押野３丁目７１番地	子育て支援課	高橋川/木呂川	
64	あわだ総合福祉センター	粟田１丁目 126 番地	子育て支援課	高橋川	○
65	北陸学院扇が丘幼稚園	本町５丁目６番 23 号	子育て支援課	高橋川	○
66	野々市小学校	本町５丁目３番１号	教育総務課	高橋川	○
67	御園小学校	稲荷４丁目１２８番地	教育総務課	手取川/高橋川	○
68	菅原小学校	菅原町２０番１号	教育総務課	高橋川	○
69	富陽小学校	中林５丁目７０番地	教育総務課	手取川/高橋川	○
70	館野小学校	押野３丁目７１番地	教育総務課	高橋川/木呂川	
71	野々市中学校	三納３丁目１番地	教育総務課	高橋川	○
72	布水中学校	押野２丁目１００番地	教育総務課	高橋川/木呂川	○
73	教育センター	本町４丁目２１番２７号	教育総務課	高橋川	
74	石川県立明和特別支援学校	中林４丁目７０番地	教育総務課	高橋川	○
75	老人福祉センター椿荘	矢作３丁目１番地２	介護長寿課	高橋川	
76	特別養護老人ホーム　かんじん	新庄２丁目４５番地	介護長寿課	高橋川	
77	あんじん（あんじん通所リハビリテーション）	新庄２丁目３０番地	介護長寿課	高橋川	
78	金沢南ケアセンター（金沢南ケアセンター(通所リハビリ)、グループホーム つばき・れんげ、金沢南クリニック）	蓮花寺町１番地１	介護長寿課	手取川	
79	おしのの里	押野６丁目１６０番地	介護長寿課	伏見川	
80	グループホーム あんのん	新庄２丁目１４番地	介護長寿課	高橋川	
81	イエローガーデン金沢白山（グループホーム、認知症対応型通所介護）	柳町３６番地２	介護長寿課	手取川/高橋川	○
82	石川県百々鶴荘	上林１丁目１７９番地	介護長寿課	手取川/高橋川	○
83	金沢南ケアハウス（金沢南デイサービスセンター）	蓮花寺７９番地１	介護長寿課	手取川/高橋川	○
84	小春日和	横宮町１６番９号	介護長寿課	高橋川/木呂川	○
85	スーパーびゅー蓮花寺	蓮花寺町２５番地	介護長寿課	手取川	○

番号	要配慮者利用施設名	所在地	担当課	対象河川	内水対象
86	白寿の里　御経塚	御経塚３丁目７９番地	介護長寿課	手取川/安原川	○
87	サンケア押野	押野５丁目３９番地	介護長寿課	高橋川/伏見川/木呂川	
88	ひなの家　彩～いろどり～	郷町１丁目１３１番地	介護長寿課	高橋川	
89	ひなの家	矢作３丁目１０番地	介護長寿課	高橋川	
90	かめはうす（デイサービスセンターかめはうす）	三日市１丁目６番地	介護長寿課	手取川	○
91	名峰白山（デイサービスセンター名峰白山）	粟田３丁目６番地１	介護長寿課	高橋川	
92	FLOS-familia-	藤平田１丁目２９０番地	介護長寿課	手取川/高橋川	○
93	ケアシス野々市	御経塚１丁目５１０番地	介護長寿課	手取川/安原川	
94	押野の家	押野６丁目１４５番地	介護長寿課	高橋川/伏見川	○
95	ののいちの季	住吉町２６番４６号	介護長寿課	高橋川	
96	ワールドステイ（デイサービスセンター春日和ののいち）	粟田５丁目３９１番地１	介護長寿課	高橋川	○
97	愛 SUNSUN 弐号館（デイサービス野々花）	野代１丁目５０番地	介護長寿課	高橋川	○
98	みのり（サービス付き高齢者向け住宅、小規模多機能ホーム）	新庄３丁目１４０番地	介護長寿課	高橋川	○
99	マナの家野々市（マナの家デイサービス）	本町１丁目２１番２号	介護長寿課	高橋川/木呂川	○
100	デイサービスセンター　オールウエイ野々市本店	横宮町１３０番１号	介護長寿課	高橋川/木呂川	○
101	ケアパートナー野々市	二日市４丁目３２番地	介護長寿課	手取川	○
102	デイサービス　そよ風	白山町１番３９号	介護長寿課	高橋川	○
103	デイサービスぽ～れぽ～れ野々市	粟田５丁目４８６番地	介護長寿課	高橋川	
104	リハビリデイサービス　太陽のリゾート野々市	徳用１丁目３４番地	介護長寿課	手取川/高橋川	○
105	金沢脳卒中専門デイサービス	本町１丁目７番３号	介護長寿課	高橋川	○
106	リハビリ型デイサービス　てまりフィットネス	高橋町２４番３番２号	介護長寿課	高橋川	
107	うめばちあかね	白山町１１番４号	介護長寿課	高橋川	○
108	ちきそら	位川２２６番地	介護長寿課	高橋川	
109	いきがいセンター御経塚	御経塚１丁目３８番地	介護長寿課	手取川/安原川	
110	レインボー１	高橋町２番１２号	介護長寿課	－	○
111	富樫苑（富樫苑 デイサービスセンター）	中林４丁目６２番地	介護長寿課	－	○
112	グループホーム　めいりんの里	下林３丁目２８０番地	介護長寿課	－	○
113	小規模多機能ホーム　ひなの家押野	押野１丁目３１番地	介護長寿課	木呂川	○
114	デイサービス GG フィットネス野々市店	野代１丁目５９番地	介護長寿課	手取川/高橋川	○
115	愛 SUNSUN	野代１丁目６１番地	介護長寿課	高橋川	○
116	ココファン野々市	西部中央土地区画整理事業施行地区４１街区２番	介護長寿課	手取川/高橋川	
117	ここち～え	西部中央土地区画整理事業施行地区４９街区１１番１	介護長寿課	手取川/高橋川	
118	イオンスマイル野々市店	白山町４番１号	介護長寿課	高橋川	
119	池田病院	新庄２丁目１０番地	健康推進課	高橋川	○
120	金沢脳神経外科病院	郷町２６２番地２	健康推進課	手取川/高橋川	○
121	ののいち白山醫院	太平寺４丁目４５番地	健康推進課	高橋川	
122	舩木医院	太平寺４丁目７１番地	健康推進課	高橋川	
123	ののいち産婦人科クリニック	本町２丁目１８番２２号	健康推進課	高橋川	
124	わかばやし眼科クリニック	太平寺３丁目１６０番地	健康推進課	高橋川	○
125	南ヶ丘病院	西部中央土地区画整理事業施行地区５６街区１番	健康推進課	手取川/高橋川	○
126	ときわ病院	中林４丁目１２３番地	健康推進課	－	○
127	つむぎクリニック	藤平田１丁目２６５番地	健康推進課	手取川/高橋川	

４　自警団一覧

令和８年１月末現在

番号	組　織　名
１	本町六丁目自警団
２	中林自警団
３	上林自警団
４	新庄１丁目自警団
５	新庄２丁目自警団
６	花の木台自警団
７	粟田自警隊
８	矢作自警団
９	三納自警団
１０	太平寺自警団
１１	清金自警団
１２	末松自警団
１３	堀内自警団
１４	二日市自警団
１５	押野自警団
１６	御経塚自警団
１７	上林婦人防火クラブ
１８	太平寺防火クラブ

第３節　災害時給水井戸等

１　災害時給水井戸一覧

令和５年３月末現在

災害時給水サポート協力井戸

番号	井戸の設置場所	設置者	住所	連絡先
1	野々市市清金２丁目１番地	中村酒造（株）	金沢市長土塀３丁目６番３号	248-2435
2	野々市市横宮町６番１号	北星産業（株）	野々市市横宮町６番１号	248-3284
3	野々市市末松１丁目３０８番地	石川県立大学	野々市市末松１丁目３０８番地	227-7220

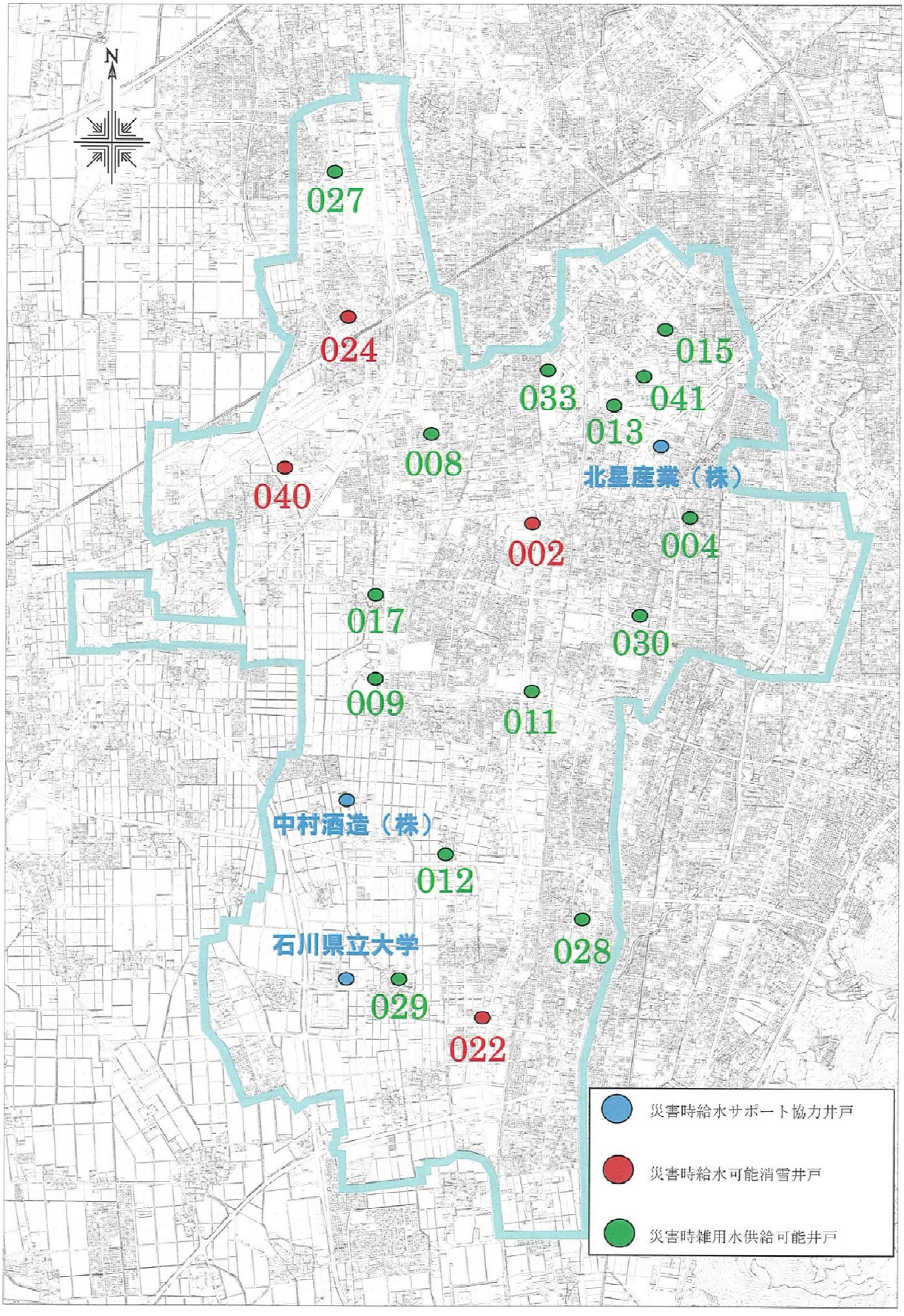
災害時給水可能消雪井戸

番号	消雪装置名	設置場所
1	消雪　００２	野々市市本町５丁目１番地１【野々市小学校内】
2	消雪　０２２	野々市市上林４丁目３５９番地先
3	消雪　０２４	野々市市御経塚１丁目３０１番地先
4	消雪　０４０	野々市市三日市１丁目２３８番地先

災害時雑用水供給可能井戸

番号	装置番号	設置場所
1	００４	野々市市本町２丁目１１２番地９地先
2	００８	野々市市稲荷４丁目１４４番地先
3	００９	野々市市下林３丁目９７番地【野々市中央公園内】
4	０１１	野々市市三納３丁目７０番地先
5	０１２	野々市市藤平１３７番地１先
6	０１３	野々市市若松町５１８番地先
7	０１５	野々市市押野３丁目１１５番地先
8	０１７	野々市市堀内２丁目２０６番地先
9	０２７	野々市市御経塚２丁目１７０番地先
10	０２８	野々市市粟田２丁目１８３番地１２先
11	０２９	野々市市中林３丁目１５９番地１先
12	０３０	野々市市菅原町１１４番地２先
13	０３３	野々市市押野２丁目２００番地先
14	０４１	野々市市押野３丁目７１番地先

２　災害時給水井戸位置図



３　市公共施設災害対応型自動販売機設置場所一覧

令和８年２月末現在

■(株)コーシン

設置場所	台数	鍵保管場所
野々市市役所２階	1	地域振興課
交遊舎	1	地域振興課
つばきの郷公園	1	地域振興課
カレード西口ホワイエ（休憩所）	2	地域振興課

■サントリービバレッジソリューション(株)

設置場所	台数	鍵保管場所
野々市市役所１階	1	地域振興課
野々市中央公園	1	地域振興課
つばきの郷公園	2	地域振興課

■北陸コカ・コーラボトリング(株)

設置場所	台数	鍵保管場所
野々市市役所２階	1	遠隔操作※（地域振興課、市民協働課）
あらみや公園トイレ前	1	地域振興課
スポーツランド	1	遠隔操作※（地域振興課、市民協働課）
つばきの郷公園	1	遠隔操作※（地域振興課、市民協働課）
野々市中央公園	1	地域振興課

■(株)ベネフレックス

設置場所	台数	鍵保管場所
文化会館フォルテ	1	遠隔操作※（地域振興課、市民協働課）
市民体育館	1	遠隔操作※（地域振興課）

■ダイドードリンコ(株)

設置場所	台数	鍵保管場所
富奥防災コミュニティセンター	1	地域振興課

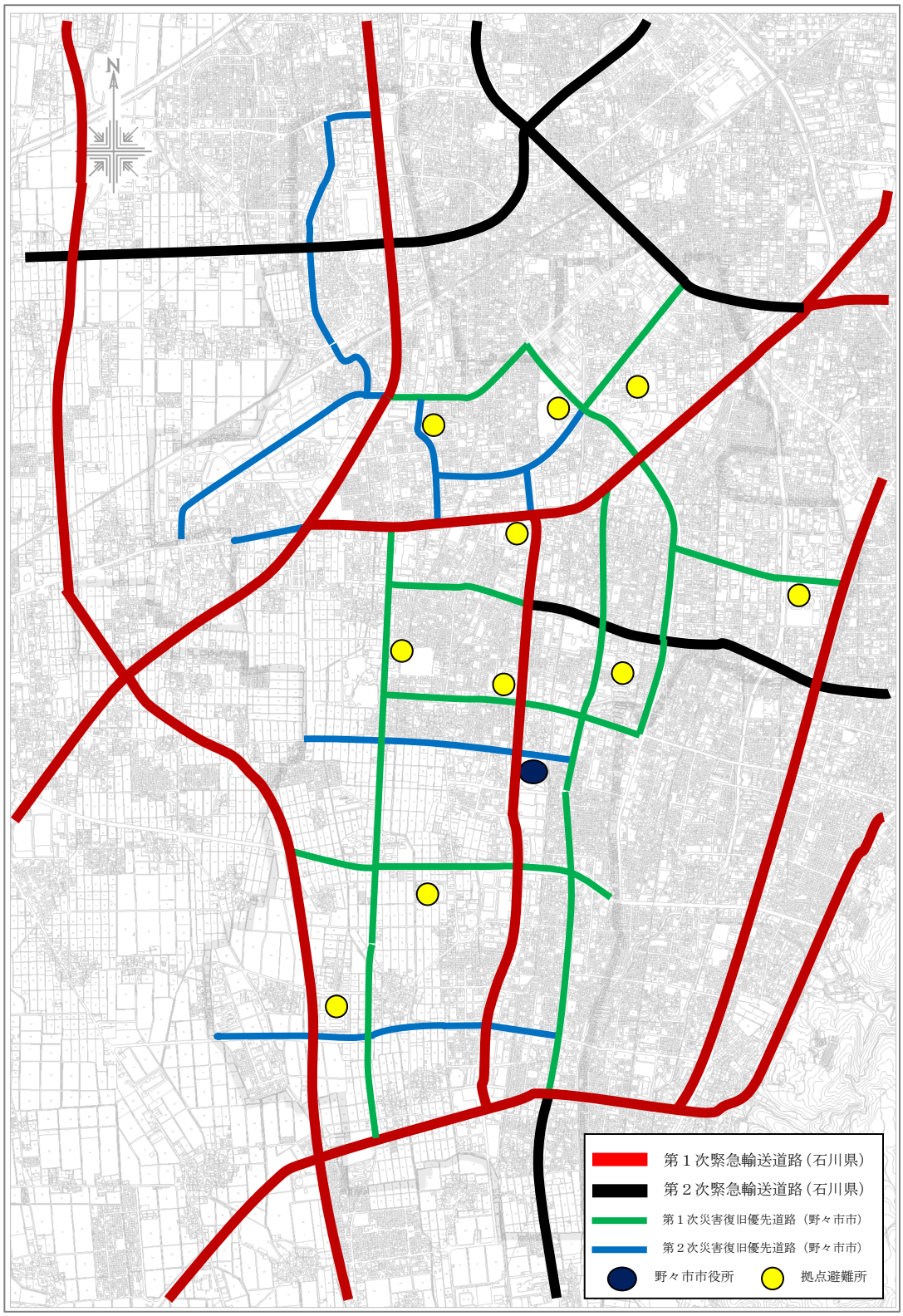
■大塚ウエルネスベンディング(株)

設置場所	台数	鍵保管場所
郷公民館	1	地域振興課

第５章　緊急輸送

第１節　緊急輸送道路等

１　緊急輸送道路及び災害復旧優先道路



(1) 緊急輸送道路（石川県）

ア　第１次緊急輸送道路

道路種別	路線名	区間
一般国道	８号	御経塚４丁目～蓮花寺町、郷町地内
一般国道	１５７号	押野４丁目～三日市３丁目、清金３丁目～末松１丁目
主要地方道	金沢小松線	新庄１丁目～上林１丁目
主要地方道	松任宇ノ気線	柳町地内
一般市道	本町新庄線	本町５丁目～上林４丁目

イ　第２次緊急輸送道路

道路種別	路線名	区間
一般県道	野々市鶴来線	新庄２丁目地内
一般県道	宮永横川町線	押野５丁目地内
一般市道	疋田御経塚線	御経塚４丁目～御経塚２丁目
一般市道	高尾郷線	扇が丘～本町５丁目

（２）災害復旧優先道路（野々市市）

ア　第１次災害復旧優先道路

道路種別	路線名	区間
一般県道	野々市鶴来線	横宮町～新庄３丁目
一般県道	窪野々市線	横宮町～高橋町
一般県道	額谷三浦線	粟田２丁目～清金２丁目
一般県道	野々市西金沢停車場線	押野１丁目～横宮町
一般市道	泉野野々市線	押越２丁目～二日市２丁目
一般市道	布水中学校線	押越１丁目～押野２丁目
一般市道	押野稲荷線	押野５丁目～押野１丁目
一般市道	本町２丁目住吉線	本町２丁目～住吉町
一般市道	高尾下林線	矢作１丁目～下林３丁目
一般市道	堀内上林線	堀内４丁目～上林２丁目
一般市道	高尾郷線	本町５丁目～堀内５丁目

イ　第２次災害復旧優先道路

道路種別	路線名	区間
一般県道	三日市松任線	三日市２丁目～徳用１丁目
一般県道	宮永横川町線	二日市３丁目～御経塚１丁目
一般県道	矢作松任線	矢作２丁目～下林２丁目
一般県道	倉部金沢線	御経塚３丁目地内
一般市道	野々市駅通り線	二日市３丁目地内
一般市道	稲荷野代線	野代１丁目～稲荷２丁目

道路種別	路線名	区間
一般市道	押野稲荷線	押野２丁目～稲荷１丁目
一般市道	四十万末松線	新庄３丁目～末松１丁目
一般市道	末松徳光線	末松１丁目～末松２丁目
一般市道	御経塚矢木線	御経塚３丁目～御経塚１丁目
一般市道	二日市田中線	二日市４丁目～郷２丁目
一般市道	本町新庄線	本町６丁目地内

２　防災拠点

種別	施設名	住所	電話
総合防災拠点	野々市市役所	三納１丁目１番地	２２７－６０００
活動拠点 （応援機関）	野々市中央公園	下林３丁目 97 番地	２４８－１２２３ （市民体育館）
場外離着陸場	野々市明倫高等学校	下林３丁目 309 番地	２４６－３１９１
	スポーツランドふれあい広場	中林５丁目１番地１	２９４－５８００ （スポーツランド）
物流拠点	野々市市スポーツセンター	押野２丁目 30 番地	２９４－５５１１
応急救護所	野々市市保健センター	三納３丁目 128 番地	２４８－３５１１
防災広場	野々市中央公園	下林３丁目 97 番地	２４８－１２２３ （市民体育館）
	つばきの郷公園	二日市５丁目 207 番地	―

※つばきの郷公園は浸水想定区域内にあるため、水害時は使用しないものとする。

第２節　緊急通行車両等

１　緊急通行車両一覧

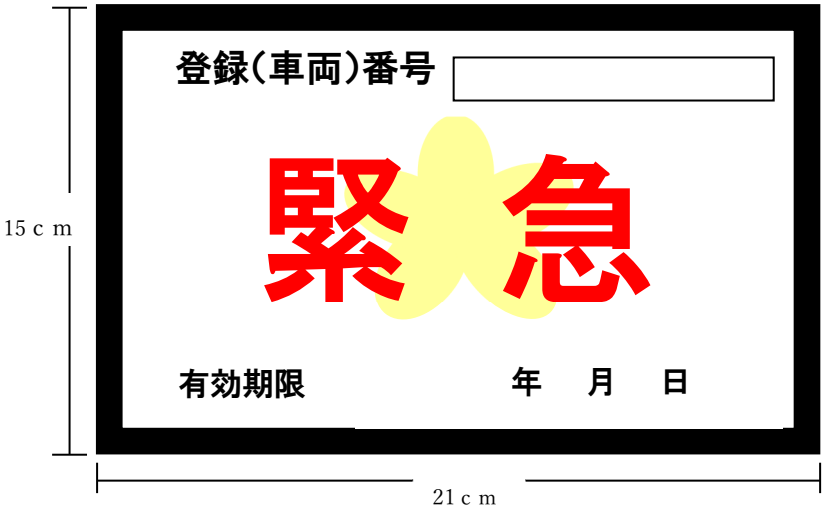
令和８年３月末現在

連	用途	ナンバー	ﾒｰｶｰ	車名	防災無線	屋外スピーカー	備考
1	救護・救助、避難指示等	300 ほ 2390	ﾄﾖﾀ	クラウンハイブリッド			R８登録
2	救護・救助、避難指示等	330 な 1601	ﾄﾖﾀ	クラウンハイブリッド			R８登録
3	救護・救助、避難指示等	530 と 1501	ﾄﾖﾀ	ヴォクシー			R８登録
4	救護・救助、避難指示等	483 え 1801	ｽｽﾞｷ	エブリイ			R８登録
5	救護・救助、避難指示等	501 ち 8089	ﾄﾖﾀ	カローラフィールダー		有	R８登録
6	救護・救助、避難指示等	580 さ 2046	三菱	ek ワゴン			R８登録
7	救護・救助、避難指示等	483 す 2002	日産	クリッパー			R８登録
8	救護・救助、避難指示等	480 う 6245	三菱	ミニキャブバン		有	R８登録
9	救護・救助、避難指示等	830 す 2023	日野	デュトロ	有	有	消防１分団
10	救護・救助、避難指示等	830 そ 2016	ﾄﾖﾀ	ハイエース	有	有	消防１分団
11	救護・救助、避難指示等	800 ね 2	ﾄﾖﾀ	ダイナ	有	有	消防２分団
12	救護・救助、避難指示等	830 さ 2014	ﾄﾖﾀ	ハイエース	有	有	消防２分団
13	救護・救助、避難指示等	830 す 2015	日野	デュトロ	有	有	消防３分団
14	救護・救助、避難指示等	830 さ 2012	ﾄﾖﾀ	ハイエース	有	有	消防３分団
15	救護・救助、避難指示等	830 の 119	日野	デュトロ	有	有	消防４分団
16	救護・救助、避難指示等	830 す 2013	ﾄﾖﾀ	ハイエース	有	有	消防４分団
17	救護・救助、避難指示等	830 た 2018	ﾄﾖﾀ	ヴォクシー	有	有	消防５分団
18	救護・救助、避難指示等	100 さ 4815	ﾄﾖﾀ	ハイエース		有	R８登録
19	救護・救助、避難指示等	400 た 1712	日産	AD バン		有	R８登録
20	救護・救助、避難指示等	300 ね 100	ｽﾊﾞﾙ	フォレスター		有	R８登録
21	救護・救助、避難指示等	583 か 1302	ﾏﾂﾀﾞ	フレア			R８登録
22	救護・救助、避難指示等	430 さ 1301	日産	キャラバン			R８登録
23	救護・救助、避難指示等	50 は 7297	三菱	ek ワゴン			R８登録
24	救護・救助、避難指示等	480 え 636	三菱	ミニキャブ			R８登録
25	救護・救助、避難指示等	40 や 3794	ｽﾊﾞﾙ	サンバー		有	R８登録
26	救護・救助、避難指示等	480 え 2546	三菱	ミニキャブ			R８登録
27	救護・救助、避難指示等	483 え 1701	ﾏﾂﾀﾞ	スクラムバン			R８登録
28	救護・救助、避難指示等	580 せ 8034	三菱	ek ワゴン			R８登録
29	救護・救助、避難指示等	800 さ 8791	三菱	デリカ		有	消防団本部
30	救護・救助、避難指示等	583 ち 2308	日産	サクラ			R８登録
31	救護・救助、避難指示等	580 た 3551	ﾀﾞｲﾊﾂ	ミライース		有	R８登録
32	救護・救助、避難指示等	400 す 7380	日産	バネット			R８登録
33	救護・救助、避難指示等	580 け 3374	ｽｽﾞｷ	ワゴン R			R８登録
34	救護・救助、避難指示等	301 さ 9129	ﾄﾖﾀ	RAV４			R８登録
35	救護・救助、避難指示等	200 さ 1288	日野	リエッセⅡ			R８登録
36	救護・救助、避難指示等	300 つ 4700	日産	キャラバン			R８登録
37	救護・救助、避難指示等	501 む 46	ﾄﾖﾀ	シエンタ			R８登録
38	救護・救助、避難指示等	330 ま 2307	日産	キャラバンワゴン			R８登録
39	救護・救助、避難指示等	530 は 1502	ﾄﾖﾀ	ヴォクシー			R８登録
40	救護・救助、避難指示等	530 ち 1602	ﾄﾖﾀ	ノア			R８登録
41	救護・救助、避難指示等	483 う 2001	ｽｽﾞｷ	エブリイ			R８登録
42	救護・救助、避難指示等	580 け 4663	ｽｽﾞｷ	ワゴン R			R８登録
43	救護・救助、避難指示等	580 こ 8540	三菱	ek ワゴン			R８登録
44	救護・救助、避難指示等	300 ひ 332	ﾄﾖﾀ	プリウス			R８登録
45	救護・救助、避難指示等	480 か 5698	ﾀﾞｲﾊﾂ	ハイゼットカーゴ			R８登録
46	救護・救助、避難指示等	483 い 1503	ｽｽﾞｷ	エブリィ			R８登録
47	救護・救助、避難指示等	483 あ 1603	ｽｽﾞｷ	エブリィ			R８登録

48	救護・救助、避難指示等	800 さ 7875	ｲｽｽﾞ	エルフ		有	消防団本部
49	救護・救助、避難指示等	583 う 1802	ﾄﾖﾀ	ピクシスエポック			R８登録
50	救護・救助、避難指示等	480 け 1127	三菱	ミニキャブ			R８登録
51	救護・救助、避難指示等	483 く 1132	三菱	ミニキャブ		有	R８登録
52	施設及び設備の応急復旧等	883 あ 4132	三菱	ミニキャブ		有	R８登録
53	施設及び設備の応急復旧等	830 さ 1132	日野	デュトロ（給水車）		有	R８登録
54	施設及び設備の応急復旧等	88 ぬ 6823	ﾄﾖﾀ	ランドクルーザー			R８登録
55	施設及び設備の応急復旧等	483 い 2306	日産	NT100 クリッパートラック			R８登録
56	施設及び設備の応急復旧等	480 う 6727	三菱	ミニキャブ			R８登録
57	施設及び設備の応急復旧等	830 さ 3232	ﾄﾖﾀ	タウンエース			R８登録
58	施設及び設備の応急復旧等	000 る 394	ｷｬﾀﾋﾟﾗｰ	ホイールローダ			R８登録
59	施設及び設備の応急復旧等	800 さ 1371	ﾄﾖﾀ	ハイエース		有	R８登録
60	施設及び設備の応急復旧等	430 さ 2174	ﾄﾖﾀ	プロボックスバン			R８登録
	届け出済み車両	45 台					
	届出不要	15 台					

２　標章及び緊急通行車両確認証明書

標章及び緊急通行車両確認証明書は、災害発生時において事前届出済証を警察署へ提示して交付を受ける。



備　考

ア　色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。

イ　記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。

別記様式第５(第６条の２関係)

第　　号 年　月　日 緊　急　通　行　車　両　確　認　証　明　書 知　事　印 公安委員会　印		
番号標に表示されている番号		
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)		
活　動　地　域		
車両の使用者	住　所	(　)　局　番
	氏名又は名称	
有　効　期　限		
備　考		

備考　用紙は、日本産業規格Ａ４とする。

第３節　救援航空機等

１　自衛隊航空機の行う災害活動に対する諸準備

（１）空中偵察中の自衛隊航空機との連絡

自衛隊航空機が空中偵察をしていることを発見した場合、関係者は次の１メートル四方の旗を左右に振り連絡すること。なお、異常のない場合は、旗は振らないこと。

ア　急患が発生している場合　赤　旗

イ　食糧が極度に不足している場合　青　旗

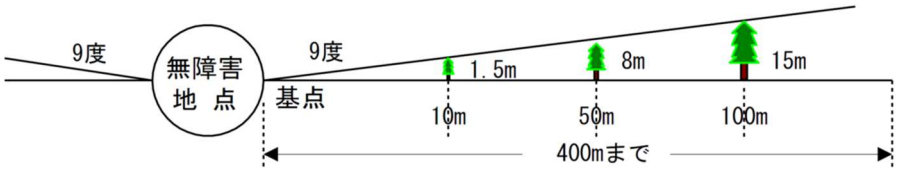
ウ　両方とも発生している場合 赤青両旗

（２）ヘリコプター発着場の設定

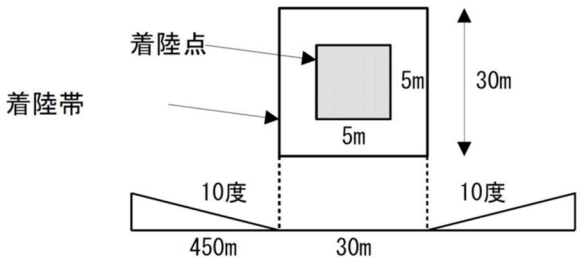
ヘリコプターの離着陸のための適地としては、平坦（こう配４°～５°以下）であって、周囲に建物、かん木及び電線等の障害物がなく、また積雪のある場合は踏み固める。

ア　次の基準を満たす地積（ヘリポート）を確保する。この際、土地の所有者又は管理者との調整を確実に実施する。

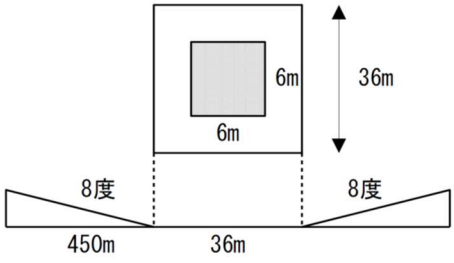
（ア）ヘリコプターの種別による着陸地点及び無障地点の基準



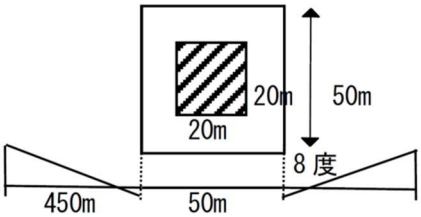
a　ＯＨ－６



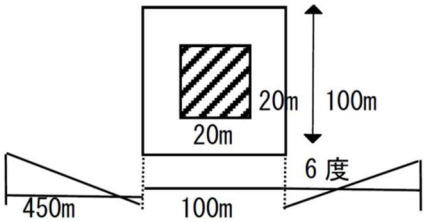
b　ＵＨ－１



c　ＵＨ－６０



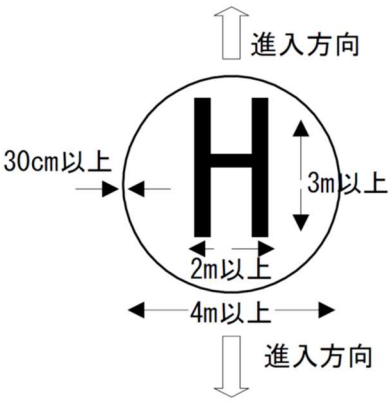
d　ＣＨ－４７



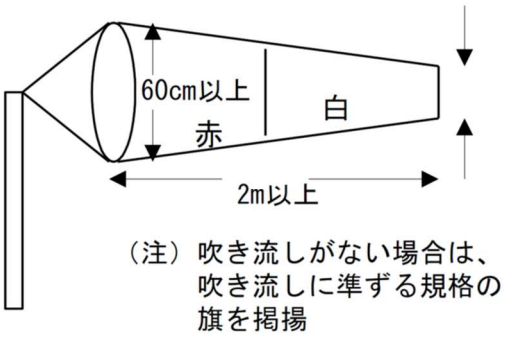
（イ）着陸地点の地盤は、堅固で平坦地であること。

イ　着陸地点には、次の基準の・記号を風と平行方向に向けて表示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速の判定ができる吹き流しを掲揚する。

（ア）・記号の基準（ｲ）吹き流しの基準



石灰等で標示、積雪時は墨汁、
絵の具等で明瞭に表示。



・生地は繊維
・型は円形帯

（注）吹き流しがない場合は、
吹き流しに準ずる規格の

ウ　危害予防の措置

（ア）　着陸地帯への立入禁止

着陸地帯及びその近傍において運行上の障害となるおそれがある範囲には、立ち入らせない。

（イ）　防塵措置

表土が砂塵の発生しやすいところでは、航空機の進入方向に留意して散水等の措置を講ずる。

２　飛行場外離着陸場等一覧

県指定飛行場外離着陸場（航空法第７９条）

所在地	名　称	電話番号
下林３丁目 309	野々市明倫高校	246-3191
中林５丁目 1-1	ふれあい広場	294-5800 （スポーツランド）

市指定臨時離着陸場

所在地	名　称	電話番号
本町５丁目 3-1	野々市市立野々市小学校グラウンド	248-0084
稲荷４丁目 128	野々市市立御園小学校グラウンド	248-3201
菅原町 20-1	野々市市立菅原小学校グラウンド	246-6066
中林５丁目 70	野々市市立富陽小学校グラウンド	246-4380
押野３丁目 71	野々市市立館野小学校グラウンド	248-0622
三納３丁目１	野々市市立野々市中学校グラウンド	246-0115
押野２丁目 100	野々市市立布水中学校グラウンド	248-0039
三納１丁目２	あらみや公園	227-6000
上林１丁目 180	野々市市健康広場	248-1223 （市民体育館）
上林４丁目 665	野々市南部公園	227-6000
下林３丁目 97	野々市中央公園運動広場	248-1223 （市民体育館）
下林３丁目 97	野々市中央公園野球場	248-1223 （市民体育館）
押野１丁目 339	野々市市押野中央公園運動広場	248-1223 （市民体育館）
御経塚１丁目 549	野々市市御経塚史跡公園	246-0133
粟田５丁目 412	粟田６号緑地	227-6000
扇が丘 7-1	金沢工業大学グラウンド	248-1100
中林３丁目 11-1	石川県立大学グラウンド	227-7220
二日市５丁目 207	つばきの郷公園	227-6000

第６章　復旧

１　野々市市建設業協同組合加盟業者一覧

組合事務所　　野々市市建設業協同組合
野々市市白山町８番１６号（TEL 294-0691）

令和８年１月末現在

番号	業 者 名	所　在 地	電話番号	ＦＡＸ
1	石浦組	野々市市本町４丁目１６番５号	248-0166	248-2663
2	㈲石原建設工業	野々市市中林４丁目５６番地２	246-2652	246-2637
3	㈱オクタカ工業	野々市市下林２丁目６６番地	248-6661	248-6050
4	㈱河合組	野々市市押野４丁目２２２番地	248-2160	248-6861
5	川辺建設㈱	野々市市扇が丘１０番１７号	246-2316	246-2328
6	㈱北村工務店	野々市市住吉町３番４２号	246-0500	248-8633
7	㈲コウセイ	野々市市中林２丁目７番地５	227-0804	294-4751
8	㈱清水建築	野々市市本町１丁目２２番２０号	248-0534	248-1158
9	㈱下川組	野々市市粟田３丁目３９５番地	208-4511	208-4533
10	拓土建設㈱	野々市市清金１丁目１４９番地２	248-5434	248-5034
11	津村土建㈱	野々市市若松町６番１３号	248-5017	223-6585
12	㈲西尾商店	野々市市住吉町１２番４号	248-3691	248-6938
13	㈱野々市工建	野々市市本町５丁目２０番８号	246-2356	246-2632
14	㈱ホクハツ	野々市市若松町１０番１３号	239-4588	239-0629
15	㈱堀建設	野々市市新庄６丁目８０６番地	246-1610	246-1612
16	㈱升方工務店	野々市市三納２丁目１２３番地１	248-2274	248-8668
17	みのり建設㈱	野々市市新庄１丁目２５７番地 白山市佐良タ１２３番地	248-6655 255-5211	248-8213 255-5744
18	宮向建築㈱	野々市市粟田３丁目６１番地	246-5248	246-5379
19	㈱谷内工業	野々市市下林４丁目５０４番地２	294-8288	294-8333

２　野々市市管工事協同組合加盟業者一覧

組合事務所　　野々市市管工事協同組合
野々市市藤平田２丁目６７　（電話 248-0047　FAX248-0062）

令和７年５月末現在

番号	業　者　名	所　在　地	電話番号	ＦＡＸ
1	石川工業	野々市市太平寺４丁目１４０	２４８－０６３０	２４８－３２６７
2	（株）いずみや	野々市市若松町５４２	２８７－３２４９	２８７－３２５９
3	川畑工業所	野々市市本町１丁目５－１０	２４８－０３６８	２４８－０３８７
4	大智（株）	野々市市御経塚３丁目６５	２４９－９４７７	２４９－８５６７
5	中部産業（株）	白山市井口町に７７－１	２７３－０７４７	２７３－４７３６
6	塚崎設備工業	野々市市御経塚３丁目３８５	２４９－０６３４	２４９－０６３７
7	（株）中川設備工業	野々市市菅原町１５－２	２４８－３８８４	２４８－１４５８
8	（株）橋設備工業	金沢市横川６丁目１００	２４７－７７８４	２４１－４８９７
9	ふじまさ	野々市市住吉町１６－２５	２９４－５３６５	２９４－５３６５
10	三谷産業コンストラクションズ(株)	野々市市御経塚３丁目４７	２６９－９９８８	２６９－４３１１
11	みなみ設備工業（株）	金沢市高尾南３丁目７０	２９６－３７３１	２２０－７１２２
12	（有）宮田住設	野々市市新庄５丁目１３３	２４６－５４６０	２４６－５８１３
13	山﨑商事（株）	白山市小柳町ろ－１４５	２７３－５３５５	２７３－５５８４
14	(有)山﨑住設	野々市市新庄２丁目２０７	２８７－３６１１	２８７－５９４４

３　野々市市造園業協同組合加盟業者一覧

令和７年４月１日現在

番号	業　者　名	所　在　地	電話番号	ＦＡＸ
1	㈱アルファーグリーン	野々市市太平寺１丁目８２番地１	246-5031	246-5045
2	㈲絹川造園	野々市市本町２丁目２４番１０号	248-1524	248-1549
3	㈱栗山造園	野々市市末松２丁目８１番地	248-0782	248-6440
4	㈲沢村造園	野々市市堀内２丁目１３２番地	248-5776	213-8166
5	沢初造園	野々市市堀内２丁目１３０番地	248-5777	248-5999
6	㈲谷造園	野々市市本町２丁目２０番４号	248-0151	248-9963
7	扇緑地中山造園	野々市市徳用２丁目２９２番地	248-3400	248-4033
8	㈱向川外樹園	野々市市二日市２丁目１３８番地	248-5333	248-5332

４　石油販売業者一覧

令和８年２月１日現在

番号	事業所名	郵便番号	所在地	電話番号
1	株式会社金沢丸善 ワンダフルセルフ新庄	921-8824	野々市市新庄６丁目５８０番地	246-8550
2	協和石油販売株式会社 じょんからＳＳ	921-8814	野々市市菅原町１９番１号	246－0001
3	マルネン株式会社 堀内給油所	921-8844	野々市市堀内２丁目２０６番地	294-2290
4	野々市農業協同組合 ＪＡののいちＪＡＳＳ－ＰＯＲＴ 富奥給油所	921-8823	野々市市粟田５丁目３９０番地	248-8989
5	北星産業株式会社 北星ファイブ野々市ＳＳ	921-8817	野々市市横宮町６番１号	248-1288
6	株式会社ＥＮＥＯＳモビリニア 野々市新庄店	921-8824	野々市市新庄６丁目６４１番地	294-3303
7	三愛オブリ北陸株式会社 オブリステーション野々市	921-8815	野々市市本町５丁目３１４番地	246-8338
8	丸一石油株式会社 Dr.Drive セルフ御経塚店	921-8801	野々市市御経塚１丁目４７０番地	294-8851
9	ナヴィ株式会社 エコノ新庄給油所	921-8824	野々市市新庄３丁目１２５番地	248-5772
10	株式会社三谷サービスエンジン 加賀産業道ＳＳ	921-8835	野々市市上林５丁目４３番地	248-0068
11	株式会社三谷サービスエンジン Dr.Drive コーディアルののいち店	921-8806	野々市市三日市３丁目３４６番地	248-2105
12	株式会社ＪＡ建設エナジー ののいち給油所	921-8812	野々市市扇が丘３２番９号	246-5866
13	株式会社三谷サービスエンジン Dr.Drive エコウィング御経塚店	921-8801	野々市市市御経塚３丁目４６番地	249-5155
14	コストコホールセールジャパン株式会社 野々市ガスステーション	921-8848	野々市市柳町３０１番地１	275-8555

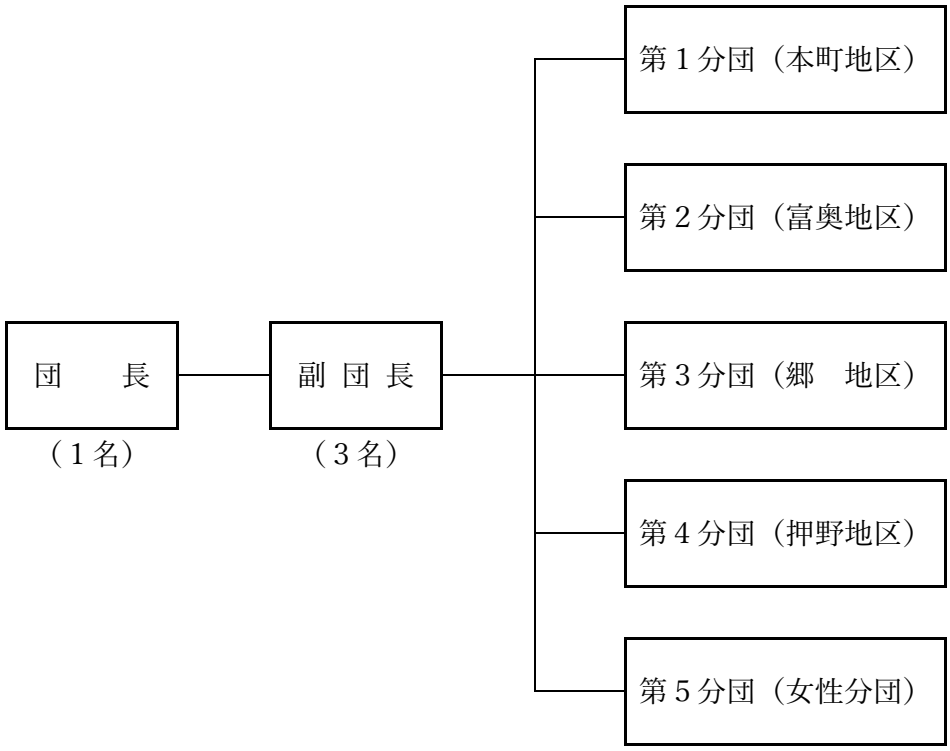
第７章　消防

１　野々市市の消防組織

令和８年１月１日現在

名　　称	人　員	消　防　車　両	台 数
白山野々市広域事務組合 野々市消防署	署長以下 34 名	２５m級屈折はしご付消防ポンプ自動車	1　台
		救急自動車	1　台
		水槽付消防ポンプ自動車	1　台
		中型消防ポンプ自動車	1　台
		連絡車	1　台
野々市市消防団	団長以下 112 名	中型消防ポンプ自動車	4　台
		救助用資機材搭載車	1　台
		小型動力ポンプ付積載車	5　台
		指令車	1　台

野々市市消防団組織図



２　消火栓及び防火水槽設置状況

令和８年２月末現在

本町地区

町　名	消火栓	防火水槽 （浄化槽転用含む）
本町１丁目	36	1
２丁目	20	
３丁目	12	1
４丁目	24	
５丁目	21	
６丁目	26	
若松町	26	
横宮町	24	
高橋町	27	
扇が丘	44	
住吉町	26	
菅原町	25	
白山町	14	
小　計	**325**	**2**

郷地区

町　名	消火栓	防火水槽 （浄化槽転用含む）
田尻町	11	
三日市１丁目	8	1
三日市２丁目	16	
三日市３丁目	14	
二日市町	4	
二日市１丁目	8	
二日市２丁目	6	
二日市３丁目	10	
二日市４丁目	15	
二日市５丁目	14	
徳用１丁目	3	
徳用２丁目	20	3
徳用３丁目	14	
郷町	2	
郷１丁目	6	
郷２丁目	12	1
蓮花寺町	9	2
柳町	19	2
長池	6	
稲荷１丁目	4	
２丁目	14	2
３丁目	6	

４丁目	9	
堀内１丁目	1	
２丁目	10	
３丁目	8	
４丁目	5	
５丁目	13	
西部中央土地区画	11	
小　計	**278**	**11**

押野地区

町　名	消火栓	防火水槽 (浄化槽転用含む)
押越１丁目	9	1
２丁目	10	
野代１丁目	5	
２丁目	8	
３丁目	9	
押野１丁目	26	2
２丁目	16	2
３丁目	21	2
４丁目	13	
５丁目	20	
６丁目	12	
７丁目	10	
御経塚１丁目	23	1
２丁目	11	
３丁目	24	
４丁目	18	
５丁目	8	
小　計	**243**	**8**

富奥地区

町　名	消火栓	防火水槽 (浄化槽転用含む)
三納１丁目	11	
三納２丁目	11	
三納３丁目	15	
藤平	4	
位川	19	
太平寺１丁目	15	
２丁目	9	
３丁目	9	
４丁目	11	
粟田１丁目	22	
２丁目	23	2
３丁目	25	1
４丁目	12	

５丁目	20	
６丁目	16	1
下林１丁目	6	
２丁目	3	
３丁目	8	
４丁目	24	
新庄１丁目	16	
２丁目	26	
３丁目	20	1
４丁目	12	1
５丁目	15	1
６丁目	21	
藤平田１丁目	16	
２丁目	9	
中林土地区画整理地区	7	
中林１丁目	19	
２丁目	11	
３丁目	4	
４丁目	2	
５丁目	4	
上林１丁目	0	
２丁目	8	1
３丁目	8	1
４丁目	18	
５丁目	8	
矢作１丁目	16	1
２丁目	10	1
３丁目	14	1
４丁目	3	
末松１丁目	4	1
２丁目	25	1
３丁目	0	
清金１丁目	2	
２丁目	4	
３丁目	13	
小　計	**578**	**14**

全地区合計	**1,424**	**35**

３　防火水槽及び浄化槽転用水槽一覧

令和６年１月末現在

■防火水槽一覧

	設置年度	設置場所	水量（㎥）	設置年月日	備考
1	50 年度	粟田 6 丁目　(263)　粟田 5 号緑地	40	昭和 50 年度	空地用　宅地造成
2	51 年度	柳町　(77 先)	40	昭和 51 年 12 月 7 日	道路用
3	52 年度	新庄 5 丁目　(101 先)	40	昭和 52 年 10 月 20 日	道路用
4	52 年度	柳町　(50-2 先)	40	昭和 52 年 10 月 28 日	道路用
5	53 年度	蓮花寺町　(230 先)	40	昭和 53 年 11 月 30 日	道路用
6	53 年度	矢作 1 丁目　(184)　矢作公民館	40	昭和 53 年 11 月 30 日	空地用
7	53 年度	粟田 3 丁目　(250)　粟田 3 号緑地	40	昭和 53 年度	空地用　宅地造成
8	53 年度	新庄 3 丁目　(199 先)	40	昭和 53 年度	空地用　宅地造成
9	54 年度	矢作 2 丁目　(35 先)	40	昭和 54 年 11 月 10 日	道路用
10	55 年度	御経塚 1 丁目 (288 先)	40	昭和 55 年 11 月 19 日	道路用
11	55 年度	新庄 4 丁目　(64 先)	40	昭和 55 年 11 月 20 日	道路用
12	56 年度	稲荷 2 丁目　(32 先)	40	昭和 56 年 8 月 18 日	道路用
13	56 年度	矢作 3 丁目　(35)　矢作西城公園	40	昭和 56 年 12 月 22 日	道路用
14	56 年度	徳用 2 丁目　(296 先)	40	昭和 56 年 12 月 22 日	道路用
15	56 年度	押越 1 丁目　(137 先)	40	昭和 57 年 3 月 16 日	道路用
16	57 年度	本町 3 丁目　(10-12) 旧本町児童館	40	昭和 57 年 8 月 18 日	空地用
17	57 年度	稲荷 2 丁目　(３先)	40	昭和 57 年 9 月 21 日	道路用
18	57 年度	粟田 2 丁目　(164 先)	40	昭和 57 年 11 月 20 日	道路用
19	58 年度	粟田 2 丁目　(231-1 先)	40	昭和 58 年 11 月 2 日	道路用
20	60 年度	押野 1 丁目　(2 先)	40	昭和 60 年 10 月 1 日	道路用
21	60 年度	徳用 2 丁目　(8 先)	40	昭和 61 年 2 月 8 日	道路用
22	3 年度	押野 3 丁目　(70 先)	40	平成 3 年 12 月 20 日	道路用
23	3 年度	押野 1 丁目　(284 先)	40	平成 3 年 12 月 20 日	道路用
24	7 年度	上林 3 丁目　(183-1 先)	40	平成 7 年 10 月 25 日	道路用
25	7 年度	上林 2 丁目　(144-1 先)	40	平成 7 年 12 月 25 日	道路用
26	9 年度	徳用 2 丁目　(375 先)	40	平成 9 年 12 月 19 日	道路用
27	10 年度	末松 1 丁目　(１先)	40	平成 10 年	道路用　県の圃場事業で設置し、その後町管理となったもの。
28	13 年度	本町 1 丁目　(4-102) 本町北公園	40	平成 13 年 6 月頃	空地用　開発行為により開発者が設置し、その後町に帰属したもの。
29	14 年度	末松 2 丁目　(1039)　末松ふれあい公園	40	平成 14 年	空地用　石川県住宅供給公社が設置し、その後町に帰属したもの。
30	15 年度	三日市 1 丁目 (95 先)	40	平成 16 年 3 月 31 日	道路用　Ｓ55 年設置の防火水槽に替わって新設
31	15 年度	郷 2 丁目　(169 先)	40	平成 16 年 3 月 31 日	道路用
32	16 年度	蓮花寺町　(25 先)	40	平成 16 年 7 月 20 日	道路用　開発行為により開発者が設置し、その後町に帰属したもの。
33	4 年度	押野 2 丁目　(217-30)　押野 1 号緑地	40	令和 4 年 4 月 8 日	空地用、開発行為により開発者が設置し、その後市に帰属したもの。

令和６年１月末現在

■浄化槽転用水槽一覧

	設置年度	設置場所	水量（㎥）	設置年月日	備考
1	7 年度	押野 2 丁目　（100）　布水中	130	平成 7 年度	
2	11 年度	押野 3 丁目　（71）　館野小	163	平成 11 年度	

第８章　水防

１　水防実施計画

１　目　的

この計画は、水防法及び石川県水防計画の定めるところにより、市内の河川等の氾濫を警戒し、洪水を防御するとともに、これによる被害を軽減することを目的として、水防活動に関する必要な事項を定め、万全を期することを目的とする。

２　組　織

水防本部は、水防活動に関係の深い部及び課で編成し、野々市市役所内に設置する。

＜ 水 防 本 部 ＞　（野々市市役所内）

本 部 長（市 長）
副本部長（副市長）（教育長）

※市長が不在の場合及び連絡が取れない場合の意思決定者の順位は下記のとおりとする
副市長 → 教育長 → 総務部長 → 建設部長

- 総務対策部長（総務部長）
  被害情報収集及び調査
  - 総務対策担当（総務課長）（税務課長）
  - 水 防 団（消 防 団）
- 生活対策部長（地域政策部長）
  情報伝達及び広報活動
  - 生活対策担当（市民協働課長）
- 福祉対策部長（健康福祉部長）
  要配慮者の支援
  - 福祉対策担当（福祉総務課長）（介護長寿課長）（子育て支援課長）（健康推進課長）（教育総務課長）
- 被害対策部長（建設部長）
  道路等の応急復旧
  - 被害対策担当（土木課長）（建築住宅課長）（都市整備課長）（上下水道課長）
  - 水防協力団体（建設業協同組合）（管工事協同組合）
- 避難対策部長（教育部長）
  避難所の開設、運営
  - 避難対策担当（教育総務課長）（生涯学習課長）（スポーツ振興課長）

※ [　　] は、関係団体

３　水防本部組織の業務分掌

水防本部組織の業務分掌は、次のとおりとする。

水防本部組織に属する者は、責任の重大性を自覚して、常に気象及び水位状況等に注意して、水防業務の完全なる遂行に努めるものとする。

○ 総 務 対 策 部（被害情報収集及び調査）【総務部】

- 災害情報の総括的受信伝達に関すること
- 水防団（消防団）の出動要請に関すること
- 防災行政無線等の確保に関すること
- 関係機関との連絡・調整に関すること
- 市施設の被害調査に関すること
- 住宅地の浸水状況の把握に関すること
- 被害記録に関すること

○ 生 活 対 策 部（情報伝達及び広報活動）【地域政策部】

- 町内会及び住民に対する広報に関すること

○ 福 祉 対 策 部（要配慮者の支援）【健康福祉部】

- 浸水想定区域内における、健康福祉部局の要配慮者利用施設の避難情報に関すること

○ 被 害 対 策 部（道路等の応急復旧）【建設部】

- 水防現地班及び水防協力団体の出動要請に関すること
- 道路、橋りょう、河川等の被害調査及び応急復旧に関すること
- 交通不通箇所の調査及びその対策に関すること
- 応急復旧に要する土木機械及び資材等の調達確保・輸送に関すること
- 用排水路、樋門等農業用施設の水防活動に関すること
- 農地及び農業用施設の被害調査並びに応急対策に関すること
- 上下水道施設の被害調査及び応急復旧に関すること

○ 避 難 対 策 部（避難所の開設、運営）【教育部】

- 浸水想定区域内における教育部局の要配慮者利用施設の避難情報に関すること
- 避難所の開設及び運営に関すること

○ 水 防 団（消防団）

水防団は野々市市消防団とし、責任者は消防団長とする

消防団長の指示により、区域を越えて活動する場合がある

分 団 名	分担区域
第１分団	本町地区
第２分団	富奥地区
第３分団	郷地区
第４分団	押野地区

○ 水防協力団体

水防協力団体は、次の団体を指定する

野々市市建設業協同組合（応急土木活動）

野々市市管工事協同組合（上下水道の応急土木活動）

４　水 防 施 設

水防資材倉庫又は代用備蓄場（土のう置場）を設け、水防資材を備蓄し、緊急時に対処できるよう準備しておくものとする。

○ 水防資材倉庫

0	所在地
富奥水防倉庫	中林五丁目
防災コミュニティセンター	本町一丁目
第１コミュニティ消防センター	本町二丁目
野々市市役所地下備蓄倉庫	三納一丁目
富奥防災コミュニティセンター防災倉庫	中林五丁目
第３コミュニティ消防センター	田尻町
第４コミュニティ消防センター	押野二丁目

○ 代用備蓄場（土のう置場）

水防協力団体〔野々市市建設業協同組合〕に協力を依頼する

２　情報等の連絡体制

１．災害等において、緊急と判断される通報（大雨注意報、洪水注意報、強風注意報、大雨警報、洪水警報、暴風警報、大雨特別警報、暴風特別警報又は災害発生の情報等）を受けた者〔総務課職員、土木課職員、当直員(警備員)〕は、担当班〔班長、副班長〕に連絡する

連絡を受けた担当班〔班長、副班長〕は、気象状況等を把握し、状況に応じて、水門管理者〔生産組合〕に連絡する

そして、総務対策担当〔総務課長〕、被害対策担当〔土木課長〕に報告するとともに配備体制の確認を行う

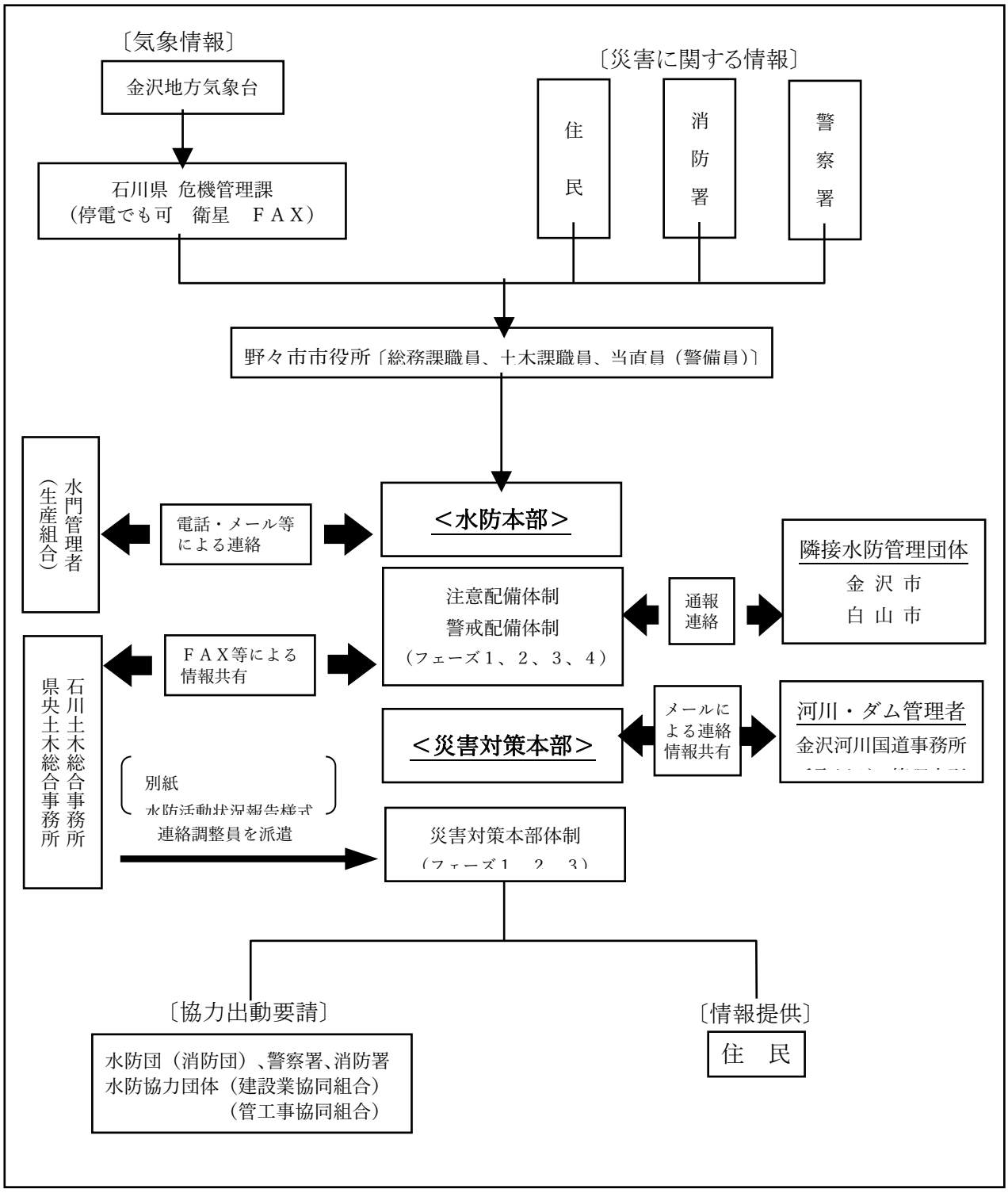
２．本部長〔市長〕、副本部長〔副市長、教育長〕への連絡については、総務対策部長〔総務部長〕、被害対策部長〔建設部長〕が行うものとする

３．水防団〔消防団〕、警察署、消防署への協力出動要請については、総務対策担当〔総務課〕より行う

４．応急復旧作業（土のう積み等）については、担当班〔班長、副班長〕が総務対策担当〔総務課長〕に連絡のうえ、被害対策担当〔土木課〕より、水防協力団体〔野々市市建設業協同組合〕に依頼し、状況に応じて追加（補充）を依頼する

５．大規模災害発生時などにより災害対策本部を設置する場合には、必要に応じて、県〔石川土木総合事務所〕から、市に連絡調整員が派遣される

情報等の連絡体制


〔気象情報〕
金沢地方気象台
石川県 危機管理課
（停電でも可　衛星　ＦＡＸ）
〔災害に関する情報〕
住民
消防署
警察署
野々市市役所〔総務課職員、土木課職員、当直員（警備員）〕
水門管理者（生産組合）
電話・メール等による連絡
＜水防本部＞
隣接水防管理団体
金沢市
白山市
注意配備体制
警戒配備体制
（フェーズ１、２、３、４）
通報連絡
ＦＡＸ等による情報共有
石川土木総合事務所
県央土木総合事務所
＜災害対策本部＞
メールによる連絡情報共有
河川・ダム管理者
金沢河川国道事務所
別紙
水防活動状況報告様式
連絡調整員を派遣
災害対策本部体制
（フェーズ１　２　３）
〔協力出動要請〕
水防団（消防団）、警察署、消防署
水防協力団体（建設業協同組合）
（管工事協同組合）
〔情報提供〕
住　民

３　配備体制

警戒レベル	配備の基準		体　制	配備の内容	配備人員（参集）	配備人員(待機)
	気象情報	水防警報・水位				
警戒レベル１	**・早期注意情報**		**通常体制**	・最新の気象情報等を収集 ・水門管理者（生産組合）に注意喚起	総務課（水防団担当）、土木課職員、当直員（警備員）	
警戒レベル２	**・大雨注意報** **・洪水注意報**		**注意配備体制**	・気象状況等を把握し、配備体制を確認 ・水門管理者（生産組合）に水門等の確認を依頼（土木課） ・総務課長、土木課長に状況を報告（第１次担当班長、副班長）	**第１次担当班長、副班長**	第１次担当班員（１個班体制）、 総務課長、土木課長
	・大雨注意報 **・洪水注意報** ※注意報が警報に切替る恐れがあるとき		**水防本部体制** **警戒配備体制** **フェーズ１**	・河川等のパトロールを実施・報告 （注意すべき水門箇所の操作・確認）※【注意すべき水門等箇所図】参照 ・水防協力団体（建設業協同組合等）に注意喚起（土木課） ・総務部長、建設部長に状況を報告（総務課長、土木課長）	**第１次担当班員（１個班体制）** 総務課長、土木課長（状況により参集）	総務課（水防団担当）、 総務部長、建設部長、 土木課
	・大雨注意報 **・洪水注意報** ※注意報が警報に切替る恐れがあるとき	**水防警報(準備)** 水防団待機水位を超えたとき 手取川鶴来(0.9m) 高橋川四十万田橋(0.4m) 安原川長池(1.0m) 伏見川米泉(1.6m)	**フェーズ２**	・河川等の監視パトロールを実施・報告（第１次担当班） （重点パトロール箇所の警戒）※【重点パトロール箇所図】参照 ・消防団長に水防団（消防団）の待機を連絡する（総務課（水防団担当）） ・状況により、警察（交通規制等）、消防（被害復旧作業等）に協力を依頼する（総務課（水防団担当）） ・状況により、水防協力団体（建設業協同組合等）に応急復旧作業（土のう積み等）を依頼（第１次担当班長、副班長） ・状況により、市長、副市長、教育長に状況を報告（総務部長、建設部長）	**総務課（水防団担当）、** **総務課長、土木課長** 総務部長、建設部長（状況により参集）、 土木課（状況により参集）	地域政策部長、健康福祉部長、教育部長、 税務課長、市民協働課長、 福祉総務課長、介護長寿課長、 子育て支援課長、健康推進課長、 教育総務課長、生涯学習課長 建設部各課長（土木課長は除く） 第２次担当班員（２個班体制）※1 ※1 応急復旧作業（土のう積み等）の必要時
	・大雨注意報 **・洪水注意報** ※注意報が警報に切替る恐れがあるとき	**水防警報(出動)** 氾濫注意水位を超えたとき 手取川鶴来(1.4m) 高橋川四十万田橋(0.5m) 安原川長池(1.4m) 伏見川米泉(2.0m)	**フェーズ３**	**緊急対策、応急復旧等の実施を検討（「水防本部会議」を開催）** **※会議の招集メンバーは総務部長、建設部長の協議による** ・被害箇所のパトロールを実施・報告（第１次担当班） ・水防協力団体（建設業協同組合等）に応急復旧作業等を依頼（第１次担当班長、副班長） ・被害箇所の応急復旧作業等を実施・報告（第２次担当班） ・警察（交通規制）、消防（被害復旧作業）の協力を依頼する（総務課（水防団担当）） ・水防団（消防団）の出動を要請する（総務課（水防団担当）） ・状況により、広報（住民周知用）の準備・実施（総務課（水防団担当）） ・状況により、関係各部長に緊急対策･被害状況を報告し、対策等を把握（総務課長、土木課長） ・市長、副市長、教育長に状況を報告（総務部長、建設部長）	**第２次担当班員（２個班体制）、** **総務部長、建設部長、** **地域政策部長、健康福祉部長、教育部長、** **税務課長、市民協働課長、** **福祉総務課長、介護長寿課長、** **子育て支援課長、健康推進課長、** **教育総務課長、生涯学習課長、** **建設部各課長（土木課長は除く）** **土木課**	市長、副市長、教育長、 スポーツ振興課長、 被害情報収集担当（総務課（水防団担当を除く）、税務課）、 広報広聴担当（市民協働課）、 要配慮者担当（福祉総務課、介護長寿課、 子育て支援課、健康推進課、教育総務課）、 自主避難所担当（生涯学習課）、 応急復旧担当（建設部各課(土木課を除く)）
	・大雨注意報 **・洪水注意報** ※注意報が警報に切替る恐れがあるとき	**水防警報(出動)** 避難判断水位を超える恐れがあるとき 手取川鶴来(2.3m) 高橋川四十万田橋(0.6m) 安原川長池(1.7m) 伏見川米泉(3.1m)	**フェーズ４**	**「災害対策連絡会議」の開催を検討(「水防本部会議」を開催)** **※会議の招集メンバーは総務部長、建設部長の協議による** **市長、副市長、教育長に状況を報告** ・自主避難所の開設及び運営を実施(自主避難所担当) ※水位情報、気象情報等を考慮し、避難指示の開始・解除を連絡（総務課（水防団担当）） ・被害状況収集及び調査に備える（被害情報収集担当） ・広報活動の開始に備える（広報広聴担当） ・要配慮者利用施設の避難開始に備える（要配慮者担当） ・緊急対策、応急復旧等の実施に備える（応急復旧担当）	**市長、副市長、教育長、** **スポーツ振興課長、** **被害情報収集担当（総務課（水防団担当を除く）、税務課）、** **広報広聴担当（市民協働課）** **要配慮者担当（福祉総務課、介護長寿課、** **子育て支援課、健康推進課、教育総務課）** **自主避難所担当（生涯学習課）** **応急復旧担当（建設部各課(土木課を除く)）**	拠点避難所担当（教育総務課（要配慮者担当を除く）、生涯学習課（自主避難所担当を除く）、スポーツ振興課）

警戒レベル	配備の基準		体　制			配備の内容	配備人員（参集）	配備人員(待機)
	気象情報	水防警報・水位						
警戒レベル３	**・大雨警報** **・洪水警報**	**水防警報(出動)** 避難判断水位を超えたとき 手取川鶴来(2.3m) 高橋川四十万田橋(0.6m) 安原川長池(1.7m) 伏見川米泉(3.1m)	**水防本部体制**	**非常配備体制**	**災害対策本部準備**	**「災害対策本部」の設置を検討（「災害対策連絡会議」を開催）** **※会議の招集メンバーは総務部長、建設部長、の協議による** **市長、副市長、教育長に状況を報告** **【警戒レベル３】**氾濫河川避難対象区域に**「高齢者等避難」の発令** 「危険な場所から高齢者等は避難」 ※家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）を含む ・被害状況収集及び調査を実施（被害情報収集担当） ・家屋倒壊等氾濫想定区域の早期避難広報及び町内会、住民周知広報を実施（広報広聴担当） ・要配慮者利用施設の避難開始を実施（要配慮者担当） ・緊急対策、応急復旧等の実施・報告（応急復旧担当） ・拠点避難所の開設及び運営を実施(拠点避難所担当) ※水位情報、気象情報等を考慮し、避難指示の開始・解除を連絡（総務課（水防団担当)）	**拠点避難所担当（教育総務課（要配慮者担当を除く）、生涯学習課（自主避難所担当を除く）、スポーツ振興課）** ※動員対象職員は、水防本部組織の業務分掌による水防要員とする 但し、本部長(市長)が災害の発生の規模、状況等から判断して、災害応急対策に必要な一定範囲の動員対象職員を指定したときは、この限りではない	その他全職員
警戒レベル４	**・大雨警報** **・洪水警報**	**水防警報(出動)** 河川の溢水、氾濫の恐れがあるとき 氾濫危険水位を超えたとき 手取川鶴来(3.0m) 高橋川四十万田橋(0.8m) 安原川長池(2.1m) 伏見川米泉(3.5m) 【手取川ダム】 異常洪水時防災操作 （３時間前）	**災害対策本部体制**		**フェーズ１**	**「災害対策本部」の設置** **「野々市市地域防災計画」の業務分掌に基づき、実施** **【警戒レベル４】**氾濫河川避難対象区域に**「避難指示」の発令** 「危険な場所から全員避難」 ・「水防本部体制」から「災害対策本部体制」に体制を切り替える	**その他全職員**	
	・大雨警報 **・洪水警報**	**水防警報(出動)** 氾濫発生（護岸高）に達する恐れがあるとき 【手取川ダム】 異常洪水時防災操作 （１時間前）			**フェーズ２**	**「災害対策本部」の実施** **「野々市市地域防災計画」の業務分掌に基づき、実施** **【警戒レベル４】**氾濫河川避難対象区域に**「避難指示」を継続して発令** 「危険な場所から全員避難」		
警戒レベル５	**・大雨特別警報**	**水防警報（災害発生）** 河川の溢水、氾濫 水害や災害が発生しているとき 【手取川ダム】 異常洪水時防災操作 （開始）			**フェーズ３**	**「災害対策本部」の実施** **「野々市市地域防災計画」の業務分掌に基づき、実施** **【警戒レベル５】**氾濫河川避難対象区域に**「緊急安全確保」を発令※** 「命の危険 直ちに安全確保！」 ※災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令		

特記事項 ： 配備体制・内容の詳細については、消防作業実施要領による

４　防災行政無線等の使用要領、関係機関等連絡先

【防災行政無線等の使用要領】

１．防災行政無線（携帯局）

総務課保管　　「３０１　携帯局１」～「３０９　携帯局９」
① 水防本部用　　「３０１　携帯局１」
② 車載用（水防班）　「３０２　携帯局２」～「３０９　携帯局９」
＜使用車両＞　公用車のうち専用公用車である
・ランドクルーザー（土木課)、
・プロボックス（上下水道課)、
・ミニキャブ　（都市整備課）　を優先的に使用する
※防災行政無線の使用については、別途通話手順を参照する

③ 野々市消防署　　「３１０　携帯局１０」

④ 車載用（消防団）　「５０１　車載局１」　第１分団ポンプ車
「５０２　車載局２」　第１分団積載車
「５０３　車載局３」　第２分団ポンプ車
「５０４　車載局４」　第２分団積載車
「５０５　車載局５」　第３分団ポンプ車
「５０６　車載局６」　第３分団積載車
「５０７　車載局７」　第４分団ポンプ車
「５０８　車載局８」　第４分団積載車
「５０９　車載局９」　第５分団積載車

２．防災用携帯電話

① 総務課保管　　０９０－５６８８－３０３８　（衛星電話）災害時優先
０９０－８９６８－６７５３　（総務課Ａ）災害時優先
０９０－８９６８－６７５４　（総務課Ｂ）
② 土木課保管　　０９０－８９６８－６７５５　（土木課Ａ）災害時優先
０９０－８９６８－６７６１　（土木課Ｂ）
０９０－８２６０－３５０８　（土木課Ｃ）
③ その他保管　　０８０－１９６２－７２８３　（上下水道課）
０９０－２０３６－９２８０　（市民協働課）
０９０－８９６５－９１１６　（税 務 課）

【関係機関連絡先】

国土交通省金沢河川国道事務所	２６４－８８００
金沢河川国道事務所手取川ダム管理支所	２５６－７３１０（FAX２５６－７５５７）
金沢河川国道事務所加賀国道維持出張所	２７６－０７９７（FAX２７６－０７９９）
石川県危機対策課	２２５－１４８２（FAX２２５－１４８４）
県央土木総合事務所（高橋・安原・伏見）	２３９－３９０１（FAX２３９－３７０１）
石川土木総合事務所（高橋・木呂・安原）	２７２－１１８８（FAX２７２－１８７９）
金沢市河川水防課	２２０－２３４１（FAX２２０－２４７６）
白山市危機管理課	２７４－９５３６（FAX２７４－９５３５）
白山警察署	２１６－０１１０
白山警察署野々市交番	２４８－００５９
白山警察署野々市南交番	２９４－１５００
白山警察署野々市北交番	２４８－０１２５
野々市消防署	２４８－９１１９
野々市市消防団（水防団）	※総務課より連絡
野々市市消防団第１分団	２４８－０５５８
野々市市消防団第２分団	２４６－１４２２
野々市市消防団第３分団	２４８－１５５３
野々市市消防団第４分団	２４６－１４２３
手取川七ケ用水土地改良区	２７６－１１６６
野々市市土地改良区	２４８－０３７６
北陸電力㈱石川支店	０１２０－１６７－５４０（ﾌﾘｰﾀﾞｲﾔﾙ）

【災害応急対策活動協定先】（水防協力団体）

※「災害時における応急対策活動に関する協力協定書」による

＜応急土木活動＞

野々市市建設業協同組合　　２９４－０６９１

理事長　下川　　孝　【㈱下川組　　TEL２０８－４５１１】

＜上下水道の応急土木活動＞

野々市市管工事協同組合　　２４８－００４７

理事長　新保　良介　【みなみ設備工業㈱　　TEL２９６－３７３１】

第９章　雪害対策

第１節　野々市市雪害対策要綱

１　野々市市雪害対策要綱

この要綱は、野々市市地域防災計画第Ⅰ編（一般災害対策）第２章第 18 節に規定する豪雪に対する雪害予防計画について、市のとるべき具体的措置を定め、国、県、その他関係機関及び市民の協力体制のもと、雪害対策を実施する。

適用範囲は、降雪・積雪状況により、あらゆる面で市民生活に著しく影響が生じる恐れがある時とする。

第１　初動体制【各部】

雪害による市民生活に著しく影響を与える状況の軽減を図り、その被害の態様に応じた応急活動を行うことの重要性に鑑み、情報の収集、整理、関係機関との連絡など迅速かつ的確な対応が必要であるため、雪害対応の体制を構築し、雪害に備える。

第２　除雪対策【建設部】

大雪時における市内の除雪の拡充及び排雪業務並びに主要道路の交通・輸送の確保を図るため、除雪体制を強化し、24 時間体制で除雪活動を実施する。

第３　広報対策【地域政策部】

市は、雪害により混乱した事態に対して、民心の安定と秩序の回復を図るため、雪害の状態や対策の実施状況等を迅速かつ的確に周知できるように広報活動を行う。

第４　医療対策【健康福祉部】

雪害時の医療対策については、市民が利用している様々な医療機関の現在の雪害状況の把握をはじめ、患者受入可否等の実態調査を踏まえ、市内医師会等の情報連携を行う。

第５　ごみ処理対策【地域政策部】

生活道路の除雪状況を把握するとともに収集状況については、委託事業者との連携を密にして収集に支障があるか否か情報把握に努め、収集の中止及び再開の判断をする。

第６　文教対策【教育部】

市教育委員会は、降雪時における学校児童・生徒等の危険防止対策及び学校施設、教育、文化、生涯学習、体育施設等の保全ならびに環境衛生対策について、万全の注意を払い、被害の未然防止に努める。

また、各学校において「石川の学校安全指針」を活用し、児童生徒等のより確実な安全確保を図る。

第７　交通及び消防対策【総務部】

白山警察署、野々市消防署、野々市市消防団等との連携を密にして、情報の収集及び提供に努め、降雪時における交通事故防止、消防活動の円滑化に努める。

第８　要配慮者対策【健康福祉部】

要配慮者のうち、災害時に支援が必要な方を「避難行動要支援者」として名簿登録し、平時から町内会等関係機関と情報共有することにより、支援体制の整備に努める。

地域住民や社会福祉施設等との連携を密にして、要配慮者の安全な避難誘導を実施するとともに、安否確認及び避難生活の状況等を継続的に把握することに努め、必要な対策を講ずる。

第９　地域公共交通対策【建設部】

市は、雪害時の道路交通混乱における公共交通の重要性を鑑み、その早期回復を図り、市民の足の確保に努める。

２　野々市市雪害対策実施要領

第１　初動体制【各部】

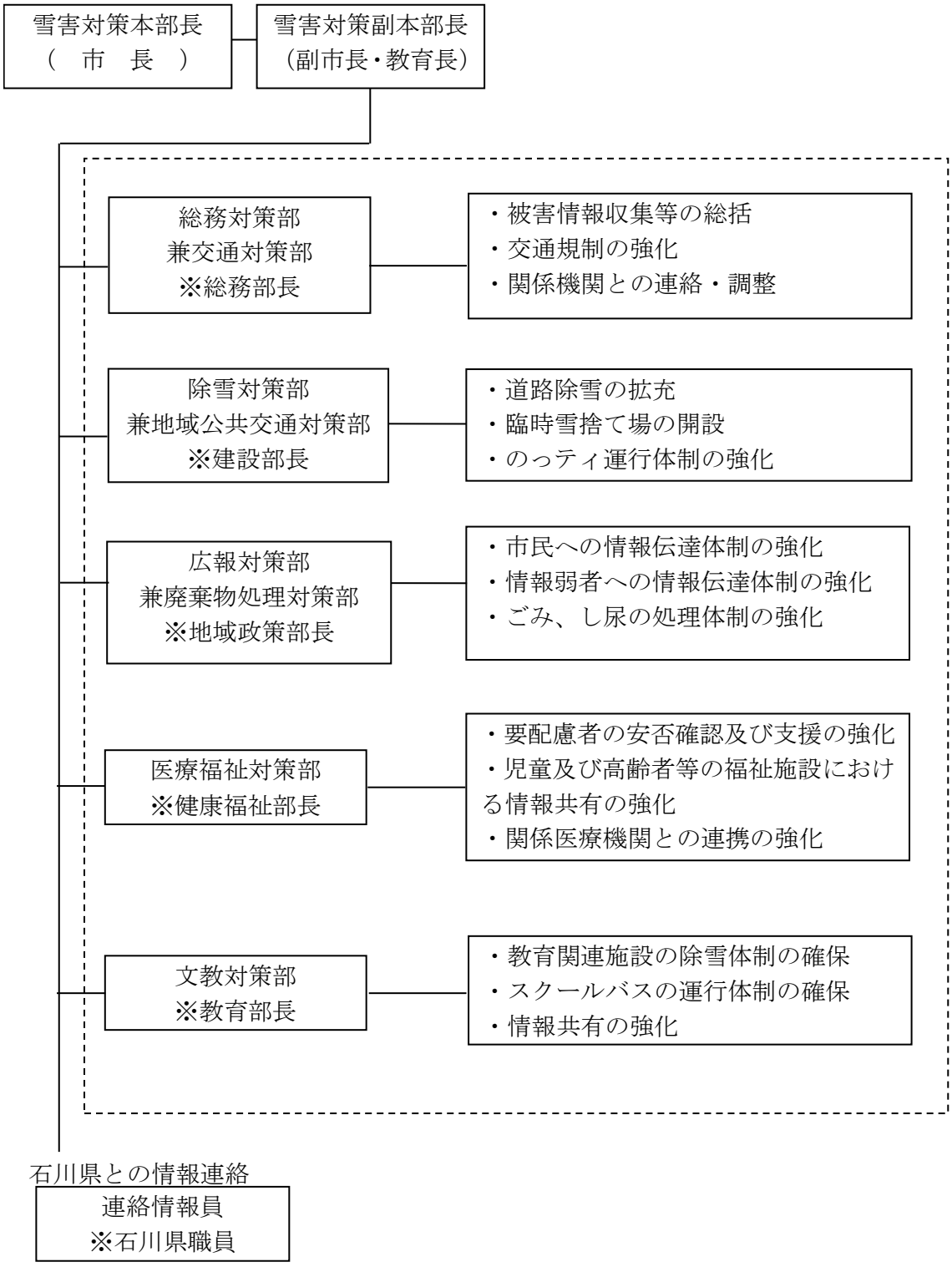
１　雪害対策本部の体制

降雪が警戒積雪深に達するおそれがあり、降雪状況その他を勘案し、本部長が警戒体制に移行を決定した場合、情報の収集、整理、関係機関との連絡など、迅速かつ的確な対応として、速やかに「雪害対策本部」を次のとおり設置する。

【雪害対策本部】

本部長	市　長
副本部長	副市長
	教育長
総務対策部兼交通対策部	総務部長
除雪対策部	建設部長
兼地域公共交通対策部	
広報対策部	地域政策部長
兼廃棄物処理対策部	
医療福祉対策部	健康福祉部長
文教対策部	教育部長
連絡情報員	石川県職員

（１）雪害対策本部の体系



（２）雪害対策本部会議の開催

本部長は、必要に応じ雪害対策本部を設置し、都度開催する。

構成員は、本部長、副本部長、教育長、各対策部長、必要に応じ各対策部担当課長とする。

（３）除雪対策部の強化

「雪害対策本部」を設置した場合、必要に応じ庁内各部（総務部・地域政策部・教育部・健康福祉部）より、除雪対策部へ人員の補填(24 時間体制)を行い、道路除雪体制の強化を図る。

（４）配備基準、除雪体制、動員対象者は、次のとおりとする。

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">配備基準</th><th colspan="2">道路以外の除雪体制</th><th colspan="2">道路除雪体制</th></tr>
<tr><th>配備体制</th><th>動員対象者</th><th>配備体制</th><th>動員対象者</th></tr>
<tr><td colspan="2">気象情報により一昼夜の降雪量が 10cm を超えるおそれがあるとき。</td><td>－</td><td>－</td><td>平常体制</td><td rowspan="2">・交通対策部
・除雪対策部</td></tr>
<tr><td colspan="2">次の注意報が本市に発表されたとき。
・大雪注意報　・着雪注意報
・風雪注意報　・融雪注意報
・着氷注意報　・低温注意報</td><td>注意配備体制</td><td>－</td><td>注意体制</td></tr>
<tr><td colspan="6">「雪害時」には上記の体制から、下記の「雪害対策本部」の体制に移行する。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">大雪警報、暴風雪警報が発令されたとき。</td><td rowspan="2">警戒積雪深に達し、市民生活に著しく支障を与えるおそれがあるとき。</td><td rowspan="2">警戒配備体制</td><td>広報対策部</td><td>準警戒体制</td><td>・交通対策部
・除雪対策部</td></tr>
<tr><td>雪害対策本部</td><td>全部長</td><td>警戒体制
【雪害対策本部】</td><td>全部長</td></tr>
<tr><td colspan="6">「災害時」には上記の体制から、下記の「災害対策本部」の体制に移行する。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">特別警報が発令されたとき。</td><td>災害による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害対策本部の設置に備えて市長が必要と認めたとき。</td><td rowspan="2">非常配備体制</td><td rowspan="2">災害対策本部</td><td>原則として、全職員
ただし、災害（雪害）対策本部長が災害の発生（予測を含む。）規模などから判断して災害応急対策に必要な一定の範囲の動員対象者を指定したときは、この限りではない。</td><td rowspan="2">緊急体制
【災害対策本部】</td><td rowspan="2">原則として、全職員
ただし、災害（雪害）対策本部長が災害の発生（予測を含む。）規模などから判断して災害応急対策に必要な一定の範囲の動員対象者を指定したときは、この限りではない。</td></tr>
<tr><td>降雪が警戒積雪深を超え、主要道路における降雪状況その他を勘案し、緊急事態に陥るおそれがあると判断し、本部長が緊急体制への移行を決定したとき。</td><td>－</td><td>－</td></tr>
</table>

第２　除雪対策【建設部】

１　組織

（１）道路除雪に係る雪害対策本部の組織は、次のとおりとし、迅速に除雪対策本部から雪害対策本部に移行できるよう準備を行い、雪害時には、引き続きの除雪作業に加え、班員の増強を行い、パトロールや電話オペレーターなど、業務の強化を行う。

＜ 雪害対策本部 ＞（野々市市役所内）

配備体制		役　割
本 部 長		本部を統括し、各部を指揮監督する
副本部長		本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する
交通対策部	総務課職員 （情報収集係・交通対策係）	気象情報及び交通状況を把握し、除雪対策部と調整を行う
除雪対策部	建設部職員、補填職員 （連絡調整係・作業指導係）	交通対策部との連携により、除雪作業班への指示・管理を行う
除雪作業班	除雪業者	除雪対策部からの指示により、除雪作業を行う

２　除雪体制

除雪体制は、次のとおりとする。別途、雪害を対象としたタイムライン（道路除雪）を整備し、防災・減災に努める。

除雪体制	除雪体制の基準	作業内容
警戒体制	降雪が警戒積雪深に達するおそれがあり、降雪状況その他を勘案し、除雪作業を強化する必要があると判断し、本部長が警戒体制に移行を決定したとき。 【雪害対策本部の設置】	・情報連絡の強化 ・低速除雪車・高速除雪車による除雪の強化 ・借上除雪車の増強配備 ・人家連担区域等の排雪作業の準備・開始 ・臨時雪捨場の確保 ・緊急体制への移行準備
※　以　下　参　考		
緊急体制	大雪特別警報が発表され、降雪が警戒積雪深を超え、主要道路における降雪状況その他を勘案し、緊急事態に陥るおそれがあると判断し、本部長が緊急体制への移行を決定したとき。	・必要に応じ国、県への応援要請の検討・実施 ・低速除雪車・高速除雪車による除雪の強化 ・借上除雪車の増強配備 ・人家連担区域等の排雪作業の強化 ・臨時雪捨場への排雪作業の開始

（注）警戒積雪深は（野々市市内）６０ｃｍ

※ 雪害対策本部が設置された場合、県より情報連絡員が派遣される。

３　除雪路線

除雪路線は、車両交通量・物資の輸送・住民生活の安定等を勘案し、生活道路について、１車線の幅員確保で必要な待避所を設けるものとする。また、国、県道管理者である国、県と連携を強化し、早期かつ連続的な除雪により交通の確保に努める。

４　除雪作業

刻々と変化する気象情報などに注視し、圧雪の緩みによるわだちや交差点部、路肩の雪塊除去など状況にあわせた適切な作業内容（通行止めの作業含む。）に努め、今後の排雪状況を想定し、臨時雪捨て場の開設を必要に応じ行う。

５　情報の収集と連絡

気象台、民間気象業者、雪量観測所等の気象情報及び各町内会長の協力を得て積雪状況を把握する等、除雪作業に必要な情報を収集するとともに、国、県、隣接市との連絡を密にして常に交通状況を迅速確実に把握するよう努める。

６　関係機関との協力体制

（１）道路管理者間の情報連絡体制の強化

国道管理者、県道管理者、市道管理者（近隣含む。）の相互間において、交差点の処理や行政区域界の対応について、十分協議を行い、交通処理が円滑に行われるよう情報連絡体制の強化に努める。

（２）警察との協力体制の強化

地区の警察とは除雪計画全般に亘り十分協議し、除雪の実施にあたっては十分な連絡を取り、路上放置物件の取締、除雪機械の運行に対する交通整理、情報収集等の協力を求める。

（３）消防署及び消防団との協力体制の強化

火災等緊急時に備え、防火用水及び消火栓等の確保について協議し協力体制を整える。

（４）各町内会との協力体制

各町内会長には除排雪作業を円滑に行うため、市民への指導、協力をお願いする。また、町内会への広報活動を通じ、住民自らが除雪を行うことの意識の向上を図る。

７　雪みちネットワーク路線の拡充と優先的確保

大雪時には、国、県、隣接市、警察と連携し、雪みちネットワーク路線について迅速かつ優先的に除雪を行い、幹線道路及びその代替道路、救急告示病院や消防署へのアクセス道路を最優先に確保する。

第３　広報対策【地域政策部】

１　広報体制

雪害対策本部に集約される情報は、広報班が掌握し、各課の持つ情報との整合性を図った後、正確な情報として迅速に市民に伝えるため、様々な手段を用いて広報する。

２　広報活動

広報活動は、主に次のとおり実施する。

（１）市民への広報

ア　主たる情報発信手段

災害専用ホームページ※による情報発信

※市公式ホームページに代えて公開される臨時ページ

イ　状況に応じて行う情報発信手段

ほっとＨＯＴメール、ＬＩＮＥの配信

回覧板アプリ（結ネット）による配信

Ｆａｃｅｂｏｏｋ、Ｘ（旧Ｔｗｉｔｔｅｒ）等による発信

コミュニティＦＭ局への協力依頼

（２）報道機関への発表

ア　収集した情報の提供

イ　報道機関への取材協力

第４　医療対策【健康福祉部】

１　初動医療体制

（１）医療機関等の被災状況の把握

ア　市は、県と協力して「石川県災害・救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）」などを活用しながら、医療機関の施設の被災状況や傷病者の発生状況、患者の受け入れなど提供可能な医療状況について情報収集する。

イ　市は、在宅の避難行動要支援者等において医療及び助産の必要な者の状況を把握するよう努める。

（２）医療救護班の編成

ア　市は、医療等の救急救護を必要と判断した場合は、健康福祉部長の指揮により、健康推進課職員で救護班を編成し、医療救護班などの受け入れ体制の準備をする。

イ　市は、保健所長の助言を得て、「白山ののいち医師会」、ＤＭＡＴ、医療救護班などの派遣協力を要請する。

（３）医療救護班等連絡会の開催

ア　市は、保健所と協力して、要請に基づき派遣された「白山ののいち医師会」、ＤＭＡＴ、医療救護班、消防機関などのメンバーで医療救護班等連絡会を開催し、被災

地における医療救護活動の連絡・調整を行う。

イ　市は、医療救護班等連絡会を活用して、人工透析などの在宅治療患者に対し、患者の受診状況や医療機関の稼働状況を把握の上、患者へ的確な情報を提供し、受診の確保を図るほか、水、医薬品及び適切な食事の確保を支援する。

ウ　市は、保健所に対して、人工透析を実施する医療機関の被災状況に関し、各医療機関が連携して、患者の受け入れ調整を図るなど、透析医療の確保について要請する。

（４）救護所の設置

市は、医療機関の施設の被災状況や多数の患者により医療機関での対応が十分できない場合には、適切な場所に救護所を設置・運営する。

救護所での医療救護は、可能な限り速やかに地域医療機関に引き継ぐことが望ましく、地域の診療機能が回復した場合は救護所を閉所する。

第５　ごみ処理対策【地域政策部】

１　情報の収集

（１）幹線道路の除雪進捗状況及び除雪完了の見通し

（２）生活道路の除雪進捗状況及び除雪完了の見通し

（３）ごみ集積場の周辺道路の通行不能状況

（４）今後の天気予想

２　ごみ収集の中止及び再開

（１）中止の判断

市民生活課長は、降雪及び積雪の状況により収集運搬車による収集ができないと判断した場合、雪害対策本部に報告する。本部において中止の判断をした場合には、直ちに収集委託事業者に収集中止の指示をする。

（２）再開の判断

市民生活課長は、除雪後、パトロールにより状況を確認し、収集が可能と判断した場合、雪害対策本部に報告する。本部において再開を判断した場合には、直ちに収集委託事業者に収集再開の指示をする。

３　市民への周知

市ホームページや回覧板アプリ（結ネット）等を利用し、速やかな周知に努める。

第６　文教対策【教育部】

１　児童生徒への対応

（１）異常気象等の場合、校長の判断により保護者と連絡を密にし、臨時休業、授業の打ち切

り、集団登下校の引率など適切な措置をとる。
（２）通学に際しては、特に次の項目に関して、安全指導を徹底する。
ア　交通事故防止
イ　屋根、樹木などから落ちる雪への注意
ウ　除雪車、除雪機械等を使用した除雪現場への立入禁止
（３）道路の安全性の確認に努め、必要によっては、手すり、標識等を付ける。

２　校舎等の雪害保全対策

（１）校舎等の構造、経過年数により、相違するが、概ね次の基準により、除雪に万全を期する。
ア　木造建物においては、５０㎝以上の積雪
イ　鉄骨造で６０㎝、鉄筋造で１ｍ以上の積雪
ウ　屋根体育館で、屋根の面積が広いので特に留意する。
（２）校舎等の大雪補強に留意し、特に長期、又は短期間の多量の降雪が予想される場合、雪害に対する保全策は、概ね次により万全を期する。
ア　出入口の庇部分は常に除雪する。
イ　雪の側圧をさけるため木造建築にあっては、事前にさしかけ等の措置をとる。
（３）周辺施設等の確保、保全については、概ね次により万全を期する。
ア　通学道路及び非常時における避難経路並びに消火栓などの除雪に万全を期し、除雪にあたっては、事故防止に留意する。
イ　スクールバスの乗降場の除雪が確保できない場合、現場確認のうえ安全で確実に乗降できる臨時バス乗降場を設ける。
ウ　貯水池、水溜り、プール等には、柵又は危険標識を設ける。また、積雪時における防火対策に万全を期する。
エ　積雪酷寒時における室内の換気、採光、照明及び温湿度の管理を適切に行い、環境衛生に万全を期する。
オ　非常事態発生の場合の周到な避難計画を立て､計画に基づき避難訓練を実施する。

３　文教施設の応急復旧対策

（１）学校長は、被害を受けた場合は速やかに被害状況を調査し、市教育委員会と連携を密にしながら応急施設対策をたてる。
（２）教育、文化、生涯学習、体育施設等については、災害を受けた後、直ちに被害状況を調査し、被害状況によっては施設ごとに再開計画を立て、できるだけ早く開館する。
（３）管理・運営を指定管理法人に委託している施設については、指定管理法人と連携を密にし、再開計画を立てる。

４　応急教育に関する事項

（１）学校施設の確保

学校施設が被災した場合又は学校が長期に地域の避難所として使用される場合には、公民館等公共施設を利用する他、隣接校の余裕教室（特別教室含む）を借用し、授業実施のための校舎施設確保に努め、その決定事項に関しては教職員及び市民に周知徹底するものとする。

（２）教科書、学用品等の支給

被災により家屋の全壊、半壊又は流出等により、被害を受けた世帯の児童生徒で、教科書・学用品を滅失又はき損した者に対して支給する。

（３）雪害による不足教職員の確保

ア　被災教職員が僅少のときは、学校内において調整する。

イ　被災教職員が多数で１校において調整できないときは､授業の実施状況に応じて、市が市内の学校において確保する。

ウ　市内において確保できないときは、県に教職員派遣の要請をする。

5　児童生徒就学援助に関する事項

保護者等が被災によりその世帯の生計に著しい変化を生じ、生活が困難と認められる児童生徒に対しては、必要に応じて児童生徒就学援助の申請を求める。

6　学校給食に関する事項

給食材料が市内において調達することが不可能な場合は、県及び他市町にあっせんを依頼する。

7　保健、厚生に関する事項

（１）被災教職員及び児童生徒の保健管理

災害の状況により被災学校の教職員及び児童生徒に対し、必要に応じ感染症予防接種及び健康診断を実施する。

（２）被災学校の清掃消毒

学校が浸水等の被害を受けた場合は、特に感染症の予防に努めるとともに、環境衛生の整備改善に協力する。

8　教職員の健康管理

応急対応が長期化することにより教職員への負担が大きくなることから、職員ローテーションや他校等からの応援体制を組むなどして、身体的、精神的な健康管理に留意する。

9　避難所協力

教育委員会は、学校施設、教育、文化、生涯学習、体育施設が避難所となった場合は、雪害対策本部と十分に連携をとり、円滑な避難所開設と運営に協力する。

10　文化財対策

文化財が貴重な国民的財産であることを勘案して、災害発生直後から市内の指定文化財について被害状況を調査把握し、必要な応急措置を行う。

（１）応急措置

ア　文化財に被害が発生した場合は、その所有者又は管理者は、応急の防災活動、搬出等により文化財の保護を図る。

イ　文化財に被害が発生した場合は、その所有者又は管理者は、被害状況を速やかに調査し、その結果を市教育委員会経由で県教育委員会に報告する。

ウ　関係機関は、被災文化財の被害拡大を防ぐため、民間団体等の協力を得て、文化財の搬出、修復・保全、一時保管等の応急措置を講ずる。その際、市教育委員会は、必要に応じて、助言、指導する。

エ　文化財に被害が発生した場合であっても、人命に係る被害が発生したときには、被災者の救助を優先する。

（２）被災文化財については、文化財的価値を最大限に維持するよう所有者、管理者が措置する。

（３）埋蔵文化財対策

緊急を要する復旧事業等が行われる場合で、埋蔵文化財の所在が確認されたときには、必要に応じて発掘調査の実施を検討する。復旧復興の本格化に伴う発掘調査については、近隣公共団体への派遣要請等により十分な人員を確保する。

第７　交通及び消防対策【総務部】

１　交通対策

（１）除雪状況の報告

警察及び消防に対して、可能な限り除雪状況の報告に努める。

（２）道路の混雑状況の把握

警察から道路の混雑の状況、原因等について情報を収集する。

（３）危険個所の情報共有及び通行制限等の協議

凍結等により、交通事故の発生、または発生するおそれがある道路について、情報を共有し、通行制限等について協議する。

２　消防対策

（１）消防水利の確保

消火栓、防火水槽等消防水利を確保するため、自警団、自主防災組織等に対して、取水箇所の除雪を依頼するとともに、市民に対して自宅前の消防水利の除雪について協力を依頼する。

（２）出動体制

消防団は、積雪時に火災等災害が発生した場合には、スコップ、けん引ロープなど必要

な資機材を準備したうえで、複数車両が一体となり出動し、現場への迅速な到着に努める。

（３）市民等への周知

火災等災害が発生し、積雪により現場の到着が遅れるおそれがある場合には、自警団、自主防災組織等に対して、初期消火、避難誘導など被害を最小限にするための必要な協力を依頼する。

第８　要配慮者対策【健康福祉部】

１　在宅中の要配慮者に対する対策

（１）雪害発生後の安否確認

雪害発生時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、町内会長、民生委員・児童委員、介護職員、近隣の住民、自主防災組織等（以下、「支援者等」という。）の協力を得て、避難行動要支援者の迅速な安否確認と避難支援が行われるように努める。

（２）除雪

市は、安否確認によって得た情報等により、除雪を必要とする避難行動要支援者世帯の玄関先から除雪道路までの除雪について、市職員及び支援者等の協力を得て、適切に実施するよう努める。

（３）避難

雪害により住民避難が必要となった場合の避難行動要支援者の避難に当たっては、近隣住民や自主防災組織等の協力を得て、避難行動要支援者が属する町内会等を単位とした集団避難を行うよう努める。

避難誘導の際は、避難行動要支援者を優先するとともに、身体等の特性に合わせた適切な誘導に配慮する。

（４）福祉避難所

市は、「福祉避難所開設・運営マニュアル」に基づき、避難所において要配慮者の身体状態や介護等の状況を考慮し、福祉避難所への避難対象者の優先順位を決定し、運営準備が整い次第、福祉避難所を開設し、避難対象者を受け入れる。

名称	所在地	連絡先
老人福祉センター　椿荘	野々市市矢作三丁目１番地２	２４６－５５７０
いきがいセンター御経塚	野々市市御経塚一丁目 38 番地	２４８－２２３１
特別養護老人ホーム　富樫苑	野々市市中林四丁目 62 番地	２４８－８７６５
特別養護老人ホーム　かんじん	野々市市新庄二丁目 45 番地	２４８－７７６７
介護老人保健施設　あんじん	野々市市新庄二丁目 30 番地	２４８－７５７５
金沢南ケアハウス	野々市市蓮花寺町 79 番地１	２２７－５８６６

介護付有料老人ホーム 悠の風野々市	野々市市横宮町 16 番９号	２４８－７１７９
有料老人ホーム白寿の里御経塚	野々市市御経塚 3-79	２０４－８９１０
サービス付き高齢者住宅 ののいちの季	野々市市住吉町 26 番 46 号	２４８－２２３０
金沢南ケアセンター	野々市市蓮花寺町１番地１	２９４－３７３７
住宅型有料老人ホーム ひなの家	野々市市矢作三丁目 10 番地	２７２－８３１７
小規模多機能ホーム ひなの家押野	野々市市押野一丁目 31 番地	２８７－５８１０
住宅型有料老人ホーム ひなの家彩	野々市市郷一丁目 131 番地	２１４－６６８８
リハビリ型デイサービス てまりフィットネス	野々市市高橋町 24 番 3-2 号	２２０－６６１９
石川県立明和特別支援学校	野々市市中林四丁目 70 番地	２４６－１１３３
児童・放課後等デイサービス 七星てんとう	野々市市藤平田二丁目 66 番地	２２０－６１１２
グループホームすまいる グループホームメゾン・ド・つばき	野々市市中林四丁目 123 番地	２４８－６５６５
幼保連携型認定こども園 エンジェル保育園	野々市市本町六丁目 22 番１号	２４８－２８８８
ヴィテン SMC こども園	野々市市横宮町 67-9	２４８－６２１０
南ヶ丘病院	野々市市西部中央土地区画整理事業施行地区 56 街区１番	２５６－３３６６

（５）被災状況等の把握及び日常生活支援

市は、次により要配慮者の被災状況等を把握し、日常生活の支援に努める。

ア　被災状況の把握

避難所及び要配慮者の自宅等に保健師又はホームヘルパー等を派遣し、被災状況、生活環境等を把握する。

イ　被災後の日常生活支援

市は、県の協力のもとに在宅の要配慮者の被災状況に応じて、避難所への入所、施設への緊急入所、ホームヘルパー等の派遣及び必要な日常生活用具（品）の供与等の措置を講ずるとともに、雪害情報、生活情報等の継続的な提供に努める。

２　社会福祉施設等における対策

（１）施設被災時の安全確認及び避難等

施設が被災した場合、施設管理者は、直ちに入所者等の安全及び施設の被災状況を把握

するとともに、入所者等の不安解消に努める。

入所者等が被災した時は、施設職員又は支援者等の協力を得て、応急救助を実施するとともに、必要に応じて消防機関へ救助を要請する。

（２）被災報告等

施設管理者は、入所者等及び被災状況を市に報告し、必要な措置を要請する。

また、保護者に入所者等の被災状況を連絡し、必要な協力を依頼する。

（３）施設の使用が不能になった場合の措置

施設管理者は、施設の継続使用が不能となったときは、市を通じて他の施設への緊急入所要請を行うとともに、必要に応じて保護者による引き取り等の措置を講ずる。

市は、被災施設の管理者から緊急入所要請があったときは、他の施設との調整に努め、入所可能施設をあっせんする。

第９　地域公共交通対策【建設部】

１　運行の確保

（１）優先順位

ア　シャトルバス

最優先とし、運休を回避する

イ　コミュニティバス

雪害時においては、一斉除雪が困難であることから、一時的な運休は避けられないと想定され、次のとおり優先順位をつけて順次再開を目指す。

・北部、西部ルート：他の公共交通との連結性が高く、利用者が多い
・南部ルート　　：エリアが広く、代替公共交通が少ない
・中央ルート　　：代替公共交通が多い

（２）スキップ運行

除雪の困難度が高い道路の停留所は、スキップ運行を行う。

（３）停留所周辺の除雪

乗降客の安全確保のため、パトロールを実施し、停留所周辺の除雪を行う。

２　情報の発信

（１）運行情報の周知

ア　災害専用ホームページ及びほっとＨＯＴメール、市公式 LINE で、運休及びスキップ停留所の状況を周知する。

イ　市役所庁舎玄関ロビー及びスキップする停留所に張り紙で周知する。

附　則

この要綱は、平成９年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成 23 年 11 月 11 日から施行する。

附　則

この要綱は、平成 30 年 10 月 10 日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年２月 19 日から施行する。

第２節　道路除雪実施計画

１　道路除雪実施計画

１　目　的

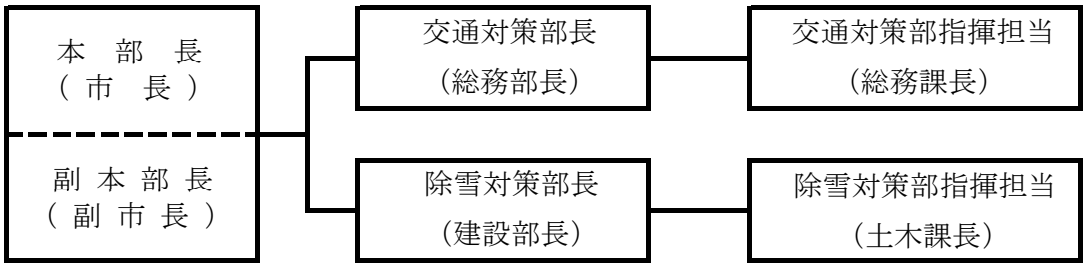
市が管理する道路について、機械除雪を主体として実施し、冬期間における道路交通を確保することにより、住民生活の安定と産業経済の振興に資することを目的とする。

２　組　織

（１）道路の除雪を実施するため、除雪対策本部を設置する。

（２）除雪対策本部の組織は、次のとおりとする。

＜ 除 雪 対 策 本 部 ＞（野々市市役所内）



○ 交通対策部　……気象情報及び交通状況を把握し、除雪対策部と調整を行う
（総務課職員）　　（情報収集係・交通対策係）

○ 除雪対策部　……交通対策部との連携により、除雪作業班への指示・管理を行う
（建設部職員・補填職員）　（連絡調整係・作業指導係）

（３）本部長は、本部を統括し、各部を指揮監督する。

（４）副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

（５）各部長は、本部長の命を受け、各担当・係を指揮監督し、市内道路の交通対策及び除雪対策を実施する。

（６）除雪対策本部の設置期間は、１２月１日から翌年３月３１日迄とする。
但し､本部長は気象状況等により必要と認めるとき､この期間を変更することができる。

（７）本部長は、除雪体制を警戒体制に移行させた際、「除雪対策本部」を「雪害対策本部」に切り替えることができる。

３　除雪体制

次のとおりの体制とする。

除雪体制	除雪体制の基準	作業内容
平常体制	気象情報により一昼夜の降雪量が１０㎝を超えるおそれがあるとき。	・気象情報の収集 ・高速除雪車による除雪 ・注意体制への移行準備
注意体制	次の注意報が本市に発表されたとき。 ・大雪注意報　・着雪注意報 ・風雪注意報　・融雪注意報 ・着氷注意報　・低温注意報	・積雪・除雪状況のパトロール実施 ・高速除雪車による除雪の強化 ・雪捨場の確保 ・準警戒体制への移行準備
準警戒体制	大雪警報が発表され、降雪の状況から本部長が準警戒体制に移行を決定したとき。	・国、県、近隣市との情報連絡の強化 ・低速除雪車・高速除雪車による除雪 ・雪捨場への排雪作業の開始 ・警戒体制への移行準備
警戒体制	降雪が警戒積雪深に達するおそれがあり、降雪状況その他を勘案し、除雪作業を強化する必要があると判断し、本部長が警戒体制に移行を決定したとき。 【雪害対策本部の設置】※	・低速除雪車・高速除雪車による除雪の強化 ・借上除雪車の増強配備 ・人家連担区域等の排雪作業の準備・開始 ・臨時雪捨場の確保 ・緊急体制への移行準備
緊急体制	大雪特別警報が発表され、降雪が警戒積雪深を超え、主要道路における降雪状況その他を勘案し、緊急事態に陥るおそれがあると判断し、本部長が緊急体制への移行を決定したとき。	・必要に応じ国、県への応援要請の検討・実施 ・低速除雪車・高速除雪車による除雪の強化 ・借上除雪車の増強配備 ・人家連担区域等の排雪作業の強化 ・状況に応じ臨時雪捨場への排雪作業の開始

（注）警戒積雪深は（野々市市内）６０ｃｍ

※ 雪害対策本部が設置された場合、県より情報連絡員が派遣される

４　除雪路線

車両交通量・物資の輸送・住民生活の安定・その他交通確保の重要度を勘案し、次の区分とする。

（１）除雪重点路線：　主要な幹線道路（１路線）

常時２車線以上の幅員を確保する。

（２）第１次路線　：　主要な幹線道路及び公共施設周辺

のっティ除雪路線　：第１次路線に含まれない市コミュニティバスのっティの運行経路

２車線以上の幅員確保を基本とし、常時交通を確保する。

（３）第２次路線　：　主要な幹線道路へ接続する補助幹線道路

排雪作業を伴い、２車線の幅員確保を基本とし、状況により１．５車線又は１車線の幅員で待避所を設ける。

（４）歩道除雪路線：　主要な幹線道路及び主要な通学路の歩道

歩行スペースを確保する。

（５）上記以外のその他の市道　：　（雪害対策時に実施）

１車線の幅員確保で必要な待避所を設ける。

５　除雪作業

除雪対策部の指示により除雪作業班が次のとおり実施する。

（１）除雪工は、道路上の積雪を除雪機械で次のとおり行うものとする。

（イ）新雪除雪　･･･　新雪を路側等へ除去し、早急な道路交通を確保する。

（ロ）路面整正　･･･　圧雪による交通渋滞を防ぎ、安全な道路交通を確保するため、日中の気温上昇時に整正除去する。

（ハ）拡幅除雪　･･･　幅員の確保と更なる降雪に備え、雪堤等を除去する。

（２）運搬排雪工は、準警戒体制において低速除雪車による除雪を行う際に、次の事項に留意し実施する。

（イ）沿線住民及び一般通行車両（人）に対する広報及び協力の要請

（ロ）所轄警察署への交通整理の依頼

（ハ）排雪用運搬機械の機種及び台数の適切な配置

（３）凍結防止剤散布工は、路面が凍結する恐れがある箇所に、凍結防止材を散布し、事故防止に努める。

６　除雪機械の確保

除排雪作業における機械は、別表「除雪稼働重機一覧表」のとおりとする。

７　情報の収集と連絡

気象台、民間気象業者、積雪量観測所等の気象情報やパトロールにより積雪状況を把握し、除雪作業に必要な情報を収集するとともに、国、県、隣接市との連絡を密にして常に交通状況を迅速かつ正確に把握するよう努める。

８　関係機関との協力体制

（１）道路管理者間の情報連絡体制

国道管理者、県道管理者、市道管理者（近隣含む。）の相互間において、交差点の処理や行政区域界の対応について、十分協議を行い、交通処理が円滑に行われるよう情報連絡体制を整える。

（２）警察との協力体制

地区の警察と除雪計画全般にわたり協議し、実施にあたっては十分な連絡を取り、路上放置物件の取締、除雪作業に係る交通規制、情報収集等の協力を求める。

（３）消防署及び消防団との協力体制

火災時に備え、防火用水及び消火栓等の確保について協力を求める。

（４）各町内会との協力体制

各町内会長には除排雪作業を円滑に行うため次の事項について、市民への指導、協力をお願いする。また、町内会への広報活動を通じ、住民自らが除雪を行うことの意識の向上を図る。

（イ）路上駐車の禁止について

（ロ）消火栓周辺の除雪励行について

（ハ）路上、用水への雪捨禁止について

（ニ）市除雪路線以外の生活道路の町内会での除雪について

（ホ）排雪の仮置き場の提供について

９　市民への情報提供

状況に応じ、市ホームページ、ほっとＨＯＴメール、市公式LINE、結ネット、Yahoo！防災速報等を活用し、気象・道路除雪状況の情報提供を行う。

10　雪みちネットワーク路線の拡充と優先的確保

大雪時には、国、県、隣接市、警察と連携し、雪みちネットワーク路線について迅速かつ優先的に除雪を行い、幹線道路及びその代替道路、救急告示病院や消防署へのアクセス道路を最優先に確保する。

11　野々市市除雪対策本部における連絡系統図

連 絡 系 統 図

石川県 白山警察署
２１６－０１１０
白山警察署野々市交番
２４８－００５９
白山警察署野々市南交番
２９４－１５００
白山警察署野々市北交番
２４８－０１２５

白山野々市広域消防本部
２７６－１１１９
白山野々市広域事務組合
野々市消防署
２４８－９１１９

野々市市消防団
（団長）

除雪対策本部
（野々市市役所）
＜代表＞
２２７－６０００

交通対策部
＜総務課防災安全係＞
２２７－６０５１
（情報収集係・交通対策係）

除雪対策部
＜土木課道路係＞
２２７－６０８６
（連絡調整係・作業指導係）

除 雪 作 業 班（ 除雪業者 ）

・除雪重点路線	１社
・第１次路線	１２社
・第２次路線	３２社
・歩道除雪路線	２３社
・凍結防止剤散布	１社
・その他	４社

重複業者を除く実業者数　５８ 社

気象庁
金沢地方気象台
２６０－１４６３

国土交通省
金沢河川国道事務所
加賀国道維持出張所
２７６－０７９７

石川県
石川土木総合事務所
２７２－１１８８
県央土木総合事務所
２３９－３９０１

金沢市
道路管理課
２２０－２３２１

白山市
土木課
２７４－９５５６

２　除雪路線

＜国土交通省が除雪する路線＞

○国土交通省 金沢河川国道事務所 加賀国道維持出張所

国が管理する（国道）２路線の除雪を行う。

＜石川県が除雪する路線＞

○石川県 石川土木総合事務所

県が管理する（県道）１０路線の除雪を行う。

＜野々市市が除雪する路線＞

○除雪重点路線　（白山警察署・白山野々市広域消防本部からの市内アクセス性維持のために必要な道路かつ消融雪装置未設置路線）

除雪路線計画図のとおり

除雪重点路線延長　　Ｌ ＝ 1.8km

○第１次路線　（消融雪装置設置路線を含む、主要な幹線道路及び公共施設周辺の道路）

除雪路線計画図のとおり

第１次路線延長　　Ｌ ＝ 66.3km（消融雪装置設置路線 Ｌ ＝ 40.0km 含む）

※ 第１次路線機械除雪延長　　Ｌ ＝ 66.3km － 40.0km＝ 26.3km

○のっティ除雪路線　（第１次路線に含まれない市コミュニティバスのっティの運行経路）

除雪路線計画図のとおり

のっティ除雪路線延長　Ｌ ＝ 3.9km

○第２次路線　（第１次路線へ接続する補助的な幹線道路）

除雪路線計画図のとおり

第２次路線延長　　Ｌ ＝ 58.3km

○歩道除雪路線　（消融雪装置設置路線を含む、主要な幹線道路及び通学路の歩道）

歩道除雪路線計画図のとおり

歩道除雪延長　　Ｌ ＝ 47.6km（消融雪装置設置路線 Ｌ ＝ 3.7km 含む）

※歩道除雪路線機械除雪延長　　Ｌ ＝ 47.6km － 3.7km＝ 43.9km

○第１次路線・第２次路線以外の市道　（設定された除雪路線以外の道路）

雪害対策時に道路除雪を実施する

第10章　協定

第１節　通信設備の優先利用等に関する協定

（１）石川県警察本部と野々市市

災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定について

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第57条に規定する通信設備の利用等に関して、野々市町長と石川県警察本部長は、同法施行令第 22 条の規定に基づく協議の結果を次のとおり協定する。尚、同法第79条の規定に基づく通信設備の優先利用に関する事務の取扱いについても、本協定を準用する。

昭和38年10月15日

石 川 県 野 々 市 町 長
石 川 県 警 察 本 部 長

災害対策基本法施行令第22条に基づく協定

第１条　野々市町長が災害対策基本法(以下「法」という。)第 57 条の規定に基づき警察が専用する公衆電気通信設備を優先的に利用し、又は警察の有線電気通信設備若しくは無線設備を使用（以下「警察通信設備の使用等」という。)する場合は、本協定の定めるところによるものとする。

第２条　野々市町長が法第 57 条の規定に基づき使用することのできる警察通信設備は、警察有線電話及び警察無線電話とする。

第３条　野々市町長が法第57条の規定に基づき警察通信設備を使用する場合は、原則として、当該町の地域を管轄する警察機関の通信統制官等に対して、次の事項を申し出て、承認を受けるものとする。

１　使用等をしようとする警察通信設備
２　使用等をしようとする理由
３　通信内容
４　発信者及び受信者

第４条　通信統制官等は、当該申込の内容が法第57条の規定に適合し、警察通信で到達可能と認めるときは、その使用を承認するものとする。この場合において、受け付けた通信の取扱い順位の決定は通信統制官等が当該通信の緊急性・通話の内容・受付け順位等を考慮して決定するものとする。

第５条　野々市町長は、法第56条の規定に基づく伝達、通知又は警告を行う場合の対象者及び当該対象者に対する平常時における連絡方法等、警察通信設備の使用等に関する参考事項を、あらかじめ当該町の地域を管轄する警察機関の通信統制官等に連絡しておくものとする。

第６条　本協議に基づく警察通信設備の使用等に関しては、原則として、警察通信設備の新設若しくは増設又は通信機器の貸与は行わないものとする。

附　則

この協定は、昭和38年10月15日から施行する。

第２節　災害応援に関する協定

１　石川県及び県内市町村との協定

（１）白山市と野々市市

白山市・野々市市消防相互応援協定書

白山市と野々市市は、消防相互応援協定の趣旨を尊重し、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、次のとおり協定を締結する。

第１条　白山市（以下「甲」という。）と野々市市（以下「乙」という。）との消防相互応援については、この協定の定めるところによる。
第２条　甲又は乙は、別表に定める地域内に火災が発生したことを知ったときは、それぞれの分団消防隊（消防団員により編成した消防隊をいう。）をもって応援し、消防活動を行うものとする。
第３条　前条の規定による応援を行う分団消防隊の指揮は、消防長又は要請側の管轄する区域の消防署長若しくは消防団長が応援側の分団消防隊の長を通じて行うものとする。
第４条　水害その他の災害に際しては、甲又は乙から災害の応援要請のあった場合は、応援を行う甲又は乙の判断により応援するものとする。
第５条　この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。
第６条　この協定は、締結の日から施行する。なお、平成26年７月１日締結した「白山市・野々市市消防相互応援協定書」については、廃止する。

この協定の締結を証するため、本協定書を２通作成し、甲乙双方が記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成27年12月１日

（甲）白山市長　　山　田　憲　昭

（乙）野々市市長　　栗　　貴　章

別表（第２条関係）

甲の派遣する地域	野々市市市内全域
乙の派遣する地域	三宮町、白山町、中島町、八幡町、鶴来朝日町、鶴来今町、鶴来後山、 鶴来大国町、鶴来上東町、鶴来下東町、鶴来新町、鶴来清沢町、 鶴来知守町、鶴来千原、鶴来日詰町、鶴来日吉町、鶴来古町、 鶴来本町一～四丁目、鶴来水戸町、鶴来水戸町二～四丁目、明島町、 小柳町、月橋町、日御子町、明光一～四丁目、森島町、荒屋町、坂尻町、 曽谷町、知気寺町、道法寺町、富光寺町、熱野町、部入道町、行町、 安養寺町、安養寺、井口町、大竹町、鶴来桑島町、七原町、柴木二丁目、 柴木町、中ノ郷町、日向町、深瀬新町、明法島町、河内町板尾、 河内町内尾、河内町奥池、河内町きりの里、河内町金間、河内町口直海、 河内町久保、河内町江津、河内町下折、河内町中直海、河内町吹上、 河内町福岡、河内町ふじが丘、河内町吉岡、市原、木滑、木滑新、佐良、 瀬波、中宮、吉野、相滝町、阿手町、数瀬町、釜清水町、上野町、 上吉谷町、河合町、河原山町、五十谷町、下野町、下吉谷町、杉森町、 瀬木野町、出合町、西佐良町、野地町、左礫町、広瀬町、仏師ケ野町、 別宮町、別宮出町、神子清水町、三坂町、三ツ瀬町、三ツ屋野町、 柳原町、若原町、渡津町、尾添、女原、釜谷、五味島、瀬戸、鴉ケ谷、 荒谷、東二口、深瀬、桑島、下田原、白峰、宮永町、宮永市町、福増町、 宮永新町、中新保町、八田中町、八田町、倉部町、一塚町、 あさひ荘苑一～四丁目、旭丘一～四丁目、三浦町、幸明町、橋爪新町、 福正寺町、橋爪町、長竹町、乾町、中奥町、徳丸町、五歩市町、 青葉台一～二丁目、三幸町、美里町、横江町、番匠町、専福寺町、 田中町、茶屋一～二丁目、安田町、中町、鍛治町、博労一～三丁目、 馬場一～二丁目、横町、西新町、辰巳町、末広一～二丁目、石同新町、 若宮一～三丁目、八日市町、四日市町、石同町、布市一～二丁目、 東一番町、東二番町、東三番町、八ツ矢町、八ツ矢新町、新田町、殿町、 古城町、東新町、旭町、相木町、相木一～三丁目、倉光一～十丁目、 倉光西二丁目、村井町、宮丸町、米永町、村井東一～二丁目、成町、 中成一～二丁目、新成一～四丁目、北成町、北安田町、 北安田西一～二丁目、平木町、竹松町、蕪城一～五丁目、徳光町、 相川町、相川新町、村井新町、千代野東一～六丁目、 千代野西一～八丁目、千代野南一～二丁目

（２）金沢市と野々市市相互応援

金沢市・野々市市消防相互応援協定

第１条　金沢市（以下「甲」という。）と野々市市（以下「乙」という。）との消防の相互応援については、この協定の定めるところによる。

第２条　甲又は乙は、別表に定める地域内に火災が発生したことを知ったときは、それぞれの分団消防隊（消防団員により編成した消防隊をいう。）１隊又は２隊をもって応援し消防活動を行うものとする。

第３条　乙は、前条の応援に関し、白山野々市広域事務組合の管理者とあらかじめ十分協議しておくものとする。

第４条　第２条の規定に基づき応援した分団消防隊は、受援側の指揮を受け、行動するものとする。

第５条　第２条の規定に基づき応援に要した経費は、次に定めるところにより負担するものとする。

（１）次の経費は応援側の負担とする。

ア　燃料（次号ウに掲げる燃料を除く。）、機械器具の小破損の修理及び被服等の補修

イ　消防団員の手当等

（２）次の経費は受援側の負担とする。

ア　建物及び施設並びに機械器具の重大な破損の修理費

イ　消防団員の公務災害補償、弔慰のための経費及び第三者に与えた損害の賠償その他の経費

ウ　消費した消火薬剤及び応援が長時間にわたった場合における現地での補給燃料並びに消防団の給食のための経費

第６条　この協定の有効期間は、平成23年11月11日から平成24年11月10日までとする。

２　前項の期間満了の１箇月前までに、甲及び乙のいずれかの側からもこの協定の改定の意志表示がないときは、さらに１年間有効期間を延長するものとし、それ以後も同様とする。

第７条　この協定の有効期間中であっても、甲、乙双方が協議のうえこの協定を改定することができる。

第８条　この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲、乙双方が誠意をもって協議のうえ決定するものとする。

この協定の成立を証するため本書２通を作成し、甲、乙双方が記名押印のうえ各１通を保有する。

附　則

この協定の発効に伴い、既に協定済みの金沢市・野々市町消防相互応援協定（昭和57年10月1日締結）は、廃止する。

平成23年11月11日

金　沢　市　長

野　々　市　市　長

別表

第２条の規定による派遣地域

甲の派遣する地域	本町１丁目、本町２丁目、本町３丁目、本町４丁目、本町５丁目、本町６丁目、若松町、横宮町、高橋町、扇が丘、住吉町、菅原町、白山町、中林１丁目、中林２丁目、中林３丁目、中林４丁目、中林５丁目、上林１丁目、上林２丁目、上林３丁目、上林４丁目、上林５丁目、新庄１丁目、新庄２丁目、新庄３丁目、新庄４丁目、新庄５丁目、新庄６丁目、粟田１丁目、粟田２丁目、粟田３丁目、粟田４丁目、粟田５丁目、粟田６丁目、矢作１丁目、矢作２丁目、矢作３丁目、矢作４丁目、三納１丁目、三納２丁目、三納３丁目、藤平、藤平田１丁目、藤平田２丁目、下林１丁目、下林２丁目、下林３丁目、下林４丁目、位川、太平寺１丁目、太平寺２丁目、太平寺３丁目、太平寺４丁目、清金１丁目、清金２丁目、清金３丁目、末松１丁目、末松２丁目、末松３丁目、押野１丁目、押野２丁目、押野３丁目、押野４丁目、押野５丁目、押野６丁目、押野７丁目、押越１丁目、押越２丁目、野代１丁目、野代２丁目、野代３丁目、御経塚１丁目、御経塚２丁目、御経塚３丁目、御経塚４丁目、御経塚５丁目

乙の派遣する地域	久安１丁目、久安２丁目、三馬１丁目、三馬２丁目、三馬３丁目、横川１丁目、横川２丁目、横川３丁目、横川４丁目、横川５丁目、横川６丁目、横川７丁目、米泉１丁目、米泉２丁目、米泉３丁目、三十苅町、額新町１丁目、額新町２丁目、四十万町、四十万３丁目、四十万４丁目、四十万５丁目、四十万６丁目、しじま台１丁目、しじま台２丁目、馬替１丁目、馬替２丁目、馬替３丁目、大額町、大額１丁目、額谷町、額谷１丁目、額谷２丁目、額谷３丁目、額新保１丁目、額新保２丁目、額新保３丁目、額乙丸町、押野１丁目、押野２丁目、押野３丁目、新保本１丁目、新保本２丁目、新保本３丁目、八日市１丁目、八日市２丁目、八日市３丁目、森戸１丁目、森戸２丁目、八木１丁目、八木２丁目

（３）金沢市と野々市市相互給水

金沢市と野々市市との災害時相互給水に関する協定書

金沢市（以下「甲」という。）と野々市市（以下「乙」という。）とは、災害時における相互給水に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、石川県内市災害時相互応援協定（平成２４年１月２５日締結。以下「災害時相互応援協定」という。）に基づき、災害時における水道連絡管を用いた給水（以下「災害時給水」という。）に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この協定において「水道連絡管」とは、金沢市と野々市市との水道連絡管の設置に関する基本協定書（平成２５年６月１２日締結）第３条に定める水道連絡管をいう。

（災害時給水の可能範囲）

第３条　甲及び乙は、その給水区域内における給水に支障のない範囲において、相互に災害時給水をすることができる。

（災害時給水の開始）

第４条　甲及び乙は、災害時給水を受けようとするときは、災害時相互応援協定第２条に基づく応援要請を行うとともに、給水開始日、給水期間、給水時間、水圧その他必要事項を相手方に通知するものとする。

２　災害時給水を開始する際の手動弁等の操作は、甲乙双方立ち会いのもと、行うものとする。

（異常時の措置）

第５条　甲及び乙は、災害時給水によりその給水区域内における適正な給水に支障があると認めたとき又はその他の異常を認めたときは、相手方に調査を依頼することができる。

２　前項の調査に要する費用の負担方法については、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

（災害時給水の制限、停止）

第６条　甲及び乙は、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情がある場合は、災害時給水を制限し、又は停止することができる。

２　甲及び乙は、前項の規定により災害時給水を制限し、又は停止しようとするときは、その日時及び区域を協議のうえ定めるものとする。ただし、緊急でやむを得ない場合は、この限りでない。

（災害時給水の給水量算定）
第７条　災害時給水に要する費用等は、甲乙協議してこれを定める。

（その他）
第８条　この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各自１通を保有するものとする。

平成２５年１０月　３日

甲　金沢市
代 表 者
金沢市広坂１丁目１番１号

金沢市長

水道事業
金沢市広岡３丁目３番30号

金沢市公営企業管理者

乙　野々市市
代 表 者
野々市市三納１丁目１番地

野々市市長

水道事業
野々市市三納１丁目１番地

野々市市水道事業　野々市市長

（4）石川県、県内全市町相互

石川県消防広域応援協定書

（目的）

第１条　この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定により、石川県域内（以下「県内」）で大規模又は特殊な災害が発生した場合における消防の広域的な応援を行うための必要な事項を定めることを目的とする。

（協定市町村）

第２条　この協定は、県内の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町村等」という。）相互間において締結するものとする。

（対象とする災害）

第３条　この協定の対象とする災害は、次に掲げる災害とする。

（１）大規模な地震、風水害等の自然災害

（２）林野火災、高層建築物火災又は危険物施設火災等の大規模な火災

（３）航空機災害又は列車事故等の集団救急救助事故

（４）上記以外で応援を必要とする災害、事故等

（応援要請）

第４条　この協定に基づく応援要請は、前条各号に規定する災害が発生した市町村等の消防長が当該市町村等の保有する消防力及び近隣市町村等との相互応援協定による消防力によっては、災害の防御又は救助等が困難と認める場合において、第２条の規定する市町村等の消防長に対して行うものとする。

２　前項に規定する応援要請は、電話等により次の事項を明確にして行うものとし、事後速やかに応援要請書を提出するものとする。

（１）災害の発生日時、場所及び状況

（２）必要とする人員、車両及び資機材等

（３）集結場所及び連絡担当者

（４）その他必要事項

（応援部隊の派遣）

第５条　市町村等の消防長は、前条の規定により応援要請を受けたときは、業務に重大な支障がない限り行うものとする。

２　市町村等の消防長は、前条の応援要請に対する諾否について速やかに要請市町村等の消防長に通報する。

（応援部隊の指揮）

第６条　要請市町村等における応援部隊の指揮は、要請市町村等の消防長が応援部隊の長に対して行うものとする。

（応援の中断等）

第７条　応援市町村等において応援部隊の派遣を中止しなければならない特別の事態が生じた場合は、応援を中断することができるものとする。

２　災害区域にある市町村において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく災害対策本部が設置された場合は、この協定に基づく応援は終了するものとする。

（知事への通報）

第８条　災害及び応援の状況については、速やかに石川県知事（以下「知事」という。）に通報するものとする。

（知事の補完）

第９条　この協定による目的が達せられないおそれのある場合において、知事はこれを補完するため、必要な指示を行うことができるものとする。

（経費の負担）

第10条　応援に要する経費の負担については、法令その他特別の定めがあるものを除くほか概ね次の区分によるものとする。

（１）応援市町村等の負担　　機械器具の小破損の修理費用、燃料費用並びに消防職員の出動手当及び死傷による補償

（２）要請市町村等の負担　　（１）に掲げるもの以外のもの

２　経費負担について疑義を生じた事項については、その都度双方協議の上決定するものとする。

（情報提供等）

第11条　市町村等の消防長は、この協定の効率的な運用を図るために必要な各種消防情報等を相互に通知するものとする。

（実施細目）

第12条　この協定の実施について必要な事項は、市町村等の消防長が協議して定めるものとする。

（疑義の協議）

第13条　この協定に規定していない事項又は疑義の生じた事項については、その都度協議の上、決定するものとする。

附　則

１　この協定は、平成３年８月１日から施行する。

２　この協定の成立を証明するため、本書48通を作成し、記名押印の上、各１通を補完する。

石川県知事
金沢市長
七尾市長
小松市長
輪島市長
珠洲市長
加賀市長
羽咋市長
松任市長
山中町長
根上町長

寺　井　町　長
辰　口　町　長
川　北　町　長
美川町長職務代理者
鶴　来　町　長
野々市町長
河　内　村　長
吉野谷村長
鳥　越　村　長
尾　口　村　長
白　峰　村　長
津　幡　町　長
高　松　町　長
七　塚　町　長
宇ノ気町長
内　灘　町　長
富　来　町　長
志　雄　町　長
志　賀　町　長
押　水　町　長
田鶴浜町長
鳥　屋　町　長
中　島　町　長
鹿　島　町　長
能登島町長
鹿　西　町　長
穴　水　町　長
門　前　町　長
能　都　町　長
柳　田　村　長
内　浦　町　長
能美郡広域事務組合長
奥能登広域圏事務組合長
七尾鹿島広域圏事務組合長
河北広域消防事務組合長
松任石川広域事務組合長
羽咋郡市広域圏事務組合理事会

石川県消防広域応援基本計画は省略する。

（５）白山市、野々市市及び川北町

白山市・野々市市・川北町災害時相互応援協定書

白山市、野々市市及び川北町（以下「市町」という。）は、いずれかの市町において地震等の大規模な災害が発生した場合、市町相互間の友愛精神に基づき、相互に救援協力し、被災市町の応急対策及び復旧活動を円滑に遂行するため、相互の応援体制について、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類及びその手段）

第１条　応援の種類は次のとおりとし、職員等の派遣及び資機材の提供を含むものとする。

（１）住民の生命と財産を守るための救出救助、消火、医療救護、防疫等の応急活動

（２）食糧、飲料水、生活必需物資その他の生活物資の供給活動

（３）清掃活動

（４）水道、下水道等の応急復旧活動

（５）被災児童生徒の受入れ

（６）被災者に対する住宅の提供

（７）ボランティアのあっせん

（８）その他特に必要と認める災害応急対策及び災害復旧活動

（応援要請と応援活動の実施）

第２条　応援を要請しようとする被災市町は、当該被災市町以外の市町に対して、応援要請の内容を明らかにして口頭又は文書により応援を要請し、応援を要請された市町は全面的に応援活動を実施するものとする。

２　前項の規定により口頭で応援を要請した場合は、当該応援を要請した市町に対し、後日速やかに応援要請書を送付するものとする。

（緊急応援活動の実施）

第３条　前条の規定にかかわらず、いずれかの市町において地震等の大規模な災害が発生し、通信の途絶等により被災市町との連絡が取れない場合には、当該被災市町以外の市町は相互に連絡調整するとともに、自主的判断により緊急応援活動を実施するものとする。

（経費の負担）

第４条　応援に要した経費は、原則として被災市町の負担とする。ただし、これによりがたい場合は、市町が協議して定めるものとする。

（連絡担当部局）

第５条　協定市町は、あらかじめ相互に応援協力するための連絡部局をさだめ、地震等の大規模な災害が発生したときは、速やかに情報を相互に交換するものとする。

（協議）

第６条　この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、市町が協議して

定めるものとする。

（雑則）

第７条　この協定は、締結の日から施行する。なお、平成17年10月１日締結した「白山市・野々市町・川北町災害時相互応援協定書」については、廃止する。

この協定の締結を証するため、本協定書を３通作成し、各市町は記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成26年７月１日

白山市長　　作　野　広　昭

野々市市長　　粟　　貴　章

川北町長　　前　　哲　雄

（６）石川県内市と野々市市

石川県内市災害時相互応援協定

石川県内の各市（以下「協定市」という。）は、いずれかの市域において地震等の大規模な災害が発生し、被害を受けた市（以下「被災市」という。）が十分な応急措置を自ら実施できない場合において、当該被災市の応急対策及び復旧活動が迅速かつ円滑に遂行されるよう、相互に応援協力することについて、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第１条　応援の種類は、次のとおりとし、職員等の派遣及び資機材の提供を含むものとする。

（１）　市民の生命と財産を守るための救出救助、消火、医療救護、防疫等の応急活動

（２）　食糧、飲料水、生活必需物資その他の生活物資の供給活動

（３）　清掃活動

（４）　水道、下水道等の応急復旧活動

（５）　被災児童生徒の受入れ

（６）　被災者に対する住宅の提供

（７）　ボランティアのあっせん

（８）　その他特に必要と認める災害応急対策及び災害復旧活動

（応援要請と応援活動の実施）

第２条　応援を要請しようとする被災市は、当該被災市以外の協定市に対して応援要請の内容を明らかにして口頭又は文書により応援を要請し、応援を要請された協定市は全面的に応援活動を実施するものとする。

２　前項の規定により口頭で応援を要請した場合は、当該応援を要請した協定市に対し後日速やかに応援要請書を送付するものとする。

（緊急応援活動の実施）

第３条　前条の規定にかかわらず、いずれかの市域において地震等の大規模な災害が発生し、通信の途絶等により被災市との連絡が取れない場合には、当該被災市以外の協定市は相互に連絡調整するとともに、自主的判断により緊急応援活動を実施するものとする。

（経費の負担）

第４条　応援に要した経費は、原則として被災市の負担とする。ただし、これによりがたい場合は、協定市が協議して定めるものとする。

（連絡担当部局）

第５条　協定市は、あらかじめ相互に応援協力するための連絡担当部局を定め、地震等の大規

模な災害が発生したときは、速やかに情報を相互に交換するものとする。

（その他）

第６条　この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、協定市が協議して定めるものとする。

（効力の発生）

第７条　この協定は、協定を締結した日から効力を発生するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書11通を作成し、協定市は記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成24年１月25日

金沢市　　金沢市長
七尾市　　七尾市長
小松市　　小松市長
輪島市　　輪島市長
珠洲市　　珠洲市長
加賀市　　加賀市長
羽咋市　　羽咋市長
白山市　　白山市長
かほく市　かほく市長
能美市　　能美市長
野々市市　野々市市長

（７）石川県消防防災ヘリコプター

石川県消防防災ヘリコプター支援協定

（趣旨）

第１条　この協定は、石川県内の市町及び消防事務に関する一部事務組合（以下「市町等」という。）が、災害による被害を最小限に防止するため、消防組織法（昭和２２年法律第２２６号）第３０条第２項の規定に基づき、石川県が所有する消防防災ヘリコプター（以下「ヘリコプター」という。）の支援を求めることに関し、必要な事項を定めるものとする。

（協定区域）

第２条　本協定に基づき市町等がヘリコプターの支援を求めることができる区域は、当該市町等の区域とする。

（災害の範囲）

第３条　この協定において「災害」とは、消防組織法第１条に規定する水火災又は地震等の災害をいう。

（支援要請）

第４条　この協定に基づく支援要請は、災害が発生した市町等（以下「発災市町等」という。）の長が、次のいずれかに該当し、ヘリコプターによる活動が必要と判断した場合に石川県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

(1)　災害が隣接する市町等の区域に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合

(2)　発災市町等の消防力によっては、災害の防御又は災害情報の収集が著しく困難と認められる場合

(3)　その他救急搬送等緊急性があり、かつ、ヘリコプター以外に適切な手段がなく、ヘリコプターによる活動が最も有効な場合

（支援要請の方法）

第５条　支援要請は、石川県消防防災航空隊（以下「航空隊」という。）に電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。なお、支援要請時にすべての事項について明らかにするいとまがない場合には、必要最小限の事項を連絡するものとし、他の事項については、判明次第速やかに航空隊に連絡するものとする。

(1)　災害の種別

(2)　災害発生の日時、場所及び被害の状況

(3)　災害発生現場の気象状態

(4)　災害現場の市町側の最高指揮者の職名及び氏名並びに連絡方法

(5)　飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制

(6)　支援に要する資機材の品目及び数量

(7)　その他必要な事項

（支援要請方法の特例）

第６条　知事は、前条に掲げる支援要請がない場合でも、発災後に収集した被害規模等の情報

の内容から判断して、緊急に派遣の必要があると認められる場合であって、通信網等の途絶等で発災市町等と前条に定める通常の手続がとれない場合については、市町長からの要請があったものとみなして、航空隊を派遣し、支援を実施することができる。

（航空隊の派遣）

第７条　知事は、第４条の規定により支援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状態を確認のうえ、航空隊を派遣するものとする。

２　知事は、第４条の規定による支援要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに発災市町等の長に通報するものとする。

３　前項の場合において、知事は、知事と他の都道府県知事等との間で別途締結する協定等に基づき、他の都道府県が保有するヘリコプター等の応援による支援を実施できる場合には、その旨を速やかに発災市町等の長に通報し、当該市町長の要請がある場合には、他の都道府県知事等に対して応援を求めるものとする。

（航空隊の隊員の活動）

第８条　前条第１項の規定により支援する場合において、災害現場における航空隊の隊員の活動は、発災市町等の消防機関との相互に密接な連携の下に行動するものとする。

（消防用無線局の管理及び運用）

第９条　石川県は、第４条に基づく支援要請の活動を行うにあたり、発災市町等との連携を緊密にするため、ヘリコプター及び航空隊に消防用無線局を整備する。

２　前項の無線局の管理及び運用については、別に定める石川県消防防災ヘリコプターと消防機関との通信に係る無線局の管理及び運用に関する取扱基準によるものとする。

（経費負担）

第１０条　この協定に基づく支援に要する運航経費は、石川県が負担するものとする。

（その他）

第１１条　この協定に定めのない事項は、石川県及び市町等が協議して定めるものとする。

（適用）

第１２条　この協定は、平成２６年４月１日から適用する。

平成９年４月１日付けで締結した石川県消防防災ヘリコプター応援協定は、平成２６年３月３１日をもって廃止する。

この協定の締結を証するため、本書２４通を作成し、知事及び市町等の長が記名押印のうえ、各自それぞれ１通を所持する。

石川県知事	谷本　正憲
金沢市長	山野　之義
七尾市長	不嶋　豊和
小松市長	和田　愼司
輪島市長	梶　　文秋
珠洲市長	泉谷　満寿裕

加賀市長	宮本　　陸
羽咋市長	山辺　芳宣
かほく市長	油野　和一郎
白山市長	作野　広昭
能美市長	酒井　悌次郎
野々市市長	粟　　貴章
川北町長	前　　哲雄
津幡町長	矢田　富郎
内灘町長	川口　克則
志賀町長	小泉　　勝
宝達志水町長	津田　　達
中能登町長	杉本　栄蔵
穴水町長	石川　宣雄
能登町長	持木　一茂
能美広域事務組合長	酒井　悌次郎
羽咋郡市広域圏事務組合長	山辺　芳宣
白山野々市広域事務組合長	作野　広昭
奥能登広域圏事務組合長	梶　　文秋

２　県外市町との協定

（１）野々市市と愛知県東浦町

災害時における相互応援協定書

災害時における相互応援に関し、石川県野々市市及び愛知県知多郡東浦町との間に、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、両市町の区域内に災害が発生した場合において、両市町が相互に応援することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（災害の範囲）

第２条　この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第２条第１号に規定する災害並びに両市町の国民保護計画において想定する武力攻撃事態及び緊急対処事態をいう。

（連絡担当部局）

第３条　両市町は、災害の発生に備え連絡を円滑に行うため、あらかじめ連絡担当部局を明らかにしておくものとする。

（応援の種類）

第４条　応援の種類は、次のとおりとする。

（１）食糧、飲料水及び生活必需物資並びにこれらを供給するために必要な資機材の提供

（２）被災者等の救出、救護、医療、防疫、施設等の応急復旧等に必要な資機材又は物資の提供

（３）被災者等の救出、救護、医療、防疫、応急復旧活動等に必要な職員等の派遣

（４）応急処置を行うに当たって必要となる情報の収集及び提供

（５）被災者に対する一時収容のための施設の提供及び住宅の紹介

（６）前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援の要請の手続）

第５条　災害が発生し応援を受けようとする市町は、次に掲げる事項を電話、ファクシミリ等で応援を要請し、その後速やかに別紙様式を提出するものとする。

（１）被害の種類及び状況

（２）前条第１号及び第２号に掲げるものの品名、数量等

（３）応援に要する職員等の職種別人員

（４）応援場所及び応援場所への経路

（５）応援の期間

（６）前各号に掲げるもののほか、特に必要な事項

（緊急の場合の応援）

第６条　両市町は、情報収集の結果、事態が緊急を要し前条に定める応援の要請（以下「応援要請」という。）を待つ時間に余裕がないときは、応援要請を待たずに必要な応援を行うことができる。

（指揮権）

第７条　応援活動に従事する職員等（以下「応援職員等」という。）は、被災地の指揮者の指揮により行動するものとする。

（経費の負担）

第８条　応援に要した経費は、原則として応援要請をした市町の負担とする。

２　応援職員等が応援活動により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援した市町の負担とする。

３　応援職員等が、応援活動に伴い第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援活動の従事中において生じたものについては、応援要請をした市町が賠償の責めを負い、応援要請をした市町への往復の途中において生じたものについては、応援した市町が賠償の責めを負うものとする。

４　前３項に定めるもののほか、応援職員等の派遣に要する経費の負担は、両市町が協議して定めるものとする。

（情報等の交換）

第９条　両市町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な情報等を相互に交換するものとする。

（協議）

第10条　この協定に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、両市町が協議して定めるものとする。

（雑則）

第11条　この協定は、締結の日から施行する。なお、平成21年11月10日締結した「災害時における相互応援協定書」については、廃止する。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、両市町記名押印の上、各１通を保有する。

平成26年７月１日

石川県野々市市
野々市市長　　栗　　貴　章

愛知県知多郡東浦町
東浦町長　　神　谷　明　彦

（２）野々市市と京都府城陽市

災害時における相互応援協定書

石川県野々市市と京都府城陽市は、災害時における相互応援に関し、次のとおり協定する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。）第 67 条第１項及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」という。）第 17 条第１項の規定に基づき、両市の区域内に災害が発生した場合において、両市が相互に応援することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（災害の範囲）

第２条　この協定において「災害」とは、法第２条第１号に規定する災害並びに国民保護法第 16 条第１項の規定に基づき定められた両市の国民保護計画において想定する武力攻撃事態及び緊急対処事態をいう。

（連絡担当部局）

第３条　両市は、災害発生に備え連絡を円滑に取り合うため、あらかじめ連絡担当部局を明らかにしておくものとする。

（応援の種類）

第４条　応援の種類は、次のとおりとする。

（１）食糧、飲料水及び生活必需物資並びにこれらを供給するために必要な資機材の提供

（２）被災者の救出、救護、医療、防疫、施設等の応急復旧等に必要な資機材又は物資の提供

（３）被災者の救出、救護、医療、防疫、応急復旧活動等に必要な職員等の派遣

（４）応急処置を行うに当たって必要となる情報の収集及び提供

（５）被災者に対する一時収容のための施設の提供及び住宅の紹介

（６）前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援の要請の手続）

第５条　災害が発生し応援を受けようとする市は、次に掲げる事項を電話、ファクシミリ等で応援要請し、その後速やかに別紙様式を提出するものとする。

（１）被害の種類及び状況

（２）前条第１号及び第２号に掲げるものの品名、数量等

（３）応援に要する職員等の職種別人員

（４）応援場所及び応援場所への経路

（５）応援の期間

（６）前各号に掲げるもののほか、特に必要な事項

（緊急の場合の応援）

第６条　両市は、情報収集の結果、事態が緊急を要し前条に定める応援の要請

（以下「応援要請」という。）を待つ時間に余裕がないときは、応援要請を待たずに必要な応援を行うことができる。

（指揮権）

第７条　応援活動に従事する職員等（以下「応援職員等」という。）は、法第67条第２項及び国民保護法第 17 条第２項の規定に基づき、応援要請をした市長等の指揮により行動するものとする。

（経費の負担）

第８条　応援に要した経費は、原則として応援要請をした市の負担とする。

２　応援職員等が応援活動により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援した市の負担とする。

３　応援職員等が応援活動に伴い第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援活動の従事中において生じたものにあっては応援要請をした市が、応援要請をした市への往復の途中において生じたものにあっては応援した市が賠償の責任を負うものとする。

４　前３項に定めるもののほか、応援職員等の派遣に要する経費の負担は、両市が協議して定めるものとする。

（情報等の交換）

第９条　両市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要な情報等を相互に交換するものとする。

（協議）

第 10 条　この協定に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、両市が協議して定めるものとする。

（雑則）

第11条　この協定は、締結の日から施行する。

この協定の締結を証するため、本協定書を２通作成し、当事者署名の上、各１通を保有する。

平成 28 年 10 月 26 日

石川県野々市市
野々市市長

京都府城陽市
城陽市長

3　民間組織との協定

（1）野々市市と株式会社えふえむ・エヌ・ワン

緊急放送に関する協定書

野々市市（以下「甲」という。）と株式会社えふえむ・エヌ・ワン（以下「乙」という。）は、緊急放送システム機器の使用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、野々市市における災害の発生の予防又は被害の軽減のために、地域に必要な情報を正確かつ迅速に伝え、もって市民生活の安全確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この協定において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）災害　地震、暴風、豪雨、豪雪、洪水その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度がこれらに類する原因により生ずる被害をいう。

（２）緊急放送　災害が発生したとき又は災害が発生するおそれがあると判断したときに、甲及び乙が別に定める緊急放送に関する協定書運用細則（以下「運用細則」という。）に基づいて、甲の要請により、乙の所有管理する放送設備を使用して行う放送をいう。

（運用）

第３条　甲及び乙は、緊急放送を行うにあたっては、乙の番組編成権を尊重し、その運用については運用細則に従うものとする。

２　甲及び乙は、甲の防災訓練時において、緊急放送の訓練を行うことができる。

（責任）

第４条　緊急放送による社会に及ぼす影響については、甲がその責任を負うものとする。

（費用負担）

第５条　乙は、緊急放送に要する費用を原則として、甲に請求しないものとする。ただし、災害による被害が甚大であり、緊急放送の期間が相当長期にわたる場合は、甲乙協議のうえ、その費用負担について定めるものとする。

２　緊急放送の実施により、不能となった平常時放送の損害は、乙の責任で解決を図るものとする。

（有効期間）

第６条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成27年３月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了１ヶ月前までに、甲乙いずれからも協定の解除又は改定の申し出がない場合は、１年間更新されるものとし、以後この例によるものとする。

（協議）

第７条　この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

（雑則）

第８条　この協定は、締結の日から施行する。なお、平成９年７月２日締結した「緊急放送に関する協定書」については、廃止する。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し甲乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

平成 26 年７月１日

（甲）野々市市三納一丁目１番地
野々市市
野々市市長　　粟　　貴　章

（乙）野々市市高橋町 24 番２号
株式会社えふえむ・エヌ・ワン
代表取締役社長　　亀　田　亮　彌

緊急放送に関する協定書運用細則

野々市市（以下「甲」という。）と株式会社えふえむ・エヌ・ワン（以下「乙」という。）は、平成26年７月１日付けで締結した緊急放送に関する協定書に基づき緊急放送に関する事項の具体的基準を明確にし、緊急放送を正確かつ迅速に実施するため、この運用細則を定める。

（放送内容）

第１条　甲は、災害が発生したとき又は災害が発生するおそれがあると判断したときは、次の事項に関し緊急放送ができるものとする。

（１）地震情報、火災発生状況、河川氾濫状況及び気象情報

（２）避難の勧告、指示及び避難誘導

（３）市民の安否情報及び被害状況

（４）避難所開設状況

（５）道路、交通情報及び交通機関の運行状況

（６）飲料水、食料等の供給情報及びライフライン情報

（７）防疫、保健衛生、ゴミ処理及びし尿処理情報

（８）ライフライン等復旧情報

（９）その他甲が必要と認める事項

（放送形式）

第２条　緊急放送は、放送優先基準（別表第１）に基づき、甲が割り込み装置を用いて行う直接放送及び甲の要請による放送原稿を乙の編成によって行う放送の２形式とし、それぞれ次の手順によって行うものとする。

（１）甲の直接放送による場合（放送優先基準Ａランク）

ア　甲は、直接放送の操作マニュアル（別表第２）に従って割り込み装置を作動させ、緊急放送を行う。

イ　甲は、直接放送を行ったときは、緊急放送要請書兼報告書（別記様式）により、乙に報告する。

（２）乙の編成による場合（放送優先基準Ｂ・Ｃランク）

ア　甲は、緊急放送要請書兼報告書により放送内容を乙に伝達する。

イ　乙は、甲から緊急放送要請書兼報告書により放送内容の送付を受けた場合は、その内容を確認したうえ、局員により他の放送に優先して、これを放送する。

（協議）

第３条　この運用細則に定めのない事項又はこの運用細則に疑義を生じたときは、甲乙協議して定める。

（雑則）

第４条　この運用細則は、締結の日から施行する。なお、平成９年７月２日締結した「緊急放

送に関する協定書運用細則」については、廃止する。

この運用細則の締結を証するために本書２通を作成し甲、乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有するものとする。

平成 26 年７月１日

（甲）野々市市三納一丁目１番地
野々市市
野々市市長　　粟　　貴　章

（乙）野々市市高橋町 24 番２号
株式会社えふえむ・エヌ・ワン
代表取締役社長　　亀　田　亮　彌

別表第１（第２条関係）

放　送　優　先　基　準

優先ランク	基　　準	具　体　的　事　項
A	甲が最も緊急な事態と判断し、通常放送を即中断して放送を必要とするもの。 （人命、市民の生活に特に重大な影響があるもの） ☆割り込み装置を可動させる	1　震度５弱以上の地震が発生したとき 2　台風等による河川の氾濫が発生又は発生する恐れがあるとき 3　災害により避難勧告、指示及び誘導が必要なとき 4　老人の徘徊や児童の迷子等により人命が憂慮されるとき 5　危険物、毒劇物の流出等により人命が憂慮されるとき 6　広域にわたる類焼が予測される大規模な火災が発生したとき 7　その他大規模災害の初期に要する各種情報の提供が必要なとき
B	甲が緊急な事態と判断し、通常放送を適宜中断して放送を必要とするもの。 （人家、農作物などに大きな被害が予想される場合） ☆割り込み装置を可動させない	1　大規模な火災が発生したとき 2　気象情報等により、大雨、洪水、風雪害等が予測されるとき 3　ガス漏れ等による災害が予測されるとき 4　交通事故等により道路の迂回等が長期的に実施されるとき 5　A ランク以下の地震で市民生活に重大な影響が予測されるとき 6　その他災害時の各種情報の提供が必要なとき
C	甲が不測な事態と判断し、通常放送の中での放送を要請するもの。 ☆割り込み装置を可動させない	1　不測の事態により市民に被害が生じると判断されるとき

別表第２（第２条関係）

操　作　マ　ニ　ュ　ア　ル

この操作マニュアルを使用して、割り込み装置による緊急放送をする場合は、野々市市はあらかじめ担当職員を指名し、野々市市とＦＭ－Ｎ１が協議した暗証番号により割り込み放送をするものとする。

この場合において、野々市市は事前にできるかぎりＦＭ－Ｎ１の指定した責任者に通告をするものとする。

甲による直接放送の場合（緊急電話による割り込み装置使用による放送）

本部からＦＭ－Ｎ１へ電話をかける。
↓
呼び出し音３回の後、「ただ今外出しています」のメッセージが２回流れる。
↓
メッセージを聞いてから 30 秒以内に５桁の暗証番号を押す。
なお、３回間違えると回線がきれる。
↓
暗証番号があうと
「はい、制御コードを押してください」のメッセージが２回流れる。
↓
メッセージの後 30 秒以内に３桁の制御コードを押す。
↓
「はい、１番つけました」のメッセージが返る。
↓
本部の電話口で放送できる。
緊急放送開始
↓
「００＃」を入力すると、「はい、終了します」のメッセージが流れ、自動的に終話する。（**放送終了**）
※放送は元のプログラムに戻る。

別記様式（第２条関係）

緊　急　放　送　要　請　書　兼　報　告　書　　NO,

㈱えふえむ・エヌ・ワン

野　々　市　市　役　所　　御中

□　緊急放送を要請します。

□　報告します。（　　年　　月　　日）

□　㈱えふえむ・エヌ・ワン

□　野　々　市　市　役　所

放送優先基準	1	優先基準Ａ	2	優先基準Ｂ	3	優先基準Ｃ
要請年月日	年　　月　　日		発信時刻 時　分	□広報広聴係　担当者名 □防災安全係　担当者名 □		
電話番号 発信 ＦＡＸ番号						
受信年月日	年　　月　　日		放送対応	□即対応　□調整後対応　□放送しない		
電話番号 受信 ＦＡＸ番号			受信時刻 時　分	ＦＭ－Ｎ１担当者名		
放送年月日	年　　月　　日		放送時刻 時　分	□　ＦＭ－Ｎ１が放送 □　市割り込み □　放送なし		
放送回数	□　回繰り返す		□　１回のみ			
放送タイトル：						
読み原稿						

（２）野々市市と一般社団法人白山ののいち医師会

災害時の医療救護に関する協定書

野々市市（以下「甲」という。）と一般社団法人白山ののいち医師会（以下「乙」という。）とは、災害時の医療救護に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、野々市市地域防災計画に基づき、甲が実施する災害時の医療救護に関し、乙との協力に必要な事項を定めるものとする。ただし、災害救助法その他の関係法令が適用される災害時については、当該関係法令の定めるところによる。

（救護班の派遣）

第２条　甲は、野々市市地域防災計画に基づき、医療救護を実施する必要があると認めた場合は、乙に対し救護班の編成及び派遣を要請するものとする。

２　乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに救護班を編成し、現地の救護所等に派遣するものとする。

３　乙は、緊急やむを得ない事情により、甲の要請を受けるいとまのない場合は、自らの判断で救護班を派遣することができるものとする。

４　乙は、前項の規定により救護班を派遣したときは、速やかに甲に報告するものとする。

（災害医療救護計画）

第３条　乙は、医療救護の円滑な実施を図るため、災害医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

（救護班に対する指揮）

第４条　医療救護の総合調整を図るため、甲が行う乙の派遣する救護班に対する指揮は、乙の長を通じて行う。ただし、緊急時における救護活動は、この限りでない。

（救護班の業務）

第５条　乙が派遣する救護班は、原則として甲が避難場所及び災害現場等に設置する救護所において医療救護を行う。

２　救護班の業務は、次のとおりとする。

（１）傷病者に対する応急処置及び医療

（２）傷病者の収容医療施設への転送の要否及び転送順位の決定

（３）被災者の死亡の確認

（４）避難場所への巡回診療

（救護班員の輸送）

第６条　甲は、医療救護が円滑に実施できるよう、救護班員の輸送について、必要な措置を執るものとする。

（医薬品等の供給）

第７条　乙が派遣する救護班が使用する医薬品等は、当該救護班が携行するもののほか、甲が

供給するものとする。

（収容医療施設の指定）

第８条　乙は、甲が傷病者の収容医療施設を指定しようとするときは、これに協力するものとする。

（医療費）

第９条　救護所における医療費は、無料とする。

２　収容医療施設における医療費は、原則として患者負担とする。

（防災訓練）

第10条　乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する防災訓練に参加するものとする。

（費用弁償等）

第11条　甲は、乙が医療救護を実施した場合に要する次の費用を負担するものとする。

（１）救護班の編成及び派遣に要する経費

（２）救護班が携行した医薬品等を使用した場合の薬価基準等に定める実費

（３）救護班員が、医療救護において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金

（４）救護所等における医療器具等の損傷に係る経費

（５）前各号に該当しない費用であって、この協定の実施のために要した経費

２　前項に定める費用弁償の額については、甲乙協議のうえ、別に定める。

（防災訓練に係る費用弁償等）

第12条　甲の要請に基づき、乙が防災訓練に参加した場合の費用については、前条の規定を準用するものとする。

（細目）

第13条　この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

（協議）

第14条　この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた場合については、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（有効期間）

第15条　この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、協定締結の日から平成27年３月31日までとする。

２　前項の協定期間の満了する日の１カ月前までに、甲又は乙から何らかの申し出がない場合は、協定期間満了の日の翌日から更に１年間延長され、以後同様とする。

（雑則）

第16条　この協定は、締結の日から施行する。なお、平成11年８月26日締結した「災害時の医療救護に関する協定書」については、廃止する。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成26年７月１日

（甲）野々市市
　　野々市市長　　粟　　貴　章
（乙）一般社団法人白山ののいち医師会
　　会　　長　　吉　光　康　平

災害時の医療救護に関する協定書実施細目

平成26年7月1日付けで野々市市（以下「甲」という。）と一般社団法人白山ののいち医師会（以下「乙」という。）との間に締結した災害時の医療救護に関する協定書（以下「協定書」という。）第13条に規定する細目については、次のとおりとする。

（救護所設置の特例）

第１条　甲は、避難場所に設置する救護所のほか、必要と認めたときは、医療救護が可能な被災地周辺の医療施設に救護所を設置する。

（医療救護の報告）

第２条　乙は、協定書第２条の規定により救護班を派遣したときは、医療救護終了後速やかに、各救護班ごとの「医療救護報告書」（第１号様式）、「救護班員名簿」（第２号様式）及び「医療品等使用報告書」（第３号様式）を取りまとめ、甲に報告するものとする。

（事故報告）

第３条　乙は、協定書第２条に基づく医療救護において、救護班員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは「事故報告書」（第４号様式）により速やかに甲に報告するものとする。

（物件損傷報告）

第４条　乙は、救護所において医療器具等が医療救護により損傷を受けたときは、「物件損傷報告書」（第５号様式）により速やかに甲に報告するものとする。

（費用弁償等の請求）

第５条　協定書第11条第１項第１号、第２号、第４号及び第５号に規定する費用については、乙が各救護班分を取りまとめ「費用弁償等請求書」（第６号様式）により、甲に請求するものとする。

２　協定書第 11 条第１項第３号に規定する扶助金については、支払いを受けようとする者が「扶助金支給申請書」（第７号様式）により、甲に申請するものとする。

（支払）

第６条　甲は、前条の規定により請求を受けた場合は、関係書類を確認のうえ、速やかに支払うものとする。

（防災訓練に係る費用弁償等）

第７条　協定書第12条に規定する防災訓練に係る費用弁償等については、前２条の規定を準用するものとする。

（雑則）

第８条　この実施細目は、締結の日から施行する。なお、平成11年８月26日締結した「災害時の医療救護に関する協定書実施細目」については、廃止する。

本実施細目２通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成26年7月1日

（甲）野々市市
野々市市長　　粟　　貴　章

（乙）一般社団法人白山ののいち医師会
会　　長　　吉　光　康　平

医療救護に係る費用弁償等に関する覚書

平成26年７月１日付けで野々市市（以下「甲」という。）と一般社団法人白山ののいち医師会（以下「乙」という。）との間に締結した災害時の医療救護に関する協定書第11条及び第12条に規定する費用弁償等の内容については、次のとおりとする。

（救護班の従事者の費用弁償）

第１条　協定書第 11 条第１項第１号に規定する救護班の従事者の派遣に対する費用弁償は、別表に定める額とする。

（医薬品等の実費弁償）

第２条　協定書第 11 条第１項第２号に規定する医薬品等の実費弁償は、使用した医薬品等に係る薬価基準等に定める実費とする。

（扶助金）

第３条　協定書第 11 条第１項第３号に規定する扶助金については、災害救助法施行令の基準に準ずるものとする。

（物件損傷の実費弁償）

第４条　協定書第 11 条第１項第４号に規定する医療器具等を損傷した場合の経費は、実費とする。

（防災訓練に係る費用弁償等）

第５条　協定書第 12 条に規定する防災訓練に係る費用弁償は、第２条及び第３条に規定する費用に準ずるものとする。

（医事紛争の処理）

第６条　救護班が転送した患者の診療について、この患者を診察した収容医療施設と患者との間に医事紛争が生じた場合は、乙は直ちに甲に連絡するものとする。

２　甲は、前項の連絡を受けたときは、速やかに調査し、甲乙協議のうえ、誠意をもって解決のための適切な処置を執るものとする。

（未収金の処理）

第７条　乙は、収容医療施設において、災害時の医療救護に係る医療費の未収が生じたときは、速やかに取りまとめ、甲に通知するものとする。

２　甲は、前項の通知を受けたときは、調査のうえ支払義務者に対し、当該請求分の支払を督促するとともに、支払不能の事情が判明した場合は、甲乙協議のうえ、解決するものとする。

（雑則）

第８条　この覚書は、締結の日から施行する。なお、平成11年８月26日締結した「医療救護に係る費用弁償等に関する覚書」については、廃止する。

この覚書の交換を証するため、本書２通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成26年7月1日

（甲）野々市市
野々市市長　　粟　　貴　章

（乙）一般社団法人白山ののいち医師会
会　　長　　吉　光　康　平

（３）野々市市と野々市農業協同組合

災害時における食糧及び燃料の供給・確保に関する協力協定書

野々市市（以下「市」という。）と野々市農業協同組合（以下「組合」という。）とは、野々市市地域防災計画に基づき、市に大規模な風水害、地震その他の災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合において、市民の生命と財産を守り市民生活の安定を図るため、相互に協力して災害応急対策活動を実施するため、次のとおり協力協定を締結する。

（協力要請）

第１条　市は、大規模災害に際して緊急に食糧を調達する必要があると認めるときには、組合に対し、保有する食糧及び燃料の供給・確保について、協力を要請することができるものとする。

（協力）

第２条　組合は、市より、協力要請があったときは、食糧及び燃料の供給・確保について、可能な限り協力を行うものとする。

（食糧の範囲）

第３条　市が組合に対し調達を要請する食糧は、次に揚げる物とする。

（１）主食　　米（ごはん）、弁当、麺類、パン、牛乳、粉ミルク

（２）副食　　漬物、梅干、つくだ煮、缶詰

（３）調味料　みそ、しょう油、塩、砂糖

（４）容器入飲料水その他市が指定する品目

（燃料の範囲）

第４条　市が組合に対し調達を要請する燃料は、次に掲げる物とする。

（１）車両用燃料　ガソリン、軽油

（２）その他燃料　Ａ重油、灯油

（協力要請手続）

第５条　市は、組合に対し食糧及び燃料の供給・確保を要請するときは、供給する日時、場所等を指定して、文書又は電話等の方法により行うものとする。

２　市は、災害状況により前項の活動要請が直接できない場合は、組合に対し、公共放送等を通じて要請を行うものとする。

（活動の実施）

第６条　組合は、前条の規定に基づき要請を受けたときは、直ちに食糧及び燃料の供給・確保について適切な処置を講ずるものとする。

２　組合は、原則として自らの配送車等により市が指定する場所へ食糧及び燃料を配送し、市職員又は市が指定する者に引き渡すものとする。

３　組合は、食糧及び燃料の供給・確保活動を実施したときは、速やかに活動の内容を市に報告するものとする。

（費用の支払い）

第７条　組合は、食糧及び燃料の供給後、納品書を添付して、食糧及び燃料の代金及び所要経費を市に請求するものとする。

２　市は、前項の請求があったときは、速やかに食糧及び燃料の代金及び所要経費を支払うものとする。

（取引価格）

第８条　食糧及び燃料の取引価格は、災害発生直前における小売価格を基準とし、市と組合とが協議のうえ、決定するものとする。

（連絡）

第９条　組合は、毎年１回、災害時に対応可能な食糧及び燃料の状況を市に連絡するものとする。

（協議）

第10条　この協定に定めのない事項については、その都度、市と組合とが協議して定めるものとする。

（雑則）

第11条　この協定は、締結の日から施行する。なお、平成11年８月26日締結した「災害時における食糧の供給・確保に関する協力協定書」については、廃止する。

この協定締結を証するため、本書２通を作成し、市及び組合双方記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成26年７月１日

野々市市長　　粟　　貴　章

野々市農業協同組合
代表理事組合長　　西　村　信　夫

（４）野々市市と野々市市管工事協同組合

災害時における応急対策活動に関する協力協定書

野々市市（以下「市」という。）と野々市市管工事協同組合（以下「組合」という。）とは、野々市市地域防災計画に基づき、市に大規模な風水害、地震その他の災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合において、市民の生命と財産を守り市民生活の安定を図るため、相互に協力して災害応急対策活動を実施するため、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第１条　市は、大規模災害に際して市のみで応急対策活動が実施できないと認めるときには、組合に対し、人命救出、水道・ガス・下水道の応急土木活動等災害の状況に応じた応急対策活動の実施について、協力を要請することができるものとする。

（協力）

第２条　組合は、市から応急対策活動の実施について協力要請があったときは、野々市市管工事組合加入者（ 以下「組合員」という。）のあっせん、建設資機材及び労力の提供その他可能な限りの協力を行うものとする。

（活動要請手続）

第３条　市は、組合又は組合員に対し応急対策活動を要請するときには、日時、場所、活動業務等を指定して、文書又は電話等の方法により行うものとする。

２　市は、災害状況により前項の活動要請が直接できない場合には、組合又は組合員に対し、公共放送等を通じて要請を行うものとする。

（活動の実施）

第４条　組合員は、前条の規定に基づき活動要請を受けたときは、直ちに指定場所に出動し、市職員の指示に従い、応急対策活動を実施するものとする。ただし、指定場所に市職員が派遣されていない場合は、要請事項に従い自らの判断により応急対策活動を開始するものとする。

２　組合員は、指定場所に出動したときは、速やかに現場責任者、出動時間、建設資機材等を市に報告するものとする。

３　組合員は、活動業務が完了したときは、速やかに活動状況の概要を市長に報告するものとする。

（費用負担）

第５条　組合員が応急対策活動に要した費用は、市が負担する。

２　市は、組合員の活動業務終了後、これを検査又は確認したときは、組合員の請求により、前項の費用を速やかに支払うものとする。

（公務災害補償）

第６条　市は、組合員の業務従事者が、この協定に基づく業務の実施により死亡し、負傷し、又は疾病にかかったときは、石川県市町村消防団員等公務災害補償等組合消防団員等公務災

害補償条例（昭和41年石川県市町村消防団員等公務災害補償等組合条例第１号）の規定に基づき、これを補償するものとする。

（連絡）

第７条　組合は、毎年１回、組合員名簿及び災害時に対応可能な建設資機材等の状況を市に対し連絡するものとする。

（協議）

第８条　この協定に定めのない事項については、その都度、市と組合とが協議して定めるものとする。

（雑則）

第９条　この協定は、締結の日から施行する。なお、平成11年８月26日締結した「災害時における応急対策活動に関する協力協定書」については、廃止する。

この協定締結を証するため、本書２通を作成し、市及び組合双方記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成26年７月１日

野々市市長　　粟　　貴　章

野々市市管工事協同組合長　　橋　　忠　夫

（５）野々市市と野々市市建設業協同組合

災害時における応急対策活動に関する協力協定書

野々市市（以下「市」という。）と野々市市建設業協同組合（以下「組合」という。）とは、野々市市地域防災計画に基づき、市に大規模な風水害、地震その他の災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合において、市民の生命と財産を守り市民生活の安定を図るため、相互に協力して災害応急対策活動を実施するため、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第１条　市は、大規模災害に際して市のみで応急対策活動が実施できないと認めるときには、組合に対し、人命救出、交通確保、応急土木活動等災害の状況に応じた応急対策活動の実施について、協力を要請することができるものとする。

（協力）

第２条　組合は、市から応急対策活動の実施について協力要請があったときは、野々市市建設業協同組合加入者（ 以下「組合員」という。 ）のあっせん、建設資機材及び労力の提供その他可能な限りの協力を行うものとする。

（活動要請手続）

第３条　市は、組合又は組合員に対し応急対策活動を要請するときには、日時、場所、活動業務等を指定して、文書又は電話等の方法により行うものとする。

２　市は、災害状況により前項の活動要請が直接できない場合には、組合又は組合員に対し、公共放送等を通じて要請を行うものとする。

（活動の実施）

第４条　組合員は、前条の規定に基づき活動要請を受けたときは、直ちに指定場所に出動し、市職員の指示に従い、応急対策活動を実施するものとする。ただし、指定場所に市職員が派遣されていない場合は、要請事項に従い自らの判断により応急対策活動を開始するものとする。

２　組合員は、指定場所に出動したときは、速やかに現場責任者、出動時間、建設資機材等を市に報告するものとする。

３　組合員は、活動業務が完了したときは、速やかに活動状況の概要を市長に報告するものとする。

（費用負担）

第５条　組合員が応急対策活動に要した費用は、市が負担する。

２　市は、組合員の活動業務終了後、これを検査又は確認したときは、組合員の請求により、前項の費用を速やかに支払うものとする。

（公務災害補償）

第６条　市は、組合員の業務従事者が、この協定に基づく業務の実施により死亡し、負傷し、又は疾病にかかったときは、石川県市町村消防団員等公務災害補償等組合消防団員等公務災

害補償条例（昭和41年石川県市町村消防団員等公務災害補償等組合条例第１号）の規定に基づき、これを補償するものとする。

（連絡）

第７条　組合は、毎年１回、組合員名簿及び災害時に対応可能な建設資機材等の状況を市に対し連絡するものとする。

（協議）

第８条　この協定に定めのない事項については、その都度、市と組合とが協議して定めるものとする。

（雑則）

第９条　この協定は、締結の日から施行する。なお、平成11年８月26日締結した「災害時における応急対策活動に関する協力協定書」については、廃止する。

この協定締結を証するため、本書２通を作成し、市及び組合双方記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成26年７月１日

野々市市長　　粟　　貴　章

野々市市建設業協同組合長　　西　村　一　正

（6）野々市市と石川県電気工事工業組合及び一般財団法人北陸電気保安協会

災害時における応急対策活動に関する協力協定書

野々市市（以下「甲」という。）と石川県電気工事工業組合（以下「乙」という。）及び一般財団法人北陸電気保安協会（以下「丙」という。）とは、野々市市内に大規模な風水害、地震その他の災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合において、市民の生命及び財産を守り市民生活の安定を図るため、野々市市地域防災計画に基づき、相互に協力して災害応急対策活動を実施することについて、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第１条　甲は、大規模災害に際して必要と認めるときは、乙及び丙に対し、人命救出、公共施設等における電気設備等の復旧等災害の状況に応じた応急対策活動の実施について、協力を要請することができるものとする。

（協力）

第２条　乙及び丙は、甲から応急対策活動の実施について協力要請があったときは、資機材及び労力の提供その他可能な限りの協力を行うものとする。

（協力要請手続）

第３条　甲は、乙及び丙に対し応急対策活動の協力要請を行うときは、日時、場所、業務等を指定して、文書又は電話等により行うものとする。

２　甲は、災害状況により協力要請を乙及び丙に対し直接行うことができないときは、公共放送等により要請を行うものとする。

（情報の共有）

第４条　甲、乙及び丙は、応急対策活動を実施するに当たっては、相互に情報を共有するよう努めるものとする。

（活動の実施）

第５条　乙及び丙は、協力要請を受けたときは、直ちに指定場所に出動し、甲の職員（人命救出の場合は、消防職員）の指示に従い、応急対策活動を実施するものとする。ただし、指定場所に市職員が派遣されていないときは、要請事項に従い自らの判断により応急対策活動を開始するものとする。

２　乙及び丙は、指定場所が電気主任技術者等を定めている公共施設等であるときは、当該電気主任技術者の立会いの上、応急対策活動を行うものとする。ただし、当該公共施設等に当該電気主任技術者等が派遣されていない場合であって、緊急を要するときは、有資格者の判断により応急対策活動を行うものとする。

３　乙及び丙は、指定場所に出動したときは、速やかに現場責任者、出動時間、資機材等を甲に報告するものとする。

４　乙及び丙は、応急対策活動が完了したときは、速やかに活動状況の概要を甲に対し書面により報告するものとする。

（費用負担）

第６条　乙及び丙が実施した応急対策活動に要した費用は、原則として甲の負担とする。ただし、次に掲げる業務に要した費用のうち、資材等の材料費は甲の負担とし、労務費、計測器損料、車両経費等は乙及び丙の負担とする。

（１）被災電気設備の緊急点検の実施及び報告

（２）電気設備の危険箇所の区画表示

（3）停電箇所の復電可否判定及び電力復旧のための指導助言
（4）電気工事を伴わない簡易な手直し等応急措置による電力復旧の実施
（5）避難所等の仮設電気設備を安全に使用するための測定及び試験の実施

2　甲は、乙及び丙の応急対策活動完了後、これを検査し、又は確認したときは、乙及び丙の請求により、前項の費用を速やかに支払うものとする。

（公務災害補償）

第7条　乙及び丙は、応急対策活動の実施に当たっては、あらかじめ、その活動に従事する者が労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用を受けるために必要な手続をとらなければならない。

2　甲は、乙及び丙の応急対策活動に従事する者が、その活動の実施により死亡し、若しくは負傷し、又は疾病にかかった場合において、労働者災害補償保険法の適用を受けることができなかったときは、石川県市町村消防団員等公務災害補償等組合消防団員等公務災害補償条例（昭和41年石川県市町村消防団員等公務災害補償等組合条例第1号）の規定に基づき、これを補償するものとする。

（連絡）

第8条　乙及び丙は、毎年1回、事業所の組織図及び連絡先を甲に対し書面により提出するものとする。

（協議）

第9条　この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

（雑則）

第10条　この協定は、締結の日から施行する。なお、平成21年2月24日締結した「災害時における応急対策活動に関する協力協定書」については、廃止する。

この協定締結を証するため、本書3通を作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成26年7月1日

（甲）野々市市
野々市市長　　粟　　貴　章

（乙）石川県電気工事工業組合
理　事　長　　米　澤　　寛

（丙）一般財団法人北陸電気保安協会
理　事　長　　村　田　幸　平

（７）野々市市と一般社団法人石川県エルピーガス協会石川支部

災害時における緊急用燃料等の供給・確保に関する協力協定書

野々市市（以下「甲」という。）と一般社団法人石川県エルピーガス協会石川支部（以下「乙」という。）とは、野々市市地域防災計画に基づき、市に大規模な風水害、地震その他の災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合において、市民の生命及び財産を守り市民生活の安定を図るため、相互に協力して災害応急対策活動を実施することに関し、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第１条　甲は、大規模災害に際して公共施設等における緊急用燃料として液化石油ガス等（燃焼器を使用するために必要な設備を含む。以下「ＬＰガス等」という。）の供給を受ける必要があると認めるときには、乙に対し、協力を要請することができるものとする。

（協力）

第２条　乙は、甲から協力要請があったときは、ＬＰガス等の優先供給その他可能な限りの協力を行うものとする。

（要請手続）

第３条　甲は、乙に対し協力を要請するときは、次に掲げる事項を明示して、文書又は電話等により行うものとする。

（１）必要とするＬＰガス等の内容及び数量

（２）ＬＰガス等を必要とする場所

（３）ＬＰガス等の使用目的

２　甲は、災害状況により前項に規定する方法で要請を行うことができない場合には、乙に対し、公共放送等を通じて要請を行うものとする。

（活動の実施）

第４条　乙は、前条の規定に基づき協力要請を受けたときは、速やかに現場に出動し、甲の職員の指示に従い、ＬＰガス等の供給について適切な処置を講ずるものとする。ただし、指定場所に甲の職員が派遣されていない場合は、要請事項に従い自らの判断により応急対策活動を開始するものとする。

２　乙は、ＬＰガス等の供給を完了したときは、速やかに活動状況の概要を甲に報告するものとする。

（費用負担）

第５条　乙が応急対策活動に要した費用のうち、ＬＰガス等の使用料及びＬＰガス等の供給に必要な資材等の材料費（以下「使用料等」という。）は甲の負担とし、労務費、車両経費等は乙の負担とする。

２　前項の経費は、災害発生直前における通常の価格を基礎として、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

３　乙は、ＬＰガス等の供給終了後、納品書を添付して甲に使用料等を請求するものとする。
４　甲は、前項の規定による請求があったときは、使用料等を速やかに支払うものとする。

（公務災害補償）

第６条　乙は、応急対策活動の実施に当たっては、乙の業務従事者が労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用を受けるための必要な手続をあらかじめとらなければならない。
２　甲は、乙の業務従事者がこの協定に基づく応急対策活動の実施により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は応急対策活動による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合において、労働者災害補償保険法の規定に基づく保険給付を受けることができなかったときは、石川県市町村消防団員等公務災害補償等組合消防団員等公務災害補償条例（昭和41年石川県市町村消防団員等公務災害補償等組合条例第１号）の規定に基づき、これを補償するものとする。

（連絡責任者等）

第７条　この協定に基づく要請に関する事項の連絡の責任者（以下「連絡責任者」という。）として、甲においては野々市市災害対策本部長が指定する者を、乙においては乙の支部長をそれぞれ指定するものとする。
２　甲及び乙は、毎年４月１日現在における連絡責任者及び連絡責任者と連絡が取れない場合の連絡先等を記載した書面を交換するものとする。

（協議）

第８条　この協定の実施について必要な事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

（雑則）

第９条　この協定は、締結の日から施行する。なお、平成22年３月16日締結した「災害時における緊急用燃料等の供給・確保に関する協力協定書」については、廃止する。

この協定締結を証するため、本書２通を作成し、甲及び乙双方記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成26年７月１日

（甲）野々市市
野々市市長　　粟　　貴　章

（乙）一般社団法人石川県エルピーガス協会石川支部
石川支部長　　竹　田　佳　一

（8）野々市市と日本下水道管路管理業協会中部支部石川県部会

災害時における応急対策業務に関する協定書

野々市市（以下「甲」という。）と公益社団法人日本下水道管路管理業協会中部支部石川県部会（以下「乙」という。）とは、甲の管理する下水道管路施設が風水害、地震その他の自然災害等により被災した場合（以下「災害時」という。）の応急対策業務（以下「業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時における応急対策について、必要な事項を定め、下水道管路施設の早期機能回復などの応急対策の充実及び強化を図ることを目的とする。

（協力業務）

第２条　この協定の対象となる業務は、災害時における下水道管路施設の被害調査及び応急措置とし、甲が必要と認めた範囲とする。

（協力の要請）

第３条　甲は、災害時において応急対策を行う必要が生じた場合は、災害の実情に応じて、乙に対し協力要請書（様式第１号）により協力を要請することができるものとする。

２　前項の要請は、緊急を要する場合には、電話等の通信手段によることができることとするが、この場合も遅滞なく協力要請書を交付するものとする。

３　乙は、協力の要請に備え、使用資機材の確保に努めるものとする。

（応急対策の実施と報告）

第４条　乙は、前条の規定による甲の要請を受けたときは、応急対策の内容を検討の上、協力業者の中から業務担当業者（以下「担当業者」という。）を決定し、出動応諾書（様式第２号）を甲に送付することにより出動を応諾するものとする。

２　前項の応諾は、緊急を要する場合には、電話等の通信手段によることができることとするが、この場合も遅滞なく出動応諾書を送付するものとする。

３　担当業者は、甲の指示に従い、速やかに業務に着手するものとする。

４　担当業者は、業務遂行に当たって第三者に損害を与えないように特段の注意を払うものとする。

５　担当業者は、業務従事者が労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の規定の適用を受けるための必要な手続きをあらかじめ行わなければならない。

６　担当業者は、業務請負契約の根拠とするため、業務内容が判定できる写真等の資料を整理するとともに、適宜業務の進捗状況及び完了を甲に報告するものとする。

（請負契約の締結）

第５条　甲は、前条第６項の資料をもとに、担当業者と速やかに請負契約を締結するものとする。

（協定の効力）

第６条　この協定の期間は協定締結の日から平成　27 年　３月　31 日までとする。ただし、この期間満了の日の 30 日前までに、甲又は乙から文書により協定を更新しない等の意思表示がなされないときは、更に１年間更新されるものとし、その後も同様とする。

（疑義の解決）

第７条　この協定に定めのない事項及びこの協定について、疑義を生じた事項については、その都度甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成　26 年　10 月　28 日

甲　石川県野々市市三納１丁目１番地
　　野々市市長

乙　石川県金沢市東力２丁目４７番地４８番地
　　公益社団法人　日本下水道管路管理業協会
　　中部支部石川県部会長

様式第１号（第３条関係）

文　書　番　号
年　　月　　日

協　力　要　請　書

公益社団法人　日本下水道管路管理業協会
中部支部　石川県部会長　様

野々市市長　　㊞

野々市市と公益社団法人日本下水道管路管理業協会中部支部石川県部会が締結する「災害時における応急対策業務に関する協定書」第３条第１項の規定に基づき、協力を要請する。

要請年月日	年　　月　　日
要請の原因	
施設名	
場所	
被害調査の状況及び応急措置の内容	
担当者	野々市市　　部　　課 氏　名 電　話

様式第２号（第４条関係）

年　　月　　日

出　動　応　諾　書

野々市市長　　宛

公益社団法人　日本下水道管路管理業協会
中部支部　石川県部会長　　㊞

年　　月　　日付け　　第　　号で協力要請のあったことについて、野々市市と公益社団法人日本下水道管路管理業協会中部支部石川県部会とが締結する「災害時における応急対策業務に関する協定書」第４条第１項の規定に基づき、出動を応諾する。

応　諾　年　月　日	年　　月　　日
業　務　担　当　業　者	住　　所 会　社　名 代表者名
業　務　責　任　者	氏名 電話

（9）野々市市とイオンリテール株式会社イオン御経塚店及びイオン野々市南店

災害時における支援協力に関する協定

野々市市（以下「甲」という。）とイオンリテール株式会社イオン御経塚店及びイオン野々市南店（以下「乙」という。）とは、次のとおり災害時における支援協力に関する協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、地震等による大規模な災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生する恐れがある場合において、甲から乙に対して行う支援協力の要請に関し、その手続き等について定め、もって、災害応急対策及び災害復旧対策が円滑に実施されることを目的とする。

（物資協力要請）

第２条　甲は、災害時における応急処置のため、緊急に物資等を調達する必要があると認めるときは、乙の保有する物資等の供給を要請できるものとする。

（協力の実施）

第３条　乙は、甲から前条の要請を受けたときは、保有又は調達可能な物資について、速やかに対応する。

（物資の範囲）

第４条　甲が乙に要請する物資等は、次の各号に掲げるもののうち、乙が保有または調達可能な物資とする。

（１）別表に掲げる物資

（２）その他、甲が指定する物資

（要請の方法）

第５条　甲は、前条に掲げる物資の供給を受けようとする時は、出荷要請書をもって乙に要請するものとする。但し、緊急を要するときは、口頭または電話をもって要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

（物資の引渡し）

第６条　物資の運搬は、甲の指定する場所に、乙において搬送するものとし、甲の職員が確認した上で、これを引渡すものとする。

２　甲は、物資を確認後、速やかに出荷確認書を乙に提出するものとする。

（費用の負担）

第７条　乙が、供給した物資の費用については、甲が負担するものとする。

２　甲は、前項に基づく請求があったときは、乙に対し30日以内に代金を支払うものとする。

（物資の価格）

第８条　物資の価格は、災害が発生する直前における適正な価格とする。

（避難場所の提供）

第９条　乙は、災害時において、甲の要請により乙が所有し、又は管理する駐車場を、一時的な避難場所として提供するものとする。

（改正又は廃止及び有効期限）

第10条　甲又は乙は、この協定に関し改正又は廃止をしようとするときは、改正または廃止しようとする１ケ月前までに、相手側に対し文書をもって通知し、甲乙協議の上、その内容について決定するものとする。

２　この協定は、前項の規定により決定する廃止の日まで、その効力を有するものとする。

（協議）

第11条　この協定の解釈に疑義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため本書を２通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自１通を保有する。

平成24年３月９日

平成29年12月７日一部変更

（甲）石川県野々市市三納１丁目１番地

野々市市長　　粟　　貴　章

（乙）大阪府大阪市福島区海老江１丁目１番２３号
イオンリテール株式会社近畿･北陸カンパニー
専務執行役員

支社長　　後　藤　俊　哉

（10）野々市市とサントリービバレッジソリューション株式会社

災害時における飲料水の提供に関する協定

野々市市（以下「甲」という。）とサントリービバレッジソリューション株式会社（以下「乙」という。）とは、次のとおり災害発生時における飲料水の提供に関する協定を締結する。

（要請）

第１条　甲は、野々市市内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、飲料水を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、飲料水の提供を要請することができる。

２　前項の飲料水を調達する必要があると認めるときとは、次に掲げる場合とする。

（１）災害による断水、避難等により、被災した住民に飲料水を供給する必要があるとき。

（２）その他甲が必要と認めるとき。

（飲料水の提供）

第２条　乙が甲の要請に基づき提供する飲料水は、次に掲げるとおりとする。

（１）甲の区域内に設置した緊急時飲料提供ベンダー内の飲料水を無償で提供する。

（２）前号に規定する飲料水のほか、甲の要請に基づき乙が飲料水を提供するときは、乙は当該要請に対し、乙の意思決定に基づき、飲料水の提供を判断するものとする。

（要請の方法）

第３条　甲は、乙に飲料水提供の要請を行うときは、文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話その他の方法により要請し、その後、速やかに文書を送付するものとする。

２　大規模地震等の災害により通信手段が途絶し、甲から乙への連絡が不能となったときは、甲は、乙に対し要請を行うことなく、前条第１項第１号の飲料水を使用することができるものとし、その後、通信手段を確保することができたときは、速やかに乙に対し、連絡を行うものとする。

（緊急時飲料提供ベンダーの設置、撤去及び増設）

第４条　乙は、甲の要請に基づき、緊急時飲料提供ベンダーを甲の指定する場所に設置することについて検討するものとする。なお、設置の際は、転倒防止に十分注意するものとする。

２　緊急時飲料提供ベンダーの撤去及び増設については、甲乙協議の上、決定するものとする。

（緊急車両の指定）

第５条　甲は、乙が甲の要請に基づき飲料水の運搬を行うときは、乙がその運搬のために使用

する車両を緊急通行車両とするよう配慮するものとする。

（協定の有効期間）

第６条　この協定の有効期間は、令和４年３月31日までとする。なお、この有効期間の満了日の１ヶ月前までに甲乙いずれからも協定解除の意思表示がない場合、さらに１年延長するものとし、その後も同様とする。

（疑義の決定）

第７条　この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義があるときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

令和４年１月１日

甲　石川県野々市市三納一丁目一番地

野々市市長　　粟　　貴　章

乙　愛知県名古屋市中村区名駅南１丁目１２－９
サントリービバレッジソリューション株式会社

東海・北陸支社長　稲　葉　秀　樹

（11）野々市市と北陸コカ・コーラボトリング株式会社

災害時における飲料水の供給に関する協定

野々市市（以下「甲」という。）と北陸コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）とは、次のとおり災害発生時における飲料水の供給に関する協定を締結する。

（要請）

第１条　甲は、野々市市内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、飲料水を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、飲料水の供給を要請し、乙は、当該要請に基づき飲料水を供給する。

２　前項の飲料水を調達する必要があると認めるときとは、次に掲げる場合とする。

（１）災害による断水、避難等により、被災した住民に飲料水を供給する必要があるとき。

（２）その他甲が必要と認めるとき。

３　前項第２号に掲げる場合においては、甲は、飲料水の供給の要請をする前に、乙に対し、協議するものとする。

（飲料水の供給等）

第２条　乙が甲の要請に基づき供給する飲料水並びにその対価及び納入場所は、次に掲げるとおりとする。

（１）第４条の規定に基づき設置したメッセージボード搭載型の地域貢献型自動販売機（以下「地域貢献型自動販売機」という。）内の飲料水を無償で提供する。

（２）前号に規定する飲料水のほか、甲の必要とする数量の飲料水を優先的に供給するものとし、その納入場所は、避難所等甲の指定する場所とする。この場合において、供給される飲料水の対価は、災害発生前の適正な価格を基準として、その都度甲乙協議の上決定するものとする。

２　甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、住民への情報提供のため、地域貢献型自動販売機のメッセージボードを使用することができる。

（要請の方法）

第３条　甲は、乙に飲料水の供給の要請を行うときは、文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話その他の方法により要請し、その後、速やかに文書を送付するものとする。

２　大規模地震等の災害により通信手段が途絶し、甲から乙への連絡が不能となったときは、甲は、乙に対し要請を行うことなく、前条第１項第１号の飲料水を使用することができるものとし、その後、通信手段を確保することができたときは、速やかに乙に対し、連絡を行うものとする。

（地域貢献型自動販売機の設置、撤去及び増設）

第４条　乙は、甲の要請に基づき、地域貢献型自動販売機を甲の指定する場所に設置するものとする。なお、設置の際は、転倒防止に十分注意するものとする。

２　地域貢献型自動販売機の撤去及び増設については、甲乙協議の上、決定するものとする。

（緊急車両の指定）

第５条　甲は、乙が甲の要請に基づき飲料水の運搬を行うときは、乙がその運搬のために使用する車両を緊急通行車両とするよう配慮するものとする。

（協定の有効期間）

第６条　この協定の有効期間は、平成25年３月31日までとする。なお、この有効期間の満了日の１ヶ月前までに甲乙いずれからも協定解除の意思表示がない場合、さらに１年延長するものとし、その後も同様とする。

（疑義の決定）

第７条　この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義があるときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成24年７月24日

甲　石川県野々市市三納一丁目１番地

野 々 市 市 長

乙　富山県高岡市内島3550番地
北陸コカ・コーラボトリング株式会社
代表取締役社長

（12）野々市市と株式会社コーシン

災害時における飲料水の供給に関する協定

野々市市（以下「甲」という。）と株式会社コーシン（以下「乙」という。）とは、次のとおり災害発生時における飲料水の供給に関する協定を締結する。

（要請）

第１条　甲は、野々市市内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、飲料水を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、飲料水の供給を要請し、乙は、当該要請に基づき飲料水を供給する。

２　前項の飲料水を調達する必要があると認めるときは、次に掲げる場合とする。

（１）災害による断水、避難等により、被災した住民に飲料水を供給する必要があるとき。

（２）その他甲が必要と認めるとき。

３　前項第２号に掲げる場合においては、甲は、飲料水の供給の要請をする前に、乙に対し、協議するものとする。

（飲料水の供給等）

第２条　乙が甲の要請に基づき供給する飲料水並びにその対価及び納入場所は、次に掲げるとおりとする。

（１）第４条の規定に基づき設置した緊急時飲料提供ベンダー内の飲料水を無償で提供する。

（２）前号に規定する飲料水のほか、甲の必要とする数量の飲料水を優先的に供給するものとし、その納入場所は、避難所等甲の指定する場所とする。この場合において、供給される飲料水の対価は、災害発生前の適正な価格を基準として、その都度甲乙協議の上決定するものとする。

（要請の方法）

第３条　甲は、乙に飲料水の供給の要請を行うときは、文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話その他の方法により要請し、その後、速やかに文書を送付するものとする。

２　大規模地震等の災害により通信手段が途絶し、甲から乙への連絡が不能となったときは、甲は、乙に対し要請を行うことなく、前条第１項第１号の飲料水を使用することができるものとし、その後、通信手段を確保することができたときは、速やかに乙に対し、連絡を行うものとする。

（緊急時飲料提供ベンダーの設置、撤去及び増設）

第４条　乙は、甲の要請に基づき、緊急時飲料提供ベンダーを甲の指定する場所に設置するものとする。なお、設置の際は、転倒防止に十分注意するものとする。

２　緊急時飲料提供ベンダーの撤去及び増設については、甲乙協議の上、決定するものとする。

（緊急車両の指定）

第５条　甲は、乙が甲の要請に基づき飲料水の運搬を行うときは、乙がその運搬のために使用する車両を緊急通行車両とするよう配慮するものとする。

（協定の有効期間）

第６条　この協定の有効期間は、平成25年３月31日までとする。なお、この有効期間の満了日の１ヶ月前までに甲乙いずれからも協定解除の意思表示がない場合、さらに１年延長するものとし、その後も同様とする。

（疑義の決定）

第７条　この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義があるときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成24年７月24日

甲　石川県野々市市三納一丁目１番地

野々市市長

乙　石川県野々市市押野二丁目216番地
株式会社コーシン
代表取締役

（13）野々市市とセッツカートン株式会社

災害時における支援協力に関する協定

野々市市（以下「甲」という。）とセッツカートン株式会社（以下「乙」という。）とは、次のとおり災害時における支援協力に関する協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、地震等による大規模な災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲からの要請に基づき乙が行う支援協力に関し必要な事項を定め、もって、災害応急対策が円滑に実施されることを目的とする。

（物資協力要請）

第２条　甲は、災害時における応急処置のため、緊急に物資を調達する必要があると認めるときは、乙の保有する物資の供給を要請するものとする。

（協力の実施）

第３条　乙は、甲から前条の規定による要請を受けたときは、保有している物資又は調達可能な物資を速やかに供給する。

（物資の範囲）

第４条　甲が乙に要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有しているもの又は調達可能なものとする。

（１）段ボール製品（段ボール板及び段ボール箱）

（２）段ボール製簡易ベッド

（３）その他乙の取扱商品

（要請の方法）

第５条　甲は、物資の供給を受けようとするときは、乙に対し、出荷要請書により要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話により要請した後、速やかに出荷要請書を提出するものとする。

（物資の引渡し）

第６条　物資の運搬は、甲の指定する場所に、乙において搬送するものとし、甲の職員が確認した上で、これを引き渡すものとする。

２　甲は、乙が前項の規定により物資を搬送する車両等を優先的に通行することができるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第７条　乙が供給した物資の費用については、甲が負担するものとし、物資の輸送に係る費用については、乙が負担するものとする。

（物資の価格）

第８条　乙が供給した物資の価格は、災害が発生する直前における適正な価格とする。

（その他の必要な支援）

第９条　この協定に定める事項のほか、被災者への支援が必要な場合は、甲乙協議の上、支援する内容を決定するものとする。

（変更等及び有効期限）

第10条　甲又は乙は、この協定の内容を変更し、又はこの協定を解除しようとするときは、変更し、又は解除しようとする１か月前までに、相手側に対し、文書により通知し、甲乙協議の上、その内容について決定するものとする。

２　この協定は、前項の規定により決定する解除の日まで、その効力を有するものとする。

（協議）

第11条　この協定の解釈に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため本書を２通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自１通を保有する。

令和５年10月１日

（甲）野々市市三納一丁目１番地
野々市市

野々市市長　　粟　　貴　章

（乙）兵庫県伊丹市東有岡五丁目３３番地
セッツカートン株式会社

代表取締役社長　丹　羽　俊　雄

（14）野々市市と生活協同組合コープいしかわ

災害時における支援協力に関する協定

野々市市（以下「甲」という。）と生活協同組合コープいしかわ（以下「乙」という。）とは、次のとおり災害時における支援協力に関する協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、地震、水害等による大規模な災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲から乙に対して行う支援協力に関し、その手続等について定めるとともに、乙による市民に対する防災意識向上等に関する活動について定め、もって災害応急対策を円滑に実施することを目的とする。

（協力要請）

第２条　甲は、災害時において、食料、飲料水等の生活物資等が必要と認めるときは、乙に対し、これらの供給について協力を要請することができる。

２　甲は、災害時において、必要と認めるときは、乙に対して、甲が保有する物資等の輸送業務について協力を要請することができる。

３　甲は、平常時において、乙に対して、災害に関する啓発活動、訓練等の参加について協力を要請することができる。

（協力の実施）

第３条　乙は、甲から前条の規定による要請を受けたときは、可能な限り協力するものとする。

（要請の方法）

第４条　甲は、生活物資等の供給を受けようとするときは、乙に対し、文書により要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話により要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

２　甲及び乙は、災害時における連絡体制、連絡方法等について事前に定めておくものとし、災害時において支障を来たさないよう常に点検及び改善に努めるものとする。

（生活物資等の供給）

第５条　生活物資等の供給は、甲が指定する場所に、品目、数量等を明確にして、乙が責任を持って運搬するものとする。

（費用の負担）

第６条　乙が供給した生活物資等の費用及び甲が要請した物資等の輸送に係る費用については、甲が負担するものとする。

（生活物資等の価格）

第７条　生活物資等の価格及び甲が要請した物資等の輸送に係る費用は、災害が発生する直前における適正な価格とする。

（生活物資等の安定供給）

第８条　乙は、災害時にその組織、施設及び機能を最大限に活用するほか、石川県内又は県外を事業区域とする生協との間での連携を強化し、生活物資等の安定供給に努めるものとする。

（情報の提供）

第９条　甲は、災害時において、市民に対する生活物資等の配布場所、品目等の情報提供に努め、乙は、それに協力する。

２　甲及び乙は、災害時において被災地域、被災状況等について、情報交換に努める。

３　乙は、市民に対する防災意識の向上及び減災への取組を推進するため、甲の協力の下、平常時から防災等に関する情報提供及び啓発活動に努めるものとする。

（変更等及び有効期限）

第10条　甲又は乙は、この協定の内容を変更し、又はこの協定を解除しようとするときは、変更し、又は解除しようとする１か月前までに、相手側に対し、文書により通知し、甲乙協議の上、その内容について決定するものとする。

２　この協定は、前項の規定により決定する解除の日まで、その効力を有するものとする。

（協議）

第 11 条　この協定の解釈に疑義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため本書を２通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自１通を保有する。

平成 24 年 11 月 12 日

（甲）石川県野々市市三納一丁目１番地
野々市市
野々市市長

（乙）石川県白山市行町西１番地
生活協同組合コープいしかわ
理事長

（15）野々市市と有限会社ぽかぽか

災害時における入浴支援施設としての使用に関する協定

野々市市（以下「甲」という。）と有限会社ぽかぽか（以下「乙」という。）は、乙の管理する施設を災害時における入浴支援施設として使用することに関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、市内に地震等による大規模な災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、乙の管理する施設を入浴支援施設として被災者及び災害対応従事者（以下「被災者等」という。）に開放し、衛生的な生活環境の確保を図ることを目的とする。

（使用施設）

第２条　乙は、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を甲の要請により入浴支援施設として被災者等に開放するものとする。

（１）施設名称　ぽかぽか御経塚の湯

（２）所在地　野々市市御経塚四丁目38番地

（協力の要請）

第３条　甲は、災害の発生により必要と認めた場合は、乙に対して、施設を入浴支援施設として開設するよう文書又は口頭（電話連絡を含む。）により要請することができる。

（協力の実施）

第４条　乙は、甲から前条の規定による要請を受けたときは、速やかに施設を開放し、入浴支援を実施する。

（費用の負担）

第５条　被災者が使用施設を入浴支援施設として使用したことにより生じた費用については、甲が負担するものとする。この場合において、甲が負担する額は、甲乙協議して定める。

２　災害対応従事者が使用施設を入浴支援施設として使用したことにより生じた費用については、無料とする。

（使用期間）

第６条　使用施設を入浴支援施設として使用できる期間は、災害の状況に応じて、甲乙協議して定める。

（連絡担当者）

第７条　甲及び乙は、災害時に迅速に対応するため、あらかじめ連絡担当者を定めるものとする。

（その他の必要な支援）

第８条　この協定に定める事項のほか、生活用水の供給など被災者への支援が必要な場合は、甲乙協議して、支援する内容を決定するものとする。

（協議）

第９条　この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈について疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（変更等及び有効期限）

第10条　甲又は乙は、この協定の内容の変更又はこの協定を解除しようとするときは、変更し、又は解除しようとする１か月前までに、相手側に対し、文書により通知し、甲乙協議して、その内容について定めるものとする。

２　この協定は、前項の規定により決定する解除の日まで、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を２通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自１通を保有する。

平成25年２月13日

（甲）野々市市三納一丁目１番地
野々市市

野々市市長

（乙）野々市市御経塚四丁目38番地
有限会社ぽかぽか

代表取締役

（16）野々市市と野々市市造園業協同組合

災害時における応急対策活動に関する協力協定

野々市市（以下「甲」という。）と野々市市造園業協同組合（以下「乙」という。）とは、野々市市地域防災計画に基づき、甲に大規模な風水害、地震その他の災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合において、市民の生命と財産を守り市民生活の安定を図るため、相互に協力して災害応急対策活動を実施することに関し、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第１条　甲は、大規模災害に際して甲のみで応急対策活動が実施できないと認めるときには、乙に対し、人命救出、交通確保、応急土木活動等災害の状況に応じた応急対策活動の実施について、協力を要請することができるものとする。

（協力）

第２条　乙は、甲から応急対策活動の実施について協力要請があったときは、野々市市造園業協同組合加入者(以下「組合員」という。）のあっせん、建設資機材及び労力の提供その他可能な限りの協力を行うものとする。

（要請手続）

第３条　甲は、乙又は組合員に対し応急対策活動を要請するときには、日時、場所、活動業務等を指定して、文書、電話等の方法により行うものとする。

２　甲は、災害状況により前項の活動要請を直接できない場合には、乙又は組合員に対し、公共放送等を通じて要請を行うものとする。

（活動の実施）

第４条　組合員は、前条の規定に基づき活動要請を受けたときは、直ちに指定場所に出動し、市職員の指示に従い、応急対策活動を実施するものとする。ただし、指定場所に市職員が派遣されていない場合は、要請事項に従い、自らの判断により応急対策活動を開始するものとする。

２　組合員は、指定場所に出動したときは、速やかに現場責任者、出動時間、建設資機材等を甲に報告するものとする。

３　組合員は、活動業務が完了したときは、速やかに活動状況の概要を市長に報告するものとする。

（費用負担）

第５条　組合員が応急対策活動に要した費用は、甲が負担する。

２　甲は、組合員の活動業務終了後、これを検査又は確認したときは、組合員の請求により、前項の費用を速やかに支払うものとする。

（公務災害補償）

第６条　甲は、組合員の業務従事者が、この協定に基づく業務の実施により死亡し、負傷し、又は罹病したときは、石川県市町村消防団員等公務災害補償等組合消防団員等公務災害補償

条例（昭和41年石川県市町村消防団員等公務災害補償等組合条例第１号）の規定に基づき、これを補償するものとする。

（連絡）

第７条　乙は、毎年１回、組合員名簿及び災害時に対応可能な建設資機材等の状況を甲に対し書面で提出するものとする。

（協議）

第８条　この協定に定めのない事項については、その都度、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この協定締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲及び乙双方記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成26年７月30日

甲　野々市市三納一丁目１番地

野々市市
野々市市長

乙　野々市市堀内二丁目132番地

野々市市造園業協同組合
代表理事

（17）野々市市とイオンタウン株式会社及びマックスバリュ北陸株式会社

災害時における支援協力に関する協定

野々市市（以下「甲」という。）、イオンタウン株式会社（以下「乙」という。）及びマックスバリュ北陸株式会社（以下「丙」という。）は、次のとおり災害時における支援協力に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第１条　本協定は、地震等による大規模な災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合に、甲が、乙及び丙の協力を得て、被災者に対して迅速かつ円滑に物資の供給等を行うために必要な事項を定めるものとする。

（協力事項の発動）

第２条　本協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙及び丙に対して要請を行ったときに発動するものとする。

（支援協力の内容）

第３条　乙及び丙は、災害時において次の事項について、可能な範囲内で支援を実施するものとする。ただし、乙又は丙が罹災した等の特別な事情により支援できない場合は、その旨を電話等により甲へ連絡するものとする。

（１）丙は甲に対し、食料・生活物資等を提供すること。

（２）乙にあってはイオンタウン野々市、丙にあってはマックスバリュ野々市店を一時的な避難場所として被災者に提供すること。

（３）前号の規定により一時的な避難場所として被災者に提供した場合、水道水、トイレ等を提供するとともに、テレビ・ラジオ等で知り得た災害概況の状況を可能な範囲で提供すること。

（物資提供要請の手続き）

第４条　甲は、前条第１号の支援協力を受けようとする場合には、丙に対し、支援協力の種類、数量及び受渡しの日時、場所、方法を明らかにし、文書をもって要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

（物資の運搬、受渡し）

第５条　丙が行う甲に対する物資の受渡し場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、受渡し場所までの物資の運搬は、丙又は丙の指定する者が行うものとする。ただし、丙又は丙の指定する者による運搬が困難である場合は、甲又は甲の指定する者が受渡し場所までの物資の運搬を行うものとする。

（費用負担）

第６条　乙又は丙が、甲の要請による支援協力に要した経費については、甲、乙及び丙が協議の上決定し、甲が負担するものとする。また、物資の価格は、災害発生時直前における適正価格とする。

（連絡先等確認）

第７条　支援協力を円滑に行うため、甲、乙及び丙の連絡先及び連絡責任者をあらかじめ定めておくものとする。この場合において、内容に変更が生じた場合は、速やかに相手先に報告するものとする。

（有効期間）

第８条　本協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、本協定締結の日から１年間とする。ただし、協定期間が満了する１ヶ月前までに、甲、乙及び丙いずれからも相手方に対して特段の意思表示がないときは、本協定は同一条件でさらに１年間更新されるものとし、その後においても同様とする。

（協議事項）

第９条　本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に疑義が生じた場合は、誠意を持って甲乙丙三者が協議の上決定するものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書３通を作成し、甲乙丙各々記名押印の上各自それぞれ１通を保有する。

平成 26 年 11 月 14 日

甲　　石川県野々市市三納一丁目１番地
　　野々市市長

乙　　千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目５番地１
　　イオンタウン株式会社
　　代表取締役

丙　　石川県金沢市鞍月４丁目 133 番地　KC ビル８F
　　マックスバリュ北陸株式会社
　　代表取締役

（18）野々市市と石川県瓦工事協同組合

災害応急対策のための活動に関する協定

野々市市（以下「甲」という。）、石川県瓦工事協同組合（以下「乙」という。）とは、野々市市に大規模な風水害、雪害、地震その他の災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合において、市民の生命と財産を守り市民生活の安定を図るため、相互に連携・協力して災害時における被災住宅を対象に災害応急対策のための活動（以下「活動」という。）を実施することについて、以下のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第１条　甲は、大規模災害に際して、被災住宅を対象に災害応急対策のための活動が必要になったときは、次に掲げる活動を乙に対して要請することができるものとする。

（１）瓦屋根の破損箇所の把握及び応急対策

（２）障害物の除去等の応急対策

（３）雪害による屋根の雪下ろし

（４）その他甲が必要と認める活動

（協力）

第２条　乙は、甲から活動の要請があったときは、優先的に前条各号に掲げる活動について協力するものとする。

（活動要請手続）

第３条　甲は、乙に対し活動への協力を要請するときは、日時、場所及び内容を指定して、文書により要請を行うものとする。ただし、文書により要請を行ういとまがない場合にあっては、乙に対し口頭で活動への協力を要請し、事後、速やかに文書により要請を行うものとする。

（活動の実施）

第４条　乙は、前条の規定に基づき要請を受けたときは、直ちに指定場所に活動要員を派遣し、甲の職員の指示に基づき活動を実施するものとする。ただし、指定場所に甲の職員が派遣されていない場合は、当該要請に従い自らの判断により活動を開始するものとする。

２　乙は、指定場所に活動要員を派遣したときは、速やかに現場責任者、出動時間、活動に使用する器材等を甲に通報するものとする。

３　乙は、活動が完了したときは、速やかに活動状況の概要を甲に通報するものとする。

（費用負担）

第５条　前条の活動により実施した活動に要した費用については、甲の負担とする。

２　甲は、乙の活動の終了後において、乙から当該費用の請求があった場合は、乙に対して当該費用に相当する額を支払うものとする。

（公務災害補償）

第６条　甲は、組合員の業務従事者が、この協定に基づく業務の実施により死亡し、負傷し、又は罹病したときは、石川県市町村消防団員等公務災害補償等組合消防団員等公務災害補償条例（昭和41年石川県市町村消防団員等公務災害補償等組合条例第１号）の規定に基づき、これを補償するものとする。

（連絡）

第７条　乙は、毎年１回、乙の組織図、連絡先及び緊急時の連絡窓口を記載した書面を甲に提出するものとする。

（協議）

第８条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

（適用）

第９条　この協定は、締結日から効力を生じるものとする。

（有効期間）

第10条　この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成27年３月31日までとする。ただし、有効期間満了日の前までに甲又は乙から何ら意思表示がないときは、この協定は更に１年間延長されたものとみなし、以後この例による。

この協定締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲及び乙双方記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成27年３月24日

甲　野々市市三納一丁目１番地

野々市市
野々市市長

乙　金沢市松村二丁目80番地

石川県瓦工事協同組合
理事長

（19）野々市市と株式会社ヨシカワ

災害時における支援協力に関する協定

野々市市（以下「甲」という。）、株式会社ヨシカワ（以下「乙」という。）とは、次のとおり災害時における支援協力に関する協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、地震等による大規模な災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲からの要請に基づき乙が行う支援協力に関し必要な事項を定め、もって、災害応急対策が円滑に実施されることを目的とする。

（協定事項の発効）

第２条　本協定に定める支援協力は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（機材提供要請）

第３条　甲は、災害時における応急処置のため、緊急に機材を調達する必要があると認められるときは、乙の保有する機材の提供を要請するものとする。

（協力の実施）

第４条　乙は、甲から前条の規定による要請を受けたときは、保有している機材又は調達可能な機材を速やかに提供する。

（機材の範囲）

第５条　甲が乙に要請する機材は、次に掲げるもののうち、乙が保有しているもの又は調達可能なものとする。

（１）重機類

（２）発電機

（３）その他乙の取扱商品

（要請の方法）

第６条　甲は、機材の提供を受けようとするときは、乙に対し、文書により要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話により要請した後、速やかに文書を提出するものとする。

（機材の引渡し）

第７条　機材の運搬は、甲が指定する場所に、乙において搬送するものとし、甲の職員が確認した上で、これを引き渡すものとする。ただし、乙が自ら搬送することができない場合は、甲が定める輸送手段により搬送するものとする。

２　甲は、乙が前項の規定により物資を搬送する車両等を優先的に通行することができるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第８条　乙が提供した機材の費用及び搬送に係る費用は、甲が負担するものとする。

（費用の支払い）

第９条　機材の提供に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

２　甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（連絡先等確認）

第 10 条　支援協力を円滑に行うため、甲及び乙の連絡先及び連絡責任者をあらかじめ定めておくものとする。この場合において、内容に変更が生じた場合は、速やかに相手先に報告するものとする。

（機材の価格）

第 11 条　乙が提供した機材の価格は、災害が発生する直前における適正な価格とする。

（その他の必要な支援）

第 12 条　この協定に定める事項のほか、被災者への支援が必要な場合は、甲乙協議の上、支援する内容を決定するものとする。

（有効期間）

第 13 条　本協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、本協定締結の日から１年間とする。ただし、協定期間が満了する１ヶ月前までに、甲及び乙いずれからも相手方に対して特段の意思表示がないときは、本協定は同一条件でさらに１年間更新されるものとし、その後においても同様とする。

（協議事項）

第 14 条　本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に疑義が生じた場合は、誠意を持って甲乙二者が協議の上決定するものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙各々記名押印の上各自それぞれ１通を保有する。

平成 27 年８月７日

甲　　野々市市三納一丁目１番地
野々市市
野々市市長　　粟　　貴　章

乙　　金沢市北安江三丁目１番 33 号
株式会社ヨシカワ
代表取締役社長　吉　川　義　一

（20）野々市市と千代田機電株式会社

災害時における支援協力に関する協定

野々市市（以下「甲」という。）、千代田機電株式会社（以下「乙」という。）とは、次のとおり災害時における支援協力に関する協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、地震等による大規模な災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲からの要請に基づき乙が行う支援協力に関し必要な事項を定め、もって、災害応急対策が円滑に実施されることを目的とする。

（協定事項の発効）

第２条　本協定に定める支援協力は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（機材提供要請）

第３条　甲は、災害時における応急処置のため、緊急に機材を調達する必要があると認められるときは、乙の保有する機材の提供を要請するものとする。

（協力の実施）

第４条　乙は、甲から前条の規定による要請を受けたときは、保有している機材又は調達可能な機材を速やかに提供する。

（機材の範囲）

第５条　甲が乙に要請する機材は、次に掲げるもののうち、乙が保有しているもの又は調達可能なものとする。

（１）仮設トイレ

（２）発電機

（３）その他乙の取扱商品

（要請の方法）

第６条　甲は、機材の提供を受けようとするときは、乙に対し、文書により要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話により要請した後、速やかに文書を提出するものとする。

（機材の引渡し）

第７条　機材の運搬は、甲が指定する場所に、乙において搬送するものとし、甲の職員が確認した上で、これを引き渡すものとする。ただし、乙が自ら搬送することができない場合は、甲が定める輸送手段により搬送するものとする。

２　甲は、乙が前項の規定により物資を搬送する車両等を優先的に通行することができるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第８条　乙が提供した機材の費用及び搬送に係る費用は、甲が負担するものとする。

（費用の支払い）

第９条　機材の提供に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

２　甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（連絡先等確認）

第 10 条　支援協力を円滑に行うため、甲及び乙の連絡先及び連絡責任者をあらかじめ定めておくものとする。この場合において、内容に変更が生じた場合は、速やかに相手先に報告するものとする。

（機材の価格）

第 11 条　乙が提供した機材の価格は、災害が発生する直前における適正な価格とする。

（その他の必要な支援）

第 12 条　この協定に定める事項のほか、被災者への支援が必要な場合は、甲乙協議の上、支援する内容を決定するものとする。

（有効期間）

第 13 条　本協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、本協定締結の日から１年間とする。ただし、協定期間が満了する１ヶ月前までに、甲及び乙いずれからも相手方に対して特段の意思表示がないときは、本協定は同一条件でさらに１年間更新されるものとし、その後においても同様とする。

（協議事項）

第 14 条　本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に疑義が生じた場合は、誠意を持って甲乙二者が協議の上決定するものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙各々記名押印の上各自それぞれ１通を保有する。

平成 27 年８月７日

甲　　野々市市三納一丁目１番地
野々市市
野々市市長

乙　　金沢市新保本四丁目 65 番 12 号
千代田機電株式会社
代表取締役社長

（21）野々市市とコストコホールセールジャパン株式会社

災害時における物資調達に関する協定
AGREEMENT WITH THE PROCUREMENT OF SUPPLIES
AT THE TIME OF DISASTER

野々市市（以下「甲」という。）とコストコホールセールジャパン株式会社（以下「乙」という。）とは、野々市倉庫店における災害救助に必要な食糧、生活必需品等（以下「物資」という。）の調達協力について、次のとおり協定を締結する。

Nonoichi City (hereinafter referred to as "City") and Costco Wholesale Japan (hereinafter referred to as "Costco") have concluded agreement for procurement cooperation of food and necessities of life for disaster relief (hereinafter referred to as "supplies") at Nonoichi Warehouse as follows:

（趣旨）

第１条　この協定は、野々市市に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が乙の協力を得て行う物資の調達を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(Objective)

Article 1 This agreement shall provide the necessary matters for smooth implementation of procurement supplies that City doing in cooperation with Costco in the case that a large scale disaster has occurred or is likely to occur in Nonoichi City.

（協力要請）

第２条　甲は、災害時において物資を必要とするときは、乙に対して乙の保有する物資の調達について協力を要請することができる。

(Request for Cooperation)

Article 2 City may request to Costco for the cooperation of procurement supplies which Costco has and holds when City needs supplies due to disasters.

（調達物資の範囲）

第３条　甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有する物資とする。

（１）別表に掲げる物資

（２）その他甲が指定する物資

(Scope of Procurement Supplies)

Article 3 Supplies that City requests to Costco is those that Costco has and holds from the following.

(1) Supplies set forth attached sheet

(2) Any other supplies designated by City

（協力の実施）

第４条　乙は、前条の規定により甲の要請を受けたときは、要請理由の内容及びその重大性並びに乙の状況に鑑みて、可能な限り協力するとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。ただし、次の事項に該当する場合は、この限りではない。

（１）　災害により供給能力が低減した場合

（２）　災害により他の優先義務が発生した場合

（３）　乙が被災した場合

（４）　乙が既存会員を優先すべきと判断した場合

(Implementation of Cooperation)

Article 4:

1.　Costco, upon receiving a request from City in pursuant to the provisions of the previous clause, shall endeavor to cooperate actively in preferential supplying and transporting of sales items.; provided, however, that City understands that Costco may not be able to satisfy City's request due to reduced capacity, damage to Costco, supplying its members, or other additional duties resulting from the Disaster.

（要請手続）

第５条　甲は、出荷要請書（様式第１号）により、乙に対して要請手続を行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、事後速やかに出荷要請書を提出するものとする。

(Request Procedure)

Article 5 City shall request for Cooperation to Costco by Shipping request form (Form No.1). City shall, however, request to Costco orally and submit shipping request form quickly after the fact in a case of high emergency.

（運搬）

第６条　運搬は、乙又は乙の指定する者が行う。ただし、必要に応じて、乙は甲に対して運搬の協力を求めることができる。

(Transportation)

Article 6 Costco or any person designated by Costco shall transport. Costco may, however, request to City for the cooperation of transportation as needed.

（支払）

第７条　甲は、乙が提供した物資の代金及び運搬に要した経費（以下「代金等」という。）については、乙からの請求書に基づき、遅滞なくその支払を行うものとする。

(Payment)

Article 7 City must pay the fee of supplies provided by Costco and fee of transportation (hereinafter referred to as "payment etc.") without delay.

２　甲が支払うべき代金等は、物資の供給及び搬出後、乙の提出する出荷確認書（様式第２号）等に基づき、甲、乙協議の上、災害時直前における適正価格をもって決定するものとする。

２　Payment etc. that City should pay shall be decided after providing and carrying out supplies as a reasonable price at the time just before disaster upon consultation between both parties based on shipment confirmation (Form No.2) submitted by Costco.

（避難場所の提供）

第８条　乙は、災害時において、甲の要請により乙が所有し、又は管理する駐車場を、一時的な避難場所として提供するものとする。

(Evacuation Area Provisions)

Article8 Costco shall provide a parking lot which Costco owns or manages as a temporary evacuation area, available at the city's request in the event of a disaster.

（協議）

第９条　この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義を生じた場合については、その都度、甲、乙協議の上、決定するものとする。

(Consultation)

Article9 Any question arising out of, or in connection with, this Agreement or any matter not stipulated herein shall be settled each time upon consultation between both parties.

（有効期間）

第10条　この協定の有効期間は、締結の日から１年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日前１箇月までの間に、甲、乙いずれかから何らかの意思表示がないときは、更に期間満了の日の翌日から１年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

(Term of Agreement)

Article 10 This Agreement shall be effective for 1 year from the day of conclusion. This agreement shall, however, be automatically renewed and continued from year to year unless either party gives to the other an expression of their intentions a month before the end of the term then in effect.

以上、本協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙各々記名押印の上各自それぞれ１通を保有する。

In witness whereof, the parties hereto have executed this Agreement in duplicate by placing their signatures and seals hereon, and each party shall keep one of the originals.

平成27年８月21日

8, 21, 2015

甲　石川県野々市市三納一丁目１番地

野々市市

野々市市長　粟　　貴　章

Nonoichi　City 1-1, Sanno,

Nonoichi city,Ishikawa,Japan
Nonoichi city
Mayor of Nonoichi city　Takaaki Awa

乙　神奈川県川崎市川崎区池上新町三丁目１番４号
コストコホールセールジャパン株式会社
代表取締役　ケン・テリオ
Costco　3-1-4 Ikegamishin-cho, Kawasaki ward, Kawasaki city
Costco Wholesale Japan
Representative Director　Ken Theriault

別表（第３条関係）Appendix(Re:Art.3)

物資の種類 supplies	品名 the name of the Goods
食糧 Food	米、パン、コーンフレーク、インスタント食品、レトルト食品、缶詰、粉ミルク、みそ、しょうゆ、食塩、砂糖、油、漬物、のり、ふりかけ、お茶漬け、卵、牛乳、豆乳、バナナ、ハム・ソーセージ、水、野菜・果物ジュース、清涼飲料水、めん類、肉、野菜、バター・ジャム、緑茶・紅茶・コーヒー、菓子 Rice、Bread、Cornflakes、Instant food、Retort food、Canned food、Powdered milk、Miso、Soy sauce、Salt、Sugar、Oil、Pickles、Seaweed、Rice seasoning、Egg、Milk、Soy milk、Banana、Ham/Sausage、Water、Vegetables Juice/Fruit Juice、Soft drinks、Noodles、Meat、Vegetables、Butter／Jam、Tea／Coffee、Confectionery、
医療用品 medical supplies	絆創膏、※殺虫剤、うがい薬、消毒薬、保湿液、体温計、血圧計、マスク Band-Aid、※Insecticide、Gargles、Disinfectant、Moisturizing liquid、Clinical thermometers、Sphygmomanometers、Mask
寝具、衣料 Bedding, clothes	毛布、寝具、下着、靴下、衣服、※防寒着、タオル Blankets、Bedding、Underwear、Socks、Clothes、※Snowsuits、Towels
日用品 commodity	カセットコンロ、カセットガスボンベ、なべ、食器、スプーン・フォーク、包丁、箸、紙皿、紙コップ、懐中電灯、電池、トイレットペーパー、キッチンペーパー、ウェットティッシュ、歯ブラシ、水歯磨き・歯磨き、口の洗浄液、生理用品、紙おむつ、ホイル、ラップ、洗剤、石けん、※使い捨てカイロ、テープ、ゴム手袋、靴、スリッパ、大人用尿パット、ペーパータオル、ハンドソープ Portable gas stove、Cassette gas、Pots and Pans、Tableware、Table spoons/Table forks、Kitchen knife、Chopsticks、Paper trays、Paper cups、Flashlights、Batteries、Toilet paper、Kitchen paper、Wet wipes、Toothbrush、Dental powder、Cleaning fluid of a mouth、Sanitary products、Disposable diapers、Aluminum foil、Plastic wrap、Detergent、Soap、※Disposable body warmer、Tape、Rubber gloves、Shoes、Slippers、Urine putt for adults、Paper towels、Hand soap
その他 other	ブルーシート、★※扇風機、※ストーブ、発電機、車用インバーター、台車、固形燃料、スコップ、モバイルバッテリー Blue sheets、★※Electric fans、※Stoves、Dynamos、The inverter for car、Hand carts、Solid fuel、Shovels、Mobile batteries

※季節商品　※Seasonal supplies

様式第１号（第５条関係）
Form No. 1 （ Re:Art.5）

年　　月　　日
Year　Month　Day

出　荷　要　請　書
Shipping Request Form

コストコホールセールジャパン株式会社
〇〇倉庫店　倉庫店長　宛
To Costco Wholesale Japan ** Warehouse

**市長　　㊞
Mayor of ****

災害時における物資調達に関する協定書第５条の規定により、次の物資の供給を要請します。
I will request for providing supplies listed below pursuant to the provision of Article 5 of “AGREEMENT WITH THE PROCUREMENT OF SUPPLIES AT THE TIME OF DISASTER”.

品名 the name of the Goods	規格 standard	数量 quantity	引渡場所 delivery place	引渡日時 delivery date and time

様式第２号（第７条関係）
Form No. 2 （ Re:Art.7）

年　　月　　日
Year　Month　Day

出　荷　確　認　書
Shipment confirmation

**** 市　長　様
To Mayor of ****

コストコホールセールジャパン株式会社
○○倉庫店倉庫店長　○○○○　　㊞

年　　月　　日付けの出荷要請書により、次の物資を供給したことを報告します。
I will report that we provided the supplies listed below by the “Shipping request form”

品名 the name of the Goods	規格 standard	数量 quantity	備考 notes

供給者 provider
所在地 address
名　称 company name
代表者 representative　　㊞

受取確認者　receiving confirmer　　㊞

（22）野々市市と若松梱包運輸倉庫株式会社

災害時における支援協力に関する協定

野々市市（以下「甲」という。）と、若松梱包運輸倉庫株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、地震等による大規模な災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲からの要請に基づき乙が行う支援協力に関し必要な事項を定め、もって災害応急対策が円滑に実施されることを目的とする。

（協定事項の発効）

第２条　この協定に定める支援協力は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（支援の内容）

第３条　乙が甲に支援する内容は、次のとおりとする。

（１）乙が所有する倉庫での支援物資の荷受・仕分け及び保管管理

（２）甲が指定する避難所等への支援物資の配送

（３）甲が指定する物資保管場所での支援物資の荷受・仕分け

（４）その他甲が必要と認める支援物資の管理配送等

（支援の要請）

第４条　甲は、災害時において、前条に掲げる支援の必要があると認められるときは、乙に対し支援の実施を要請するものとする。

２　前項の規定による支援の要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときには、口頭又は電話により行った後、速やかに文書を提出するものとする。

（支援の実施）

第５条　乙は、甲から前条の規定による支援の要請を受けたときは、速やかに指定場所等に出向き、甲の指示に従い、必要な支援を実施する。

（通行の配慮）

第６条　甲は、乙が支援を実施するときは、乙の車両を優先的に通行することができるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第７条　乙が実施した支援に要する費用は、甲が負担するものとする。

（費用の額）

第８条　乙が実施した支援に係る費用の額は、災害が発生する直前における適正な額とする。

（費用の支払い）

第９条　支援の実施に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

２　甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものと

する。

（連絡先等確認）

第10条　甲及び乙は、支援協力を円滑に行うため、それぞれ連絡先及び連絡責任者をあらかじめ定めておくものとする。この場合において、内容に変更が生じた場合は、速やかに相手先に報告するものとする。

（公務災害補償）

第11条　甲は、乙の職員が、この協定に基づく支援の実施により死亡し、負傷し、又は罹病したときは、石川県市町村消防団員等公務災害補償等組合消防団員等公務災害補償条例（昭和41年石川県市町村消防団員等公務災害補償等組合条例第１号）の規定に基づき、これを補償するものとする。

（有効期間）

第12条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とする。ただし、有効期間が満了する１ヶ月前までに、甲及び乙いずれからも意思表示がないときは、同一条件で１年間更新されたものとし、以後も同様とする。

（その他）

第13条　この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙が協議のうえ、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

平成28年９月１日

平成29年３月１日一部変更

甲　　野々市市三納一丁目１番地

野々市市

野々市市長　　粟　　貴　章

乙　　金沢市福増町北855番地

若松梱包運輸倉庫株式会社

代表取締役　　若　松　明　夫

（23）野々市市とアークランドサカモト株式会社

災害時における支援協力に関する協定

野々市市（以下「甲」という。）とアークランドサカモト株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、地震等による大規模な災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合に、甲が、乙の協力を得て、被災者に対して迅速かつ円滑に物資の供給等を行うために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第２条　この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（支援協力の内容）

第３条　乙は、災害時において次の事項について、可能な範囲内で支援を実施するものとする。ただし、乙が罹災した等の特別な事情により支援できない場合は、その旨を電話等により甲へ連絡するものとする。

（１）別表に掲げる食料品、飲料水、生活・日用品、救助・災害復旧に必要な用品（以下「物資」という。）を提供すること。

（２）一時的な避難場所として被災者に施設内を提供すること。また、その際は、被災者に対し、水道水、トイレ等を提供するとともに、テレビ・ラジオ等で知り得た災害の状況を可能な範囲で提供すること。

（３）物資の集積場所及びインフラ復旧の為の応援車両の待機場所等として、施設内及び乙が管理する用地等を提供すること。

（４）前号に掲げる用地等の提供期間は、概ね１ヶ月程度とし、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（要請の手続き）

第４条　甲は、前条に掲げる支援協力を受けようとするときは、乙に対し、支援協力の内容及び物資の種類、数量、受渡しの日時、場所、面積、方法等を明らかにし、文書をもって要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

（物資の運搬、受渡し）

第５条　乙が行う甲に対する物資の受渡し場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、受渡し

場所までの物資の運搬は、乙の指定する者が行うものとする。ただし、乙又は乙の指定する者による運搬が困難である場合は、甲又は甲の指定する者が受渡し場所までの物資の運搬を行うものとする。

（費用負担）

第６条　乙が、甲の要請による支援協力に要した経費については、甲及び乙が協議の上決定し、甲が負担するものとする。また、物資の価格は、災害発生時直前における小売価格等を基準とする。

２　前項に掲げる経費について、甲は乙の請求があった時はその内容を確認し、30 日以内に費用を乙に支払うものとする。

（連絡先等確認）

第７条　支援協力を円滑に行うため、甲及び乙の連絡先及び連絡責任者をあらかじめ定めておくものとする。この場合において、内容に変更が生じた場合は、速やかに相手先に報告するものとする。

（有効期間）

第８条　この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、この協定締結の日から１年間とする。ただし、協定期間が満了する１ヶ月前までに、甲、乙いずれからも相手方に対して特段の意思表示がないときは、この協定は同一条件でさらに１年間更新されるものとし、その後においても同様とする。

（協議事項）

第９条　この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じた場合は、誠意を持って甲乙が協議の上決定するものとする。

以上、この協定の成立を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙各々記名押印の上各自それぞれ１通を保有する。

平成 29 年５月 18 日

甲　　石川県野々市市三納一丁目１番地
野々市市
野々市市長

乙　　新潟県三条市上須頃 445 番地
アークランドサカモト株式会社
代表取締役社長

別表（第３条関係）

物資の種類		品名
食料品		インスタント食品、缶詰、菓子
飲料水		水、緑茶、清涼飲料水、野菜ジュース
生活・日用品	食器・調理器具関連	水タンク、カセットコンロ、カセットガスボンベ、固形燃料、各種調理器具、各種食器、紙皿、紙コップ、キッチンペーパー、ホイル、ラップ、洗剤、ゴム手袋
	衣料関連	靴下、衣服、タオル、靴、長靴、スリッパ、手袋、軍手、ハンガー、ハンガーラック、※防寒着
	衛生用品関連	トイレットペーパー、ウェットティッシュ、ハンドソープ、石けん、簡易トイレ、生理用品、紙おむつ、歯ブラシ、水歯磨き・歯磨き、口の洗浄液、絆創膏、消毒液、マスク、ごみ袋、ごみ箱、※殺虫剤
	ペット用品	ペットフード、ペット用トイレ
	その他	ヘッドライト、懐中電灯、電池、発電機、投光器、ラジオ、傘、レインスーツ、テント、※扇風機、※ストーブ
救助・災害復旧に必要な用品		ブルーシート、アルミシート、スコップ、一輪車、台車、合板、角材、ウレタンパネル、コーキング、各種工具

備考

１　上記は、一例である。

２　※は、季節商品である。

（24）野々市市と二本松物流株式会社

災害時における支援協力に関する協定

野々市市（以下「甲」という。）と二本松物流株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、地震等による大規模な災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合に、甲からの要請に基づき乙が行う支援協力に関し、必要な事項を定め、もって災害応急対策が円滑に実施されることを目的とする。

（協定事項の発効）

第２条　この協定に定める災害時の支援協力は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって実施される。

（定義）

第３条　この協定において「予備避難所」とは、災害の状況等に応じて開設する予備的な避難所をいう。

（使用施設）

第４条　乙は、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を甲の要請により避難所等として市民に使用させるものとする。

（１）施設名称　二本松物流株式会社本社

（２）所在地　野々市市徳用三丁目18番地

（支援協力の内容）

第５条　乙は、災害時において次の事項について、可能な範囲内で支援協力を実施するものとする。ただし、乙が罹災した等の特別な事情により支援協力できない場合は、その旨を電話等により甲へ連絡するものとする。

（１）乙が所有する施設での支援物資の荷受け・仕分け及び保管管理

（２）甲が指定する物資保管場所での支援物資の荷受け・仕分け

（３）甲が指定する避難所等への支援物資の配送

（４）予備避難所として被災者に使用施設を提供

（要請の手続き）

第６条　甲は、前条に掲げる支援協力を受けようとするときは、乙に対し、支援協力の内容を明らかにし、文書をもって要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

（支援協力の実施）

第７条　乙は、甲から前条の規定により、第５条第１号から第３号までに掲げる支援協力の要請を受けたときは、速やかに指定場所等に出向き、甲の指示に従い、必要な支援協力を実施するものとする。

２　乙は、甲から前条の規定により、第５条第４号に掲げる支援協力の要請を受けたときは、使用施設に避難する者に対し、使用施設への安全な誘導に努めるものとする。

（通行の配慮）

第８条　甲は、乙が支援物資の配送を実施するときは、乙の車両を優先的に通行することができるよう配慮するものとする。

（使用期間）

第９条　使用施設の使用期間は、災害の状況に応じて、甲乙協議して定める。

（費用の負担）

第10条　乙が、甲の要請により、第５条第１号から第３号までに掲げる支援協力に要した費用については、甲が負担するものとし、同条第４号に掲げる支援協力に要した費用については、乙が全額負担するものとする。また、乙が実施した支援に要する費用の額は、災害発生時直前における適正な額とする。

２　前項に掲げる費用について、甲は乙の請求があった時はその内容を確認し、30日以内に費用を乙に支払うものとする。

（連絡先等確認）

第11条　支援協力を円滑に行うため、甲及び乙の連絡先及び連絡責任者をあらかじめ定めておくものとする。この場合において、内容に変更が生じた場合は、速やかに相手先に報告するものとする。

（有効期間）

第12条　この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、この協定締結の日から１年間とする。ただし、協定期間が満了する１か月前までに、甲、乙いずれからも相手方に対して特段の意思表示がないときは、この協定は同一条件でさらに１年間更新されるものとし、その後においても同様とする。

（協議事項）

第13条　この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じた場合は、誠意を持って甲乙が協議の上決定するものとする。

以上、この協定の成立を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙各々記名押印の上各自それぞれ１通を保有する。

平成29年８月28日

甲　　野々市市三納一丁目１番地
野々市市
野々市市長

乙　　野々市市徳用三丁目18番地
二本松物流株式会社
代表取締役

（25）野々市市と日本郵便株式会社

野々市市と同市に係る郵便局の協力に関する協定

野々市市（以下「甲」という。）と野々市市内郵便局、新金沢郵便局及び金沢南郵便局（以下「乙」という。）は、地域における協力について次のとおり協定を締結する。

第１章　総則

（締結する協定）
第１条　甲と乙が締結する協定は、次のとおりとする。
（１）地域における協力協定（第２章）
（２）災害発生時における協力協定（第３章）

（協議）
第２条　この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

（有効期間）
第３条　この協定の有効期間は、協定の締結の日から 2018 年３月 31 日までとする。ただし、甲又は乙から書面による協定の破棄又は内容の変更の申し出がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して１年間更新するものとし、以後もまた同様とする。

第２章　地域における協力協定

（目的）
第４条　この協定は、市民が安心して暮らせる地域社会づくりに資するための甲乙間の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力内容）
第５条　乙は、野々市市内における業務中、次に掲げる場合においては、業務に支障のない範囲で甲に情報（乙の守秘義務に係るものを除く。以下同じ。）を提供するものとする。この場合において、緊急を要するときは、直接消防又は警察等の関係機関に通報するものとする。
（１）高齢者、障害のある方（障がい者）、子どもその他の甲の市民等の何らかの異変を発見した場合
（２）道路の異常を発見した場合
（３）不法投棄が疑われる廃棄物等を発見した場合
２　前項の規定により乙が情報を提供した場合において、甲は、その個別の事実を第三者に開示しないものとする。

（免責）
第６条　乙は、前条第１項の規定による情報の提供をした場合及び提供しなかった場合いずれにおいても、その責任を負わないものとする。

第３章　災害発生時における協力協定

（目的）
第７条　この協定は、野々市市内に発生した地震その他災害時において、甲及び乙が相互に

協力し、復興に向けた対応を円滑に遂行するため、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）
第８条　この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第２条第１号に定める被害をいう。

（協力要請）
第９条　甲及び乙は、野々市市内に災害が発生した場合であって、迅速な復興のために必要であると認めたときは、次の事項について相互に協力を要請することができる。
（１）緊急車両等としての車両の提供（車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。）
（２）甲又は乙が収集した被災者の避難所の開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供
（３）郵便局ネットワークを活用した広報活動
（４）災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策
ア　災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
イ　被災者が差し出す郵便物の料金免除
ウ　被災地宛て救助用郵便物等の料金免除
エ　被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除
（５）乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供
（６）避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集、交付等並びにこれらを確実に行うための必要な事項(注)
（７）株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い
（８）前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項
(注)避難者情報確認シート（別添 1、2）、避難先届又は転居届の配布及び回収を含む。

（協力の実施）
第１０条　甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

（経費の負担）
第１１条　第９条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。
２　前項の規定により負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

（災害情報連絡体制の整備）
第１２条　甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（情報の交換）
第１３条　甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

（連絡責任者）
第１４条　この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。
甲　野々市市総務部環境安全課長
乙　日本郵便株式会社　新金沢郵便局長又は金沢南郵便局長

この協定の締結を証するため、本書４通を作成し、甲乙双方が記名押印の上、各自１通を保有する。

２０１７年9月27日

（甲）　野々市市三納一丁目１番地
野々市市長

（乙）　野々市市本町三丁目16番28号
日本郵便株式会社
野々市郵便局長

金沢市新保本四丁目65番地2
日本郵便株式会社
新金沢郵便局長

金沢市泉野町六丁目17番1号
日本郵便株式会社
金沢南郵便局長

（26）野々市市とヤフー株式会社

災害時における情報発信等に関する協定

野々市市（以下「甲」という。）、ヤフー株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり災害時における情報発信等に関する協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、地震等による大規模な災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が市民に対して必要な情報を迅速に提供し、甲の行政機能の低下を低減させるため、甲と乙が互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

（取組み）

第２条　本協定における取組みの内容は次の中から、甲及び乙の両者の協議により具体的な内容及び方法について合意が得られたものを実施するものとする。

（１）乙が、甲の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、甲の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。

（２）甲が、甲の避難所等の防災情報を乙に提供し、乙が、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

（３）甲が、市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報を乙に提供し、乙が、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

（４）甲が、災害発生時の市内の被害状況、ライフラインに関する情報及び避難所におけるボランティア受入れ情報を乙に提供し、乙が、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

（５）　甲が、市内の避難所等における必要救援物資に関する情報を乙に提供し、乙が、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

（６）乙が、乙の提供するブログサービスにおいて甲が運営するブログ（以下「災害ブログ」という）にアクセスするためのwebリンクをヤフーサービス上に掲載するなどして、災害ブログを一般に広く周知すること。

（７）甲が、市内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、ヤフーが提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。

２　第１項各号に関する事項及び同項に記載のない事項についても、甲及び乙は、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

（費用の負担）

第３条　前条に基づく甲及び乙の対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

（情報の周知）

第４条　乙は、甲から提供を受ける情報について、甲が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、乙が適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、乙は、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

（公表）

第５条　本協定締結の事実及び本協定の内容を公表する場合、甲及び乙は、その時期、方法及び内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとす　る。

（連絡先等確認）

第６条　第２条第１項各号の事項を円滑に行うため、甲及び乙の連絡先及び連絡責任者をあらかじめ定めておくものとする。この場合において、内容に変更が生じた場合は、速やかに相手先に報告するものとする。

（有効期間）

第７条　この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、この協定締結の日から１年間とする。ただし、協定期間が満了する１か月前までに、甲、乙いずれからも相手方に対して特段の意思表示がないときは、この協定は同一条件でさらに１年間更新されるものとし、その後においても同様とする。

（協議事項）

第８条　この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じた場合は、誠意を持って甲乙が協議の上決定するものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙各々記名押印の上各自それぞれ１通を保有する。

平成　　年　　月　　日

甲　　石川県野々市市三納一丁目１番地
野々市市
野々市市長　　粟　　貴　章

乙　　東京都千代田区紀尾井町１番３号
ヤフー株式会社
代表取締役　　宮　坂　　学

（27）野々市市と株式会社トスマク・アイ

災害廃棄物の収集運搬等に関する協定書

野々市市（以下「甲」という。）と株式会社トスマク・アイ（以下「乙」という。）とは、災害発生時における災害廃棄物の収集運搬等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、野々市市内において地震、その他風水害等大規模な災害が発生した場合において、当該災害により発生した災害廃棄物の収集運搬等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この協定において､次の各号に掲げる用語の意義は､次の各号に定めるところによる。

（１）災害　災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第２条１号に規定する災害をいう。

（２）災害廃棄物　災害により一時的に大量に発生する破損又は汚損した廃棄物及び避難所等から排出される廃棄物をいう。

（協力要請）

第３条　甲は、災害が発生し、災害廃棄物の収集運搬等を実施する必要があると認めた場合、乙に対し協力を要請するものとする。

２　前項の規定による乙への協力の要請は、原則として書面により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭または電話等により行い、その後速やかに書面を送付するものとする。

３　甲及び乙は、災害廃棄物の種類、収集場所、収集方法等の実施内容について、必要に応じて協議し、確認するものとする。

（協力の実施）

第４条　乙は、甲からの協力要請に備え、支援体制の整備に努めるとともに、前条の規定により甲から要請を受けた場合は、必要な人員、車両、資機材等を調達し、可能な限り迅速に応ずるものとする。

２　乙は、災害廃棄物の収集運搬等にあたっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

（１）周囲の生活環境を損なわないように十分配慮すること。

（２）災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮すること。

（情報の提供）

第５条　甲は、災害の発生時に円滑な協力が得られるように、乙に市内の被災、復旧状況等必

要な情報を適宜提供するものとする。

（実施の報告）

第６条　乙は、災害廃棄物の収集運搬等を実施したときは、次の各号に掲げる事項を書面にて甲に報告するものとする。

（１）実施内容

（２）その他必要な事項

（訓練協力）

第７条　乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する訓練に参加するものとする。

（費用の負担）

第８条　第３条の規定による要請に基づき乙が実施した協力に要する費用については、災害発生直前における適正な価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

（連絡窓口）

第９条　この協定に関する連絡窓口は、甲においては環境安全課、乙においては株式会社トスマク・アイ第１営業部とし、内容に変更が生じた場合は、速やかに相手先に報告するものとする。

（有効期間）

第１０条　この協定の有効期間（以下、「協定期間」という。）は、協定締結の日から１年間とする。ただし、協定期間が満了する１か月前までに、甲乙いずれからも相手方に対して特段の意思表示がないときは、さらに１年間更新されるものとし、以降も同様とする。

（協議事項）

第１１条　この協定に定めのない事項又は解釈に疑義が生じた場合は、誠意を持って甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自１通を保有する。

平成 30 年８月１日

甲　　石川県野々市市三納一丁目１番地
野々市市
野々市市長

乙　　石川県白山市村井町 330 番地
株式会社　トスマク・アイ
代表取締役社長

（28）野々市市と西日本電信電話株式会社

特設公衆電話の設置、利用等に関する協定書

野々市市（以下「甲」という。）と西日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、大規模災害等が発生した場合において乙が提供する非常用電話（以下「特設公衆電話」という。）の設置、利用、管理等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、災害発生時において、被災者等の通信の確保を目的とする。

（用語の定義）

第２条　本協定に規定する「災害発生時」とは、地震その他風水害等により、広域で停電が発生する等社会の混乱が発生していることをいう。

２　本協定に規定する「特設公衆電話」とは、甲乙協議し定めた設置場所に電気通信回線及び電話機接続端子を設置し、災害発生時に電話機を接続することで被災者又は帰宅困難者等へ通信の提供を可能とするものをいう。

（通信機器の管理）

第３条　甲は､災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう電話機を適切な場所に保管し、管理するものとする。

（屋内設備の管理及び破損）

第４条　甲は、特設公衆電話の配備に必要な設備（電話機、端子盤、配管、引込柱等）を設置し、乙が設置する屋内配線（モジュラージャックを含む。以下同じ。）とともに、災害発生時に即座に利用が可能な状態を維持することに努めるものとする。

２　屋内配線が甲の故意又は重過失により破損した場合は、甲は乙に速やかに書面をもって報告するものとする。この場合において、乙に対する修復に係る費用の支払については、原則、甲が負担するものとする。

（特設公衆電話の設置）

第５条　特設公衆電話の設置に係る電気通信回線数については、甲乙協議の上、乙が決定し、設置場所等の必要な情報は甲乙互いに保管するものとする。なお、保管にあたっては、甲乙互いに設備管理責任者を任命し、その氏名等を別に定める様式により相互に通知するものとする。

（特設公衆電話の移転、廃止等）

第６条　甲は､特設公衆電話の設置された場所の閉鎖､移転等の発生が明らかになった場合は、速やかにその旨を乙に書面をもって報告しなければならない。また、新たな設置場所を設ける場合は、甲は乙に対し当該場所について報告することに努めるものとする。

（定期試験の実施）

第７条　甲及び乙は、年に１回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置できるよう、訓練と併せて接続試験等の実施に努めるものとする。

（故障発見時の扱い）

第８条　甲及び乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認し、故障回復に向け協力するものとする。

（特設公衆電話の開設）

第９条　特設公衆電話の利用の開始については、甲乙協議の上、決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに設置し、被災者又は帰宅困難者等の通信確保に努めるものとする。ただし、設置場所の存在する地域において大規模災害が発生し、甲と乙が連絡が取れない場合は、甲の判断により、利用を開始することができるものとし、甲は乙に対し開始した場所の報告を行うものとする。

（特設公衆電話の利用）

第10条　甲は、特設公衆電話を開設した場合、利用者の適切な利用が行われるよう、可能な限り利用者の誘導に努めるものとする。

（特設公衆電話の利用の終了）

第11条　特設公衆電話の利用の終了については甲乙協議の上、決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに撤去するものとする。ただし、乙が利用終了を通知する前に、避難所を閉鎖した場合においては、甲は速やかに特設公衆電話を撤去し、甲は乙に対し撤去した場所の連絡を行うものとする。

（設置場所の公開）

第12条　乙は、災害時の通信確保のために、特設公衆電話の設置場所について、甲と合意した場合、乙のホームページ上で公開するものとする。

（目的外利用の禁止）

第13条　甲は、第７条に規定する定期試験及び第９条に規定する開設を除き、特設公衆電話の利用を禁止するものとする。

２　乙は、特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査するものとする。

３　甲は、乙より目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとする。

４　前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、抜本的な措置を甲乙協議のうえ講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話の撤去を行うこととなった場合は、撤去に関する工事費用等及び甲が目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。

（協議事項）

第14条　本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

本協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成30年８月10日

甲　　石川県野々市市三納１丁目１番地
野々市市
野々市市長　粟　　貴　章

乙　　石川県金沢市出羽町４番１号
西日本電信電話株式会社
金沢支店長　小　川　成　子

（29）野々市市と石川県さく井協会

井戸の応急復旧等に関する協定書

野々市市（以下「甲」という。）と石川県さく井協会（以下「乙」という。）とは、災害発生時における井戸の応急復旧等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、野々市市内において地震、その他風水害等大規模な災害が発生した場合において、当該災害により発生した井戸の応急復旧等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

（１）災害　災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第２条１号に規定する災害をいう。

（２）井戸の応急復旧等　災害により一時的に機能停止した市が所有する水源、消雪の他野々市市内に応急給水可能な全ての井戸の復旧等をいう。

（協力要請）

第３条　甲は、災害が発生し、井戸の応急復旧等を実施する必要があると認めた場合、乙に対し協力を要請するものとする。

２　前項の規定による乙への協力の要請は、原則として書面により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭または電話等により行い、その後速やかに書面を送付するものとする。

３　甲及び乙は、井戸の応急復旧等の実施内容について、必要に応じて協議し、確認するものとする。

（協力の実施）

第４条　乙は、甲からの協力要請に備え、支援体制の整備に努めるとともに、前条の規定により甲から要請を受けた場合は、必要な人員、車両、資機材等を調達し、可能な限り迅速に応ずるものとする。

２　乙は、井戸の応急復旧等にあたっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

（１）周囲の生活環境を損なわないように十分配慮すること。

（情報の提供）

第５条　甲は、災害の発生時に円滑な協力が得られるように、乙に市内の被災、復旧状況等必要な情報を適宜提供するものとする。

（実施の報告）
第６条　乙は、井戸の応急復旧等を実施したときは、次の各号に掲げる事項を書面にて甲に報告するものとする。
（１）実施内容
（２）その他必要な事項

（訓練協力）
第７条　乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する訓練に参加するものとする。

（費用の負担）
第８条　第３条の規定による要請に基づき乙が実施した協力に要する費用については、災害発生直前における適正な価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

（連絡窓口）
第９条　この協定に関する連絡窓口は、甲において上下水道課、乙においては石川県さく井協会事務局とし、内容に変更が生じた場合は、速やかに相手先に報告するものとする。

（有効期間）
第１０条　この協定の有効期間（以下、「協定期間」という。）は、協定締結の日から１年間とする。ただし、協定期間が満了する１か月前までに、甲乙いずれからも相手方に対して特段の意思表示がないときは、さらに１年間更新されるものとし、以降も同様とする。

（協議事項）
第１１条　この協定に定めのない事項又は解釈に疑義が生じた場合は、誠意を持って甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自１通を保有する。

平成 30 年 12 月 13 日

甲　　石川県野々市市三納一丁目１番地
　　野々市市
　　野々市市長

乙　　石川県金沢市示野町西７番地
　　石川県さく井協会
　　会　　長

（30）野々市市と株式会社八幡

災害時における物資等の供給に関する協定

野々市市（以下「甲」という。）と株式会社八幡（以下「乙」という。）とは、次のとおり災害時における物資等の供給に関する協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、野々市市に大規模な災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合に必要な食料、物資（以下「物資等」という。）の供給等に関し、必要な事項を定め、災害応急対策が円滑に実施されることを目的とする。

（協力要請）

第２条　甲は、災害時において、物資等を調達する必要があるときは、乙に対して、物資等の供給について、協力を要請することができる。

（協力の実施）

第３条　乙は、甲から前条の要請を受けたときは、保有又は調達、製造等が可能な物資等を速やかに供給する。

（物資の範囲）

第４条　甲が乙に要請する物資等は、次の各号に掲げるものとする。

（１）食料品

（２）飲料水

（３）その他、甲が指定する物資

（要請の方法）

第５条　甲は、前条に掲げる物資等の供給を受けようとする時は、出荷要請書をもって乙に要請するものとする。但し、緊急を要するときは、口頭または電話をもって要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

（物資の引渡し）

第６条　物資の運搬は、甲の指定する場所に、乙において搬送するものとし、甲の職員が確認した上で、これを引渡すものとする。

２　甲は、物資等を確認後、速やかに出荷確認書を乙に提出するものとする。

（費用の負担）

第７条　甲が要請し、乙が供給した物資等の費用については、甲が負担するものとする。

２　甲は、前項に基づく請求があったときは、乙に対し30日以内に代金を支払うものとする。

（物資の価格）

第８条　物資等の価格は、災害が発生する直前における適正な価格とする。

（効力）

第９条　この協定の有効期間は、締結の日から１年間とする。ただし、有効期間満了日までに、甲、乙いずれかからも意思表示がないときは、更に１年間更新するものとし、以後も同様とする。

（解除）

第 10 条　この協定を解除する場合は、甲乙いずれか一方が解除日１か月前までに書面により相手方に通知するものとする。

（協議）

第 11 条　この協定の解釈に疑義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため本書を２通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自１通を保有する。

令和２年４月 13 日

（甲）野々市市三納一丁目１番地

野々市市長

（乙）羽咋市兵庫町午１０番地

株式会社八幡

代表取締役社長

（31）野々市市とNPO 法人コメリ災害対策センター

災害時における支援協力に関する協定

野々市市（以下「甲」という。）とＮＰＯ法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、地震等による大規模な災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合に、甲が、乙の協力を得て、迅速かつ円滑に物資の供給等を行うために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第２条　この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第３条　甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達が可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の内容）

第４条　甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

（１）別表に掲げる物資

（２）その他甲が指定する物資

（要請の手続き）

第５条　甲は、前条に掲げる物資の供給を受けようとするときは、乙に対し、調達する物資名、数量、規格、受渡しの日時、場所等を明らかにし、文書をもって要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

（物資の供給の協力）

第６条　乙は前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

２　乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（物資の運搬、受渡し）

第７条　乙が行う甲に対する物資の受渡し場所は、甲が指定するものとし、受渡し場所までの

物資の運搬は、乙が行うものとする。ただし、乙よる運搬が困難である場合は、甲の定める輸送手段により運搬するものとする。

2　甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用負担）

第８条　乙が、甲の要請による物資の供給に要した経費については、甲及び乙が協議の上決定し、甲が負担するものとする。また、物資の価格は、災害発生時直前における小売価格等を基準とする。

2　前項に掲げる経費について、甲は乙の請求があった時はその内容を確認し、30 日以内に費用を乙に支払うものとする。

（連絡先等確認）

第９条　支援協力を円滑に行うため、甲及び乙の連絡先及び連絡責任者をあらかじめ定めておくものとする。この場合において、内容に変更が生じた場合は、速やかに相手先に報告するものとする。

（有効期間）

第 10 条　この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、この協定締結の日から１年間とする。ただし、協定期間が満了する１ヶ月前までに、甲、乙いずれからも相手方に対して特段の意思表示がないときは、この協定は同一条件でさらに１年間更新されるものとし、その後においても同様とする。

（協議事項）

第 11 条　この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じた場合は、誠意を持って甲乙が協議の上決定するものとする。

以上、この協定の成立を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙各々記名押印の上各自それぞれ１通を保有する。

令和２年７月 29 日

甲　　石川県野々市市三納一丁目１番地
野々市市
野々市市長　栗　　貴　章

乙　　新潟県新潟市南区清水４５０１番地１
ＮＰＯ法人コメリ災害対策センター
理事長　　捧　　雄　一　郎

〈32〉野々市市と株式会社ジャパンビバレッジホールディングス

災害時における飲料水の提供に関する協定書

野々市市（以下「甲」という）と株式会社ジャパンビバレッジホールディングス（以下「乙」という）とは、災害時における飲料水の提供等に関し、下記のとおり協定する。

（目的）
第1条　本協定は、甲の市区域内において災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合（以下「災害時」という）に、甲が乙に対して飲料水の確保及び供給等、被災者の応急救助に係る協力を要請する際の必要事項について定めることを目的とする。

（災害定義）
第2条　本協定において災害とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第1章第2条第1項に規定する災害をいう。

（提供内容）
第3条　乙は、第2条に定める災害の場合、甲の管理する場所に設置した災害対応型自動販売機（以下「自販機」という）の機内在庫飲料水を甲に無償で提供する。
尚、乙において直接提供することが困難なときは、甲は、乙から借り受けた以下の鍵を利用し自ら自販機の機内在庫飲料水を搬出することができるものとする。

	設置場所	機種	台数	鍵番号	鍵本数
1	つばきの郷公園	コンビ缶	1台	C34300	1
2	つばきの郷公園	サントリー缶	1台	ZE0083	1
3					
4					
5					

（鍵管理）
第4条　甲は、乙から借り受けた自販機の鍵を善良な管理者の注意義務をもって保管するものとし、万一紛失または盗難にあった場合は、直ちに乙に連絡するものとする。
2　甲は、本協定に定める以外の目的で自販機の鍵を利用してはならないものとする。

（契約範囲）
第5条　甲は、災害時における飲料提供であることを鑑み、乙が不可抗力等により本協定を履行できない場合であっても、乙に対し責任を問わないものとする。

（期間）
第6条　本協定の有効期間は甲乙間で締結した自動販売機設置契約書に準ずるものとし、自動販売機設置契約書の契約期間満了日により失効するものとする。

（契約解除）
第7条　甲乙は、自らが暴力団等反社会的勢力でないことを表明保証する。又、本契約期間中当事者の何れかが暴力団を始めとする反社会的勢力とのかかわりを有することが判明した場合、勧告を要することなく、本契約を解除することができるものとする。

（協議）
第8条　本協定に定めのない事項、または本協定の条項の解釈に疑義が生じた場合には、甲乙誠意をもって協議の上これを決定する。

本協定締結の証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上それぞれ1通を保有する。

2020年7月29日

甲　石川県野々市市三納一丁目1番地
石川県野々市市長　粟　貴章

乙　〒924-0051 石川県白山市福留町532-1
株式会社ジャパンビバレッジホールディングス
金　沢　支　店
TEL 076-277-3311
FAX 076-277-3443

（33）野々市市とマンテンホテル株式会社

災害時における避難所等としての使用に関する協定

野々市市（以下「甲」という。）とマンテンホテル株式会社（以下「乙」という。）は、乙の管理する施設を災害時における予備避難所及び入浴支援施設（以下「避難所等」という。）として使用することに関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、市内に地震等による大規模な自然災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、乙の管理する施設を避難所等として開放し、市民を受け入れることに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この協定において「予備避難所」とは、災害の状況等に応じて開設する予備的な避難所をいう。

２　この協定において「入浴支援施設」とは、拠点避難所、予備避難所等で生活する市民に対し、入浴場所等を開放する施設をいう。

（使用施設）

第３条　乙は、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を甲の要請により避難所等として市民に使用させるものとする。

（１）施設名称　満天の湯・道の宿

（２）所在地　　野々市市柳町460番地

（施設開設の要請）

第４条　甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、乙に対して、施設を避難所等として開設するよう事前協議のうえ、文書又は口頭（電話連絡を含む。）により要請する。

（避難者の誘導）

第５条　乙は、使用施設に避難する者に対し、施設内への安全な誘導に努めるものとする。

（費用の負担）

第６条　使用施設を避難所等として使用したことにより生じた費用については、甲が負担するものとする。

（使用期間）

第７条　使用施設の使用期間は、災害の状況に応じて、甲乙協議して定める。

（連絡担当者）

第８条　甲及び乙は、災害時に迅速に対応するため、あらかじめ連絡担当者を定めるものとする。

（その他の必要な支援）

第９条　この協定に定める事項のほか、被災者への支援が必要な場合は、甲乙協議して、支援する内容を決定するものとする。

（協議）

第10条　この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈について疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（変更等及び有効期限）

第11条　甲又は乙は、この協定の内容の変更又はこの協定を解除しようとするときは、変更し、又は解除しようとする１か月前までに、相手側に対し、文書により通知し、甲乙協議して、その内容について定めるものとする。

２　この協定は、前項の規定により決定する解除の日まで、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を２通作成し、甲乙は記名押印の上、各自１通を保有する。

令和２年７月31日

（甲）野々市市三納一丁目１番地
野々市市

野々市市長

（乙）富山市本町２－17
マンテンホテル株式会社

代表取締役社長

（34）野々市市と株式会社アクティオ

災害時における支援協力に関する協定

野々市市（以下「甲」という。）、株式会社アクティオ（以下「乙」という。）とは、次のとおり災害時における支援協力に関する協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、地震等による大規模な災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲からの要請に基づき乙が行うレンタル機材の供給に関し必要な事項を定め、もって、災害応急対策が円滑に実施されることを目的とする。

（協定事項の発効）

第２条　本協定に定めるレンタル機材の供給は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（機材供給要請）

第３条　甲は、災害時における応急処置のため、緊急に機材を調達する必要があると認められるときは、乙の保有する機材の供給を要請するものとする。

（協力の実施）

第４条　乙は、甲から前条の規定による要請を受けたときは、保有している機材又は調達可能な機材を速やかに供給する。

（機材の範囲）

第５条　甲が乙に要請する機材は、次に掲げるもののうち、乙が保有しているもの又は調達可能なものとする。

（１）仮設トイレ

（２）発電機

（３）その他レンタル機材

（要請の方法）

第６条　甲は、機材の供給を受けようとするときは、乙に対し、文書により要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話により要請した後、速やかに文書を提出するものとする。

（機材の引渡し）

第７条　機材の運搬は、甲が指定する場所に、乙において搬送するものとし、甲の職員が確認した上で、これを引き渡すものとする。ただし、乙が自ら搬送することができない場合は、甲が定める輸送手段により搬送するものとする。

２　甲は、乙が前項の規定により物資を搬送する車両等を優先的に通行することができるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第８条　乙が供給した機材の費用及び搬送に係る費用は、甲が負担するものとする。

（費用の支払い）

第９条　機材の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

２　甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（連絡先等確認）

第 10 条　レンタル機材の供給を円滑に行うため、甲及び乙の連絡先及び連絡責任者をあらかじめ定めておくものとし、連絡責任者は、甲においては野々市市長、乙においては株式アクティオ金沢白山営業所長とする。この場合において、内容に変更が生じた場合は、速やかに文書にて相互に連絡を行うものとする。

（機材の価格）

第 11 条　乙が供給した機材の価格は、災害が発生する直前における適正な価格とする。

（その他の必要な支援）

第 12 条　この協定に定める事項のほか、被災者への支援が必要な場合は、甲乙協議の上、支援する内容を決定するものとする。

（有効期間）

第 13 条　本協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、本協定締結の日から１年間とする。ただし、協定期間が満了する１ヶ月前までに、甲及び乙いずれからも相手方に対して特段の意思表示がないときは、本協定は同一条件でさらに１年間更新されるものとし、その後においても同様とする。

（協議事項）

第 14 条　本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に疑義が生じた場合は、誠意を持って甲乙二者が協議の上決定するものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙各々記名押印の上各自それぞれ１通を保有する。

令和２年８月５日

甲　　石川県野々市市三納一丁目１番地
野々市市
野々市市長

乙　　東京都中央区日本橋３－１２－２
朝日ビルヂング７Ｆ
株式会社アクティオ
代表取締役社長

（35）石川中央都市圏構成市町とＮＰＯ法人ボランタリー・アーキテクツ・ネットワーク

災害時における避難所用簡易間仕切り等の供給に関する協定書

石川中央都市圏を構成する金沢市、白山市、かほく市、野々市市、津幡町及び内灘町（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人ボランタリー・アーキテクツ・ネットワーク（以下「乙」という。）は、災害時における避難所用簡易間仕切りシステム及びハニカム製簡易ベッド（以下「間仕切り等」という。）の供給に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、甲の区域内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、迅速に感染症対策やプライバシー保護に対応した避難所運営を行うため、乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（間仕切り等の調達要請）

第２条　甲は、災害時に避難所等への間仕切り等の調達が必要なとき又は必要であると想定されるときは、乙に対して品名、数量、納入日時、納入場所その他必要事項を指示した上で間仕切り等の供給を要請することができる。

２　前項に規定する要請は、文書（第１号様式）により行うものとする。ただし、時間的な余裕がないとき等は、電話等で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（協力内容）

第３条　乙は、前条の規定により甲の要請を受けたときは、可能な範囲で協力するものとする。

（間仕切り等の運搬）

第４条　間仕切り等の納入場所までの運搬は、乙又は乙が委託した者が行うものとする。ただし、乙又は乙が委託した者が当該運搬を行うことができない場合は、第２条の規定により要請した甲が指定する者が当該運搬を行うものとする。

（費用負担）

第５条　要請した甲は、乙の間仕切り等の供給等に要した費用を負担するものとする。

２　前項に規定する費用は、次の各号に掲げる費用とし、その取扱いは当該各号に定めるとおりとする。

（１）間仕切り等の費用は、災害発生直前における販売価格を基準として、要請した甲と乙が協議して決定する。

（２）乙又は乙が委託した者が行った物資の運搬に係る費用の内容及び額は、要請した甲と乙が協議して決定する。

（代金の支払）

第６条　要請した甲は、乙から間仕切り等の費用及び運搬に係る費用の請求があった時は、その内容を確認の上、速やかに乙に支払うものとする。

（連絡体制）

第７条　甲及び乙は、相互の連絡、情報提供等を円滑に行うため、事前に連絡責任者を定め、その氏名及び緊急連絡先を相手方に通知するものとする。なお、連絡責任者を変更したときも同様とする。

（有効期間）

第８条　この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が、文書をもって協定の解除を通知しない限りその効力を持続するものとする。

（協議）

第９条　この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定する。

この協定の締結を証するため、本協定書を７通作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保管する。

令和３年２月２日

甲　金沢市　　金沢市長

白山市　　白山市長

かほく市　　かほく市長

野々市市　　野々市市長

津幡町　　津幡町長

内灘町　　内灘町長

乙　特定非営利活動法人
ボランタリー・アーキテクツ・ネットワーク

代表理事

（36）野々市市と石川トヨタ自動車株式会社及びネッツトヨタ石川株式会社

災害時における電力供給等の協力に関する協定

野々市市（以下「甲」という。）と石川トヨタ自動車株式会社（以下「乙」という。）及びネッツトヨタ石川株式会社（以下「丙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、乙及び丙が、野々市市内において大規模な災害が発生した場合に、自らが保有する外部給電可能なプラグイン・ハイブリッド自動車及びハイブリッド自動車（以下「車両」という。）を用いて、車両からの非常時給電設備を有する販売店店舗（以下「店舗」という。）を避難場所として開放し、避難者を一時的に受け入れること、及び避難所への電力供給等の協力について、必要な事項を定める。

（協力内容）

第２条　乙及び丙が協力する内容は、次に掲げるものとする。

（１）避難施設としての店舗の開放による避難者の一時的な受け入れ

（２）車両を使用した避難所等への電力の供給

（３）災害応急対策に必要となる車両の貸与

（４）甲が実施する防災訓練への協力

（協力要請）

第３条　甲は、乙及び丙が保有する車両を必要とする場合は、書面で要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により要請し、事後速やかに書面を提出するものとする。

２　乙及び丙は、前項の規定により要請があったときは、危険性を考慮し、業務に支障を来さない可能な範囲で、保有する車両を貸与するよう努めるものとし、車両を引渡したときは、甲に対し速やかに書面により通知するものとする。

（使用期間）

第４条　車両及び店舗の使用期間は、災害発生から３日間程度とする。ただし、使用期間変更の必要がある場合は、甲、乙及び丙が協議の上、決定するものとする。

（車両の引渡し及び返却）

第５条　乙及び丙は、甲が指定する時間及び場所で車両の引き渡し及び引き取りを行うものとする。

（費用負担）

第６条　甲の要請に基づき、乙及び丙が実施した協力に関する費用については、次に掲げるとおりとする。

（１）車両の貸借、店舗の開放及び防災訓練の協力に関する費用については、無償とする。

（２）車両の貸借期間中の事故により、第三者に与えた物的又は人的損害については、その損害の帰責理由がある者が補償責任を負うものとする。

（３）乙及び丙は、車両の貸与にあたり自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、加入及び保険の適用を受ける際に要する費用については、乙及び丙の負担とする。ただし、甲の故意又は重

過失によって保険の適用を受けるに至った場合、又は保険の適用が受けられなくなった場合は、免責分も含め甲の負担とする。

（使用上の留意事項）

第７条　甲は、乙及び丙から貸与を受けた車両を次に掲げるとおり使用するものとする。

（１）原則として、野々市市内の安全な場所で使用する。

（２）使用期間中の車両の事故又は故障等により使用できなくなった場合は、乙及び丙に速やかに報告する。

（連絡責任者）

第８条　甲、乙及び丙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め、書面により報告するものとする。また、当該連絡責任者に変更が生じた場合は、その都度、相互に報告するものとする。

（普及活動）

第９条　甲、乙及び丙は、市民の自助の取り組みを促進するため、災害時等における車両からの電力の供給及び店舗の開放について、周知及び普及を図ることとする。

（協議）

第 10 条　この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙が協議の上、定めるものとする。

（有効期間）

第 11 条　この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して１年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の１か月前までに、甲、乙及び丙のいずれからも書面による申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に１年間有効とし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書３通を作成し、甲、乙及び丙がそれぞれ署名押印の上、各１通を保有するものとする。

令和３年８月３日

甲　野々市市三納１丁目１番地
　　野々市市

　　野々市市長

乙　金沢市御影町３番１号
　　石川トヨタ自動車株式会社

　　代表取締役社長

丙　金沢市西泉２丁目 178 番地
　　ネッツトヨタ石川株式会社

　　代表取締役社長

（37）野々市市と損害保険ジャパン株式会社

防災力向上にかかる相互協力に関する協定

野々市市（以下「甲」という。）と損害保険ジャパン株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における支援協力等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、野々市市内に大規模な災害が発生した場合において、甲からの要請に基づき乙が行う支援協力及び大規模災害への備えとなる地域防災力の向上を図るための平常時からの連携協力について、必要な事項を定める。

（協力の内容）

第２条　甲は、災害時において必要があると認めるときは、次に掲げる事項について乙に協力を要請することができる。この場合、乙は、自らの業務に支障のない範囲でこれに応じるものとする。

（１）災害時及び救急活動時におけるドローンによる情報収集に関すること

（２）地域住民、帰宅困難者等の一時的な避難や必要な支援等を行う場所としての機能を有する「災害時支援ステーション」の開設に関すること

（３）その他関係機関との連絡調整に関すること

２　甲及び乙は、平常時から次に掲げる事項について、相互に連携・協力して取り組むものとする。

（１）防災講演会、防災訓練など市民等に対する防災意識の啓発及び防災知識の普及に関すること

（２）災害時支援ステーション設置の推進に関すること

（３）地震保険の情報提供及び相談に関すること

（４）その他防災、減災及び災害対応における相互協力に関すること

３　第１項及び前項に定める事項を効果的に推進するための具体的な実施事項、遵守事項等については、甲乙協議の上、決定する。

（協力の要請及び報告）

第３条　甲は、前条第１項及び第２項の協力を要請する場合には、原則として文書により行うものとする。ただし、事態が切迫して文書によることができない場合は、電話その他の方法によることができる。

２　前項ただし書きの場合において、甲は、事後速やかに要請の内容を記載した文書を乙に提出する。

３　乙は、第１項に基づき協力した場合は、甲に対し文書により報告を求めることができる。

（費用の負担）
第４条　乙が第２条に定める協力を行うために要した費用については、その都度甲乙協議する。

（連絡責任者）
第５条　本協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙は、連絡責任者を定め、本協定締結後、速やかに文書により相手方に報告するものとする。
２　前項に変更があった場合についても、速やかに文書により相手方に報告するものとする。

（情報管理）
第６条　甲及び乙は、本協定に基づき知り得た相手方の情報の管理を徹底するものとし、相手方の書面による事前の承諾なしに本協定の目的以外で使用してはならず、又は第三者に公表し、若しくは漏らしてはならない。

（本協定の有効期間）
第７条　本協定の有効期間は、協定締結日からその効力を有するものとし、甲又は乙のいずれかが文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力が継続するものとする。

（その他）
第８条　本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項について疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ署名押印の上、各自１通を保有するものとする。

令和３年 12 月 15 日

甲　　石川県野々市市三納一丁目１番地

野々市市長

乙　　東京都新宿区西新宿一丁目２６番１号
損害保険ジャパン株式会社

金沢支店長

（38）野々市市と佐川急便株式会社

災害時における物流支援等に関する協定

野々市市（以下「甲」という。）と佐川急便株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における物流支援等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、地震等による大規模な災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲からの要請に基づき乙が行う物流支援等に関し必要な事項を定め、もって災害応急対策が円滑に実施されることを目的とする。

（支援の内容）

第２条　乙が甲からの要請に基づき行う支援の内容は、次のとおりとする。

（１）甲が指定する施設のほか、甲の要請に基づき、乙又は乙の関係団体が提供する施設における支援物資の荷受、仕分け及び保管管理

（２）甲が指定する避難所等への支援物資の配送

（３）荷役作業に必要な人員及び機材の提供

（４）支援物資の受入れ及び配送等に関する助言等を行う要員の派遣

（５）必要となる生活物資等の調達支援

（６）その他甲が必要と認める事項

（支援の要請）

第３条　甲は、災害時において、前条に掲げる支援の必要があると認められるときは、乙に対し支援の実施を要請するものとする。

２　前項の規定による支援の要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話により行った後、速やかに文書を提出するものとする。

（支援の実施）

第４条　乙は、甲から前条の規定による支援の要請を受けたときは、可能な限り協力するものとする。ただし、乙が被災等により支援が困難と判断した場合は、この限りではない。

（通行の配慮）

第５条　甲は、乙が支援を実施するときは、乙の車両を優先的に通行することができるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第６条　第４条の規定による支援の実施に要した費用は、甲が負担するものとする。

（費用の額及び支払）

第７条　前条の費用の額は、災害が発生する直前における適正な額を基準として甲乙が協議のうえ、決定するものとし、乙の請求により、甲が支払うものとする。

２　甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（連絡先等確認）

第８条　甲及び乙は、支援協力を円滑に行うため、それぞれ連絡先及び連絡責任者をあらかじめ定めておくものとする。この場合において、内容に変更が生じた場合は、速やかに相手先に報告するものとする。

（損害の負担）

第９条　物資の受入れ及び配送等により生じた損害の負担は、甲乙協議して定める。ただし、乙の責に帰する理由により生じた損害の負担は、乙が負うものとする。

（補償）

第10条　本協定に基づいて業務に従事した者が、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償は、乙の責任において行うものとする。ただし、甲の責に帰するべき事由による場合は、この限りでない。

（機密の保持及び情報提供）

第11条　甲及び乙は、本協定に基づく業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らし、又は利用してはならない。業務終了又は解除された後についても同様とする。また、甲及び乙はそれぞれが知り得た災害に関する情報を互いに提供するよう努めるものとする。

（有効期間）

第12条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とする。ただし、有効期間が満了する１ヶ月前までに、甲及び乙いずれからも意思表示がないときは、同一条件で１年間更新されたものとし、以後も同様とする。

（その他）

第13条　この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙が協議のうえ、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

令和４年１月 14 日

甲　　野々市市三納一丁目１番地
　　野々市市

　　野々市市長

乙　　石川県金沢市木越町ト 80 番地
　　佐川急便株式会社　北陸支店

　　支店長

（39）野々市市と社会福祉法人野々市市社会福祉協議会

災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定

野々市市（以下「甲」という。）と社会福祉法人野々市市社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、災害時における災害ボランティアセンター（以下、「センター」という。）の設置、運営等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、野々市市災害時応急対応活動として行う、センターの設置及びそれに伴うボランティア活動を円滑に実施するために、甲及び乙の果たすべき役割と協力事項、費用負担等を定め、被災者の生活支援に寄与することを目的とする。

（連携・協力）

第２条　甲及び乙は、災害が発生した場合には、被害状況等を含めボランティア活動を行うために必要な情報や被災者の効果的な支援のために必要な情報を速やかに共有し、協力して措置を講じる。

（センターの設置等）

第３条　甲及び乙は、センターを設置する必要があると判断したときは、甲乙協議の上、乙はセンターを設置するものとする。

（センターの設置場所）

第４条　センターの本部事務所は、乙が管理する事務所のうち支援活動を実施するために最適な場所に設置するものとする。ただし、乙が管理する事務所に最適な場所がない場合には、甲はこれに代わる場所を確保して乙に提供するものとする。

２　著しい被害を受けた地域や地理的な課題等によりセンターの分室の設置が必要であるときは、甲乙協議のうえ、前項の考えに基づき、その設置場所を確保するものとする。

（センターの運営）

第５条　乙が設置するセンターは、乙が主体となり、必要に応じて、外部からのボランティア、各社会福祉協議会、ボランティアコーディネーターのほか、地域の関係機関・団体等の協力の下、運営を行うものとする。

２　甲は、乙がセンターを設置した場合、乙との連絡調整について担当者を決定し、速やかに連携体制を整えるものとする。

（協力の要請）

第６条　乙は、センターの円滑な活動を確保することが困難であると認めるときは、甲に対し、必要な協力を求めることができる。

（センターの業務）

第７条　センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

（１）　被災情報の把握

（２）　ボランティアニーズの把握

（３）　災害ボランティアの募集、受付
（４）　災害ボランティア活動の情報発信
（５）　センター及び災害ボランティア活動に関する各種相談、問い合わせへの対応
（６）　ボランティア活動保険の加入手続
（７）　災害ボランティア活動に必要な資機材・活動物資等の調達・貸出・保管・管理
（８）　災害ボランティア活動に必要な移動支援
（９）　野々市市災害対策本部等との以下の情報の共有
　ア　被災状況・避難情報
　イ　インフラ等の復旧計画・復旧情報
　ウ　ボランティアによる支援活動の状況
　エ　特に支援を必要とする者の情報（共有の内容、範囲等は別に定める）
　オ　その他、災害ボランティア活動に必要と甲・乙が認める情報
（10）　関係機関・団体との間の連絡・調整・仲介等
（11）　その他、センターの活動に必要な業務

（資機材等の確保）

第８条　甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動等に必要な資機材等を相互に協力して確保するものとする。

（費用負担）

第９条　センターの拠点設置費用等について、甲乙協議の上、決定するものとする。

２　大規模な災害において、災害ボランティア活動と甲の実施する救助の調整の事務を甲が乙に委託した場合は、当該事務に要する乙の職員の時間外勤務手当（休日勤務、宿日直を含む）、乙が雇用する臨時職員及び非常勤職員の賃金、並びに乙の運営する災害ボランティアセンターに派遣される職員に係る旅費について、甲の負担とすることができる。

３　乙は、前２項の費用の内訳について、支出状況がわかる書類を作成し、証拠書類一式を添付して甲に提出し、甲の承認を得るものとする。

（請求及び支払）

第10条　乙は、前条の規定により費用が確定したときは、支出状況がわかる書類等を添えて甲に請求するものとする。

２　甲は、前項の規定により乙からの請求があったときは、内容を確認しその費用を乙に支払うものとする。

３　支出状況がわかる書類等に関する資料は、会計法に基づき５年間保管するものとする。

（センターの閉鎖）

第11条　センターの閉鎖は、災害の復旧状況を考慮し、甲乙協議の上、決定するものとする。

（損害補償）

第12条　災害時における応急・復旧活動等に関し、ボランティアが被った損害に対する補償は、ボランティア保険により対応するものとする。

（報告）

第13条　甲は、乙にセンターの運営状況について報告を求めることができる。

（平常時における体制整備）

第14条　乙は、平常時から災害時に備えたセンター機能の整備・保持に努めるものとし、甲は、必要な協力を行うものとする。

２　甲及び乙は、平常時から相互に連携し、ボランティア団体、地域住民、関係機関・団体等との良好な関係の維持に努め、センターの運営など災害時における連携・協力体制の確立を図るものとする。

３　甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動が効果的に実施されるよう、相互に協力して災害ボランティアの養成を行うとともに、住民の意識の向上に努めるものとする

（協議）

第15条　この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第16条　この協定の有効期間は、締結の日から１年間とする。ただし、期間満了の日の３か月前までに甲乙いずれからも解除又は変更の申出がないときは、１年間延長されたものとみなし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

令和４年４月１日

甲　　石川県野々市市三納一丁目１番地
　　野々市市長　粟　　貴　章

乙　　石川県野々市市本町五丁目１８番５号
　　社会福祉法人　野々市市社会福祉協議会
　　会　長　　岡　田　　晴　彦

（40）野々市市と一般社団法人石川県産業資源循環協会

災害時における廃棄物の処理に関する協力協定書

野々市市（以下「甲」という。）と一般社団法人石川県産業資源循環協会（以下「乙」という。）は、野々市市内において地震、風水害、その他の大規模な災害が発生し又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、相互に協力して廃棄物処理活動（以下「活動」という。）を実施することについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、野々市市地域防災計画及び野々市市災害廃棄物処理計画に基づき、甲が実施する活動について、乙が協力することに関し、必要な事項を定め、もって円滑な活動の実施に資することを目的とする。

（協力要請）

第２条　災害時において、甲は乙に対して、廃棄物の量及び内容等に関する初動調査（以下「初動調査」という。）並びに主として建物等の解体に伴う木くず、コンクリート塊、金属類及び被災した建物から排出される畳、大型家具等の廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の収集、運搬及び処理等について協力を要請することができるものとする。

（活動等の実施）

第３条　乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、可能な限り活動を実施するものとする。ただし、被害が甚大で甲と乙の連絡が不能となった場合、乙は甲の要請を待たずに活動の準備を行うものとする。

２　甲は、前項本文の規定により、乙に対し活動を要請する場合は、活動の日時、場所、内容等を指定して要請を行うものとする。

３　乙は、第１項本文の規定により、甲から活動の要請を受けた場合は、直ちに指定活動場所に出動し、甲の職員等の指示に基づき活動を実施するものとする。ただし、当該指定活動場所に甲の職員等が派遣されていないときは、要請内容に従い自らの判断により活動を行うものとする。

（処理方法）

第４条　乙は、前条第１項の規定による活動を行う場合は、次の事項に留意しなければならない。

（１）周囲の生活環境に配慮すること。

（２）甲が指示する分別方法により収集を行うこと。

（３）前号に定めるほか、可能な限り災害廃棄物の再使用、再生利用を図ること。

（報告の手続）

第５条　乙は、第３条第１項の規定による活動を行ったときは、その内容等を速やかに甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第６条　費用の負担は次のとおりとする。

（１）初動調査に要した費用は、原則として乙が負担する。

（２）初動調査以外の活動に要した費用は、活動内容、期間等を勘案し、甲乙協議してそれぞれの負担額を決定するものとする。

（費用の支払）

第７条　乙が甲に費用を請求するときは、その費用の明細書を添付するものとする。

２　甲は、前項の請求があったときは、内容を精査し、速やかにその費用を乙に支払うものとする。

（事故等）

第８条　乙は、やむを得ない事由により活動を継続することができなくなった場合は、甲に対し、速やかにその状況等を報告するものとする。

（災害の補償）

第９条　乙の活動従事者が、この協定に基づく活動の実施により、死亡し、負傷し又は疾病にかかったときは、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の規定による。

（損害の賠償）

第10条　乙の活動従事者が、活動に際し第三者に損害を与えたときは、甲の責めに帰すべき事由によるものを除き、乙が賠償するものとする。

（損害の負担）

第11条　第３条第１項の規定による活動で生じた損害は乙が負担するものとする。

（収集、受入れ態勢の整備）

第12条　甲は、必要により災害廃棄物の仮置場を設置し、その情報を速やかに乙に通知するものとする。

（協力体制の構築）

第13条　甲及び乙は、平時から相互の連絡体制の確認を行い、災害時に備えるものとし、協力要請等については、原則としてEメール等災害時に有効な手段により行うものとする。

（防災意識の向上）

第14条　乙は、協会員に対して、協定の意義、内容等をあらゆる機会を通して周知するとともに、甲及び地域の防災活動への参加、協力を促すものとする。

（有効期間）

第15条　本協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、協定締結の日から１年間とする。ただし、協定期間が満了する１か月前までに、甲乙いずれからも相手方に対して特段の意思表示がないときは、さらに１年間更新されるものとし、以降も同様とする。

（協議）

第16条　本協定に定めがない事項及び本協定に定める事項に関し、疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

令和４年８月24日

甲　石川県野々市市三納一丁目１番地
　　野々市市
　　野々市市長

乙　石川県金沢市尾山町９番13号
　　一般社団法人石川県産業資源循環協会
　　会長

（41）野々市市と株式会社石川トヨペットカローラ

災害時における電力供給等の協力に関する協定

野々市市（以下「甲」という。）と株式会社石川トヨペットカローラ（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、野々市市内において大規模な災害が発生した場合における、乙が保有する外部給電可能なプラグイン・ハイブリッド自動車及びハイブリッド自動車（以下「車両」という。）を用いた避難所への電力供給、乙の販売店店舗（以下「店舗」という。）を避難場所として開放し避難者を一時的に受け入れること等の協力について、必要な事項を定める。

（協力内容）

第２条　乙が協力する内容は、次に掲げるものとする。

（１）避難施設としての店舗の開放による避難者の一時的な受け入れ

（２）車両を使用した避難所等への電力の供給

（３）災害応急対策に必要となる車両の貸与

（４）甲が実施する防災訓練への協力

（協力要請）

第３条　甲は、乙が保有する車両を必要とする場合は、書面で要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により要請し、事後速やかに書面を提出するものとする。

２　乙は、前項の規定により要請があったときは、危険性を考慮し、業務に支障を来さない可能な範囲で、保有する車両を貸与するよう努めるものとし、車両を引渡したときは、甲に対し速やかに書面により通知するものとする。

（使用期間）

第４条　車両及び店舗の使用期間は、災害発生から３日間程度とする。ただし、使用期間変更の必要がある場合は、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

（車両の引渡し及び返却）

第５条　乙は、甲が指定する時間及び場所で車両の引き渡し及び引き取りを行うものとする。

（費用負担）

第６条　甲の要請に基づき、乙が実施した協力に関する費用については、次に掲げるとおりとする。

（１）車両の貸借、店舗の開放及び防災訓練の協力に関する費用については、無償とする。

（２）乙は、車両の貸与にあたり自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、加入及び保険の適用を受ける際に要する費用については、乙の負担とする。

（３）車両の貸借期間中の交通事故によって生じた物的損害及び人的損害の賠償は、乙の加入する保険によって支払う。乙の加入する保険が適用されない損害については、その損害の発生について帰責事由のある者が賠償責任を負う。

（４）車両の貸借期間中の給油費用は甲が負担するものとする。

（使用上の留意事項）

第７条　甲は、乙から貸与を受けた車両を次に掲げるとおり使用するものとする。

（１）原則として、野々市市内の安全な場所で使用する。

（２）使用期間中の車両の事故又は故障等により使用できなくなった場合は、乙に速やかに報告する。

（連絡責任者）

第８条　甲及び乙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め、書面により報告するものとする。また、当該連絡責任者に変更が生じた場合は、その都度、相互に報告するものとする。

（普及活動）

第９条　甲及び乙は、市民の自助の取り組みを促進するため、災害時等における車両からの電力の供給及び店舗の開放について、周知及び普及を図ることとする。

（協議）

第 10 条　この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

（有効期間）

第 11 条　この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して１年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の１か月前までに、甲及び乙のいずれからも書面による申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に１年間有効とし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲及び乙がそれぞれ署名押印の上、各１通を保有するものとする。

令和４年８月 26 日

甲　野々市市三納１丁目１番地
　　野々市市

　　野々市市長

乙　金沢市浅野本町ロ１０４
　　株式会社石川トヨペットカローラ

　　代表取締役社長

（42）野々市市と石川ダイハツ販売株式会社

災害時における車両提供の協力に関する協定

野々市市（以下「甲」という。）と石川ダイハツ販売株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、野々市市内において大規模な災害が発生した場合に、乙が保有する車両を甲に貸与すること等の協力について、必要な事項を定める。

（協力内容）

第２条　乙が協力する内容は、次に掲げるものとする。

（１）災害応急対策に必要となる軽自動車の貸与

（２）外部給電可能な電動車両を使用した避難所等への電力の供給

（３）甲が実施する防災訓練への協力

（協力要請）

第３条　甲は、乙が保有する車両を必要とする場合は、書面で要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により要請し、事後速やかに書面を提出するものとする。

２　乙は、前項の規定により要請があったときは、危険性を考慮し、業務に支障を来さない可能な範囲で、保有する車両を貸与するよう努めるものとし、車両を引渡したときは、甲に対し速やかに書面により通知するものとする。

（使用期間）

第４条　車両の使用期間は、災害発生から３日間程度とする。ただし、使用期間変更の必要がある場合は、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

（車両の引渡し及び返却）

第５条　乙は、甲が指定する時間及び場所で車両の引き渡し及び引き取りを行うものとする。

（費用負担）

第６条　甲の要請に基づき、乙が実施した協力に関する費用については、次に掲げるとおりとする。

（１）車両の貸借及び防災訓練の協力に関する費用については、無償とする。

（２）乙は、車両の貸与にあたり自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、加入及び保険の適用を受ける際に要する費用については、乙の負担とする。

（３）車両の貸借期間中の交通事故によって生じた物的損害及び人的損害の賠償は、乙の加入する保険によって支払う。乙の加入する保険が適用されない損害については、その損害の発生について帰責事由のある者が賠償責任を負う。

（４）車両の貸借期間中の給油費用は甲が負担するものとする。

（使用上の留意事項）

第７条　甲は、乙から貸与を受けた車両を次に掲げるとおり使用するものとする。

（１）原則として、野々市市内の安全な場所で使用する。
（２）使用期間中の車両の事故又は故障等により使用できなくなった場合は、乙に速やかに報告する。

（連絡責任者）
第８条　甲及び乙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め、書面により報告するものとする。また、当該連絡責任者に変更が生じた場合は、その都度、相互に報告するものとする。

（普及活動）
第９条　甲及び乙は、市民の自助の取り組みを促進するため、災害時等における車両からの電力の供給及び店舗の開放について、周知及び普及を図ることとする。

（協議）
第 10 条　この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

（有効期間）
第 11 条　この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して１年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の１か月前までに、甲及び乙のいずれからも書面による申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に１年間有効とし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲及び乙がそれぞれ署名押印の上、各１通を保有するものとする。

令和４年 10 月 12 日

甲　野々市市三納１丁目１番地
　　野々市市

　　野々市市長

乙　金沢市駅西本町３丁目 15 番１号
　　石川ダイハツ販売株式会社

　　代表取締役社長

（43）野々市市と金沢三菱自動車販売㈱、石川中央三菱自動車販売㈱及び三菱自動車工業㈱

災害時における電動車両等の支援に関する協定書

野々市市（以下「甲」という。）、金沢三菱自動車販売株式会社、石川中央三菱自動車販売株式会社（以上の二者を以下「乙」という。）及び三菱自動車工業株式会社（以下「丙」という。）とは、災害時における電動車両等の支援に関し次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、野々市市内において災害（異常かつ激甚な非常災害をいう。以下同じ。）の発生時に、甲、乙及び丙が相互に連携し、円滑な災害応急対策を実施することを目的として、電動車両等の貸与について必要な事項を定めるとともに、平時においても電動車両の災害の発生時における有用性を広く地域住民に周知し、甲、乙及び丙が共に理解醸成に努めるものとする。

（電動車両等の種類）

第２条　乙が甲に対して貸与する電動車両等は、次に掲げるものとする。

⑴　プラグインハイブリッドEV

⑵　電気自動車

⑶　前二号に掲げるもののほか、自動車からの外部給電に必要な機器

（貸与の要請）

第３条　甲は、災害の発生時における応急対策のため、乙又は丙が保有する電動車両等（第２条に規定する電動車両等をいう。以下同じ。）の貸与を必要とする場合は、丙に対し電話等により当該貸与に係る要請を行うものとする。この場合において、当該要請を受けた丙は、乙又は丙が貸与することが可能な電動車両等を確認し、乙と調整の上、当該要請に係る対応について甲に連絡するものとする。

（以下、電動車両等の貸与を行う者を「貸与者」という。）

２　前項に規定する連絡を受けた後、甲は、貸与者に対し、電動車両等の貸与について要請書（様式１号）により要請するものとする。

３　貸与者は、前項の規定により要請があったときは、危険性を考慮し、業務に支障を来たさない範囲で、貸与者が保有する電動車両等を甲に優先的に貸与するよう努めるものとする。

４　丙は、第２項の規定により甲が要請する電動車両等の種類及び数量等に関し、乙が保有する電動車両等を貸与することが困難な場合は、電動車両等の確保に努めるものとする。

（電動車両等の引渡し等）

第４条　貸与者は、前条第２項の規定による要請を受け、電動車両等を甲に貸与する場合は、甲の指定する場所に運搬し、電動車両等の種類・数量について確認の上で、甲が指定する者に対して引渡しを行うものとする。

２　貸与者は、前項の規定により、電動車両等の引渡しを行った場合は、速やかに口頭又は電話等により甲に連絡し、甲に対して報告書（様式２号）を提出するものとする。

（貸与期間）

第５条　電動車両等の貸与期間は、電動車両等の引渡し日から起算して１週間程度とする。ただし、貸与期間を変更する必要がある場合は、甲乙丙協議の上、決定するものとする。

（電動車両等の返却）

第６条　貸与者が甲に貸与した電動車両等の返却時期及び返却場所については、甲乙丙協議の上、決定するものとする。

（費用負担）

第７条　貸与期間中の電動車両等に係る費用（電気代、燃料代、その他消耗品等に係る費用をいう。）については、甲が負担するものとする。

２　前項の費用は、発災直前における適正な価格を基礎として、甲乙丙協議の上、決定するものとする。

（補償）

第８条　貸与期間中に生じた電動車両等による損害の補償については、次のとおりとする。

（１）甲の責めに帰すべき事故により、第三者に与えた物的又は人的損害、もしくは電動車両等に生じた損害については、甲が補償責任を負うものとする。ただし、当該帰責事由が不明な場合は、甲乙丙協議の上、その賠償に当たるものとする。

（２）自動車保険が適用される場合は、次条の規定により取り扱うものとする。

（保険について）

第９条　貸与者は、電動車両等の貸与に当たり自らの負担により自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、甲は、貸与期間中に事故が発生した場合は、速やかに貸与者へその旨を連絡し、加入している保険の適用を受けるものとする。

２　前項に規定する保険の適用に保険会社免責分（保険加入者負担分）が発生した場合は、原則甲が負担するものとする。

（費用の支払）

第 10 条　甲、乙及び丙は、この協定に基づく正当な費用について支払の請求があった場合は、速やかに相手方に対してこれを支払うものとする。

（使用上の留意事項）

第 11 条　甲は、貸与を受けた電動車両等を次のとおり使用するものとする。

（１）貸与者が説明する使用方法を遵守し、できるだけ安全な場所で使用する。

（２）原則として、野々市市内で使用する。

（３）故障又は何らかの原因により使用できなくなったときは、第 14 条第３項の規定により、貸与者に速やかに連絡する。

（電動車両等の管理）

第 12 条　甲は、第 4 条に定める引渡しから第 6 条に定める返却時まで、貸与された電動車両等の使用者、使用場所、使用状況の把握に努めるものとする。

（連絡責任者）

第13条　甲、乙及び丙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め、報告書（様式３号）により相互に報告するものとする。当該連絡責任者に変更が生じた場合も同様とする。

（電動車両等の情報提供）

第14条　乙及び丙は、甲から求められた場合は、災害時に電力供給が可能な電動車両等の情報を甲に提供するものとする。

２　甲は、乙及び丙から求められた場合は、貸与された電動車両等の使用状況に関する情報を、乙及び丙に提供するものとする。

３　甲は貸与期間中、電動車両等に不調が生じた場合等、災害応急対策を進めるに当たり問題が生じた場合には、速やかに貸与者に連絡し、甲、乙及び丙で対応を協議するものとする。

（平時の取組）

第15条　甲、乙及び丙は、平時においても電動車両の災害時における有用性を広く地域住民に周知し、理解を醸成していくことに努めるものとする。

２　乙及び丙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に協力するものとする。

３　前項の防災訓練等の協力に要する費用は、原則として乙の負担とする。

（不可抗力免責）

第16条　激甚な天変地異、戦争・内乱・暴動、法令の改廃・制定、公権力による命令・処分、労働争議、輸送機関・通信回線の事故、交通の途絶、施設・設備の被災その他当事者の責めに帰すことのできない不可抗力による協定の全部または一部の履行遅滞、履行不能または不完全履行については、当該当事者は責任を負わないものとする。

（協議）

第17条　この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項は、甲乙丙協議の上、定めるものとする。

（有効期間）

第18条　この協定の有効期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の２月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも書面による異議の申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に１年間有効期間を延長することとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を4通作成し、甲乙丙それぞれ署名の上、各１通を保有するものとする。

令和４年11月22日

甲　石川県野々市市三納一丁目１番地
野々市市
野々市市長　　栗　　貴　章

乙　石川県金沢市神宮寺三丁目１番５号
金沢三菱自動車販売株式会社
代表取締役社長　池　田　義　人

石川県金沢市長土塀二丁目16番30号
石川中央三菱自動車販売株式会社
代表取締役社長　宮　本　文　雄

丙　東京都港区芝浦三丁目１番21号
三菱自動車工業株式会社
代表執行役社長兼最高経営責任者
加　藤　隆　雄

（44）野々市市と株式会社ほっかほっか亭総本部

災害時における物資等の供給に関する協定

野々市市（以下「甲」という。）と株式会社ほっかほっか亭総本部（以下「乙」という。）とは、次のとおり災害時における物資等の供給に関する協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、野々市市に大規模な災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合に必要な食料、物資（以下「物資等」という。）の供給等に関し、必要な事項を定め、災害応急対策が円滑に実施されることを目的とする。

（協力要請）

第２条　甲は、災害時において、物資等を調達する必要があるときは、乙に対して、物資等の供給について、協力を要請することができる。

（協力の実施）

第３条　乙は、甲から前条の要請を受けたときは、保有又は調達、製造等が可能な物資等を速やかに供給する。

（物資の範囲）

第４条　甲が乙に要請する物資等は、次の各号に掲げるものとする。

（１）食料品

（２）飲料水

（３）その他、甲が指定する物資

（要請の方法）

第５条　甲は、前条に掲げる物資等の供給を受けようとする時は、出荷要請書をもって乙に要請するものとする。但し、緊急を要するときは、口頭または電話をもって要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

（物資の引渡し）

第６条　物資の運搬は、甲の指定する場所に、乙において搬送するものとし、甲の職員が確認した上で、これを引渡すものとする。

２　甲は、物資等を確認後、速やかに出荷確認書を乙に提出するものとする。

（費用の負担）

第７条　甲が要請し、乙が供給した物資等の費用については、甲が負担するものとする。

２　甲は、前項に基づく請求があったときは、乙に対し30日以内に代金を支払うものとする。

（物資の価格）

第８条　物資等の価格は、災害が発生する直前における適正な価格とする。

（効力）

第９条　この協定の有効期間は、締結の日から１年間とする。ただし、有効期間満了日までに、甲、乙いずれかからも意思表示がないときは、更に１年間更新するものとし、以後も同様とする。

（解除）

第 10 条　この協定を解除する場合は、甲乙いずれか一方が解除日１か月前までに書面により相手方に通知するものとする。

（協議）

第 11 条　この協定の解釈に疑義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため本書を２通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自１通を保有する。

令和４年 12 月 22 日

（甲）石川県野々市市三納一丁目１番地

野々市市長

（乙）大阪府大阪市北区鶴野町３－10
株式会社ほっかほっか亭総本部

代表取締役社長

（45）野々市市と社会福祉法人野々市市社会福祉協議会及び野々市ライオンズクラブ

災害福祉活動支援に関する相互連携協定

野々市市（以下「甲」という。）、社会福祉法人野々市市社会福祉協議会（以下「乙」という。）及び野々市ライオンズクラブ（以下「丙」という。）は、災害基本法（昭和36年法律223号）第２条第１号に規定する災害（以下災害）という。）が発生した場合における福祉・ボランティア活動（以下「災害福祉活動」という。）に対する支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、野々市市において災害が発生した場合に、災害による被害を受けた地域（以下「被災地域」という。）における災害福祉活動を迅速かつ効果的に進めるため、必要な事項を定めることを目的とする。

（支援の要請及び内容）

第２条　甲及び乙は、丙に対し、災害福祉活動に関する情報を提供するとともに、必要があると認めるときは次に掲げる支援を要請するものとする。

（１）被災地域における災害福祉活動に対する人的な支援

（２）被災地域における災害福祉活動に必要な物品・資機材等の提供又は貸与

（３）災害ボランティアセンターが行う救援活動に対する前２号に掲げる支援

（４）前３号に掲げるもののほか、災害福祉活動に必要な支援

２　丙は、甲及び乙から提供される情報などを踏まえて支援の準備を行うとともに、前項の支援要請を受けた場合は、速やかな支援の実施に努めるものとする。ただし、具体的な支援の内容は、甲乙及び丙協議の上、その都度決定するものとする。

３　第１項の支援要請は、原則として書面によって行う。ただし、緊急を要する場合で、文書をもって要請することができない場合は口頭で要請し、事後において速やかに文書を提出するものとする。

（連絡責任者）

第３条　甲、乙及び丙は、本協定に基づく連絡及び支援が円滑に行われるよう、それぞれ連絡責任者を定め、他の協定先に通知するものとする。連絡責任者に変更があった場合も同様とする。

（有効期間）

第４条　本協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、本協定締結日から令和６年３月31日までとする。ただし、協定期間が満了する30日前までに、甲、乙及び丙のいずれからも協定解除の申し出がないときは、協定期間満了の翌日からさらに１年間延長するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第５条　本協定に定めがない事項及び本協定に定める事項に関して疑義等が生じたときは、甲、乙及び丙が誠実に協議の上、別途定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書３通を作成し、甲、乙及び丙がそれぞれ記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

令和５年５月９日

甲　　野々市市三納一丁目１番地
　　野々市市

　　野々市市長

乙　　野々市市本町五丁目１８番５号
　　社会福祉法人　野々市市社会福祉協議会

　　会長

丙　　野々市市白山町８番１６号
　　野々市ライオンズクラブ

　　会長

（46）野々市市とエートス協同組合

災害時等における車両の移動等に関する協定書

野々市市（以下「甲」という。）とエートス協同組合（以下「乙」という。）は、災害時等における車両の移動等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第１条　本協定は､野々市市内において災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合(以下「災害時等」という。）に円滑な応急対策を行うため、甲が乙に対し、車両の移動等の要請を行う場合の手続き等に関する基本的事項を定め、もって災害時における被害拡大防止及び甲の管理する道路、避難所等の機能保全並びに災害からの円滑な復旧に資することを目的とする。

（用語の定義）

第２条　本協定において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）災害　災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に定める災害又はこれらの原因により生ずる被害

（２）車両　前号の災害により、自ら移動することができない車両その他物件

（業務内容及び対象区域）

第３条　本協定により甲が乙に要請できる業務内容は、次の各号に定めるものとする。

（１）災害対策基本法第７６条の６第３項に基づく車両の移動および保管

（２）前号以外の事由により、甲が特に必要と認めた場合における車両の移動および保管

（３）前２号に基づく車両の移動を行った際の記録の作成

２　前項第１号及び第２号に掲げる業務の対象エリアは、次の各号に掲げる範囲とする。

（１）前項第１号に基づく業務は、甲の管理する道路のうち甲があらかじめ指定する範囲

（２）前項第２号に基づく業務は、甲の管理する道路以外の施設のうち甲があらかじめ指定する範囲

（３）前各号の他、甲において対処が必要と認める範囲

３　甲及び乙は、別途協議により災害に遭った車両を保管する場所を決定する。決定に際しては、甲は乙に対し候補地の紹介をすることができるものとする。

４　乙は、車両の占有者、所有者又は管理者等からの問い合わせに対応する窓口を設置することができるものとする。

（支援要請）

第４条　甲は、乙に対し前条の業務に関する要請を行うときは、災害時における車両移動に関する要請書（第１号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合、その他やむを得ない場合は、口頭で要請することができるものとし、事後速やかに書面を送付するものとする。

２　前項による支援の要請が前条第１項第１号による場合、甲は関係法令に基づき必要な措置を講じるとともに、乙に対し適切な指示を行わなければならない。

３　前項による支援の要請が前条第１項第２号による場合、甲は車両の移動、移動に係る費用負担、移動に伴い車両に損失が発生した場合の費用負担その他車両の移動に関し必要な事項について、当該車両の占有者、所有者又は管理者からあらかじめ書面により同意を得なければならない。

（要請受諾）

第５条　乙は、前条による要請を受けたときは、可能な限り協力するものとする。

２　前項の受諾は、災害時における車両移動に関する受諾書（第２号様式）により通知するものとする。ただし緊急を要する場合、その他やむを得ない場合は、口頭で受諾することができるものとし、事後速やかに書面を送付するものとする。

３　乙は、業務実施にあたっては、甲の指示を遵守し、第三者の権利及び財産を侵害することのないよう特に配慮したうえで、車両の適切な処理に尽力するものとする。

（車両の移動場所）

第６条　乙が車両を移動する際、当該車両が所在する道路又は施設の外に移動する必要がある場合には、甲の指示に従うものとする。

２　乙の業務実施にあたり、一時的に甲の施設を使用する必要が生じた場合には、甲に対し、災害時における車両移動に関する申出書（第３号様式）により申し出るものとする。ただし、緊急を要する場合、その他やむを得ない場合は、口頭で要請することができるものとし、事後速やかに書面を送付するものとする。

（報告）

第７条　乙は、甲から業務の実施状況について報告を求められた場合には、速やかに当該状況を報告するものとする。

２　乙の業務実施にあたり、その履行が困難な状況が発生した場合には、乙は速やかに甲に対して当該状況を報告するものとし、その場合甲は、乙と協力して当該状況の解消に努めるものとする。

３　乙が業務を完了した場合には、甲に対し災害時における車両移動に関する完了報告書（第４号様式）により報告するものとする。ただし、緊急を要する場合、その他やむを得ない場合は、口頭で要請することができるものとし、事後速やかに書面を送付するものとする。

（費用負担）

第８条　甲は、第３条に基づき乙が行った車両の移動・保管等に関わる費用を負担するものとする。ただし、あらかじめ甲と乙の取り決めに従い、一定台数までの車両移動および保管に関わる費用は乙が負担するものとする。取り決めにより決定された台数を超える場合には、甲乙双方で協議するものとする。

２　前項の規定に関わらず、甲が災害対策基本法等その他の関連法令等により乙に本協定に係る費用を支払うことができる場合には、乙は業務に要した費用の全部または一部を甲に請求することができる。

（災害補償）

第９条　本協定に基づく業務実施に係る乙の従事者の負傷、疾病、障がい又は死亡に関する補償は、労働災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）に基づき乙が対処するものとする。

（損害賠償）

第１０条　第３条第１項第１号に基づく乙の業務実施により、車両に損失が生じた場合には、災害対策基本法第８２条により、甲が補償するものとする。ただし、当該損失が通常生ずべき損失とは認められない場合おいて、その発生が乙の業務実施によることが明らかな場合には、乙が負担するものとする。

２　第３条第１項第２号に基づく乙の業務実施により、車両に損失が生じた場合の補償については、乙と当該車両の占有者、所有者又は管理者との協議により決定する。

３　乙の業務実施により、第三者に損害が生じた場合の賠償については、甲乙協議のうえ、決定するものとする。ただし、専ら乙にのみ帰責性がある場合は乙の負担とする。

（個人情報の保護）

第１１条　乙は、本協定における災害処理の履行上、個人情報（個人情報保護法で保護の対象となる個人情報）を取り扱う場合においては、法令の規定により、
受諾した業務に必要な範囲内に利用を制限することとし、その保護に努めなければならない。
本条の規定は、本協定が終了した後であっても効力を有するものとする。

（責任者及び連絡体制）

第１２条　本協定の実施に関する責任者は、甲においては市長とし、乙においては理事長とする。

２　本協定の実施に関する実務上の窓口は、甲においては総務課とし、乙においては組合本部とする。ただし、甲又は乙の組織変更があった場合には後継の組織が引き継ぐものとする。

３　本協定に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲乙双方の連絡先を災害時における車両移動に関する連絡先確認書（第５号様式）により定めるものとする。ただし、内容に変更が生じた場合は、速やかに相手先に報告するものとする。

（訓練等への参加協力）

第１３条　甲は、防災訓練又は本協定に関する研修等を実施する際に、乙に参加等協力を依頼することができる。

２　乙は、前項の協力依頼があった場合は、乙の通常の営業に支障のない範囲で協力するよう努めるものとする。

（有効期間）

第１４条　本協定の有効期間は、協定締結日から当該年度の３月３１日までとする。

２　有効期間が満了する２か月前までに本協定の解除又は変更について、甲乙いずれからも意思表示がないときは、更に期間満了の日の翌日から１年間本協定を更新するものとする。

（補足）

第１５条　本協定に定めるもののほか、この協定の実施について必要な事項は、別に定める。

（協議）

第１６条　本協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義を生じた事項については、その都度、協議のうえ、決定するものとする。

（協定内容の変更）

第１７条　甲又は乙は、必要に応じて本協定の変更を随時申し入れることができる。

２　前項の場合には、変更後の事項を書面にて覚書を甲乙間で締結しない限り、その効力を生じないものとする。

この協定の締結の証として、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各１通を保有するものとする。

令和６年９月 19 日

甲　　石川県野々市市三納一丁目１番地
野々市市長　　栗　　貴　章

乙　　さいたま市大宮区高鼻町２丁目１番地１号
エートス協同組合
理事長　　宮 本　明 岳

（47）野々市市と一般社団法人石川県建設コンサルタント協会、一般社団法人石川県測量設計業協会及び一般社団法人石川県地質調査業協会

災害時における応急調査業務に関する協定

野々市市（以下「甲」という。）と一般社団法人石川県建設コンサルタント協会（以下「乙」という。）一般社団法人石川県測量設計業協会（以下「丙」という。）及び一般社団法人石川県地質調査業協会（以下「丁」という。）とは、甲が所有若しくは管理する道路、河川、上下水道施設、農業林業施設等（以下「公共施設」という。）が、地震、風水害その他の自然災害若しくは大規模事故により被災し、又は被災するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における調査、測量、設計等の応急調査業務（以下「応急調査業務」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、公共施設の応急調査業務の実施に関する必要な事項を定めることにより、災害時における公共施設の被害の拡大、二次災害の防止並びに迅速かつ適切な機能の維持及び　回復を図ることを目的とする。

（協力要請）

第２条　甲は、災害時に際し必要と認めるときは、乙、丙及び丁に対して、応急調査業務の協力を要請できるものとする。

２　乙、丙及び丁は、前項の要請があったときは、可能な限り甲に協力するものとする。

（応急調査業務協力者等）

第３条　この協定に賛同し、応急調査業務を実施できる乙、丙及び丁の協会員を災害時応急調査　業務協力者（以下「協力者」という。）という。

２　乙、丙及び丁は、この協定の締結後、速やかに協力者の名簿（以下「協力者名簿」という。）を甲に提出するものとする。

３　乙、丙及び丁は、「協力者名簿」について、その内容に変更が生じたとき又は甲から特に報告を求められたときは、速やかに、甲に対し、当該事項について報告するものとする。

（連絡担当者の設置）

第４条　甲、乙、丙及び丁はあらかじめ、応急調査業務に関する連絡担当者を定め、必要な情報を相互に連絡するものとする。

２　甲、乙、丙及び丁は、連絡担当者を定めたとき、又は、これを変更したときは速やかにそれぞれの窓口に報告するものとする。

（応急調査業務の調査者）

第５条　甲は、応急調査業務が必要な箇所ごとに協力者の能力、体制等について、乙、丙及び丁の意見を聴いた上で、応急調査業務の調査者（以下「調査者」という。）を決定するものとする。

（応急調査業務の要請、応諾）

第６条　甲は、乙、丙及び丁に対し、応急調査業務要請書を交付することにより、調査者の出動を要請するものとする。

２　乙、丙及び丁は前項の規定による要請を受けたときは、応急調査業務応諾書を甲に送付する　ことにより、調査者の出動を応諾するものとする。

３　甲及び乙、丙、丁は緊急の必要があるときは、前２項の規定にかかわらず、可能な通信手段を使用することにより、出動の要請及び応諾をすることができる。この場合において、甲及び乙、丙、丁は遅滞なく、応急調査業務要請書及び応急調査業務応諾書を交わすものとする。

（応急調査業務の実施）

第７条　調査者は前条第１項の規程による要請があったときは、甲の指示に従い、速やかに、応急調査業務に着手するものとする。

２　前項の応急調査業務は、公共施設の機能の維持及び回復に係る必要最小限のものとする。

３　調査者は、応急調査業務の実施にあたっては、第三者に損害を与えないよう特段の注意を払わなければならない。

４　調査者は、応急調査業務を行ったときは、その内容等及び進捗状況を速やかに甲に報告しなければならない。

（応急調査業務の内容）

第８条　甲が乙、丙及び丁に対して協力を要請する業務は、次のとおりとする。

（１）被害の規模や内容を直ちに把握するために行う初期調査

ア　公共施設の被災状況の目視による点検

イ　公共施設の被災状況の調査及び写真撮影

ウ　公共施設の被災状況の概略図の作成

エ　費用負担を伴わない範囲での技術的助言

（２）前号に掲げるもののほか、甲が必要に応じて要請する緊急的な調査

（費用負担）

第９条　応急調査業務の実施に要する費用は、前条第１号に掲げる費用にあっては、乙、丙及び丁が負担するものとし、前条第２号に掲げる費用にあっては、甲の負担とし、積算基準等に基づき　　積算するものとする。

（委託契約の締結）

第１０条　甲は、応急調査業務の調査期間中又は完成後、速やかに、調査者と当該業務に係る随意契約を締結するものとする。

（損害に関する事項）

第１１条　応急調査業務の成果物に生じた損害及び当該業務により第三者に与えた損害については、野々市市業務委託標準請負契約約款（平成22年野々市町告示第１３号）第２７条から２９条までの規定を準用する。

（協定の期間）

第１２条　この協定の期間は、締結した日から令和７年３月３１日までとする。但し、期間終了　の日の３０日前までに、甲、乙、丙及び丁のいずれからも書面による何らの意思表示が　なされないときは、引き続き同一内容で１年間延長されるものとし、以降も同様とする。

（疑義の協議）

第１３条　この協定に定めがない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義が生じたときは、甲、乙、丙及び丁が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書４通を作成し、甲、乙、丙及び丁記名押印のうえ、各自１通を　保有するものとする。

令和６年９月19日

甲　野々市市

野々市市長　　粟　　貴章

乙　一般社団法人石川県建設コンサルタント協会

会　　長　　新家　久司

丙　一般社団法人石川県測量設計業協会

会　　長　　新家　久司

丁　一般社団法人石川県地質調査業協会

会　　長　　矢野　好二

（48）野々市市と白山野々市建設業協会

災害時における応急対策活動に関する

基　本　協　定　書

野々市市（以下「甲」という。）と一般社団法人白山野々市建設業協会（以下「乙」という。）とは、野々市市に大規模な風水害、地震その他の災害が発生した場合又は発生する恐れがある場合において、市民の生命と財産を守り市民生活の安定を図るため、相互に協力して応急対策活動（甲が管理する道路、河川等（以下「公共土木施設等」という。）の被災防止工事及び被災公共土木施設等の応急復旧工事の実施に関し、次の通り基本協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、応急対策活動の実施に関する基本事項を定めることにより、災害等に対する公共土木施設等の迅速かつ適切な機能の維持及び回復を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この協定において災害とは、豪雨、防風、地震その他の異常な自然現象又は緊急な対応を必要とする事故により生ずる被害で、甲が応急対策活動の実施を必要と認めたものをいう。

（協力要請）

第３条　乙は、甲から応急対策活動の実施について協力要請があったときは、活動資機材、労力その他可能な限りの協力を行うものとする。

（応急対策活動の実施細目）

第４条　当該活動における実施細目については、応急対策活動を円滑に実施するため、当該活動の実施細目に関する協定を別に締結する。

（協定の期間）

第５条　この協定の期間は、締結の日から令和７年３月３１日までとする。

２　前項の満了の日の３０日前までに、甲又は乙から何らの意思表示がなされないときは、期間満了の日の翌日から更に１年間更新されるものとし､その後の更新についても同様とする。

（疑義の決定）

第６条　この協定について疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

令和６年９月１７日

甲　　野々市市三納一丁目１番地
　　野々市市
　　市長　　栗　　貴　章

乙　　石川県白山市鶴来新町タ５０番地
　　一般社団法人　白山野々市建設業協会
　　会長　　谷　端　　正　宗

災害時における応急対策活動に関する

細　目　協　定　書

野々市市（以下「甲」という。）と（一社）白山野々市建設業協会（以下「乙」という。）とは、令和６年９月１７日に締結した「災害時における応急対策活動に関する基本協定書」（以下「基本協定書」という。）第４条の規定により、甲が管理する道路、河川等（以下「公共土木施設等」という。）が自然災害若しくは緊急な対応を必要とする事故により被災し、又は被災する恐れがある場合の公共土木施設等の被災防止及び被災公共土木施設の応急対策活動（以下「応急対策工事」という。）の実施に関し、次のとおり細目協定「以下「協定」という。」を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、応急対策活動の実施に関する細目事項を定めることにより、災害時（基本協定書第２条に規定する災害をいう。）に対する公共土木施設の迅速かつ適切な機能の維持回復を図ることを目的とする。

（災害応急対策協力者等）

第２条　この協定に賛同し、応急対策工事を実施できる乙の協会員を災害応急対策協力者（以下「協力者」という。）という。

２　乙は、この協定の締結後、速やかに、協力者の名簿（以下「協力者名簿」という。）及び協力者が応急対策工事を実施するための人員編成及建設資材等の数量を記載した表（以下「応急対策工事実施体制表」という。）を甲に提出するものとする。

３　乙は、協力者名簿又は応急対策工事実施体制表（以下「協力者名簿等」という。）について、その内容に変更が生じたとき又は甲から特に報告を求められたときは、速やかに、甲に対し、当該事項について報告するものとする。

（応急対策区域担当者）

第３条　甲は、乙の意見を聴いて、あらかじめ、応急対策区域ごとに協力者の中から応急対策活動を実施する担当者（以下「応急対策区域担当者」という。）を２名以上定めるものとする。

２　甲は、応急対策区域担当者を定めたとき又はこれを変更したときは、速やかに、乙及び応急対策区域担当者に通知するものとする。

（応急対策工事施工者）

第４条　甲は、応急対策工事が必要な箇所ごとに当該箇所が所在する応急対策区域の応急対策区域担当者のうちから、応急対策区域担当者の施工能力、応急施工体制等について、乙の意見を聴き、応急対策工事を実施する施工者（以下「施工者」という。）を決定する。

ただし、甲が必要と認める場合は、応急対策区域担当者以外の者から施行者を決定することができる。

（出動要請等）

第５条　甲は、施工者に対し、出動要請書を交付することにより出動を要請する。

2　施工者は、前項の規定による要請を受けたときは、出動応諾書を甲に送付することにより出動を応諾する。

3　甲及び施工者は、緊急の必要があるときは、前2項の規定に関わらず、電話等の通信手段により、出動の要請及び応諾をすることができるものとし、事後速やかに書面を送付するものとする。

（工事の施工）

第6条　施工者は、前条第1項の規定による要請があったときは、甲の指示に従い、速やかに、応急対策工事に着手するものとする。

2　前項の応急対策工事は、公共土木施設等の機能の維持及び回復に係る必要最小限のものとする。

3　施工者は、応急対策工事の実施に当たっては、工事に従事する者が労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）の規定の適用を受けるための必要な手続きを５とらなければならない。

4　施工者は、応急対策工事の施工期間中、甲から申し出があった場合、当該工事の進捗状況について、文書により当該工事の内容を明らかにする写真等の資料を添付の上、甲に報告しなければならない。応急対策工事が完了したときも、同様とする。

（請負契約の締結）

第7条　甲は、応急対策工事施工期間中又は応急対策工事完成後、速やかに、施工者と当該応急対策工事に係る随意契約を締結するものとする。

（損害に関する事項）

第8条　応急対策工事の目的物に生じた損害及び当該工事により第三者に与えた損害については、野々市市建設工事標準請負契約約款（平成9年野々市町告示第 15 号）の規定を適用する。

（被災状況の調査及び報告等）

第9条　応急対策区域担当者は、大規模な災害等が発生した場合、甲からの要請により甲の所管する公共土木施設等の被災状況の調査及び報告に協力するものとする。

　但し、上記に伴い生じる費用については、基本的には甲の負担とするが、詳細については、甲乙協議するものとする。

2　前項の規定に関わらず、応急対策区域担当者は通信手段が途絶えるなど相当の被害が予想される場合には自発的に出動するものとする。

3　乙は、応急対策区域担当者の中から、甲へ被災状況の調査及び報告を行う者（「情報連絡担当者」という。）を定めるものとする。

（協定の期間）

第１０条　　この協定の期間は、締結の日から令和７年３月３１日までとする。

２　前項の期間満了の日の３０日前までに、甲又は乙から文書により何らかの意思表示がなされないときは、更に１年間更新されるものとし、その後も同様とする。

３　乙は、前項の規定により協定の期間が更新された場合には、第２条第２項に規定する協力者名簿等をその年の４月末日までに甲に提出するものとする。

（疑義の決定）

第１１条　この協定について疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本協定書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

令和６年９月１７日

甲　　野々市市三納一丁目１番地
　　野々市市
　　野々市市長　　粟　　貴　章

乙　　石川県白山市鶴来新町タ５０番地
　　一般社団法人　白山野々市建設業協会
　　会長　　谷　端　　正　宗

（49）野々市市と日本ピザハット株式会社及び及び株式会社ウルトラパワー

災害時における食料供給への協力に関する協定書

野々市市（以下「甲」という。）、日本ピザハット株式会社（以下「乙」という。）、株式会社ウルトラパワー（以下「丙」という。）とは、野々市市内において地震等により大規模災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における食料の供給並びに平常時における防災啓発活動への協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（要　請）

第１条　甲は、災害時において食料の供給が必要となるときは、乙及び丙に対し供給協力を要請することができる。

（要請手続き）

第２条　甲が乙及び丙に要請するときは､次の各号に掲げる事項について電話等により要請し、事後、速やかに甲は乙及び丙に対し、当該要請事項を電子メール等で提出するものとする。

（１）要請する理由

（２）要請する内容及び数量

（３）搬入日、搬入場所

（４）輸送方法

（５）その他必要な事項

（食料の供給協力）

第３条　乙及び丙は、前条の要請を受けたときは、食料の安定供給に努めるとともに、災害復旧業務等の特別の理由がない限り、可能な範囲で甲に協力するものとする。

２　供給する食料においては、乙及び丙が保有又は調達可能な食料とする。

（食料輸送）

第４条　食料の輸送は、丙又は丙の指定する者が行うものとする。ただし、必要に応じて、丙は甲に対して輸送の協力を求めることができる。

（損害賠償）

第５条　食料の供給協力について甲、乙、丙又は第三者に損害が生じたときは、その賠償の責について甲、乙及び丙が協議をして定める。

（報　告）

第６条　乙及び丙は、供給協力を実施したときは、次の各号に掲げる事項を電話等により甲に報告し、事後、速やかに乙及び丙は甲に電子メール等を提出するものとする。

（１）供給した食料の品目及び数量
（２）搬入日、搬入場所
（３）輸送方法
（４）その他必要な事項

（費用負担）
第７条　乙及び丙が供給協力の実施に要した費用は、甲に請求できるものとする。

（防災活動への協力）
第８条　乙及び丙は、平常時における甲の防災啓発事業の推進に対し、次の各号に掲げる事項について可能な限り協力するものとする。
（１）甲が実施する防災啓発事業への協力
（２）甲が実施する防災訓練への参加協力
（３）その他、甲、乙及び丙が協同で実施する防災啓発事業及び防災訓練

（連絡責任者）
第９条　この協定に関する連絡責任者は、甲においては総務部長、乙においてはコーポレート部部長、丙については代表取締役社長とする。

（情報交換）
第１０条　この協定の運用が円滑に行われるよう、適宜甲、乙及び丙が相互に情報交換し、必要に応じ資料の提供を行うものとする。

（協定書の有効期間）
第１１条　この協定書は、協定締結の日から１ 年間有効とする。
２　前項の規定にかかわらず、有効期間満了の日の１か月前までに甲、乙又は丙がいずれかから解除の申出がないときは、期間満了の翌日から起算して引き続き１年間効果を有するものとし、以後も同様とする。

（疑義等の決定）
第１２条　この協定について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については甲、乙及び丙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定を証するため本協定書３通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上各自１通を保有する。

令和６年10月７日

甲　石川県野々市市三納一丁目１番地
野々市市
野々市市長

乙　神奈川県横浜市西区みなとみらい４－４－５
日本ピザハット株式会社
代表取締役社長

丙　石川県金沢市木倉町４－５
株式会社ウルトラパワー
代表取締役社長

（50）野々市市と一般社団法人日本ムービングハウス協会

災害時における応急仮設住宅（移動式木造住宅）の建設に関する協定書

（趣旨）

第１条　この協定は、災害時における応急仮設住宅（以下「住宅」という。）の建設に関して、野々市市（以下「甲」という。）が一般社団法人日本ムービングハウス協会（以下「乙」という。）に協力を求めることについて必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この協定において「住宅」とは、災害救助法（昭和22年法律第118号）第４条第１項第１号に規定する応急仮設住宅であって、乙が認証した移動式木造住宅（ムービングハウス）をいう。

（所要の手続き）

第３条　甲は、次に掲げる事項を明らかにして、乙に対し文書により住宅建設の要請をするものとする。ただし、緊急の場合は、甲は乙に対し電話等により要請を行い、その後速やかに文書で要請しなければならない。

（１）建設場所

（２）戸数

（３）規模

（４）着工期日

（５）その他必要と認める事項

（協力）

第４条　乙は、甲からの要請があった時は、乙の会員である住宅建設業者（以下「会員業者」という。）の斡旋その他住宅建設に関し必要な事項について甲に協力するものとする。

（住宅建設）

第５条　乙の斡旋を受けた会員業者は、甲の要請に基づき住宅建設を行うものとする。

（費用の負担及び支払）

第６条　会員業者が前条の住宅建設に要した費用は、甲が負担するものとする。

２　甲は、会員業者の住宅建設終了後検査をし、これを確認した時は会員業者の請求により前項に係る住宅費用に要した費用を速やかに支払うものとする。

（連絡窓口）

第７条　この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては総務課防災安全係とし、乙においては一般社団法人日本ムービングハウス協会本部とする。

（会員名簿の提供）

第８条　乙は、住宅建設について、協力できる建設能力等の状況を毎年１回甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は、乙に対し随時報告を求めることができる。

２　乙は、この協定に係る乙の業務担当部員の名簿及び乙に加盟する会員の名を毎年１回甲に提供するものとし、部員及び会員に異動があった場合は速やかに甲に報告するものとする。

（有効期限）

第９条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年とする。ただし、期間満了日の 30 日前までに甲又は乙からの解除の申し出がない場合は、更に１年間延長されるものとし、以降も同様とする。

（協　議）

第 10 条　この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定を証するため、本書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ各１通を保有するものとする。

令和６年　　月　　日

甲　　石川県野々市市三納一丁目１番地
野々市市
野々市市長　粟　　貴　章

乙　　北海道札幌市清田区美しが丘三条１０丁目２番１５号
一般社団法人日本ムービングハウス協会
代表理事　佐々木　　信　博

第３節　災害及び防災対策に係る連携協力に関する協定

（１）野々市市と学校法人金沢工業大学

災害及び防災対策に係る連携協力に関する協定

野々市市（以下「甲」という。）と学校法人金沢工業大学（以下「乙」という。）は、災害及び防災対策に関する連携協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時における住民の安全確保並びに平常時における地域防災力の強化及び防災意識の高揚を図るため、甲と乙の連携協力に必要な事項を定め、もって災害及び防災対策を円滑に遂行することを目的とする。

（協力の内容）

第２条　連携協力は、次に掲げる内容とし、甲及び乙は、自らが行う業務に支障のない範囲内において応じるものとする。

（１）災害及び防災対策に関する情報の提供に関すること。

（２）施設、資機材及び物資等の提供に関すること。

（３）災害時の支援に要する人員の派遣、受入等に関すること。

（４）災害及び防災対策についての研究に関すること。

（相互協力）

第３条　甲及び乙は、第１条に定める目的を達成するため、相互に最大限の協力を図るものとし、前条に定める協力内容の詳細については、甲乙協議の上決定するものとする。

（連絡担当者）

第４条　甲及び乙は、連携協力を迅速かつ的確に実施するため、連絡担当者を双方に置くものとする。

（協力要請）

第５条　甲又は乙からの協力要請は、連絡担当者を通じて行うものとする。

（費用）

第６条　連携協力によって生じる費用の負担については、甲乙協議の上決定するものとする。

（研究成果の公開）

第７条　第２条第４号に規定する研究により得られた成果は、甲乙協議の上必要と認めたときは、公表するものとする。

（注意義務）

第８条　甲及び乙は、この協定に基づく連携協力により知り得た情報の取扱いに十分注意しなければならない。この場合において、取得した個人に関する情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）を遵守し、適正に取り扱わなければならない。

（協議）

第９条　この協定書に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議の上定めるものとする。

（有効期間等）

第 10 条　この協定は、締結の日から効力を生じ、特別の事情がない限り平成 27 年３月 31 日まで効力を有する。ただし、有効期間満了の１月前までに甲又は乙から協定終了の申出がない場合は、なお１年間効力を存続するものとし、その後も同様とする。

（雑則）

第 11 条　平成 23 年９月１日締結した「災害及び防災対策に係る連携協力に関する協定」については、廃止する。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自１通を保有する。

平成 26 年７月１日

（甲）石川県野々市市三納一丁目１番地

野々市市長　　粟　　貴　章

（乙）石川県野々市市扇が丘７番１号

学校法人　金沢工業大学
理　事　長　　泉　屋　利　郎

第４節　避難所等としての使用に関する協定

（１）野々市市と株式会社スポーツクラブ・ヴィテン

災害時における避難所等としての使用に関する協定

野々市市（以下「甲」という。）と株式会社スポーツクラブ・ヴィテン（以下「乙」という。）は、乙の管理する施設を災害時における予備避難所及び入浴支援施設（以下「避難所等」という。）として使用することに関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、市内に地震等による大規模な災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、乙の管理する施設を避難所等として開放し、市民を受け入れることに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この協定において「予備避難所」とは、災害の状況等に応じて開設する予備的な避難所をいう。

２　この協定において「入浴支援施設」とは、拠点避難所、予備避難所等で生活する市民に対し、入浴場所等を開放する施設をいう。

（使用施設）

第３条　乙は、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を甲の要請により避難所等として市民に使用させるものとする。

（１）施設名称　スポーツクラブ・ヴィテンののいち

（２）所在地　野々市市横宮町67番地１

（施設開設の要請）

第４条　甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、乙に対して、施設を避難所等として開設するよう文書又は口頭（電話連絡を含む。）により要請する。

２　甲は、災害又は避難所の状況等を勘案して必要と認めるときは、乙に対して使用施設を、妊産婦等避難所で生活するに当たり特に配慮を要する女性が避難するための避難所として開設するよう要請するものとする。

（避難者の誘導）

第５条　乙は、使用施設に避難する者に対し、施設内への安全な誘導に努めるものとする。

（費用の負担）

第６条　使用施設を予備避難所として使用したことにより生じた費用については、乙が全額負

担するものとする。

２　使用施設を入浴支援施設として使用したことにより生じた費用については、甲が負担するものとする。この場合において、甲が負担する額は、甲乙協議して定める。

（使用期間）

第７条　使用施設の使用期間は、災害の状況に応じて、甲乙協議して定める。

（連絡担当者）

第８条　甲及び乙は、災害時に迅速に対応するため、あらかじめ連絡担当者を定めるものとする。

（その他の必要な支援）

第９条　この協定に定める事項のほか、被災者への支援が必要な場合は、甲乙協議して、支援する内容を決定するものとする。

（協議）

第10条　この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈について疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（変更等及び有効期限）

第11条　甲又は乙は、この協定の内容の変更又はこの協定を解除しようとするときは、変更し、又は解除しようとする１か月前までに、相手側に対し、文書により通知し、甲乙協議して、その内容について定めるものとする。

２　この協定は、前項の規定により決定する解除の日まで、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を２通作成し、甲乙は記名押印の上、各自１通を保有する。

平成24年10月10日

（甲）野々市市三納１丁目１番地
野々市市

野々市市長

（乙）金沢市泉野町４丁目８番８号
株式会社スポーツクラブ・ヴィテン

代表取締役

（２）野々市市と株式会社エイム

災害時における避難所等としての使用に関する協定

野々市市（以下「甲」という。）と株式会社エイム（以下「乙」という。）は、乙の管理する施設を災害時における予備避難所及び入浴支援施設（以下「避難所等」という。）として使用することに関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、市内に地震等による大規模な災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、乙の管理する施設を避難所等として開放し、市民を受け入れることに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この協定において「予備避難所」とは、災害の状況等に応じて開設する予備的な避難所をいう。

２　この協定において「入浴支援施設」とは、拠点避難所、予備避難所等で生活する市民に対し、入浴場所等を開放する施設をいう。

（使用施設）

第３条　乙は、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を甲の要請により避難所等として市民に使用させるものとする。

（１）施設名称　フィットネスクラブエイム２１

（２）所在地　野々市市御経塚４丁目10番地

（施設開設の要請）

第４条　甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、乙に対して、施設を避難所等として開設するよう文書又は口頭（電話連絡を含む。）により要請する。

２　甲は、災害又は避難所の状況等を勘案して必要と認めるときは、乙に対して使用施設を、妊産婦等避難所で生活するに当たり特に配慮を要する女性が避難するための避難所として開設するよう要請するものとする。

（避難者の誘導）

第５条　乙は、使用施設に避難する者に対し、施設内への安全な誘導に努めるものとする。

（費用の負担）

第６条　使用施設を予備避難所として使用したことにより生じた費用については、乙が全額負担するものとする。

２　使用施設を入浴支援施設として使用したことにより生じた費用については、甲が負担するものとする。この場合において、甲が負担する額は、甲乙協議して定める。

（使用期間）

第７条　使用施設の使用期間は、災害の状況に応じて、甲乙協議して定める。

（連絡担当者）

第８条　甲及び乙は、災害時に迅速に対応するため、あらかじめ連絡担当者を定めるものとする。

（その他の必要な支援）

第９条　この協定に定める事項のほか、被災者への支援が必要な場合は、甲乙協議して、支援する内容を決定するものとする。

（協議）

第10条　この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈について疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（変更等及び有効期限）

第11条　甲又は乙は、この協定の内容の変更又はこの協定を解除しようとするときは、変更し、又は解除しようとする１か月前までに、相手側に対し、文書により通知し、甲乙協議して、その内容について定めるものとする。

２　この協定は、前項の規定により決定する解除の日まで、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を２通作成し、甲乙は記名押印の上、各自１通を保有する。

平成24年12月19日

（甲）野々市市三納一丁目１番地
野々市市

野々市市長

（乙）金沢市戸水二丁目140番地
株式会社エイム

代表取締役社長

（３）野々市市と石川県立野々市明倫高等学校

災害時における避難所の設置運営に関する協定書

野々市市（以下「甲」という。）と石川県立野々市明倫高等学校（以下「乙」という。）は、災害時において、避難者を受け入れる拠点避難所について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、地震等による大規模な災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合に、乙の管理する施設において災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所と被災者が避難生活を送るための指定避難所を兼ねた施設（以下「拠点避難所」という。）を設置することに関し、必要な事項を定め、避難所の設置運営が円滑に実施されることを目的とする。

（協定事項の発効）

第２条　この協定に定める災害時の支援協力は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって実施される。

（支援協力の内容）

第３条　乙が災害時において甲に支援協力する内容は、拠点避難所としての設置、開設、運営及び閉鎖の協力とする。ただし、乙が罹災した等の特別な事情により支援協力できない場合は、その旨を電話等により甲へ連絡するものとする。

（使用施設）

第４条　乙は、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を甲の要請により避難所として市民に使用させるものとする。なお、施設の利用については、別に定める施設利用計画による。

（１）施設名称　石川県立野々市明倫高等学校

（２）所在地　野々市市下林三丁目 309 番地

（相互協力）

第５条　甲及び乙は、第１条に定める目的を達成するため、相互に最大限の協力を図るものとし、協力内容の詳細については、甲乙協議の上決定するものとする。

（連絡担当者）

第６条　甲及び乙は、連携協力を迅速かつ的確に実施するため、連絡担当者を双方に置くものとする。

（協力要請）

第７条　甲又は乙からの協力要請は、連絡担当者を通じて行うものとする。

（要請の手続き）

第８条　甲は、乙の施設の一部を避難所として開設する場合は、乙に対し、文書をもって要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後において速やかに文書を提出するものとする。

（物資の調達）

第９条　甲は、日常生活用品、食料等の避難所運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

（設置期間）

第10条　避難所の開設の期間は、７日間以内とする。ただし、必要により、甲乙協議して、期間を延長することができるものとする。

（費用）

第11条　連携協力によって生じる費用の負担については、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（避難所の閉鎖）

第12条　甲は、乙の施設を避難所として使用するにあたり、学校教育活動に支障をきたさないように配慮するとともに、施設の適正な管理に努め、避難所を閉鎖するときは、その施設の原状回復をするものとする。

（注意義務）

第13条　甲及び乙は、この協定に基づく連携協力により知り得た情報の取扱いに十分注意しなければならない。この場合において、取得した個人に関する情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守し、適正に取り扱わなければならない。

（協議）

第14条　この協定書に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

（有効期間等）

第15条　この協定は、締結の日から効力を生じ、特別の事情がない限り平成30年３月31日まで効力を有する。ただし、有効期間満了の１月前までに甲又は乙から協定終了の申出がない場合は、なお１年間効力を存続するものとし、その後も同様とする。

以上、この協定の成立を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙双方記名押印の上各自それぞれ１通を保有する。

平成29年12月25日

甲　石川県野々市市三納一丁目１番地
野々市市
野々市市長　　粟　　貴　章

乙　石川県野々市市下林三丁目309番地
石川県立野々市明倫高等学校
校　長　　宮　本　雅　春

（４）野々市市とＬｉｎｋ加賀株式会社

観光振興及び災害時の協力に関する連携協定

野々市市（以下「甲」という。）とＬｉｎｋ加賀株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり観光振興及び災害時の協力に関する連携協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、甲乙双方に関わりの深い椿を活用した観光誘客の取組みについて連携、協力するとともに、災害時に乙の所有する施設を避難所等として開放し、甲の避難者等を受け入れることにより、観光振興及び災害時の協力体制の強化を図ることを目的とする。

（対象施設）

第２条　乙は、次に掲げる施設を利用して、甲の観光施策を紹介するとともに、避難所等として使用させるものとする。

（１）施設名称　山中温泉　湯畑の宿　花つばき

（２）所在地　　石川県加賀市山中温泉栢野町ハ36番地

（連携協力内容）

第３条　この協定における連携協力の内容は、次のとおりとする。

（１）椿を活用した観光まちづくり及び宿づくり

（２）大規模災害時における予備避難所及び入浴施設としての開放

（３）大規模災害時における応援職員等の受け入れ

（施設開設の要請）

第４条　甲は、災害により多数の避難者が発生した場合で、予備避難所開設の必要がある場合は、乙に対して、施設を避難所等として開設するよう事前協議の上、文書又は口頭（電話連絡を含む。）により要請する。

（費用の負担）

第５条　施設において観光誘客の取組みを実施するにより生じる費用については、原則無償とする。

２　施設を避難所等として使用することにより生じる費用については、甲が負担するものとする。

３　施設に応援職員等を受け入れることにより生じる費用については、宿泊者の自費とする。

（使用期間）

第６条　災害時における施設の使用期間は、災害の状況に応じて、甲乙協議して定めるものと

する。

（連絡担当者）

第７条　甲及び乙は、円滑な連携協力のため、あらかじめ連絡担当者を定めるものとする。

（変更等及び有効期限）

第８条　甲又は乙は、この協定の内容の変更又はこの協定を解除しようとするときは、変更し、又は解除しようとする１か月前までに、相手側に対し、文書により通知し、甲乙協議して、その内容について定めるものとする。

２　この協定は、前項の規定により決定する解除の日まで、その効力を有するものとする。

（協議）

第９条　この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈について疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を２通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自１通を保有する。

令和３年11月18日

（甲）石川県野々市市三納一丁目１番地
野々市市

野々市市長　　粟　　貴　章

（乙）石川県加賀市山中温泉栢野町ハ36番地
Ｌｉｎｋ加賀株式会社

代表取締役社長　陳　　長　征

第５節　福祉避難所としての使用に関する協定

福祉避難所一覧

名称	所在地	連絡先
老人福祉センター　椿荘	野々市市矢作三丁目1番地2	２４６－５５７０
いきがいセンター御経塚	野々市市御経塚一丁目38番地	２４８－２２３１
特別養護老人ホーム　富樫苑	野々市市中林四丁目62番地	２４８－８７６５
特別養護老人ホーム　かんじん	野々市市新庄二丁目45番地	２４８－７７６７
介護老人保健施設　あんじん	野々市市新庄二丁目30番地	２４８－７５７５
金沢南ケアハウス	野々市市蓮花寺町79番地1	２２７－５８６６
介護付有料老人ホーム 悠の風野々市	野々市市横宮町16番9号	２４８－７１７９
有料老人ホーム白寿の里御経塚	野々市市御経塚3-79	２０４－８９１０
サービス付き高齢者住宅 ののいちの季	野々市市住吉町26番46号	２４８－２２３０
金沢南ケアセンター	野々市市蓮花寺町1番地1	２９４－３７３７
住宅型有料老人ホーム ひなの家	野々市市矢作三丁目10番地	２７２－８３１７
小規模多機能ホーム ひなの家押野	野々市市押野一丁目31番地	２８７－５８１０
住宅型有料老人ホーム ひなの家彩	野々市市郷一丁目131番地	２１４－６６８８
リハビリ型デイサービス てまりフィットネス	野々市市高橋町24番3-2号	２２０－６６１９
石川県立明和特別支援学校	野々市市中林四丁目70番地	２４６－１１３３
児童・放課後等デイサービス 七星てんとう	野々市市藤平田二丁目66番地	２２０－６１１２
グループホームすまいる グループホームメゾン・ド・つばき	野々市市中林四丁目123番地	２４８－６５６５
幼保連携型認定こども園 エンジェル保育園	野々市市本町六丁目22番1号	２４８－２８８８
ヴィテンSMCこども園	野々市市横宮町67-9	２４８－６２１０
南ヶ丘病院	野々市市西部中央土地区画整理事業施行地区56街区1番	２５６－３３６６

（１）野々市市と社会福祉法人野々市市社会福祉協議会

災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定

野々市町（以下「甲」という。）と社会福祉法人野々市町社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、災害発生時において、身体等の状況が特別養護老人ホーム、老人短期入所施設等へ入所するに至らない程度の者であって、避難所での生活において特別な配慮を要するもの（以下「要援護者等」という。）を受け入れるための福祉避難所について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害発生時、乙の運営する福祉施設内において、福祉避難所を設置し、要援護者等を当該避難所に避難させることにより、要援護者等が日常生活に支障なく避難生活を送ることができることを目的とする。

（定義）

第２条　この協定における用語の定義は、次のとおりとする。

（１）「災害」とは、地震、豪雨、洪水、暴風、暴雪その他の異常な自然現状又は大規模な火災などによる被害をいう。

（２）「要援護者」とは、野々市町災害時要援護者登録事業実施要綱第２条に規定する災害時に支援が必要な者をいう。

（３）「乙の運営する福祉施設」とは、野々市町老人福祉センター、いきがいセンター矢作、いきがいセンター御経塚及び野々市町ディサービスセンターのことをいう。

（管理運営）

第３条　乙は、福祉避難所の設置運営にあっては、第５条第１項各号に掲げる費用等に関する届出（別記様式）を作成し、これを甲に提出するとともに、次に掲げる業務を履行するものとする。

（１）要援護者等への相談等に応じる介助員等の配置及び福祉避難所に避難した要援護者等の日常生活上の支援

（２）要援護者等の状況の急変等に対応できる体制の確保

（３）福祉避難所の設置運営に係る実績報告及び費用に係る毎月の請求（第５条第１項第３号に掲げるものについては、領収書を添付すること。）

（管理運営の期間）

第４条　この協定における福祉避難所の管理運営の期間は、災害発生時から一般の避難所が閉鎖するまでの期間とする。ただし、特段の事情があるときはこの限りでない。

（費用等）

第５条　甲は、乙に対し、福祉避難所の管理運営に要した費用であって、次に掲げるものについて支払をするものとする。

（１）介助員等に要する人件費（夜勤、宿直等に要する費用を含む。）

（２）要援護者に要する食費

（３）その他オムツ代等の乙が直接支払を行ったものに要した費用

２　前項各号に掲げるもののほか、洗濯機や乾燥機などの備品等については、事前に甲に了承を得て購入するものとし、その請求は当該備品等の販売事業者が甲へ直接行うよう指示するものとする。

（協力体制）
第６条　乙は、福祉避難所の介助員等に不足を生じると判断したときは、速やかに甲に連絡しなければならない。この場合において、甲は、乙以外の協定を締結している法人に対し協力要請を行うものとする。
（要援護者等の受入れ等）
第７条　甲は、福祉避難所での避難生活が必要であると判断した要援護者等を紹介し、乙はこれを受け入れるものとする。この場合において、要援護者等は、可能な限り家族等の協力を得て自身の責任において福祉避難所へ避難するものとする。
（個人情報の保護）
第８条　甲及び乙並びに介助員等は、福祉避難所の管理運営に当たり業務上知り得た要援護者等又はその家族等の固有の情報を漏らしてはならない。
２　前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
（権利業務の譲渡等の制限）
第９条　乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。
（関係書類の保管）
第１０条　乙は、この協定に関する書類等を事業所に整備するほか、事業実施後５年間はこれを保管しなければならない。
（協定の解除）
第１１条　甲は、乙がこの協定に基づく指示に違反したことにより、この協定の目的を達成することができないと認めるときは、これを解除できるものとする。
（協定締結期間）
第１２条　この協定の締結期間は協定締結後１年間とし、甲乙いずれかより異議の申し立てがない限り、毎年自動更新されるものとする。
（疑義の解決）
第１３条　この協定に定める事項その他業務上の必要な事項について疑義が生じた場合は、甲、乙協議の上、解決に努めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙双方記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

平成２１年４月１日

甲　　石川県石川郡野々市町字三納 18 街区１番
　　野々市町長

乙　　石川県石川郡野々市町本町五丁目１８番５号
　　社会福祉法人　野々市町社会福祉協議会
　　理事長

（２）野々市市と社会福祉法人富樫福祉会

災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

野々市市（以下「甲」という。）と社会福祉法人富樫福祉会（以下「乙」という。）は、災害発生時において、身体等の状況が福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らないが、一般の避難所での生活において特別な配慮を要する者（以下「要援護者」という。）を受け入れるための避難所（以下「福祉避難所」という。）の設置運営について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、野々市市内において大規模な地震、風水害等の災害が発生した場合における要援護者への避難援護について、甲の要請に基づき、乙の運営する福祉施設内において福祉避難所を設置し、要援護者を当該避難所に避難させることにより、要援護者が日常生活に支障なく避難生活を送ることができることを目的とする。

（受入れ等の要請）

第２条　甲は、災害時において、要援護者の存在を把握した場合は、乙に対し、乙の運営する福祉施設内に福祉避難所を設置し、要援護者及びその介護者の受入れを要請するものとする。

２　乙は、甲からの要請に可能な範囲で応じるよう努めるものとする。

（指定施設）

第３条　福祉避難所を設置する施設は、次に掲げる施設とする。

施　設　名	所　在　地
特別養護老人ホーム　富樫苑	野々市市中林四丁目62番地

（設置期間）

第４条　乙は、この協定における福祉避難所を設置運営する期間は、必要最小限の期間とし、甲は、乙が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所を早期閉鎖できるよう努めるものとする。

（要援護者の移送）

第５条　甲の要請に基づき、乙が要援護者の受入れを了承した場合は、乙が設置する福祉避難所への要援護者の移送は、原則として当該要援護者の家族と支援者が行うものとする。

（物資調達及び介助者の確保）

第６条　甲は、日常生活用品、食料等乙が設置する福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

２　甲は、福祉避難所において乙が要援護者に適切な介護を提供できるよう看護師、介護員、ボランティア等の介助者の確保に努めるものとする。

（経費の負担）
第７条　福祉避難所の設置運営に要する経費については、甲が負担するものとする。

（守秘義務）
第８条　乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を甲以外の者に漏らしてはならない。

（協議）
第９条　この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（効力）
第 10 条　この協定は、締結の日から効力を生ずるものとし、平成 25 年 10 月 31 日までとする。
ただし、期間満了の日の 30 日前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、なお、１年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

平成 24 年 11 月１日

（甲）　野々市市三納一丁目１番地
野々市市
野々市市長

（乙）　野々市市中林四丁目 62 番地
社会福祉法人富樫福祉会
理事長

（３）野々市市と社会福祉法人加賀中央福祉会

災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

野々市市（以下「甲」という。）と社会福祉法人加賀中央福祉会（以下「乙」という。）は、災害発生時において、身体等の状況が福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らないが、一般の避難所での生活において特別な配慮を要する者（以下「要援護者」という。）を受け入れるための避難所（以下「福祉避難所」という。）の設置運営について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、野々市市内において大規模な地震、風水害等の災害が発生した場合における要援護者への避難援護について、甲の要請に基づき、乙の運営する福祉施設内において福祉避難所を設置し、要援護者を当該避難所に避難させることにより、要援護者が日常生活に支障なく避難生活を送ることができることを目的とする。

（受入れ等の要請）

第２条　甲は、災害時において、要援護者の存在を把握した場合は、乙に対し、乙の運営する福祉施設内に福祉避難所を設置し､要援護者及びその介護者の受入れを要請するものとする。

２　乙は、甲からの要請に可能な範囲で応じるよう努めるものとする。

（指定施設）

第３条　福祉避難所を設置する施設は、次に掲げる施設とする。

施　設　名	所　在　地
特別養護老人ホーム　かんじん	野々市市新庄二丁目 45 番地

（設置期間）

第４条　乙は、この協定における福祉避難所を設置運営する期間は、必要最小限の期間とし、甲は、乙が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所を早期閉鎖できるよう努めるものとする。

（要援護者の移送）

第５条　甲の要請に基づき、乙が要援護者の受入れを了承した場合は、乙が設置する福祉避難所への要援護者の移送は、原則として当該要援護者の家族と支援者が行うものとする。

（物資調達及び介助者の確保）

第６条　甲は、日常生活用品、食料等乙が設置する福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

２　甲は、福祉避難所において乙が要援護者に適切な介護を提供できるよう看護師、介護員、ボランティア等の介助者の確保に努めるものとする。

（経費の負担）

第７条　福祉避難所の設置運営に要する経費については、甲が負担するものとする。

（守秘義務）

第８条　乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を甲以外の者に漏らしてはならない。

（協議）

第９条　この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（効力）

第10条　この協定は､締結の日から効力を生ずるものとし､平成25年10月31日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、なお、１年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

平成24年11月１日

（甲）　野々市市三納一丁目１番地
　　野々市市
　　野々市市長

（乙）　野々市市新庄二丁目45番地
　　社会福祉法人　加賀中央福祉会
　　理事長

（４）野々市市と石川県立明和特別支援学校

災害発生時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定書

野々市市（以下「甲」という。）と石川県立明和特別支援学校（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第２条第１号に規定する災害（以下「災害」という。）発生時において、身体等の状況が福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らないが、一般の避難所での生活において特別な配慮を要する者及びその家族（以下「要配慮者等」という。）を受け入れるための避難所（以下「福祉避難所」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害発生時に要配慮者等の避難所生活に支障が生じないよう、甲が、乙の管理する施設内において福祉避難所を設置することに関し必要な事項を定めるものとする。

（使用する施設）

第２条　乙は、次に掲げる施設を甲の要請により福祉避難所として市民に使用させるものとする。なお、施設の利用については別に定める施設利用計画による。

（１）施設名称　石川県立明和特別支援学校

（２）所 在 地　野々市市中林四丁目70番地

（福祉避難所の開設）

第３条　甲は、災害時において、要配慮者等の存在を把握した場合は、乙が承諾した場所に福祉避難所を開設することができるものとする。

２　甲は、前項に基づき福祉避難所を開設する場合は、事前に乙に対しその旨を文書又は口頭で通知するものとする。

３　甲は、福祉避難所の開設に緊急を要する場合は、前項の規定に関わらず、乙の施設内に福祉避難所を開設することができるものとする。ただし、速やかに甲は、乙に対し開設した旨を通知するものとする。

（設置期間）

第４条　福祉避難所を開設及び運営する期間は、原則として、災害発生の日から７日以内とする。ただし、必要により、甲乙協議して、期間を延長することができるものとする。

（要配慮者等の避難、移送）

第５条　甲が、開設する福祉避難所への要配慮者等の避難については、原則として自身の責任において行うものとする。ただし、避難にあたり支援が必要であると判断した場合は、甲が要配慮者等を移送するものとする。

２　甲が、開設する福祉避難所から入所施設等への要配慮者等の移送に関して、甲は、要配慮者等の状態に配慮した適切な移送手段を確保できるよう、福祉車両、救急車両、一般車両等の調達先リストを整備するものとする。

（福祉避難所の管理）

第６条　福祉避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

２　福祉避難所の管理運営について、乙は、甲に協力するものとする。

３　甲は、日常生活用品、食料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

４　甲は、福祉避難所において要配慮者のニーズを把握し、適切に対応できるよう看護師や保健師、介護員、ボランティア等の支援人材の確保に努めるものとする。

（福祉避難所の閉鎖）

第７条　甲は、乙の施設を福祉避難所として使用するに当たり、学校教育活動に支障を来さないよう配慮するとともに、施設の適正な管理に努め、福祉避難所を閉鎖するときは、必要な原状回復を行うものとする。

（経費の負担）

第８条　福祉避難所の開設及び運営に要する経費については、甲が負担するものとする。

２　その他必要な経費の負担については、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（守秘義務）

第９条　甲及び乙は、福祉避難所の開設及び運営に当たり業務上知り得た要配慮者等の個人情報を漏らしてはならない。

（協議）

第10条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

（効力）

第11条　この協定は、締結の日から効力を生ずるものとし、平成31年 3月 18日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、なお、１年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

以上、この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各自それぞれ１通を保有する。

平成30年 3月 19日

（甲）　野々市市三納一丁目１番地
野々市市
野々市市長　　粟　　貴　章

（乙）　野々市市中林四丁目70番地
石川県立明和特別支援学校
校　長　　近　藤　貴　好

（５）野々市市と特定医療法人扇翔会（南が丘病院）

災害発生時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定書

野々市市（以下「甲」という。）と特定医療法人扇翔会（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第２条第１号に規定する災害（以下「災害」という。）発生時において、心身等の状況が医療機関に入院するに至らないが、一般の避難所での生活において特別な配慮を要する者及びその家族（以下「要配慮者等」という。）を受け入れるための避難所（以下「福祉避難所」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害発生時に要配慮者等の避難所生活に支障が生じないよう、甲が乙の管理する施設内において福祉避難所を設置することに関し必要な事項を定めるものとする。

（使用する施設）

第２条　乙は、次に掲げる施設を甲の要請により福祉避難所として市民に使用させるものとする。なお、施設の利用については別に定める施設利用計画による。

（１）施設名称　特定医療法人　扇翔会　南ヶ丘病院

（２）所 在 地　野々市市西部中央土地区画整理事業施行地区56街区１番

（福祉避難所の開設）

第３条　甲は、災害時において、要配慮者等の存在を把握した場合は、乙が承諾した場所に福祉避難所を開設することができるものとする。

２　甲は、前項に基づき福祉避難所を開設する場合は、事前に乙に対しその旨を文書又は口頭で通知するものとする。

３　甲は、福祉避難所を開設に緊急を要する場合は、前項の規定に関わらず、乙の施設内に福祉避難所を開設することができるものとする。ただし、速やかに甲は、乙に対し開設した旨を通知するものとする。

（設置期間）

第４条　福祉避難所を開設及び運営する期間は、原則として、災害発生の日から７日以内とする。ただし、必要により、甲乙協議して、期間を延長することができるものとする。

（要配慮者等の避難、移送）

第５条　甲が、開設する福祉避難所への要配慮者等の避難については、原則として自身の責任において行うものとする。ただし、避難にあたり支援が必要であると判断した場合は、甲が要配慮者等を移送するものとする。

（福祉避難所の管理）

第６条　福祉避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

２　福祉避難所の管理運営について、乙は、甲に協力するものとする。

３　乙は、要配慮者等に必要な電源の確保に協力するものとする。

４　甲は、日常生活用品、食料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

５　甲は、福祉避難所において要配慮者のニーズを把握し、適切に対応できるよう看護師や保健師、介護員、ボランティア等の支援人材の確保に努めるものとする。

（福祉避難所の閉鎖）

第７条　甲は、乙の施設を福祉避難所として使用するにあたり、救急・一般診療に支障をきたさないよう配慮するとともに、施設の適正な管理に努め、福祉避難所を閉鎖するときは、必要な原状回復を行うものとする。

（経費の負担）

第８条　福祉避難所の開設及び運営に要する経費については、甲が負担するものとする。

２　その他必要な経費の負担については、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（守秘義務）

第９条　甲及び乙は、福祉避難所の開設及び運営にあたり、業務上知り得た要配慮者等の個人情報を漏らしてはならない。

（協議）

第10条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

（効力）

第11条　この協定は、締結の日から効力を生ずるものとし、令和６年３月31日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、なお１年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

以上、この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各自それぞれ１通を保有する。

令和５年９月９日

（甲）　野々市市三納一丁目１番地
野々市市
野々市市長

（乙）　野々市市西部中央土地区画整理事業
施行地区56街区１番
特定医療法人　扇翔会
理事長

（６）野々市市と株式会社ニルヴァーナ（ののいちの季）

災害発生時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定書

野々市市（以下「甲」という。）と株式会社ニルヴァーナ（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第２条第１号に規定する災害（以下「災害」という。）発生時において、心身等の状況が医療機関に入院するに至らないが、一般の避難所での生活において特別な配慮を要する者及びその家族（以下「要配慮者等」という。）を受け入れるための避難所（以下「福祉避難所」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害発生時に要配慮者等の避難所生活に支障が生じないよう、甲の要請に基づき、乙の運営する施設内において福祉避難所を設置することに関し必要な事項を定めるものとする。

（使用する施設）

第２条　乙は、次に掲げる施設を甲の要請により福祉避難所として開設及び運営する。

（１）施設名称　サービス付き高齢者住宅　ののいちの季

（２）所 在 地　野々市市住吉町26番46号

（受入れ等の要請）

第３条　甲は、災害時において、要配慮者等の存在を把握した場合は、乙に対し、乙の運営する施設内に福祉避難所を設置し、要配慮者等の受入れを要請するものとする。

２　乙は、甲からの要請に可能な範囲で応じるよう努めるものとする。

（設置期間）

第４条　福祉避難所を開設及び運営する期間は、原則として、災害発生の日から７日以内とする。ただし、必要により、甲乙協議して、期間を延長することができるものとする。

（要配慮者等の避難、移送）

第５条　甲の要請に基づき、乙が要配慮者の受入れを了承した場合は、乙が設置する福祉避難所への要配慮者等の避難については、原則として自身の責任において行うものとする。

（物資調達及び人材の確保）

第６条　甲は、日常生活用品、食料等乙が設置する福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

２　甲は、福祉避難所において要配慮者のニーズを把握し、適切に対応できるよう看護師や保健師、介護福祉士、ボランティア等の支援人材の確保に努めるものとする。

（経費の負担）
第７条　福祉避難所の開設及び運営に要する経費については、甲が負担するものとする。
２　その他必要な経費の負担については、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（守秘義務）
第８条　甲及び乙は、福祉避難所の開設及び運営にあたり、業務上知り得た要配慮者等の個人情報を漏らしてはならない。

（協議）
第９条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

（効力）
第10条　この協定は、締結の日から効力を生ずるものとし、令和６年３月31日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、なお１年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

以上、この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各自それぞれ１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

（甲）　野々市市三納一丁目１番地
野々市市
野々市市長　粟　　貴　章

（乙）　野々市市本町３丁目６番31号
株式会社ニルヴァーナ
代表取締役　山　下　裕　之

（７）野々市市と医療法人社団仁智会（金沢南ケアハウス）

災害発生時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定書

野々市市（以下「甲」という。）と医療法人社団仁智会（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第２条第１号に規定する災害（以下「災害」という。）発生時において、心身等の状況が医療機関に入院するに至らないが、一般の避難所での生活において特別な配慮を要する者及びその家族（以下「要配慮者等」という。）を受け入れるための避難所（以下「福祉避難所」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害発生時に要配慮者等の避難所生活に支障が生じないよう、甲の要請に基づき、乙の運営する施設内において福祉避難所を設置することに関し必要な事項を定めるものとする。

（使用する施設）

第２条　乙は、次に掲げる施設を甲の要請により福祉避難所として開設及び運営する。

（１）施設名称　医療法人社団　仁智会　金沢南ケアハウス

（２）所 在 地　石川県野々市市蓮花寺町79番地1

（受入れ等の要請）

第３条　甲は、災害時において、要配慮者等の存在を把握した場合は、乙に対し、乙の運営する施設内に福祉避難所を設置し、要配慮者等の受入れを要請するものとする。

２　乙は、甲からの要請に可能な範囲で応じるよう努めるものとする。

（設置期間）

第４条　福祉避難所を開設及び運営する期間は、原則として、災害発生の日から７日以内とする。ただし、必要により、甲乙協議して、期間を延長することができるものとする。

（要配慮者等の避難、移送）

第５条　甲の要請に基づき、乙が要配慮者の受入れを了承した場合は、乙が設置する福祉避難所への要配慮者等の避難については、原則として自身の責任において行うものとする。

（物資調達及び人材の確保）

第６条　甲は、日常生活用品、食料等乙が設置する福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

２　甲は、福祉避難所において要配慮者のニーズを把握し、適切に対応できるよう看護師や保健師、介護福祉士、ボランティア等の支援人材の確保に努めるものとする。

（経費の負担）
第７条　福祉避難所の開設及び運営に要する経費については、甲が負担するものとする。
２　その他必要な経費の負担については、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（守秘義務）
第８条　甲及び乙は、福祉避難所の開設及び運営にあたり、業務上知り得た要配慮者等の個人情報を漏らしてはならない。

（協議）
第９条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

（効力）
第10条　この協定は、締結の日から効力を生ずるものとし、令和６年３月31日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、なお１年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

以上、この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各自それぞれ１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

（甲）　野々市市三納一丁目１番地
野々市市
野々市市長　粟　　貴　章

（乙）　野々市市蓮花寺町79番地１
医療法人社団　仁智会
理事長　北　中　　勇

（８）野々市市と医療法人社団洋和会（あんじん）

災害発生時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定書

野々市市（以下「甲」という。）と医療法人洋和会（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第２条第１号に規定する災害（以下「災害」という。）発生時において、心身等の状況が医療機関に入院するに至らないが、一般の避難所での生活において特別な配慮を要する者及びその家族（以下「要配慮者等」という。）を受け入れるための避難所（以下「福祉避難所」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害発生時に要配慮者等の避難所生活に支障が生じないよう、甲の要請に基づき、乙の運営する施設内において福祉避難所を設置することに関し必要な事項を定めるものとする。

（使用する施設）

第２条　乙は、次に掲げる施設を甲の要請により福祉避難所として開設及び運営する。

（１）施設名称　介護老人保健施設　あんじん

（２）所 在 地　野々市市新庄２丁目30番地

（受入れ等の要請）

第３条　甲は、災害時において、要配慮者等の存在を把握した場合は、乙に対し、乙の運営する施設内に福祉避難所を設置し、要配慮者等の受入れを要請するものとする。

２　乙は、甲からの要請に可能な範囲で応じるよう努めるものとする。

（設置期間）

第４条　福祉避難所を開設及び運営する期間は、原則として、災害発生の日から７日以内とする。ただし、必要により、甲乙協議して、期間を延長することができるものとする。

（要配慮者等の避難、移送）

第５条　甲の要請に基づき、乙が要配慮者の受入れを了承した場合は、乙が設置する福祉避難所への要配慮者等の避難については、原則として自身の責任において行うものとする。

（物資調達及び人材の確保）

第６条　甲は、日常生活用品、食料等乙が設置する福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

２　甲は、福祉避難所において要配慮者のニーズを把握し、適切に対応できるよう看護師や保健師、介護福祉士、ボランティア等の支援人材の確保に努めるものとする。

（経費の負担）
第７条　福祉避難所の開設及び運営に要する経費については、甲が負担するものとする。
２　その他必要な経費の負担については、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（守秘義務）
第８条　甲及び乙は、福祉避難所の開設及び運営にあたり、業務上知り得た要配慮者等の個人情報を漏らしてはならない。

（協議）
第９条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

（効力）
第10条　この協定は、締結の日から効力を生ずるものとし、令和６年３月31日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、なお１年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

以上、この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各自それぞれ１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

（甲）　野々市市三納一丁目１番地
野々市市
野々市市長　粟　　貴　章

（乙）　野々市市新庄２丁目10番地
医療法人社団洋和会
理事長　池　田　太一郎

（９）野々市市と㈱フォルクレーベン（悠の風野々市）

災害発生時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定書

野々市市（以下「甲」という。）と㈱フォルクレーベン（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第２条第１号に規定する災害（以下「災害」という。）発生時において、心身等の状況が医療機関に入院するに至らないが、一般の避難所での生活において特別な配慮を要する者及びその家族（以下「要配慮者等」という。）を受け入れるための避難所（以下「福祉避難所」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害発生時に要配慮者等の避難所生活に支障が生じないよう、甲の要請に基づき、乙の運営する施設内において福祉避難所を設置することに関し必要な事項を定めるものとする。

（使用する施設）

第２条　乙は、次に掲げる施設を甲の要請により福祉避難所として開設及び運営する。

（１）　施設名称　介護付有料老人ホーム悠の風野々市

（２）所　在　地　石川県野々市市横宮町 16 番９号

（受入れ等の要請）

第３条　甲は、災害時において、要配慮者等の存在を把握した場合は、乙に対し、乙の運営する施設内に福祉避難所を設置し、要配慮者等の受入れを要請するものとする。

２　乙は、甲からの要請に可能な範囲で応じるよう努めるものとする。

（設置期間）

第４条　福祉避難所を開設及び運営する期間は、原則として、災害発生の日から７日以内とする。ただし、必要により、甲乙協議して、期間を延長することができるものとする。

（要配慮者等の避難、移送）

第５条　甲の要請に基づき、乙が要配慮者の受入れを了承した場合は、乙が設置する福祉避難所への要配慮者等の避難については、原則として自身の責任において行うものとする。

（物資調達及び人材の確保）

第６条　甲は、日常生活用品、食料等乙が設置する福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

２　甲は、福祉避難所において要配慮者のニーズを把握し、適切に対応できるよう看護師や保健師、介護福祉士、ボランティア等の支援人材の確保に努めるものとする。

（経費の負担）
第７条　福祉避難所の開設及び運営に要する経費については、甲が負担するものとする。
２　その他必要な経費の負担については、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（守秘義務）
第８条　甲及び乙は、福祉避難所の開設及び運営にあたり、業務上知り得た要配慮者等の個人情報を漏らしてはならない。

（協議）
第９条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

（効力）
第10条　この協定は、締結の日から効力を生ずるものとし、令和６年３月31日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、なお１年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

以上、この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各自それぞれ１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

（甲）　野々市市三納一丁目１番地
野々市市
野々市市長　粟　　貴　章

（乙）　野々市市横宮町16番９号
㈱フォルクレーベン
代表取締役　渡　辺　洋　朗

（10）野々市市と株式会社白寿（白寿の里御経塚）

災害発生時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定書

野々市市（以下「甲」という。）と株式会社白寿（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第２条第１号に規定する災害（以下「災害」という。）発生時において、心身等の状況が医療機関に入院するに至らないが、一般の避難所での生活において特別な配慮を要する者及びその家族（以下「要配慮者等」という。）を受け入れるための避難所（以下「福祉避難所」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害発生時に要配慮者等の避難所生活に支障が生じないよう、甲の要請に基づき、乙の運営する施設内において福祉避難所を設置することに関し必要な事項を定めるものとする。

（使用する施設）

第２条　乙は、次に掲げる施設を甲の要請により福祉避難所として開設及び運営する。

（１）施設名称　有料老人ホーム　白寿の里御経塚

（２）所 在 地　石川県野々市市御経塚3-79

（受入れ等の要請）

第３条　甲は、災害時において、要配慮者等の存在を把握した場合は、乙に対し、乙の運営する施設内に福祉避難所を設置し、要配慮者等の受入れを要請するものとする。

２　乙は、甲からの要請に可能な範囲で応じるよう努めるものとする。

（設置期間）

第４条　福祉避難所を開設及び運営する期間は、原則として、災害発生の日から７日以内とする。ただし、必要により、甲乙協議して、期間を延長することができるものとする。

（要配慮者等の避難、移送）

第５条　甲の要請に基づき、乙が要配慮者の受入れを了承した場合は、乙が設置する福祉避難所への要配慮者等の避難については、原則として自身の責任において行うものとする。

（物資調達及び人材の確保）

第６条　甲は、日常生活用品、食料等乙が設置する福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

２　甲は、福祉避難所において要配慮者のニーズを把握し、適切に対応できるよう看護師や保健師、介護福祉士、ボランティア等の支援人材の確保に努めるものとする。

（経費の負担）
第７条　福祉避難所の開設及び運営に要する経費については、甲が負担するものとする。
２　その他必要な経費の負担については、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（守秘義務）
第８条　甲及び乙は、福祉避難所の開設及び運営にあたり、業務上知り得た要配慮者等の個人情報を漏らしてはならない。

（協議）
第９条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

（効力）
第10条　この協定は、締結の日から効力を生ずるものとし、令和６年３月31日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、なお１年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

以上、この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各自それぞれ１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

（甲）　野々市市三納一丁目１番地
野々市市
野々市市長　粟　　貴　章

（乙）　野々市市御経塚3-79
株式会社白寿
代表取締役　池　田　利　明

（11）野々市市と株式会社メビウス（七星てんとう）

災害発生時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定書

野々市市（以下「甲」という。）と株式会社メビウス（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第２条第１号に規定する災害（以下「災害」という。）発生時において、心身等の状況が医療機関に入院するに至らないが、一般の避難所での生活において特別な配慮を要する者及びその家族（以下「要配慮者等」という。）を受け入れるための避難所（以下「福祉避難所」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害発生時に要配慮者等の避難所生活に支障が生じないよう、甲の要請に基づき、乙の運営する施設内において福祉避難所を設置することに関し必要な事項を定めるものとする。

（使用する施設）

第２条　乙は、次に掲げる施設を甲の要請により福祉避難所として開設及び運営する。

（１）施設名称　児童・放課後等デイサービス　七星てんとう

（２）所　在　地　野々市市藤平田２丁目６６番地

（受入れ等の要請）

第３条　甲は、災害時において、要配慮者等の存在を把握した場合は、乙に対し、乙の運営する施設内に福祉避難所を設置し、要配慮者等の受入れを要請するものとする。

２　乙は、甲からの要請に可能な範囲で応じるよう努めるものとする。

（設置期間）

第４条　福祉避難所を開設及び運営する期間は、原則として、災害発生の日から７日以内とする。ただし、必要により、甲乙協議して、期間を延長することができるものとする。

（要配慮者等の避難、移送）

第５条　甲の要請に基づき、乙が要配慮者の受入れを了承した場合は、乙が設置する福祉避難所への要配慮者等の避難については、原則として自身の責任において行うものとする。

（物資調達及び人材の確保）

第６条　甲は、日常生活用品、食料等乙が設置する福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

２　甲は、福祉避難所において要配慮者のニーズを把握し、適切に対応できるよう看護師や保健師、介護福祉士、ボランティア等の支援人材の確保に努めるものとする。

（経費の負担）
第７条　福祉避難所の開設及び運営に要する経費については、甲が負担するものとする。
２　その他必要な経費の負担については、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（守秘義務）
第８条　甲及び乙は、福祉避難所の開設及び運営にあたり、業務上知り得た要配慮者等の個人情報を漏らしてはならない。

（協議）
第９条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

（効力）
第10条　この協定は、締結の日から効力を生ずるものとし、令和６年３月31日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、なお１年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

以上、この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各自それぞれ１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

（甲）　野々市市三納一丁目１番地
野々市市
野々市市長　粟　　貴　章

（乙）　金沢市示野中町１丁目15番地
株式会社メビウス
代表取締役　小田原　弘　昌

（12）野々市市と社会福祉法人紫志の会（エンジェル保育園）

災害発生時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定書

野々市市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 紫志の会（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第２条第１号に規定する災害（以下「災害」という。）発生時において、心身等の状況が医療機関に入院するに至らないが、一般の避難所での生活において特別な配慮を要する者及びその家族（以下「要配慮者等」という。）を受け入れるための避難所（以下「福祉避難所」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害発生時に要配慮者等の避難所生活に支障が生じないよう、甲の要請に基づき、乙の運営する施設内において福祉避難所を設置することに関し必要な事項を定めるものとする。

（使用する施設）

第２条　乙は、次に掲げる施設を甲の要請により福祉避難所として開設及び運営する。

（１）施設名称　幼保連携型認定こども園 エンジェル保育園

（２）所 在 地　野々市市本町６丁目 22 番１号

（受入れ等の要請）

第３条　甲は、災害時において、要配慮者等の存在を把握した場合は、乙に対し、乙の運営する施設内に福祉避難所を設置し、要配慮者等の受入れを要請するものとする。

２　乙は、甲からの要請に可能な範囲で応じるよう努めるものとする。

（設置期間）

第４条　福祉避難所を開設及び運営する期間は、原則として、災害発生の日から７日以内とする。ただし、必要により、甲乙協議して、期間を延長することができるものとする。

（要配慮者等の避難、移送）

第５条　甲の要請に基づき、乙が要配慮者の受入れを了承した場合は、乙が設置する福祉避難所への要配慮者等の避難については、原則として自身の責任において行うものとする。

（物資調達及び人材の確保）

第６条　甲は、日常生活用品、食料等乙が設置する福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

２　甲は、福祉避難所において要配慮者のニーズを把握し、適切に対応できるよう看護師や保健師、介護福祉士、ボランティア等の支援人材の確保に努めるものとする。

（経費の負担）
第７条　福祉避難所の開設及び運営に要する経費については、甲が負担するものとする。
２　その他必要な経費の負担については、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（守秘義務）
第８条　甲及び乙は、福祉避難所の開設及び運営にあたり、業務上知り得た要配慮者等の個人情報を漏らしてはならない。

（協議）
第９条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

（効力）
第10条　この協定は、締結の日から効力を生ずるものとし、令和６年３月31日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、なお１年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

以上、この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各自それぞれ１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

（甲）　野々市市三納一丁目１番地
野々市市
野々市市長　粟　　貴　章

（乙）　野々市市本町６丁目22番１号
社会福祉法人 紫志の会
理事長　徳　野　新太郎

（13）野々市市と社会福祉法人ヴィテン（ヴィテンSMC こども園）

災害発生時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定書

野々市市（以下「甲」という。）と社会福祉法人ヴィテン（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第２条第１号に規定する災害（以下「災害」という。）発生時において、心身等の状況が医療機関に入院するに至らないが、一般の避難所での生活において特別な配慮を要する者及びその家族（以下「要配慮者等」という。）を受け入れるための避難所（以下「福祉避難所」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害発生時に要配慮者等の避難所生活に支障が生じないよう、甲の要請に基づき、乙の運営する施設内において福祉避難所を設置することに関し必要な事項を定めるものとする。

（使用する施設）

第２条　乙は、次に掲げる施設を甲の要請により福祉避難所として開設及び運営する。

（１）施設名称　　ヴィテンSMC こども園

（２）所 在 地　　野々市市横宮町６７－９

（受入れ等の要請）

第３条　甲は、災害時において、要配慮者等の存在を把握した場合は、乙に対し、乙の運営する施設内に福祉避難所を設置し、要配慮者等の受入れを要請するものとする。

２　乙は、甲からの要請に可能な範囲で応じるよう努めるものとする。

（設置期間）

第４条　福祉避難所を開設及び運営する期間は、原則として、災害発生の日から７日以内とする。ただし、必要により、甲乙協議して、期間を延長することができるものとする。

（要配慮者等の避難、移送）

第５条　甲の要請に基づき、乙が要配慮者の受入れを了承した場合は、乙が設置する福祉避難所への要配慮者等の避難については、原則として自身の責任において行うものとする。

（物資調達及び人材の確保）

第６条　甲は、日常生活用品、食料等乙が設置する福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

２　甲は、福祉避難所において要配慮者のニーズを把握し、適切に対応できるよう看護師や保健師、介護福祉士、ボランティア等の支援人材の確保に努めるものとする。

（経費の負担）
第７条　福祉避難所の開設及び運営に要する経費については、甲が負担するものとする。
２　その他必要な経費の負担については、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（守秘義務）
第８条　甲及び乙は、福祉避難所の開設及び運営にあたり、業務上知り得た要配慮者等の個人情報を漏らしてはならない。

（協議）
第９条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

（効力）
第10条　この協定は、締結の日から効力を生ずるものとし、令和６年３月31日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、なお１年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

以上、この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各自それぞれ１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

（甲）　野々市市三納一丁目１番地
野々市市
野々市市長　粟　　貴　章

（乙）　野々市市横宮町６７番地９
社会福祉法人ヴィテン
理事長　新　保　彈　次

（14）野々市市と社会福祉法人金沢市民生協会（グループホームすまいる、グループホームメゾン・ド・つばき）

災害発生時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定書

野々市市（以下「甲」という。）と社会福祉法人　金沢市民生協会（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第２条第１号に規定する災害（以下「災害」という。）発生時において、心身等の状況が医療機関に入院するに至らないが、一般の避難所での生活において特別な配慮を要する者及びその家族（以下「要配慮者等」という。）を受け入れるための避難所（以下「福祉避難所」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害発生時に要配慮者等の避難所生活に支障が生じないよう、甲の要請に基づき、乙の運営する施設内において福祉避難所を設置することに関し必要な事項を定めるものとする。

（使用する施設）

第２条　乙は、次に掲げる施設を甲の要請により福祉避難所として開設及び運営する。

（１）施設名称　グループホーム　すまいる
　　グループホーム　メゾン・ド・つばき

（２）所在地　野々市市中林四丁目 120・123 番地

（受入れ等の要請）

第３条　甲は、災害時において、要配慮者等の存在を把握した場合は、乙に対し、乙の運営する施設内に福祉避難所を設置し、要配慮者等の受入れを要請するものとする。

２　乙は、甲からの要請に可能な範囲で応じるよう努めるものとする。

（設置期間）

第４条　福祉避難所を開設及び運営する期間は、原則として、災害発生の日から７日以内とする。ただし、必要により、甲乙協議して、期間を延長することができるものとする。

（要配慮者等の避難、移送）

第５条　甲の要請に基づき、乙が要配慮者の受入れを了承した場合は、乙が設置する福祉避難所への要配慮者等の避難については、原則として自身の責任において行うものとする。

（物資調達及び人材の確保）

第６条　甲は、日常生活用品、食料等乙が設置する福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

２　甲は、福祉避難所において要配慮者のニーズを把握し、適切に対応できるよう看護師や保

健師、介護福祉士、ボランティア等の支援人材の確保に努めるものとする。

（経費の負担）

第７条　福祉避難所の開設及び運営に要する経費については、甲が負担するものとする。

２　その他必要な経費の負担については、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（守秘義務）

第８条　甲及び乙は、福祉避難所の開設及び運営にあたり、業務上知り得た要配慮者等の個人情報を漏らしてはならない。

（協議）

第９条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

（効力）

第10条　この協定は、締結の日から効力を生ずるものとし、令和７年３月31日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、なお１年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

以上、この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各自それぞれ１通を保有する。

令和７年３月１日

（甲）　野々市市三納一丁目１番地
野々市市
野々市市長　栗　　貴　章

（乙）　野々市市中林四丁目123番地
社会福祉法人　金沢市民生協会
理事長　髙　野　善　一

（15）野々市市と株式会社スパーテル（住宅型有料老人ホームひなの家、小規模多機能ホームひなの家押野、住宅型有料老人ホームひなの家彩、リハビリ型デイサービスてまりフィットネス）

災害発生時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定書

野々市市（以下「甲」という。）と株式会社　スパーテル（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第２条第１号に規定する災害（以下「災害」という。）発生時において、心身等の状況が医療機関に入院するに至らないが、一般の避難所での生活において特別な配慮を要する者及びその家族（以下「要配慮者等」という。）を受け入れるための避難所（以下「福祉避難所」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害発生時に要配慮者等の避難所生活に支障が生じないよう、甲の要請に基づき、乙の運営する施設内において福祉避難所を設置することに関し必要な事項を定めるものとする。

（使用する施設）

第２条　乙は、次に掲げる施設を甲の要請により福祉避難所として開設及び運営する。

（１）施設名称　住宅型有料老人ホーム　ひなの家　　野々市市矢作三丁目10番地
小規模多機能ホーム　ひなの家押野　野々市市押野一丁目31番地
住宅型有料老人ホーム　ひなの家彩　野々市市郷一丁目131番地
リハビリ型デイサービス　てまりフィットネス野々市市高橋町24番3-2号

（受入れ等の要請）

第３条　甲は、災害時において、要配慮者等の存在を把握した場合は、乙に対し、乙の運営する施設内に福祉避難所を設置し、要配慮者等の受入れを要請するものとする。

２　乙は、甲からの要請に可能な範囲で応じるよう努めるものとする。

（設置期間）

第４条　福祉避難所を開設及び運営する期間は、原則として、災害発生の日から７日以内とする。ただし、必要により、甲乙協議して、期間を延長することができるものとする。

（要配慮者等の避難、移送）

第５条　甲の要請に基づき、乙が要配慮者の受入れを了承した場合は、乙が設置する福祉避難所への要配慮者等の避難については、原則として自身の責任において行うものとする。

（物資調達及び人材の確保）

第６条　甲は、日常生活用品、食料等乙が設置する福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

２　甲は、福祉避難所において要配慮者のニーズを把握し、適切に対応できるよう看護師や保健師、介護福祉士、ボランティア等の支援人材の確保に努めるものとする。

（経費の負担）

第７条　福祉避難所の開設及び運営に要する経費については、甲が負担するものとする。

２　その他必要な経費の負担については、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（守秘義務）

第８条　甲及び乙は、福祉避難所の開設及び運営にあたり、業務上知り得た要配慮者等の個人情報を漏らしてはならない。

（協議）

第９条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

（効力）

第10条　この協定は、締結の日から効力を生ずるものとし、令和８年３月31日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、なお１年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

以上、この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各自それぞれ１通を保有する。

令和８年１月19日

（甲）　野々市市三納一丁目１番地
野々市市
野々市市長　粟　　貴　章

（乙）　金沢市西念一丁目１番８号
株式会社　スパーテル
代表取締役　橋　本　昌　子

（16）野々市市と医療法人社団仁智会（金沢南ケアセンター）

災害発生時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定書

野々市市（以下「甲」という。）と医療法人社団仁智会（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第２条第１号に規定する災害（以下「災害」という。）発生時において、心身等の状況が医療機関に入院するに至らないが、一般の避難所での生活において特別な配慮を要する者及びその家族（以下「要配慮者等」という。）を受け入れるための避難所（以下「福祉避難所」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害発生時に要配慮者等の避難所生活に支障が生じないよう、甲の要請に基づき、乙の運営する施設内において福祉避難所を設置することに関し必要な事項を定めるものとする。

（使用する施設）

第２条　乙は、次に掲げる施設を甲の要請により福祉避難所として開設及び運営する。

（１）施設名称　医療法人社団　仁智会　金沢南ケアセンター

（２）所在地　野々市市蓮花寺町１番地１

（受入れ等の要請）

第３条　甲は、災害時において、要配慮者等の存在を把握した場合は、乙に対し、乙の運営する施設内に福祉避難所を設置し、要配慮者等の受入れを要請するものとする。

２　乙は、甲からの要請に可能な範囲で応じるよう努めるものとする。

（設置期間）

第４条　福祉避難所を開設及び運営する期間は、原則として、災害発生の日から７日以内とする。ただし、必要により、甲乙協議して、期間を延長することができるものとする。

（要配慮者等の避難、移送）

第５条　甲の要請に基づき、乙が要配慮者の受入れを了承した場合は、乙が設置する福祉避難所への要配慮者等の避難については、原則として自身の責任において行うものとする。

（物資調達及び人材の確保）

第６条　甲は、日常生活用品、食料等乙が設置する福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

２　甲は、福祉避難所において要配慮者のニーズを把握し、適切に対応できるよう看護師や保健師、介護福祉士、ボランティア等の支援人材の確保に努めるものとする。

（経費の負担）
第７条　福祉避難所の開設及び運営に要する経費については、甲が負担するものとする。
２　その他必要な経費の負担については、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（守秘義務）
第８条　甲及び乙は、福祉避難所の開設及び運営にあたり、業務上知り得た要配慮者等の個人情報を漏らしてはならない。

（協議）
第９条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

（効力）
第10条　この協定は、締結の日から効力を生ずるものとし、令和７年３月31日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、なお１年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

以上、この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各自それぞれ１通を保有する。

令和７年３月１日

（甲）　野々市市三納一丁目１番地
野々市市
野々市市長　粟　　貴　章

（乙）　金沢市元菊町20番１号
医療法人社団　仁智会
理事長　北　中　　勇

第６節　災害時の情報交換に関する協定

（１）国土交通省北陸整備局と野々市市

災害時の情報交換に関する協定

国土交通省北陸地方整備局長（以下「甲」という。）と、野々市町長（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

（目　的）

第１条　この協定は、野々市町の地域について災害が発生または、災害が発生するおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等（以下「情報交換」という。）に関する事項について定め、もって、迅速かつ円滑な災害対策の実施に資することを目的とする。

（情報交換の開始時期）

第２条　甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

一　野々市町内で重大な被害が発生又は、発生するおそれがある場合

二　野々市町災害対策本部が設置された場合

三　その他甲又は乙が必要と判断した場合

（情報交換の内容）

第３条　甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

一　一般被害状況に関すること

二　公共土木施設（道路・公園・下水道等）の被害状況に関すること

三　その他甲又は乙が必要な事項

（情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第４条　第２条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合又は甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。

なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（平素の協力）

第５条　甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協議）

第６条　本協定に疑義が生じたとき、又は本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は、２通作成し、甲乙押印のうえ各１通を所有する。

平成23年３月１日

甲）　　新潟県新潟市中央区美咲町1－１－１
新潟美咲合同庁舎１号館
国土交通省
北陸地方整備局長

乙）　　石川県石川郡野々市町字三納18街区１番
野 々 市 町 長

第 11 章　災害想定等

第 1 節　水害

1　水害ハザードマップ

・令和 6 年 3 月作成の水害ハザードマップ「洪水版」（表面・裏面）と「内水版」（表面・裏面）を縮小して掲載

（ページ　11-1-2　～　11-1-7　参照）

2　地域の危険度マップ

・令和４年４月作成の地域の危険度マップ（表面・裏面）を縮小して掲載

（ページ　11-1-8　～　11-1-9　参照）

野々市市 ー洪水版ー 水害ハザードマップ

HAZARD MAP

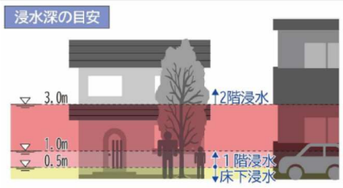
想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域 を示しています

- このハザードマップは想定し得る最大規模の降雨によって、河川の氾濫が発生した場合に浸水が予想される区域とその深さを示したものです。
- 浸水の予想される範囲は、雨の降り方や土地利用の変化などにより、このマップと異なる可能性があります。
- このマップは下水道管や水路、道路側溝からあふれた水による氾濫（内水氾濫）を考慮していないため、内水ハザードマップもあわせて確認してください。

【洪水浸水想定区域指定の前提となる降雨条件 ： 想定最大規模】

手取川：24時間の総雨量 539㎜　高橋川：2日間の総雨量 938㎜　安原川：24時間の総雨量 813㎜　伏見川：2日間の総雨量 931㎜
馬場川、十人川、木呂川、碇川、馬場川放水路：24時間の総雨量 813㎜

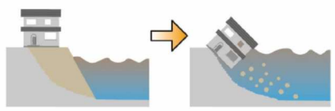
浸水深の目安



早めの立退き避難が必要な区域

家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）

地面が削られ、家屋は建物ごと崩落するおそれがあります。
早めに避難所等の安全な場所へ避難してください。
地図上に示した場所以外でも河川の近くは注意してください。



金沢市　白山市　馬場川　安原川　大川　木呂川　高橋川　伏見川　馬場川放水路　碇川

西南部小学校　西南部中学校　排野小学校　栗原小学校　二水小学校　館野小学校　布水中学校　御園小学校　光野中学校　野々市小学校（1階浸水時は2階に避難）　野々市中学校　野々市明倫高校　菅原小学校　金沢工業大学　伏見台小学校　高尾台中学校　富陽小学校　石川県立大学　四十万小学校　額中学校　額小学校

野々市北交番　野々市交番　野々市南交番　野々市役所　野々市消防署　白山野々市広域消防本部

ののいち白山醫院　金沢脳神経外科病院　南ヶ丘病院

西泉駅　高架下駅　高架駅　押野駅　野々市駅　新住吉駅　乙丸駅　四十万駅

郷公民館　中央公民館　館野公民館

主要地方道金沢小松線　北陸鉄道石川線

0　250　500　750　1000m

避難所　最寄りの避難所を確認しましょう

災害時避難場所

拠点避難所名	所在地	電話番号
野々市小学校（1階浸水時は2階に避難）	本町5丁目3番1号	076-248-0084
御園小学校	稲荷4丁目128番地	076-248-3201
菅原小学校	菅原町20番1号	076-246-6066
富陽小学校	中林5丁目70番地	076-246-4380
館野小学校	押野3丁目71番地	076-248-0622
野々市中学校	三納3丁目1番地	076-246-0115
布水中学校	押野2丁目100番地	076-248-0039
金沢工業大学	扇が丘7番1号	076-248-1100
石川県立大学	末松1丁目308番地	076-227-7220
野々市明倫高校	下林3丁目309番地	076-246-3191

自主避難所名	所在地	電話番号
中央公民館	本町2丁目1番20号	076-248-0521
富奥防災コミュニティセンター	中林5丁目3番地22	076-248-0829
郷公民館	田尻町94番地	076-248-0250
押野公民館	押野3丁目70番地	076-248-2839

関係機関の連絡先一覧

緊急時　警察 110　救急 119

施設名	電話番号
白山警察署	076-216-0110
白山野々市広域消防本部	076-276-1119
野々市消防署	076-248-9119
石川県立中央病院	076-237-8211
公立松任石川中央病院	076-275-2222
金沢脳神経外科病院	076-246-5600
ののいち白山醫院	076-248-2151
南ヶ丘病院	076-256-3366

避難のとき注意が必要な場所

避難経路上の危険な箇所

道路冠水想定箇所（アンダーパス）　地下横断歩道　橋

避難経路上に河川等の横断箇所がないか確認しておきましょう。

河川・用水・水路

避難のとき注意が必要な箇所

アンダーパスや地下横断歩道は浸水深が3.0m以上となり、通行ができません。

土砂災害（特別）警戒区域

土砂災害特別警戒区域
土砂災害警戒区域
※市内に対象区域はありません。

防災関連施設等の凡例

防災関連施設

拠点避難所　自主避難所　水位観測所　浸水想定区域内の要配慮者利用施設　河川カメラ　野々市市カメラ

その他

主要幹線道路　行政界　市役所

浸水想定区域内の要配慮者利用施設の名称は野々市市HPで確認できます。

測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 5JHs 669

野々市市 ー内水版ー 水害ハザードマップ

HAZARD MAP

想定最大規模の降雨による内水浸水想定区域 を示しています

- このハザードマップは想定し得る最大規模の降雨によって、雨水を流す下水道管や水路、道路側溝などから水があふれると予想される区域とその深さを示したものです。
- 浸水の予想される範囲は、雨の降り方や土地利用の変化などにより、このマップと異なる可能性があります。
- このマップは河川からあふれた水による氾濫（洪水）を考慮していないため、洪水ハザードマップもあわせて確認してください。
- 金沢市及び白山市における浸水深については、各自治体が公表している内水ハザードマップにて確認してください。

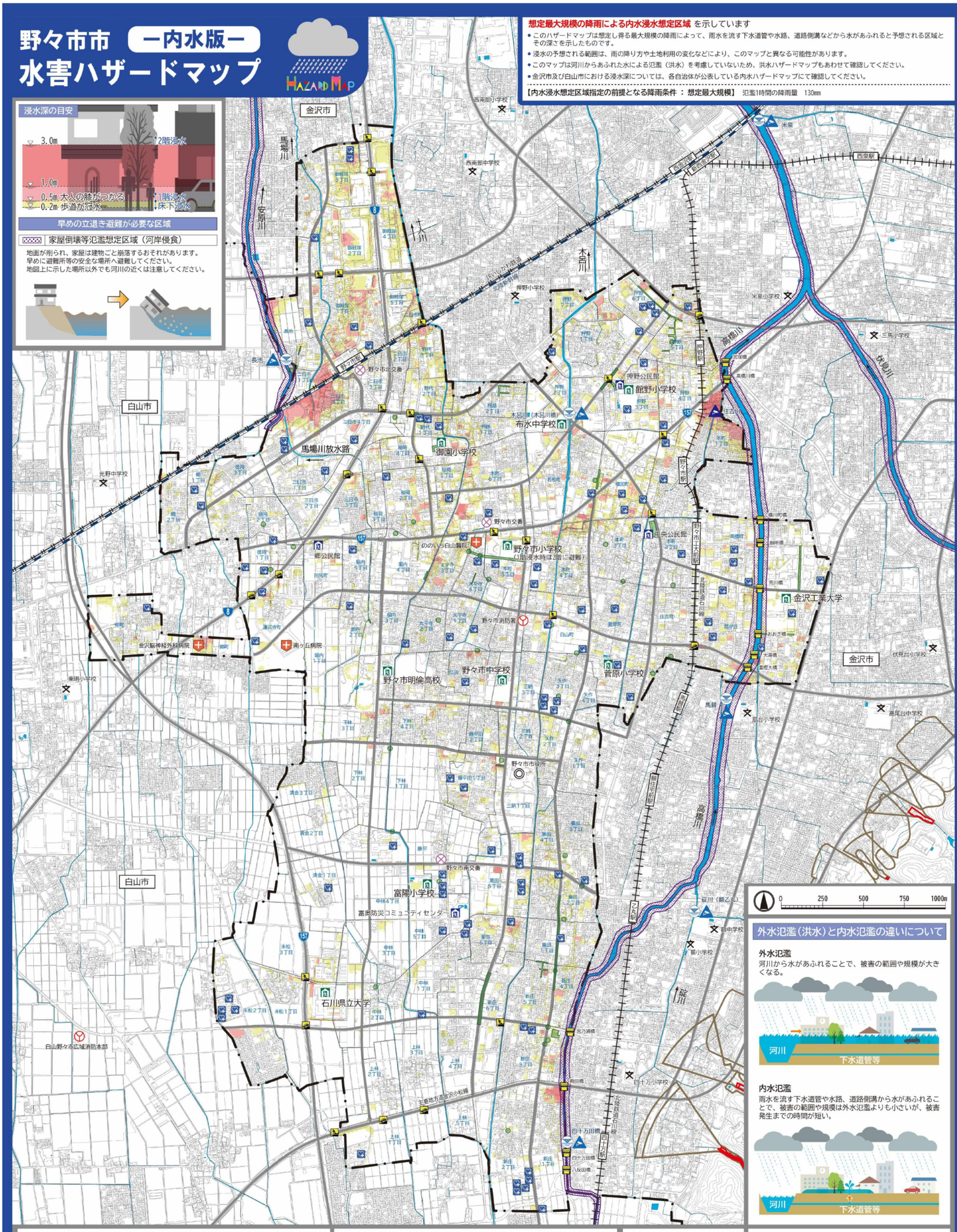
【内水浸水想定区域指定の前提となる降雨条件 ： 想定最大規模】 氾濫1時間の降雨量 130㎜

浸水深の目安

早めの立退き避難が必要な区域

家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）

地面が削られ、家屋は建物ごと崩落するおそれがあります。
早めに避難所等の安全な場所へ避難してください。
地図上に示した場所以外でも河川の近くは注意してください。



0 250 500 750 1000m

外水氾濫（洪水）と内水氾濫の違いについて

外水氾濫

河川から水があふれることで、被害の範囲や規模が大きくなる。

内水氾濫

雨水を流す下水道管や水路、道路側溝から水があふれることで、被害の範囲や規模は外水氾濫よりも小さいが、被害発生までの時間が短い。

避難のとき注意が必要な場所

避難経路上の危険な箇所

- 道路冠水想定箇所（アンダーパス）
- 地下横断歩道
- 橋

避難経路上に河川等の横断箇所がないか確認しておきましょう。

- 河川・用水・水路
- 浸水実績

避難のとき注意が必要な箇所

アンダーパスや地下横断歩道は浸水深が3.0m以上となり、通行ができません。

土砂災害（特別）警戒区域

- 土砂災害特別警戒区域
- 土砂災害警戒区域

※市内に対象区域はありません。

防災関連施設等の凡例

防災関連施設

- 拠点避難所
- 自主避難所
- 水位観測所
- 浸水想定区域内の要配慮者利用施設
- 河川カメラ
- 野々市市カメラ

浸水想定区域内の要配慮者利用施設の名称は野々市市HPで確認できます。

その他

- 主要幹線道路
- 行政界
- 市役所

その他のハザードマップ

WEB版洪水ハザードマップ
WEB版洪水ハザードマップでは、浸水想定区域図と浸水継続時間を確認できます。

地域の危険度マップ
地域の危険度マップでは、地震による被害想定を確認できます。

お問い合わせ

野々市市役所
〒921-8510　石川県野々市市三納1丁目1番地

災害時のお問い合わせ
代表　076-227-6000

ハザードマップに関するお問い合わせ
土木課　河川係　076-227-6023

避難等に関するお問い合わせ
総務課　防災安全係　076-227-6051

令和6年3月作成

測量法に基づく国土地理院長（使用）R 5JHs 669

野々市市 水害ハザードマップ

令和6年3月作成



- この野々市市水害ハザードマップは、市民の皆さんが水害から身を守るために日頃から役立てていただくことを目的として作成しています。
- *洪水* の浸水想定区域に加え、*内水氾濫* の浸水想定区域を確認できます。
- 台風や大雨に備えて、このハザードマップを活用し、身の回りの水害リスクとご自身や家族のとるべき行動を確認しましょう。

避難行動判定フロー　必ず取り組みましょう

ハザードマップで自分の家がどこにあるか確認し、印をつけてみましょう。

家がある場所に色が塗られていますか？

- いいえ → 色が塗られていなくても、周りと比べて低い土地にお住いの方は、野々市市からの避難情報を参考に必要に応じて避難してください。
- はい

避難 とは *「難」* を *「避」* けること、つまり *安全を確保すること* です。
安全な場所にいる人は、避難所に行く必要はありません。

災害の危険があるので、原則として安全な地域に避難が必要です！※

例外 ※浸水の危険があっても
❶「家屋倒壊等氾濫想定区域」の外側である。
❷ 浸水する深さよりも高いところにいる。
❸ 浸水しても水がひくまで我慢できる、*水・食料などの備えが十分にある。*
以上の条件を満たす場合は、屋内安全確保（自宅にとどまり安全を確保すること）も可能です。

家がある場所は
家屋倒壊等氾濫想定区域内ですか？
ご自身または一緒に避難する方は
避難に時間がかかりますか？

- いいえ
- はい

安全な場所にお住まいの身を寄せられる親戚や知人はいますか？

- はい → **警戒レベル3 高齢者等避難**：安全な場所にある親戚や知人宅に避難！
- いいえ → **警戒レベル3 高齢者等避難**：開設している避難所に避難！

安全な場所にお住まいの身を寄せられる親戚や知人はいますか？

- はい → **警戒レベル4 避難指示**：安全な場所にある親戚や知人宅に避難！
- いいえ → **警戒レベル4 避難指示**：開設している避難所に避難！

あなたがとるべき避難行動は？

※ハザードマップは浸水等の被害が発生するおそれの高い区域を着色した地図です。
着色されていないところでも災害が起こる可能性があります。

あなたの避難のタイミングは？
警戒レベル4までに必ず避難！

- *避難行動判定フロー* の結果を踏まえて避難のタイミングを考えておきましょう。
- 特に避難に時間のかかる方（高齢者や乳幼児等とその保護者）は時間に余裕をもって避難しましょう。
- ご自宅が家屋倒壊等氾濫想定区域内 にある場合は、*早めの立退き避難* が必要です。
- 国交省・県から出る河川水位や警報等の気象情報を参考に自主的に *早めの避難* をしましょう。

避難情報が出ていなくても 危険だと感じたら 自らの判断 で避難しましょう

警戒レベル	避難情報	市民がとるべき行動	避難先	警戒レベルに相当する気象庁等の情報	
				警報等/キキクル	川の情報
5	緊急安全確保	**命の危険！直ちに安全確保！** すでに安全な避難ができず命が危険な状況です。 避難のため屋外に移動することはかえって危険です。	・自宅（2階以上） ・近隣の建物（2階以上）	大雨特別警報/災害切迫	氾濫発生情報
		～～～

災害につながる気象情報 避難のきっかけとなる情報

- 災害につながるような大雨の情報を避難の準備・判断に役立ててください。
- 避難のきっかけとなる気象情報を決めておきましょう。

これが出たら災害発生の可能性が高い!!

記録的短時間大雨情報（きろくてきたんじかんおおあめじょうほう）

土砂災害や浸水害、中小河川の洪水害の発生につながるような、*まれにしか観測しない雨量* であることを知らせる情報です。

顕著な大雨に関する気象情報（けんちょなおおあめにかんするきしょうじょうほう）

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で実際に降り続いている状況を *「線状降水帯」* というキーワードを使って解説する情報です。

警戒レベル４相当以上 の状況で発表されます。

線状降水帯（せんじょうこうすいたい）

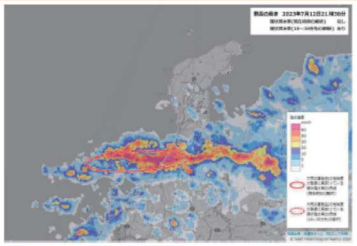
次々と発生する発達した雨雲（積乱雲）が列をなし、数時間にわたって *ほぼ同じ場所を通過または停滞する* ことで作り出される長さ50～300km程度、幅20～50km程度の *線状に伸びる強い降水域* を *線状降水帯* といいます。

線状降水帯による大雨の可能性 がある程度高いことが予想された場合に、*半日程度前* から、気象情報において「線状降水帯」というキーワードを使って呼びかけられます。

近年も大きな水害のたびに線状降水帯が発生しており、*災害に直結する* キーワードと言えます。

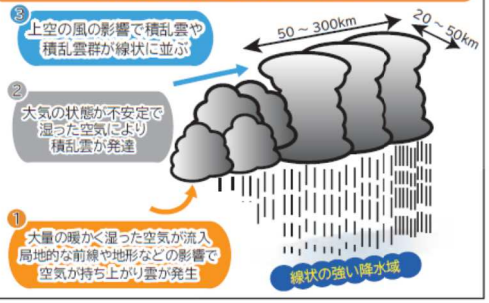
※代表的な近年の大水害
熊本県球磨川(2020)、西日本豪雨(2018)、九州北部豪雨(2017)、関東・東北豪雨(2015)、広島市の土砂災害(2014)

線状降水帯の例（令和５年７月発生）



出典：気象庁金沢地方気象台
令和5年7月12日から13日の大雨に関する石川県気象速報

線状降水帯の代表的な発生メカニズム



雨の強さと降り方

天気予報でよく聞く雨の強さ



やや強い雨	強い雨	激しい雨
1時間に10～20mm	1時間に20～30mm	1時間に30～50mm
ザーザーと降る雨 地面一面に 水たまりができる	どしゃ降りの雨 傘をさしていても 濡れてしまうほど	バケツをひっくり返したような雨 道路が川のようになる

災害発生につながるような雨の強さ

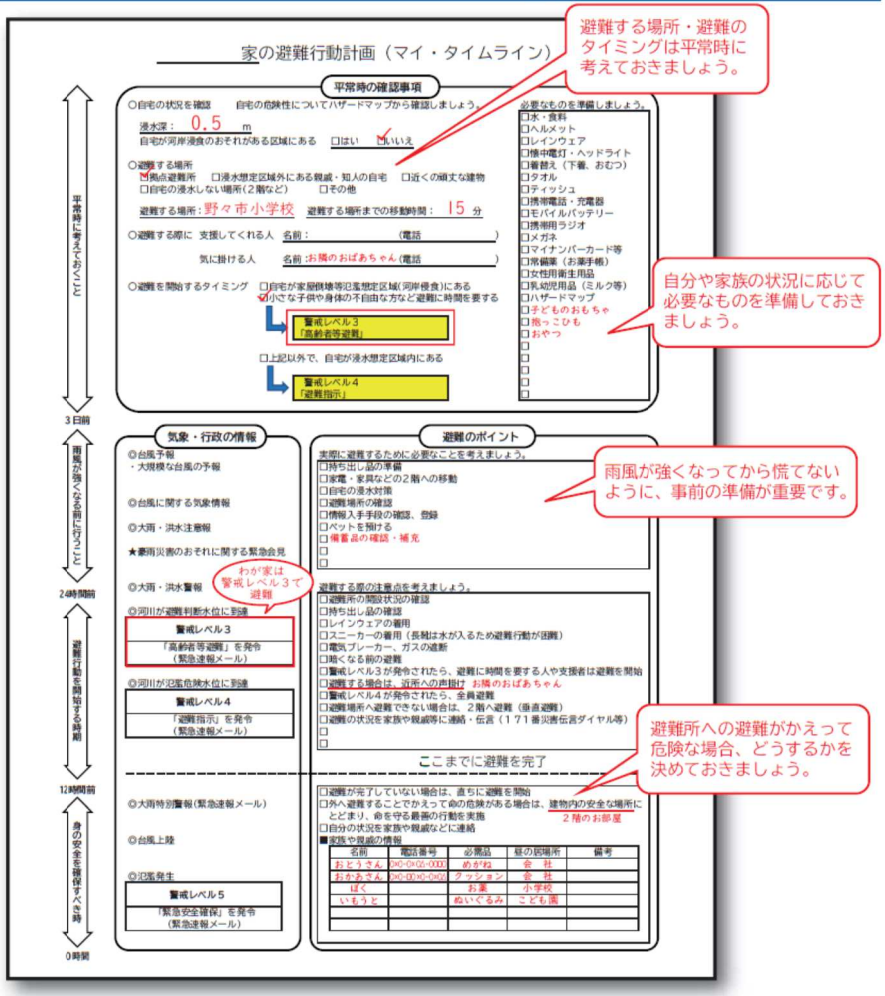


非常に激しい雨	猛烈な雨
1時間に50～80mm	1時間に80mm以上の雨
ゴーゴーと降り続く雨 車の運転は危険	恐怖を感じるような雨 車の運転は危険
2023年7月12日 74.5mm/時間（かほく） 石川県初線状降水帯発生	2022年8月4日 102.5mm/時間（白山河内） 小松市梯川氾濫

マイ・タイムラインをつくりましょう

- マイ・タイムラインとは、「いつ」、「何をするのか」を整理した個人の防災計画です。
- 自宅の水害リスクを知り、どのような避難行動が必要か、家族で考えてみましょう。

マイ・タイムラインの作成例



マイ・タイムライン作成様式

こちらから作成例で使用した様式をダウンロードできます。

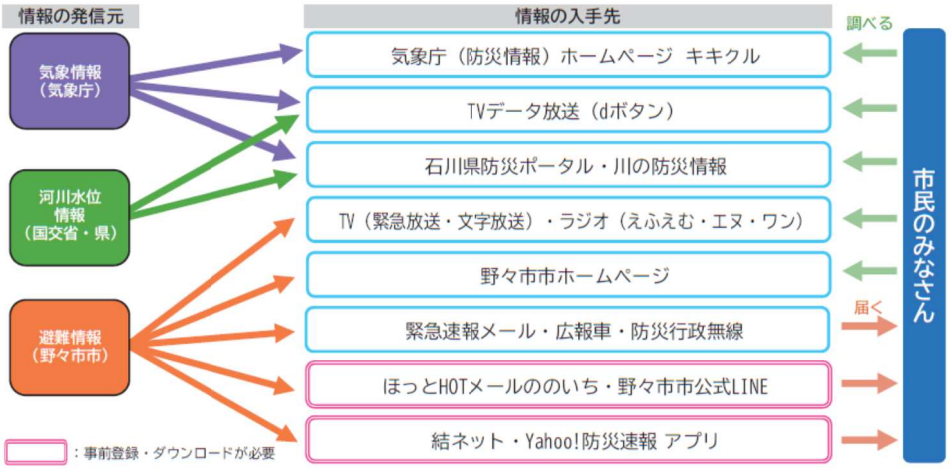
野々市市　マイ・タイムライン

いざというとき、あわてずに避難できるように家族でマイ・タイムラインを作成しておきましょう。



避難情報等の入手方法

- 災害時に備えて、避難情報等の入手方法を確認しましょう。
- 登録等が必要なものは、登録を済ませ情報を受け取ることができるように準備しておきましょう。



情報の受け取り方

緊急速報メール

災害、避難情報等緊急度の高い情報を対象地域内の携帯電話に一斉配信するメールです。

結ネット

スマートフォンやタブレットなどを用いて、地域の情報を無料で受け取ることができます。
災害時には安否確認システムとしても機能します。

ほっとHOTメールののいち

市からのお知らせや防災情報、交通・防犯情報等を配信する登録制メールです。

登録はこちらから
空メールの送信による登録手続きが可能です。
下記のメールアドレス宛へ
空メールをお送り下さい。
nonoichi@entry.mail-dpt.jp

Yahoo!防災速報

地域の災害、避難情報等をアプリでお知らせします。

アプリのダウンロードはこちらから
https://emg.yahoo.co.jp/

広報車・防災行政無線

大雨や強風の際には、放送が聞き取りにくい場合があります。
防災行政無線の放送内容は、
防災行政無線情報ダイヤル
(076-246-1000)でも確認できます。

野々市市公式LINE

野々市市公式LINEにより市の最新情報を確認できます。

友だち追加はこちらから

情報の調べ方

石川県防災ポータル

県内の災害情報（自然災害・地震など）の情報を入手できます。

石川県防災ポータル
PC・スマートフォン：
https://pref-ishikawa.my.salesforce-sites.com/

国土交通省 川の防災情報

河川の水位や河川カメラ画像などのリアルタイムの情報を入手できます。

川の防災情報
PC・スマートフォン：
http://www.river.go.jp/

気象庁 キキクル

洪水災害、浸水害、土砂災害の危険度の高まりを確認できます。

キキクル
PC・スマートフォン：
https://www.jma.go.jp/bosai/risk/

テレビ・ラジオ

気象情報・避難情報はテレビ・ラジオで確認できます。災害時は76.3MHz(えふえむ・エヌ・ワン)で緊急放送が流れます。



安否情報の登録・確認

災害用伝言ダイヤル（171）：災害時に伝言の録音や再生ができます。171にダイヤル
災害用伝言板（web171）：災害時インターネット接続が可能な場合に利用できます。web171

どこに避難する？避難時の注意点

- *避難*とは*「難」*を*「避」*けること。普段からどう行動するか決めておきましょう。
- 避難には以下の４つの行動があります。いずれにしても*早めの行動*を心がけましょう。

1．指定の避難所への立退き避難



浸水が始まる前に、非常持ち出し袋を持って避難所へ避難しましょう。
安全に通行できるか、事前に避難所までの避難経路を歩いて確認しておきましょう。

2．安全な親戚・知人宅への立退き避難

普段から災害時の避難について相談しておきましょう。
※ハザードマップで安全かどうかを確認しましょう。



3．安全なホテル・旅館への立退き避難

通常の宿泊料が必要となります。
事前に予約・確認しましょう。
※ハザードマップで安全かどうかを確認しましょう。



4．屋内安全確保

ハザードマップで以下の*「３つの条件」*を確認し自宅にいても大丈夫かを確認することが必要です。

❶ 家屋倒壊等氾濫想定区域に入っていない
❷ 浸水深より居室は高い
❸ 水がひくまで我慢でき、水・食料などの備えが十分
※野々市市の浸水継続時間は１日程度と想定されています。



避難時の注意点

❶ 戸締りや火元・電気のブレーカーなどを確認しましょう。



❷ 一人ではなく、地域で助け合いながら避難しましょう。



❸ 溝やマンホールの穴に注意しましょう。

内水氾濫でマンホールのふたが浮き上がって外れている場合があります。
やむを得ず浸水した状況で避難する場合は、棒などで足元を確認しながら進みましょう。



❹ 雨や風の強いとき・夜間の避難は危険！早めに避難しましょう。



❺ 絶対に川や田んぼの様子を見に行ってはいけません。



すでに浸水が始まっており、避難所等への移動がかえって危険な場合は、自宅や近くの頑丈な建物の２階以上に避難しましょう。

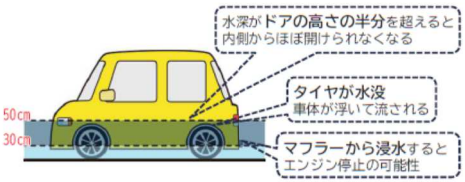


車避難の危険性

❶ 車での避難には様々な危険性があります！
- 浸水しているアンダーパスで動けなくなる
- 川沿いや田んぼ沿いの道路で転落する
- 渋滞が発生し、避難に時間がかかる

やむを得ず車で避難する場合は、十分に余裕をもって浸水が始まる前に避難しましょう。

❷ 車が浸水するとどうなる？



※水深は目安であり、車種によって受ける影響は異なります。

❸ もしも冠水した道路で動けなくなったら…

緊急脱出用ハンマーを車に載せておきましょう。



❹ もしも車内に水が入ってきたら…

車内と車外の水位の差が小さくなってから、大きく息を吸い込み足などに力を込めて押し開け、一気に脱出を図りましょう。

参考：JAFホームページ

非常時に備える３ステップ　まずは１次から。ついで０次、２次。

- 避難するときは*3日分*を目安に必要なものを*非常持ち出し袋*にまとめておきましょう。
- ライフラインが寸断する場合を考えて、７日分の食料や簡易トイレなどを備えておきましょう。

非常時に備える３ステップ

０次の備え
防災ポーチ

非常持ち出し品の中から、携帯できそうなものは、いつも使うバックやポケットに入れて身に着けておきましょう。

１次の備え
非常持ち出し袋

自宅や勤務先など、１日の多くを過ごす場所には、非常持ち出し袋を備えておきましょう。
玄関や寝室など、持ち出しやすい場所に置きましょう。

２次の備え
家庭の備蓄

非常時にライフラインが途絶えたとしても、数日間は自給自足でしのぐことができるように食糧や物品を前もって備えておきましょう。

減災グッズをそろえるときの心がけ

1　１年に２回はチェック

衣類など季節で変わる必需品を取り換えるために、春と秋の年２回を目安にチェックしましょう。

2　使い方を覚える・身につける

いざという時に初めて使うということがないように、準備した減災グッズは実際に使ってみましょう。

3　日用品の汎用性・工夫・知恵

新聞紙やラップ・ビニール袋など、日用品の中でも災害時に役立つものがあります。インターネット等で積極的に情報を入手しましょう。

4　「自助」に加えて、「共助」の備えも

地域の防災訓練に参加しましょう

我が家の備えだけでなく、町内会などで共同の備えがどこに・どのようにあるか確認しましょう。



避難時の服装

ひも付き運動靴をはきましょう
水が入って歩きにくくなるので長靴は避けましょう。



傘は使わない
レインウェアを着て両手が使えるようにしましょう。

棒・杖を持って足元を確認
水害時の水はにごっていて、足元が見えづらくなります。棒・杖を使って足元を確認しながら進みましょう。



自宅・車の浸水対策

ゴミ袋等を使った簡易水のう
２枚重ねにした45リットルのゴミ袋に水を入れて、袋の口をしっかり結べば「水のう」の出来上がり。ポリタンクやプランターもブルーシートで包んで、水のう、土のうの代わりとして使えます。



簡易水のう・止水板の設置
玄関などに簡易水のうや土のう、止水板を設置して水の侵入を防ぎます。



自宅のまわりは日頃からきれいに


自宅のまわりの側溝や雨水ますは詰まっていませんか？大雨の時にあふれやすくならないように日頃からきれいにしておきましょう。

車庫・ガレージの浸水対策


簡易水のうや土のう、止水板を設置して水が入らないようにする。

マフラーへの浸水防止


ビニール袋などで、マフラーの排気口をふさぐ。

浸水防止カバー


車を丸ごと包む浸水防止カバーに入れる。

備えを進める減災グッズチェックリスト

0 携帯　1 持出　2 備蓄　に記入の ○ は0、1、2次のどの備えとするべきかを検討した補足情報です。○を参考に、あなた自身、あなたの家庭、通勤・通学先の備えを検討しましょう。あなた自身にとって必要な数量、品目の３ステップを検討し、ご活用ください。

分類		品目	0 携帯	1 持出	2 備蓄	メモ
基本品目	バッグ	非常持ち出し袋		○		
	水	飲料水	○	○	○	0次：500ml。 1次：一人1、5日程度
	食	携帯食	○	○		チョコレート、キャンディー、栄養補給・調整食品など。
		非常食		○	○	乾パンなど、水・調理なしでそのまま食べれるもの。
	装備	ヘルメット・防災ずきん・帽子など		○		頭を保護して逃げるもの。
		ホイッスル	○			
		手袋（作業用）		○		革製など丈夫な素材のものを。
		運動靴		○		
		懐中電灯（予備電池・電源も）	○	○	○	0次はミニライト等携帯用。 充電・充電式も参照。
	道具	万能ナイフ類		○		ハサミ、ナイフ、カンキリなどの複合ツールが便利。
		ロープ（10m）		○		救助、避難はしごの代用。 体重を支えられる太さ。
	情報	携帯ラジオ（予備電池も）	○	○		複合機能（ライト・携帯電話充電など）のものもある。0次は携帯性重視。 1次・2次ではスピーカー付きが良い。
		携帯電話（充電器・バッテリも）	○			
		連絡メモ・備えリスト	○	○		
		身分証明書（そのコピー）	○	○		マイナンバーカード パスポート、外国人登録証など。
		筆記用具（メモ帳とペン）	○	○		
		油性マジック（太）		○		伝言を書く。
		現金（10円硬貨含む）	○	○	○	公衆電話用に1円、10円玉が必要。 携帯・自宅電話がつながらない時。

分類		品目	0 携帯	1 持出	2 備蓄	メモ
基本品目	救急	救急用品セット	○	○		消毒薬、脱脂綿、ガーゼ、ばんそうこう、包帯、三角巾などケガの手当て用品をひとまとめに。救急袋。
		毛抜き		○	○	とげ抜き、ピンセットとして使える。
		持病薬・常備薬	○	○	○	合わせてお薬手帳・処方箋のコピーも。
	衛生	マスク	○	○	○	感染症対策として。 防寒用としても重要。
		簡易トイレ	○	○	○	非常時において、トイレにいけないことはかなり深刻。
		ティッシュペーパー・トイレットペーパー	○	○	○	トイレットペーパーは汎用性が高い。
		ウェットティッシュ		○	○	水がない時、役に立つ。
	防寒	使い捨てカイロ	○	○		
		サバイバルブランケット		○		非常時の軽量簡易防寒具
	汎用	ハンカチ（大判）・手ぬぐい	○			
		タオル		○	○	汚れの拭き取り、ケガの手当て、下着の代用等、高い汎用度。
		安全ピン	○	○		タオルを留めて下着の代用として使うこともできる。
		ポリ袋	○	○	○	大小あわせて10枚程。 汎用性が高い。
		ビニールシート類（レジャーシート・ブルーシート）		○	○	
		ライター（マッチでも）		○		暖房器具への点火などに。 マッチよりも使い勝手が良い。
		布ガムテープ		○		多用途。屋外に伝言メモを貼るなど、利便性が高い。

分類		品目	0 携帯	1 持出	2 備蓄	メモ
個別に検討する品目	貴重品	予備鍵（家・車等）				
		予備メガネ・コンタクトレンズ				
		通帳・証書類のコピー				
		印鑑				
	女性	生理用品（おりものシート）				傷の手当て等、ガーゼの代用としても重宝する。
		防犯ブザー				
		くし・ブラシ・鏡				
		化粧品				
		髪の毛をくくるゴム				お風呂に入れない時、髪をまとめれば不快感が軽減される。
	高齢者	介護手帳				
		紙おむつ				
		介護用品				
		入れ歯				
		補聴器				
	乳幼児	粉ミルク・哺乳瓶・離乳食				
		清浄綿				
		バスタオル				
		紙おむつ				
		だっこ紐				
		母子手帳				
	障害者・外国人など	障害者手帳				
		助けを求める手段				ホイッスル、サイレン、など
		移動を助ける手段				杖、白いテープ、おんぶひも、など
		情報を得る手段				ラジオ、ワンセグ、拡大鏡、など
		コミュニケーションを助ける手段				筆記用具、レコーダー、コミュニケーションボード、など
		落ち着ける・安心できるもの				お気に入りのグッズ、など
		要援護者と確認できる外装				ゼッケン、ワッペン、など
	ペット	ペット用品				迷子札、など

分類		品目	0 携帯	1 持出	2 備蓄	メモ
備蓄する生活用品目	衣	衣類			○	季節・暮らの状況により、必要な物、数量を判断。
		毛布			○	
		雨具（ポンチョ・雨合羽 など）	○	○		両手が使え作業しやすい。 防寒着にもなる。
	食	保存食類		○	○	お米、乾・干物、豆、根菜類、乾パン、アルファ化米、切り餅、インスタント食品、缶詰類など。 種好とも問らして。
		塩・調味料			○	
		食器類（皿・コップ・箸・フォーク・スプーン）			○	紙・ステンレスなど。
		ラップ			○	食器に使いると洗わずに済み、貴重な水の節約になる。汎用的。
		アルミホイル			○	
		缶切り			○	
		カセットコンロ・ボンベ			○	ボンベは１日１本目安。 コンロ・ボンベの使用説明に注意。
		鍋			○	
	住	歯磨きセット・洗口剤			○	災害時のロくラケアは重要。
		石けん			○	
		ドライシャンプー			○	
		軍曹			○	消臭スプレー、掃除用など、多用途に使える。
		ふろしき	○	○		何かを包む、敷いて段差対策など汎用性が高い。
		予備電池（バッテリ）			○	
		工具類			○	ジャッキ、パール等。
	あると便利・汎用的	地図（避難用・帰宅支援用などの）			○	
		新聞紙・ダンボール		○	○	
		ローソク			○	電気がない、使えない時に長時間の灯りに。火事にはくれぐれも用心の上。
		非常用給水袋・タンク類			○	水を運ぶ、蓄える。
		キッチンペーパー			○	
		ホワイトボード			○	メモ掲示、情報伝達などに。紙や物資が不足する時にあれば便利。
		さらしの布			○	汎用度が高い。指つぶ絆代わりにも。
		スリッパ			○	避難所での上履きとして。
		蚊取り線香			○	夏場の避難生活が屋外となった場合に備えて。

参考：減災グッズチェックリスト（阪神・淡路大震災記念人と防災未来センターHP）

令和4年4月

野々市市 地域の危険度マップ

野々市市では、市民の皆さんに地震発生時の地域の危険度に関する情報を提供し、事前の地震対策を考え、大規模地震に備えていただくために、“地域の危険度マップ”を作成しました。

この“地域の危険度マップ”は、地域の建物棟数データ（構造別・建築年別）と想定される最大震度※1に対する建物の全壊率を掛け合わせ、各地域で想定される「全壊する建物の割合」を推計し、地域の危険度として表示したものです。

過去の大規模な地震（阪神・淡路大震災など）では、耐震基準が改正された昭和５６年５月以前の建物に被害が多く見られます。この“地域の危険度マップ”を確認し、家族みんなで、自宅の耐震性について話し合ってみましょう。

※1　想定される最大震度

「森本・富樫断層帯（M7.2）で発生する地震」や「庄川断層帯（M7.9）で発生する地震」、「どこでも起こりうる直下型の地震（M6.9）」の発生を想定し推計を行ったところ、野々市市では震度６弱～震度６強の揺れが起こる可能性があることがわかりました。

マグニチュード（M）と震度の違いは？

「マグニチュード」は、地震そのものの大きさ（規模）を表すものさしです。一方、「震度」は、ある大きさの地震が起きた時のわたしたちが生活している場所での揺れの強さのことを表します。

この「マグニチュード」と「震度」には、例えば、「マグニチュード」が小さい地震でも、震源からの距離が近いと地面は大きく揺れるため「震度」が大きくなり、「マグニチュード」が大きい地震でも、震源からの距離が遠いと地面の揺れは小さくなるため「震度」が小さくなるといった関係があります。

北陸地方も安心できません！

平成１６年に発生した新潟県中越地震（震度７）、平成１９年に発生した能登半島地震（震度６強）、新潟県中越沖地震（震度６強）など、近年、北陸地方においても死者や家屋の倒壊が伴う大きな地震が発生しています。

このような規模の地震は、いつ、どこで起こるかわかりません。地震が起こる前に家族で話し合い、日頃の備えを心がけましょう。

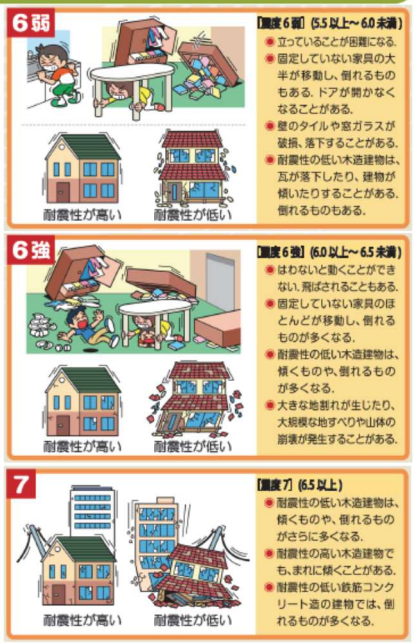


能登半島地震（震度６強）により倒壊・全壊した家屋　気象庁 HP より



右の図は、気象庁（https://www.jma.go.jp/）が公開している「震度と揺れ等の状況（概要）」を抜粋したものです。

「震度と揺れ等の状況（概要）」https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/shindo/jma-shindo-kaisetsu-gaiyo.pdf



このパンフレットに関するお問い合わせは、野々市市建設部建築住宅課 TEL:076-227-6087（直通）

あなたのお宅は大丈夫？

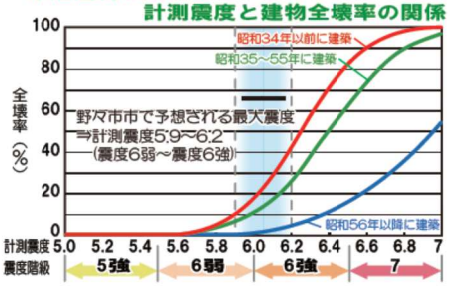
平成７年に発生した阪神・淡路大震災では、犠牲者の約８割以上が住宅・建物の倒壊による窒息死や圧死が原因であったといわれており、特に昭和５６年５月以前の耐震基準で建てられた建物に被害が集中していました。

内閣府資料によると、木造建物における計測震度と建物全壊率の関係は右の図表に示すとおりで、昭和５５年以前に建てられた建物の全壊率が高くなっていることがわかります。野々市市での最大の想定震度（震度６強［計測震度６.２］）が発生した場合、昭和34年以前に建てられた木造建物は約４３%の確率で全壊する可能性があります。

このような大きな被害をもたらす地震からみなさんの生命や財産を守るためには、住宅等の耐震化が重要です。この機会に、住宅等の耐震性を調べ、耐震化を検討してみてはいかがでしょうか。

野々市市では、地震による建物の倒壊等の災害を未然に防止し、市民の安全を確保するため、既存建物の耐震診断及び耐震改修工事に要する費用の一部を補助する制度を設けております。

木造建物における計測震度と建物全壊率の関係



計測震度	木造建物の全壊率（%）		
	S34以前	S35~55	S56以降
5.9	9.7	5.9	0.9
6.0	17.7	10.6	0.9
6.1	28.9	17.4	2.7
6.2	42.7	26.6	4.4

「東南海・南海地震防災対策に関する調査報告書」（2004 内閣府）より

↑S55 以前の木造建物の全壊率が高い

耐震診断・耐震改修に関する助成制度

制度・事業名	対象建築物	事業に係る費用・補助制度内容		お問い合わせ
野々市市既存建築物簡易耐震診断実施事業	木造住宅	建築図面に基づく簡易耐震診断（現況図面がある場合）	無料	野々市市建設部建築住宅課 TEL 076-227-6087
		現地調査に基づく簡易耐震診断（現況図面がない場合）	5，000円	
野々市市住宅耐震改修工事（診断）費補助制度		耐震診断	限度額12万円　補助率３／４	
		耐震改修	限度額150万円	

どんな建物が倒壊する危険性があるの？

①土台や柱、梁の接続部分の補強なし

・構造部材の接合部分が金物で補強されていない。

②壁が少ない

・横からの地震の力に抵抗する“耐力壁”の配置が不十分。※昭和 56 年の建築基準法改正で、以前の約 1.4 倍に強化

③建物の形や耐力壁のバランスが悪い

・建物が複雑な形をしている。
・２階部分が１階部分から張り出している。
・店舗や車庫など、道路側が全面開口となっている。

④基礎が弱い

・鉄筋が入っていないコンクリートの基礎や、基礎が無い古い住宅。

⑤建物が老朽化している

・建物のメンテナンスをしていない。
・湿気による腐朽、シロアリ被害が見られる。

耐震性に関するチェックポイント！

木造住宅の耐震性には、主に３つのチェックポイントがあるといわれています。

■新耐震設計基準（昭和５６年６月施行）に基づいた設計か
■住宅が過去に大きな災害を経験し、破損等の心配はないか
■大きな窓がたくさんある、壁の量が少ないなど住宅の構造、形に問題はないか

財団法人日本建築防災協会のホームページの、『誰でもできるわが家の耐震診断』では、住宅の地震に対する強さ弱さのポイントとなる部分がわかりやすくまとめられています。



野々市市 地域の危険度マップ

N

0　400m　800m　1km

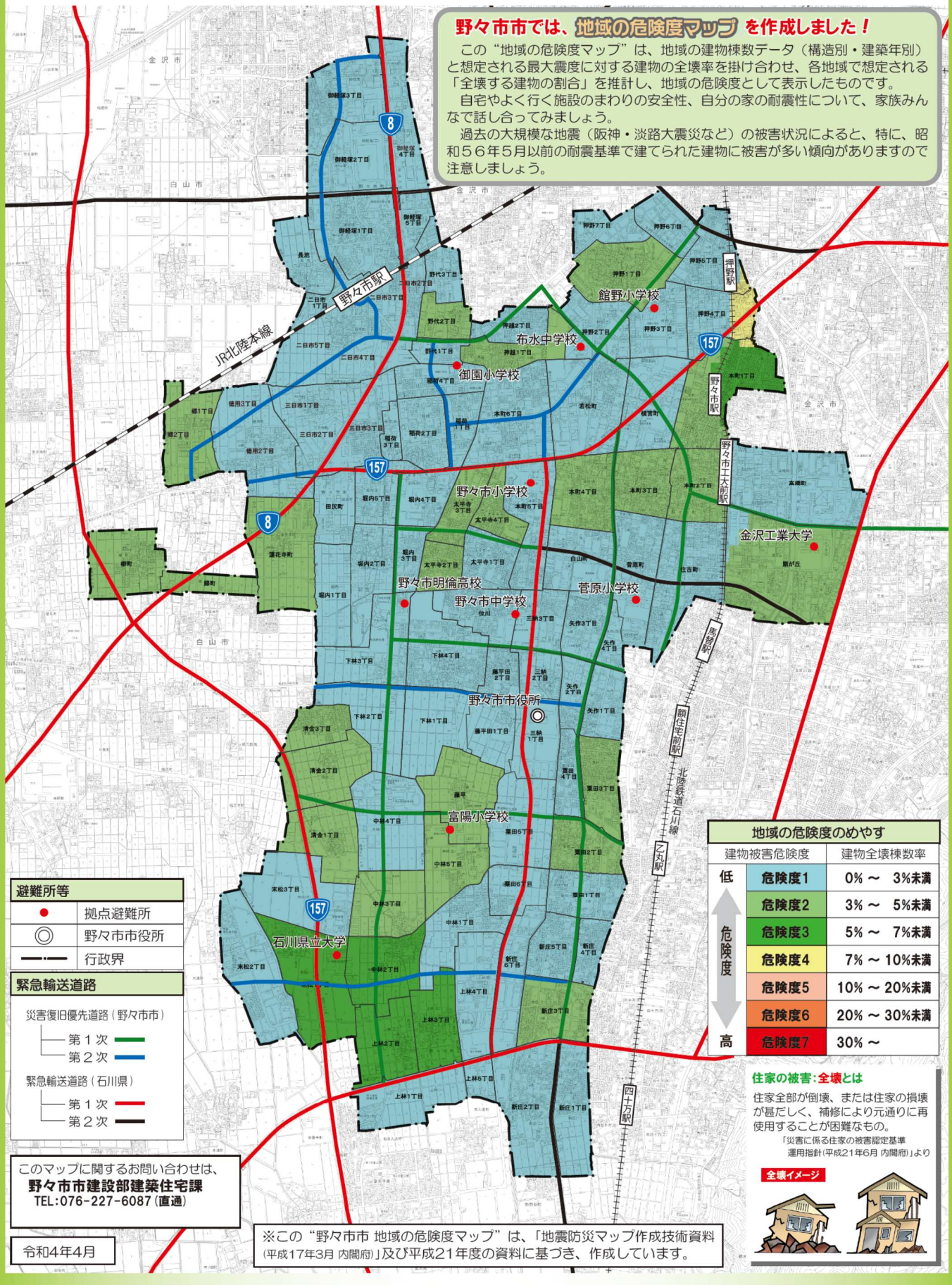
S=1:20,000

野々市市では、地域の危険度マップ を作成しました！

この“地域の危険度マップ”は、地域の建物棟数データ（構造別・建築年別）と想定される最大震度に対する建物の全壊率を掛け合わせ、各地域で想定される「全壊する建物の割合」を推計し、地域の危険度として表示したものです。

自宅やよく行く施設のまわりの安全性、自分の家の耐震性について、家族みんなで話し合ってみましょう。

過去の大規模な地震（阪神・淡路大震災など）の被害状況によると、特に、昭和５６年５月以前の耐震基準で建てられた建物に被害が多い傾向がありますので注意しましょう。



避難所等

●	拠点避難所
◎	野々市市役所
――	行政界

緊急輸送道路

災害復旧優先道路（野々市市）
- 第１次
- 第２次

緊急輸送道路（石川県）
- 第１次
- 第２次

地域の危険度のめやす

危険度		建物全壊棟数率
低	危険度1	0% ～ 3%未満
	危険度2	3% ～ 5%未満
	危険度3	5% ～ 7%未満
	危険度4	7% ～ 10%未満
	危険度5	10% ～ 20%未満
	危険度6	20% ～ 30%未満
高	危険度7	30% ～

住家の被害：全壊とは

住家全部が倒壊、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもの。

「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（平成21年6月 内閣府）」より

全壊イメージ

このマップに関するお問い合わせは、
野々市市建設部建築住宅課
TEL：076-227-6087（直通）

令和4年4月

※この“野々市市 地域の危険度マップ”は、「地震防災マップ作成技術資料（平成17年3月 内閣府）」及び平成21年度の資料に基づき、作成しています。

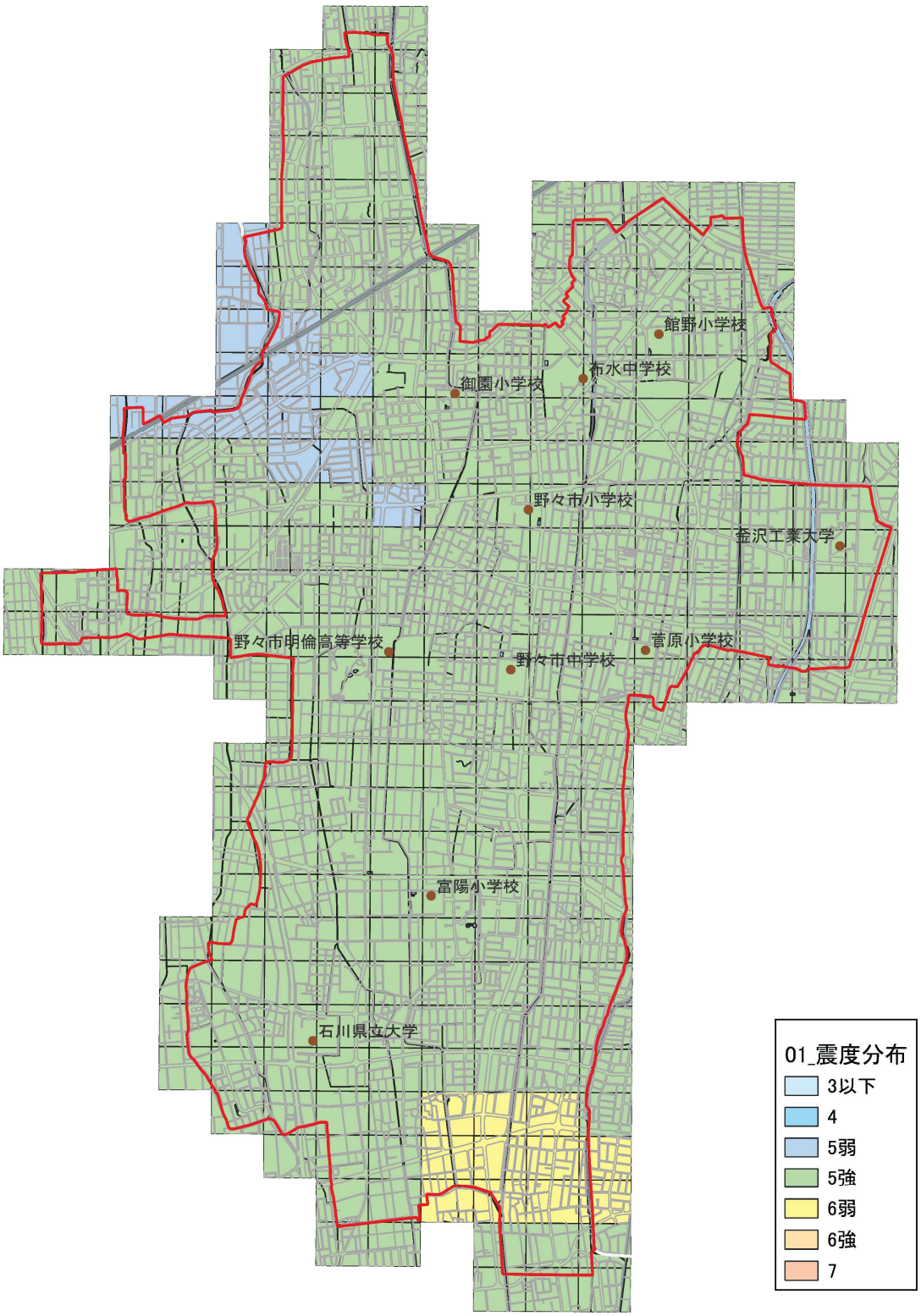
3　海抜地図


N
御経塚
海抜8.4m
御園小学校
海抜17.3m
布水中学校
海抜18.1m
館野小学校
海抜15.0m
柳町
海抜22.3m
野々市小学校
海抜21.1m
金沢工業大学
海抜19.5m
野々市明倫高校
海抜25.8m
野々市中学校
海抜26.2m
菅原小学校
海抜25.3m
野々市市役所
海抜29.4m
富陽小学校
海抜35.3m
石川県立大学
海抜38.3m
新庄
海抜49.6m

第２節　地震災害

1　震度分布マップ

森本・富樫断層帯を震源とする地震による野々市市（メッシュ単位別）の被害予測結果

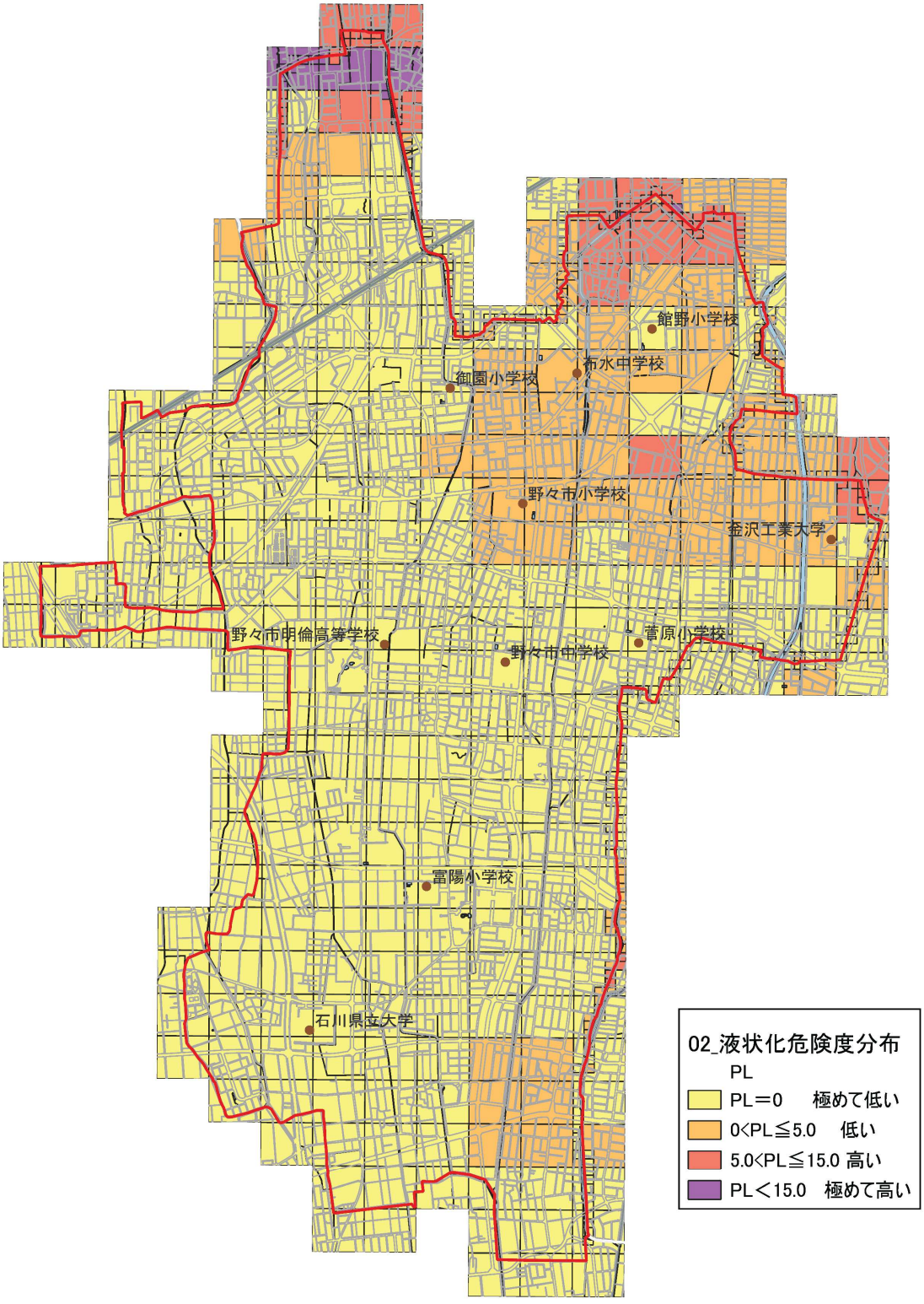


出典：石川県地震被害想定調査結果

2　液状化危険度マップ

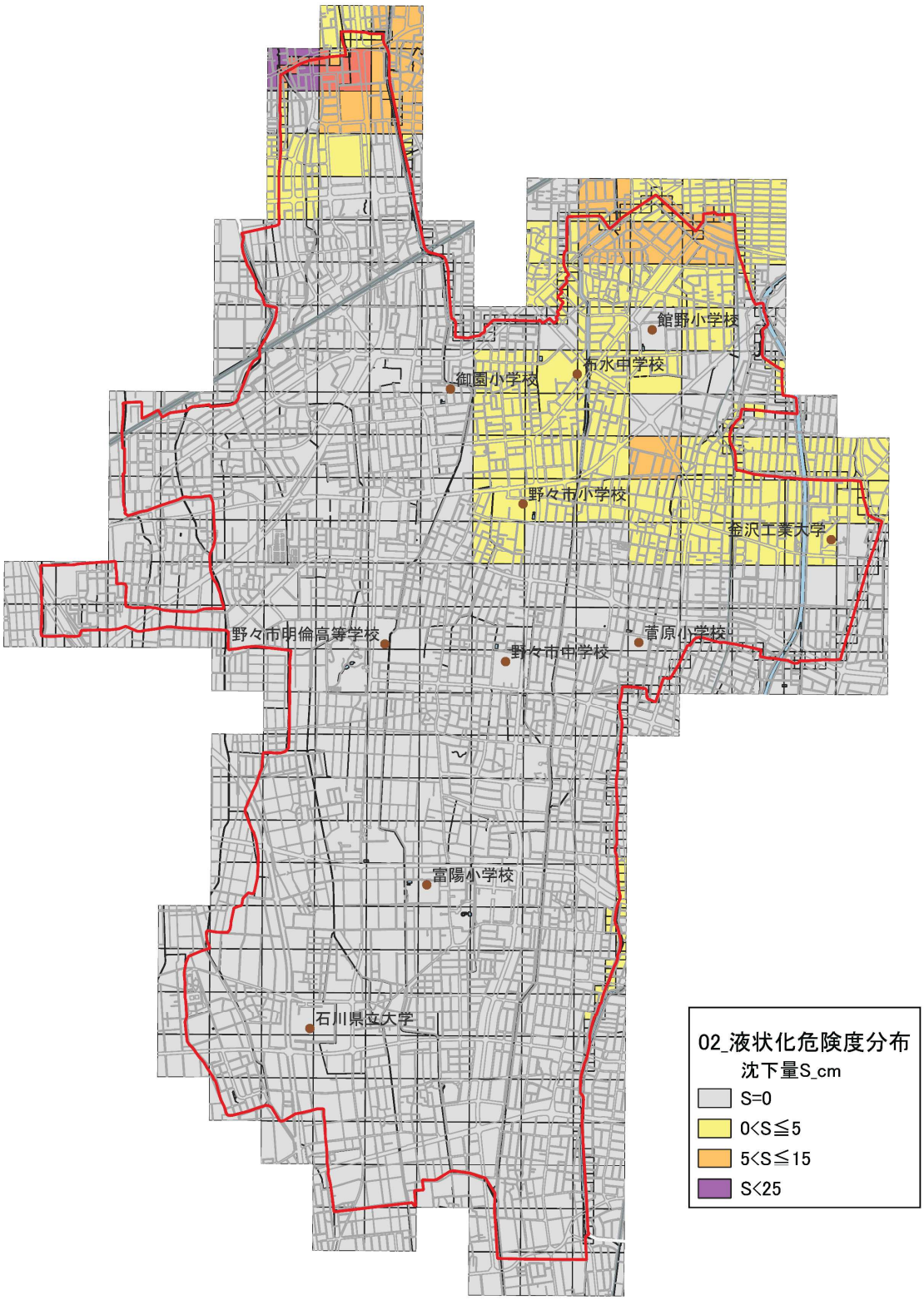
森本・富樫断層帯を震源とする地震による野々市市（メッシュ単位別）の被害予測結果

（ＰＬ値）の分布



出典：石川県地震被害想定調査結果

（沈下量）の分布

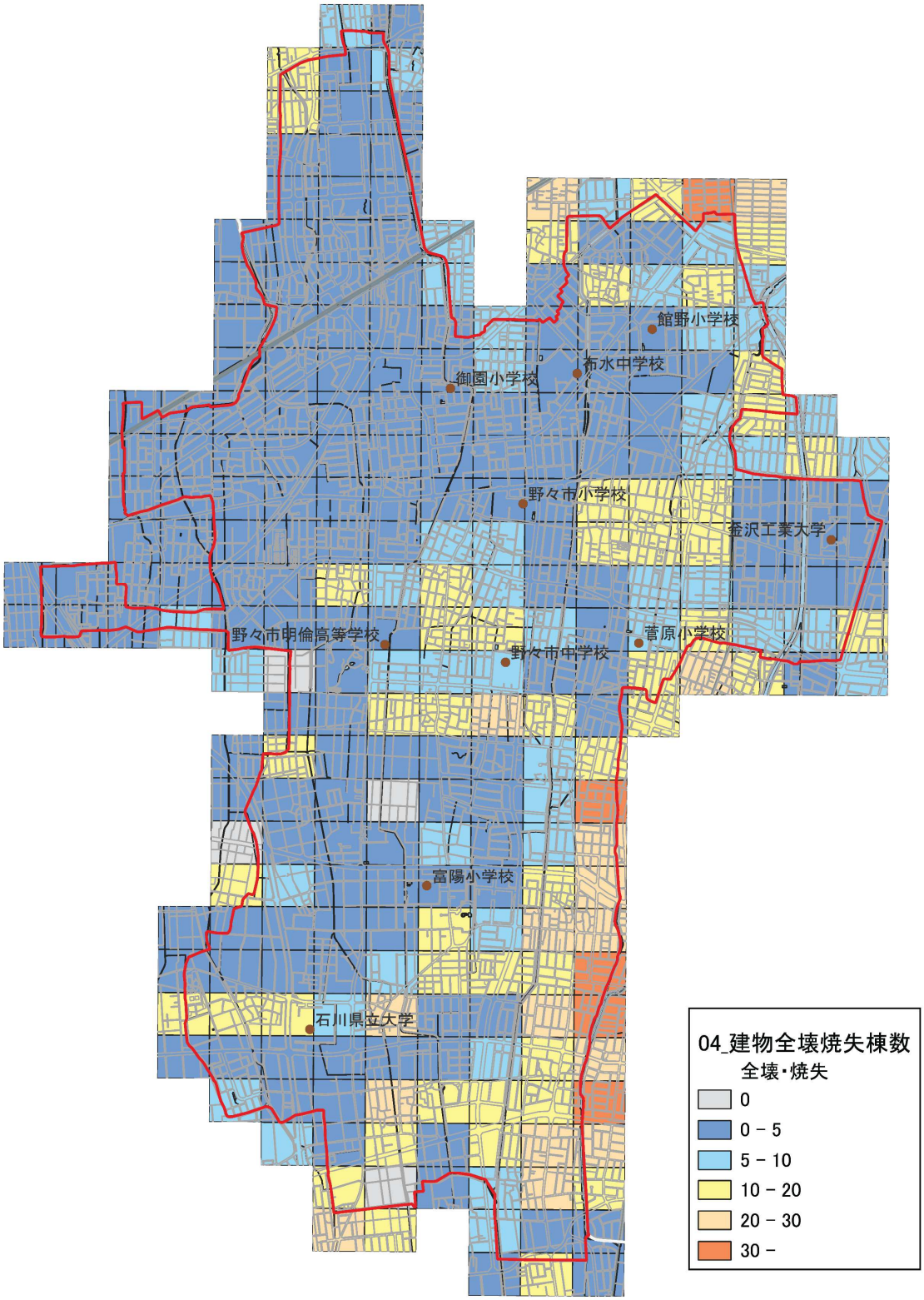


出典：石川県地震被害想定調査結果

3　地震被害想定マップ

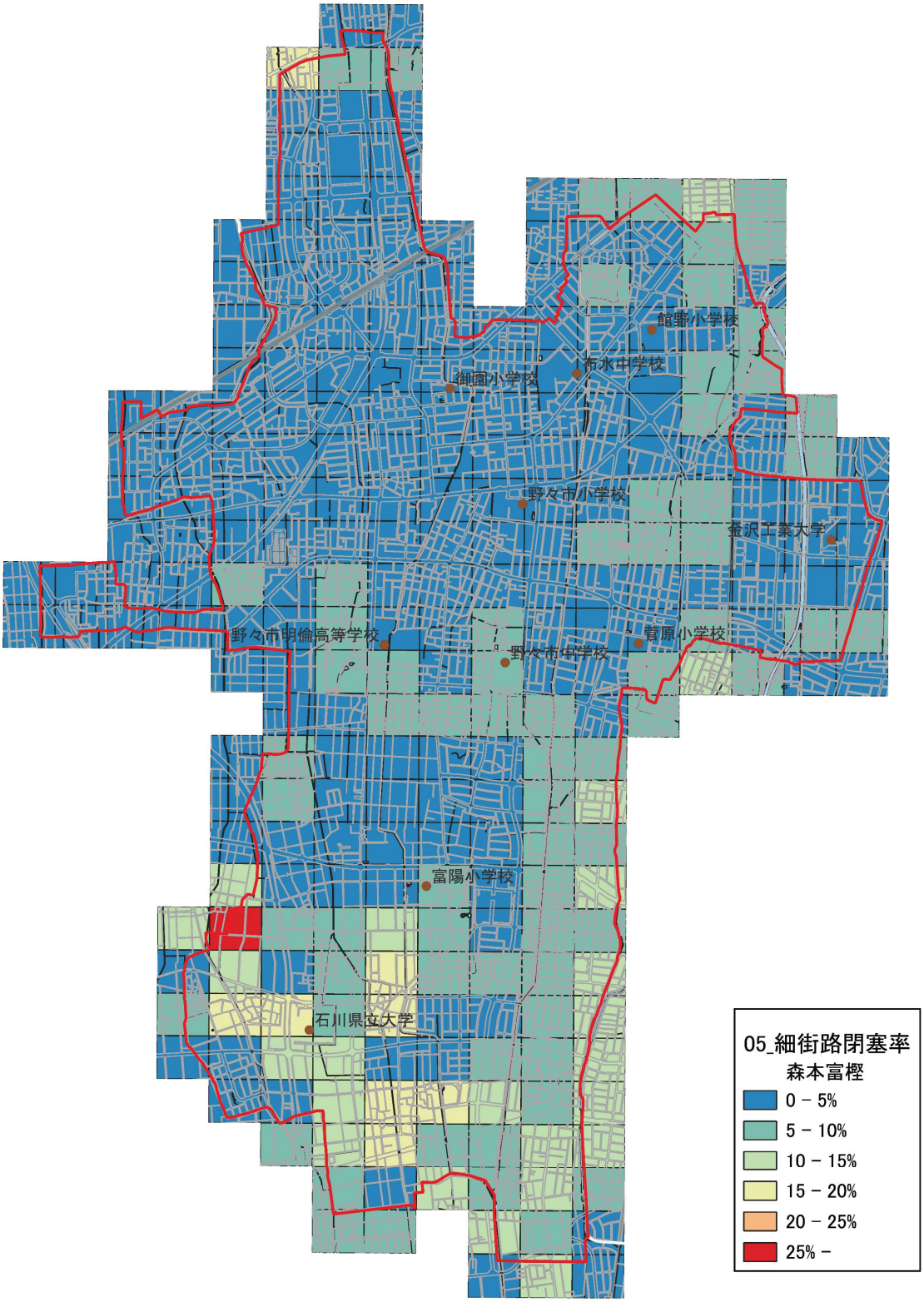
森本・富樫断層帯を震源とする地震による野々市市（メッシュ単位別）の被害予測結果

建物全壊焼失数



出典：石川県地震被害想定調査結果

道路閉塞率



出典：石川県地震被害想定調査結果

4　野々市市の被害想定（定量評価）一覧表（断層帯別）

大項目	中項目	小項目	細項目	単位	想定シーン（冬・朝5時・強風）			
					① 森本・富樫断層帯	② 邑知潟断層帯（南に震源）	③ 砺波平野断層帯西部	④ 庄川断層帯（南に震源）
建物被害	揺れ・液状化・土砂災害・地震火災	揺れ	全壊	棟	1,103	1	6	380
			半壊	棟	1,534	10	49	794
			うち大規模半壊	棟	253	2	8	131
			うち中規模半壊	棟	331	2	11	171
		液状化	全壊	棟	13	10	12	13
			半壊	棟	127	99	123	127
		急傾斜地崩壊	全壊	棟	0	0	0	0
			半壊	棟	0	0	0	0
		地震火災	出火件数	件	1	0	0	0
			焼失棟数	棟	10	0	3	5
		計	全壊(焼失棟数含む)	棟	1,126	10	20	398
			半壊	棟	1,662	109	173	921
物的被害	ブロック塀・自動販売機・屋外落下物・宅地の液状化	ブロック塀の転倒		件	23	495	328	63
		自動販売機の転倒		件	13	0	4	13
		屋外落下物の発生		件	0	0	0	0
		宅地面積に対する液状化面積の割合		%	0%	0%	0%	0%
人的被害	死者数	建物倒壊		人	57	0	0	20
		急傾斜地崩壊		人	0	0	0	0
		地震火災		人	1	0	0	0
		ブロック塀・屋外落下物等の転倒		人	0	0	0	0
		自動販売機等の転倒		人	0	0	0	0
		屋内収容物の移動・転倒		人	3	0	1	2
		計		人	61	0	1	22
	負傷者数	建物倒壊		人	350	0	0	149
		急傾斜地崩壊		人	0	0	0	0
		地震火災		人	1	0	0	0
		ブロック塀・屋外落下物等の転倒		人	1	0	1	1
		自動販売機等の転倒		人	0	0	0	0
		屋内収容物の移動・転倒		人	50	8	14	30
		計		人	402	8	15	180
		うち重傷者数	建物倒壊	人	85	0	0	27
			急傾斜地崩壊	人	0	0	0	0
			地震火災	人	0	0	0	0
			ブロック塀・屋外落下物等の転倒	人	1	0	0	0
			自動販売機等の転倒	人	0	0	0	0
			屋内収容物の移動・転倒	人	10	1	3	6
			計	人	96	1	3	33
	要救助者数（自力脱出困難者）			人	278	0	1	91
	災害関連死			人	16～32	1～1	3～6	8～15
ライフライン 被害	上水道	管路被害	被害箇所数	箇所	23	1	2	11
		断水戸数	発災当日	戸	24,370	1,202	24,370	24,370
			1日後	戸	13,092	1,202	5,204	8,236
			1週間後	戸	8,370	440	2,388	4,409
			1ヶ月後	戸	1,241	2	125	439
		断水人口	発災当日	人	56,710	2,797	56,710	56,710
			1日後	人	30,466	2,797	12,111	19,166
			1週間後	人	19,478	1,025	5,556	10,260
			1ヶ月後	人	2,887	5	292	1,022
		復旧日数		日	85	32	61	68
		応急給水需要量	1日後	L	176,515	9,951	39,029	90,310
			1週間後	L	219,659	9,369	46,470	106,689
	下水道	管路被害	被害延長	km	10	3	5	8
		支障戸数	発災当日	戸	25,197	1,649	25,197	25,197
			1日後	戸	10,293	1,022	1,513	5,948
			1週間後	戸	5,638	130	320	2,432
			1ヶ月後	戸	715	81	99	285
		支障人口	発災当日	人	58,634	3,838	58,634	58,634
			1日後	人	23,952	2,377	3,520	13,841
			1週間後	人	13,121	302	745	5,658
			1ヶ月後	人	1,664	189	231	663
		復旧日数		日	100日以上	59	59	100日以上
	都市ガス	供給停止戸数	発災当日	戸	－	－	－	－
	LPガス	要点検需要家数		戸	2,516	10	53	1,120
	電力	電柱被害	被害本数	本	46	0	1	17
		停電人口	発災当日	人	49,481	18,155	36,779	44,540
			1日後	人	17,984	1,352	5,868	10,102
			1週間後	人	173	0	51	99
			1ヶ月後	人	0	0	0	0
		停電戸数	発災当日	戸	21,264	7,802	15,805	19,140
			1日後	戸	7,728	581	2,521	4,341
			1週間後	戸	74	0	22	43
			1ヶ月後	戸	0	0	0	0
		復旧日数		日	11	4	8	8

大項目	中項目	小項目	細項目		単位	想定シーン（冬・朝5時・強風）			
						① 森本・富樫断層帯	② 邑知潟断層帯（南に震源）	③ 砺波平野断層帯西部	④ 庄川断層帯（南に震源）
	通信（固定）	通信電柱被害	被害本数		本	25	0	1	10
		不通回線数	発災当日		回線	13,018	4,765	9,654	11,707
			1日後		回線	4,720	355	1,540	2,651
			1週間後		回線	45	0	14	26
			1ヶ月後		回線	0	0	0	0
		復旧日数			日	11	4	8	8
	通信（携帯）	停波基地局率	発災当日		%	81.4	29.8	60.3	73.2
			1日後		%	50.3	4.4	18.3	30.4
			1週間後		%	0.6	0.0	0.2	0.3
			1ヶ月後		%	0.0	0.0	0.0	0.0
		不通ランク	発災当日		ランク	A	－	A	A
			1日後		ランク	A	－	－	C
			1週間後		ランク	－	－	－	－
			1ヶ月後		ランク	－	－	－	－
交通施設被害	道路（緊急輸送道路）	被害箇所数	道路		箇所	2	1	1	2
			橋梁（軽微な被害含む）		箇所	0	0	0	0
		物流障害	交通量		台	0	1	0	0
			物資運搬量		千トン	1	1	0	1
	鉄道	被害箇所数			箇所	7	4	6	7
		復旧日数			日	0	0	0	0
	港湾・漁港	被害箇所数			箇所	－	－	－	－
	空港	被害箇所数			箇所	－	－	－	－
生活機能支障	避難者	全避難者数	発災当日・1日後		人	4,256	78	135	1,641
			1週間後		人	8,061	315	1,490	3,795
			1ヶ月後		人	4,256	78	276	1,641
		避難所避難者数	発災当日・1日後		人	2,554	47	81	984
			1週間後		人	4,031	157	745	1,898
			1ヶ月後		人	1,277	23	83	492
		避難所外避難者数	発災当日・1日後		人	1,702	31	54	656
			1週間後		人	4,031	157	745	1,898
			1ヶ月後		人	2,979	55	193	1,148
		広域避難の可能性			人	0	0	0	0
	支援者（対口支援職員・災害支援NPO・ボランティア）		1週間後		人	40	2	7	19
			1ヶ月後		人	429	8	28	165
	災害時要支援者	発災当日・1日後			人	263	5	8	101
		1週間後			人	498	19	92	235
		1ヶ月後			人	263	5	17	101
	帰宅困難者	帰宅困難者	発災当日		人	6,861	6,861	6,861	6,861
	飲食機能支障	物資需要量（避難者）	1日後	飲料水	L	91,398	8,391	36,332	57,497
				食料	食	12,768	234	405	4,922
				乳児用粉ミルク	g	5,158	95	163	1,988
				毛布	枚	5,107	94	162	1,969
			1週間後	飲料水	L	58,433	3,075	16,667	30,780
				食料	食	24,184	944	4,470	11,386
				乳児用粉ミルク	g	9,769	381	1,806	4,600
				毛布	枚	8,061	315	1,490	3,795
		物資需要量（支援者）	1週間後	飲料水	L	121	5	22	57
				食料	食	121	5	22	57
				毛布	枚	81	3	15	38
	医療機能支障	新規の入院需要量			人	102	0	1	35
		被災した医療機関からの転院患者数			人	92	1	46	69
		対応力不足量（入院）			人	81	0	0	13
		対応力不足量（外来）			人	107	0	2	42
	介護・福祉機能支障	高齢者施設の機能支障	入所	被災する可能性のある人数	人	50	0	1	13
			通所	被災する可能性のある人数	人	21	0	0	6
		障害者施設の機能支障	入所	被災する可能性のある人数	人	4	0	0	1
			通所	被災する可能性のある人数	人	9	0	0	3
		子ども施設の機能支障	入所	被災する可能性のある人数	人	0	0	0	0
			通所	被災する可能性のある人数	人	93	0	2	30
		保護施設の機能支障	入所	被災する可能性のある人数	人	0	0	0	0
			通所	被災する可能性のある人数	人	0	0	0	0
	住機能支障	応急仮設住宅数			棟	287	0	0	0
	衛生機能支障	物資需要量（避難者）	1日後	携帯・簡易トイレ	個	10,633	18	134	2,579
				仮設トイレ	基	51	1	2	20
				入浴設備	基	51	1	2	20
				乳児・小児用おむつ	枚	868	16	28	334
				大人用おむつ	枚	170	3	5	66
				生理用品	枚	1,097	20	35	423
			1週間後	携帯・簡易トイレ	個	12,877	26	679	3,194
				仮設トイレ	基	81	3	15	38
				入浴設備	基	81	3	15	38
				乳児・小児用おむつ	枚	1,644	64	304	774
				大人用おむつ	枚	322	13	60	152
				生理用品	枚	2,079	81	384	979
		物資需要量（支援者）	1週間後	携帯・簡易トイレ	個	64	0	3	16
				仮設トイレ	基	81	3	15	38
				入浴設備	基	81	3	15	Z38
				生理用品	枚	10	0	2	5
	災害廃棄物量	廃棄物発生量			万t	18	0	1	7

大項目	中項目	小項目	細項目	単位	想定シーン（冬・朝5時・強風）			
					① 森本・富樫断層帯	② 邑知潟断層帯（南に震源）	③ 砺波平野断層帯西部	④ 庄川断層帯（南に震源）
		仮置き面積		ha	7	0	0	3
その他の被害	エレベーター	停止台数		台	31	14	24	28
	文化財	被災箇所数		箇所	1	0	0	0
	孤立集落	農業集落数		地域	0	0	0	0
		漁業集落数		地域	0	0	0	0
	海岸施設	被災箇所数		箇所	0	0	0	0
		被災延長		km	0	0	0	0
	ため池	被災箇所数		箇所	0	0	0	0
	観光被害	被災者数	発災当日	人	50	0	1	22
		避難者数	発災当日・1日後	人	465	9	15	179
経済被害	直接被害			兆円	0	0	0	0